

令和6年度
包括外部監査の結果報告書

「商工労働部（公営競技事務所を除く）
に係る事務の執行について」

令和7年3月

福井市包括外部監査人

斎藤 栄慶

第1章 包括外部監査の概要	1
1. 外部監査の種類	1
2. 選定した特定の事件（テーマ）	1
3. 監査対象期間	1
4. 監査対象所属	1
5. 事件（テーマ）を選定した理由	1
6. 外部監査の方法	3
(1) 監査の要点	3
(2) 主な監査手続	4
7. 監査の実施期間	4
8. 監査の結果	4
9. 包括外部監査人の補助者	4
10. 利害関係	4
11. その他	4
(1) 用語について	4
(2) 金額について	5
(3) 元号表記について	5
第2章 監査対象の概要	6
1. 監査対象に関連する計画総括	6
2. 第八次福井市総合計画	6
(1) 第八次福井市総合計画について	6
(2) 第八次福井市総合計画における政策と商工労働部における各事業内容との関係	7
(3) 商工労働部に係る各種施策の進行状況	13
3. 福井市企業立地戦略及び当該戦略の進捗状況	17
(1) 福井市企業立地戦略立案の目的	17
(2) 福井市企業立地戦略において認識されている現状	17
(3) 福井市企業立地戦略策定後における本市の企業立地の状況	18
(4) 企業立地に係る社会情勢の変化	19
(5) 福井市における目指す産業集積と企業立地の方向性	19
(6) 福井市における企業立地の取り組み方針	21
(7) 福井市における企業立地の取り組み進捗状況	24
4. 福井市観光振興計画及び当該施策の進捗状況	26
(1) 福井市観光振興計画に記載されている福井市の課題	26
(2) 福井市観光振興計画における施策の方向性及び数値目標等	27
(3) 福井市観光振興計画における施策の実施状況及び結果	33

5. 福井市文化芸術振興ビジョン	55
(1) 福井市文化芸術振興ビジョンの策定の背景	55
(2) 福井市文化芸術振興ビジョンにおける福井の文化芸術の振興のためのビジョン	55
(3) 福井市文化芸術振興ビジョンにおける各種事業の実施状況	56
6. 商工労働部の組織機構及び事務内容	64
(1) 組織機構	64
(2) 商工労働部（公営競技事務所を除く）の事務内容	64
第3章 監査の結果	68
1. 監査結果のまとめ	68
2. 商工振興課・企業立地推進室	68
2-1. 福井フェニックスまつり開催事業	68
2-2. 地域交流プラザ管理運営費	72
2-3. 商工総務事務諸経費	74
2-4. 商店街活性化支援事業	76
2-5. 商店街施設維持管理支援事業	81
2-6. 商店街連合会活性化事業補助	83
2-7. 商店街連合会指導員設置事業	85
2-8. 福井商工会議所商工相談事業補助金	90
2-9. 福井地区商工会事業補助金	95
2-10. 九頭龍鮎の里フェア開催事業補助金	100
2-11. そばまつり in みやま開催事業補助金	102
2-12. 企業立地支援事業	104
2-13. 企業立地促進事業	112
2-14. 三留工業団地緑地整備事業	115
2-15. 拠点工業団地環境整備事業	116
2-16. 暮らしの工芸展開催事業	118
2-17. 熱意ある創業支援事業	120
2-18. ものづくり産業イノベーション事業	125
2-19. 北陸技術交流テクノフェア開催事業	127
2-20. 新事業創出支援事業	128
2-21. ものづくり企業エネルギーコスト対策事業	132
2-22. 中小企業団体支援事業	135
2-23. 事業承継促進事業	138
2-24. 新型コロナウイルス感染症対応事業者支援事業	140
2-25. ふくい企業価値向上推進事業	143

2-26. おいしいふくい推進事業	145
2-27. 制度融資預託金	149
2-28. 制度融資受付業務委託	153
2-29. 制度融資保証料及び利子補給金	154
2-30. まちづくり会社支援事業	156
2-31. アクティブスペース管理事業	159
2-32. 民間によるまちなか活性化活動支援事業	162
2-33. リノベーションまちづくり推進事業	165
2-34. 冬のまちなか賑わい創出事業	168
2-35. まちなかイベントプラットフォーム構築事業	172
2-36. ONE PARK FESTIVAL 支援事業	176
2-37. 中心市街地賑わい創出支援事業	179
2-38. まちなか賑わい波及事業	181
2-39. 県営事業負担金	184
3. おもてなし観光推進課	185
3-1. 地区観光協会等助成事業	186
3-2. 観光担い手育成事業	188
3-3. 観光誘客事業	192
3-4. 教育旅行・学生合宿支援事業	200
3-5. 観光動態調査事業	204
3-6. 一乗谷ブランドイメージ向上事業	206
3-7. まちなか滞在推進事業	210
3-8. 「越前海岸」体験・体感観光推進事業	215
3-9. 五感に響く体験・交流型観光推進事業	218
3-10. 福井・永平寺周遊滞在型観光推進事業	220
3-11. 観光地維持管理事業	222
3-12. 一乗滝小次郎の里ファミリーパーク管理運営事業	226
3-13. 観光物産館管理運営費	234
3-14. 波の華運営事業	243
3-15. ガラガラ山越前水仙の里キャンプ場運営事業	254
3-16. 各種団体振興事業	265
3-17. 福井フィルムコミッション事業	266
3-18. 新・観光ビジョン進行管理事業	267
3-19. 観光事務諸経費	269
3-20. 観光地災害復旧事業	270
4. おもてなし観光推進課 国際室	272

4-1. 国際化推進事業	272
4-2. 国際化市民活動促進事業	276
4-3. 多文化共生事業	279
4-4. 国際交流事務諸経費	283
5. 観光振興課越前水仙の里公園	285
5-1. 越前水仙の里公園運営事業	285
6. 文化振興課	292
6-1. 歴史のみえるまちづくり協会助成事業	292
6-2. 歴史のみえるまちづくり普及事業	293
6-3. 観光・文化連携事業	295
6-4. まちなか滞在推進事業	299
6-5. 一乗谷朝倉氏遺跡活用活性化事業	304
6-6. 日本遺産活性化推進事業	308
6-7. 観光地維持管理事業	311
6-8. 愛宕坂茶道美術館管理運営費	312
6-9. 橘曙覧記念文学館管理運営費	319
6-10. グリフィス記念館管理運営費	325
6-11. 一乗谷レストラン管理費	332
6-12. 文化奨励事業	336
6-13. 文化活動支援事業	338
6-14. 文化振興諸経費	342
6-15. 名勝養浩館庭園魅力向上事業	343
6-16. 名勝養浩館庭園保存管理事業	346
6-17. 特別史跡管理費	349
6-18. 特別史跡運営費	359
6-19. 特別史跡整備事業	360
6-20. 文化会館管理運営費	363
7. 自然史博物館	365
7-1. 自然史博物館管理費	365
7-2. 自然史博物館運営費	371
7-3. 資料整理・保管費	374
7-4. 自然史博物館調査研究費	376
7-5. 教育普及費	380
7-6. 企画展開催事業	382
7-7. 自然史博物館分館運営費	386
8. 美術館	395

8-1. 美術館管理費	395
8-2. 美術館運営費	401
8-3. 美術館企画展開催事業	404
8-4. アトリエ開催事業	406
8-5. 市美展ふくい開催事業	409
8-6. 社会教育施設災害復旧事業	411
9. 郷土歴史博物館	412
9-1. 養浩館管理費	412
9-2. 重要文化的景観保存活用事業	418
9-3. 歴史博物館管理費	421
9-4. 歴史博物館運営費	429
9-5. 歴史博物館資料収集保存費	432
9-6. 歴史博物館調査研究費	436
9-7. 歴史博物館教育普及費	437
9-8. 歴史博物館企画展事業	439
10. しごと支援課	443
10-1. 雇用奨励金事業	443
10-2. 障がい者雇用促進事業	444
10-3. 多様な人材発掘事業	448
10-4. U・Iターン就職促進事業	451
10-5. 福井で働く魅力発信事業	455
10-6. 福井市シルバー人材センター支援事業	459
10-7. 技能継承事業	464
10-8. 勤労者生活対策利子補給事業	467
10-9. 勤労者等融資事業	469
10-10. 中小企業労働相談事業	472
10-11. 中小企業退職金共済等加入促進事業	474
10-12. 魅力ある職場づくり推進事業	475
10-13. しごと支援課事務諸経費	479

第1章 包括外部監査の概要

1. 外部監査の種類

本外部監査は、地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査である。

2. 選定した特定の事件（テーマ）

商工労働部（公営競技事務所を除く。以下同様）に係る事務の執行について

3. 監査対象期間

令和5年度（自令和5年4月1日 至令和6年3月31日）

ただし、必要に応じその他の年度についても監査対象とした。

4. 監査対象所属

No	監査対象所属（令和5年度時点）
1	商工振興課（企業立地推進室を含む）
2	観光文化局 おもてなし観光推進課
3	観光文化局 おもてなし観光推進課 国際室
4	観光文化局 おもてなし観光推進課 越前水仙の里公園
5	観光文化局 文化振興課（一乗谷朝倉氏遺跡事務所を含む）
6	観光文化局 自然史博物館
7	観光文化局 美術館
8	観光文化局 郷土歴史博物館
9	しごと支援課

5. 事件（テーマ）を選定した理由

商工労働部では、産業の振興、雇用の促進及び安定、観光の振興、文化振興を通じた観光誘客などに関する事業を行っている。

産業の振興については、商工業の発展や中小企業者への金融支援、企業の誘致や地場産業の振興、起業家の支援・育成など地域産業の活性化、企業立地による産業の活性化を目的とした事業を実施している。

また、雇用の促進及び安定については、勤労者が安定して生活できるような支援や障がい者や母子家庭の母等、就労が困難な方の就労を促進するための支援、U・Iターン就職者増への取り組みを実施している。

さらに、観光誘客等については、観光情報の発信、観光客へのおもてなし、イメージ向上など観光振興を進めるとともに、市民が優れた文化芸術に親しめる機会の創出を図るなど郷土の文化や歴史、自然に関する文化振興も進めている。特に、令和6年3月北陸新幹

線福井開業に合わせた新たな観光案内所を開設している。

なお、令和5年度の商工労働部のマネジメント方針における基本方針は、以下のとおりとなっている。

ウクライナ情勢の長期化や円安等の影響により、原油・原材料価格が高騰する中、状況に応じた資金繰り支援や消費喚起策を継続するとともに、企業のDXへの取組や新事業の創出、販路開拓、事業承継等を後押しし、地域産業の活力を高めます。

中心市街地のにぎわい創出については、新たなプレイヤーの育成や、民間主体のにぎわいづくりを促進します。

福井市企業立地戦略に基づき、県外企業の誘致に取り組むとともに、市内企業の事業拡大に対応した企業立地を推進します。

人口減少や若年層の首都圏への流出による地方の労働力不足が深刻化する中、U・Iターン就職の促進や就労機会の創出を図るとともに、誰もが働きやすい職場環境づくりを推進します。

観光振興については、北陸新幹線福井開業の効果を最大限に活かすため、観光素材の磨き上げとともに、国内外に向けた宣伝活動及び情報発信の強化を図ります。

国内外からの観光客を万全の体制で受け入れるため、市民や事業者などと一体になったオール福井でのおもてなしの充実を目指すとともに、新幹線開業に合わせて運用を開始する新たな観光案内所の開設準備を本格的に進めます。

また、市民が優れた文化芸術に親しめる機会の創出を図るとともに、次世代を担う人材の育成に努めます。郷土の文化や歴史、自然を福井の魅力として活用し、観光誘客や交流人口の増加につなげます。

当該マネジメント方針を受けた令和5年度の当初予算は、福井市の一般会計歳出合計129,775百万円のうち、労働費は249百万円（歳出合計に対する割合0.2%）、商工費は2,215百万円（歳出合計に対する割合1.7%）、また文化振興に係る予算は教育費中803百万円（歳出合計に対する割合0.6%）であり、商工労働部合計では3,267百万円（歳出合計に対する割合2.5%）となっており、商工労働部における事業内容は重要な施策であることがわかる。

また、福井市の市政運営の基本となる第八次福井市総合計画においては、第一に、福井市を取り巻く社会状況における、社会情勢の変化・時代の潮流のひとつとして、「先端技術の活用及び人材育成」を取り上げ、人口減少と少子高齢化が進行する中であっても、国際競争力の強化や産業・経済の活性化を図るとともに、労働力不足への対応をはじめとする社会的な課題解決や持続可能でより豊かな社会を実現するため、先端技術の開発やデジタルトランスフォーメーションの取組を進める必要性を認識している。第二に、同じく福井市を取り巻く社会状況における、福井市を取り巻く環境の変化として「北陸新幹線福井

開業、中部縦貫自動車道の県内開通後における環境変化への対応」を取り上げ、観光誘客や販路開拓・拡大、関係人口の創出など、様々な取組にチャレンジしていく必要性を認識している。第三に、福井市の現状において「若年層の転出超過が顕著」を取り上げ、若年層の減少や転出を抑制するためには、安心して子どもを産み育てることができる子育て環境のさらなる充実を図るとともに、子どもの頃から地元福井の良さや、市内企業について知る機会を設けるほか、それぞれのライフステージに応じた地元定着やU・Iターン促進に向けた取組を進める必要性を認識している。

当該必要性を認識したうえで、商工業に関する政策（新たなチャレンジを後押しし、活力と魅力あふれる商工業が発展しつづけるまちをつくる）、観光に関する政策（福井の魅力「福いいネ！」を実感できる、おもてなしの心があふれる観光のまちをつくる）、文化、歴史、自然に関する政策（文化や歴史、自然を、郷土の誇りとして未来につなぎ、個性豊かな魅力あるまちをつくる）を重要政策とし、「みんなが輝く 全国に誇れる ふくい」を実現するための取り組みを実施している。

このように、福井市を生き活きと働くまちにするための商工労働部の事業について、公益性、公共性の観点から、当該事業の財務事務の執行及び事業の管理が法令・規則等に照らして適切に実施されているか、さらには、効率性及び有効性の観点から適切に執行されているかどうかの視点で検証することに意義があると判断し、監査の対象とすることとした。

6. 外部監査の方法

（1）監査の要点

商工労働部に係る事務の執行について、法令等に準拠した上で効果的、効率的かつ経済的に実施されているかを検討する。なお、具体的な着眼点は以下のとおりである。

① 目標の達成状況

第八次福井市総合計画を始めとする各種計画等で掲げている各数値目標の達成状況はどうか。

② 3Eの観点

商工労働部の事務について、経済性、効率性、有効性の観点から適切に実施されているか。また、各事務事業についての成果指標の設定及び検証が適切に実施されているかどうか。

③ 合规性

商工労働部の事務について、法令、条令、規則、会計事務の手引き等の内規に沿って、適切に手続が実施されているか。

④ 公平性

商工労働部の事務について、公平性が確保されているか。

⑤ 組織体制

- i) 商工労働部の組織は適切かつ効率的な体制となっているか。
- ii) 商工労働部内の各課の連携は適切に実施されているか。

(2) 主な監査手続

第八次福井市総合計画、福井市観光振興計画等を閲読するとともに、商工労働部より所属概要書、事務分掌表、調査票、予算要求概要書、歳入整理簿、支出命令一覧等の資料を入手し、主な事業内容等を把握するとともに、各種事業に対する質問事項をまとめ、当該質問事項等を踏まえ、商工労働部に対して、事業内容や数値目標の達成状況などのヒアリングを実施した。

また、歳入整理簿や支出命令一覧より各事業を理解する上で必要と監査人が判断した取引を任意で抽出し、事業内容の詳細を把握するとともに、執行何等の内規に基づく、決裁等の運用が実施されているかどうかの検証を実施した。

さらに、必要に応じて、商工労働部所管の外部施設を訪問し、実際の事業の現場や現金管理の状況、書類の保管状況、指定管理者・委託事業者の運営状況等を実地見聞した。

7. 監査の実施期間

令和6年6月1日から令和7年3月21日まで

8. 監査の結果

監査の結果については、「第3章 監査の結果」に記載しているとおりである。

監査の結果、指摘事項は4件、意見は231件であった。

9. 包括外部監査人の補助者

武田 敦（公認会計士）

武田 さおり（公認会計士）

内田 実穂子（公認会計士）

木野 仁彦（公認会計士）

10. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人と福井市との間には、地方自治法第252条の29に規定されている利害関係はない。

11. その他

(1) 用語について

① 指摘事項

法令や規則に対する逸脱事項（軽微なものを除く）や重大な非効率、不経済な事象に対する外部監査人の意見である。

② 意見

指摘事項とはならない法令や規則に対する軽微な逸脱事項や軽微な非効率、不経済な事象に対する外部監査人の意見もしくは提案や所感である。

③ 3E

Economy（経済性）、Efficiency（効率性）、Effectiveness（有効性）を示した用語であり、包括外部監査において最も重視している視点である。

（２）金額について

千円未満については原則切り捨てとしている。しかし、一部福井市が作成した資料をそのまま利用しているため、その他の方法となっている箇所もあるが重要性はないと判断し修正は行っていない。そのため、合計金額が一致しない場合がある。

（３）元号表記について

元号について、平成を H、令和を R と表記している場合がある。

第2章 監査対象の概要

1. 監査対象に関連する計画総括

監査テーマである商工労働部（公営競技事務所を除く。）に係る事務の執行に関連して、福井市が具体的な取組を実施していくために、策定している計画等の総括は以下のとおりである。

令和6年度所管課	計画等	
商工振興課	第八次 福井市総合計 画	—
企業立地推進課		福井市企業立地戦略
観光振興課		福井市観光振興計画
観光振興課 国際室		
観光振興課 越前水仙の里公園		
文化振興課		福井市文化芸術振興ビジョン
文化振興課 一乗谷朝倉氏遺跡事務所		
自然史博物館		
美術館		
郷土歴史博物館		
しごと支援課		—

以下、各計画等についての概要及び進捗状況について記載する。

2. 第八次福井市総合計画

（1）第八次福井市総合計画について

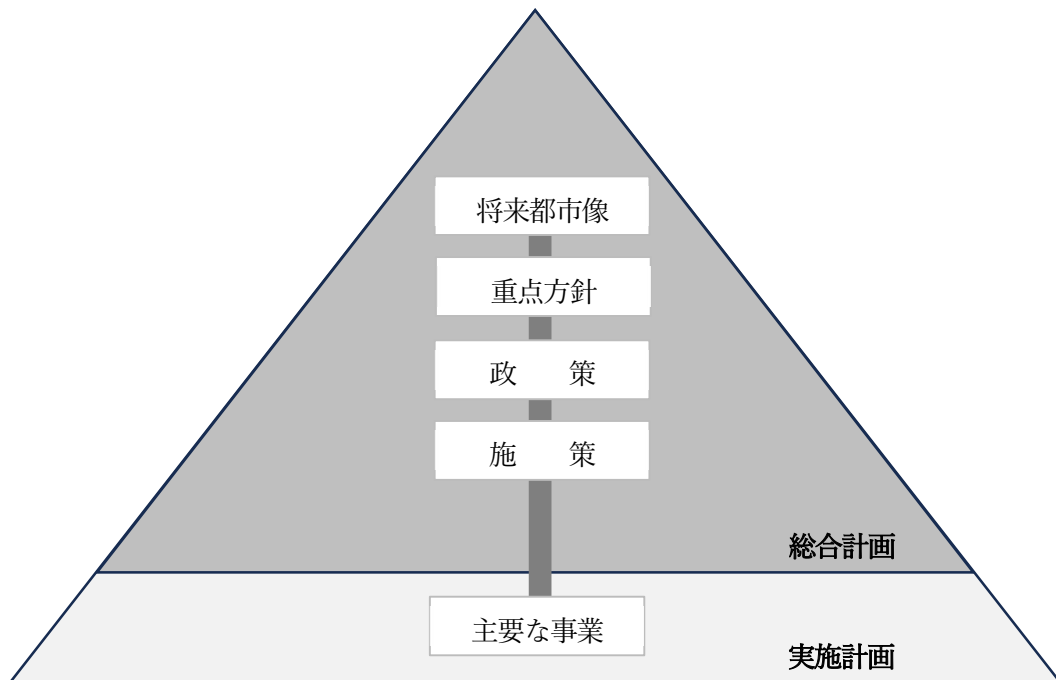
福井市においては、将来都市像「みんなが輝く 全国に誇れる ふくい」の実現に向け、重点方針「豊かな地域づくり、輝く未来への挑戦」を掲げ、令和4年度から令和8年度の5年間で計画の期間とする第八次福井市総合計画を策定し、具体的な取組を実施している。

ここで、総合計画とは、福井市が総合的・計画的な行政運営を推進するための方向性を示すものであり、福井市の特性に応じた目指すべき将来像及び、将来像を実現するための基本的な方針を明らかにし、市民、関係団体、行政などが協力して福井市のまちづくりを進めるための指針である。

これにより、社会基盤整備、市民生活、福祉、産業振興、教育など様々な分野にわたる事業を一つの方向性のもとに計画的に推進することができるものであり、福井市の計画としては最上位に位置づけられるものである。

そのため、当該第八次福井市総合計画で掲げる基本的な取組の方向性である政策、及び具体的な取組内容である施策に基づいて、各所管課において、具体的な事業が展開されている。

【計画の構成】



【将来都市像】

長期的な取組により実現を目指す、福井市の将来のまちの姿

- ・みんなが輝く 全国に誇れる ふくい

【重点方針】

将来都市像の実現を図るための、重点的な方針

- ・豊かな地域づくり
- ・輝く未来への挑戦

【政策】

基本的な取組の方向性

【施策】

政策をより具体的に表した取組内容

【主要な事業】

総合計画に示された体系に基づき実施する、具体的な事業

(2) 第八次福井市総合計画における政策と商工労働部における各事業内容との関係

第八次福井市総合計画に掲げる施策、主な取組、関係所属及び主要な事業のうち、商工労働部における事業の実施状況は以下のとおりとなっており、理由が明確なものを除いて、いずれの事業も令和5年度も引き続き実施されている。

分野					
政策					
施策		主な取組	関係所属	主要な事業	R5
社会基盤分野 快適に暮らすまち					
2. まちなかの充実した都市機能により、にぎわいと交流のあふれる心弾むまちをつくる					
	1. 県都にふさわしい魅力あるまちをつくる	3. 個性的で魅力あるまちづくりを進めるため、既存ストックを活かした、まちなかのリノベーションを支援します。	都市整備課	景観まちづくり事業	—
			商工振興課	リノベーションまちづくり推進事業	実施
	2. にぎわいの創出のための仕掛け、仕組みをつくる	2. 中央公園・ソライロテラスなどの公共空間を活用した民間イベントを支援します。	公園課、商工振興課	民間によるまちなか活性化活動支援事業	実施
	市民福祉分野 住みよいまち				
5. 誰もが尊重され、それぞれの個性や能力を発揮しながら、活躍できるまちをつくる					
	3. 多文化共生のまちづくりと国際交流を推進する	1. 日本人・外国人の誰もが同様に市民サービスを受け、安心して暮らせる環境を整備するとともに、国籍や文化、言語の違いを超えて、相互に理解し合い活躍できるまちづくりを推進します。	国際室	多文化共生事業	実施
		2. 姉妹友好都市とのつながりを活かし、教育、文化等での交流を進めるとともに、市民や団体による国際交流活動を支援することで、市民の国際理解を深め、グローバル化に対応できる人材の育成につなげます。	国際室	国際化推進事業	実施
産業分野 活き活きと働くまち					
10. 新たなチャレンジを後押しし、活力と魅力あふれる商工業が発展しつづけるまちをつくる					
	1. 地域の商工業を振興す	1. ものづくり産業の高い技術力をベースに、オープンイ	商工振興課	テキスタイルイノベーション	未実施(※1)

る	ノバージョンやデジタル技術を活かした新技術・新商品の開発、販路開拓を支援し、企業の「稼ぐ力」の向上を促進します。		プロジェクト	
	2. DX推進を原動力に、商品・サービスの見える化による競争力の向上や、経営の改革による企業価値の向上を進め、地元の誇りとなる魅力ある企業づくりを促進します。	商工振興課	ふくい企業価値向上推進事業	実施
	3. 地域経済の発展や雇用機会の拡大を図るため、成長産業の誘致や、市内企業の事業拡大に対応した企業立地を推進します。	企業立地推進室	企業立地支援事業	実施
	4. 地元の新鮮な食材や伝統技術などの様々な地域資源を活用した魅力ある商品を創出するとともに、各種団体と連携し、地域に根差した商業・サービスの発展に努めます。	商工振興課	おいしいふくい推進事業	実施
2. 創業や事業承継を促進する	1. 若者等の夢を応援するため、熱意ある創業を支援するとともに、創業した後も早期に経営が安定するよう創業者をバックアップします。	商工振興課	熱意ある創業支援事業	実施
	2. 中小企業が持つ貴重な技術・ノウハウを次世代に引き継ぐ担い手の確保や、時代のニーズに対応できるよう事業転換を支援することにより、事業承継を促進します。	商工振興課	事業承継促進事業	実施
3. 地元で働く魅力を発信する	1. 県やハローワーク等の関係機関との連携を強化し、都市部と比べ通勤によるストレスが少ない、自然が豊か、子	しごと支援課	U・Iターン就職促進事業	実施

	育て環境が充実しているなど、市内企業で働く魅力を伝え、U I ターン就職のさらなる促進を図ります。			
	2. 未来を担う若者に対し、福井の優れた企業のものづくり技術や先進的な取組などを伝えることで、市内企業で働く意識を高め、地元就職や将来のUターン就職につなげます。	しごと支援課	福井で働く魅力発信事業（企業情報発信事業を再編）	実施
4. 多様な人々が活躍できる雇用環境を推進する	1. 働き手の希望やライフステージに応じて、生き活きと働きつづけることができる職場環境整備への取組を支援します。	しごと支援課	魅力ある職場づくり推進事業	実施
	2. 障がい者や高齢者などの多様な人材の能力を活用しながら、安定した労働力を確保するための取組を支援します。	しごと支援課	雇用奨励金事業	実施
産業分野　　生き活きと働くまち				
11. 福井の魅力「福いいネ！」を実感できる、おもてなしの心があふれる観光のまちをつくる				
1. 観光資源を磨き上げる	1. 戦国城下町の往時の姿を伝える「一乗谷朝倉氏遺跡」では、令和4年開館の県立博物館とも連携し、既存のツールに加え、V R等を活用した遺跡案内や体験プログラムの充実、遺跡内の周遊環境の向上に取り組めます。	おもてなし観光推進課、文化振興課	一乗谷朝倉氏遺跡活用活性化事業	実施
	2. 交通結節点でもある「まちなか」では、広域観光の滞在拠点として宿泊機能を充実するとともに、夜間景観の創出による魅力の向上並びに養	商工振興課、おもてなし観光推進課	まちなか滞在推進事業（桜まつり開催事業）	実施

	浩館庭園や福井城址等の歴史遺産などを活かした回遊性の向上に取り組みます。			
	3. 雄大な「自然」と豊かな「食」に恵まれた「越前海岸」では、それらの観光資源を活かした五感に響く体験・交流型観光を推進します。	おもてなし観光推進課	越前海岸体験・体感観光推進事業	実施
	4. 日本遺産に認定された一乗谷朝倉氏遺跡、養浩館庭園、白山平泉寺など多様な観光資源をつなげた魅力ある広域観光ルートを提供するとともに、地域の生業やものづくり等を体験できる産業観光を推進します。	おもてなし観光推進課	五感に響く体験・交流型観光推進事業	実施
2. 誘客プロモーションを強化する	2. 北陸新幹線や中部縦貫自動車道の沿線地域に対する情報発信について、県や「ふくい嶺北連携中枢都市圏」の構成自治体とも連携し、一体的かつ集中的に展開することで、観光地として認知度向上につなげます。	おもてなし観光推進課	観光誘客事業（「ふくいの観光イチ押し」発信事業）	実施
	3. 若年層や外国人の観光客に訴求力のあるSNSなどの多様な手段を用い、観光客のニーズや特性に応じた効果的な情報発信を行います。	おもてなし観光推進課	観光誘客事業（デジタルコンテンツ構築・運用事業）	実施
3. おもてなしの充実を図る	1. 市民が福井の良さ「福いネ！」を実感するとともに、オール福井で観光客を温かく迎え入れることができるよう「観光おもてなし市民運動」をさらに充実・強化します。	おもてなし観光推進課	観光担い手育成事業（観光おもてなし市民運動推進事業）	実施
	2. 国内外の観光客に、福井	おもてなし	福井市観光協会	実施

	の魅力をしっかりと伝えることができる観光ガイドを育成します。	し観光推進課	への事業補助 (おもてなしガイド)	
	3. 北陸新幹線福井駅における観光案内機能を強化するとともに、観光アプリなどICTの活用による観光情報や二次交通など観光地へのアクセスの充実に努めます。さらに、感染症という新しいリスクに対応するため、感染症予防策の徹底やデジタル技術の活用など、安心して快適に旅行を楽しめる取組を進めます。	おもてなし観光推進課	観光誘客事業 (観光案内所運営事業)	実施
教育分野 学び成長するまち				
12. 文化や歴史、自然を、郷土の誇りとして未来につなぎ、個性豊かな魅力あるまちをつくる				
1. 市民の心を豊かに育む文化芸術を振興する	1. 子どもの頃から、誰もが身近に文化芸術に親しみ、創作活動等に参加できる環境を拡充します。	文化振興課、美術館	文化会館整備事業	未実施 (※2)
	2. 文化芸術の担い手を育成し、未来に継承するため、市民や各種団体の活動を支援します。	文化振興課、美術館	文化活動支援事業 (文化奨励事業、市文化協会支援事業、各種文化活動支援事業、福井芸術文化フォーラム補助金)	実施
2. 歴史や文化遺産を保存・継承し活用する	1. 一乗谷朝倉氏遺跡や養浩館庭園、大安寺、越前海岸の水仙畑の文化的景観などの未来に誇れる福井の豊かな歴史や文化について、地域と協力し魅力向上、普及啓発に取り組めます。	文化振興課	観光・文化連携事業	実施

	3. 福井固有の歴史・文化の価値を地域住民が体感し、自ら福井の魅力を発信できるよう、意識の醸成を図ります。	文化振興課、郷土歴史博物館	歴史のみえるまちづくり協会助成事業	実施
3. 自然科学教育で創造性豊かな子どもを育む	1. 足羽山をはじめとする郷土の自然について、誰もが楽しみながら学べる環境の充実を図るとともに、子どもたちの興味・関心が高まる取組を推進します。	自然史博物館	特別展開催事業	実施
	2. 県や大学、地元企業、JAXA（宇宙航空研究開発機構）など、関係機関との連携の強化を図り、県民衛星プロジェクトや最先端技術などに触れる学びの場を充実して、子どもたちの夢や創造性を育みます。	自然史博物館	自然史博物館分館ドームシアター事業	実施

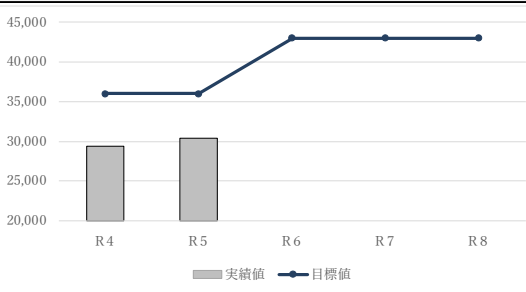
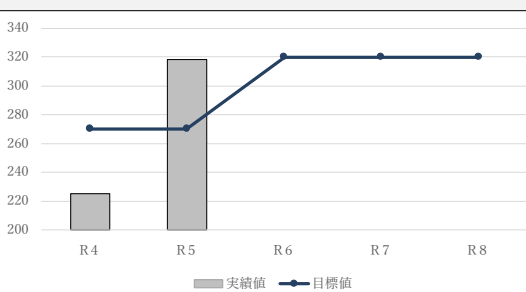
- ※1 令和2年度から令和4年度までの三ヵ年計画で国の交付金を活用し実施済みのため令和5年度での事業実施はなし。
- ※2 令和6年度から解体予定であった旧文化会館に代わる新文化会館整備の見直しに関して予算査定の結果、事業実施はなし。

（3）商工労働部に係る各種施策の進行状況

上記（2）に記載している各種政策の進行状況を評価するため、各種施策に対応したKPIが設定されている。各KPIの進捗状況については、以下のとおりとなっている。KPIについて達成できている指標もあるが、市内観光消費額、福井駅の年間乗降人員、市民文化祭等の参加者数及び美術館企画展入場者数の合計数、主要な歴史・文化施設への入場者数については、大きく計画を下回っている点については留意が必要である。

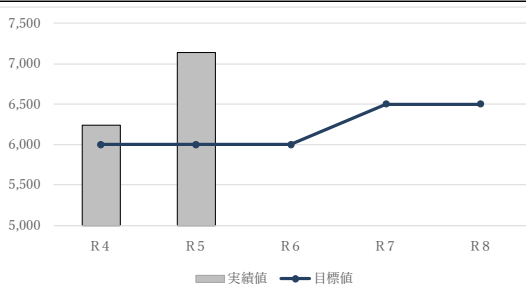
(表中所属：令和4年度担当所属)

政策2. まちなかの充実した都市機能により、にぎわいと交流のあふれる心弾むまちをつくる

施策	①県都にふさわしい魅力あるまちをつくる					
KPI	まちなか歩行者・自転車通行量 (人)					
担当所属	都市整備課		基準値(R2)	34,876人		
年度	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	
目標値	36,000	36,000	43,000	43,000	43,000	
実績値	29,357	30,356				
算出根拠	中央1丁目10地点における歩行者・自転車通行量					
						
施策	②にぎわいの創出のための仕掛け、仕組みをつくる					
KPI	ハビリン入込客数 (万人)					
担当所属	都市整備課		基準値(R2)	158万人		
年度	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	
目標値	270	270	320	320	320	
実績値	225	318				
算出根拠	ハビリン各施設の入込客数の合計					
						

政策5. 誰もが尊重され、それぞれの個性や能力を発揮しながら、活躍できるまちをつくる

施策	③多文化共生のまちづくりと国際交流を推進する				
KPI	国際交流事業等への市民参加者数 (人)				
担当所属	国際室		基準値(R2)	1,203人	
年度	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
目標値	6,000	6,000	6,000	6,500	6,500
実績値	6,240	7,135			
算出根拠	市及びふくい市民国際交流協会が実施する多文化共生推進事業、国際交流推進事業への延べ参加者数の合計				



年度	実績値	目標値
R 4	6,240	6,000
R 5	7,135	6,000
R 6		6,000
R 7		6,500
R 8		6,500

政策 10. 新たなチャレンジを後押しし、活力と魅力あふれる商工業が発展しつづけるまちをつくる

施策	①地域の商工業を振興する				
KPI	市内企業の景気動向の改善度合い (令和2年度比) (%)				
担当所属	商工振興課		基準値(R2)	-60.8%	
年度	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
目標値	+5.0	+11.0	+17.0	+23.0	+29.0
実績値	+21.7	+32.3			
算出根拠	福井商工会議所が行う景気見通し調査「自社の景況DI」における令和2年度からの改善度合い（DI値は、「良い」「上昇した」と回答した企業の割合から「悪い」「下落した」と回答した企業の割合を差し引いて算出）				

年度	実績値	目標値
R 4	21.7	5.0
R 5	32.3	11.0
R 6		17.0
R 7		23.0
R 8		29.0

施策	②創業や事業承継を促進する					
KPI	市内の創業者数 (人)					
担当所属	商工振興課		基準値(R2)	87人		
年度	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	
目標値	90	90	95	95	100	
実績値	117	128				
算出根拠	特定創業支援等を受け、その年次に創業した者の人数					

施策	③地元で働く魅力を発信する					
KPI	市の就労支援を受けた者が地元企業へ就労した割合 (%)					
担当所属	しごと支援課		基準値(R2)	33.3%		
年度	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	
目標値	35.3	36.3	37.3	38.3	39.3	
実績値	44.7	36.1				
算出根拠	市が行う就労支援を受けた者のうち、市内企業に就職した者の割合					

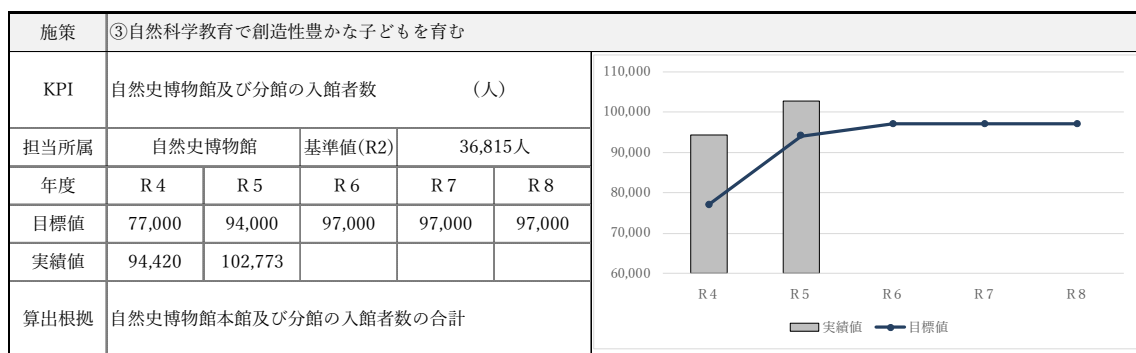
施策	④多様な人々が活躍できる雇用環境を推進する					
KPI	市内民間企業の障がい者雇用率 (%)					
担当所属	しごと支援課		基準値(R2)	2.54%		
年度	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	
目標値	2.58	2.60	2.62	2.64	2.66	
実績値	2.57	2.61				
算出根拠	市内民間企業雇用障がい者数/法定雇用労働者数×100					

政策 11. 福井の魅力「福いいネ！」を実感できる、おもてなしの心があふれる観光のまちをつくる						
施策	①観光資源を磨き上げる					
KPI	市内観光消費額 (億円)					
担当所属	おもてなし観光推進課		基準値(R2)	181億円		
年度	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	
目標値	292	301	366	375	391	
実績値	218	281				
算出根拠	市内入込数に県の調査「福井県観光客入込数」の観光消費額を参照し算出					

施策 ②誘客プロモーションを強化する					
KPI	福井駅の年間乗降者人員 (万人)				
担当所属	新幹線プロモーション課	基準値(R2)	493万人		
年度	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
目標値	754	763	950	959	968
実績値	658	723			
算出根拠	福井駅の年間乗降者人員 (目標値は、近年のJR福井駅の乗者人員数実績を基に、近似曲線にて将来の数値を推計。この推計値に、富山駅の北陸新幹線開業時の増加率を上乗せして設定。なお、近似曲線については、コロナの影響により著しく減少したR2実績は特異点として使用せず、H22～R1の実績を使用して求めた)				

施策 ③おもてなしの充実を図る					
KPI	福井を訪れた人の好意的な意見の割合 (%)				
担当所属	おもてなし観光推進課	基準値(R2)	91.20%		
年度	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
目標値	95.0	95.5	96.0	96.0	96.0
実績値	96.4	96.3			
算出根拠	観光地等に設置するアンケート結果の集計				

政策 12. 文化や歴史、自然を、郷土の誇りとして未来につなぎ、個性豊かな魅力あるまちをつくる					
施策 ①市民の心を豊かに育む文化芸術を振興する					
KPI	市民文化祭等の参加者数及び美術館企画展入場者数の合計数 (人)				
担当所属	文化振興課	基準値(R2)	50,153人		
年度	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
目標値	91,800	92,475	93,150	93,825	94,500
実績値	75,747	73,712			
算出根拠	市民文化祭等の参加者数と美術館の企画展入場者数の合計				
施策 ②歴史や文化遺産を保存・継承し活用する					
KPI	主要な歴史・文化施設への入場者数 (人)				
担当所属	文化振興課	基準値(R2)	200,227人		
年度	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
目標値	292,000	309,000	334,000	334,000	334,000
実績値	258,359	274,119			
算出根拠	養浩館庭園、愛宕坂茶道美術館、橘曙覧記念文学館、グリフィス記念館、一乗谷朝倉氏遺跡復原町並、郷土歴史博物館及びおさごえ民家園の入場者数の合計				



3. 福井市企業立地戦略及び当該戦略の進捗状況

(1) 福井市企業立地戦略立案の目的

福井市の産業発展を図るためには、市外企業の誘致に加え、市内企業の増設、移転も含め、幅広く捉えて、企業立地に戦略的に取り組む必要があることから、既存産業も含めて目指す産業集積を明確にした上で、企業立地の方向性及び取組方針を定めている。平成 27 年 3 月策定の計画期間は終了したものの、今後も引き続き企業立地施策に集中的に取り組むため、戦略策定後の取組の成果と課題の検証や、社会情勢の変化などを踏まえ、令和 4 年 3 月に令和 4 年度から令和 8 年度を計画期間とする戦略に改定している。

(2) 福井市企業立地戦略において認識されている現状

令和 4 年 3 月に改訂された企業立地戦略において認識されている現状は、以下のとおりである。

項目	現状認識
産業構造	・就業者数は、他の県庁所在地と比較して、製造業の割合が高い。 ・製造品出荷額は、繊維工業・化学工業が中心である。
労働力	・労働力となる人口は引き続き減少傾向にある。 ・有効求人倍率は他府県と比べて高水準にあり、完全失業率は全国平均と比較して低くなっている。 ・県外進学者の U ターン率は 20% 台であり、毎年若者の県外流出がある。 ・地元就職を希望しない理由としては、他県で生活してみたいなどの回答が多い。 ・福井の共働き世帯は多く、育児をしている女性の有業率も高く、女性の潜在的な労働力は比較的少ない。 ・技術系教育機関として、福井市内には福井大学や福井工業大学があるほか、近隣市町には福井工業高等専門学校があり、また、工業系の学科やコースを持つ科学技術高等学校や福井高等学校がある。
産業用地の状況	・工業系の用途地域は 1,699ha であり、用途地域全体の 34.2% を占める。し

況	かし、工業専用地域は 324ha、工業地域は 192ha と小さく、大半を占める準工業地域（1,183ha）は国道 8 号線の沿道など、市街地の縁辺部に広がっており、その多くで工場と住居が混在している。 ・福井市内の工業団地は、テクノポート福井の分譲地と未利用地が残っている。一方、工場適地には一定の未決定面積が残っている。
企業立地上の強み	・広域交通ネットワークの整備が進んでいる（北陸新幹線の開通、舞鶴若狭自動車道の全線開通、中部縦貫自動車道の県内全線開通予定など）。 ・幸福度日本一である。 ・地震・津波発生リスクが低い。 ・電気料金が安価である。 ・良好な生活環境がある。 ・教育水準が高い。

（３）福井市企業立地戦略策定後における本市の企業立地の状況

平成 27 年 3 月の福井市企業立地戦略策定後、令和 2 年度までの福井市への立地（企業立地支援指定件数）は以下のとおりであり、戦略の策定と支援制度の改正により指定件数は増加傾向にある。

・企業立地支援指定数の推移

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	合計
支援指定数	4 件	12 件	13 件	14 件	15 件	10 件	68 件

しかし、下記の立地形態と助成金区分の表のとおり、市内企業に対する支援は 58 件、市外企業に対する支援は 10 件と福井市内企業への支援に占める割合が大きく、市内企業の規模拡大や流出防止に寄与している反面、市外企業への支援との偏りが見られる結果となっている。

・立地形態と助成金区分

助成金区分 立地形態	企業立地	研究開発 本社機能	空き工場	オフィス	計
新設（内、市外企業）	6（3）	0	16（4）	9（3）	31（10）
移設	8	1	4	0	13
増設	21	3	0	0	24
計	35（3）	4	20（4）	9（3）	68（10）

なお、操業を開始した指定企業における新規雇用者数は、以下のとおりとなっており、「福井市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略」（平成 27 年 12 月策定）において目標値と

して設定していた企業立地における新規就業者数 300 人を達成することができている。

・ 操業を開始した指定企業の新規雇用者数

1 年目 (H27)	2 年目 (H28)	3 年目 (H29)	4 年目 (H30)	5 年目 (R1)	数値目標
31人	42人	120人	303人	324人	300人

(4) 企業立地に係る社会情勢の変化

① 工場立地に係る全国的な状況

工場立地件数は、リーマンショック以降、1,000 件前後で推移しており、令和 2 年度は前年比で 19.3%減少している。また、同年度の面積別の立地件数は、全ての規模別で前年度比減となっており、特に 0.5ha 未満の小規模立地の件数は、大幅に減少している。

さらに、工場の平均立地面積は、1.2ha 前後で推移しており、直近 5 年間（平成 28 年度～令和 2 年度）の平均面積は、1.3ha となっている。令和 2 年度の平均面積は前年比で 10.3%増加となっている（1.26ha【R1】→1.39ha【R2】）。

② 「買い物」の在り方の変化

ネットショッピング等の EC 市場規模が拡大するとともに、宅配便取扱個数が大幅に伸長している。

③ コロナ禍における働き方等の変化

コロナによりテレワークの実施率は増加しつつあるとともに、地方移住への関心も高まりつつある。さらに、本社機能の移転についても検討する企業が増えている傾向にある。

(5) 福井市における目指す産業集積と企業立地の方向性

上記（1）から（4）の目的から現状の分析に基づいて、福井市が進めていく立地戦略のための産業集積と方向性については、以下のとおりとされている。

① 目指す産業集積

i) 基幹産業の発展

【地域経済の持続的な活性化のため、基盤となる産業の発展を図る。】

福井市の地域経済の持続的な活性化を図るためには、現在の地域経済を支える基盤となっている既存産業を発展させる必要がある。また、そのなかでも基幹となる産業を中心に立地を推進することで、地域経済への大きな波及効果が期待される「地域の中核企業」の育成を目指す。

ii) 成長産業の集積

【地域の技術力を活かし、成長産業の集積を図る。】

福井市の産業の発展を図るため、今後成長が期待される産業を集積する。集積する成長産業は、日本の社会経済動向から考えるだけでなく、本市の企業等の技術・研究成果を活かすことができるという視点からも考える。

iii) 福井市の強みを活かした産業の立地

【本市の強みを活かし、多様な産業の立地を図る。】

本市の企業立地上の強みを活かし、多様な業種の立地を図る。立地を推進する上で、有利な条件と考えられる広域交通ネットワークの整備や豊かな生活環境といった観点から企業立地を推進する。

② 企業立地の方向性

i) 基幹産業等の発展を促す企業立地を推進する

本市の主要な産業である製造業を軸として企業立地を推進する。その中で、本市の経済を長年牽引し、製造品出荷額等が製造業の中で最も多く、全国的に見ても集積度が高い繊維産業、及びそれに次ぐ製造品出荷額等で、テクノポート福井に集積が進んでいる化学産業を本市の基幹産業と位置付け、更なる発展を促す。

a 繊維産業の発展性

本市の繊維産業は海外産地の追い上げなどから、縮小傾向であった。しかし近年では、非衣料・産業資材など新分野への進出の動きや、高い競争力を有する高機能・高品質テキスタイルの開発・製造による海外産地との差別化の動き、さらに産官学金が連携して推進する「テキスタイルイノベーションプロジェクト」など、今後の発展につながる積極的な動きが見られる。

○非衣料・産業資材分野への進出

○海外産地との差別化の動き

○「テキスタイルイノベーションプロジェクト」実施による稼ぐ力向上

b 化学産業の発展性

本市の化学産業は、「1 業 1 社」体制を確立し、独自の市場をつくり、順調な伸びを示してきた。今後も特殊な機能により顧客のニーズを満たす「機能性化学品」の研究・開発により、自動車・健康・住宅分野への展開や、テクノポート福井への更なる企業集積による企業間連携及び技術革新が期待される。

○機能性化学品

ii) 成長が期待される産業の立地を推進する

福井市には、独自の技術を持ち、研究を行う企業等が数多く存在する。これらの技術や研究成果を活かし、今後成長が期待される産業分野での事業化、製品化を促進することにより、既存企業の成長産業への進出を促す。また、市外企業の誘致に取り組み、地域経済の活性化を図る。さらに、DXやゼロカーボンを進める国の動きを注視し、必要に応じて成長産業に位置づける。

○成長が期待される産業

自動車関連産業、航空宇宙関連産業、ICT関連産業、健康医療関連産業、エレクトロニクス関連産業、ロボット関連産業、農工商関連産業、

○大学・企業等と連携した研究・技術開発

本市の企業等が持つ独自技術

○今後、検討すべき国の取組

未来志向のDXの推進、ゼロカーボンに伴う業態転換への支援、先端半導体の生産拠点や次世代データセンターなどの立地

iii) 本市の強みを活かした産業の立地を推進する

新型コロナウイルス感染拡大をはじめとする災害に対応するため、リモートワークへの転換や、生産拠点の国内回帰の動きが見られる。また、インターネットを利用した通信販売の拡大による物流需要の高まり、さらに「まち・ひと・しごと創生総合戦略」による地方拠点強化の動きなど社会経済の様々な動きを捉え、「福井らしさ」を念頭に企業立地を推進する。

○立地が期待される産業等

物流関連産業、本社機能移転、サテライトオフィス設置

(6) 福井市における企業立地の取り組み方針

上記(5)で定めた企業立地の方向性に基づいて、以下の方針で企業立地に取り組むこととされている。

各産業の取組方針

方向性	取組方針	各種施策
i) 基幹産業等の発展を促す企業立地を推進する	① 市外からの新規立地、市内企業の事業拡大に伴う立地への支援	✓ 市外企業の新規立地、市内企業の事業拡大に伴う増設、移転に対する助成制度 ✓ 市外企業の立地に対する助成率を優遇 ✓ 企業集積地域への立地に係る助成率を優遇 ✓ 研究、開発に関する設備投資等に対する助成制度
	② 工場等の高機能化等への支援	✓ 研究員の雇用に対する助成制度 ✓ 企業立地に係る制度融資 ✓ 産官学金の推進ネットワークによる繊維産業の底上げ
ii) 成長が期待される産業の立地を推進する	① 技術、研究成果の活用	✓ 成長産業への参入を促すための助成制度 ✓ 企業の新技術等創出や創業に対する支援 ✓ 業種、分野、地域を超えた産学官の技術交流の促進 ✓ 新規立地企業に対する既存企業の技術等の紹介 ✓ 市外企業の新規立地、市内企業の事業拡大に伴う

	②成長産業の立地への支援	増設、移転に対する助成制度（再掲） ✓ 市外企業の立地に対する助成率を優遇（再掲） ✓ 企業集積地域への立地に係る助成率を優遇（再掲） ✓ 研究、開発に関する設備投資等に対する助成制度（再掲） ✓ 研究員の雇用に対する助成制度（再掲） ✓ 企業立地に係る制度融資（再掲）
iii)本市の強みを活かした産業の立地を推進する	①物流関連産業への支援	✓ 物流関連施設の立地に対する助成制度 ✓ 本社機能施設の立地に対する助成制度 ✓ 県外企業のサテライトオフィス立地に対する助成制度
	②本社機能施設・オフィスの立地に対する支援	✓ 東京事務所や福井県との連携による情報発信の強化、発信内容の充実 ✓ 地域資源、企業立地事例の情報収集 ✓ 市外企業の新規立地、市内企業の事業拡大に伴う増設、移転に対する助成制度（再掲）
	③情報発信の強化	✓ 市外企業の立地に対する助成率を優遇（再掲） ✓ 企業集積地域への立地に係る助成率を優遇（再掲） ✓ 企業立地に係る制度融資（再掲）

産業用地の確保

対象	取組方針	各種施策
i)化学関連産業等の工場	テクノポート福井の分譲地や、企業が所有している未利用地などへの立地を推進する	✓ 立地に関する用地確保の協力 ✓ 空き工場、空きオフィスの登録 ✓ 各種事業者からの情報収集 ✓ 空き工場を活用した助成制度
ii)1haを超える用地を必要とする工場等	不動産事業者や金融機関等と連携しながら工業系用途区域を中心に立地を推進する。市街化区域内での立地が難しいケースは、福井インターチェンジ、福井北インターチェンジ周辺及びインターチェンジにつながる国道沿線での立地を進める	✓ 中心市街地の空きオフィスを活用した助成制度

iii)小規模な用地を必要とする工場等	不動産事業者や金融機関等と連携しながら空き工場や空き地の情報を収集して事業者を提供し、立地を推進する	
iv)オフィスを必要とする企業	不動産事業者や金融機関等と連携しながら中心市街地の空きオフィスに係る情報を収集して事業者を提供し、立地を推進する	

労働力の確保

取組方針	各種施策
i) 誘致企業に対する人材確保の協力	✓ ハローワークと連携したミニ面接会の開催 ✓ 先端設備導入等に対する支援 ✓ D X等に焦点を当てた講義、グループワーク等の実施
ii)生産性の向上	✓ 企業情報や求人情報の発信 ✓ 高校生や大学生等を対象とした魅力ある市内企業のPR
iii) 市内企業の情報発信及び就職の促進	✓ 研究、開発に関する設備投資等に対する助成制度（再掲） ✓ 研究員の雇用に対する助成制度（再掲） ✓ 本社機能施設の立地に対する助成制度（再掲）
iv) 若者が就職を希望する事務所等の誘致	県外企業のサテライトオフィス立地に対する助成制度（再掲）

立地推進体制

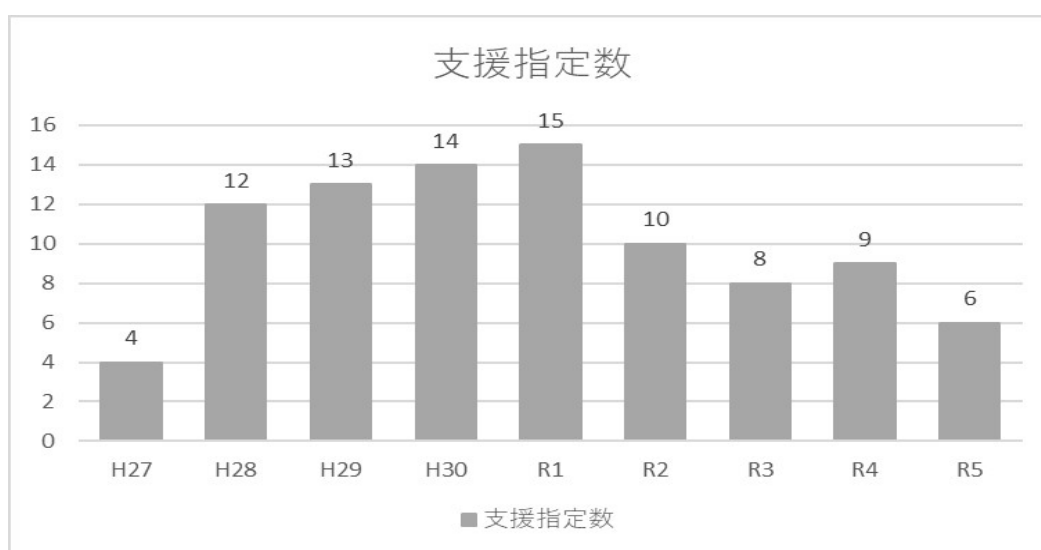
取組方針	取組内容
i) 関係機関との連携	✓ 企業立地に関係する機関・団体等（県、金融機関、不動産事業者、大学等）との連携 ✓ 福井市、福井県出身の企業経営者等との連携 ✓ 学識経験者からの助言 ✓ 福井労働局と締結した雇用対策協定に基づくミニ面接会の開催
ii)庁内の推進体制	✓ 必要に応じて関係部局との連絡会議を開催 ✓ 東京事務所を活用した首都圏に向けた情報発信

(7) 福井市における企業立地の取り組み進捗状況

令和4年3月に改訂された企業立地戦略における進捗状況としては以下のとおりである。計画の途中ではあるが、コロナ以降企業立地支援指定数については、減少傾向にあること、また、福井市外企業への福井市への新設も伸び悩んでいる状況にある。

・企業立地支援指定数の推移

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	合計
支援指定数	4	12	13	14	15	10	8	9	6	91



・立地形態と助成金区分（令和6年3月末現在）

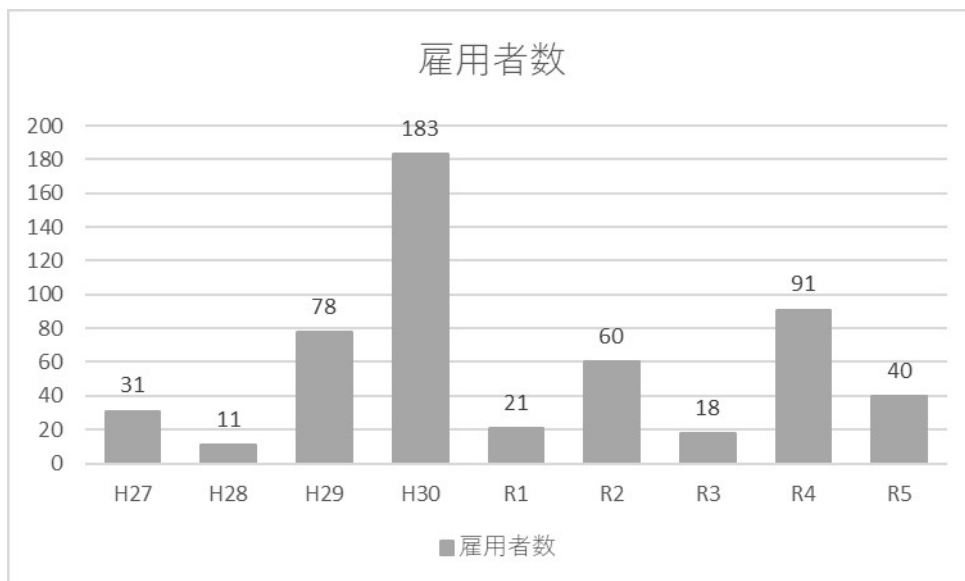
助成金区分 立地形態	企業立地	研究開発	空き工場	オフィス	サテライト オフィス	計
		本社機能				
新設	8	0	21	11	3	43
(うち市外企業)	(3)	(0)	(4)	(4)	(3)	(14)
移設	10	1	6	0	0	17
増設	27	4	0	0	0	31
計	45(3)	5	27(4)	11(4)	3(3)	91(14)

・令和3年から令和5年度における件数の増加内訳

助成金区分 立地形態	企業立地	研究開発	空き工場	オフィス	サテライト オフィス	計
		本社機能				
新設	2	0	5	2	3	12
(うち市外企業)	(0)	(0)	(0)	(1)	(3)	(4)
移設	2	0	2	0	0	4
増設	6	1	0	0	0	7
計	10	1	7	2(1)	3(3)	23(4)

・操業を開始した指定企業の新規雇用者数

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	合計
雇用者数	31	11	78	183	21	60	18	91	40	533



4. 福井市観光振興計画及び当該施策の進捗状況

(1) 福井市観光振興計画に記載されている福井市の課題

福井市では、令和2年3月に「福井市観光振興計画（令和2～6年度）」を策定し、観光施策の充実を図っている。

本計画策定に当たり、人口減少社会の深刻化、国内旅行消費額の減少、訪日外国人旅行者の増加、インターネットの普及に伴う旅行形態の変化などの社会情勢の変化、国や福井県の観光施策の動向、中核市への移行と「ふくい嶺北連携中枢都市圏」の中心都市として観光面における福井市としての役割といった計画策定の背景を分析している。

また、本計画の前計画である「福井市観光振興計画（平成28～32年度）」における方向性、基本施策の実施結果の総括、福井市に関する主な観光データ、首都圏における観光消費マーケティング調査結果に基づいて福井市の観光の課題についても分析している。

当該現状等の分析に基づき認識された福井市としての課題は、以下のとおりである。

イ) 旅先としての福井の認知度不足・情報発信不足

- ・県外からの認知度が低い
- ・福井といえば、が思い当たらない
- ・福井に来る理由がはっきりしない
- ・来訪したい、宿泊したいと思えるまちとしての魅力（認知度）不足

ロ) 福井ならではのイメージがない、福井のイメージがない、ブランディングが出来ていない

- ・「福井ならではのものは何か」に即答できない
- ・福井市＝観光地というイメージではない
- ・行ってみたいと思う観光地の際立ったイメージがない
- ・通過点の印象が強い
- ・東尋坊、恐竜博物館のようなキラーコンテンツとしてのイメージがない

ハ) 国内外の観光客に対する受入環境が不十分

- ・受入施設（ホテル・旅館・農家民泊）の不足
- ・アクセスが十分でない、交通の連携がされていない
- ・交通結節点としての機能がまだ弱い
- ・駅内外等の表示が十分でない
- ・おもてなしがまだまだである
- ・インバウンド対応（パンフレット、現地や駅内外の表記、カード、両替等）不足

ニ) 素材の魅力不足、ニーズへの対応不足

- ・福井市ならではの体験が弱い（ない）～いまだけ、ここだけ、あなただけ～
- ・これだけは、といった特化した部分が少ない（一乗谷朝倉氏遺跡など）
- ・体験素材があっても魅力がない（旅行商品化が難しい）
- ・魅力を活かせていない
- ・宝がありながらも活かされてない
- ・旅行市場をけん引する若い女性向けの魅力が不足している（若年旅行者の取り込み）

- ・親子向けが弱い
- ・「映えスポット」「映えスイーツ」など、わかりやすいキラーコンテンツがない
- ・開業後に人が圧倒的に増加する駅前の賑わい、飲食のキラー店、まち歩きニーズへの対応が不十分

ホ) 市民が福井のことを知らない、ネガティブ

- ・市民が福井のことを知らない、自信がない
- ・観光地を聞いても自嘲気味に「福井は何もないからね」と語る
- ・範囲が広すぎて、知らない“事”や“物”がたくさんある
- ・発言がネガティブになってしまう

ヘ) 他人事である・役割分担がなされていない

- ・新幹線福井開業を自分事として考えていない（あまり関係ないと他人事なところがある）
- ・新幹線の盛り上がりには欠ける
- ・他県と比べて民間企業の積極性が足りず、役割分担がなされていない
- ・他県と比べて県の施策や積極性が弱い
- ・市の情報発信が県の施策と被る（県市の役割分担）
- ・官民横断的連携によるエリアプロモーションやマネジメントができる新たな観光組織が必要

（２）福井市観光振興計画における施策の方向性及び数値目標等

上記（１）に記載している福井市の観光における課題を認識したうえで、策定された福井市としての観光戦略は以下のとおりである。

① 観光振興計画策定のポイント

観光客の出発地である首都圏においてどういう誘客プロモーションを実施するのか、観光客の到達地である福井において、どういう受入環境を整備するのか、といった「発地」「着地」の２つの視点で計画を策定することとしている。

- 「発地」→首都圏に向けた観光プロモーションの強化
- 「着地」→連携中枢都市圏でのおもてなし強化をはじめとする受入環境整備

② 基本理念

《 目指す姿 》

『日々の暮らしにある「福」があふれるまち
～オール福井で取り組む福井周遊の玄関口～』

③ 施策の方向性

福井市の課題	課題解決に向けた施策の方向性
イ)旅先としての福井の認知度不足・情報発信不足	<u>施策の方向性Ⅰ</u> 福井ならではのブランディング と戦略的な観光プロモーション
ロ)福井ならではの、福井のイメージがない、 ブランディングが出来ていない	
ハ)国内外の観光客に対する受入環境が不十分	<u>施策の方向性Ⅱ</u> 選ばれるための魅力づくりと国 内外の旅行者をもてなす受入環 境の整備
ニ)素材の魅力不足、ニーズへの対応不足	
ホ)市民が福井のことを知らない、ネガティブ	
ヘ)他人事である・役割分担がなされていない	

④ 計画期間

令和２年度から令和６年度までの５年間
 （新幹線開業時期の遅れ等を勘案し、後に１年間延長）

⑤ 観光拠点

「一乗谷」「まちなか」「越前海岸」の３つを引き続き、福井市の観光拠点とする。

⑥ 数値目標

計画の進捗状況を確認し、着実に目標達成につなげるため、以下のとおり数値目標を定めている。

	指標名	単位	H30 年 実績	令和元年 目標	令和 6 年 最終目標値
1	ふくい嶺北連携中枢都市圏観光客入込数	万人	2,295.3	2,314.4	3,060.0
2	市内観光客入込数	万人	419	420	525
3	市内観光消費額	億円	272	274	366
4	一乗谷朝倉氏遺跡観光客入込数	万人	72	90	139
5	まちなか観光客入込数	万人	173	175	222
6	越前海岸観光客入込数	万人	41	50	53
7	観光案内所の案内人数	人	74,961	75,000	148,000
8	福井市を訪れた方の好意的な意見の割合	%	93.4	94.0	96.0
9	外国人宿泊者数	人	22,800	24,000	75,000

⑦ 施策体系

上記数値目標を達成するために福井市が実施する施策及び行動計画は以下のとおりとしている。

施策の方向性Ⅰに対する基本施策及び行動計画	
福井のイメージの明確化、ブランディング	
	ブランドタグライン、ロゴ、プロモーションツール等の制作
	イメージポスター及び動画の制作
	観光誘客 Web 広告制作、プロモーション（YouTube、Google、交通広告等）
観光誘客プロモーション	
	JR や県と連携した共同プロモーション（JR の通年観光 CP、開業前後の大型観光 CP、県主催の首都圏主要駅での PR キャラバン等）
	首都圏旅行会社の旅行商品造成支援、ファムツアーの実施
	ファン育成につながるモニターツアー、商業施設タイアップイベント等の開催
	観光大使や一乗谷 Discovery Project など著名人等によるプロモーション
	ターゲットにあわせた広告媒体（紙、Web メディア、SNS）タイアップ
	都市間交流による広域連携プロモーション
観光情報のデジタル化と情報発信・営業の強化	
	観光ポータルサイトの構築によるエリア情報の一元化
	商談会等での旅行商品造成営業や観光情報提供会等を利用した観光情報の提供
	福井ならではのホンモノに触れる教育旅行、学生合宿、MICE 誘致
台湾を中心としたインバウンド誘客の強化	
	外国人旅行者向け情報サイトへの積極的な情報提供及び発信
	台湾を中心とした観光商談会参加、旅行博への出展
	外国人旅行者向け観光周遊ルートの構築
	外国人目線でのふくいの魅力発信
福井ゆかりの人物と福井との関係等を活かした番組誘致、撮影支援	
	歴史上や福井ゆかりの人物と福井との関係を活かした番組誘致
	テレビ番組制作、CM 制作、映画などの撮影支援
観光動態調査等による観光ニーズの把握	
	インターネットによる観光動態調査の実施
	観光地や出向宣伝先でのアンケート調査の実施
ふくいの宝を再認識するインナープロモーション	
	市民出前講座など機会を捉えたインナープロモーションの実施
フォトジェニック創出、インフルエンサー等による情報発信	
	ジェニック戦略の立案
	フォトジェニックスポット、食の創造、整備、プロモーション

施策の方向性Ⅱに対する基本施策及び行動計画									
観 光 客 の 行 動	あるべき姿 めざす姿	基本施策	行動計画	実施主体			エリア		
				行 政	民 間	市 民	一 乗 谷	ま ち な か	越 前 海 岸
①調べる	国内外を問わず、いつでも新エリアの観光情報を調べることができ、スマートフォンや多言語対応もなされている。	おもてなしの充実	広域観光情報を発信する JR 福井駅東口観光案内所の整備	○				○	
		ICT 技術を活用した観光情報・素材のデジタル化	観光ポータルサイトの充実	○	○		○	○	○
			観光パンフレットのデジタル化や AI チャットボットなどによる観光情報の提供	○	○		○	○	○
			外国人旅行者向け情報サイトへの積極的な情報提供及び発信	○	○		○	○	○
		「お客様目線」の受入環境整備	福井の食を紹介するパンフレットやガイドブック等の作成	○			○	○	○
			滞在時間に合わせた観光周遊ルートの設定	○	○		○	○	○
			Wi-Fi 環境の整備拡充	○	○		○	○	○
②移動する	福井周遊の玄関口である JR 福井駅を起点として、一乗谷朝倉氏遺跡や越前海岸など観光拠点への移動は	ICT 技術を活用した観光情報・素材のデジタル化	二次交通情報の充実及び Google 等での経路検索対応、利便性向上	○	○		○	○	○
		「お客様目線」の	まちなかにおける大型バス駐車場の充実	○	○			○	

	もちろんのこと、まちなかの点在するスポットや食・体験場所、新エリアの観光地へ迷うことなく行くことができる。	受入環境整備	3つの観光拠点（特に J R 福井駅周辺）における案内サインの充実（多言語化含む）	○	○		○	○	
			キャッシュレス化の導入促進	○	○		○	○	
			観光施設等を結ぶ交通アクセスの充実と観光型 MaaS の検討	○	○		○	○	
③楽しむ	観光客が楽しむ仕掛けや五感に響く体験メニュー、まつり、イベントなどが、まちなかや越前海岸、一乗谷朝倉氏遺跡、さらには新エリア内において季節を問わず数多くあり、外国人旅行者も含め、多様な楽しみ方ができるようになっている。	ターゲット別の「集客できる」素材の発掘・磨き上げ	滞在時間延長に繋がる五感に響く体験メニューの充実	○	○		○	○	○
			SNS 映えするスポットの提供	○	○		○	○	○
			滞在時間に合わせた観光周遊ルートの設定	○	○		○	○	○
			福井県が整備を進めている「一乗谷朝倉氏遺跡博物館（仮称）」のオープンに向けた県や関係団体と連携した取組	○	○		○		
			県外観光誘客に繋がるふくい桜まつりと福井フェニックスまつりの見直し、OneParkFestival など大規模イベントを活用した観光誘客		○			○	
			地域が主体的に取り組む体験・体感メニューの提供、観光まちづくり活動への支援、越前海岸の水仙まつりや、越前がになどの季節ごとのコンテンツを活かした魅力発信	○	○				○
④食べる	福井は歴史文化から根付いた料理も多	「お客様目線」の受入環境	3つの観光拠点（特に JR 福井駅周辺）の飲食店情報の集約	○	○		○	○	○

⑤ 買う	く、また里地里山里海と白山水系の豊富な伏流水がもたらす新鮮な山の幸、海の幸、米、地酒など、国内外に誇れるものばかりである。このような「ふくい食」を存分に楽しむ仕掛け・場所が必要である。	整備	JR 福井駅周辺への福井の食を味わえる店舗の集積	○	○			○	
		ターゲット別の「集客できる」素材の発掘・磨き上げ	福井の食の魅力が体験できる企画・取組への支援	○	○		○	○	○
			SNS 映えする食のメニューの創出	○	○		○	○	○
	福井開業時には、福井の食・産品、工芸品などを中心として「買いたくなる」ものが、JR 福井駅周辺を中心に揃っていることが望ましい。また、一乗谷朝倉氏遺跡や越前海岸などの観光拠点においては、それぞれ「そこにしかない」魅力的なものが揃っていることが	「お客様目線」の受入環境整備	土産品購入場所の拡充	○	○			○	
			キャッシュレス化の導入促進	○	○		○	○	○
		ターゲット別の「集客できる」素材の発掘・磨き上げ	福井ならではの魅力ある土産品の開発等	○	○		○	○	○

	必要である。								
⑥もてなす	福井周遊の間、すべての観光客がストレスフリーで快適に福井の観光を楽しむことができる。そして、またあの場所に行きたい、あの人に会いたい、と福井をまた訪れたいようになってもらう	おもてなしの充実	市民総ぐるみで取り組む観光おもてなし市民運動の充実	○	○	○	○	○	○
			観光ガイド等の育成	○	○	○	○	○	○
		「お客様目線」の受入環境整備	観光文化施設や観光資源の必要に応じた整備・修繕	○			○	○	○
			Wi-Fi 環境の整備拡充	○	○		○	○	○
			3つの観光拠点（特にJR福井駅周辺）における案内サインの充実（多言語化含む）	○	○			○	
		オール福井・自分事として取り組む	観光関連団体や地域の観光まちづくり団体との連携	○	○		○	○	○
			若者の観光まちづくりへの参画	○	○		○	○	○
インバウンド観光	福井を訪れる外国人旅行者の受入環境が整備されている	インバウンド観光の推進	外国人旅行者をおもてなしする受入環境の整備	○	○		○	○	○

（３）福井市観光振興計画における施策の実施状況及び結果

上述した各数値目標の達成状況については、以下のとおりとなっており、行動計画に基づいて様々な事業は実施しているが、コロナによる影響を大きく受けた期間でもあり、福井市を訪れた方の好意的な意見の割合以外については、いずれも目標達成は難しい状況が続いている。



また、上記の目標値達成のための施策の方向性Ⅰに策定した行動計画に対するR5年度におけ

る実施事業名及び進捗結果は以下のとおりであり、一部未実施となっている事業はあるものの、基本的には行動計画に基づいた事業が展開されている。

基本施策 及び行動計画	実施課 (計画策定時)	R5 年度 実施事業名	R5 進捗結果
福井のイメージの明確化、ブランディング			
ブランドタグライン、ロゴ、プロモーションツール等の制作	新幹線プロモーション課	ふくいプロモーション事業	イメージ動画の制作や首都圏に向けた広告発信やノベルティなどを制作。
イメージポスター及び動画の制作	おもてなし観光推進課	「ふくいの観光イチ推し」発信事業	首都圏等に対し、戦略的な情報発信を強化するため新たなポスター及び動画を制作。
観光誘客 Web 広告制作、プロモーション (YouTube、Google、交通広告等)	おもてなし観光推進課	「ふくいの観光イチ推し」発信事業	各種観光 PR 動画を出向宣伝やポータルサイトで活用する。これまでの制作物やキャッチフレーズをフルに活用し、開業に向けた情報発信を強化する。
観光誘客プロモーション			
JR や県と連携した共同プロモーション (JR の通年観光 CP、開業前後の大型観光 CP、県主催の首都圏主要駅での PR キャラバン等)	おもてなし観光推進課	セールス活動事業	首都圏における出向宣伝の実施。 (JR 上野駅 6 月、長野駅 7 月、東京 KITTE 7 月他)
首都圏旅行会社の旅行商品造成支援、ファムツアーの実施	おもてなし観光推進課	北陸新幹線福井開業及び北陸 DC に向けた誘客事業	ブレ DC 期間に開催される全国宣伝販売促進会議における商談会やエクスカーショ通过此次、開業後や DC 期間の旅行商品造成に向けた PR を実施 (11 月)。

ファン育成につながるモニターツアー、商業施設タイアップイベント等の開催	おもてなし観光推進課	セールス活動事業	東京駅 KITTE や吉祥寺マルイの出向宣伝に合わせステージイベントや抽選会等の実施。 主に、福井県や市内他課が開催するイベントに便乗する形で実施。
観光大使や一乗谷 Discovery Project など著名人等によるプロモーション	おもてなし観光推進課	一乗谷ブランドイメージ向上事業	一乗谷 DISCOVERYPROJECT メンバーや観光大使に対し、福井市の魅力的な観光資源を広く紹介し、ブログや SNS、メディアにおいて情報発信を依頼。
ターゲットにあわせた広告媒体 (紙、Web メディア、SNS) タイアップ	おもてなし観光推進課	「ふくい観光イチャ推し」発信事業、粋福グルメプロモーション事業	北陸新幹線沿線の主要駅へのポスター掲出や集中掲出、さらには新幹線開業前にメディア誘致を実施予定。るるぶ福井'24 掲載(粋福)。
ターゲットにあわせた広告媒体 (紙、Web メディア、SNS) タイアップ	おもてなし観光推進課	トキメクガイドブック制作事業 (R5)	若い女性をターゲットに、食をメインとした新たなガイドブックを制作。
都市間交流による広域連携プロモーション	おもてなし観光推進課	都市間交流事業	R3 に観光プロモーション・パートナーシップ協定を締結した高知市において福井市の観光 PR 事業を実施する。 長野善光寺まつり (5 月)、熊本火の國まつり (8 月)、結城まつり (10 月予定)、高知市での福井市観光物産展 (11 月)。

都市間交流による 広域連携プロモーション	おもてなし観光推進課	越前美濃街道広域観光交流推進協議会 東日本連携創生フォーラム（観光部門） 北陸新幹線停車駅都市観光推進会議	中部縦貫道県内開通を見据えた、大野市、郡上市、美濃市と連携した共同プロモーションによる広域観光や地域交流の推進。 さいたま市を中心とする新幹線沿線都市 28 都市で構成する東日本連携事業として合同WEBプロモーション等を実施。 令和5年度より、北陸新幹線停車駅都市 16 都市で構成する会議に加入し、合同観光PR事業等を実施。
都市間交流による 広域連携プロモーション	国際室	姉妹友好都市交流事業	米国ニューブランズウィック市からの訪問団受入、中国杭州市との事前打ち合わせのための渡航、およびジュニア大使の受入（米国フラトン市）と派遣（韓国水原市）。
観光情報のデジタル化と情報発信・営業の強化			
観光ポータルサイトの構築によるエリア情報の一元化	おもてなし観光推進課	デジタルコンテンツ運用事業	嶺北全域の情報を提供するポータルサイト「福いろ」を運営。令和5年度からは見やすさや検索機能を改良のほか、コンテンツの充実を図るなど、サイトのリニューアルを実施。
商談会等での旅行商品造成営業や観光情報提供会等を利用した観光情報の提供	商工振興課	地域商品販路拡大促進事業	市内中小企業者等が開発した優れた農林水産加工品を「ふくいのおもてなし」に認定することにより、販売環境を整え、販路開拓を支援する。また、物産展やバイヤー向け食品展示会に出展し、福井の食の魅力のPRと販路拡大を図る。首都圏での期間限定「福いいネ！アンテナショップ」を拡大して開催予定。

商談会等での旅行商品造成営業や観光情報提供会等を利用した観光情報の提供	おもてなし観光推進課	セールス活動事業	都市圏での商談会や出向宣伝、旅行会社への営業活動を行い福井のPRや旅行商品造成につなげていく。大阪商談会（6月）、東京11月他。
福井ならではのホンモノに触れる教育旅行、学生合宿、MICE誘致	おもてなし観光推進課	コンベンション開催助成金	コンベンション開催に伴う地域経済の活性化及び文化の向上を目的に、福井市内でコンベンションを開催する主催者に対し開催助成金を交付する。
福井ならではのホンモノに触れる教育旅行、学生合宿、MICE誘致	おもてなし観光推進課	教育旅行支援事業	市内での宿泊を伴う教育旅行を誘致するため、行程を組む旅行事業者に対し、補助金を交付する。
福井ならではのホンモノに触れる教育旅行、学生合宿、MICE誘致	おもてなし観光推進課	学生合宿促進事業	福井の魅力に触れてもらい、将来の観光客誘致につなげるため、市内に宿泊して合宿を行う学生団体に対し、補助金を交付して支援を行う。
台湾を中心としたインバウンド誘客の強化			
外国人旅行者向け情報サイトへの積極的な情報提供及び発信	国際室	インバウンド推進事業（台湾向け情報発信）	外国人からの認知度が低い本市の現状を踏まえ、台湾をはじめとした特定エリアに向けた取組ではなく、広く万人にPRする事業に注力するため、未実施。
外国人旅行者向け情報サイトへの積極的な情報提供及び発信	国際室	インバウンド向けホームページ管理運営事業	訪日旅行者をターゲットとした多言語ホームページ（英語、繁体字、簡体字、韓国語、フランス語）を管理運営する。
台湾を中心とした観光商談会参加、旅行博への出展	国際室	インバウンド推進事業（台湾向けインバウンド事業）	外国人からの認知度が低い本市の現状を踏まえ、台湾をはじめとした特定エリアに向けた取組ではなく、広く万人にPRする事業に注力するため、未実施。

台湾を中心とした観光商談会参加、旅行博への出展	国際室	インバウンド推進事業（フランス向け観光プロモーション）	フランスからの誘客を図るため、令和4年度に福井の観光PRを実施した、フランス・パリの人気店「越前そば東郷」に継続して観光素材を設置する。
外国人旅行者向け観光周遊ルートの構築	国際室		外国人からの認知度が低い本市の現状を踏まえ、台湾をはじめとした特定エリアに向けた取組ではなく、広く万人にPRする事業に注力するため、未実施。
外国人目線でのふくいの魅力発信	国際室	外国人目線でのインバウンドプロモーション事業	在京外国人向け英文フリーマガジンへの記事掲載、外国人向け訪日観光ポータルサイトへの記事出稿、インバウンド用観光プロモーション動画作成。
福井ゆかりの人物と福井との関係等を活かした番組誘致、撮影支援			
歴史上や福井ゆかりの人物と福井との関係を活かした番組誘致	新幹線プロモーション課、おもてなし観光推進課	大河ドラマ、朝ドラ誘致事業	幕末・明治のほか、戦国時代の人物も主人公候補に加えてドラマ誘致に取り組むという方針が協議会で決定したため、協議会の活動に歩調を合わせながら啓発活動を行う。
テレビ番組制作、CM制作、映画などの撮影支援	おもてなし観光推進課	福井フィルムコミッション事業	歴史と自然に恵まれた福井市を、映画やTVの撮影地に利用してもらうため、映像製作者に対し、情報の提供や撮影を円滑に進めるための協力を行う。（※R4制作支援を行った「おしよりん」公開）
テレビ番組制作、CM制作、映画などの撮影支援	おもてなし観光推進課	「千歳くんはラムネ瓶のなか」×「福いいネ！」	福井ゆかりのライトノベル「千歳くんはラムネ瓶のなか」とタイアップしたPR事業を実施する。
観光動態調査等による観光ニーズの把握			
インターネットによる観光動態調査の実施	おもてなし観光推進課	観光動態事業	必要に応じ、県観光連盟に依頼しデータの抽出を行う。

観光地や出向宣伝 先でのアンケート 調査の実施	国際室 おもてなし観 光推進課・新 幹線プロモー ション課		出向宣伝時にアンケートを実施。
ふくいの宝を再認識するインナープロモーション			
市民出前講座など 機会を捉えたイン ナープロモーションの実施	おもてなし観 光推進課	市政出前講座	市民出前講座の依頼がなかったため未実施。
市民出前講座など 機会を捉えたイン ナープロモーションの実施	新幹線プロモ ーション課	大学連携事業	福井大学、共立女子大学と連携し、首都圏や福井での福井のPRについて学生ならではの視点を活かした企画を立案し実施。
市民出前講座など 機会を捉えたイン ナープロモーションの実施	おもてなし観 光推進課、郷 土歴史博物館	越前水仙魅力向 上事業、重要文 化的景観「越前 海岸の水仙畑」 保存活用事業	高校生と連携した越前水仙の栽培やプロモーションを実施。 保存活用計画を基に水仙畑の景観保全と地域振興・観光活用を図るほか、今年度は地域の魅力を発信するローカルフォトプロジェクト等の普及啓発事業のほか、整備計画（アクションプラン）を策定。
フォトジェニック創出、インフルエンサー等による情報発信			
フォトジェニック 戦略の立案	おもてなし観 光推進課	「ふくいの観光 イチ押し」発信 事業（福井ジェ ニック創出事業）	R2年度より福井市の観光三拠点において旅行ニーズ及びSNS利用を喚起させるため専門家やインフルエンサーなどによる監修でフォトジェニックな食を創出することで、若者や女性の旅行機運を醸成している。
フォトジェニック スポット、食の創 造、整備、プロモ ーション	おもてなし観 光推進課	粹福グルメプロ モーション事 業、一乗谷ブラ ンドイメージ向 上事業	「粹福」メニューの提供。粹福ライトメニューの開発、既存メニューのブラッシュアップ。るぶ'2024への掲載。 一乗谷朝倉氏遺跡での和傘スカイ実施。（4～12月）

フォトジェニック スポット、食の創 造、整備、プロモ ーション	おもてなし観 光推進課	恐竜ホテル改装 事業	恐竜博物館のリニューアルや、北 陸新幹線福井開業を見据え、市内 の宿泊施設の恐竜仕様への改修を 支援。
フォトジェニック スポット、食の創 造、整備、プロモ ーション	都市整備課	おいでよ！福井 駅恐竜プロジェ クト	まちなかの回遊性向上を図るとと もに、誘客促進につなげるため、 北陸新幹線福井開業に合わせ、福 井駅東口駅前広場や御園通り等に 恐竜モニュメントや、恐竜をイメ ージした仕掛けを設置。

さらに、上記の目標値達成のための施策の方向性Ⅱに策定した行動計画に対する R5 年度における実施事業名及び進捗結果は以下のとおりであり、こちらも施策の方向性Ⅰと同様に、一部未実施となっている事業はあるものの、基本的には行動計画に基づいた事業が展開されている。

基本 施策	行動計画	実施課	R5 年度 実施事業	R5 進捗結果
おもてな しの充実	広域観光情報を発 信する JR 福井駅 東口観光案内所の 整備	おもてなし 観光推進課	観光案内 所運営事 業	ハピリンの観光案内所（ウエル カムセンター）において、外国 語対応可能な職員を配置し、き め細やかな観光案内を行う。加 えて、手荷物配送や交通切符販 売、観光ガイド取次ぎサービス など、観光客への総合サービス を提供する。
		新幹線整備 課	北陸新幹 線福井駅 （東口） 拡 張施設整 備事業	福井駅東側に観光案内所や待合 機能を備えた新幹線福井駅拡張 施設(観光交流センター)を整備 するため、県と協定を締結し、 準備を行う。
		おもてなし 観光推進課	東口観光 案内所準 備事業	福井市観光交流センターに設置 する東口観光案内所において、 県域の観光情報を一元的に発信 していくため、県、県観光連盟 と連携し準備を進める。

ICT 技術を活用した観光情報・素材のデジタル化	観光ポータルサイトの充実	おもてなし観光推進課	デジタルコンテンツ運用事業	嶺北全域の情報を提供するポータルサイト「福いろ」を運営。令和5年度からは見やすさや検索機能を改良のほか、コンテンツの充実を図るなど、サイトのリニューアルを実施。
	外国人旅行者向け情報サイトへの積極的な情報提供及び発信	国際室	インバウンド推進事業（台湾向け情報発信）	外国人からの認知度が低い本市の現状を踏まえ、台湾をはじめとした特定エリアに向けた取組ではなく、広く万人にPRするための事業に注力するため、未実施。
		国際室	インバウンド向けホームページ管理運営事業	訪日旅行客をターゲットとした多言語ホームページ（英語、繁体字、簡体字、韓国語、フランス語）を管理運営する。
		国際室	外国人目線でのインバウンドプロモーション事業	在京外国人向け英文フリーマガジンへの記事掲載、訪日観光情報サイトへの記事出稿、インバウンド用観光プロモーション動画作成
「お客様目線」の受入環境整備	福井の食を紹介するパンフレットやガイドブック等の作成	中央卸売市場	ふくい鮮いちば事業	観光客向けのリーフレット（観光施設紹介や主要地点からのアクセス、福井市産の農産物等を掲載）やポスターを作成するとともに、イベント事業への支援を行う。
	滞在時間に合わせた観光周遊ルートの設定	おもてなし観光推進課	周遊滞在型広域観光推進事業	嶺北域の酒蔵周遊を促す酒蔵ある記事の実施や、福井ー永平寺間の周遊促進のため、福井駅から一乗谷朝倉氏遺跡、永平寺をつなぐダイレクトバスを通年運行する。また、エリア内で使用できるクーポン付きの広域観光ガイドブックを発行する。

		おもてなし 観光推進課	夜間観光 促進事業	ハピテラス、中央公園において 常設のデジタルアートを実施す る。ハピテラスのデジタルア ートを活用した夜間イベント開催 事業を実施する。
		文化振興課	観光・文 化連携事 業	観光客や市民の周遊を促進する ため、市内 11 施設が連携して 共通観覧券「ふくミュージアム」 によるサービスを実施する。
		自然史博物 館	セーレン プラネッ ト運営事 業	常設展、ドームシアターでのプ ラネタリウム、ドーム映画の投 映のほか、特別展や特別投映、 コンサートや講演会、ナイトミ ュージアム等のドームイベント を行い、誘客を図る。企業との 共同、協賛により、新たな展示 やイベントを開催する。
		自然史博物 館	ナイトミ ュージア ムの開催	7/29、8/26、9/29「ナイトミ ュージアムと観望会」を開催 8/18「花火を見よう！ナイトミ ュージアム」を開催
		文化振興課	養浩館庭 園ライト アップ事 業（名勝 養浩館庭 園魅力向 上事業）	夜の賑わい創出につなげるため 紅葉の時期である 10 月、11 月 の金土日祝・祝前日に開園時間 を延長して夜間にライトアップ を行う。
	Wi-Fi 環境の整備 拡充	情報統計課	Wi-Fi 環境 整備事業	福井市公衆無線 LAN「Wi Wi Fukui City Free Wi-Fi」の保守管 理を行う。今後の運用につい て、北陸新幹線福井開業に向け て検討を行う。
オール福 井・自分 事として 取り組む	交通機関、宿泊施 設、飲食店、土産 物店等に従事して いる人に県内の観	郷土歴史博 物館、美術 館、自然史 博物館	歴史博物 館企画展 事業、美 術館企画	市民が福井の歴史や文化を学ぶ 機会を増やすとともに、観光資 源としても PR できるような企 画展を開催。

	光スポットや食を理解してもらう場の設定		展事業、自然史博物館企画展事業	
		生涯学習課	公民館教育事業	郷土の歴史・自然・文化・産業・景観・生活など、を再認識し、誇りや魅力発信につなげるため、公民館にて地域住民を対象とした「福井学」講座を開催する。
ICT 技術を活用した観光情報・素材のデジタル化	二次交通情報の充実及び Google 等での経路検索対応、利便性向上	地域交通課	すまいるバス×グリーン化プロジェクト	北陸新幹線福井開業に向け、先進的な取組みを効果的に発信するため、交通事業者が電気バスやキャッシュレス機器等を導入する取組を支援する。
		自転車利用推進課	まちなかレンタサイクル事業	市民や観光・ビジネス客等の交通利便性や回遊性の向上を図るため、まちなかでのシェアサイクルシステムを運用する。また、ICT を活用し、一連の操作をアプリ上で可能とし、多言語に対応するなど新たな機能を取り入れている。
「お客様目線」の受入環境整備	まちなかにおける大型バス駐車場の充実	おもてなし観光推進課	観光地維持管理事業	北ノ庄観光バス駐車場の整備を行う。
	3つの観光拠点（特に J R 福井駅周辺）における案内サインの充実（多言語化含む）	都市整備課	まちなか回遊事業（公共サイン改修事業）	外国人来訪者への対応として、まちなかの観光施設等へ誘導する案内サインを多言語化表記等に改修する。
		新幹線整備課	駅前広場開業準備事業	駅前広場の案内サインの更新、道路区画線等の塗替工事を行う

	キャッシュレス化の導入促進	国際室	インバウンド推進事業	外国人観光客受入環境整備として、キャッシュレス決済を含む整備に対する補助制度において支援を行う。
	観光施設等を結ぶ交通アクセスの充実と観光型 MaaS の検討	おもてなし観光推進課 地域交通課	周遊滞在型広域観光推進事業（エリアパス「福旅」発行）公共交通ネットワーク構築事業、ふくい MaaS 構築事業	北陸新幹線福井開業に向けて二次交通の利便性向上を図るため、ふくい嶺北連携中枢都市圏 11 市町や交通事業者、民間事業者、大学等と連携し、複数の公共交通を最適に組み合わせて検索・予約・決済等を一括で行う「ふくい M a a S」の導入に取り組む。
ターゲット別の「集客できる」素材の発掘・磨き上げ	滞在時間延長に繋がる五感に響く体験メニューの充実	おもてなし観光推進課	五感に響く体験・交流型観光推進事業	観光客が「五感」で体験できる観光メニューの充実を図るため、福井商工会議所、福井市、JR 西日本が協働して「ふくのね」を発行する。
		農村整備課	一乗谷あさくら水の駅体験農園等管理事業	一乗谷あさくら水の駅の体験農園において、市内小学生や保育園児対象に田んぼ体験やさつまいも収穫体験など、農業体験を実施することで農業への親しみの醸成と食育の推進を図る。また、敷地内の美化・清掃を実施し、来訪者の快適利用を図る。
		農村整備課	一乗谷あさくら水の駅機能強化事業	一乗谷あさくら水の駅で、ファミリー層や若年層向けのイベントを開催し、水の駅の更なる認知度の向上と集客力の向上を図る。

		文化振興課	名勝養浩館庭園魅力向上事業	茶席などの伝統文化に関する事業を実施することで、養浩館庭園の歴史や芸術性に触れる機会を創出し、庭園の魅力向上と観光客の増加を図る。北陸新幹線福井開業に合わせてお茶の振るまいを行う。
		文化振興課	日本遺産活性化推進事業	日本遺産「福井・勝山石がたり」の情報を発信し観光誘客を図るため、福井・勝山日本遺産活用推進協議会の事業として、人材育成、普及啓発、公開活用などの事業を行う。
		文化振興課	池のほとりのコンサート (R5)	養浩館庭園において市内の音楽活動団体によるミニコンサートを行う。
		文化振興課	養浩館庭園開園 30 周年記念事業 (R5)	養浩館庭園の開園・一般公開から 30 周年を迎えることを記念して、著名人によるアート作品の展示や朗読会を開催する。旅行会社等にも積極的に情報発信を行うことで、民間によるイベント開催など、庭園の新たな活用促進を図る。
		地域交通課	すまいるバス×イケボイス化プロジェクト (R4.R5.6 月補正)	すまいるバス北ルートで導入した人気声優による車内音声案内を、北陸新幹線福井開業に合わせて全ルートに拡充する京福バスの取組を支援する。
	SNS 映えするスポットの提供	おもてなし観光推進課	「一乗谷」ブランドイメージ向上事業	一乗谷朝倉氏遺跡復原町並に和傘を使った展示スポット「和傘スカイ」を設置 (4～12 月)。

		都市整備課	おいで よ！福井 駅恐竜プ ロジェク ト (R4.5)	まちなかの回遊性向上を図ると ともに、誘客促進につなげるた めに、北陸新幹線福井開業に合 わせ、福井駅東口駅前広場や御 園通り等に恐竜モニュメント や、恐竜をイメージした仕掛け を設置。
	滞在時間に合わせ た観光周遊ルート の設定	基本施策「お客様目線」の受入環境整備に記載		
	福井県が整備を進 めている「一乗谷 朝倉氏遺跡博物館 (仮称)」のオー プンに向けた県や 関係団体と連携し た取組	文化振興課	一乗谷朝 倉氏遺跡 活用活性 化事業	一乗谷への観光誘客につながる イベント「戦国まつり」や「万 灯夜」への支援を行う。また、 「一乗谷朝倉氏遺跡活用推進協 議会」の事業として、復原町並 のキャッシュレス化や下城戸 wi-fi 整備、山城案内板のリニュー ーアル、朝倉・永平寺ダイレク トバス「騎馬武者号」の運行な ど、魅力向上のための整備を行 う。
		おもてなし 観光推進課	越美北線 観光利用 促進事業 (R4～)	R3.3.5 に福井県、福井市、大野 市、JR 西日本金沢支社と「越 美北線観光利用促進連携協定」 を締結し、越美北線の観光利用 促進や魅力向上、周遊滞在等 につながる事業（イベント列車 等）を実施する。
	県外観光誘客に繋 がるふくい桜まつ りと福井フェニッ クスまつりの見直 し、 OneParkFestival な ど大規模イベント を活用した観光誘 客	商工振興課	福井フェ ニックス まつり開 催事業	多くの市民が参加する福井の夏 の一大イベントである福井フェ ニックスまつりを開催する。
		商工振興課	ファンタ スティッ クステー ジ開催支 援事業	R3 以降は事業を廃止。

		おもてなし 観光推進課	まちなか 滞在事業 (ふくい 桜まつり 開催)	足羽山・足羽川での桜のライト アップや、中央公園におけるイ ベントなど、福井市中心部を舞 台に桜をテーマとした歴史、文 化、食のおもてなしイベントを 展開する。
		スポーツ課	ふくい桜 マラソン 開催準備 事業	2024年3月31日に「ふくい桜 マラソン」を開催する。県、 市、坂井市等を含めた実行委員 会において、安全・安心な大会 準備を進める。
	地域が主体的に取り 組む体験・体感 メニューの提供、 観光まちづくり活 動への支援、越前 海岸の水仙まつり や、越前がになどの 季節ごとのコン テンツを活かした 魅力発信	おもてなし 観光推進課	「越前海 岸」体 験・体感 観光推進 事業（観 光まちづ くり組織 支援）	越前海岸ならではの食や体験・ 交流型観光メニューを提供する など、観光誘客に資する活動に 主体的に取り組んでいる越前海 岸盛り上げ隊が実施する「うみ たん」への補助を実施してい る。
「お客様 目線」の 受入環境 整備	3つの観光拠点 (特に JR 福井駅 周辺) の飲食店情 報の集約	おもてなし 観光推進課	デジタル コンテン ツ運用事 業	嶺北全域の情報を提供するポー タルサイト「福いろ」を運営。 令和5年度からは見やすさや検 索機能を改良のほか、コンテン ツの充実を図るなど、サイトの リニューアルを実施。
	JR 福井駅周辺へ の福井の食を味わ える店舗の集積	おもてなし 観光推進課	デジタル コンテン ツ運用事 業	ポータルサイト「福いろ」のリ ニューアルに伴い、ページ内に 近隣の蕎麦店を掲載するなど、 福井の食の PR を実施。

ターゲット別の「集客できる」素材の発掘・磨き上げ	福井の食の魅力が体験できる企画・取組への支援	商工振興課	地域産品 販路拡大 促進事業	市内中小企業者等が開発した優れた農林水産加工品を「ふくい の恵み」に認定することにより、販売環境を整え、販路開拓を支援している。また、物産展やバイヤー向け食品展示会に出展し、福井の食の魅力のPRと販路拡大を図っている。
		農政企画課	里地・里山活性化事業	里地・里山地域を活性化するため、集落内の耕作放棄地におけるホーリーバジル農園整備を支援し、地域のつながり強化、コミュニティビジネスを確立する。(令和5年度の実施地区：美山地区蔵作町)
		林業水産課	ジビエ普及推進事業	有害獣の捕獲後の有効活用やジビエの消費需要拡大のため、イベントでの試食会や親子料理教室を実施する
		農政企画課	伝統の福井野菜支援事業	伝統野菜の維持・再生を図るため、南宮地在来種そば等の優良種子確保や河内赤かぶらの生産・販売拡大を支援する。
		農政企画課	農林水産物特産品販路開拓事業（越前フェア）	首都圏への連携中枢都市圏内の農産物等の情報発信と販路開拓を図るため、福井県や銀座料理飲食業組合連合会等と連携し、連携中枢都市圏内の食材や加工品を一定期間店舗でメニューとして提供してもらう「福井美食フェア」を開催する。
		農政企画課	農林水産物特産品販路開拓事業（国内販路開拓）	連携中枢都市圏内の農林水産物や6次産品、その他加工品のPR・販路拡大を図るため、PRイベントの開催、情報発信ツールの作成等を行う。

	SNS 映えする食のメニューの創出	おもてなし観光推進課	粹福グルメプロモーション事業	粹福グルメとしてごはん、パフェ等、市内 11 店舗で提供。R5 は既存メニューのブラッシュアップ及び新たに粹福ライトとして観光客に気軽に食べてもらえるメニューを開発。
「お客様目線」の受入環境整備	土産品購入場所の拡充	おもてなし観光推進課	観光物産館管理運営事業	福井の玄関口において、市内及び県内の観光資源と連携した広域観光サービス提供やオール福井の優れた物産の提供を行うことで賑わいを創出し、来訪者へのおもてなしの充実を図る。 R5 は次期指定管理者選定を行う。
		商工振興課	マーケット開発支援事業	R5 以降は事業を廃止。
		農村整備課	一乗谷あさくら水の駅管理運営事業	指定管理者制度を用いて、一乗谷朝倉氏遺跡の玄関口に位置する道の駅として、観光情報の発信や飲食の提供、特産品の販売などを行い、利用者・来訪者に対するサービス向上を図る
	キャッシュレス化の導入促進	国際室	インバウンド推進事業	外国人観光客受入環境整備として、キャッシュレス決済を含む整備に対する補助制度において支援を行う。
ターゲット別の「集客できる」素材の発掘・磨き上げ	福井ならではの魅力ある土産品の開発等	農政企画課	農林水産物特産品販路開拓事業（国内販路開拓）	福井市産直 E C サイト「ふくいさん」において福井市の他、連携中枢都市圏の特産品を販売する。
おもてなしの充実	市民総ぐるみで取り組む観光おもてなし市民運動の充	都市整備課	景観支援事業	福井の豊かな景観を PR するため、広域景観軸の映像を制作する。ハピテラスの大型ビジョン

	実			や、テレビ放送等で公開することにより、景観面から観光誘客を図る。
		おもてなし 観光推進課	観光おも てなし市 民運動推 進事業	本市を訪れる観光客を温かく親切に迎え、「また来たい」と思 っていただくため、北陸新幹線 福井開業に向けて「観光おもて なし市民運動」を進める。ま た、心温まるおもてなしを行っ た方への表彰や、今までに認定 した「観光おもてなしマイスタ ー」の育成、推進大会の開催を 通じて、市全体の「おもてな し」を実現する。
		おもてなし 観光推進課	観光誘客 「チアダ ン×福い いネ！」 事業	J E T S の O G と連携して、福 井の認知度向上及び観光地の魅 力発信を行う。新たに、チアド リームプロジェクトメンバー自 身に情報発信してもらい、福井 のファンを増やしていく。
		市民協働・ ボランティア 推進課	ボランテ ィア活動 支援事業	幅広い分野へ市民のボランティ ア参加が促されるよう、ボラン ティア活動に関する講座やボラ ンティア体験イベントを実施す る。令和5年度は、福井駅を会 場とした駅ボランティアやおも てなし関連ボランティア等の講 座、駅周辺でのクリーンアップ 作戦などの開催を計画してい る。
	観光ガイド等の育 成	おもてなし 観光推進課	ふくい観 光未来塾 事業	福井の魅力をしっかり伝えるこ とができ、訪れたお客様に満足 していただける観光ガイドの育成 を図る。育成したガイドは「ふ くい観光おもてなしガイド」と して、ウェルカムセンターの定 時ガイドや、福井市が実施する

				まち歩きガイドツアーのガイドとして活用する。
		国際室	インバウンド推進事業(通訳ガイド育成事業)	外国人観光客に対応可能な通訳ガイドを育成しておもてなし力の向上を図る。
		文化振興課	福井市歴史ボランティア「語り部」の育成・派遣事業	福井の歴史を広く紹介するため、市民や福井への来訪者、学校、公民館、企業などからの依頼により、ガイドや講師として「語り部」を派遣する。また、これらの活動のため、「語り部」の技能向上を図るための研修を行う。
「お客様目線」の受入環境整備	観光文化施設や観光資源の必要に応じた整備・修繕	おもてなし観光推進課	観光地維持管理等事業 多様な宿泊施設整備支援事業（6月補正）	施設利用者の安全性や利便性を確保するために施設の維持管理を行う。R5は文殊山山頂トイレ、北ノ庄観光バス駐車場整備、越前海岸園地補修等を行う。多様化する観光ニーズに対応するため、観光資源を活用したコンセプトルームへの改修など、市内の宿泊施設が行う魅力的な宿泊施設への改修を支援する。
		都市整備課	福井駅周辺整備事業	北陸新幹線福井開業に向け、みんなにとって利用しやすい、快適な福井駅周りとするため、駅西口観光案内所付近の誘導点字ブロック更新や、防犯カメラ設置を行うとともに、えちぜん鉄

				道高架下を多目的に利用できる よう整備する。
		文化振興課	名勝養浩 館庭園保 存管理事 業	国の名勝に指定されている養浩 館庭園を適切に管理する。
		文化振興課	特別史跡 一乗谷朝 倉氏遺跡 管理運営 事業	特別史跡である一乗谷朝倉氏遺 跡を将来にわたって良好な状態 で保存していくため、適切な管 理運営と環境保全を行う。
		足羽山公園 事務所	美しい森 林景観再 生事業	足羽山公園遊園地の施設の維持 管理及び飼育動物の衛生・健康 管理を行う。また、イベントの 開催や、展示動物の新規購入に より、来園者数の増加を図る。
		足羽山公園 事務所	足羽山魅 力向上事 業	新たな福井の魅力を発信し、ま た観光誘客を図る拠点として、 足羽山の魅力向上を行う。
		文化財保護 課	大安寺建 造物修理 補助事業	市内で唯一の国指定重要文化財 の建造物である大安寺の大規模 修理事業に対し、国・県ととも に補助を行い、保存継承と観光 活用を図る。今年度は、本堂の 組立工事を継続し、庫裏解体準 備等を行う。
		郷土歴史博 物館	重要文化 的景観 「越前海 岸の水仙 畑と農村 景観」普 及啓発事 業	保存活用計画を基に水仙畑の景 観保全と地域振興・観光活用を 図る。今年度は地域の魅力を発 信するローカルフォトプロジェ クト等の普及啓発事業のほか、 整備計画（アクションプラン） の策定を行う。

	Wi-Fi 環境の整備 充実	情報統計課	Wi-Fi 環境 整備事業	福井市公衆無線 LAN「Wi Wi Fukui City Free Wi-Fi」の保守管 理を行う。今後の運用につい て、北陸新幹線福井開業に向け て検討を行う。
	3つの観光拠点 (特に J R福井駅 周辺)における案 内サインの充実 (多言語化含む)	都市整備課	まちなか 回遊事業 (公共サ イン改修 事業)	外国人来訪者への対応として、 まちなかの観光施設等へ誘導す る案内サインを多言語化表記等 に改修する。
		新幹線整備 課	駅前広場 開業準備 事業	駅前広場の案内サインの更新、 道路区画線等の塗替工事を行う
オール福 井・自分 事として 取り組む	観光関連団体や地 域の観光まちづく り団体との連携	おもてなし 観光推進課	観光協会 等への補 助事業	福井市及び周辺における地域観 光の開発、保存、振興を図り、 地域経済の活性化並びに文化の 向上を目指すために、(公財) 福井市観光協会、(公社) 福井 県観光連盟、各地区観光協会 (大安寺、一乗滝、文殊、東 山) へ補助を行う。
		文化振興課	日本遺産 活性化推 進事業	日本遺産「福井・勝山石がた り」の情報を発信し観光誘客を 図るため、福井・勝山日本遺産 活用推進協議会の事業として、 人材育成、普及啓発、公開活用 などの事業を行う。
		おもてなし 観光推進課	「越前海 岸」体 験・体感 観光推進 事業	夏の海水浴、冬の越前水仙など の季節に合わせたイベントを実 施する団体と連携して観光誘客 を図る。
	若者の観光まちづ くりへの参画	新幹線プロ モーション 課	大学連携 事業	福井大学、共立女子大学と連携 し、首都圏や福井での福井の P Rについて学生ならではの視点 を活かした企画を立案し実施。

		おもてなし 観光推進課	越前水仙 魅力向上 事業	越前水仙の魅力を再認識し、文 化的景観の保護と担い手不足対 策として、若者（高校生）と連 携し、越前水仙の栽培やプロモ ーションなどを実施する。

5. 福井市文化芸術振興ビジョン

（１）福井市文化芸術振興ビジョンの策定の背景

平成 5 年に当時の文化施設・文化活動を調査し、福井市教育委員会として独自に示した芸術文化に関する指針である「芸術文化振興計画」の策定から 10 年以上経過する中、以下の背景を受け、平成 20 年 2 月に市民一人ひとりが日々の暮らしの中で、真にゆとりと潤いを実感できる生活を実現するため、これからの福井市の文化芸術振興のあるべき姿やその方向性を明かにするため「福井市文化芸術振興ビジョン」を策定した。

- ① 平成 14 年に策定した「第五次福井市総合計画」における基本目標として「人と文化が共生・調和するまちづくり」を掲げていること
- ② 平成 18 年 2 月に福井市、美山町、越廼村、清水町の 4 市町村が合併し、新しい福井市が誕生し、それぞれの地区の民族芸能、文化芸術活動、文化施設、文化財が新たに加わることで、福井市の文化芸術を取り巻く環境が拡大・変化したこと
- ③ 平成 13 年に国が制定した「文化芸術振興基本法」の第 4 条により、地方公共団体の責務として、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定することが定められたこと

（２）福井市文化芸術振興ビジョンにおける福井の文化芸術の振興のためのビジョン

平成 20 年 2 月当時のビジョンにおいては、『「まず参加 広く発信 未来へ継承」をモットーに文化芸術活動を通じた人づくり』『誰もが いつでも どこでも 文化芸術を楽しむことができるまちづくり』をテーマとして、以下の施策及び重点目標を掲げていた。

	施策	重点目標
①	文化芸術環境の充実 ➤ 産・学・官そして住民が連携・協働し、人々が広く文化芸術に触れ、鑑賞し、参加し、創造することができる機会や場を創出する。 ➤ 個人や企業・団体等と連携した文化芸術活動支援体制を構築する。	文化芸術と観光・産業との連携を促進する。
②	子どもたちの文化芸術活動の推進	児童・生徒への文化芸術鑑

	➤ 子どもたちが身近に伝統文化や舞台芸術など、優れた文化芸術に触れる機会をさらに充実する。 ➤ 子どもたちの文化芸術活動が活発となるよう、学校や生涯学習機関等を含む地域が連携した取組を促進する。	賞・体験活動を推進する。
③	文化遺産の保存・継承・活用の支援 ➤ 郷土の偉人や文化人、歴史文化を顕彰・認識していく取組を支援する。 ➤ 文化財や伝統芸能など貴重な文化遺産を適切に保存し、地域の宝として継承・活用していく活動を支援する。	文化財を理解し、親しむ機会や場の充実を図る。
④	文化芸術活動の担い手育成の支援 ➤ 大学等の高等教育機関やNPOなどと協力し、伝統文化や無形の文化財等の継承者、文化施設や文化芸術団体のアートマネジメント担当者等、文化芸術活動を支える人材育成の支援を行う。 ➤ 高い芸術性と豊かな表現力を備え、国際的に活躍する人材育成を支援する。	文化芸術活動をコーディネートする人材育成の支援に向け、教育関係機関やNPO等と連携する。
⑤	文化芸術活動の交流と発信の促進 ➤ 地域固有の文化や新しい文化、多様な文化芸術活動を支援し、世代間や地域間の交流及び国際交流等を促進する。 ➤ 文化芸術に関するさまざまな情報を一元化して発信し、あらゆる人があらゆる形で享受できる環境を整備する。	文化芸術に関する情報の発信を強化する。

(3) 福井市文化芸術振興ビジョンにおける各種事業の実施状況

平成20年2月に策定した福井市文化芸術振興ビジョンでは、策定当時、福井市が取り組んでいる文化芸術振興のための事業が5つの施策ごとにされており、(2)に記載している施策の実現と重点目標の達成に向け、既存の事業の充実を図るとともに、整理・統合も含め、さらに効果的な新規事業についても積極的に取り組んでいくものとされていた。

しかしながら、平成20年2月以降計画の見直しが実施されていないため、当時実施していた現商工労働部所管の事業に関する令和5年度での実施状況は以下のとおりとなっており、未実施の事業が多く見受けられる状況である。また、現在事業実施しているとあるものの、文化会館についても取壊しされており、文化会館の管理運営事業についても事業未実施となる状況である。

さらに、福井市文化芸術振興ビジョンにおいては、KPI が設定されておらず、客観的な指標に基づいて、事業実施状況を評価することができない状況である。

事業名 及び名称	事業主体 (H20.2 月)	事業内容	商工労働部 所管か否か	R5 実施状況	R5 事業名
福井市景観 計画策定事 業	都市計画課	景観形成の基準などにつ いて、地域の景観特性に 配慮しながら定めた計画	×	他部署	
中心市街地 文化活動推 進事業	中心市街地 振興課	まちなか文化施設響のホ ールでのイベント等開催 支援	○	×	響のホー ル：令和 2 年 6 月 閉館
福井市観光 ビジョン策 定事業	観光開発室	福井市の観光の方向性を 示したもの	○	×	策定済 福井市観 光振興計 画(R2～6)
愛宕坂茶道 美術館・橘 曙覧記念文 学館運営事 業	歴史のみち 整備推進課	茶道美術館及び橘曙覧記 念文学館の維持管理・運 営、企画展の開催	○	○	愛宕坂茶 道美術館 管理運営 費、橘曙 覧記念文 学館管理 運営費
誇りと夢・ わがまち創 造事業	市民協働推 進課	地区の皆さんによる自主 的なまちづくり（ソフ ト）事業の支援	×	他部署	
公民館運営 事業	生涯学習課	市民の皆さんの創造的な 学習活動を支援する各種 学級・講座の開設等	×	他部署	
福井学推進 事業	生涯学習課	歴史や自然等、さまざま な事象を楽しく学び、郷 土への愛着や誇りを培う 講座等の開催	×	他部署	
シアター事 業	映像文化セ ンター	文化や自然を紹介するド キュメンタリー作品の上 映	×	他部署	

名義後援事業	文化課	承認基準に基づき、教育・文化の普及向上に寄与、かつ公益性のある事業等の後援	○	○	文化活動支援事業
文化振興事業	文化課	童謡の日さわやかコンサートの開催	○	×	コロナ禍(令和4年度)で終了
木ごころ文化ホール運営事業	文化課	木ごころ文化ホールの維持管理	×	他部署	
福井芸術・文化フォーラム支援事業	文化課	文化会館を拠点に、舞台芸術に関するさまざまな事業を企画運営する当該団体の支援	○	○	文化活動支援事業
文化会館運営事業	文化課	文化会館の維持管理	○	○	文化会館管理運営費(文化会館閉館事業)
自然史博物館運営事業	自然史博物館	自然史博物館の維持管理・運営	○	○	自然史博物館管理費、自然史博物館運営費
自然史博物館企画展開催事業	自然史博物館	企画展の開催	○	○	企画展開催事業
美術館運営事業	美術館	美術館の維持管理・運営	○	○	美術館管理費、美術館運営費
美術館企画展開催事業	美術館	企画展の開催	○	○	美術館企画展開催事業
アトリエ開催事業	美術館	市民アトリエの開催	○	○	アトリエ開催事業
市美展ふく	美術館	市美展ふくいの開催	○	○	市美展ふ

い開催事業					くい開催事業
ふるさとスケッチ大賞開催事業	美術館	ふるさとスケッチ大賞の開催	○	×	平成 28 年度をもって終了
歴史博物館運営事業	郷土歴史博物館	歴史博物館の維持管理・運営	○	○	歴史博物館管理費、歴史博物館運営費
歴史博物館企画展事業	郷土歴史博物館	企画展の開催	○	○	歴史博物館企画展事業
清水資料館運営事業	郷土歴史博物館	清水資料館の維持管理・運営	○	個別での事業予算はなし。	職員による定期清掃等による維持
伊自良の里運営事業	郷土歴史博物館	伊自良の里の維持管理・運営	×	他部署	
図書館運営事業	各図書館	各図書館の維持管理・運営	×	他部署	
歴史のみえるまちづくり協会支援事業	歴史のみち整備推進課	子ども歴史クラブの育成	○	○	歴史のみえるまちづくり協会助成事業
学校鑑賞教室事業	学校教育課	幼児、小・中学生らを対象とした芸術鑑賞教室の開催	×	他部署	
小中学校連合音楽会開催支援事業	学校教育課	小・中学生による合唱及び合奏等音楽会の開催支援	×	他部署	
シアター事業	映像文化センター	子ども向けのアニメ作品の上映	×	他部署	
自然史博物館教育普及事業	自然史博物館	子どもたちを対象とした自然観察会、学校等への巡回展や出前講座等の開	○	○	教育普及費

		催			
アトリエ開催事業	美術館	幼児から小学生を対象とした子どもアトリエの開催、親子で制作体験のできるチャレンジコーナーの設置	○	○	アトリエ開催事業
やさしい歴史博物館づくり事業	郷土歴史博物館	子どもたちを対象とした歴史講座等の開催	○	○	歴史博物館教育普及事業
図書の読み聞かせ開催事業	各図書館	子どもたちを対象とした読み聞かせや紙しばいの開催	×	他部署	
市史編さん事業	市史編さん室	市史の編さん、公文書・行政資料などの収集・整理・保存	×	他部署	
歴史のみえるまちづくり協会支援事業	歴史のみち整備推進課	平成独楽吟・歴史講座等の開催、伝統行事への支援等	○	○	歴史のみえるまちづくり普及事業
				他部署	伝統行事支援は文化財保護課
さくらの小経・浜町通り界限整備事業	歴史のみち整備推進課	市内中心部の史跡等と足羽山の史跡・文化施設を結ぶ散策空間の整備等	○	×	整備事業終了
福井学推進事業	生涯学習課	歴史や自然など、さまざまな事象を楽しく学び、郷土への愛着や誇りを培う講座等の開催	×	他部署	
景観記録事業	映像文化センター	都市景観を計画的かつ継続的に記録収集保存し、まちづくりの研究資料として提供	×	他部署	

郷土学習コンテンツ関係整備事業	映像文化センター	無形民俗文化財の映像記録	×	他部署	
文化財保護委員会運営事業	文化課	特に貴重な文化財の指定、保存及び活用についての調査・審議	×	他部署	
民俗文化・資料等保存事業	文化課	民俗資料保存のためのくん蒸業務、資料収集等	×	他部署	
文化財保護事業	文化課	文化財保護業務に関する年報の発刊、発掘速報展の開催等	×	他部署	
おさごえ民家園管理事業	文化課	おさごえ民家園の維持管理	×	他部署	
おさごえ民家園活用活性化事業	文化課	園内でのそばづくりやイロリを囲んで民話を聞く体験学習の開催	×	他部署	
指定史跡等事務事業	文化課	指定文化財の修理等に対し経費の一部助成等	×	他部署	
文化施設整備事業	文化課	おさごえ民家園及び養浩館の屋根ふき替え等	×（おさごえ民家園）	他部署	
			○（養浩館）	○	養浩館整備費(R5なし)
埋蔵文化財発掘調査事業	文化課	市内遺跡発掘調査、公共事業関連発掘調査等	×	他部署	
文化奨励事業	文化課	郷土の文化人のひとり“宇野重吉”氏の顕彰	○	×	“宇野重吉”氏顕彰事業は令和3年度末に事業廃止

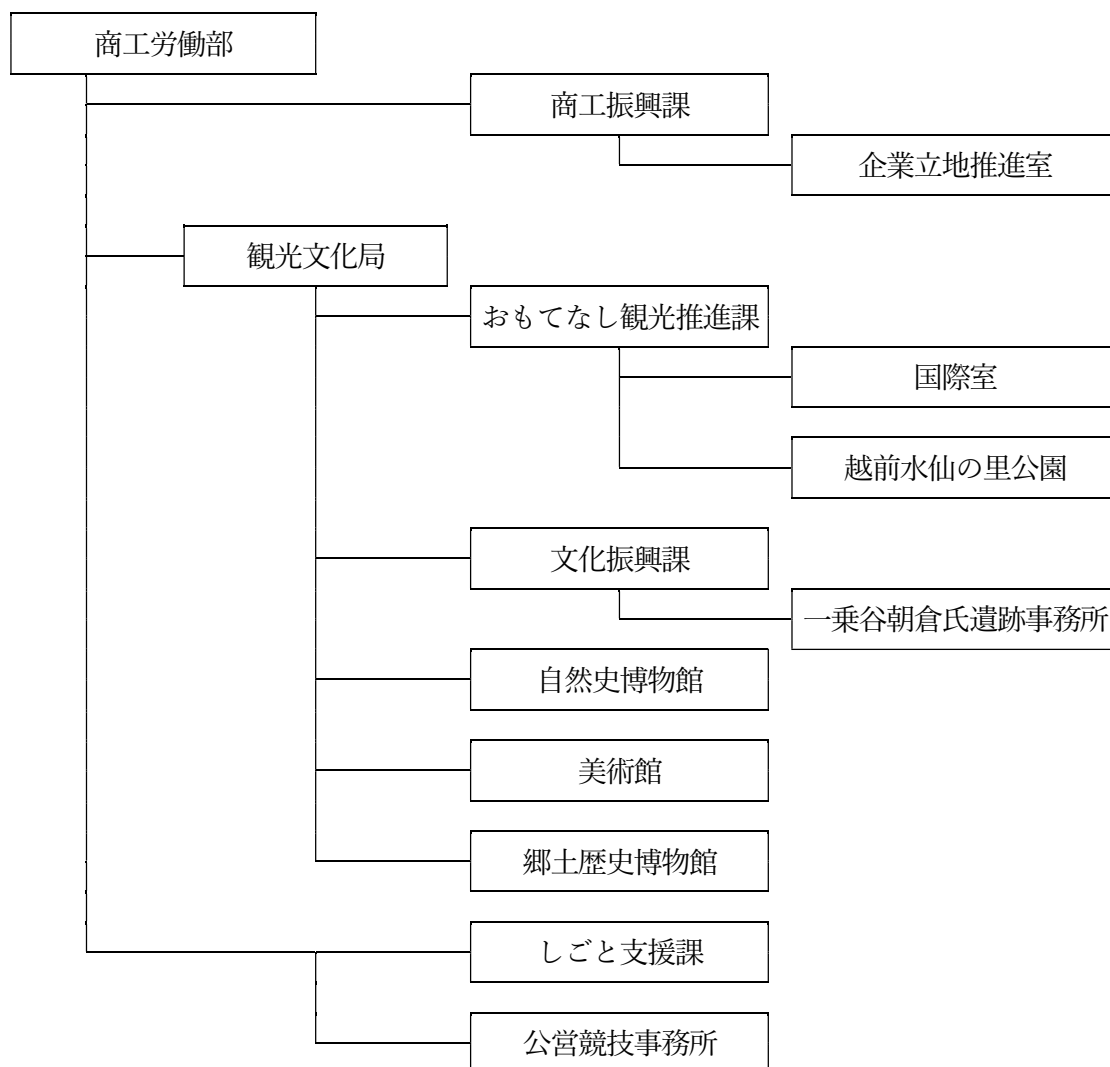
養浩館運営・整備事業	文化課	養浩館の維持管理、茶席サービスの開催、養浩館の修繕	○	○	名勝養浩館庭園保存管理事業、名勝養浩館庭園魅力向上事業
特別史跡運営事業	朝倉氏遺跡管理事務所	一乗谷朝倉氏遺跡の維持管理・運営	○	○	特別史跡管理費、特別史跡運営費
特別史跡整備事業	朝倉氏遺跡管理事務所	一乗谷朝倉氏遺跡の整備	○	○	特別史跡整備事業
歴史博物館資料収集保存事業	郷土歴史博物館	館蔵品の修理・保存	○	○	歴史博物館資料収集保存費
中心市街地文化活動推進事業	中心市街地振興課	響のホール利用アシスト制度（使用料の助成）への支援	×	×	響のホール：令和2年6月閉館
ふくい市民活動基金助成事業	市民協働推進課	市民団体が行う非営利の公益的活動の助成	×	他部署	
文化奨励事業	文化課	文化芸術等の分野における優れた活動と業績を称える文化奨励賞の授与	○	○	文化奨励事業
市文化協会支援事業	文化課	市文化協会の主催する「市民文化祭」開催支援	○	○	文化活動支援事業
各種文化活動支援事業	文化課	各種団体による自発的・創造的な文化活動の支援	○	○	文化活動支援事業
福井芸術・文化フォーラム支援事業	文化課	文化会館を拠点に、舞台芸術に関するさまざまな事業を企画運営する当該団体の支援	○	○	文化活動支援事業
指定史跡等事務事業	文化課	無形民俗文化財の後継者育成支援	×	他部署	

やさしい歴史博物館づくり事業	郷土歴史博物館	博物館ボランティアの養成等	○	○	歴史博物館教育普及事業
市政広報発行事業テレビ・ラジオ広報事業	広報広聴課	広報紙やテレビ、インターネットなどを通じた各種情報の発信	×	他部署	
姉妹友好都市等交流事業	国際交流課	国内外の姉妹友好都市等との相互交流	○	○	国際化推進事業
姉妹友好都市等交流事業	青少年課	青少年による熊本市・結城市との交流	×	他部署	
福井市国際交流協会支援事業	国際交流課	市民参加による姉妹友好都市交流、地域国際化等の事業を行う協会への支援等	○	○	国際化市民活動促進事業
地域間交流事業	国際交流課	岐阜県安八町交流事業（越廼地区）、全国清水町姉妹友好都市事業への支援	×	他部署	
小中学生国際交流作品展開催事業	学校教育課	姉妹友好都市の小中学生との作品交流及び展覧会の開催	×	他部署	
各種文化活動支援事業	文化課	各種団体による自発的・創造的な文化活動の支援	○	○	文化活動支援事業

6. 商工労働部の組織機構及び事務内容

(1) 組織機構

(令和5年4月1日現在)



(2) 商工労働部（公営競技事務所を除く）の事務内容

監査対象所属（課内室を含む）における事務内容は以下のとおりとなっている。

部署	事務内容
商工振興課	商工振興課は、中小企業・小規模事業者や創業者に対しニーズに即した支援を行うとともに、企業立地戦略に基づいた企業立地を推進し、地域産業の競争力向上を図っている。 また、中心市街地の活性化に取り組むとともに、オール福井体制での商業の振興を図っている。 ・ 福井フェニックスまつり開催事業

	・地域交流プラザ管理運営 ・商工総務事務諸経費 ・商店街の振興 ・商工団体等の振興 ・商工業活性化の支援 ・企業誘致の促進 ・地域産業の振興 ・県制度融資利子補給金 ・おいしいふくい推進事業 など
おもてなし観光推進課	おもてなし観光推進課は、北陸新幹線福井開業、北陸デスティネーションキャンペーン、大阪・関西万博、中部縦貫自動車道県内全線開通という観光誘客の好機を確実に捉え、観光によるまちづくりを進め、福井市観光振興計画に掲げる目指す姿「日々の暮らしにある「福」があふれるまち～オール福井で取り組む福井周遊の玄関口」の実現に向けて取組を進めている。 国際室は、国際交流の企画及び総合調整をはじめ、姉妹都市及び友好都市との交流や多文化共生の推進、国際交流協会の支援及び育成、並びに外国人観光客に向けた情報発信、観光誘客及び受入れ環境整備などを行っている。 ・観光団体助成事業 ・各種団体振興事業 ・福井フィルムコミッション事業 ・観光ビジョン策定事業 ・観光まちづくり推進事業 ・地域観光資源活用事業 ・観光地整備管理事業 ・観光施設管理事業 ・波の華運営事業 ・ガラガラ山越前水仙の里キャンプ場運営事業 ・越前水仙の里運営業務 ・国際化事業 など
文化振興課	文化振興課は、歴史や文化を活かした個性的で魅力あるまちづくりを目指し、文化振興及び歴史文化遺産の管理運営並びに観光と文化の連携に関する事務を行う。 ・文化振興事業 ・歴史文化の管理、運営及び活用事業 ・観光・文化連携事業 ・一乗谷朝倉氏遺跡管理、活用事業 ・文化会館解体事業 など

自然史博物館	自然史博物館は、自然豊かな足羽山に位置し、平成 29 年には旧館が国登録有形文化財に登録された全国的にも歴史の古い博物館である。足羽山をはじめ、市内に生息する 1,467 種、1,753 点の動植物の標本展示をはじめ、特別展・企画展や自然史講座を通じて、福井の自然の魅力を楽しみながら学ぶことができる博物館を目指している。 また、セーレンプラネット（自然史博物館分館）は、指定管理者制度を導入し、自然科学教育の推進と県都のにぎわいづくりを目的に、最新の宇宙・天文に関する投映や展示はもとより、映画やコンサート、講演会といった多様なコンテンツを実施している。
美術館	美術館は、市民が気軽に美術に親しむ活動拠点として、地域に根ざした市民の創造的な美術活動を支援育成することを目的に、平成 9 年 10 月 1 日に開館している。 建物は、自然との関係を意識し、外壁の大部分がガラス張りで、曲線を多用した有機な形とすることにより、周辺の自然と調和した美術空間を演出している。 美術館では、福井市ゆかりの彫刻家・高田博厚の足跡と業績を紹介する「常設展」、様々な芸術分野の作品を紹介する「企画展」及び市民からの公募作品を紹介する「市美展ふくい」等の展覧会開催により鑑賞の機会を提供している。また、子どもから大人まで創作することの楽しさが体感できる講座等を開催するアトリエ事業も実施している。 優れた美術作品を鑑賞するだけでなく、創作することも重要視しており、「みる」と「つくる」を一体化した体験活動の場を提供することで、観光誘客を図るとともに来館者がより美術を体感し、感動できるよう工夫している。
郷土歴史博物館	郷土歴史博物館は、昭和 28 年に足羽山公園に開館し、平成 16 年に名勝「養浩館庭園」の隣接地に新築移転している。 「郷土への誇りと愛情を育み、知る喜び、学ぶ楽しみの輪を広げる博物館となること」を活動理念として、資料の収集、保管、調査研究、展示、教育普及事業を展開している。
しごと支援課	人口減少社会を迎え、労働力不足が深刻化し課題となっている。 しごと支援課では、U・I ターン就職の促進や就業機会の創出を図るとともに、働きやすい雇用環境づくりを推進し、労働意欲ある全ての人が活躍でき、生き活きと働けるまちを目指し、雇用の促進と勤労者の生活の安定に関する事務を行っている。 ・雇用促進事業 ・就業機会確保推進事業 ・技能振興事業

	・ 勤労者生活安定対策推進事業 ・ 雇用環境改善促進事業 など

第3章 監査の結果

本章において、監査結果のまとめ及び各所管課の各事業に対する監査結果について記載する。

1. 監査結果のまとめ

指摘事項及び意見の数は以下のとおりである。

(単位：件)

No	監査対象所属	指摘事項	意見
2	商工振興課・企業立地推進室	1	55
3	おもてなし観光推進課	1	62
4	おもてなし観光推進課 国際室	0	8
5	おもてなし観光推進課 越前水仙の里公園	0	4
6	文化振興課（一乗谷朝倉氏遺跡事務所を含む）	1	48
7	自然史博物館	0	16
8	美術館	0	6
9	郷土歴史博物館	0	15
10	しごと支援課	1	17
合計		4	231

2. 商工振興課・企業立地推進室

2-1. 福井フェニックスまつり開催事業

1. 事業の概況

事業名 (歳出予算科目)	大事業：福井フェニックスまつり開催事業 中事業：福井フェニックスまつり開催事業 (款：商工費、項：商工費、目：商工総務費)		
事業の目的及び 必要性	福井の夏の恒例行事であるフェニックスまつりを市民が一体となり開催し、産業振興、観光振興、中心市街地振興を図る。		
事業内容	フェニックスまつり開催に対する補助 <主体行事>		
	行事名	日 程	会 場
	福井フェニックス花火	8/18 (金)	足羽川河川敷
	民踊大会	8/19 (土)	駅前電車通り
	YOSAKOI イッチョライ	8/20 (日)	駅前電車通り
	100万人のためのマーチング	8/20 (日)	フェニックス・プラザ

	<協賛行事> ・地区納涼民踊大会 ・商店街おまつり広場 ・FBC DANCE JAM ・ぺんたワイワイ夏まつり ・ふくい祇園まつり など
根拠法令等	—
実施要綱等	福井フェニックスまつり開催事業補助金交付要綱 福井フェニックスまつり実行委員会規約
第八次福井市総合計画における位置づけ	政策：新たなチャレンジを後押しし、活力と魅力あふれる商工業が発展しつづけるまちをつくる 施策：地域の商工業を振興する
事業開始年度	昭和 29 年度
事業終了年度(予定)	未定

2. 事業の成果

事業の成果を確認する指標及び目標値の推移

指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
主体行事観客数（人）	151,000	151,000	151,000

上記目標値に対する実績値の推移

指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
主体行事観客数（人）	開催中止	45,000	99,000

事業の成果の達成・未達の理由

- ・新型コロナの影響により、開催中止や規模縮小、入場制限等を余儀なくされた。
- ・令和5年度は新型コロナの影響がなかったものの、再開発事業の工事のため、会場に制限がある中での開催となった。

3. 歳入、歳出の推移

(単位：千円)

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
歳入	A 予算現額	—	—	—
	B 決算額（収入済額）	—	—	—
	C 差額（A－B）	—	—	—
歳出	D 予算現額	36,000	36,000	36,000
	E 決算額（支出済額）	8,829	19,719	33,000
	F 繰越額	—	—	—
	G 不用額（D－(E+F)）	27,171	16,281	3,000

増減の理由

- 【令和4年度】・新型コロナの影響により規模を縮小し、分散開催、入場制限を行ったうえで開催した。
- ・感染状況に合わせ柔軟に対応可能な広報として、パンフレット、ポスターなどは作成せず、ホームページやSNSなどでの情報発信を実施した。
- 【令和5年度】・新型コロナによる行動制限が解除されたこと、さらに北陸新幹線福井開業を控え機運醸成とまちなかの賑わいを図るため、従来の連続した日程と規模で各種行事を開催した。
- ・市民にしっかり広報するため、パンフレット、ポスターなどを作成し配布した。

4. 歳入の内訳（令和5年度）

（単位：千円）

該当なし。

5. 歳出の内訳（令和5年度）

（単位：千円）

節	決算額	主な内容
18 負担金、補助及び交付金	33,000	福井フェニックスまつり開催事業補助金
合計（＝3のE）	33,000	

6. 監査の結果と意見

（1）主体行事ごとの目標設定について

昭和29年度から続く福井の夏の恒例行事であるフェニックス祭り開催事業について、事業の成果を確認する指標として、主体行事全体での観客数を設定している。

目標観客数

（単位：人）

	平成30年度 (第65回)	令和元年度 (第66回)	令和2年度 (第67回)	令和3年度 (第68回)	令和4年度 (第69回)	令和5年度 (第70回)
総観客数	151,000	151,000	—	—	151,000	151,000

* 令和2年度、3年度については新型コロナウイルス感染症の影響により開催中止

上記のように設定した目標指標に対して、主体行事別に観客数の実績推移をみると以下のとおりであった。

実績観客数

（単位：人）

	H30年度 (第65回)	R元年度 (第66回)	R2年度 (第67回)	R3年度 (第68回)	R4年度 (第69回)	R5年度 (第70回)
フェニックス花火	85,000	85,000	—	—	40,000	52,000

民謡大会			—	—	2,200	20,000
YOSAKOI イッチョ ライ	51,000	53,000	—	—	2,800	25,000
100 万人の ためのマー チング	4,800	3,900	—	—	無観客	2,000
合計	140,800	141,900	—	—	45,000	99,000

【意見】	主体行事ごとの目標設定について
福井市としては事業の成果を確認する指標として、主体行事全体の観客者数を目標設定しているが、主体行事別に指標を設定することが必要と考える。 主体行事別に目標を設定し、それに対する実績を比較して分析することで、全体の目標達成に向けての課題や修正を行うことができ、また、予算決定など事業の実行に際し客観的な根拠に基づいた判断が可能になると考えるためである。	

(2) 主体行事開催事業補助金の交付について

福井フェニックスまつり実行委員会では、福井フェニックスまつり主体・協賛行事事業開催補助金交付要綱に基づき、主体行事及び協賛行事の主催団体に補助金を交付している。

4つの主体行事のひとつである、YOSAKOI イッチョライについては、特定非営利活動法人イッチョライ NPO が主催団体となっており、当該団体に対して、開催事業補助金 3,885,039 円が支出されている。当該補助金の支出内訳は以下のとおりである。

(単位：円)

支出項目	金額
1. 会場施設費 音響・照明・電源・配信費用、会場テント等設営・撤去他	2,464,220
2. 運営費 司会・運営スタッフ費用、警備費用他	1,000,895
小計	3,465,115
3. その他経費	419,924
合計	3,885,039

なお、上記の1. 会場施設費（音響・照明・電源・配信費用）、2. 運営費（司会・運営スタッフ費用）について、特定非営利活動法人イッチョライ NPO の代表者が代表取締役となっている法人に対して、支出が行われていた。

【意見】	主体行事開催事業補助金の交付について
補助金を支出する主催団体の代表者が代表取締役社長を務める法人へ、音響・照明・電	

源・配信費用 1,606,000 円及び司会・運営スタッフ費用 209,000 円の合計 1,815,000 円の支払いが行われている事実は、客観的に金額的妥当性のある支払であるか否か疑問視される状況である。

補助金の支出団体と補助金の受領団体との客観的な利害関係を解消することが一番の対策ではあるが、当該解消が難しい場合には、主催団体の代表者が代表を務める法人等への支払いについて、経済性・独立性の観点から、当該支払いが正当なものであるか客観的に疑義が生じない状況であることを福井市としても確認する手続を別途必要とする等、手続上の配慮が必要と考える。

(3) 過去に発生した繰越金の処理について

福井フェニックスまつり主体・協賛行事事業開催実績報告書に添付されている第 70 回福井フェニックスまつり事業報告書を確認したところ、事業決算書【収入の部】に繰越金 2,054,137 円が計上されていた。

福井市補助金等交付規則第 12 条に定められているとおり、補助事業が完了したことを確認する実績報告等の書類の審査を行い、補助金等交付の決定の内容及び条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めたとき、交付すべき補助金等の額が確定される。よって、当事業においても、繰越金は本来生じないと考えられる。

福井フェニックスまつり実行委員会の繰越金の状況は以下のとおりである。

(単位：円)

年度	繰越金額	増減金額
第 66 回 (令和元年度)	2,783,163	—
第 67 回 (令和 2 年度)	2,054,137	△729,026
第 68 回 (令和 3 年度)	2,054,137	0
第 69 回 (令和 4 年度)	2,054,137	0
第 70 回 (令和 5 年度)	1,790,654	△263,483

なお、当初繰越金の発生年度及びその発生経緯を福井市の担当者に確認したところ、発生年度、発生した経緯はどちらも確認できず不明とのことであった。

【意見】	過去に発生した繰越金の処理について
福井フェニックスまつり実行委員会の会計上発生している繰越金について、過去の発生した経緯が不明ではあるものの、補助金は補助対象事業に要する経費の範囲内で支出されるものであるため、当該繰越金の発生原因の調査の実施及び調査結果を商工振興課及び財政課と共有し、戻し入れを行う又は繰越金として今後の事業に充当する等、適切な処理を行うことが必要と考える。	

2-2. 地域交流プラザ管理運営費

1. 事業の概況

事業名 (歳出予算科目)	大事業：地域交流プラザ管理運営費 中事業：地域交流プラザ管理運営費 (款：商工費、項：商工費、目：商工総務費)
事業の目的及び 必要性	地域交流プラザの適切な管理運営を行う
事業内容	地域交流プラザ管理運営
根拠法令等	福井市地域交流プラザの設置及び管理に関する条例
実施要綱等	－
第八次福井市総合計 画における位置づけ	－
事業開始年度	令和２年度
事業終了年度(予定)	－ (未定)

2. 事業の成果

当事業は施設の運営に係る経費であるため、事業の成果を確認する目標値は定めていない。

3. 歳入、歳出の推移

(単位：千円)

項 目		令和３年度	令和４年度	令和５年度
歳入	A 予算現額	35,000	35,000	35,000
	B 決算額（収入済額）	27,166	31,868	35,232
	C 差額（A－B）	7,834	3,132	-232
歳出	D 予算現額	37,321	38,930	39,698
	E 決算額（支出済額）	34,243	37,166	37,508
	F 繰越額	－	－	－
	G 不用額（D－(E+F)）	3,078	1,764	2,190

増減の理由

【令和４年度】重要な増減なし。

【令和５年度】重要な増減なし。

4. 歳入の内訳（令和５年度）

(単位：千円)

款・項・目	決算額	主な内容
14 使用料及び手数料		
01 使用料	35,232	福井市地域交流プラザ使用料
06 商工使用料		
合計（＝３のB）	35,232	

5. 歳出の内訳（令和5年度）

（単位：千円）

節	決算額	主な内容
10 需用費	442	消耗品費、印刷製本費
11 役務費	1,292	郵便料、電話料、キャッシュレス決済手数料
12 委託料	14,923	地域交流プラザ施設管理等業務委託料 電話設備保守点検委託料 地域交流プラザネットワーク機器保守業務委託
13 使用料及び賃借料	218	複合機リース料
18 負担金、補助及び交付金	20,600	アオッサ管理費等負担金
22 償還金、利子及び割引料	33	地域交流プラザ使用料過年度還付金
合計（＝3のE）	37,508	

6. 監査の結果と意見

特記すべき事項はない。

2－3. 商工総務事務諸経費

1. 事業の概況

事業名 （歳出予算科目）	大事業：事務諸経費、中事業：商工総務事務諸経費 （款：商工費、項：商工費、目：商工総務費）
事業の目的及び 必要性	効率的な行政運営により市政の推進を図る。
事業内容	消耗品費、電話料、報酬等の諸経費や各種団体負担金の支払
根拠法令等	－
実施要綱等	－
第八次福井市総合計 画における位置づけ	－
事業開始年度	－
事業終了年度(予定)	－（未定）

2. 事業の成果

当事業は商工総務事務に係る運営諸経費であるため、事業の成果を確認する目標値は定めていない。

3. 歳入、歳出の推移

（単位：千円）

項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度

歳入	A 予算現額	6	2,806	546
	B 決算額（収入済額）	4	2,935	475
	C 差額（A－B）	2	△129	71
歳出	D 予算現額	6,460	10,841	7,787
	E 決算額（支出済額）	5,781	9,671	7,250
	F 繰越額	－	－	－
	G 不用額（D－(E+F)）	679	1,170	537

増減の理由

【令和4年度】 公用車2台の備品購入費と、その財源として充当する低公害車導入事業債を計上したため。

【令和5年度】 備品購入費の支出がなかったため。

4. 歳入の内訳（令和5年度）

（単位：千円）

款・項・目	決算額	主な内容
14 使用料及び手数料		
01 使用料	468	行政財産目的外使用料
06 商工使用料		
21 諸収入		
07 雑入	7	NHK 放送受信料返還金
06 雑入		
合計（＝3のB）	475	

5. 歳出の内訳（令和5年度）

（単位：千円）

節	決算額	主な内容
01 報酬	1,572	会計年度任用職員 報酬
03 職員手当等	332	会計年度任用職員 期末手当
08 旅 費	72	会計年度任用職員 通勤手当
10 需用費	1,194	消耗品、燃料費等
11 役務費	1,225	電話料、手数料
13 使用料及び賃借料	274	リース料
18 負担金、補助及び交付金	2,584	各種団体負担金
合計（＝3のE）	7,250	

6. 監査の結果と意見

（1）市有地の所管部署の検討について

市有地（高柳 3 丁目 3601 番地）電柱設置使用料 3,000 円について、当事業の歳入に計上されている。当該市有地は、過去は産業振興目的の土地であったが、その後、産業用地下水の調査で利用していた。現在は、産業用地下水の調査は行っていないとのことであるが、当初のまま継続して商工振興課の所管となっている。

【意見】	市有地の所管部署の検討について
高柳 3 丁目 3601 番地の市有地の所管部署を検討することが必要と考える。 本土地は、過去においては商工振興課の管轄となる産業振興目的の土地であったが、その後、産業用地下水の調査のために利用されていた。現在は、産業用地下水の調査は実施していない状況ではあるが、利用目的が当初とは異なっている状況にある。従って、現状に適合する市有地の管理所属に変更し、福井市として有効活用することができるよう検討を行うことが必要と考える。	

（２）福井港利用拡大事業について

福井市は、地域産業の活性化を目的として、福井県並びに坂井市と連携し、福井港の利用を促進する事業を行っている。本事業では、県が実施する「福井港貨物集荷促進事業」による助成額の一部を福井市と坂井市が負担している。

事業の状況は次のとおりである。

	R3 年度	R4 年度	R5 年度
助成件数（件）	5	1	4
助成金額（千円）	1,300	100	900
福井市の負担金（千円）※	325	25	225

※ 助成金額を福井県 1／2、福井市 1／4、坂井市 1／4 の割合で負担している。

福井市は、福井港に関して、福井県嶺北地域の産業を支える物流拠点として重要な港であり、その利用拡大により地域企業の貨物輸送における効率化が期待され、地域産業の発展に繋がる、と考えている。

なお、令和 6 年度より、福井県、福井市、坂井市、その他関連団体等による福井港利用拡大における課題検討のための勉強会が実施されている。福井港の利用拡大に向け、利用の現状把握や、観光など産業面以外での利活用等の検討が進められている。

【意見】	福井港の利用促進に関する施策検討について
現状の福井市の事業は、福井県の助成金の一部負担を行っているのみである。今後、関係者による勉強会で検討が進められるとのことであるが、福井市として福井港を重要な物流拠点と位置付けるのであれば、福井市としての主体的な事業を含めて、より積極的な施策を検討する必要があると考える。	

2－4．商店街活性化支援事業

1. 事業の概況

事業名 (歳出予算科目)	大事業：商店街振興事業、中事業：商店街活性化支援事業 (款：商工費、項：商工費、目：商業振興費)
事業の目的及び 必要性	消費形態の変化や経営者の高齢化などにより、商店街の加盟店舗は減少しており、商店街の自主財源のみでは事業実施が困難となっているため、当事業により魅力向上を図る商店街等の支援を行う。
事業内容	商店街の維持、発展を図るために、商店街の魅力向上、新規顧客につながる事業に対し、ハード・ソフトの両面から支援 《ハード事業》 ・装飾灯(LED化) 路上融雪装置、防犯カメラ等の環境整備に係る経費の補助 《ソフト事業》 ・賑わいの創出、新規顧客につながる事業に係る経費の補助
根拠法令等	—
実施要綱等	魅力ある商店街創出支援事業補助金交付要綱 商店街装飾灯LED化事業補助金交付要綱
第八次福井市総合計画における位置づけ	政策：新たなチャレンジを後押し、活力と魅力あふれる商工業が発展しつづけるまちをつくる 施策：地域の商工業を振興する
事業開始年度	魅力ある商店街創出支援事業：平成9年度 商店街装飾灯LED化事業：令和5年度
事業終了年度(予定)	魅力ある商店街創出支援事業：未定 商店街装飾灯LED化事業：令和5年度

2. 事業の成果

事業の成果を確認する指標及び目標値の推移

指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
事業実施件数(件)	3	1	2

上記目標値に対する実績値の推移

指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
事業実施件数(件)	3	2	6

事業の成果の達成・未達の理由

街路灯のLED化や融雪用ポンプの更新など、商店街等の安全・安心な環境に資する設備の設置及び改修が実施された。また、6月補正予算において、商店街が維持管理する装飾灯の

省エネ設備導入に要する経費を支援があったため。

3. 歳入、歳出の推移

(単位：千円)

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
歳入	A 予算現額	—	—	—
	B 決算額 (収入済額)	—	—	—
	C 差額 (A-B)	—	—	—
歳出	D 予算現額	1,884	600	6,806
	E 決算額 (支出済額)	1,295	600	5,623
	F 繰越額	—	—	—
	G 不用額 (D-(E+F))	589	0	1,183

増減の理由

【令和4年度】商店街等の安全・安心な環境に資する設備の設置、改修計画がなかったため

【令和5年度】商店街等の安全・安心な環境に資する設備の設置、改修計画があったため。

また、電気料金高騰が続くなか、商店街が維持管理する装飾灯に対して、省エネ設備導入に要する経費を6月補正予算で支援したため

4. 歳入の内訳 (令和5年度)

(単位：千円)

該当なし。

5. 歳出の内訳 (令和5年度)

(単位：千円)

節	決算額	主な内容
18 負担金、補助及び交付金	5,623	魅力ある商店街創出支援事業補助 商店街装飾灯LED化事業補助
合計 (= 3 の E)	5,623	

6. 監査の結果と意見

(1) 補助金交付決定事業者が補助金で取得した資産の管理について

魅力ある商店街創出支援事業補助金交付要綱第14条において、財産の管理及び処分について、以下のように定められており、商店街装飾灯LED化事業補助金交付要綱においても同様に定められている

第1項 交付決定事業者は、交付決定事業により取得した財産について、当該事業の完了後も取得財産等管理台帳(様式第12号)を備え、その保管状況を明らかにし、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

第2項 交付決定事業者は、市長が別に定める日までに、交付決定事業により取得した財産の

うち、取得価額が 30 万円以上のものを他の用途に使用し、他の者に貸し付け又は譲り渡し、他の物件と交換し又は債務の担保に供しようとするときは、取得財産等処分承認申請書（様式第 13 号）を事前に市長に提出し、その承認を受けなければならない。この場合において、市長は、当該取得財産が減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に規定する耐用年数を経過している場合を除き、交付決定事業者が取得財産等の処分により収入があるときは、その収入の全部又は一部を納付させることができる。

一方、市では補助金交付によって事業者が取得した資産についての管理をどのように行っているか確認したところ、補助金を交付した商店街等の把握はしているものの、取得した資産の管理は特段行っていないとのことであった。

【意見】	補助金交付決定事業者が補助金で取得した資産の管理について

魅力ある商店街創出支援事業補助金交付要綱において、個々の交付決定事業者に、交付決定事業により取得した財産について、当該事業の完了後も取得財産等管理台帳を備え、管理を行うことを求めている一方で、福井市が、交付決定事業により取得した財産の管理を行っていない状況は、事業の有効性を確認するために必要な情報の管理ができていないと考えられる。また、同要綱第 14 条第 2 項に定める事案が発生した際、福井市は、その事案に該当するか否かを適切に判断するための情報を持ち合わせていないことになってしまう。

福井市は、交付決定事業により取得した財産について、少なくとも減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に規定する耐用年数を経過していない資産を対象として、交付決定事業者に対して、定期的に財産管理台帳の提出及び財産の処分の有無の報告を求めることやランダムに財産の管理状況を視察するなど福井市として、交付した補助金が適切な期間、事業目的に従って、適正に使用・管理されていることを確認する体制を構築することが必要であると考えます。

（２）共同施設の移設及び撤去に要する経費について

魅力ある商店街創出支援事業補助金交付要綱において、ハード事業として共同施設の設置及び改修に要する経費は補助対象経費となっているが、施設設備の移設や撤去に要する経費は、補助対象経費となっていない。

また、福井市商店街数と福井市商店街連合会（以下、「市商連」。）加盟の商店街数の推移については以下のとおりである。

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
商店街数	32	31	31	31	31	29
市商連加盟	25	23	23	23	23	20
非加盟	7	8	8	8	8	9

【意見】	共同施設の移設及び撤去に要する経費について

福井市商店街連合会への加盟にかかる会費負担の面から商店街を脱退するケースが相次いでおり、上記のように、商店街数は減少傾向となっている。このような状況においては、今後、商店街を維持することが困難となり、商店街自体の解散も余儀なくされるケースが考えられる。

商店街が解散すると、商店街に設置された装飾灯・融雪装置の管理者が不在となり、設置した装置等の維持管理が適切に行われず、放置されたままになることも想定される。そのような中、維持管理責任者があいまいとなり、放置されるリスクを軽減するうえで、長期的な費用対効果も検討のうえ、移設や撤去に要する経費を補助することも検討することが必要と考える。

(3) 印紙税法にのっとりた契約書のやりとりについて

商店街装飾灯 LED 化事業補助金交付要綱に基づき、提出された実績報告書に添付の工事請負契約書に、印紙の貼付が漏れているものがあつた。

【意見】	印紙税法にのっとりた契約書のやりとりについて
	補助金交付要綱等に基づき、事業者と契約書を取り交わす場合には、受領した契約書に印紙税法に則った印紙の貼付があるかどうか確認し、必要な印紙が未貼付の場合には、印紙税法に基づく印紙の貼付を事業者に依頼し、適正な契約書の保管に努めることが必要である。

(4) 消費税の取り扱いについて

商店街装飾灯 LED 化事業補助金交付要綱における、補助対象経費にかかる消費税の取扱いについて確認したところ、以下の条文の記載しか確認ができず、補助対象事業実施者が消費税課税事業者の場合における補助金の額の決定時における消費税の取扱いが明確化されていなかった。

第4条 この補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、商店街の装飾灯をLED化するために必要な経費であつて、当該経費のうち、補助金の交付の対象として市長が認める経費（消費税及び地方消費税を含む。以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で交付するものとする。

2 補助対象者、補助対象事業の内容、補助対象経費、補助率及び補助要件等は、別表に定めるとおりとする。

【意見】	消費税の取り扱いの補助金交付要綱での明示について
	商店街装飾灯 LED 化事業にかかる補助対象経費は、消費税を含む経費である。従つて、補助対象者である商店街等が消費税の納税義務者である場合には、消費税の返還が必要であるが、補助要綱では明示されていない。 実務上は、納税義務があるかどうか個別に判断し対応しているとのことであつたが、商店街装飾灯 LED 化事業補助金要綱を見直し、消費税の取り扱いを明示し、取り扱いを客観的にも明らかにすることが必要と考える。

(5) 商店街活性化支援事業チャレンジ事業についての在り方について

魅力ある商店街創出支援事業におけるチャレンジ事業として、商店街等が実施する初回の事業又は既存事業でその活動を拡大し、これまでにない商店街の賑わい創出及び魅力の向上を図るものを対象として、以下の事業を対象として、商店街団体及び地域商業者グループに対し補助を行っている。

1. 地域連携強化に資するもの

地域団体、学校（高校・大学等）、他の商店街団体等と連携し実施する事業など

2. 地域のにぎわい作りに資するもの

地域住民や地域消費者との交流をもとに実施する、賑わいづくり事業など

3. オンリーワン商店街づくりに資するもの

地域の歴史や文化又は商店街の特徴を活かし、個性ある商店街づくりを行う行事など

4. 商店街情報発信に資するもの

商店街のお店紹介マップ、商店街瓦版作成、ホームページ作成等、商店街の情報発信を行う事業など

令和5年度における本事業の活用実績は、応募1件、実績1件であった。

【意見】	商店街活性化支援事業チャレンジ事業についての在り方について
令和5年度における活用実績が、応募1件、実績1件という結果に表れているように、商店街団体及び地域商業者グループに対して補助を実施するという本事業自体の運用の仕方について見直しの時期にあることが想定される。	
複数の商店がグループとなった商店街が一体となり地域振興の中心となっていた状況を経て、昨今はインターネット等の情報発信の進化に伴い、それぞれの商店が独自性をもってSNSで情報発信を行い、消費者もまたそのSNSから情報を得て消費行動を行う傾向にある。	
そのような状況の中で、商店街団体や地域商業者グループを応援するという視点ではなく、それぞれの商店を応援するという視点をもって、各商店の持つアイデアやチャレンジが地域に広がっていく取組を応援する等、より有効かつ効率的な支援となるような事業の在り方を検討することが必要と考える。	

2-5. 商店街施設維持管理支援事業

1. 事業の概況

事業名 (歳出予算科目)	大事業：商店街振興事業、中事業：商店街施設維持管理支援事業 (款：商工費、項：商工費、目：商業振興費)
事業の目的及び 必要性	商店街が管理する装飾灯、融雪装置は、来街者が安全に歩き、安心して買い物するため必要不可欠であり、その維持管理に向けた支援が必要である。

事業内容	商店街が管理する装飾灯及び融雪装置の電気料金を補助する
根拠法令等	—
実施要綱等	装飾灯電気料金補助金交付要綱 路上融雪装置電気料金補助金交付要綱
第八次福井市総合計画における位置づけ	—
事業開始年度	昭和 46 年度
事業終了年度(予定)	未定

2. 事業の成果

当事業は設備の電気料補助であり、事業の成果を確認する目標値は定めていない。

3. 歳入、歳出の推移

(単位：千円)

項 目		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
歳 入	A 予算現額	—	—	—
	B 決算額 (収入済額)	—	—	—
	C 差額 (A－B)	—	—	—
歳 出	D 予算現額	6,240	6,240	9,283
	E 決算額 (支出済額)	6,240	6,240	6,074
	F 繰越額	—	—	—
	G 不用額 (D－(E+F))	0	0	3,209

増減の理由

【令和 4 年度】重要な増減なし。

【令和 5 年度】電気料金高騰が続くなか、商店街が維持管理する装飾灯の電気料金について、当初予算額を上回ると想定される額を 6 月補正予算で措置したため。

4. 歳入の内訳 (令和 5 年度)

(単位：千円)

該当なし。

5. 歳出の内訳 (令和 5 年度)

(単位：千円)

節	決算額	主な内容
18 負担金、補助及び交付金	6,074	装飾灯電気料金補助 路上融雪装置電気料金補助
合計 (= 3 の E)	6,074	

6. 監査の結果と意見

特記すべき事項はない。

2-6. 商店街連合会活性化事業補助

1. 事業の概況

事業名 (歳出予算科目)	大事業：商店街振興事業、中事業：商店街連合会活性化事業補助 (款：商工費、項：商工費、目：商業振興費)
事業の目的及び 必要性	商店街の新たな活力を創造するためには、商店街の核となる一定の集客力を持った魅力ある個店を創出する必要がある、お店や商店街を深掘りし、強力なファンになってもらうことで、商店街全体の活力向上を図る。
事業内容	商店街の情報発信力を強化するため、福井市商店街連合会が取り組むSNS等を活用した発信の強化に対して補助する。
根拠法令等	—
実施要綱等	福井市商店街連合会活性化事業補助金交付要綱
第八次福井市総合計画における位置づけ	政策：新たなチャレンジを後押し、活力と魅力あふれる商工業が発展しつづけるまちをつくる 施策：地域の商工業を振興する
事業開始年度	平成9年度
事業終了年度(予定)	令和6年度

2. 事業の成果

事業の成果を確認する指標及び目標値の推移

指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
商店街ツアーの開催	3	3	—
活性化事業での支援店舗数	—	—	23

上記目標値に対する実績値の推移

指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
商店街ツアーの開催	3	2	—
活性化事業での支援店舗数	—	—	14

事業の成果の達成・未達の理由

令和4年度の商店街ツアーは、ジャンル毎に3つのコースに分けて3~4店舗を巡る見学・体験ツアーを予定していたが、コロナの影響により2コースでの開催となった。 令和5年度は各商店街1店舗ずつをとり上げて、市商連公式HPとインスタグラムでの情報

発信を想定していたが、商店街から推薦のあった 14 店舗の発信となった。一方で、SNS の使い方講座を実施することで、研修に参加した店舗はインスタグラムを開設し、有効な情報発信が可能となった。

3. 歳入、歳出の推移

(単位：千円)

項 目		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
歳 入	A 予算現額	—	—	—
	B 決算額 (収入済額)	—	—	—
	C 差額 (A-B)	—	—	—
歳 出	D 予算現額	500	500	400
	E 決算額 (支出済額)	498	298	127
	F 繰越額	—	—	—
	G 不用額 (D-(E+F))	2	202	273

増減の理由

【令和 4 年度】3 コースでのツアーを想定していたが、実際には 2 コースでの開催となったため。

【令和 5 年度】個店をツアーで巡る魅力発信企画を、HP やインスタグラムを活用した情報発信に切り替えたため。

4. 歳入の内訳 (令和 5 年度)

(単位：千円)

該当なし。

5. 歳出の内訳 (令和 5 年度)

(単位：千円)

節	決算額	主な内容
18 負担金、補助及び交付金	127	商店街連合会活性化事業補助金
合計 (= 3 の E)	127	

6. 監査の結果と意見

(1) 商店街連合会活性化事業について

令和 5 年度商店街連合会活性化事業として、市商連公式 HP とインスタグラムで 14 店舗の情報発信と、SNS の使い方講座を実施している。また、SNS の使い方講座の実施状況は以下のとおりであった。

(単位：人)

日時	講座名	内容	参加者数
令和 5 年 11 月 7 日	インスタグラムの使い方	アカウント作成、基本操作	8

18：30～20：00		情報発信	
令和5年12月5日 18：30～20：00	Instagramの使い方 (フォローアップ編)	投稿及び編集 フォロー	7
令和6年1月16日 18：30～20：00	Instagramの使い方 (応用編)	ダイレクトメール QRコード付きポスター作成	6
令和6年2月20日 18：30～20：00	Google ビジネスプロフィール活用講座	Google マップからの情報発信	8
合計			29

【意見】	商店街連合会活性化事業について
市商連公式HPとInstagramでの情報発信については、当初は各商店街1店舗ずつをとり上げることを予定していたが、実際には、各商店街1店舗ずつではなく、商店街から推薦のあった14店舗の発信となり、目標としていた23店舗から大きく未達となった。 また、SNSの使い方講座においては、出席者を確認したところ、全4回を通じて出席者はほぼ同じ状況であった。 以上の状況を鑑みると、福井市商店街連合会を窓口として本事業を実施することが、有効かつ効率的なのかどうかについて疑問が残る。必要としている各商店に直接福井市が補助を行うなど、事業運営の見直しについて検討することが必要と考える。	

2-7. 商店街連合会指導員設置事業

1. 事業の概況

事業名 (歳出予算科目)	大事業：商店街振興事業、中事業：商店街連合会指導員設置事業 (款：商工費、項：商工費、目：商業振興費)
事業の目的及び 必要性	福井市内の小売業の魅力を高めるとともに、経営全般の安定を図ることにより、商店街の発展と地域の活性化を図るため、福井市商店街連合会に対して支援を行う
事業内容	福井市商店街連合会が行う、専門指導員による商店街や店主への金融・税務・経営改善等の指導に対する助成
根拠法令等	—
実施要綱等	小規模事業者指導員設置事業補助金交付要綱
第八次福井市総合計画における位置づけ	政策：新たなチャレンジを後押し、活力と魅力あふれる商工業が発展しつづけるまちをつくる 施策：地域の商工業を振興する
事業開始年度	平成12年度
事業終了年度(予定)	令和6年度

2. 事業の成果

事業の成果を確認する指標及び目標値の推移

指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
市商連職員による商店街訪問回数（回）	23	23	22

上記目標値に対する実績値の推移

指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
市商連職員による商店街訪問回数（回）	23	23	22

事業の成果の達成・未達の理由

福井市商店街連合会に加盟している全ての商店街を訪問し、金融相談や経営相談、商店街の課題に調査、さらには情報発信のための個店の情報収集を行った。

3. 歳入、歳出の推移

（単位：千円）

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
歳入	A 予算現額	—	—	—
	B 決算額（収入済額）	—	—	—
	C 差額（A－B）	—	—	—
歳出	D 予算現額	6,000	6,000	6,000
	E 決算額（支出済額）	6,000	6,000	6,000
	F 繰越額	—	—	—
	G 不用額（D－(E+F)）	0	0	0

増減の理由

【令和4年度】重要な増減なし。
【令和5年度】重要な増減なし。

4. 歳入の内訳（令和5年度）

（単位：千円）

該当なし。

5. 歳出の内訳（令和5年度）

（単位：千円）

節	決算額	主な内容
18 負担金、補助及び交付金	6,000	商店街連合会専門指導員設置事業補助金
合計（＝3のE）	6,000	

6. 監査の結果と意見

(1) 商店街連合会指導員設置事業に関する補助金の交付について

本商店街連合会指導員設置事業とは、商工会及び商工会議所には、「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律」に基づき、小規模事業者指導費の全額を福井県が補助しているが、福井市商店街連合会に対しては公的な支援体制がなく、福井市独自の支援措置が必要との背景から実施されている事業である。

具体的には、福井市商店街連合会に専門指導員を設置し、商店主に対する金融相談、税務・経理相談、経営相談、労働相談等の経営改善普及事業や、商店街の課題に対する調査研究、活性化事業等の事務を行うことを目的として、商店街連合会に補助金が支出されている。

本補助金事業に関連する事業の実施状況等については、以下のとおりである。

①小規模事業者指導員設置事業補助金交付要綱に基づく交付申請書に添付の令和5年度福井市商店街連合会専門指導員設置事業事業計画書には、実施予定事業として、以下の項目が記載されているのみで、詳細な事業計画は記載されていなかった。

1. 福井フェニックスまつり協賛事業 「商店街おまつり広場」の開催支援及び「夏キャンペーン事業」の指導
2. 活性化事業実施の開催指導
3. ホームページやInstagramによる情報発信の指導
4. 地区商店街の活動支援及び相談対応
5. 地区商店街への情報提供

②令和5年度福井市商店街連合会専門指導員設置事業事業収支予算書には以下のとおり記載されていた。

(収入の部)

(単位：円)

項目	本年度予算額	前年度予算額	比較
連合会負担金	609,000	562,000	47,000
補助金	6,000,000	6,000,000	0
合計	6,609,000	6,562,000	47,000

(支出の部)

(単位：円)

項目	本年度予算額	前年度予算額	比較
給与	4,020,000	4,020,000	0
賞与	1,065,000	1,055,000	10,000
法定福利厚生費	940,000	940,000	0
旅費	10,000	10,000	0
退職金掛金	264,000	237,000	27,000
諸手当	310,000	300,000	10,000
合計	6,609,000	6,562,000	47,000

③小規模事業者指導員設置事業補助金交付要綱に基づく実績報告書には、以下の項目が記載されているのみで、項目ごとの実績報告や、商店街訪問の実績がわかる報告書の提出と求めたところ、報告書等はないとのことであった。

1. 「夏キャンペーン」事業の開催指導および「福井市商店街おまつり広場」開催支援
2. ホームページやInstagramによる、福井市商店街連合会・商店街・個店の情報発信
3. 各商店街及び加入店舗自らの発信力強化のための SNS 関連研修会の開催
4. 事業の企画、立案組織である活性化委員会の開催（7 回）
5. 地区商店街への情報提供

④指導員が行っている商店街の課題に対する調査研究の実績が分かる報告資料等について提出を求めたところ、資料はないとのことであった。

⑤収支決算書は以下のとおりであった。

（収入の部）

（単位：円）

項目	本年度予算額	本年度決算額	比較
連合会負担金	609,000	158,949	450,051
補助金	6,000,000	6,000,000	0
合計	6,609,000	6,158,949	450,051

（支出の部）

（単位：円）

項目	本年度予算額	本年度決算額	比較
給与	4,020,000	3,750,000	270,000
賞与	1,065,000	1,065,000	0
法定福利厚生費	940,000	855,919	84,081
旅費	10,000	0	10,000
退職金掛金	264,000	248,000	16,000
諸手当	310,000	240,030	69,970
合計	6,609,000	6,158,949	450,051

⑥補助金等交付に関して福井市が定めている、福井市補助金等交付規則においては、以下のよう
に定められている（一部抜粋。下線は監査人側が記載したものである。）。

第4条（補助金等の交付決定）

市長は、補助金等の交付があったときは、当該申請に係る書類等の審査（中略）により、当該申請に係る補助金等の交付がその規則及び予算で定めるところに違反しないかどうか、補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査し、補助金等を交付すべきものと認めたときは補助金等の交付の決定をするものとする。

第 10 条（補助事業等の遂行の命令）

市長は、補助事業者等が提出する報告等により、その者の補助事業等が補助金等の交付の決定の内容及びこれにつけた条件に従って遂行されていないと認めたときは、その者に対し、これに従って当該補助事業等を遂行すべきことを命ずることができる。

2 市長は、補助事業者等が前項の命令に違反したときは、当該補助事業等の遂行の一時停止を命ずることができる。

第 12 条（補助金等の額の確定）

市長は、前条による実績報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及び条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知するものとする。

第 16 条（補助金等の返還）

市長は、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し既に補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 市長は、補助事業者等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、期限を定めて、返還を命ずるものとする。

【指摘事項】	商店街連合会指導員設置事業に関する補助金の交付について
補助金等交付申請書には、令和 5 年度福井市商店街連合会専門指導員設置事業事業計画書と収支予算書が添付して提出されているが、事業項目のみの記載にとどまり、詳細な事業計画が記載されていない状況であり、福井市補助金等交付規則第 4 条に定める補助事と業等の目的及び内容が適正であるかどうかの判別をするには不十分であると考え。 また、実績報告では、令和 5 年度福井市商店街連合会専門指導員設置事業実績報告書と収支決算書が添付して提出されているが、これについても、事業項目のみの記載にとどまり、事業項目ごとの具体的な実績内容や、商店街訪問の実績内容がわかる資料は提出されていなかった。さらに、指導員の活動実績となるであろう商店街の課題に対する調査研究の実績が分かる報告資料等についても、福井市に提出されている資料はないということであった。 このように、小規模事業者指導員設置事業補助金交付要綱において規定されている形式的な処理が整備されているだけの状況で、福井市補助金等交付規則第 12 条に定める、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及び条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認める判別ができるとはいえないと考える。さらに、収支決算書に計上されている補助対象経費について、内訳書上の項目について補助金交付要綱と合致していることを福井市側では確認しているのみで、内訳書に記載の金額が実際に項目どおり支出が行われ	

ているか否かの確認もされていない。

このような状況について、福井市補助金等交付規則に則った補助金の交付といえるのか疑問を呈せざるを得ない。福井市補助金等交付規則第4条及び第12条に鑑みた時、同じく福井市補助金等交付規則第10条、16条の補助金の返還事由に該当する可能性も否定できないのはないかと考える。福井市商店街連合会は令和6年5月に解散決定され、当事業は令和6年度をもって終了が決定しているとはいうものの、過年度の補助金の申請交付内容に基づき、福井市補助金等交付規則にのっとり、適正な支出であったのかどうか改めて検討することが必要と考える。

2-8. 福井商工会議所商工相談事業補助金

1. 事業の概況

事業名 (歳出予算科目)	大事業：商工団体等振興事業 中事業：福井商工会議所商工相談事業補助金 (款：商工費、項：商工費、目：商業振興費)
事業の目的及び 必要性	福井商工会議所では、経営相談事業や産業経済情報の収集・分析・提供など中小企業者向けの各種支援事業を実施。同事業に対する事業費の一部助成を行い事業の安定運営を図る。
事業内容	商工団体活動に対する支援
根拠法令等	商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律
実施要綱等	地域商工団体等育成事業補助金交付要綱
第八次福井市総合計画における位置づけ	政策：新たなチャレンジを後押し、活力と魅力あふれる商工業が発展しつづけるまちをつくる 施策：地域の商工業を振興する
事業開始年度	平成12年度
事業終了年度(予定)	令和6年度

2. 事業の成果

事業の成果を確認する指標及び目標値の推移

指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
指導相談件数(件)	22,000	22,000	22,000

上記目標値に対する実績値の推移

指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
指導相談件数(件)	21,292	20,183	18,871

事業の成果の達成・未達の理由

令和2年度末からの新型コロナウイルス感染症の影響により、相談件数が多くなることを想定し、目標値を高く設定していたが、相談件数が想定より少なかったため未達となった。

3. 歳入、歳出の推移

(単位：千円)

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
歳入	A 予算現額	—	—	—
	B 決算額（収入済額）	—	—	—
	C 差額（A－B）	—	—	—
歳出	D 予算現額	21,000	22,500	21,000
	E 決算額（支出済額）	21,000	22,500	21,000
	F 繰越額	—	—	—
	G 不用額（D－(E+F)）	0	0	0

増減の理由

【令和4年度】重要な増減なし。

【令和5年度】重要な増減なし。

4. 歳入の内訳（令和5年度）

(単位：千円)

該当なし。

5. 歳出の内訳（令和5年度）

(単位：千円)

節	決算額	主な内容
18 負担金、補助金及び交付金	21,000	経営指導事業、販路開拓支援事業等
合計（＝3のE）	21,000	

6. 監査の結果と意見

（1）補助金交付申請及び実績報告の添付資料について

補助金の申請に当たり、商工会議所は、地域商工団体等育成事業補助金交付要領に基づき、事業計画及び事業予算書（一般会計収支予算書及び商工相談所特別会計会計収支予算書）を添付し市に提出している。事業計画によると、令和5年度福井商工会議所の実施する事業は、3つを重点テーマとして掲げ、そのテーマごとにプロジェクトを設定している。内容は以下のとおりである。

令和5年度福井商工会議所事業一覧

I. 変化・進化し続ける地域づくり
1. 北陸新幹線開業集中対策 新幹線開業対応プロジェクト

体験型観光プログラム「ふくのね」の新規開拓・ブラッシュアップ 福井らしい魅力ある土産品の磨き上げ・販路開拓 2. 広域連携・プロモーション 高速交通ネットワーク沿線地域商工会議所との連携 3. 楽しさあふれる県都の創造 県都グランドデザインの実現
II.事業変革の挑戦をサポート 1. 技術革新・社会課題対応を起点とする事業変革サポート デジタル化支援 産業技術の連携促進・情報発信 サステイナブル経営の推進 2. 事業戦略転換のサポート 新規事業創出支援 事業計画策定・販路開拓 事業継承・引継ぎマッチング支援 スタートアップ支援 グローバルビジネス推進・交流促進 3. 経営基盤の安定・強化 経営体質強化支援 人材確保・定着支援
III. 福井商工会議所の組織・機能強化 1. 会員メリットの向上 会員交流の促進 会員限定・優待メニューの提供 会員企業・地域情報の発信 経済情勢・産業動向等のビジネストrend情報発信 2. 組織変革・機能強化 部会・委員会活動の活性化、要望・提言活動の強化 3. 組織基盤強化 持続可能な会員組織の確立 業務効率化・組織活性化 職員の資質向上

商工会議所からの提出資料によると、福井市が地域商工団体等育成事業補助金交付要領に基づき支出している補助金 21,000 千円については、商工会議所が実施している各事業に、以下のようにより分けられているとのことである。以下に、予算と決算額を記載する。

(資料名：令和５年度福井商工会議所商工相談事業 単位：千円)

商工会議所事業名	予算		決算	
	事業費	福井市補助金	事業費	福井市補助金
① 経営指導推進事業	157,175	5,710	153,005	7,220
② 経営指導・金融指導等事業	8,671	200	10,726	110
③ 倒産防止特別相談事業	2,335	170	2,221	140
④ 創業支援事業	1,000	330	272	20
⑤ 地域課題対応型書規模事業者支援事業	1,100	360	786	50
⑥ 戦略人材育成事業	800	260	932	110
⑦ 産業情報収集提供事業	1,100	360	1,212	400
⑧ 観光商業活性化支援事業	27,150	5,960	18,734	4,570
⑨ 商業・地域活性化支援事業	1,960	590	664	220
⑩ 国際化促進支援事業	4,550	1,510	318	100
⑪ 販路開拓支援事業	6,560	1,780	8,539	2,560
⑫ 企業情報データベース推進事業	4,460	1,480	4,589	1,520
⑬ 広報事業	23,930	2,290	19,647	3,980
合計	240,791	21,000	221,651	21,000

実績報告として、令和５年度事業実績報告及び、上記に記載した、令和５年度福井商工会議所商工相談事業決算が提出されている。この他に、商工会議所の一般会計収支決算書と商工相談所特別会計会計収支決算書が提出されており、福井市が拠出している補助金との対応関係を確認したところ、上記補助金内訳の①～⑥については、商工相談所特別会計の支出に、また、⑦～⑬については、一般会計の事業費に充てられているとのことであった。それ以上の詳細な情報は入手しておらず、提出も求めているとのことであった。

補助金等交付に関して福井市が定めている、福井市補助金等交付規則においては、以下のよう
に定められている（抜粋）。

第４条（補助金等の交付決定）

市長は、補助金等の交付があったときは、当該申請に係る書類等の審査（中略）により、当該申請に係る補助金等の交付がその規則及び予算で定めるところに違反しないかどうか、補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査し、補助金等を交付すべきものと認めたときは補助金等の交付の決定をするものとする。

第１２条（補助金等の額の確定）

市長は、前条による実績報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び現地調

査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及び条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知するものとする。

【意見】	補助金交付申請及び実績報告の添付資料について
	補助金等交付申請書には、事業計画と事業予算書及び令和5年度福井商工会議所商工相談事業予算が添付して提出されているが、これらの提出資料では、商工会議所が事業計画で掲げている事業と、それに対しての福井市からの補助金予算との対応が分からない状況である。そのような状況で、福井市補助金等交付規則に定める、交付決定の補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうかの判別ができるのか疑義がある。 また、実績報告では、事業実績報告書と令和5年度福井商工会議所商工相談事業決算、及び一般会計収支決算書と商工相談所特別会計収支決算書が添付提出されている。これらによっても同様に、商工会議所が事業報告で報告している事業と、各事業に関する収支状況及び市の補助金決算の対応状況が分からない状況である。そのような状況で、福井市補助金等交付規則に定める、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及び条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認める判別ができるか否かと考えると、判別できる資料であると考えにくいと考える。 補助金申請の段階においては、交付決定の補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうかの判別が可能な資料、具体的には、事業計画のそれぞれの事業に対応する予算及び市補助金予算の配分状況が分かる資料の添付を求めることが必要と考える。 また、補助金実績報告の段階においては、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及び条件に適合するかどうか調査できるような資料、具体的には、事業ごとの収支報告や、収支報告の費目ごとの内訳とそれに対する証憑書類の添付など、補助金が有効かつ効率的に使用されていることを判別・確認できる、また、補助金が経済的な観点から適切に使用されていることを判別・確認できるような、補助金交付の目的を達成するために必要な情報を備えた資料の添付提出を求めることも必要と考える。

(2) 事業継続力強化支援計画の進捗状況について

令和元年に小規模事業者支援法の一部が改正され、商工会又は商工会議所が市町村と共同して小規模事業者の事業継続力強化を支援するための計画を作成し、都道府県知事が当該計画を認定する制度が創設された。これに伴い、福井商工会議所、福井北・東・西商工会において、それぞれBCP、事業継続力強化計画の策定支援、フォローアップが実施されている。

事業継続力強化計画における事業者 BCP 策定の目標件数と実績件数については以下のとおりであった。

(単位：件)

	令和4年度	令和5年度

	目標	実績	達成率	目標	実績	達成率
商工会議所	8	2	25.0%	8	0	0.0%
北商工会	5	9	180.0%	6	5	83.3%
東商工会	14	0	0.0%	14	1	7.1%
西商工会	6	1	16.7%	6	1	16.7%
合計	33	12	36.4%	34	7	20.6%

【意見】	事業継続力強化支援計画の進捗状況について
事業継続力強化支援計画の進捗状況は、令和4年度北商工会を除き、支援実績数は支援目標数に達していない。また、令和5年度の目標達成率は令和4年度に比べ低下している。 令和元年度の小規模事業者支援法の一部改正に伴い、令和2年度からは福井市も事業継続力強化支援計画の共同作成者となっている。そのため、福井市は、事業主体として計画の実行を支援していくことが必要である。商工会議所・商工会とともに目標を達成するための取り組みを共に考え、実行していくことが必要である。	

2-9. 福井地区商工会事業補助金

1. 事業の概況

事業名 (歳出予算科目)	大事業：商工団体等振興事業、中事業：福井地区商工会事業補助金 (款：商工費、項：商工費、目：商業振興費)
事業の目的及び 必要性	各商工会では、金融相談、税務・経理相談等の経営改善普及事業や地域課題に対する調査研究活動等を実施。同事業に対する事業費の一部助成を行い市内中小企業者の育成、発展を図る。
事業内容	商工団体活動に対する支援
根拠法令等	商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律
実施要綱等	地域商工団体等育成事業補助金交付要綱
第八次福井市総合計画における位置づけ	政策：新たなチャレンジを後押しし、活力と魅力あふれる商工業が発展しつづけるまちをつくる 施策：地域の商工業を振興する
事業開始年度	平成12年度
事業終了年度(予定)	令和6年度

2. 事業の成果

事業の成果を確認する指標及び目標値の推移

指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
指導相談件数(件)	14,000	15,000	15,000

上記目標値に対する実績値の推移

指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
指導相談件数（件）	15,565	16,266	14,080

事業の成果の達成・未達の理由

令和2年度末からの新型コロナウイルス感染症の影響により、相談件数が増えることを想定し、目標値を高く設定し、令和4年度までは達成していたが、令和5年度は相談件数が想定より少なかったため未達となった。

3. 歳入、歳出の推移

（単位：千円）

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
歳入	A 予算現額	—	—	—
	B 決算額（収入済額）	—	—	—
	C 差額（A－B）	—	—	—
歳出	D 予算現額	21,598	23,165	21,598
	E 決算額（支出済額）	21,598	23,165	21,598
	F 繰越額	—	—	—
	G 不用額（D－(E+F)）	0	0	0

増減の理由

【令和4年度】重要な増減なし。
【令和5年度】重要な増減なし。

4. 歳入の内訳（令和5年度）

（単位：千円）

該当なし。

5. 歳出の内訳（令和5年度）

（単位：千円）

節	決算額	主な内容
18 負担金、補助金及び交付金	21,598	北・東・西商工会経営改善普及事業、地域総合振興事業等
合計（＝3のE）	21,598	

6. 監査の結果と意見

福井市には、以下の3つの商工会が存在している。

商工会名	地域
福井北	福井市西北部

福井東	福井市東部から南部
福井西	清水・越廼・殿下・国見の各商工会が平成 19 年 4 月に合併

上記、北・東・西の各商工会では、金融相談、税務・経理相談等の経営改善普及事業や地域課題に対する調査研究活動等を実施しており、福井市は同事業に対する事業費の一部助成を行い市内中小企業者の育成、発展を図っている。

福井市からの補助金額は、総額を均等割（35％）・会員数割（25％）・事業費割（15％）・職員数割（25％）で按分し、決定している。以下がその状況である。

◆令和 5 年度福井地区商工会事業補助金一覧

商工会名	会員数	対象事業費	職員数	補助金額
福井北	538	32,245 千円	7	7,034 千円
福井東	750	53,446 千円	9	8,857 千円
福井西	316	29,851 千円	5	5,707 千円
合計	1,604	115,542 千円	21	21,598 千円

（１） 補助金交付申請及び実績報告の添付資料について

当事業の補助金に関して定められている地域商工団体等育成事業補助金交付要領には、以下のよう定めがある（抜粋）。

第 5 条（交付申請）

補助金の申請を受けようとする商工会議所等は、地域商工団体育成事業補助金交付申請書に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出

- （１） 事業計画書
- （２） 収支予算書
- （３） その他市長が必要と認めるもの

第 8 条（実績報告）

交付決定を受けた者は、補助事業が完了したときは速やかに地域商工団体育成事業実績報告書に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出

- （１） 実績報告書
- （２） 収支決算書
- （３） その他市長が必要と求めるもの

また、補助金等交付に関して福井市が定めている、福井市補助金等交付規則においては、以下のように定められている（抜粋）。

第 4 条（補助金等の交付決定）

市長は、補助金等の交付があったときは、当該申請に係る書類等の審査（中略）により、当該申請に係る補助金等の交付がその規則及び予算で定めるところに違反しないかどうか、

補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査し、補助金等を交付すべきものと認めたときは補助金等の交付の決定をするものとする。

第 12 条（補助金等の額の確定）

市長は、前条による実績報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及び条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知するものとする。

【意見】	補助金交付申請及び実績報告の添付資料について
	補助金等交付申請書に添付の事業計画書と収支予算書を確認したところ、福井市補助金が、予算上どのような支出に充てられるのか判別できない状況であった。福井市補助金等交付規則に定める、交付決定の補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうかの判別ができるのか疑義がある。 また、補助金実績報告書に添付の実績報告書と収支決算書を確認したところ、実績に添付されている収支決算書は各地区商工会全体の数字となっており、補助金対象に絞った内容とはなっていなかった。また、予算と同じく、福井市補助金が、どのような支出に充てられるのか判別できない状況であった。福井市補助金等交付規則に定める、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及び条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認める判別ができるか否かと考えると、判別できる資料であると考えにくいと考える。 補助金申請の段階においては、交付決定の補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうかの判別が可能な資料、具体的には、福井市補助金が、収支予算書の【支出の部】のどの支出に充てられているのか分かる資料の添付を求めることが必要と考える。 また、補助金実績報告の段階においては、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及び条件に適合するかどうか調査できるような資料、具体的には、収支予算書の【支出の部】のどの支出に充てられているのか分かる資料や、当該支出に対する証憑書類の添付など、補助金が有効かつ効率的に使用されていることを判別できる、また、補助金が経済的な観点から適切に使用されていることを判別できるような、補助金交付の目的を達成するために必要な情報を備えた資料の添付提出を求めることが必要と考える。

（２）事業継続力強化支援計画の進捗状況について

令和元年に小規模事業者支援法の一部が改正され、商工会又は商工会議所が市町村と共同して小規模事業者の事業継続力強化を支援するための計画を作成し、都道府県知事が当該計画を認定する制度が創設された。これに伴い、福井商工会議所、福井北・東・西商工会において、それぞれ BCP、事業継続力強化計画の策定支援、フォローアップが実施されている。

事業継続力強化計画における事業者 BCP 策定の目標件数と実績件数については以下のとおりであった。

(単位：件)

	令和4年度			令和5年度		
	目標	実績	達成率	目標	実績	達成率
北商工会	5	9	180.0%	6	5	83.3%
東商工会	14	0	0.0%	14	1	7.1%
西商工会	6	1	16.7%	6	1	16.7%
合計	25	10	40.0%	26	7	26.9%

【意見】	事業継続力強化支援計画の進捗状況について
事業継続力強化支援計画の進捗状況は、令和4年度北商工会を除き、各商工会とも、支援実績数は支援目標数に達していない。また、令和5年度の実績は、すべての商工会において達成しておらず、全体としても令和4年度に比べ低下している。 令和元年度の小規模事業者支援法の一部改正に伴い、令和2年度からは福井市も事業継続力強化支援計画の共同作成者となっている。そのため、福井市は、事業主体として計画の実行を支援していくことが必要である。商工会とともに目標を達成するための取り組みを共に考え、実行していくことが必要である。	

(3) 経営発達支援計画の進捗状況の確認・対応について

平成26年に「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号、以下「小規模事業者支援法」という。）の一部が改正され、商工会又は商工会議所が行ってきた経営改善普及事業の中に、小規模事業者の経営発達に特に資するものとして「経営発達支援事業」が新たに位置づけられ、商工会又は商工会議所が小規模事業者の経営戦略に踏み込んだ支援を実施する「経営発達支援計画」を経済産業大臣が認定する仕組みが導入されている。

また、令和元年7月に小規模事業者支援法の一部が改正され、(1)商工会又は商工会議所は市町村と共同で計画を作成する、(2)経済産業大臣が計画認定する際には都道府県知事の意見を聴く、(3)一定の知識を有する経営指導員が計画に関与する、といった内容が盛り込まれている。

【意見】	経営発達支援計画の進捗状況の確認・対応について
経営発達支援計画にもとづく経営発達支援事業について、その進捗状況の把握と評価が行われているか福井市担当者に確認したところ、各商工会において、進捗状況の把握・評価を行う会議等が行われているかどうか確認しておらず、福井市として、各商工会の経営発達支援事業の進捗状況を把握していないとのことであった。 令和元年度の小規模事業者支援法の一部改正に伴い、令和2年度からは福井市も経営発達支援計画の共同作成者となっている。そのため、福井市は、事業主体として計画の実行を支援していくことが必要である。各商工会の進める経営発達支援事業について、進捗状況の把握・評価を行うことができるような体制を構築することが必要である。	

2-10. 九頭龍鮎の里フェア開催事業補助金

1. 事業の概況

事業名 (歳出予算科目)	大事業：商工団体等振興事業 中事業：九頭龍鮎の里フェア開催事業補助金 (款：商工費、項：商工費、目：商業振興費)
事業の目的及び 必要性	多くの来場者が見込まれる「九頭龍鮎の里フェア」に対し助成を行うことにより、地域特産品に関する情報発信と普及・販路拡大を支援する。
事業内容	商工団体活動に対する支援
根拠法令等	—
実施要綱等	九頭龍鮎の里フェア開催事業補助金要綱
第八次福井市総合計画における位置づけ	政策：新たなチャレンジを後押し、活力と魅力あふれる商工業が発展しつづけるまちをつくる 施策：地域の商工業を振興する
事業開始年度	平成 18 年度
事業終了年度(予定)	令和 7 年度

2. 事業の成果

事業の成果を確認する指標及び目標値の推移

指標	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
イベント来場者数 (人)	—	—	30,000

上記目標値に対する実績値の推移

指標	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
イベント来場者数 (人)	中止	中止	30,000

事業の成果の達成・未達の理由

県内最大の九頭竜川は、本市のほか、県内外の鮎釣り等を楽しむ多くの釣り客にも認知されている。また、フェアの中で実施される花火大会は歴史も古く、多くの市民等にも親しまれていることから、多くの集客に繋がっている。

3. 歳入、歳出の推移

(単位：千円)

項 目		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
歳入	A 予算現額	—	—	—
	B 決算額 (収入済額)	—	—	—
	C 差額 (A-B)	—	—	—

歳 出	D 予算現額	1,710	1,710	1,710
	E 決算額（支出済額）	—	—	1,710
	F 繰越額	—	—	—
	G 不用額（D－(E+F)）	1,710	1,710	0

増減の理由

【令和4年度】増減なし。

【令和5年度】令和4年度は中止となったが、令和5年度は開催されたため

4. 歳入の内訳（令和5年度）（単位：千円）

該当なし。

5. 歳出の内訳（令和5年度）（単位：千円）

節	決算額	主な内容
18 負担金、補助金及び交付金	1,710	主な補助対象経費（会場設営費、印刷製本費、原材料費、謝礼、保険料等）
合計（＝3のE）	1,710	

6. 監査の結果と意見

（1）補助対象経費の判別について

要綱第3条において補助事業は、「実行委員会が行う、地域の特産品に関する情報発信、普及、販路拡大等の地域の産業振興を図る事業」となっている。そのため、九頭竜鮎の里フェア開催時の花火に関連する事業は、補助事業外との認識で取扱われている。

令和5年度九頭竜鮎の里フェア開催事業補助金事業完了報告書に添付された資料の中の、補助対象経費となっている警備委託費 320,100 円について、請求書及び領収書を確認したところ、森田花火に伴う特別警備に係る経費であった。

【意見】	補助対象経費の判別について
花火大会に対する警備の費用である委託料は、補助要綱に鑑み、補助事業に要する直接的な経費とはいえない。	
そのため、補助対象経費の定義を、再度確認するとともに、交付申請の際、予算補助対象経費に含めるべき経費と含めるべきでない経費について、実質的に判別を行うことが必要と考える。	

（2）福井県「ふくい四季のしあわせ綴り」HP 掲載について

福井県「ふくい四季のしあわせ綴り」HP には、福井県下のそれぞれの地域ならではの季節の行事・催事が紹介されている。この HP には、現状、当事業で補助を行っているイベントである

森田まつりの掲載はされていない。理由としては、森田まつりは、地区のまつりに加え、産業振興を図るイベントとしての位置づけである認識が強いためとの回答であった

【意見】	福井県「ふくい四季のしあわせ綴り」HP 掲載について
福井市の産業振興の情報発信の観点から、森田まつりが、地区のまつりという位置づけなのか、地域の特産品に関する情報発信、普及、販路拡大等の地域の産業振興を図る催事という位置づけなのかを検討した上で、福井県「ふくい四季のしあわせ綴り」HP へ掲載依頼をすることについて検討を行うことが必要と考える。	

2-11. そばまつり in みやま開催事業補助金

1. 事業の概況

事業名 (歳出予算科目)	大事業：商工団体等振興事業、 中事業：そばまつり in みやま開催事業補助金 (款：商工費、項：商工費、目：商業振興費)
事業の目的及び 必要性	交流人口の増加が期待できる「そばまつり in みやま」に対し助成を行うことにより、美山地域特産のそばの情報発信と普及・販路拡大を支援する。
事業内容	商工団体活動に対する支援
根拠法令等	—
実施要綱等	そばまつり in みやま開催事業補助金要綱
第八次福井市総合計画における位置づけ	政策：新たなチャレンジを後押し、活力と魅力あふれる商工業が発展しつづけるまちをつくる 施策：地域の商工業を振興する
事業開始年度	平成 18 年度
事業終了年度(予定)	令和 8 年度

2. 事業の成果

事業の成果を確認する指標及び目標値の推移

指標	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
イベント来場者数 (人)	—	6,000	4,000

上記目標値に対する実績値の推移

指標	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
イベント来場者数 (人)	中止	3,500	4,500

事業の成果の達成・未達の理由

令和 4 年度については、コロナ禍の中 3 年振りの開催となったが、未だ影響は大きく目標

未達成となった。

令和5年度は新型コロナウイルス感染症が5類移行となったこと、目標値の設定見直しの結果、目標達成となった。

3. 歳入、歳出の推移

(単位：千円)

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
歳入	A 予算現額	—	—	—
	B 決算額 (収入済額)	—	—	—
	C 差額 (A-B)	—	—	—
歳出	D 予算現額	3,150	3,150	3,150
	E 決算額 (支出済額)	—	2,980	2,984
	F 繰越額	—	—	—
	G 不用額 (D-(E+F))	3,150	170	166

増減の理由

【令和4年度】 令和3年度は新型コロナウイルス感染症対策のため開催中止。

【令和5年度】 重要な増減なし。

4. 歳入の内訳 (令和5年度)

(単位：千円)

該当なし。

5. 歳出の内訳 (令和5年度)

(単位：千円)

節	決算額	主な内容
18 負担金、補助金及び交付金	2,984	主な補助対象経費 (会場設営費、印刷製本費、原材料費、謝礼、保険料等)
合計 (= 3 の E)	2,984	

6. 監査の結果と意見

(1) SNS による周知について

そばまつり in みやまは、美山地区内で生産される県優良指定品種であるそばを福井市内外に広くアピールし、特産そばの普及と交流人口の増加により地域の活性化を図ることを目的として、毎年一回、10月最終週の日曜日に、地元の愛好会が出店するそば店の他、模擬店の出店や各種イベントが開催されている。

【意見】 SNS による周知について

現状、そばまつり in みやまは、来場者数の増加による駐車場や道路混雑等の関係から、SNS による発信までは実施されていない。しかしながら、第32回 (令和5年度) 及び第33回

（令和 6 年度）そばまつり in みやま予算書によると、広告料の削減により、補助金の削減が進められている。

広報費を下げることは情報発信力の低下につながるものが想定されるため、SNS によって周知を図り、発信力の低下を防ぐことも再度検討することが必要ではないかと考える。また、SNS による周知を通じて、若者世代にも、みやまのそばの魅力を知ってもらう機会拡大につなげていくことも重要ではないかと考える。

2-12. 企業立地支援事業

1. 事業の概況

事業名 (歳出予算科目)	大事業：企業誘致促進事業、中事業：企業立地支援事業 (款：商工費、項：商工費、目：工業振興費)
事業の目的及び 必要性	地域経済の活性化及び雇用機会の拡大を図り、もって本市産業の発展に寄与すること。
事業内容	市外から本市に立地する企業及び市内で規模拡大により立地する企業を対象に、立地する際の設備投資等に対して助成を行う。
根拠法令等	—
実施要綱等	福井市企業立地促進条例 福井市企業立地促進条例施行規則 福井市企業立地促進条例及び同施行規則の取扱い要領 福井市空き工場等活用助成金交付要綱 福井市中心市街地オフィス立地助成金交付要綱 福井市サテライトオフィス立地助成金交付要綱
第八次福井市総合計画における位置づけ	政策：新たなチャレンジを後押し、活力と魅力あふれる商工業が発展しつづけるまちをつくる 施策：地域の商工業を振興する
事業開始年度	平成 28 年度（企業立地助成金） 平成 22 年度（空き工場等活用助成金） 平成 26 年度（中心市街地オフィス活用助成金） 令和 3 年度（サテライトオフィス立地助成金）
事業終了年度(予定)	—（終了予定なし）

2. 事業の成果

事業の成果を確認する指標及び目標値の推移

指標	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
市外からの企業誘致数（件）	2	2	2

上記目標値に対する実績値の推移

指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
市外からの企業誘致数（件）	1	2	2

事業の成果の達成・未達の理由

企業訪問やイベントにおける企業誘致活動を実施し、本市での立地を推進した。未達年度においては、企業の投資計画等による検討の結果、当該年度における立地には至らなかった。

3. 歳入、歳出の推移

（単位：千円）

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
歳入	A 予算現額	—	6,570	3,795
	B 決算額（収入済額）	—	3,966	3,206
	C 差額（A－B）	—	2,604	589
歳出	D 予算現額	521,949	276,364	282,584
	E 決算額（支出済額）	508,351	251,166	275,462
	F 繰越額	—	—	—
	G 不用額（D－(E+F)）	13,598	25,198	7,122

増減の理由

【令和4年度】支援対象企業数や企業の投資額に応じて、助成金交付額が変動するため。
 【令和5年度】重要な増減なし。

4. 歳入の内訳（令和5年度）

（単位：千円）

款・項・目	決算額	主な内容
16 県支出金		
02 商工費県補助金	3,206	サテライトオフィス立地助成金
01 商工費補助金		
合計（＝3のB）	3,206	

5. 歳出の内訳（令和5年度）

（単位：千円）

節	決算額	主な内容
18 負担金、補助及び交付金	275,462	企業立地助成金、空き工場等活用助成金、中心市街地オフィス立地助成金、サテライトオフィス立地助成金
合計（＝3のE）	275,462	

6. 監査の結果と意見

(1) 企業立地助成金等の対象及び要件について

◆「福井市企業立地促進条例施行規則」及び各助成金交付要綱における企業立地助成金等の対象及び要件

<企業立地助成金・研究開発施設立地助成金・本社機能施設立地助成金>

対象産業等	地域	立地 形態	投下固定資産 取得額	新規雇用者 及び転属者 の人数	助成額 (助成対象経費※3 ×助成率)	交付 限度額
基幹産業（※1）	用途 地域 又は 市長 が特 に認 める 地域	新設	30 億円以上	50 人以上	10% (又は 20%※4,5)	8 億円
				40 人以上		7 億円
			10 億円以上	30 人以上		6 億円
				20 人以上		5 億円
			3 億円以上	10 人以上		3 億円
				5 人以上		2 億円
		移設	1 億円以上	3 人以上		2 億円
		増設				2 億円
製造業		新設	30 億円以上	50 人以上	10%	8 億円
				40 人以上		7 億円
			10 億円以上	30 人以上		6 億円
				20 人以上		5 億円
			3 億円以上	10 人以上		3 億円
				5 人以上		2 億円
	移設	1 億円以上	3 人以上	2 億円		
	増設			2 億円		
成長産業（※2）	新設	30 億円以上	50 人以上	10% (又は 20%※4,5)	8 億円	
			40 人以上		7 億円	
		10 億円以上	30 人以上		6 億円	
			20 人以上		5 億円	
		3 億円以上	10 人以上		3 億円	
			5 人以上		2 億円	
		5,千万円以上	3 人以上		1 億円	
	移設	5 千万円以上	3 人以上		2 億円	
増設	2 億円					
物流関連産業	新設	3 億円以上	5 人以上	10% (又は 20%※4,5)	2 億円	
	移設	1 億円以上	3 人以上		1 億円	
	増設					

研究開発施設		新設	1 億円以上	—	20%	2 億円
		移設			10%	1 億円
		増設				
本社機能施設		新設	5 千万円以上	3 人以上	10%	2 億円
		移設				
		増設				

※1 基幹産業：繊維関連産業、化学関連産業、その他市長が認めるもの

※2 成長産業：自動車関連産業、航空宇宙関連産業、ICT 関連産業、健康医療関連産業、エレクトロニクス関連産業、ロボット関連産業、農商工関連産業

※3 助成対象経費：投下固定資産相当額（土地取得費＋家屋固定資産税評価額＋償却資産固定資産税課税標準額）又は投下固定資産取得額（土地取得費＋建物取得費＋償却資産取得価額）のいずれか低い方の金額

※4 市内に工場等を有しない企業が新たに市内に立地を行う場合は助成率 20%

※5 重点促進区域又は波寄工場適地に立地を行う場合は助成率 20%

<研究員雇用奨励助成金>

対象企業	助成額	交付限度額
次の指定を受け、研究開発施設を設置する企業 ・企業立地助成金 ・研究開発施設立地助成金 ・本社機能施設立地助成金	次の合計額 ・研究員として雇用した新規雇用者：80 万円/人 ・研究員として雇用した転属者：40 万円/人	1 億円

<空き工場等活用助成金>

対象企業	地域	立地形態	要件	助成額		交付限度額
・対象業種等（※1）の事業を営む企業 ・研究開発施設又は本社機能施設として活用する企業	市内全域	新設 移設	市に登録された空き工場等（原則 500 m ² 以上又は中央工業団地の工場等）	取得	助成対象経費（※2）×10%	1 千万円
				賃借	賃借料×50%（36 月）	20 万円/月 ×36 月

※1 基幹産業、製造業、成長産業、物流関連産業、地域資源活用型産業

※2 助成対象経費：土地取得費、家屋固定資産税評価額（取得費の方が低い場合は取得費）、修繕料（建物本体の改修、建物と不可分の付帯設備、設計監理委託費）

<中心市街地オフィス立地助成金>

対象施設	地域	立地形態	要件	助成額		交付限度額	
対象業種等 (※1)の事業 を営むための オフィス	中心市街地	新設 増設	・市に登録の空きオフィス (延床面積 20㎡以上) ・専ら事務処理業務等に使用 ・6 月以上継続雇用従業員数 2 人以上	家賃補助	賃借料×50% (36 月) (※2)	従業員 10 人以下	10 万円/月×36 月
						従業員 20 人以下	20 万円/月×36 月
						従業員 21 人以上	30 万円/月×36 月
				雇用奨励金	新規雇用者及び転属者の雇用に要する経費 (※3)	新規雇用者 20 万円/人 転属者 10 万円/人 合計限度額 300 万円	

※1 製造業、建設業、情報通信業、運輸業・郵便業、卸売業・小売業の一部、不動産業・物品賃貸業、学術研究・専門技術サービス業、教育学習支援業、サービス業の一部、成長産業、物流関連産業、地域資源活用型産業、その他市長が認める業種

※2 共益費、管理費等は除く。駐車場賃借料は従業員数又は 5 台以内かつ 1 万円/台以内

※3 2 年目以降は増加した新規雇用者のみ対象

<サテライトオフィス立地助成金>

対象施設	地域	立地形態	要件	助成額		交付限度額	
対象業種等 (※1)の事業 を営むための オフィス	市内全域	新規立地 (又は 2 回目以降の新設又は増設)	・県外事業者 ・延床面積 10㎡以上 ・専ら IT 関連業務又は事務系業務に使用 ・6 月以上継続雇用新規従業員数 3 人以上又は	オフィス環境整備・運営費	助成対象経費 (※2) × 50%	UI ターン 1 人以上	750 万円
						新規雇用者 3 人以上	1,500 万円
						30 万円/人 (※3) 限度額 270 万円	
				雇用奨励金	UI ターン者の雇用に要する経費	子育て世帯加算 +30~50 万円/世帯	

			UI ターン者 数 1 人以上			限度額 450 万円
					企業負担の UI ターン者 の住居賃借料 ×50%(12 月)	180 万円

※1 製造業、建設業、情報通信業、運輸業・郵便業、卸売業・小売業の一部、不動産業・物品賃貸業、学術研究・専門技術サービス業、教育学習支援業、サービス業の一部、成長産業、物流関連産業、地域資源活用型産業、その他市長が認める業種

※2 土地建物取得・改修料（建物本体の改修、建物と不可分の付帯設備、設計監理委託費）、土地建物賃借料（36 月）、事務機器等取得費、事務機器等リース料（36 月）、通信回線料（36 月）

※3 2 年目以降は増加した UI ターン者のみ対象

◆各助成金の指定数及び交付額の推移

<助成金指定数>

(単位：件)

	R3 年度	R4 年度	R5 年度
企業立地助成金	5	2	3
研究開発施設立地助成金	—	—	—
本社機能施設立地助成金	1	—	—
研究員雇用奨励助成金	—	—	—
空き工場等活用助成金	—	5	2
中心市街地オフィス立地助成金	1	1	—
サテライトオフィス立地助成金	1	1	1
合計	8	9	6

<助成金交付額>

(単位：千円)

	R3 年度	R4 年度	R5 年度
企業立地助成金	422,200	202,200	249,300
研究開発施設立地助成金	—	—	—
本社機能施設立地助成金	59,200	16,300	—
研究員雇用奨励助成金	—	—	—
空き工場等活用助成金	17,733	16,933	13,090
中心市街地オフィス立地助成金	9,218	8,400	6,960
サテライトオフィス立地助成金	—	7,333	6,112
合計	508,351	251,166	275,462

上表のとおり、各助成金の対象及び要件は複雑なものとなっている。福井市は、提出された申請書の記載だけではなく、企業からのヒアリングや現地確認等により実態を把握し、申請された案件がどの要件に適合するかを判断することとなる。しかし、実務においては様々な案件があり、実施予定の事業がどの業種に該当するか、建物の用途は要件に当てはまるか、助成対象経費としてどこまで認められるかなど、容易に判断できないケースも多くあることが推察される。

今回の監査において、指定の申請・承認に関する書類を確認した中で、要件の判定結果についての記録は残されているが、どのような経緯でその結果に至ったかの記録が十分に残っていないものがあつた。

【意見】	助成金等の判断経緯の明確化及び記録について
	企業立地関連の助成金は、金額が大きく、また、要件の判定結果により交付額も大きく変わるため、助成の可否や要件の判定等において、一層慎重な判断が求められる。また、指定の効果は長期に亘って継続するため、事業に関する変更申請等の場面で、過去の判断の確認が必要となる状況も生じるものとする。従って、指定の承認や助成額の決定の際に、現地確認やヒアリングでどのような情報を得たか、どのような検討を行ったか、各要件をどのように判定したかなど、判断の過程、根拠及び理由等を明確にし、記録に残すことが重要である。 また、福井市の担当者が交代となっても、規程等に基づいた適正な、また、過去の判断と齟齬のない公平な判断が可能となるよう、各要件の判定に関して注意すべき事項や過去の判断事例を、マニュアル等により引き継ぐことも必要と考える。なお、指定・助成を受ける企業に要件として明示すべき事項については、規則等に追加することも必要である。

(2) 物流関連産業に関する取扱いについて

企業立地助成金が助成対象とする物流関連産業に関して、次のような取り扱いが定められている。

＜福井市企業立地促進条例施行規則（以下、「規則」という。）＞

（定義）

第2条第2項第4号 物流関連産業 産業分類に掲げる中分類44 - 道路貨物運送業、中分類47 - 倉庫業、中分類48 - 運輸に附帯するサービス業その他輸送、保管等の機能を有するものとして市長が認めるものをいう。

＜福井市企業立地促進条例及び同施行規則の取扱い要領（以下、「取扱い要領」という。）＞

（定義）

第2条第2項第7号 物流施設 次の各号のいずれかに設置されるものであって、集荷・仕分・発送等を複合的に行うための配送センター、流通過程における加工場等をいう。ただし、店舗に併設されるものを除く。

ア 敷地面積が1,000平方メートル以上の事業用地

イ 市に登録されている空き工場
ウ 市に登録されている空きオフィス

(物流関連産業の取扱い)

第6条 規則第2条第2項第4号に規定するその他輸送、保管等の機能を有するものとして市長が認めるものは、物流施設を設置する産業分類に掲げる大分類Ⅰ__卸売業、小売業とする。

規則及び取扱い要領に基づけば、卸売業又は小売業が物流施設を設置する場合も物流関連産業として助成対象になるが、店舗に併設される物流施設は対象外と扱われる。

過去の助成金申請等の資料を閲覧したところ、次のものが検出された。

指定企業	指定年度	交付年度	交付額
呉服・服地小売業	R1 年度	R4 年度	18,200 千円

当該企業は、小売業が設置する物流施設に該当するものとして企業立地指定の承認を受けている。しかし、当該企業の Web サイトにおいては、助成対象の建物が店舗として案内されており、不特定多数の来店を受ける店舗として使用されている状況がみられる。

福井市の担当者に確認したところ、同社へのヒアリング及び現地確認において、取引先との商談スペースは備えているものの、店舗ではないことを確認しているとのことであった。

【意見】	物流関連産業に対する助成金の要件の確認及び明確化について
小売業が設置する物流施設に関して、福井市の取扱い要領によれば、店舗に併設されるものは助成対象外とされている。しかし、助成を受けた建物の一部が、小売業の店舗として使用されている可能性のある案件が検出された。福井市の担当者によれば、現地確認等により助成の要件に該当していることを確認しているとのことであったが、改めて使用状況の実態について確認が必要と考える。 なお、一定の要件に該当する卸売業又は小売業の物流施設を助成対象として認める旨は、福井市の取扱い要領で規定されているが、同取扱い要領は一般には公表されていない。そのため、企業が助成金検討の前段階でその取り扱いを把握することは難しく、助成金受給の機会を逸する企業も生じ得ると考える。取扱い要領を公表するとともに、どのような場合が助成対象として認められるかの具体例を分かりやすく示すことが適当である。	

(3) 事業継続及び固定資産使用状況の確認について

企業立地関連の助成金を受けた企業には、事業継続や固定資産処分に関する次の義務が課される。

- ・助成対象の工場等に係る事業を、一定期間、休止、廃止してはならない。(事業の継続義務)

- ・助成対象の固定資産を、一定期間、除却してはならない。(固定資産の処分制限)

制度	事業の継続義務	固定資産の処分制限
企業立地助成金	当該工場等での操業開始から 10 年	当該工場等での操業開始から 10 年（耐用年数を経過したものを除く）
研究開発施設立地助成金		
本社機能施設立地助成金		
研究員雇用奨励助成金		
空き工場等活用助成金	当該工場・オフィス等での事業開始から 5 年	—
中心市街地オフィス立地助成金		告示の処分期間を準用※
サテライトオフィス立地助成金		

※ 「補助事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分期間（昭和 53 年通商産業省告示第 360 号）」

福井市は、事業の継続状況等を確認するため、3 年程度の周期で現地確認等を行っている。固定資産についても使用状況を確認しているとのことであるが、助成対象資産リストとの照合は行っていないとのことである。

【意見】	固定資産使用状況の確認方法について
現地確認により固定資産の使用状況等を確認する際には、資産リストと現物を照合し、記録を残すことが適当と考える。また、福井市の担当者側において、全件現物と照合することは現実的ではないため、定期的に企業から固定資産の使用状況の報告を受けることも検討すべきと考える。	

2-13. 企業立地促進事業

1. 事業の概況

事業名 (歳出予算科目)	大事業：企業誘致促進事業、中事業：企業立地促進事業 (款：商工費、項：商工費、目：工業振興費)
事業の目的及び 必要性	企業立地の促進
事業内容	企業訪問による立地促進、各種イベントにおける企業誘致活動、産業用地等の情報収集等
根拠法令等	—
実施要綱等	—
第八次福井市総合計画における位置づけ	政策：新たなチャレンジを後押し、活力と魅力あふれる商工業が発展しつづけるまちをつくる 施策：地域の商工業を振興する
事業開始年度	平成 27 年度
事業終了年度(予定)	— (終了予定なし)

2. 事業の成果

事業の成果を確認する指標及び目標値の推移

指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
市外からの企業誘致数（件）	2	2	2

上記目標値に対する実績値の推移

指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
市外からの企業誘致数（件）	1	2	2

事業の成果の達成・未達の理由

企業訪問やイベントにおける企業誘致活動を実施し、本市での立地を推進した。未達年度においては、企業の投資計画等による検討の結果、当該年度における立地には至らなかった。

3. 歳入、歳出の推移

（単位：千円）

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
歳入	A 予算現額	4,017	—	—
	B 決算額（収入済額）	4,017	—	—
	C 差額（A－B）	0	—	—
歳出	D 予算現額	9,675	1,640	1,581
	E 決算額（支出済額）	9,227	1,462	1,370
	F 繰越額	—	—	—
	G 不用額（D－(E+F)）	448	178	211

増減の理由

【令和4年度】 令和3年度はサテライトオフィス開設支援事業を実施したため。
【令和5年度】 重要な増減なし。

4. 歳入の内訳（令和5年度）

（単位：千円）

該当なし。

5. 歳出の内訳（令和5年度）

（単位：千円）

節	決算額	主な内容
07 報償費	12	テクノポート福井企業協議会トップ会の記念品
08 旅費	359	県外企業訪問に係る旅費

10 需用費	34	消耗品費
01 郵便料	52	郵便料
12 委託料	496	企業信用調査、不動産情報提供業務等委託料
13 使用料及び賃借料	418	企業立地フェア会場使用料
合計（＝3のE）	1,370	

6. 監査の結果と意見

（1）「福井市企業立地戦略」について

福井市では、市産業の発展に資する効果的な企業立地を推進するため、「福井市企業立地戦略」を策定し、公表している。これまでの策定及び改定の状況は次のとおりである。

平成 27 年 3 月 「福井市企業立地戦略」の策定（計画期間：平成 27 年度～令和 3 年度）
 令和 4 年 3 月 「福井市企業立地戦略」の改定（計画期間：令和 4 年度～令和 8 年度）

当初の計画期間が終了する令和 4 年 3 月に、それまでの取組成果の検証や社会情勢の変化などを踏まえ戦略の改定を行い、引き続き企業立地施策に取り組んでいる。当初計画期間の結果等について、内部での総括は行っているが、公表はしていない。

【意見】	「福井市企業立地戦略」の結果の公表について
「福井市企業立地戦略」の実施により、どのような実績があり、市の産業にどのような発展をもたらしたか、少なくとも当初の計画期間が終了したタイミングにおいて、結果を公表することが適当であったと考える。今後、戦略の実施状況や、計画期間終了後に結果・評価等の総括を公表することを検討すべきである。 また、現状の戦略は、企業立地の方向性及び取組方針を定めたものであるが、数値目標や重要業績評価指標（KPI）が設定されていない。戦略の実施状況や結果を客観的に評価するため、数値目標や重要業績評価指標（KPI）を設定すべきである。 なお、当該戦略の策定及び改定においては、パブリックコメントが実施されていない。福井市にとって重要な戦略であり、その策定及び改定においては、パブリックコメントを実施することが適当と考える。	

（2）企業立地施策による経済効果について

福井市の企業立地施策による効果は、企業立地指定数及び立地企業による新規雇用者数によって把握されている。企業立地に関する助成金交付額とその効果を示す指標は次のとおりである。

	R3 年度	R4 年度	R5 年度
助成金交付額（千円）	508,351	251,166	275,462
指定数（社）	8	9	6
新規雇用者数（人）	18	91	40

【意見】	企業立地による経済効果の算定及び公表について
企業立地は、雇用創出だけでなく、生産額増加、関連産業の活性化、所得の増加、税収の増加など連鎖的、多面的な効果をもたらす。それらの効果を金額により算出、事業費用と比較し、企業立地施策の効果を評価することが適当である。なお、経済効果の算出は、「産業連関表」を活用することが一般的である。 また、企業立地の推進は多額の事業費を要するものであり、その実施結果及び効果を分かりやすく市民に知らせることも重要である。 さらに、企業立地による経済効果等を、戦略の実施状況や、戦略の総括として公表することも適当と考える。	

(3) 福井県との連携について

福井県においても企業の県内立地の促進に力を入れており、知事によるトップセールスの実施など、積極的に事業を行っている。福井県の企業立地に関する専用 Web サイト「福井県企業立地ガイド」においては、福井県の魅力をアピールし、福井県及び市町の優遇制度を紹介するなどの情報発信を行っている。同サイトでは、県内の事業用地及びオフィス物件の紹介も行っているが、福井市が把握し、福井市の Web サイトに掲載している物件情報とは異なる情報となっている。これは、福井市の Web サイトにおいては物件の動きがある都度、情報の更新を行っている一方で、福井県の「福井県企業立地ガイド」に関しては、福井県の担当課から年に数回、市町に物件情報の提供依頼があり、そのタイミングでのみ情報が更新されており、情報の更新頻度に違いがあることによるものである。

【意見】	福井県との連携強化について
企業誘致を一層促進するためには、福井県や県内他市町との連携及び協働が重要である。物件情報の適時な共有を含め、情報の連携を密に行い、事業での連携をより強化することが必要と考える。	

2-14. 三留工業団地緑地整備事業

1. 事業の概況

事業名 (歳出予算科目)	大事業：企業誘致促進事業、中事業：三留工業団地緑地整備事業 (款：商工費、項：商工費、目：工業振興費)
事業の目的及び 必要性	立地環境整備による企業の市外への流出防止
事業内容	三留工業団地内緑地の草刈等
根拠法令等	—
実施要綱等	—

第八次福井市総合計画における位置づけ	政策：新たなチャレンジを後押し、活力と魅力あふれる商工業が発展しつづけるまちをつくる 施策：地域の商工業を振興する
事業開始年度	平成 18 年度
事業終了年度(予定)	－（終了予定なし）

2. 事業の成果

当事業は工業団地の環境維持を行うものであるため、事業の成果を確認する目標値は定めていない。

3. 歳入、歳出の推移

(単位：千円)

項 目		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
歳入	A 予算現額	－	－	－
	B 決算額（収入済額）	－	－	－
	C 差額（A－B）	－	－	－
歳出	D 予算現額	210	210	203
	E 決算額（支出済額）	210	210	203
	F 繰越額	－	－	－
	G 不用額（D－(E+F)）	0	0	0

増減の理由

【令和 4 年度】重要な増減なし。

【令和 5 年度】重要な増減なし。

4. 歳入の内訳（令和 5 年度）

(単位：千円)

該当なし。

5. 歳出の内訳（令和 5 年度）

(単位：千円)

節	決算額	主な内容
12 委託料	203	団地内緑地の草刈等
合計（＝ 3 の E）	203	

6. 監査の結果と意見

特記すべき事項はない。

2－15. 拠点工業団地環境整備事業

1. 事業の概況

事業名 (歳出予算科目)	大事業：企業誘致促進事業、中事業：拠点工業団地環境整備事業 (款：商工費、項：商工費、目：工業振興費)
事業の目的及び 必要性	市内拠点工業団地に立地する企業の操業環境の維持
事業内容	テクノポート福井及び福井市中央工業団地内の草刈等
根拠法令等	－
実施要綱等	－
第八次福井市総合計 画における位置づけ	政策：新たなチャレンジを後押し、活力と魅力あふれる商工業が発展 しつづけるまちをつくる 施策：地域の商工業を振興する
事業開始年度	平成 24 年度
事業終了年度(予定)	－ (終了予定なし)

2. 事業の成果

当事業は工業団地の環境維持を行うものであるため、事業の成果を確認する目標値は定めていない。

3. 歳入、歳出の推移

(単位：千円)

項 目		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
歳 入	A 予算現額	－	－	－
	B 決算額 (収入済額)	－	－	－
	C 差額 (A－B)	－	－	－
歳 出	D 予算現額	5,990	15,629	775
	E 決算額 (支出済額)	5,990	6,310	775
	F 繰越額	－	－	－
	G 不用額 (D－(E+F))	0	9,319	0

増減の理由

【令和 4 年度】重要な増減なし。

【令和 5 年度】令和 3 年度に被災した中央工業団地法面の復旧事業を令和 3 年度及び 4 年度に実施したため。

4. 歳入の内訳 (令和 5 年度)

(単位：千円)

該当なし。

5. 歳出の内訳（令和5年度）

（単位：千円）

節	決算額	主な内容
12 委託料	775	団地内緑地の草刈等
合計（＝3のE）	775	

6. 監査の結果と意見

（1）工業団地の環境整備について

本事業では、テクノポート福井及び福井市中央工業団地の環境維持のため、団地内緑地の草刈等の作業を委託により行っている。このうち、テクノポート福井では隣接する三里浜ハマナス公園や市道部分は福井市の建設部所管となっており、建設部の職員又は委託業者が除草、剪定、清掃等を行っている。

＜テクノポート福井における環境整備作業の対象＞



【意見】	建設部所管エリアとの環境整備共同実施について
現状では、商工労働部所管のエリアと建設部所管のエリアの維持管理をそれぞれで実施しているが、共同で業務委託するなどにより、発注業務の効率化や金額を抑える効果が生じる可能性がある。作業する時期に違いがあることや、経費圧縮効果が限定的とのことで、現状では共同での実施を行っていないとのことであったが、作業時期を合わせるなど工夫の余地もあると思われるため、再検討することが必要と考える。	

2-16. 暮らしの工芸展開催事業

1. 事業の概況

事業名 (歳出予算科目)	大事業：地域産業振興事業、中事業：暮らしの工芸展開催事業 (款：商工費、項：商工費、目：工業振興費)
事業の目的及び 必要性	福井工芸産業振興協議会が工芸産業の保存や振興を目的に主催する「暮らしの工芸展」に対し事業費の一部助成を行い、工芸産業の伝承、振興を図る。
事業内容	商工団体活動に対する支援
根拠法令等	—
実施要綱等	福井工芸産業振興事業補助金交付要綱
第八次福井市総合計画における位置づけ	政策：新たなチャレンジを後押し、活力と魅力あふれる商工業が発展しつづけるまちをつくる 施策：地域の商工業を振興する
事業開始年度	平成 12 年度
事業終了年度(予定)	令和 6 年度

2. 事業の成果

事業の成果を確認する指標及び目標値の推移

指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
来場者数(人)	—	1,000	300

上記目標値に対する実績値の推移

指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
来場者数(人)	中止	1,240	143

事業の成果の達成・未達の理由

開催場所や回数が一定でなく、様々な開催方法を模索していることから、達成の年と未達の年があった。

3. 歳入、歳出の推移

(単位：千円)

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
歳入	A 予算現額	—	—	—
	B 決算額(収入済額)	—	—	—
	C 差額(A-B)	—	—	—
歳出	D 予算現額	135	135	135
	E 決算額(支出済額)	—	44	103
	F 繰越額	—	—	—
	G 不用額(D-(E+F))	135	91	32

増減の理由

【令和4年度】新型コロナウイルス感染症により、令和3年度が中止だったため。

【令和5年度】開催場所を美術館とすることで、会場の借料が変動したため。

4. 歳入の内訳（令和5年度）

（単位：千円）

該当なし。

5. 歳出の内訳（令和5年度）

（単位：千円）

節	決算額	主な内容
18 負担金、補助金及び交付金	103	主な補助対象経費（広告宣伝費、会場借料費）
合計（＝3のE）	103	

6. 監査の結果と意見

特記すべき事項はない。

2-17. 熱意ある創業支援事業

1. 事業の概況

事業名 （歳出予算科目）	大事業：地域産業振興事業、中事業：熱意ある創業支援事業 （款：商工費、項：商工費、目：工業振興費）
事業の目的及び 必要性	短期間で経済情勢が変化する状況下において、創業後早期の安定や継続が見込める創業計画の作成支援、相談やフォローアップ体制の整備等、支援制度を充実させるため、福井市創業支援等事業計画を策定し、创业者の各段階に応じた支援を行う。
事業内容	・福井発！ビジネスプランコンテスト実行委員会への補助 ・市内創業予定者への補助 ・起業を考えている女性を対象としたセミナーの開催 ・創業に向けた支援体制の整備、充実
根拠法令等	産業競争力強化法 福井市創業支援等事業計画
実施要綱等	ビジネスプランコンテスト開催事業補助金要綱 熱意ある創業支援事業補助金交付要綱 福井市創業支援等事業計画実行補助金交付要綱
第八次福井市総合計画における位置づけ	政策：新たなチャレンジを後押しし、活力と魅力あふれる商工業が進展しつづけるまちをつくる 施策：創業や事業継承を促進する

事業開始年度	平成 13 年度
事業終了年度(予定)	令和 8 年度

2. 事業の成果

事業の成果を確認する指標及び目標値の推移

指標	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
市内の創業者数 (人)	90	90	90

上記目標値に対する実績値の推移

指標	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
市内の創業者数 (人)	102	117	128

事業の成果の達成・未達の理由

創業予定者への支援メニュー充実等により、目標を達成することができた。

3. 歳入、歳出の推移

(単位：千円)

項 目		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
歳入	A 予算現額	—	—	—
	B 決算額 (収入済額)	—	—	—
	C 差額 (A-B)	—	—	—
歳出	D 予算現額	6,216	6,216	6,181
	E 決算額 (支出済額)	6,171	5,171	4,130
	F 繰越額	—	—	—
	G 不用額 (D-(E+F))	41	1,045	2,051

増減の理由

【令和 4 年度】重要な増減なし。

【令和 5 年度】重要な増減なし。

4. 歳入の内訳 (令和 5 年度)

(単位：千円)

該当なし。

5. 歳出の内訳 (令和 5 年度)

(単位：千円)

節	決算額	主な内容
07 報償費	30	審査委員会委員報償費、フォローアップ支援報償費
12 委託料	100	セミナー開催委託料

18 負担金、補助及び交付金	4,000	福井発！ビジネスプランコンテスト開催事業補助金 福井市創業支援等事業計画実行補助金
合計（＝3のE）	4,130	

6. 監査の結果と意見

（1）熱意ある創業支援事業補助金の見直しについて

当事業においては、福井市創業支援等事業計画に基づき、創業者を創出する土壌をつくり、地域産業の活性化へつながる取り組みの一つとして、熱意ある創業支援事業補助金を設けている。これは、地域課題の解決が見込まれる事業者の創業に対し、その初期費用の一部補助を行うものである。対象要件を満たした者について、書類審査及び審査会を経て補助対象者として決定し、その創業後3年間、確定申告又は決算ごとに報告及び面談を要件として継続した支援を行うものである。

なお、本事業における、補助対象事業者については、「熱意ある創業支援事業補助金交付要綱」において、以下のとおり定められている。

第5条 補助金の交付の対象となる者は、前条に掲げる補助金の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる全ての要件に該当する者とする。

（1）移住・定住部門

ア 第8条第2項に規定する補助金の交付決定日以降に創業し、その代表となる者であること。

イ 市内に主たる事業所を設置して事業を営む者であること。

ウ 交付の申請をする日の属する年度の前年度の4月1日から創業する日の前日までの間に県外から市内に移住し、かつ創業する日から3年間市内に居住する者であること。

エ 許認可等を要する業種にあっては、既に当該許認可等を受けている者又は当該許認可等を受けることが確実と認められる者であること。

オ 交付の申請をする日の属する年度の前々年度の4月1日から創業する日の前日までに於いて次のいずれかに該当する者であること。

（ア）福井発！ビジネスプランコンテストの最終選考会で発表されたプランのグループメンバー又は当該プランに基づいて創業することについて、当該グループメンバー全員の同意を得ている者

（イ）福井市が主催するX S C H O O L又はX S T U D I Oの発表会で発表された事業のグループメンバー又は当該事業に基づいて創業することについて、当該グループメンバー全員の同意を得ている者

（ウ）福井市が主催するD i s c o v e R e－F U K U Iの発表会で発表された事業のグループメンバー又は当該事業に基づいて創業することについて、当該グループメンバー全員の同意を得ている者

（エ）福井市が主催するI n t e r w e a v eの発表会で発表された事業のグループメンバー又は当該事業に基づいて創業することについて、当該グループメンバー全員の同

意を得ている者

(オ)福井市創業支援等事業計画で定める特定創業支援等事業の支援を受けた者

カ 市町村税を滞納していないこと。

キ これまでに福井市起業家支援セットメニュー事業補助金の交付決定又はこの要綱に基づく交付決定を受けたことがないこと。

ク 福井市暴力団排除条例（平成23年福井市条例第22号）第2条第1号から第3号までに規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員等でないこと。

ケ 統計法（昭和22年法律第18号）に基づく日本標準産業分類の中分類が同一である事業の経営を継続していないこと。

(2)地域の魅力発信部門

ア 第8条第2項に規定する補助金の交付決定日以降に創業し、その代表となる者であること。

イ 市内に主たる事業所を設置して事業を営む者であること。

ウ 地域の魅力発信を目的とした事業を営む者であること。

エ 小売業又は飲食業を営む者であること。

オ 創業する日から3年間市内に居住する者であること。

カ 許認可等を要する業種にあっては、既に当該許認可等を受けている者又は当該許認可等を受けることが確実と認められる者であること。

キ 交付の申請をする日の属する年度の前々年度の4月1日から創業する日の前日までにおいて次のいずれかに該当する者であること。

(ア)福井発！ビジネスプランコンテストの最終選考会で発表されたプランのグループメンバー又は当該プランに基づいて創業することについて、当該グループメンバー全員の同意を得ている者

(イ)福井市が主催するX SCHOOL又はX STUDIOの発表会で発表された事業のグループメンバー又は当該事業に基づいて創業することについて、当該グループメンバー全員の同意を得ている者

(ウ)福井市が主催するDiscover FUKUIの発表会で発表された事業のグループメンバー又は当該事業に基づいて創業することについて、当該グループメンバー全員の同意を得ている者

(エ)福井市が主催するInterweaveの発表会で発表された事業のグループメンバー又は当該事業に基づいて創業することについて、当該グループメンバー全員の同意を得ている者

(オ)福井市創業支援等事業計画で定める特定創業支援等事業の支援を受けた者

ク 市町村税を滞納していないこと。

ケ これまでに福井市起業家支援セットメニュー事業補助金の交付決定又はこの要綱に基づく交付決定を受けたことがないこと。

コ 福井市暴力団排除条例（平成23年福井市条例第22号）第2条第1号から第3号ま

でに規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員等でないこと。

令和 5 年度において、過年度補助対象者のフォローアップ実績はあるものの、新規の補助申請及び実績はゼロであった。

【意見】	熱意ある創業支援事業補助金の見直しについて
熱意ある創業支援事業補助金は創業を支援するための補助金であり、補助金の有効性の観点からは補助対象者を限定的にすることに意義はもちろんあるものの、令和5年度の実績を考えると、熱意ある創業支援事業補助金交付要綱第5条（補助対象者）に定めている補助対象者の要件を満たす対象者を、極めて限定的にしすぎではないかと考える。 地域課題の解決等の熱意をもって新たに福井市内において創業しようとするものに対して、その継続的な事業活動を後押しできるような補助制度への検討及び見直しが必要ではないかと考える。	

（２）創業支援等事業計画の進捗状況について

福井市では、平成 26 年 1 月に施行された産業競争力強化法に基づき、創業支援等事業者（福井商工会議所、日本政策金融公庫福井支店、市内の商工会（福井東、福井北、福井西）、特定非営利法人アントレセンター、ビジネスプランコンテスト実行委員会）と連携し、「福井市創業支援等事業計画」を策定し、国の認定を受けている。

当該計画では、地域における産業の活力を維持するため、創業支援事業を実施し、福井市で創業を希望する方や起業して間もない方への支援を進めることとされており、本計画における目標の進捗状況は、以下のとおりであった。

（単位：人）

	令和 3 年度			令和 4 年度			令和 5 年度		
	目標	実績	達成率	目標	実績	達成率	目標	実績	達成率
創業支援計画									
支援対象者数	954	515	54.0%	954	424	44.4%	793	378	47.7%
創業者数	198	135	68.2%	198	116	58.6%	159	98	61.6%
うち特定創業支援計画									
支援対象者数	464	255	55.0%	464	141	30.4%	425	172	40.5%
創業者数	113	126	111.5%	113	106	93.8%	106	91	85.8%

【意見】	創業支援等事業計画の進捗状況について
福井市創業支援等事業計画は、令和3年度特定創業支援計画での創業者支援を除き、支援実績数は支援目標数に達していない状況が続いている。令和5年度の創業支援計画の支援目標数に対する達成率は、令和4年度より持ち直しているものの、特定創業支援計画の創業者数をみ	

ると、支援目標数に対する達成率は、令和３年度から年々低下している。

福井市は商工会議所及び各商工会等の創業支援等事業者と共に、目標の達成に向け、制度の周知を行い、事業遂行に伴う課題解決策の実施などを通じて支援対象者及び創業者数の拡大を図れるように引き続き連携を強化していくことが必要と考える。

２－１８．ものづくり産業イノベーション事業

１．事業の概況

事業名 (歳出予算科目)	大事業：地域産業振興事業、中事業：ものづくり産業イノベーション事業 (款：商工費、項：商工費、目：工業振興費)
事業の目的及び 必要性	福井は繊維、化学、機械等、中間工程を担う中小企業が多く、一般消費者が直接その製品を目にする機会が少ないため、地域住民の認知度は低く、人手不足等につながっている。そこで、福井のものづくり産業について若者が学べる機会を創り、地域産業の価値や魅力を相互に再認識・発見することで、産業の裾野の拡大等を図る。
事業内容	高校生や大学生を対象に、福井のものづくり産業の現場を訪問するツアーを開催。
根拠法令等	—
実施要綱等	—
第八次福井市総合計画における位置づけ	政策：新たなチャレンジを後押しし、活力と魅力あふれる商工業が発展しつづけるまちをつくる 施策：地域の商工業を振興する
事業開始年度	令和５年度
事業終了年度	令和５年度

２．事業の成果

事業の成果を確認する指標及び目標値の推移

指標	令和３年度	令和４年度	令和５年度
事業参加人数（人）	—	—	50

上記目標値に対する実績値の推移

指標	令和３年度	令和４年度	令和５年度
事業参加人数（人）	—	—	61

事業の成果の達成・未達の理由

羽水高校、福井県立大学の協力により、多くの生徒・学生が参加した。

3. 歳入、歳出の推移

(単位：千円)

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
歳入	A 予算現額	—	—	—
	B 決算額 (収入済額)	—	—	—
	C 差額 (A-B)	—	—	—
歳出	D 予算現額	—	—	600
	E 決算額 (支出済額)	—	—	197
	F 繰越額	—	—	—
	G 不用額 (D-(E+F))	—	—	403

増減の理由 (前年度と比較して 30%以上の増減がある場合、その理由を記載してください。)

【令和4年度】対象事業なし

【令和5年度】令和5年度に新設された事業であるため。

4. 歳入の内訳 (令和5年度)

(単位：千円)

該当なし。

5. 歳出の内訳 (令和5年度)

(単位：千円)

節	決算額	主な内容
12 委託料	197	高校生・大学生の産業ツアー事業委託料
合計 (= 3 の E)	197	

6. 監査の結果と意見

(1) 事業の実施方法について

本事業は、若者が福井のものづくり産業について学べる機会を創り、地域産業である繊維産業の価値や魅力を認識してもらうことで、認知度を上げ、産業のすそ野拡大を図ることを目的としている。

【意見】	事業の実施方法の見直しについて
本事業は、しごと支援課で実施する「福井で働く魅力発信事業」とは趣旨は異なる。しかしながら、若者側のための事業か、受け入れる企業側のための事業かという視点が違っていても、若者が企業を訪問するという活動形式は同一である。 繊維産業を含む様々な企業に、若者が訪問する機会を計画・実施することは、産業に携わる側にとってはモチベーションアップの機会となるとともに、事業の後継につながる機会ともなりうる。 しごと支援課と連携することで、若者側及び企業側それぞれの趣旨に即して、効率的に事業を運営できる余地もあると考えられるため、本事業の目的を達成するための事業の実施方	

法について検討していくことが必要と考える。

2-19. 北陸技術交流テクノフェア開催事業

1. 事業の概況

事業名 (歳出予算科目)	大事業：地域産業振興事業、 中事業：北陸技術交流テクノフェア開催事業 (款：商工費、項：商工費、目：工業振興費)
事業の目的及び 必要性	業種・分野・地域を超え、産学官で技術交流を促進し、更なる地域経済の活性化を図る目的で開催する「北陸技術交流テクノフェア」に対して支援を行う。
事業内容	イベント開催に伴う負担金
根拠法令等	—
実施要綱等	—
第八次福井市総合計画における位置づけ	政策：新たなチャレンジを後押し、活力と魅力あふれる商工業が発展しつづけるまちをつくる 施策：地域の商工業を振興する
事業開始年度	平成2年度
事業終了年度(予定)	未定

2. 事業の成果

事業の成果を確認する指標及び目標値の推移

指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
来場者数(人)	—	12,000	12,000

上記目標値に対する実績値の推移

指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
来場者数(人)	11,186	16,280	18,377

事業の成果の達成・未達の理由

関係機関と協力して周知を図り、目標を達成することができた。

3. 歳入、歳出の推移

(単位：千円)

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
歳入	A 予算現額	—	—	—
	B 決算額(収入済額)	—	—	—
	C 差額(A-B)	—	—	—

歳 出	D 予算現額	4,050	4,050	4,050
	E 決算額（支出済額）	4,050	4,050	4,050
	F 繰越額	—	—	—
	G 不用額（D－(E+F)）	0	0	0

増減の理由

【令和4年度】重要な増減なし。

【令和5年度】重要な増減なし。

4. 歳入の内訳（令和5年度）（単位：千円）

該当なし。

5. 歳出の内訳（令和5年度）（単位：千円）

節	決算額	主な内容
18 負担金、補助金及び交付金	4,050	開催事業負担金
合計（＝3のE）	4,050	

6. 監査の結果と意見

（1）事業の成果を確認する目標値の見直しと共有について

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度は11月の一か月間Webでの開催を行った。令和3年度からは、令和2年度と同様のWeb開催と従来からの展示会形式を併用して開催している。事業の成果を確認する目標の来場者数については、コロナ禍以前の令和元年度の目標値19,000人を再設定し12,000人としているが、令和3年度より開始してWeb開催と展示会形式の併用開催が定着してきた影響もあり目標値を大きく超えた実績数となっている。

【意見】	事業の成果を確認する目標値の見直しと共有について
北陸技術交流テクノフェアについては、Web開催が進んでいることにより、福井市が当初設定した目標を大きく上回る実績数となっている。そのため、事業の成果を適切に評価するうえで、現状の運営方法に即した目標来場者数に変更することが必要と考える。 また、目標来場者数の見直しを図るとともに、目標来場者数について、技術交流テクノフェア実行委員会や他の関係機関と共有することも必要と考える。目標値が共有化されることで、業種・分野・地域を超え、産官学で技術交流を促進し、地域経済の活性化を図る北陸技術交流テクノフェアの開催及び支援が、より一体感をもったものとなるのではないかと考える。	

2-20. 新事業創出支援事業

1. 事業の概況

事業名 (歳出予算科目)	大事業：地域産業振興事業、中事業：新事業創出支援事業 (款：商工費、項：商工費、目：工業振興費)
事業の目的及び 必要性	ふくい嶺北連携中枢都市圏域内の中小企業者が取り組む、新たな製品 やサービスの開発に対し支援することで、産業の活性化を図る。
事業内容	圏域内中小企業者等が行う、新製品・新サービス・新技術の開発、圏 域産業への波及効果が見込まれる事業に対し、研究開発から企画、製 造、販路開拓までを対象に一貫した支援を行う。
根拠法令等	—
実施要綱等	新事業創出支援補助金交付要綱
第八次福井市総合計 画における位置づけ	政策：新たなチャレンジを後押しし、活力と魅力あふれる商工業が発 展しつづけるまちをつくる 施策：地域の商工業を振興する
事業開始年度	平成 27 年度
事業終了年度	令和 5 年度

2. 事業の成果

事業の成果を確認する指標及び目標値の推移

指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支援件数	2	4	4

注意：事業の成果を確認する指標がない場合、指標欄に「該当なし」と記載してください。

上記目標値に対する実績値の推移

指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支援件数	2	4	2

事業の成果の達成・未達の理由

新型コロナウイルスや物価高騰対策として、国、県等が様々な補助事業を実施しており、
補助対象事業者が少なかったため、令和5年度では未達となった。

3. 歳入、歳出の推移

(単位：千円)

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
歳 入	A 予算現額	—	—	—
	B 決算額 (収入済額)	—	—	—
	C 差額 (A-B)	—	—	—
歳 出	D 予算現額	16,146	13,092	14,146
	E 決算額 (支出済額)	11,062	6,647	3,459

	F 繰越額	—	—	—
	G 不用額 (D－(E+F))	5,084	6,445	10,687

増減の理由

【令和4年度】補助事業の中止や、減額があったため。

【令和5年度】前年度に採択した補助期間が2年間の補助事業者について、2年目の補助事業が中止になったため。また、令和5年度分補助枠4件に対し、採択件数が2件だったため。

4. 歳入の内訳 (令和5年度)

(単位：千円)

該当なし。

5. 歳出の内訳 (令和5年度)

(単位：千円)

節	決算額	主な内容
07 報償費	74	新事業創出選定評価委員に対する報償費
18 負担金、補助及び交付金	3,385	補助対象経費（機械装置費、工具・器具費、外注加工費、委託費、技術指導費、市場調査費、会場借料費、会場装飾費、旅費）
合計（＝3のE）	3,459	

6. 監査の結果と意見

(1) 新事業創出支援補助金の周知と内容の更新について

圏域内中小企業者等が行う、新製品・新サービス・新技術の開発、圏域産業への波及効果が見込まれる事業に対し、研究開発から企画、製造、販路開拓までを対象に一貫した支援を行う、新たなチャレンジを後押しするための補助金である。

当事業の内容は以下のとおりである。

区分	連携事業枠	チャレンジ枠
対象事業	新製品・新サービス・新技術の開発かつ地域経済への波及効果が見込めるもの	事業継続や経営改善に向けた新製品・新技術・新サービスの開発
補助対象者	市内中小企業者と圏域内中小企業者との連携体（2社以上）	市内中小企業者
補助対象経費	市場調査、商品開発、販路開拓、広報費用など	市場調査、商品開発、販路開拓、広報費用など
補助限度額	3,000 千円 (2年間で 6,000 千円)	1,000 千円

補助期間	最大2年間 (交付決定を受けた日の属する翌年度末まで)	1年間 (交付決定を受けた日の属する年度末まで)
補助率	補助対象経費の1/2以内	補助対象経費の2/3以内

当補助金の支援の状況は以下のとおりである。

年度	区分	支援先企業	摘要
令和3	連携事業枠	株式会社ミツヤ	—
	チャレンジ枠	株式会社大津屋	—
令和4	連携事業枠	株式会社たからや商店	事業中止により1年で支援終了
		杉本圭株式会社	令和5年度支援実施
	チャレンジ枠	日本ダム株式会社	令和4年度補助金交付前に事業中止
		株式会社コリンズカンパニー	令和4年度補助金交付前に事業中止
令和5	チャレンジ枠	株式会社コーワ	令和5年度支援実施
		増谷石材株式会社	令和5年度支援実施

【意見】	新事業創出支援補助金の周知と内容の更新について
新たな製品やサービスの開発に関して、研究開発から企画、製造、販路開拓までを対象に一貫した支援を行うことは、新たなチャレンジを後押しするためにも有用なものであると考える。一方、当補助金の支援状況をみると、令和5年度は目標4件に対して実績2件となっており、連携事業枠にいたっては応募が0件という状態であった。また、令和4年度においては4件の交付予定があったものの、交付前に事業が中止となり支援は実質2件であったことに加え、さらに連携事業枠の1件は事業中止により1年で支援が終了するなど、事業目的に対する成果が十分に上がっているとはいえない。 事業の有効性及び効率性の観点から、①補助金の存在とその内容について、対象となる中小企業者に届くよう周知を図る、②補助金の制度設計として、プレゼン、中間報告などの補助金を受給するための事務手続きの簡素化を図れる余地がないか検討する、③連携事業枠とチャレンジ枠とに区分することの必要性を検討するなどの対策を講じることが必要と考える。 また、当事業は、単年度で事業化できるような内容ではないことから、2年目以降のフォローアップの観点を考慮することが必要と考える。さらに、本事業で取得する固定資産については取得後10年を経過する日までの間は除却することができないこととされていることを踏まえ、補助事業者は毎期、事業者より固定資産の所有状況、利用状況の報告を求めるとともに、福井市担当者によるランダムでの固定資産の確認の実施についても検討することが必要と考える。	

2-21. ものづくり企業エネルギーコスト対策事業

1. 事業の概況

事業名 (歳出予算科目)	大事業：地域産業振興事業、 中事業：ものづくり企業エネルギーコスト対策事業 (款：商工費、項：商工費、目：工業振興費)
事業の目的及び 必要性	原油・原材料価格の高騰に伴い、仕入価格や燃料費、電気料金が上昇している中、製造業は他の業種と比べて多くのエネルギーを消費しており、企業活動への影響が大きいため、本市の基幹産業である製造業のコスト削減等に向けた多様な取組を幅広く支援する必要がある。
事業内容	市内製造業者が行う、エネルギーコスト削減を目的とした設備の導入・更新又は生産機能の増強を目的とした生産設備の新規導入に対し、事業の一部を補助する。
根拠法令等	—
実施要綱等	ものづくり企業エネルギーコスト対策補助金交付要綱
第八次福井市総合計画における位置づけ	政策：新たなチャレンジを後押しし、活力と魅力あふれる商工業が発展しつづけるまちをつくる 施策：地域の商工業を振興する
事業開始年度	令和5年度
事業終了年度	令和5年度

2. 事業の成果

事業の成果を確認する指標及び目標値の推移

指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支援件数(件)	—	—	150

上記目標値に対する実績値の推移

指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支援件数(件)	—	—	29

事業の成果の達成・未達の理由

令和5年度6月補正予算で緊急経済対策として計上した事業であり、申請件数を高く見積もったため未達となった。

3. 歳入、歳出の推移

(単位：千円)

項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度

歳入	A 予算現額	—	—	—
	B 決算額（収入済額）	—	—	—
	C 差額（A－B）	—	—	—
歳出	D 予算現額	—	—	95,711
	E 決算額（支出済額）	—	—	25,401
	F 繰越額	—	—	—
	G 不用額（D－(E+F)）	—	—	70,310

増減の理由

【令和４年度】重要な増減なし。

【令和５年度】原油価格・物価高騰への単年度の緊急対策事業であるため。

４．歳入の内訳（令和５年度）

（単位：千円）

該当なし。

５．歳出の内訳（令和５年度）

（単位：千円）

節	決算額	主な内容
12 委託料	55	各商工会への申請受付・審査にかかる委託料
18 負担金、補助及び交付金	25,346	補助対象経費（設備購入費、設計費、工事費、運搬費、処分費）
合計（＝３のE）	25,401	

６．監査の結果と意見

（１）固定資産の管理の必要性について

福井市の基幹産業である製造業のコスト削減のため、省エネや高効率化につながる設備等の導入の支援を目的として、単年度の緊急対策事業としてのつくり企業エネルギーコスト対策補助金が設定された。制度の概要は以下のとおりである。

区分	【生産機能増強枠】	【エネルギーコスト削減枠】
対象事業	新事業・異分野展開を含む生産機能の増強を目的とした生産設備の新規導入	エネルギーコスト削減を目的とした設備の導入または更新
対象者	市内に主たる事業所を有し、製造業を営む中小企業者	市内に主たる事業所を有し、製造業を営む小規模事業者
対象経費	設備購入費、設計費、工事費、運搬費、処分費	
補助率	1 / 2	2 / 3
補助限度額	1,500 千円（下限額：750 千円）	500 千円（下限額：750 千円）

補助期間	令和5年度7月下旬から令和6年度2月15日に実施・完了

補助実績の状況はリスト化されており、以下のとおりである。

区分	事業者数	金額（円）
【生産機能増強枠】	14	19,000,000
【エネルギーコスト削減枠】	15	6,346,000
（内訳）高効率照明	8	3,106,000
高効率空調	3	1,480,000
冷凍冷蔵設備	4	1,760,000
合計	29	25,346,000

【意見】	固定資産の管理について
当事業では、新事業・異分野展開を含む生産機能の増強を目的とした生産設備や、高効率照明・高効率空調・冷凍冷蔵設備が補助対象設備となっており、補助実績は上記のようになっている。補助実績のリスト化はされているが、その後の固定資産の管理については、特にっていないとのことであった。補助対象設備については、ものづくり企業エネルギーコスト対策補助金交付要綱第13条において「取得後10年を経過する日までの間は、除却してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数を経過した固定資産及び市長がやむを得ないと認める固定資産については、この限りではない。」と定めている。 そのため、福井市として少なくとも減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数を経過していない資産を対象として、交付決定事業者に対して、定期的に財産管理台帳の提出及び財産の処分の有無の報告を求めることやランダムに財産の管理状況を視察するなど、福井市として交付した補助金が適切な期間、事業目的に従って、適正に使用・管理されていることを確認する体制を構築することが必要であると考える。	

（2）補助金交付決定の判断根拠について

ものづくり企業エネルギーコスト対策補助金についての、目的、補助対象経費については交付要綱において、以下のとおり定められている。

第2条 この要綱は、市内製造業者が行う自社工場等への省エネや生産機能の増強につながる設備等の導入に対し、経費の一部を補助することによって、エネルギーコスト高騰の影響を受ける市内製造業者の中長期的なコストの削減、生産機能の増強を支援し、地域経済の基盤強化に寄与することを目的とする。 第5条 補助の対象となる設備（以下「補助対象設備」という。）は、市内の工場内に設置さ

れ、かつ、補助対象者の事業の用に供される設備であって、別表第1 に定めるものとする。ただし、次に掲げる設備に該当するものは除く。

- (1) リース、レンタル又は割賦契約による設備
- (2) 中古設備

別表第1（第5条関係）

補助金の区分	補助対象設備	補助要件
生産機能増強枠	・新事業・異分野展開を含む生産機能の増強を目的とした生産設備	直接生産を行わない設備を導入する事業は対象外

【意見】 補助金交付決定の判断根拠について

令和5年度の生産機能増強枠の支援14件について、その補助実績内容について確認したところ、品質担保のための測定器導入の案件が含まれていた。これについて、直接生産を行う設備ではないと判断されたため、補助を行った理由を確認したところ、設備が生産ラインにあるため補助を行ったとの回答であった。

申請内容が補助要件に合致するかどうか、補助要綱に従い、福井市がどのように判断を実施したのかについて客観的には疑義があると考え。今後は、補助要綱における補助事業、補助対象経費をより明確化することや、福井市として補助要綱に合致するとどのように判断を実施し、補助決定したのかの根拠も明らかにしておくことが必要と考える。

2-22. 中小企業団体支援事業

1. 事業の概況

事業名 (歳出予算科目)	大事業：地域産業振興事業、中事業：中小企業団体支援事業 (款：商工費、項：商工費、目：工業振興費)
事業の目的及び 必要性	産業全体での中小企業者の活性化を図るため、中小企業団体が行う取組に対して、積極的な支援を行う必要がある。
事業内容	市内の中小企業団体が行う「人材育成」や「販路開拓」等の取組に対して、事業費の一部を補助する。
根拠法令等	—
実施要綱等	中小企業団体経営強化補助金交付要綱 中小企業団体販路開拓補助金交付要綱
第八次福井市総合計画における位置づけ	政策：新たなチャレンジを後押しし、活力と魅了あふれる商工業が発展しつづけるまちをつくる 施策：地域の商工業を振興する

事業開始年度	平成 28 年度
事業終了年度(予定)	(中小企業団体経営強化補助) 令和 5 年度 (中小企業団体販路開拓補助) 未定

2. 事業の成果

事業の成果を確認する指標及び目標値の推移

指標	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
経営強化支援件数 (件)	3	3	3
販路開拓支援件数 (件)	3	3	3

上記目標値に対する実績値の推移

指標	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
経営強化支援件数 (件)	1	2	2
販路開拓支援件数 (件)	2	2	2

事業の成果の達成・未達の理由

補助対象者が少なかったため、未達となった。

3. 歳入、歳出の推移

(単位：千円)

項 目		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
歳入	A 予算現額	—	—	—
	B 決算額 (収入済額)	—	—	—
	C 差額 (A-B)	—	—	—
歳出	D 予算現額	5,550	5,550	4,950
	E 決算額 (支出済額)	2,888	3,334	3,370
	F 繰越額	—	—	—
	G 不用額 (D-(E+F))	2,662	2,216	1,580

増減の理由

【令和 4 年度】重要な増減なし。

【令和 5 年度】重要な増減なし。

4. 歳入の内訳 (令和 5 年度)

(単位：千円)

該当なし。

5. 歳出の内訳 (令和 5 年度)

(単位：千円)

節	決算額	主な内容
18 負担金、補助及び交付金	3,370	中小企業経営強化補助金補助対象経費 (講師招聘費、会場借料費、旅費) 中小企業販路開拓補助金補助対象経費 (会場借料費、会場装飾費、梱包運搬費、旅費、広告宣伝費、通信費、通訳報酬費)
合計 (= 3 の E)	3,370	

6. 監査の結果と意見

(1) 中小企業経営強化補助金について

当該補助金は、中小企業団体が行う、中小企業団体構成員が抱える経営課題の解決につながる企画や支援策であって、かつ中小企業団体構成員への波及効果が認められる事業に対し、経費の一部を補助し、複数の中小企業団体構成員の経営力の強化を図ることを目的として、平成 28 年度から事業が開始されている。

令和 3 年度からの補助実績は以下のとおりであり、継続して同一団体への支給となっている。

(単位：円)

令和 3 年度	補助確定額	事業内容
福井県繊維卸商協会	事業中止	—
福井県機械工業協同組合	331,000	経営セミナー、マネジメント研修

(単位：円)

令和 4 年度	補助確定額	事業内容
福井県繊維卸商協会	22,000	人材育成セミナー
福井県機械工業協同組合	648,000	経営セミナー、マネジメント研修、 青年会経営管理研修

(単位：円)

令和 5 年度	補助確定額	事業内容
福井県繊維卸商協会	70,000	人材育成セミナー
福井県機械工業協同組合	600,000	マネジメント研修、青年会経営管理研修

【意見】	中小企業団体経営強化補助金について
福井市は、全ての補助対象団体に対して、当該補助金の周知を行っているにもかかわらず、現状は、上記に記載のとおり特定の団体からの申請に偏った状況となっている。 補助対象事業となる、外部講師の人材育成セミナーや各種研修等は、産業に関わる人的価値を向上させる上で大変貴重な機会であり、有用であると考え。しかしながら、申請が特定の産業団体のみとなっている現状は、例えば産業団体の活動状況や方針等によって、個々の中小企業者が当該補助金の効果を享受する機会が、公平となっていないのではないかと考	

える。

補助対象者の要件を、中小企業団体に限定せず、複数の中小企業単位や、個別の中小企業とする等、中小企業者の活性化を図るためのより有効かつ効率的な補助金の設計へ見直すことが必要と考える。

2-23. 事業承継促進事業

1. 事業の概況

事業名 (歳出予算科目)	大事業：地域産業振興事業、中事業：事業承継促進事業 (款：商工費、項：商工費、目：工業振興費)
事業の目的及び 必要性	中小企業の経営者の平均年齢は年々高齢化しており、後継者不在による事業承継問題が深刻化しており地域経済の停滞や貴重な技術等が受け継がれないなど大きな課題となっている。事業承継の円滑化を支援し、地域活力の維持を図る。
事業内容	事業承継後の円滑化に向けた初期準備費用の一部補助 フォローアップによる承継後の継続的な支援
根拠法令等	事業承継円滑化法
実施要綱等	事業承継促進事業補助金交付要綱
第八次福井市総合計画における位置づけ	政策：新たなチャレンジを後押し、活力と魅力あふれる商工業が発展しつづけるまちをつくる 施策：創業の促進と事業承継の円滑化を支援する
事業開始年度	令和4年度
事業終了年度(予定)	令和6年度

2. 事業の成果

事業の成果を確認する指標及び目標値の推移

指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
事業承継成約件数(件)	30	30	30

上記目標値に対する実績値の推移

指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
事業承継成約件数(件)	24	30	36

事業の成果の達成・未達の理由

令和3年度に県事業承継引継ぎ支援センター(M&A)と県事業承継ネットワーク(親族内承継等)が統合し、事業承継・引き継ぎのワンストップ支援を行う「福井県事業承継・引継ぎ支援センター」となった。

事業主の高齢化等による事業継承ニーズの恒常化に加え、「事業承継・引継ぎ支援センター」と連携した相談体制や、マッチング体制の周知・充実により成約件数が増加した。

3. 歳入、歳出の推移

(単位：千円)

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
歳入	A 予算現額	—	—	—
	B 決算額（収入済額）	—	—	—
	C 差額（A－B）	—	—	—
歳出	D 予算現額	650	3,071	3,070
	E 決算額（支出済額）	350	3,000	3,025
	F 繰越額	—	—	—
	G 不用額（D－(E+F)）	300	71	45

増減の理由

【令和4年度】 令和4年度に事業承継促進事業補助金が新設されたことに伴う増加。

【令和5年度】 重要な増減なし。

4. 歳入の内訳（令和5年度）

(単位：千円)

該当なし。

5. 歳出の内訳（令和5年度）

(単位：千円)

節	決算額	主な内容
07 報償費	30	フォローアップ謝礼
18 負担金、補助金及び交付金	2,995	初期準備費用の一部補助（工事費、設備費、備品購入費、広告宣伝費、商品開発費等）
合計（＝3のE）	3,025	

6. 監査の結果と意見

(1) 事業承継促進事業補助金交付要綱の見直しについて

事業承継促進事業における補助対象経費は、事業承継促進事業交付要綱別表第1に以下のとおり定められており、固定資産として計上されるものも補助対象経費として認められている状況である。

経費	補助対象経費
工事費	・ 事業承継する事業所等に係る改築、解体及び撤去等に必要な工事に要する経費
設備費	・ 事業承継後の事業実施に必要な機械装置、器具等の購入、改造に要す

	る経費
備品購入費	・事業承継後の事業実施に必要な物品の購入に要する経費（車輛及び汎用性のある品を除く。）
商品開発費	・継続する事業に係る商品開発のための試作費のうち、外注加工費、委託料、技術指導費、産業財産権導入費
広告宣伝費	・パンフレット、カタログ等のデザイン及び印刷に係る経費（名刺の印刷費は除く） ・新聞、テレビ、ラジオ、雑誌、ホームページ、ソーシャルネットワークサービス、マスコミ広告に係る経費
会社の設立に係る経費	会社の承継に伴う、司法書士、行政書士等に支払う公官庁への申請資料作成経費（税金、収入印紙代、各種証明書交付手数料等を除く。）

ここで、補助金の交付を受けて整備された施設や設備を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄することは財産処分に当たる。

財産処分を行う場合には、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和 30 年法律第 179 号。）等に基づいて、事前の承認や、場合によっては、補助金の返還等の条件が付されることが一般的であるが、本補助要綱において、固定資産の処分の制限についての記載は見受けられなかった。

【意見】	事業承継促進事業補助金交付要綱の見直しについて
事業承継促進事業の補助対象経費として、工事費、設備費及び備品購入費が含まれている一方で、事業承継促進事業交付要綱の中に、固定資産の処分に関する制限についての条項の記載がない。 当事業においては、固定資産の取得が想定されている以上、交付要綱に固定資産の処分の制限についても記載をすることが必要と考えられるため、交付要綱の見直しが必要ないかどうか検討することが必要である。	

2-24. 新型コロナウイルス感染症対応事業者支援事業

1. 事業の概況

事業名 (歳出予算科目)	大事業：地域産業振興事業、 中事業：新型コロナウイルス感染症対応事業者支援事業 (款：商工費、項：商工費、目：工業振興費)
事業の目的及び 必要性	新型コロナウイルス感染症や物価高騰の影響を受けている市内中小企業者を支援する。
事業内容	① 県制度融資（新型コロナウイルス対策分）利子補給金（借入時から3年間分）

	② デジタルバウチャー「ふく割」を使用し福井市独自のクーポンを発行する事業
根拠法令等	—
実施要綱等	① 福井県中小企業者向け制度融資「経営安定資金（新型コロナウイルス対策分）」に係る福井市利子補給金交付要綱 ② なし
第八次福井市総合計画における位置づけ	政策：新たなチャレンジを後押し、活力と魅力あふれる商工業が発展しつづけるまちをつくる 施策：地域の商工業を振興する
事業開始年度	令和3年度
事業終了年度	令和5年度

2. 事業の成果

事業の成果を確認する指標及び目標値の推移

指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
① 利子補給件数（件）	—	988	950
② 該当なし	—	—	—

上記目標値に対する実績値の推移

指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
① 利子補給件数（件）	1,925	1,833	669
② 該当なし	—	—	—

事業の成果の達成・未達の理由

① 多くの事業者が令和2年5月までに借入れをしており、多くの事業者に対する利子補給が令和5年5月に終了したため。
② 該当なし

3. 歳入、歳出の推移

（単位：千円）

①

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
歳入	A 予算現額	297,579	326,047	129,391
	B 決算額（収入済額）	119,643	210,342	114,858
	C 差額（A－B）	177,936	115,705	14,533
歳出	D 予算現額	297,579	326,047	129,391
	E 決算額（支出済額）	119,765	210,345	114,862

	F 繰越額	117,355	96,338	—
	G 不用額 (D－(E+F))	60,459	19,364	14,529

②

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
歳入	A 予算現額	325,472	543,303	110,000
	B 決算額 (収入済額)	—	—	—
	C 差額 (A－B)	—	—	—
歳出	D 予算現額	325,472	543,303	110,000
	E 決算額 (支出済額)	398,479	425,977	103,317
	F 繰越額	—	110,000	—
	G 不用額 (D－(E+F))	-73,007	7,326	6,683

増減の理由

【令和4年度】①該当なし ②新型コロナの影響の長期化に加え、物価高騰による影響を受ける事業者への支援を実施したため。 【令和5年度】①多くの事業者が令和2年5月までに借入れをしており、多くの事業者に対する利子補給が令和5年5月に終了したため。 ②新型コロナ、物価高騰などの事業者への影響が、一定程度落ち着きを見せたため。

4. 歳入の内訳 (令和5年度)

(単位：千円)

①

款・項・目	決算額	主な内容
19 繰入金 01 基金繰入金 01 基金繰入金	29,281	新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金繰入金(現年分)
19 繰入金 01 基金繰入金 01 基金繰入金	85,572	新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金繰入金(繰越明許分)
17 財産収入 01 財産運用収入 02 利子及び配当金	5	新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金利子
合計 (= 3 の B)	114,858	

②該当なし。

5. 歳出の内訳（令和5年度）

（単位：千円）

①

節	決算額	主な内容
11 役務費	196	郵便料
18 負担金、補助及び交付金	29,087	利子補給金（予算区分:現年）
18 負担金、補助及び交付金	85,573	利子補給金（予算区分:繰越明許費）
24 積立金	6	基金利子積立金
合計（＝3のE）	114,862	

②

節	決算額	主な内容
12 委託料	103,317	ふくいデジタルバウチャー推進協議会への委託料
合計（＝3のE）	103,317	

6. 監査の結果と意見

特記すべき事項はない。

2-25. ふくい企業価値向上推進事業

1. 事業の概況

事業名 （歳出予算科目）	大事業：地域産業振興事業、中事業：ふくい企業価値向上推進事業 （款：商工費、項：商工費、目：工業振興費）
事業の目的及び 必要性	社会全体での急速なデジタル化に向けた動きや、市内における生産年齢人口の減少に対応するため、中小企業者によるデジタル技術を活用したDX等への取組を支援する。
事業内容	・ふくい企業価値向上人財育成研修会開催 ・伴走型企業コンサルティング支援 ・中小企業価値向上推進補助金
根拠法令等	—
実施要綱等	企業価値向上推進補助金交付要綱
第八次福井市総合計画における位置づけ	政策：新たなチャレンジを後押しし、活力と魅力あふれる商工業は発展しつづけるまちをつくる 施策：地域の商工業を振興する
事業開始年度	令和4年度
事業終了年度(予定)	令和8年度

2. 事業の成果

事業の成果を確認する指標及び目標値の推移

指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
中小企業者のDX等への取組支援件数（件）	－	10	10

上記目標値に対する実績値の推移

指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
中小企業者のDX等への取組支援件数（件）	－	16	12

事業の成果の達成・未達の理由

ふくい嶺北連携中枢都市圏市町等との連携により広く広報を行い、多くの事業者からの応募につながった。

3. 歳入、歳出の推移

（単位：千円）

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
歳入	A 予算現額	－	－	－
	B 決算額（収入済額）	－	－	－
	C 差額（A－B）	－	－	－
歳出	D 予算現額	－	5,887	5,887
	E 決算額（支出済額）	－	3,902	2,831
	F 繰越額	－	－	－
	G 不用額（D－(E+F)）	－	1,985	3,056

増減の理由

【令和4年度】 令和3年度は別事業「ふくい若手人財育成事業」として事業実施していた
【令和5年度】 重要な増減なし。

4. 歳入の内訳（令和5年度）

（単位：千円）

該当なし。

5. 歳出の内訳（令和5年度）

（単位：千円）

節	決算額	主な内容
07 報償費	15	研修会プロポーザル審査委員会委員報償費 補助金採択審査委員会委員報償費
12 委託料	2,816	ふくい企業価値向上人財育成研修会委託

		伴走型企業コンサルティング支援委託
18 負担金、補助及び交付金	0	中小企業価値向上推進補助金
合計（＝3のE）	2,831	

6. 監査の結果と意見

（1）中小企業価値向上推進補助金の制度見直しについて

当事業においては、福井市内の中小企業者等が行う生産性や企業価値の向上につながるデジタル技術を用いた取組に対し、経費の一部を補助することによって、本市産業の競争力及び成長性を高め、地域経済の底上げ及び基盤強化に寄与することを目的とした企業価値向上推進補助金が設計されている。当該補助金について、令和5年度は応募実績ゼロであった。

【意見】	中小企業価値向上推進補助金の制度見直しについて
企業価値向上推進補助金の事業について、令和5年度の応募実績がゼロ件であった理由としては、第1に企業価値向上推進補助金についての補助対象者は、伴走型企業コンサルティングの支援を受けている又は公益財団法人ふくい産業支援センターが行うDX専門家派遣事業によるDX専門家派遣もしくは、伴走型DX推進プロジェクトによる支援が終了しDX推進の計画を作成していることが補助対象要件とされており、対象者について限定的すぎる事が考えられる。また、第2に補助対象者の要件を満たしているものの、多額のシステム投資を実施しない中小企業にとっては、あまり利用するメリットがないこと、さらに、金額及び要件などの面から国の設計するIT導入補助金が活用されていることが考えられる。 そのため、現状の当補助金は、様々な事業形態の中小企業に対応するような内容となっていない可能性がある。補助対象者の要件及び補助対象経費の範囲を見直す等、事業者にとって、より利用しやすい補助金制度への変更を検討することが必要ではないかと考える。	

2-26. おいしいふくい推進事業

1. 事業の概況

事業名 (歳出予算科目)	大事業：農商工連携推進事業、中事業：おいしいふくい推進事業 (款：商工費、項：商工費、目：工業振興費)
事業の目的及び 必要性	市内事業者が生産している福井らしい加工食品について、バイヤーとの商談機会や消費者への紹介機会の提供により販路拡大を支援し、本市食品産業の活性化を図る。
事業内容	市内事業者が地域資源を活用して開発した新商品の認定、物産展等への出展
根拠法令等	—
実施要綱等	春の新酒まつり開催支援 補助金交付要綱 首都圏物産展等出店支援事業補助金交付要綱

第八次福井市総合計画における位置づけ	政策：新たなチャレンジを後押しし、活力と魅力あふれる商工業が発展しつづけるまちをつくる 施策：地域の商工業を振興する
事業開始年度	平成 25 年度
事業終了年度(予定)	令和 8 年度

2. 事業の成果

事業の成果を確認する指標及び目標値の推移

指標	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
「ふくいのみ」認定商品の販売額（千円）	380,000	500,000	1,000,000

上記目標値に対する実績値の推移

指標	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
「ふくいのみ」認定商品の販売額（千円）	467,749	906,383	1,007,096

事業の成果の達成・未達の理由

市内、県外の百貨店等で、物産展やアンテナショップを開催し、商品の PR、福井の食の普及・振興を進めてきた。 新幹線開業に伴い、メディア等への露出が増え、本市への注目度が高まり、事業者も販売促進に積極的に取り組んだこともあり、福井らしい商品を手に取ってもらう機会が増えた。

3. 歳入、歳出の推移

(単位：千円)

項 目		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
歳入	A 予算現額	3,500	3,500	9,756
	B 決算額（収入済額）	3,563	3,637	9,786
	C 差額（A－B）	△63	△137	△30
歳出	D 予算現額	9,425	13,210	21,010
	E 決算額（支出済額）	8,030	12,239	20,867
	F 繰越額	—	—	—
	G 不用額（D－(E+F)）	1,395	971	144

増減の理由

【令和 4 年度】北陸新幹線福井開業を見据えて、首都圏での情報発信拠点として期間限定のアンテナショップを新たに開設したため。 【令和 5 年度】北陸新幹線福井開業を目前に控え、首都圏での販売促進、プロモーション活動を強化するためアンテナショップの開催期間を増やすとともに、開業前イ

ベントと連動した企画を首都圏で実施したため。

4. 歳入の内訳（令和5年度）

（単位：千円）

款・項・目	決算額	主な内容
15 国庫支出金 02 国庫補助金 06 商工費補助金	9,786	都市構造再編集集中支援事業補助金 デジタル田園都市国家構想交付金
合計（＝3のB）	9,786	

5. 歳出の内訳（令和5年度）

（単位：千円）

節	決算額	主な内容
01 報酬	119	販売員報酬
08 旅費	406	旅費
10 需用費 消耗品費	29	消耗品費
11 役務費	35	配送料、販売員紹介手数料
12 委託料	19,688	おいしいふくい大博覧会開催業務委託料 福いいネ！アンテナショップ企画運営業務委託料 ふくいの恵みパンフレット作成業務委託料
13 使用料及び賃借料	73	什器賃借料
18 負担金、補助及び交付金	517	春の新酒まつり開催支援補助金 首都圏物産展出店支援事業補助金
合計（＝3のE）	20,867	

6. 監査の結果と意見

当事業では、福井市の市内事業者が生産している福井らしい加工食品について、バイヤーとの商談機会や消費者への紹介機会の提供により販路拡大を支援し、食品産業の活性化を図る目的で以下の事業を実施している。

（単位：千円）

事業内容	予算額	実績額
「福いいネ！アンテナショップ」設置・運営	12,132	12,001
おいしいふくい大博覧会	7,500	7,500
首都圏物産展等開催	691	522
「春の新酒フェスタ」開催事業補助金	500	500
ふくいの恵み認定支援	187	187
他諸経費	－	157

合計	21,010	20,867

(1) 「福いいネ！アンテナショップ」企画運営業務委託契約に係る見積書について

当事業のうち、「福いいネ！アンテナショップ」設置・運営に関しては、プロポーザルによって業務委託先を決定し、委託先に業務を委託しており、具体的な事業内容としては、以下のとおりである。

- ・アンテナショップ（5箇所計86日間）に際する出店及び出品調整、会場設営、店舗運営業務
- ・新幹線福井開業プロモーション業務（100日、200日前イベント企画実施）
- ・広報業務

これについて、委託先からの見積書に記載の事項は以下であった。（単位：千円）

媒体・品目	内容・摘要	数量	単位	@	金額
アンテナショップ運営費	展示設営、会場費、搬送費等	1	式	5,300	5,300
ふくアプリ利用費	デジタルクーポン発行費用	1	式	400	400
200日前イベント運営費	城いいネ、鉄いいネトークライブ	1	式	1,200	1,200
100日前イベント運営費	インフルエンサー招待パーティ	1	式	1,500	1,500
SNSプロモーション費	LP制作、SNS運営費	1	式	2,510	2,510
小計					10,910
消費税					1,091
合計					12,001

【意見】	委託先からの詳細な見積書の徴収について
委託先からの見積書について、見積の項目ごとに「1式」として金額が記載されている状況で、具体的にどのような作業内容にどれくらいの費用を要するかが判別できず、作業内容ごとの費用が妥当であるかどうかの判断が可能な状況となっていない。 上記内容では福井市側において、委託項目や委託金額の妥当性の判断を行うことは難しく、見積内訳書を徴求する必要があると考えられる。今後、事業を行うにあたって、委託項目や委託金額の妥当性を判断するために、見積書の数量や単位が1式となっており、金額が多額、若しくは内容が不明瞭な見積項目がある場合には、その見積もりの内訳書の提出を依頼し、検討を行うことが必要と考える。	

(2) 委託業務の目標設定について

提出された業務完了報告書によると、新幹線福井開業プロモーション200日前イベントは以下のとおりであった。

	城いいネトークライブ 『福井に乾杯！』	福いいネ！ 「えち鉄×福鉄、

	越前の城・酒・味めぐり』	名物トークバトル」
開催日時	令和5年8月27日（日）12時～	令和5年8月28日（月）19時～
開催場所	福井乃喜心 鯖街道	福井乃喜心 鯖街道
実施概要	講師に城郭ライターを招き福井ならではの食事やお酒を楽しみながら福井の城スポットについて紹介。	えち鉄×福鉄に関わる出演者とのトークセッション。えち鉄・福鉄のウリ・最新車輛・新幹線開業に合わせた取り組みなど紹介。
参加者数 （メディア除く）	15人	16人
うち SNS 投稿者数	9人	14人
うち SNS 非投稿者数	6人	2人

【意見】	委託業務の目標設定について
「福いいネ！アンテナショップ」企画運営業務仕様書には、「2目的」として、「北陸新幹線福井開業に向け、本市をはじめとするふくい嶺北連携中枢都市圏の食品や特産品等のPR販売、魅力の発信を行う期間限定のアンテナショップを首都圏商業施設等に設置し、圏域内産品の認知度向上、観光誘客を図るとともに、新幹線のカウントダウンと連携して情報発信することで機運醸成につなげる。」と記載されており、200日前イベント「えち鉄×福鉄、名物トークバトル」参加者16名（メディア除く）のうち2名、同じく200日前イベント「城いいネトークバトル『福井に乾杯！越前の城・酒・味めぐり』」参加者参加者15名（メディア除く）のうち6名がPR投稿されていない状況は、仕様書に記載されている目的を達成するための必要な業務が実施されていないのではないかと考えられる。 具体的な業務の目的を落とし込んだ目標の設定を行い、受託者と委託者双方の意思の明確化と、共有化を図り、委託業務の内容が趣旨に即して客観的に明確になる形で遂行されていることを確認できる体制を構築することが必要と考える。	

2-27. 制度融資預託金

1. 事業の概況

事業名 （歳出予算科目）	大事業：制度融資事業、中事業：制度融資預託金 （款：商工費、項：商工費、目：中小企業振興費）
事業の目的及び 必要性	市内中小企業者に対し、必要な事業資金を長期、かつ、低金利で融資することで、資金繰りの改善、事業の円滑化を図る
事業内容	福井市中小企業者等融資制度取扱金融機関に対し、貸付原資の一部を無利子で預託する
根拠法令等	福井市中小企業者等の融資に関する条例 福井市中小企業者等の融資に関する条例施行規則

実施要綱等	－
第八次福井市総合計画における位置づけ	政策：新たなチャレンジを後押しし、活力と魅力あふれる商工業が発展しつづけるまちをつくる 施策：地域の商工業を振興する
事業開始年度	昭和 59 年度
事業終了年度(予定)	－（終了予定なし）

2. 事業の成果

当事業は金融機関に預託金を拠出する事業であるため、事業の成果を確認する目標値は定めていない。

3. 歳入、歳出の推移

(単位：千円)

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
歳入	A 予算現額	747,383	580,335	584,360
	B 決算額（収入済額）	746,170	580,335	584,360
	C 差額（A－B）	1,213	0	0
歳出	D 予算現額	747,383	580,335	584,360
	E 決算額（支出済額）	746,170	580,335	584,360
	F 繰越額	－	－	－
	G 不用額（D－(E+F)）	1,213	0	0

増減の理由

【令和4年度】重要な増減なし。

【令和5年度】重要な増減なし。

4. 歳入の内訳（令和5年度）

(単位：千円)

款・項・目	決算額	主な内容
21 諸収入		
03 貸付金元利収入	584,360	融資取扱金融機関からの預託金返還
04 商工費貸付金元利収入		
合計（＝3のB）	584,360	

5. 歳出の内訳（令和5年度）

(単位：千円)

節	決算額	主な内容
20 貸付金	584,360	融資取扱金融機関への預託金拠出
合計（＝3のE）	584,360	

6. 監査の結果と意見

(1) 中小企業者向けの制度融資について

◆福井市が設定する中小企業向け制度融資の概要

制度名	対象	使途	融資限度額	融資期間	金利 (%)	信用 保証	保証料 補給
小規模企業 者サポート 資金	小規模企業	一般事業 資金	2,000 万円	5 年以内(運転) 7 年以内(設備)	1.1	有	全額
SDGs 推進 サポート資 金	中小企業 (SDGs パー トナー等)	一般事業 資金	3,500 万円	5 年以内(運転) 10 年以内(設備)	1.1~1.7	有 無	全額
経営安定借 換資金	中小企業	借換資金	4,000 万円	10 年以内	1.4~2.2	有	1/4
効率アップ 設備促進資 金(※)	中小企業	設備導入 資金	2,500 万円	10 年以内	1.5~1.8	有 無	全額
ものづくり 開発支援資 金(※)	中小企業(製 造業、ソフ トウェア業)	研究・開 発・販路 開拓等事 業資金	3,000 万円	5 年以内(運転) 10 年以内(設備)	1.4~1.8	有 無	全額
企業立地促 進資金	中小企業 (製造業、成 長産業、物 流関連産 業、企業立 地指定企業)	工場・事 業所設置 設備資金	5 億円(新設) 2 億円(それ以外)	7 年以上 15 年以内	1.6~2.4	有 無	1/2
観光関連事 業資金	中小企業(観 光関連事業)	観光関連 事業資 金、観光 施設設備 投資資金	3,000 万円	5 年以内(運転) 10 年以内(設備)	1.4~1.8	有 無	全額
創業支援資 金	創業者	創業時事 業資金	2,000 万円	5 年以内(運転) 7 年以内(設備)	1.0	有	全額
経営安定借 換資金(新型 コロナ支援	中小企業	借換資金	4,000 万円	10 年以内	1.3~1.8	有	全額

枠) (※)							

※ 令和５年度の条件を記載している。

※ 効率アップ設備促進資金、ものづくり開発支援資金、経営安定借換資金（新型コロナ支援枠）は令和５年度に制度を終了している。

福井県や日本政策金融公庫の制度融資もある中で、福井市の制度融資は、期間や金利等の条件の違いや信用保証料の補給等により、企業の選択肢を増やすものとなっている。また、観光関連産業等の特定分野に特化し、事業の活性化を図る制度も用意している。

◆各制度融資の利用状況

制度名	令和３年度		令和４年度		令和５年度	
	件数 (件)	金額 (千円)	件数 (件)	金額 (千円)	件数 (件)	金額 (千円)
小規模企業者サポート資金	180	654,540	198	814,985	198	823,000
SDGs 推進サポート資金	—	—	3	65,000	9	140,980
経営安定借換資金	2	27,000	4	54,000	1	3,000
効率アップ設備促進資金	1	7,000	—	—	—	—
ものづくり開発支援資金	—	—	1	10,000	—	—
企業立地促進資金	—	—	—	—	—	—
観光関連事業資金	—	—	1	7,200	2	19,000
創業支援資金	7	27,000	9	20,200	7	37,490
経営安定借換資金 (新型コロナ支援枠)	—	—	6	56,000	—	—
合計	190	715,540	222	1,027,385	217	1,023,470

福井市は様々な中小企業向けの制度融資を用意しているが、小規模企業向けの一般事業資金融資以外の利用は少ない。他の融資の利用が少ない理由として、令和２年度以降は国や福井県による新型コロナ関連融資の利用が増えたこと、一般事業資金の汎用性が高いこと、福井県や日本政策金融公庫の制度融資、民間の融資などの選択肢も多くあること、が考えられる。

【意見】	制度融資の対象及び条件等の見直しについて
利用が少ない融資制度があるが、福井市として支援すべき分野に必要な資金が届いているか、中小企業の経営状況について確認が必要である。企業の資金繰りの状況、融資のニーズ、他機関による制度融資の状況等を適切に把握し、制度融資の内容、条件を見直すことが必要である。 また、重視する分野を明確にし、それを重点的に支援する融資制度を用意すべきである。福井市では、基幹産業や成長産業を軸とした産業の活性化が重要となっている。それら産業の活性化を促進するような特徴のある、使いやすい制度融資を整備することが考えられる。 なお、観光関連産業に特化した制度融資に関して、令和5年度には、市内進出予定の企業も対象にする、設備投資資金に加えて運転資金も対象にする、といった要件の見直しも行ったが、利用は低迷している。北陸新幹線開業に伴い、福井市内の観光関連産業の活性化が重要となっており、それを後押しする制度として十分か、再検討が必要と考える。	

(2) 制度融資の周知について

福井市の中小企業向け融資制度については、福井市のホームページへの掲載、金融機関又は商工会議所の窓口等での案内により周知が行われている。

【意見】	福井市からの直接的かつ積極的な広報について
企業が制度の情報を確実に得ることができるよう、福井市のホームページなどの受動的な発信や、金融機関等による間接的な発信だけではなく、福井市からの直接的かつ積極的な情報発信を行うべきと考える。年度ごと、少なくとも制度変更や金利改定のタイミングで、福井市の広報誌や、商工振興課のメーリングリスト、ふくいおしごとネットなどを活用し、周知することが考えられる。	

2-28. 制度融資受付業務委託

1. 事業の概況

事業名 (歳出予算科目)	大事業：制度融資事業、中事業：制度融資受付業務委託 (款：商工費、項：商工費、目：中小企業振興費)
事業の目的及び 必要性	福井市中小企業者等融資制度の申請は煩雑な手続きを要するため、福井商工会議所を窓口とし、相談から融資までワンストップサービスを提供することで、利用者の利便性の向上を図る。
事業内容	福井市中小企業者等融資制度受付業務の委託
根拠法令等	—
実施要綱等	—
第八次福井市総合計画における位置づけ	政策：新たなチャレンジを後押しし、活力と魅力あふれる商工業が発展しつづけるまちをつくる 施策：地域の商工業を振興する

事業開始年度	－（過去から実施している事業である。）
事業終了年度(予定)	－（終了予定なし）

2. 事業の成果

当事業は事務作業を委託するものであるため、事業の成果を確認する目標値は定めていない。

3. 歳入、歳出の推移

（単位：千円）

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
歳入	A 予算現額	－	－	－
	B 決算額（収入済額）	－	－	－
	C 差額（A－B）	－	－	－
歳出	D 予算現額	2,500	2,500	2,500
	E 決算額（支出済額）	2,500	2,500	2,500
	F 繰越額	－	－	－
	G 不用額（D－(E+F)）	0	0	0

増減の理由

【令和4年度】重要な増減なし。

【令和5年度】重要な増減なし。

4. 歳入の内訳（令和5年度）

（単位：千円）

該当なし。

5. 歳出の内訳（令和5年度）

（単位：千円）

節	決算額	主な内容
12 委託料	2,500	融資制度の受付審査、データ入力管理
合計（＝3のE）	2,500	

6. 監査の結果と意見

特記すべき事項はない。

2－29. 制度融資保証料及び利子補給金

1. 事業の概況

事業名 （歳出予算科目）	大事業：制度融資保証料及び利子補給金 中事業：制度融資保証料及び利子補給金 （款：商工費、項：商工費、目：中小企業振興費）

事業の目的及び 必要性	制度融資利用時の保証料及び利子の補助を行うことで、中小企業者の負担を軽減し、資金繰りの円滑化を図る
事業内容	・ 福井市中小企業者等融資制度の借入れ時に発生する保証料の一部又は全部を補給 ・ 日本政策金融公庫が取扱う生活衛生改善資金の融資を借入れた場合に発生する利子を補給 ・ 日本政策金融公庫が取扱う小規模事業者経営改善資金の融資を借り入れた場合に発生する利子を補給 ・ 福井県制度融資「中小企業支援緊急資金（令和6年能登半島地震）」の借入れ時に発生する保証料及び利子の一部を補給
根拠法令等	—
実施要綱等	福井市中小企業者等信用保証料補給金交付要綱 福井市小規模事業者経営改善資金利子補給金交付要綱 福井市公衆浴場設備資金利子補給金交付要綱 福井県中小企業支援緊急資金（令和6年能登半島地震）に係る福井市信用保証料補給金交付要綱 福井県中小企業支援緊急資金（令和6年能登半島地震）に係る福井市利子補給金交付要綱
第八次福井市総合計画における位置づけ	政策：新たなチャレンジを後押しし、活力と魅力あふれる商工業が発展しつづけるまちをつくる 施策：地域の商工業を振興する
事業開始年度	平成20年度
事業終了年度(予定)	—（終了予定なし）

2. 事業の成果

当事業は福井県信用保証協会等からの請求に基づき保証料等の補給を行う事業であるため、事業の成果を確認する目標値は定めていない。

3. 歳入、歳出の推移

（単位：千円）

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
歳入	A 予算現額	10,000	5,000	5,000
	B 決算額（収入済額）	4,761	1,461	4,620
	C 差額（A－B）	5,239	3,539	380
歳出	D 予算現額	46,831	176,403	62,215
	E 決算額（支出済額）	26,869	36,067	35,707
	F 繰越額	—	2,000	22,121

	G 不用額 (D－(E+F))	19,962	138,336	4,387

増減の理由

【令和4年度】6月補正予算にて、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者を対象とする借換制度を創設したため。

【令和5年度】令和4年度に創設した制度が終了したため。

4. 歳入の内訳 (令和5年度)

(単位：千円)

款・項・目	決算額	主な内容
21 諸収入		
07 雑入	4,620	制度融資利用者が繰上償還した場合の保証料変更による返還金
06 雑入		
合計 (= 3 の B)	4,620	

5. 歳出の内訳 (令和5年度)

(単位：千円)

節	決算額	主な内容
18 負担金、補助及び交付金	35,707	制度融資利用者に対する保証料及び利子補給
合計 (= 3 の E)	35,707	

6. 監査の結果と意見

特記すべき事項はない。

2-30. まちづくり会社支援事業

1. 事業の概況

事業名 (歳出予算科目)	大事業：中心市街地活性化事業、中事業：まちづくり会社支援事業 (款：商工費、項：商工費、目：中心市街地振興費)
事業の目的及び 必要性	まちづくり福井株式会社の運営経費の一部を負担することで、会社運営の安定と中心市街地のコーディネート機能の充実を図り、中心市街地の賑わいを創出する
事業内容	まちづくり福井株式会社の運営支援
根拠法令等	まちづくり福井株式会社運営負担金の交付に関する協定書
実施要綱等	—
第八次福井市総合計画における位置づけ	政策：まちなかの充実した都市機能により、にぎわいと交流のあふれる心弾むまちをつくる 施策：にぎわいの創出のための仕掛け、仕組みをつくる
事業開始年度	平成 12 年度

事業終了年度(予定)	未定

2. 事業の成果

協定書に基づき負担金を拠出する事業であるため、事業の成果を確認する目標値は定めていない。

3. 歳入、歳出の推移

(単位：千円)

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
歳入	A 予算現額	—	—	—
	B 決算額 (収入済額)	—	—	—
	C 差額 (A-B)	—	—	—
歳出	D 予算現額	26,020	26,016	34,528
	E 決算額 (支出済額)	26,020	26,016	34,528
	F 繰越額	—	—	—
	G 不用額 (D-(E+F))	0	0	0

増減の理由

【令和4年度】重要な増減なし。

【令和5年度】令和4年10月「県都グランドデザイン」の策定に伴い、エリアマネジメント組織として、まちづくり福井株式会社の機能（組織・資本）を強化していくこととなり、社長交代に併せて会長職の新設、人員増加によって、人件費等の運営負担金が増額となった。

4. 歳入の内訳 (令和5年度)

(単位：千円)

該当なし。

5. 歳出の内訳 (令和5年度)

(単位：千円)

節	決算額	主な内容
18 負担金、補助及び交付金	34,528	まちづくり福井株式会社運営負担金
合計 (= 3 の E)	34,528	

6. 監査の結果と意見

(1) 協定に基づく人件費負担の支払いの確認について

補助金、負担金等の交付に関して福井市が定めている規則である、福井市補助金等交付規則において、以下のように定められている（抜粋）。

第4条（補助金等の交付決定）

市長は、補助金等の交付があったときは、当該申請に係る書類等の審査（中略）により、当該申請に係る補助金等の交付がその規則及び予算で定めるところに違反しないかどうか、補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査し、補助金等を交付すべきものと認めたときは補助金等の交付の決定をするものとする。

第 12 条（補助金等の額の確定）

市長は、前条による実績報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及び条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知するものとする。

【意見】	協定に基づく人件費負担の支払いの確認について
令和 5 年 6 月 26 日付けで締結したまちづくり福井株式会社運営負担金について、実績報告において運営負担金の内訳書が添付されており、内訳書上の項目について協定に基づく内容であることを確認しているのみで、内訳書に記載の金額が実際に協定内容どおり支出が行われているか否かの確認はされていない。福井市補助金等交付規則 12 条に鑑み、実際に協定内容に沿った支出が行われていることを確認することが必要である。	

（2）まちづくり福井株式会社の事業ごとの収支報告について

負担金の申請に当たり、まちづくり福井株式会社から、令和 5 年度事業計画・収支予算（案）が提出されており、事業部ごとの収支予算が記載されている。業務報告に際しては、令和 5 年度（第 25 期）主要事業の報告がなされ、収支報告書が提出されているが、収支予算（案）にて記載された事業部ごとの収支報告ではなく、法人全体の収支報告書となっている。

【意見】	まちづくり福井株式会社の事業ごとの収支報告について
福井市では、複数の事業において、まちづくり福井株式会社（以下、本意見の記載において「同社」という。）に対して、業務委託や補助金を交付し、まちづくり関連の事業が行われている。一方で、福井市は、同社に対して運営負担金を拠出し、その運営を資金面で支えている状況である。	
同社が、どのように業務を行っているのかを、各事業の業務委託もしくは補助金の申請及び業務報告にて確認するとともに、同社の全社的な観点からの事業別収支報告の提出を求めその内容を確認し、委託事業及び補助事業が効果的かつ効率的、経済的に行われているか検討をすることが必要と考える。	

（3）旧響のホールに係る固定資産税の負担について

まちづくり福井株式会社は中心市街地の活性化を推進することを目的に、行政・民間からの出資により設立された。その活動拠点である響のホールは、公益的な性質を有することから、福

井市が固定資産税を負担していた。

その後、再開発事業に伴い、響のホールは閉館、取り壊しとなり、活動拠点が滅失し収益事業を行う床がない状況でも固定資産税は課税されるため、工事期間中も引き続き福井市が負担している。

【意見】	旧響のホールに係る固定資産税の負担について
再開発事業完了後は、まちづくり福井株式会社は、所有床として収益事業実施が可能となること、福井市としての公益的な性質はなくなっていることから、まちづくり福井株式会社と福井市の関係性を踏まえ、今後の固定資産税の負担について早急に検討を行い、福井市の負担が軽減されるように努めることが必要と考える。	

(4) まちづくり福井株式会社への負担金の見直しについて

まちづくり福井株式会社は、これまで福井市が筆頭株主であったが、令和5年2月に増資を行ったことに伴い、福井商工会議所が筆頭株主となった。これは、まちづくり福井株式会社が課題として抱えている安定した収入の確保の観点から、今後、まちづくり福井株式会社自らが市街地の不動産を所有し、投資やリノベーション、賃貸などに取り組むことなどを実施することを目的としている。

【意見】	まちづくり福井株式会社への負担金の見直しについて
これまでは福井市が筆頭株主であったこと、まちづくり福井株式会社（以下、本意見の記載において「同社」という。）の運営内容が公共的な性格が強かった状況であったことから、福井市として同社に対して例年負担金の支出を行ってきた。 令和5年2月より増資に伴い福井商工会議所が筆頭株主となったことに加え、当該増資により賃貸ビジネスなど安定した収入の確保のための収益事業の実施を展開していくなかで、同社の位置づけは大きく変化する結果となっている。 そのため、福井市として、同社の位置づけをどう考えるのか、そして、当該位置づけに基づいて負担金をどうするのかについて早急に検討していくことが必要と考える。	

2-31. アクティブスペース管理事業

1. 事業の概況

事業名 (歳出予算科目)	大事業：中心市街地活性化事業 中事業：アクティブスペース管理事業 (款：商工費、項：商工費、目：中心市街地振興費)
事業の目的及び必要性	市民の活動拠点としてスペースを有効活用し、まちなかの賑わいに繋げていく。一方で、汚損件数や経年劣化も増加していることから、施設を良好な状態に維持管理する必要がある。
事業内容	福井駅周辺で多目的に利用できるスペースを開放し、中心市街地の賑わいを創出する

根拠法令等	—
実施要綱等	—
第八次福井市総合計画における位置づけ	政策：まちなかの充実した都市機能により、にぎわいと交流のあふれる心弾むまちをつくる 施策：にぎわいの創出のための仕掛け、仕組みをつくる
事業開始年度	平成 20 年度
事業終了年度(予定)	未定

2. 事業の成果

事業の成果を確認する指標及び目標値の推移

指標	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
ギャラリーポケット利用数（団体）	40	40	40

上記目標値に対する実績値の推移

指標	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
ギャラリーポケット利用数（団体）	21	7	4

事業の成果の達成・未達の理由

中央 1 丁目 10 番地優良建築物整備事業としてガラススクエアが近隣に整備され、イベント会場が移ったことにより、ギャラリーポケットの利用数が減少した。

3. 歳入、歳出の推移

(単位：千円)

項 目		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
歳入	A 予算現額	—	—	—
	B 決算額（収入済額）	—	—	—
	C 差額（A－B）	—	—	—
歳出	D 予算現額	952	783	799
	E 決算額（支出済額）	952	715	613
	F 繰越額	—	—	—
	G 不用額（D－(E+F)）	0	68	186

増減の理由

【令和 4 年度】重要な増減なし。
【令和 5 年度】重要な増減なし。

4. 歳入の内訳（令和 5 年度）

(単位：千円)

該当なし。

5. 歳出の内訳（令和5年度）

（単位：千円）

節	決算額	主な内容
10 需用費	176	消耗品費、電気料、水道料、修繕料
18 負担金、補助及び交付金	437	元町商店街アーケード負担金
合計（＝3のE）	613	

6. 監査の結果と意見

（1）事業内容の見直しと事業の成果を確認する指標及び目標値の見直しについて

福井市では、ガレリアポケット（中央1丁目）及びJR高架下17ブロック（宝永1丁目）の2か所をアクティブスペースとして管理し、市民の活動拠点として有効活用することにより、まちなかの賑わいに繋げていく取り組みを行っている。なお、JR高架下17ブロック（宝永1丁目）については、アクティブスペースとしての活用は暫定的であるため、事業の成果には含めていないということである。

ガレリアポケットの令和3年度からの利用実績は以下のとおりであった。

◆令和3年度 21件

利用内容	主催者	利用回数
オープンテラス	まちづくり福井株式会社	18回
まちなか一斉ごみ拾い	福井県プロジェクト実行委員会	2回
みくるまファーム野菜販売	みくるまファーム	1回

◆令和4年度 7件

利用内容	主催者	利用回数
まちなか一斉ごみ拾い	福井県プロジェクト実行委員会	1回
まちなか音楽祭	まちづくり福井株式会社	1回
ストリートパーク 2022	（一社）福井県まちづくりセンター	1回
第6回 SURFT	スリフト実行委員会	3回
FUKUI まちなかコスプレ雪フェスティバル	福井県	1回

◆令和5年度 4件

利用内容	主催者	利用回数
第7回 SURFT	スリフト実行委員会	1回
第8回 SURFT まちなか音楽祭	スリフト実行委員会	1回
映画撮影	株式会社読売連合広告社福井営業所	1回
ガレリア オットイモメルカート	福井県水産課	1回

【意見】	事業内容の見直しと事業の成果を確認する指標及び目標値の見直しについて
アクティブスペースの利用は令和３年度が21件であったのに対し、令和４年度は7件、令和５年度においては4件にとどまっている。今後の利用見込みを確認したところ、隣接地へのマンション建築、南通り地区再開発事業の開始により、今後も利用者が増加することは考えにくいという回答であった。 まちなかのスペースであるガレリアポケットを良好な状態に維持管理するとともに、当事業の目的及び必要性に関して、その解決の手段となりうる事業内容について、見直すことが必要と考える。ガレリアポケットをどのように利用していくことが福井市の目指すものと合致するのかを考え、事業の成果を確認する指標及び目標値を設定し直す必要があると考える。	

2-32. 民間によるまちなか活性化活動支援事業

1. 事業の概況

事業名 (歳出予算科目)	大事業：中心市街地活性化事業、 中事業：民間によるまちなか活性化活動支援事業 (款：商工費、項：商工費、目：中心市街地振興費)
事業の目的及び 必要性	北陸新幹線福井開業を控え、まちなかに対する民間の投資意欲の高まりがみられるなか、民間主体の活動を支援することで、まちなかに継続的な賑わいを生み、中心市街地の活性化につなげる
事業内容	イベントのプレイヤーを確保・育成し、賑わいの創出を図るため、まちなかでの民間主体のイベント開催等に対し支援する
根拠法令等	—
実施要綱等	まちなか活性化交流イベント事業補助金交付要綱
第八次福井市総合計画における位置づけ	政策：まちなかの充実した都市機能により、賑わいと交流のあふれる心弾むまちをつくる 施策：にぎわいの創出のための仕掛け、仕組みをつくる
事業開始年度	平成29年度
事業終了年度(予定)	令和8年度

2. 事業の成果

事業の成果を確認する指標及び目標値の推移

指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
補助金利用者のイベント実施件数(件)	5	5	5

上記目標値に対する実績値の推移

指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
補助金利用者のイベント実施件数（件）	3	3	3

事業の成果の達成・未達の理由

イベント主催者に対する補助制度の周知が不足していたため、未達となった。

3. 歳入、歳出の推移

（単位：千円）

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
歳入	A 予算現額	400	400	250
	B 決算額（収入済額）	75	81	25
	C 差額（A－B）	325	319	225
歳出	D 予算現額	800	800	500
	E 決算額（支出済額）	150	163	250
	F 繰越額	－	－	－
	G 不用額（D－(E+F)）	650	637	250

増減の理由

【令和4年度】重要な増減なし。

【令和5年度】北陸新幹線福井開業に向け、補助額が大きい機運醸成、開業に関連したイベントが開催されたため。

4. 歳入の内訳（令和5年度）

（単位：千円）

款・項・目	決算額	主な内容
15 国庫支出金		
02 国庫補助金	25	都市構造再編集集中支援事業補助金
06 商工費補助金		
合計（＝3のB）	25	

5. 歳出の内訳（令和5年度）

（単位：千円）

節	決算額	主な内容
18 負担金、補助及び交付金	250	まちなか活性化交流イベント事業補助金
合計（＝3のE）	250	

6. 監査の結果と意見

当事業は、民間主体の活動を支援することで、まちなかに継続的な賑わいを生み、中心市街地の活性化につなげるために、補助金を支給する事業である。

補助対象者は個人又は市民グループ等とされ、まちなか活性化交流イベント事業補助金交付要綱及び別表に、補助対象となる活動内容、実施場所、及び金額上限等が決められている。

(1) まちなか活性化交流イベント事業補助金の周知について

上記「2. 事業の成果」に記載の、補助金利用者のイベント実施件数について、以下のような状況であった。

指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
補助金利用者のイベント実施目標件数（件）	5	5	5
補助金利用者のイベント実施件数（件）	3	3	3
うち福井市内事業者の実施件数（件）	3	3	3

【意見】	まちなか活性化交流イベント事業補助金の周知について
まちなか活性化交流イベント事業補助金交付要綱第4条（補助対象者）として、「補助金の交付の対象となるものは、個人又は市民グループ等」となっており、補助対象者の居住地については、特段の定めはなく、福井市以外の在住者でも補助の対象となりうる。 同要綱における「中心市街地」は、福井市の中心市街地であるとともに、福井県の中心市街地でもある。まちなか活性化交流イベント事業補助金について、福井市内外へ広く周知を図り、福井市のみならず、近隣の市町であるふくい連携中枢都市圏への広がり、さらには、県を超えての広がり、中心市街地の活性化が進むように広報等をより積極的に行うことが必要と考える。	

(2) まちなか活性化交流イベント事業補助金の見直しについて

まちなか活性化交流イベント事業補助金交付要綱第5条（補助対象事業）に、補助対象となる活動内容が以下定められている。

1. イベントや展示等 2. 一定期間（1か月程度）行う制作、創作活動等 3. その他市長が適当と認めたもの

その上で、以下の活動は対象外とされている。

1. 地区のまつり等、定例的に実施しているもの
2. 商店街が主催のもの
3. 企業等が主に収益目的のために行うもの
4. 活動のすべてが屋内で行われるもの
5. 活動のすべてが入場料を徴収する等有料で行うもの
6. 特定の者又は特定の団体等のみを対象とするもの
7. 国又は地方公共団体からの他の補助金等を受けて行うもの
8. 政治、宗教活動等を目的とするもの
9. 公序良俗に反する者
10. その他市長が不適切と認めたもの

【意見】	まちなか活性化交流イベント事業補助金の見直しについて

上記「(1) まちなか活性化交流イベント事業補助金の周知について」に記載しているとおり、本事業の利用実績が伸び悩んでいることの1つとして、まちなか活性化交流イベント事業補助金交付要綱第5条（補助対象事業）に定められている補助対象事業の活動内容が限定されすぎていることが一つの要因として考えられる。

また、同要綱第6条第2項において「補助事業の実施に伴う入場料、参加料、売上、協賛金等の収入がある場合は、補助対象経費からその他の収入を差し引いた額を補助対象経費とする。」と記載してあるものの、第5条では、「活動のすべてが入場料を徴収する等有料で行うもの」は対象外となっているように、事業を実施しようとする者にとって、補助対象なのかどうか判別がしにくい状況も理由として考えられる。

意欲ある民間主体のチャレンジへの後押しとなり、まちなかに継続的な賑わいが生まれるように、より使い勝手がよく、支援の幅が広がるような補助制度へ見直しの検討が必要ではないかと考える。

2-33. リノベーションまちづくり推進事業

1. 事業の概況

事業名 (歳出予算科目)	大事業：中心市街地活性化事業、 中事業：リノベーションまちづくり推進事業 (款：商工費、項：商工費、目：中心市街地振興費)
事業の目的及び 必要性	リノベーション活動に関心を持つ人材の裾野を広げ、プレイヤーの発掘・育成につなげるとともに、都市人材と福井のプレイヤーが交流することでエリアの課題と魅力を再認識し、エリアの価値を向上させる。
事業内容	リノベーションまちづくりに関わる人材の育成・発掘につなげるため、リノベーションまちづくりにについて学ぶ機会の設置、提供する

根拠法令等	—
実施要綱等	—
第八次福井市総合計画における位置づけ	政策：まちなかの充実した都市機能により、にぎわいと交流のあふれる心弾むまちをつくる 施策：県都にふさわしい魅力あるまちをつくる
事業開始年度	平成 30 年度
事業終了年度(予定)	令和 8 年度

2. 事業の成果

事業の成果を確認する指標及び目標値の推移

指標	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
まちなかのリノベーション件数（件）	2	2	2

上記目標値に対する実績値の推移

指標	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
まちなかのリノベーション件数（件）	1	10	12

事業の成果の達成・未達の理由

県都にぎわい創生協議会の取組として令和 4 年度にスタートした県都まちなか再生ファンド事業により、補助金を活用したリノベーションが増加したため、令和 4 年度からは目標を達成した。

3. 歳入、歳出の推移

(単位：千円)

項 目		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
歳入	A 予算現額	—	—	—
	B 決算額（収入済額）	—	—	—
	C 差額（A－B）	—	—	—
歳出	D 予算現額	1,200	1,200	500
	E 決算額（支出済額）	480	1,200	500
	F 繰越額	—	—	—
	G 不用額（D－(E+F)）	720	0	0

増減の理由

【令和 4 年度】令和 3 年度は新型コロナウイルス感染症の影響でワークショップや交流が実施できなかったが、令和 4 年度は感染対策のうえ都市人材との交流と現地でのフィールドワークを実施することができたため。

【令和５年度】令和４年度で実践型リノベーションまちづくり講座の計画期間５年が経過し、令和５年度は新規プレイヤーの掘り起こしや裾野の拡大を目的に、実践型から入門編へとシフトしたため。

４．歳入の内訳（令和５年度）（単位：千円）
該当なし。

５．歳出の内訳（令和５年度）（単位：千円）

節	決算額	主な内容
12 委託料	500	業務委託料
合計（＝３の E）	500	

６．監査の結果と意見

（１）リノベーションまちづくり推進事業の有効性について

福井市では年に２回、福井市中心市街地における１階部分の営業店舗空き店舗の実態把握の調査を行っている（まちづくり福井株式会社が調査を実施）。令和２年２月から令和６年２月の調査結果は以下のとおりである。

◆業態別店舗数

業種・業 態区分	調査実施月（単位：店）								
	R2 年 2 月	R2 年 8 月	R3 年 2 月	R3 年 8 月	R4 年 2 月	R4 年 8 月	R5 年 2 月	R5 年 8 月	R6 年 2 月
婦人服 店	21	20	20	18	16	15	14	14	14
紳士服 店	2	2	2	2	2	2	2	2	2
カジュアル・ 古着衣 料店	16	17	16	16	16	17	17	17	17
時計・ 宝石・ ファッ ション 雑貨店	29	21	21	21	17	18	18	14	14
食料 品・日	34	29	29	29	26	24	24	24	23

用 雑 貨・そ の他小 売店									
飲食店	77	70	69	74	67	68	66	65	61
理 美 容・健 康業	25	20	20	20	20	20	19	18	19
金 融 機 関・貸 金業	7	5	5	5	5	4	4	4	4
そ の 他・サ ービス 業	65	58	58	56	56	52	49	46	46
空き店 舗	35	32	35	29	34	34	34	34	34
オフィ ス	6	5	5	5	5	5	5	8	7
合計	317	279	280	275	264	259	252	246	241
増減数	－	△38	+1	△5	△11	△5	△7	△6	△5

【意見】	リノベーションまちづくり推進事業の有効性について
令和４年度で実践型リノベーションまちづくり講座の計画期間５年が経過し、令和５年度は、新規プレイヤーの掘り起こし、裾野の拡大を目的に、実践型から入門編へとシフトしたということであるが、上記の福井市中心市街地の業態別店舗数の推移をみると、令和２年２月以降、令和３年２月時点を除いて、路面店舗数は減少し続けており、空き店舗数は令和３年８月に一時大きく減少したが、ほぼ一定数を維持している。 令和４年度まで５年間かけて行ってきた実践型リノベーションまちづくり講座の事業により空き店舗の減少が抑えられていると考えることもできるが、店舗数の減少からすると、本事業の目的が想定していた成果・効果を十分にあげることができていたのか疑問が残る。 福井市中心市街地は再開発の途中ではあるが、これ以上の店舗数の減少に歯止めをかけることができるように、本事業の見直し及び有効性ある事業の推進が必要と考える。	

２－３４．冬のまちなか賑わい創出事業

１．事業の概況

事業名 (歳出予算科目)	大事業：中心市街地活性化事業 中事業：冬のまちなか賑わい創出事業 (款：商工費、項：商工費、目：中心市街地振興費)
事業の目的及び 必要性	冬の夜間のイメージアップを図るとともに、冬の賑わいと滞在時間の 延長、集客力の向上を図る。
事業内容	「ふくあかり」としてイルミネーションの点灯や夜間景観を活用した 関連イベントを実施
根拠法令等	－
実施要綱等	－
第八次福井市総合計 画における位置づけ	政策：まちなかの充実した都市機能により、にぎわいと交流のあふれ る心弾むまちをつくる 施策：にぎわいの創出のための仕掛け、仕組みをつくる
事業開始年度	令和２年度
事業終了年度(予定)	令和８年度

２．事業の成果

事業の成果を確認する指標及び目標値の推移

イルミネーション設置場所及び種類（福井市が設置したものに限る）

指標	令和３年度	令和４年度	令和５年度
設置場所（箇所）	2	2	3
種類	6	8	9

上記目標値に対する実績値の推移

指標	令和３年度	令和４年度	令和５年度
設置場所（箇所）	2	2	3
種類	6	8	8

事業の成果の達成・未達の理由

令和５年度は新たに福井駅東口を会場に加え、３会場にイルミネーションを設置した。 工事の影響により福井駅西口広場及びアップルロードでは展示スペースが制限されたため、種類については未達となった。

３．歳入、歳出の推移

(単位：千円)

項 目		令和３年度	令和４年度	令和５年度
歳入	A 予算現額	2,060	2,500	2,750
	B 決算額（収入済額）	2,100	2,427	2,710

	C 差額 (A-B)	△40	73	40
歳 出	D 予算現額	4,120	5,000	5,500
	E 決算額 (支出済額)	4,119	4,989	5,493
	F 繰越額	—	—	—
	G 不用額 (D-(E+F))	1	11	7

増減の理由

【令和4年度】重要な該当なし。

【令和5年度】重要な該当なし。

4. 歳入の内訳 (令和5年度)

(単位：千円)

款・項・目	決算額	主な内容
15 国庫支出金		
02 国庫補助金	2,710	都市構造再編集集中支援事業補助金
06 商工費補助金		
合計 (= 3 の B)	2,710	

5. 歳出の内訳 (令和5年度)

(単位：千円)

節	決算額	主な内容
10 需用費	3	電気料
12 委託料	5,490	イルミネーション事業業務委託料
合計 (= 3 の E)	5,493	

6. 監査の結果と意見

(1) 冬のまちなか賑わい創出事業委託業務の見積について

冬のまちなか賑わい創出事業は、まちなかを訪れる県内外からの来街者に対し、冬の夜のイメージアップにつながるイルミネーション空間「ふくあかり」を創出することにより、滞在時間の延長による賑わいを創り出し、まちなか全体の活性化を図り、また、新幹線開業に合わせまちなかを周遊するイベントを実施し、まちなか全体に賑わいを波及させることを目的として、随意契約により、まちづくり福井株式会社に業務委託を行っている。

主な委託業務内容としては、以下のとおりである（業務仕様書より抜粋）。

- ① 事業企画
- ② 事業実施に係る調整
- ③ 事務局運営
- ④ イルミネーション展示
- ⑤ まちなか賑わい創出イベント

ア.「ふくあかり」点灯式

イ.「ふくあかり」効果促進事業

ウ.新幹線開業に合わせたまちなか賑わい創出事業

発注者が別に企画する「新幹線開業カウントダウンイベント」及び「新幹線開業イベント」の同時開催企画の一つとして実施するため、関係機関との連携・調整を密にしながら行うこと。

⑥ 広報 他

この冬のまちなか賑わい創出事業委託業務に関して、まちづくり福井株式会社より令和 5 年 6 月 1 日付で提出されている見積内訳書は以下のとおりであった。

(単位：円)

区分	内訳	金額（税込）
(1) イルミネーションの展示及び企画に要する経費	【イルミネーション】計 3,740,000 円 ・イルミネーション企画費 ・同設計費 ・同修繕費 【ワークショップ】計 250,000 円 ・ワークショップ企画費 ・同製作費 ・景品等郵送費	3,990,000 円
(2) 点灯式の実施に要する経費	【点灯式】計 1,000,000 円 ・企画費 ・報償費 ・郵送費	1,000,000 円
(3) 事務諸経費	【事務局費】計 500,000 円 ・消耗品費 ・印刷製本費 ・需用費	500,000 円
計		5,490,000 円

【意見】	冬のまちなか賑わい創出事業委託業務の見積について
仕様書に記載の業務内容に対する作業及び費用の具体的内容が、見積内訳において確認できない状況である。 上記内容では福井市側において、委託項目や委託金額の妥当性の判断を行うことは難しく、見積内訳書を徴求する必要があると考えられる。今後、事業を行うにあたって、委託項目や委託金額の妥当性を判断するために、見積書の数量や単位が1式となっており、金額が多	

額、若しくは内容が不明瞭な見積項目がある場合には、その見積もりの内訳書の提出を依頼し、検討を行うことが必要と考える。

(2) 冬のまちなか賑わい創出事業委託業務の業務報告書について

業務報告書において、「【バーバリウム作りワークショップ実施概要】5. 当日の様子 別添のとおり」と記載があったが資料が添付されていなかったため、その理由を確認した。その結果、資料が添付されていない理由は、受託者による業務報告書の記載誤りであり、令和5年度において、バーバリウム作りワークショップは実施していないとのことであった。

【意見】	冬のまちなか賑わい創出事業委託業務の業務報告書について
受託者による業務報告書の記載誤りがある状況で、委託料の支出が行われている。報告書に実施していない事項が記載されており、その資料の添付もなされていないにもかかわらず、チェックが行われていない状況である。本来、実施結果報告書に実施内容の記載誤りがあった場合は、委託料の支出は行われるべきではなく、実施結果報告書に実施内容について正しい記載がなされ、業務が適正に行われたことを確認して初めて支出がなされるべきである。 今後、業務報告書等委託費の支出に伴い提出を求めている書類については、仕様書に基づいた内容となっているかどうか、確認のうえ、支出命令等を実施することが必要である。	

2-35. まちなかイベントプラットフォーム構築事業

1. 事業の概況

事業名 (歳出予算科目)	大事業：中心市街地活性化事業、 中事業：まちなかイベントプラットフォーム構築事業 (款：商工費、項：商工費、目：中心市街地振興費)
事業の目的及び 必要性	新たにまちなかでイベントを行うプレイヤーを増やすとともに、持続可能な事業を行うプレイヤーを育成する。 プレイヤーや団体及びそのフォロワーのまちなか定着を図り、にぎわい創出につなげる。
事業内容	まちなかでのイベント定着と賑わいを創出するため、イベントの集客力・収益力を高めるためのサポート体制を構築する 学生が若者の感性を活かした活動をまちなかで実施するための伴走支援を行う
根拠法令等	—
実施要綱等	—
第八次福井市総合計画における位置づけ	政策：まちなかの充実した都市機能により、賑わいと交流のあふれる心弾むまちをつくる 施策：にぎわいの創出のための仕掛け、仕組みをつくる

事業開始年度	令和2年度
事業終了年度(予定)	令和8年度

2. 事業の成果

事業の成果を確認する指標及び目標値の推移

指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
プラットフォーム利用者のイベント実施件数(件)	10	10	10

上記目標値に対する実績値の推移

指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
プラットフォーム利用者のイベント実施件数(件)	9	9	11

事業の成果の達成・未達の理由

新型コロナの感染状況の改善等に伴いイベント開催自粛も緩和され、イベント開催の相談件数が増加し、新幹線開業に関連したイベント等が開催されたため令和5度には達成した。

3. 歳入、歳出の推移

(単位：千円)

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
歳入	A 予算現額	850	850	1,700
	B 決算額(収入済額)	829	850	1,700
	C 差額(A-B)	21	0	0
歳出	D 予算現額	1,700	1,700	3,400
	E 決算額(支出済額)	1,700	1,700	3,400
	F 繰越額	—	—	—
	G 不用額(D-(E+F))	0	0	0

増減の理由

【令和4年度】重要な該当なし 【令和5年度】従来のイベント開催に向けたサポート体制に加え、学生が自分たちでイベントを企画運営する取組に対し伴走支援する事業を実施したため

4. 歳入の内訳(令和5年度)

(単位：千円)

款・項・目	決算額	主な内容
15 国庫支出金 02 国庫補助金 06 商工費補助金	1,700	都市構造再編集集中支援事業補助金

合計（＝３のＢ）	1,700	

５．歳出の内訳（令和５年度）

（単位：千円）

節	決算額	主な内容
12 委託料	3,400	まちなかイベントプラットフォーム構築事業業務委託料 学生企画まちなかイベント伴走支援事業業務委託料
合計（＝３のＥ）	3,400	

６．監査の結果と意見

（１）まちなかイベントプラットフォーム構築事業について

まちなかイベントプラットフォーム構築事業は、まちなかの賑わい創出するためのイベント実施に係る一元化した相談・調整窓口を設け、プレイヤーを育成・支援するプラットフォームを構築するものである。

まちなかイベントプラットフォーム構築事業の業務委託先である（一社）地域フロンティアラボラトリーについて、令和６年７月現在、社員減少に伴う業務整理のため解散準備中とのことであった。当委託業務は、令和４年度のプロポーザルにより最長３年の継続契約を想定しており、本市が委託する業務について、継続的な実施に問題がないか否か確認したところ、当委託業務に関連する業務については継続するとの回答であった。

【意見】	継続した業務委託先の選定について
まちなかイベントプラットフォーム構築事業の令和５年度の業務委託に関する随意契約理由書に、「「良好に業務が遂行されている場合、最長で３年間令和７年３月３１日までは継続した業務委託を想定している。」と定めているため」と記載がされていた。 しかしながら、令和６年７月には業務整理のため解散準備中との状況であり、令和６年度における事業の運営に客観的には疑義が生じる状況となっている。当初のプロポーザルで３年間継続した業務委託を定めていたとしても、新年度において、継続して業務委託を行う際には、委託先が業務実施上、安全かつ継続的に事業遂行が可能な状況か検討する等、慎重な手続が必要と考える。	

（２）業務委託に際する見積について

まちなかイベントプラットフォーム構築事業の業務委託における仕様書において、以下の業務内容が定められている。

- ①相談調整窓口の設置
- ②企画内容のコンサルティング
- ③集客コンサルティング

④イベント営業代理店サポート

⑤その他

上記業務に対する委託先からの見積書は以下のとおりであった。

	摘要	数量	単価	金額
1	相談窓口業務 (2 か所)	1 式	700,000	700,000
2	企画コンサルティング	1 式	600,000	600,000
3	企画実施サポート	1 式	200,000	200,000
4	集客コンサルティング	1 式	200,000	200,000
		小計		1,700,000
		消費税		—
		合計		1,700,000

また、学生企画まちなかイベント伴走支援業務における仕様書においては、以下の業務内容が定められている。

①参加メンバーの募集

②参加メンバーの企画実現までの伴走支援

③高校生フェスの開催

④事業全体の広報

⑤高校生フェスの成果報告業務

上記業務に対する委託先からの見積書は以下のとおりであった。

摘要		数量	単価	金額
ディレクション費	企画運営、事業サポート費	1 式	400,000	400,000
会場費	ハピテラスその他会場レンタル費	1 式	400,000	400,000
音響費	音響レンタル、司会、PA、ステージディレクション等	1 式	200,000	200,000
設備費	テント、椅子、机、照明、保健所申請、道路使用許可、備品等	1 式	300,000	300,000
広報費	デザイン制作、チラシ印刷費、ポスター印刷費、SNS アカウント管理費、SNS 広告、景品費、エキマエメールサーチ掲載費、無料媒体掲載代行等	1 式	400,000	400,000
		小計		1,700,000
		消費税		込み
		合計		1,700,000

【意見】	業務委託に際する見積について
仕様書に記載の業務内容に対する作業及び費用の具体的内容が、見積内訳において確認できない状況である。 上記内容では福井市側において、委託項目や委託金額の妥当性の判断を行うことは難しく、見積内訳書を徴求する必要があると考えられる。今後、事業を行うにあたって、委託項目や委託金額の妥当性を判断するために、見積書の数量や単位が1式となっており、金額が多額、若しくは内容が不明瞭な見積項目がある場合には、その見積もりの内訳書の提出を依頼し、検討を行うことが必要と考える。	

2-36. ONE PARK FESTIVAL支援事業

1. 事業の概況

事業名 (歳出予算科目)	大事業：中心市街地活性化事業、 中事業：ONE PARK FESTIVAL支援事業 (款：商工費、項：商工費、目：中心市街地振興費)
事業の目的及び 必要性	ONE PARK FESTIVAL は、多くの県外客を呼び込み、これまでのまちなかにはなかった大きな盛り上がりを見せている。これを拡大するため、感染症対策との両立を支援し、北陸新幹線福井開業に向け本市まちなかの核となるイベントに育てていく必要がある。
事業内容	まちなかでの消費喚起、拡大のため、音楽フェス「ONE PARK FESTIVAL」の開催を支援する
根拠法令等	—
実施要綱等	ONE PARK FESTIVAL 支援事業補助金交付要綱 福井城址を中心とした賑わい創出事業補助金交付要綱
第八次福井市総合計画における位置づけ	政策：まちなかの充実した都市機能により、にぎわいと交流のあふれる心弾むまちをつくる 施策：にぎわいの創出のための仕掛け、仕組みをつくる
事業開始年度	令和2年度
事業終了年度(予定)	未定

2. 事業の成果

事業の成果を確認する指標及び目標値の推移

指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
有料エリア来場者数(人)	6,000	11,000	11,000

上記目標値に対する実績値の推移

指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度

有料エリア来場者数（人）	4,000	8,000	10,000

事業の成果の達成・未達の理由

新型コロナの影響に加え、会場が屋外であり天候に左右され（令和5年度は猛暑日を記録）、出演者によってチケットの売り上げが変動するため、未達となった。

3. 歳入、歳出の推移

（単位：千円）

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
歳入	A 予算現額	30,000	50,000	50,000
	B 決算額（収入済額）	34,845	37,815	4,430
	C 差額（A－B）	△4,845	12,185	45,570
歳出	D 予算現額	34,846	50,000	41,486
	E 決算額（支出済額）	34,845	37,815	9,914
	F 繰越額	—	—	—
	G 不用額（D－(E+F)）	1	12,185	31,572

増減の理由

【令和4年度】重要な増減なし

【令和5年度】ガバメントクラウドファンディングの大口寄附者からの寄附が減少し、開催支援の補助額も減少した

4. 歳入の内訳（令和5年度）

（単位：千円）

款・項・目	決算額	主な内容
18 寄附金		
01 寄附金	4,430	ガバメントクラウドファンディングによる寄附
07 商工費寄附金		
合計（＝3のB）	4,430	

5. 歳出の内訳（令和5年度）

（単位：千円）

節	決算額	主な内容
18 負担金、補助及び交付金	9,914	ONE PARK FESTIVAL 支援事業補助金 福井城址を中心とした賑わい創出事業補助金
合計（＝3のE）	9,914	

6. 監査の結果と意見

（1）ONE PARK FESTIVAL の継続的開催について

福井市では、都市型野外音楽フェス ONE PARK FESTIVAL について、市のまちなかの核となるイベントに育てていく必要があると認識し、開催を支援している。これについては、県外客を増やす仕組みとして、ガバメントクラウドファンディング（GCF）を活用している。

GCF による寄附の状況は以下のとおりであった。

(単位：人 (延べ人数))

金額	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
1,000 万円以上	1	1	0
500 万円以上 1,000 万円未満	2	1	0
100 万円以上 500 万円未満	4	13	1
100 万円未満	40	30	23
合計	47	45	24

また、GCF 寄付の返礼品については、ONE PARK FESTIVAL チケットやグッズ、福井市の特産品などを取り揃えているとのことであった。

実際の返礼品の受け取り状況を確認したところ、以下のとおりであった。

返礼品の内容	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
ONE PARK FESTIVAL 1day 又は 2 day チケット	0	10	12
ONE PARK FESTIVAL 限定グッズ	6	0	0
福井市の銘菓 詰め合わせ	0	0	1
福井の銘酒 詰め合わせギフト	3	0	0
越前がに ギフト	1	0	0
合計	10	10	13

【意見】	ONE PARK FESTIVAL の継続的開催について
都市型野外音楽フェス ONE PARK FESTIVAL について、福井市としては、市のまちなかの核となるイベントに育てていく必要があると認識し、開催を支援しており、令和 5 年度以降も引き続き支援を行っていく方針とのことである。 上記のように、令和 5 年度においては、GCF の大口の寄附がなくなり、資金面での課題もある中、福井市のイベントとしての公共性を維持した都市型野外音楽フェスの継続的開催を実現していくために、福井市として ONE PARK FESTIVAL の位置づけを再確認するとともに、有効性・効率性・経済性の観点から最適となるような事業の実施を目指し、主催者である ONE PARK FESTIVAL 実行委員会との関係性を構築し、福井市としてどのような支援体制を築いていくのか引き続き検討していくことが必要と考える。 また、GCF 寄付における返礼品の状況は、上記に記載のとおり、ONE PARK FESTIVAL のチケット・グッズ、福井市の銘品が準備されているものの、福井市の特産品についての受け	

取りは極めて少なかった。 返礼品の魅力を向上させることは、寄付者を拡大するために有用と考えられるため、可能であれば、寄付者からのアンケート結果等により魅力ある返礼品となるよう内容を見直すことも必要と考える。

2-37. 中心市街地賑わい創出支援事業

1. 事業の概況

事業名 (歳出予算科目)	大事業：中心市街地活性化事業、 中事業：中心市街地賑わい創出支援事業 (款：商工費、項：商工費、目：中心市街地振興費)
事業の目的及び 必要性	JR 福井駅周辺では再開発工事の期間中で、まちなかの賑わいが低下しているため、中心市街地ならではの文化・情報の集積と発信機能を活かしながら、賑わいの創出と集客力の向上を図る必要がある。
事業内容	・店舗周遊型イベントの定期的な開催 ・店舗の魅力を伝えるツアーなど売り上げ拡大につながる取組みに対する支援
根拠法令等	—
実施要綱等	中心市街地賑わい創出支援事業補助金交付要綱
第八次福井市総合計画における位置づけ	政策：まちなかの充実した都市機能により、にぎわいと交流のあふれる心弾むまちをつくる 施策：にぎわいの創出のための仕掛け、仕組みをつくる
事業開始年度	令和3年度
事業終了年度(予定)	令和8年度

2. 事業の成果

事業の成果を確認する指標及び目標値の推移

指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
西武・ハピリンの入館者数(万人)	445	515	515

上記目標値に対する実績値の推移

指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
西武・ハピリンの入館者数(万人)	432	486	537

事業の成果の達成・未達の理由

新型コロナによる外出機会の減少や、駅前再開発事業の影響による店舗の移転・閉店、エキナカ商業施設の改装工事等で、中心市街地への来街者が減少傾向にあったが、デジタルク

ーポンやプレミアム商品券等の消費喚起施策、新幹線開業に向けたイベント開催等の効果により、令和5年度では達成した。

3. 歳入、歳出の推移

(単位：千円)

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
歳入	A 予算現額	4,000	4,000	4,000
	B 決算額（収入済額）	4,000	4,000	4,000
	C 差額（A－B）	0	0	0
歳出	D 予算現額	8,000	8,000	8,000
	E 決算額（支出済額）	8,000	8,000	8,000
	F 繰越額	—	—	—
	G 不用額（D－(E+F)）	0	0	0

増減の理由

【令和4年度】重要な増減なし。

【令和5年度】重要な増減なし。

4. 歳入の内訳（令和5年度）

(単位：千円)

款・項・目	決算額	主な内容
16 県支出金		
02 県補助金	4,000	商店街等集客力向上支援事業補助金
06 商工費県補助金		
合計（＝3のB）	4,000	

5. 歳出の内訳（令和5年度）

(単位：千円)

節	決算額	主な内容
18 負担金、補助及び交付金	8,000	中心市街地賑わい創出支援事業補助金
合計（＝3のE）	8,000	

6. 監査の結果と意見

（1）事業実施の形態の見直しについて

中心市街地賑わい創出支援事業とは、JR 福井駅周辺における再開発事業等の施工期間において賑わいの低下が懸念されることから、中心市街地ならではの文化、情報の集積と発信機能を活かしながら、賑わいの創出と集客力の向上を図ることを目的とした事業である。

また、中心市街地賑わい創出支援事業補助金交付要綱において、補助対象者及び補助対象事業は以下のとおり定められている。

第3条 補助対象となる者は、まちづくり福井株式会社とする。
第4条 補助金の対象となる事業は補助対象者が行う、次の事項とする。
(1) 駅前大型イベント事業
(2) 商店街ツアー事業

当事業は、補助対象者は、まちづくり福井株式会社となっているが、まちづくり福井株式会社は、まちいろストリート事業として、当事業を（一社）福井県まちづくりセンターに全て再委託している。

【意見】	事業実施の形態の見直しについて
駅前大型イベント事業及び商店街ツアー事業いずれも、（一社）福井県まちづくりセンターに委託して事業が実施されている。まちづくり福井株式会社からは、契約相手の選定理由書が提出されており、当該理由書には、以下のとおり記載されている。なお、※は監査人が追記したものである。	
一般社団法人 EKIMAE MALL(※)を下記の理由により選定した。 まちいろストリート業務の実施については、地元商店街との連携を求めているが、上記団体は、普段の活動において各関係団体と密に連携を取っており、また、該当エリアを熟知している唯一の団体である。 以上の理由から契約相手として適当であると判断した。 ※(一社)EKIMAE MALL の業務は（一社）福井県まちづくりセンターに統合されている。この選定理由書は、統合前に作成されたものである。	
まちづくり福井株式会社から（一社）福井県まちづくりセンターへ全て再委託することは補助金の性質上問題ないにしても、まちづくり福井株式会社に補助金を支出する意義が見当たらない。また、まちづくり福井株式会社を通すことにより、福井県まちづくりセンターにおいて、本補助金がどのような支出に充当されたのかどうかについて、福井市側では確認することができず、本補助金が、本事業の実施のために経済的かつ効率的に使用されているのか評価することができない状況であり、補助金の支出の適正性を評価する観点からは望ましい状態とは言えないと考える。 そのため、中心市街地賑わい創出支援事業補助要綱第3条を見直し、直接、（一社）福井県まちづくりセンターに補助を実施するなど、補助事業の実施形態を見直すなどの対応が必要と考える。	

2-38. まちなか賑わい波及事業

1. 事業の概況

事業名	大事業：中心市街地活性化事業、

(歳出予算科目)	中事業：まちなか賑わい波及事業 (款：商工費、項：商工費、目：中心市街地振興費)
事業の目的及び 必要性	ファミリー層に対する集客力の高い催事と連動することにより、中心市街地全体への賑わいの波及、北陸新幹線福井開業に向けた機運醸成を高める
事業内容	北陸新幹線福井開業に向けた機運醸成を図るとともに、西武福井店を起点とした賑わいを創出するため、西武福井店で開催されるイベントとあわせ、北陸新幹線の終着点である千代田区と連携したイベントの実施 北陸新幹線開業に向けた商業環境の維持・構築を図るため、集客イベントやプレミアム商品券発行補助など、まちなか全体に活気を波及させる取組実施
根拠法令等	—
実施要綱等	福井駅前プレミアム付商品券発行事業補助金交付要綱
第八次福井市総合計画における位置づけ	政策：まちなかの充実した都市機能により、にぎわいと交流のあふれる心弾むまちをつくる 施策：にぎわいの創出のための仕掛け、仕組みをつくる
事業開始年度	令和5年度
事業終了年度	令和5年度

2. 事業の成果

事業の成果を確認する指標及び目標値の推移

指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催期間西武福井店来館者数(人)	—	—	100,000

上記目標値に対する実績値の推移

指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催期間西武福井店来館者数(人)	—	—	93,000

事業の成果の達成・未達の理由

期間中来館者は10万人に満たなかったが、前年同期比で約5%増加し一定の集客効果があった。

3. 歳入、歳出の推移

(単位：千円)

項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
歳 A 予算現額	—	—	600

入	B 決算額（収入済額）	—	—	600
	C 差額（A－B）	—	—	0
歳 出	D 予算現額	—	—	22,500
	E 決算額（支出済額）	—	—	22,473
	F 繰越額	—	—	—
	G 不用額（D－(E+F)）	—	—	27

増減の理由

【令和４年度】重要な増減なし。

【令和５年度】令和５年度単年度の事業であるため。

４．歳入の内訳（令和５年度）

（単位：千円）

款・項・目	決算額	主な内容
15 国庫支出金		
02 国庫補助金	600	都市構造再編集集中支援事業補助金
06 商工費補助金		
合計（＝３のＢ）	600	

５．歳出の内訳（令和５年度）

（単位：千円）

節	決算額	主な内容
12 委託料	11,500	西武福井店を起点としたまちなか賑わい波及事業開催業務委託料 ファッション・美容系を核としたまちなか集客事業実施業務委託料
18 負担金、補助及び交付金	10,973	福井駅前プレミアム付商品券発行事業補助金
合計（＝３のＥ）	22,473	

６．監査の結果と意見

（１）ファッション・美容系を核としたまちなか集客事業の目標値の設定と共有について

当事業では、北陸新幹線開業にむけた商業環境の維持・構築を図るための集客イベントとして、ファッション・美容系を核としたまちなか集客事業を実施している。

仕様書には、業務の目的として、以下のような記載がされている。（一部抜粋）

「本市中心市街地の核となっている「西武福井店」を中心に、集客の原動力となる業種を支援し、まちなか全体に活気を波及させる取り組みを行うことで、来年春の新幹線開業に向けた商業環境の維持構築を図ることを目的とする。」

ファッション・美容系を核としたまちなか集客事業について、集客イベントの指標について目

標値の設定の有無を確認したところ、設定していないとのことであった。

【意見】	ファッション・美容系を核としたまちなか集客事業の目標値の設定と共有について
ファッション・美容系を核としたまちなか集客事業の目的は、仕様書に記載のとおり、まちなか全体に活気を波及させる取り組みを行い、その活気を継続していけるような環境を構築していくことであるが、実施報告書には、実施した内容の記載はあるものの、福井駅周辺参加店舗アンケートを除き集客数の記載はなかった。現状の実績報告の内容で、当業務の目的とした成果をあげているか否かについて、福井市として判断することができないのではないかと考える。 委託業務が、目的とした成果をあげたか否かを確認するために、業務の目標とする具体的な指標及びその具体的な目標値を設定することが必要ではないかと考える。また、その具体的な指標とその目標値について委託先と共有し結果を共有することが、事業の目的を達成するために必要と考える。 本事業は単年度の事業であることから、継続的な実施事業ではないが、今後単年度事業において委託を実施する際には、上記の観点に注意して、仕様書を含め、事業設計を行うことが必要と考える。	

2-39. 県営事業負担金

1. 事業の概況

事業名 (歳出予算科目)	大事業：産業団地整備事業費、中事業：県営事業負担金 (款：産業団地整備事業費、項：産業団地整備事業費、目：産業団地整備事業費)
事業の目的及び必要性	大規模な産業用地の確保
事業内容	県営産業団地整備事業費として県が支出する事業費の1/3を負担する。
根拠法令等	—
実施要綱等	—
第八次福井市総合計画における位置づけ	—
事業開始年度	令和5年度
事業終了年度(予定)	令和9年度

2. 事業の成果

当事業は県が実施する産業団地整備事業の事業費を一部負担するものであるため、事業の成

果を確認する目標値は定めていない。

3. 歳入、歳出の推移

(単位：千円)

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
歳入	A 予算現額	—	—	7,470
	B 決算額 (収入済額)	—	—	5,515
	C 差額 (A-B)	—	—	1,955
歳出	D 予算現額	—	—	7,470
	E 決算額 (支出済額)	—	—	5,515
	F 繰越額	—	—	—
	G 不用額 (D-(E+F))	—	—	1,955

増減の理由

【令和5年度】令和5年度に事業が開始されたため。

4. 歳入の内訳 (令和5年度)

(単位：千円)

款・項・目	決算額	主な内容
01 繰入金		
01 一般会計繰入金	15	一般会計繰入金
01 一般会計繰入金		
03 市債		
01 市債	5,500	産業団地整備事業債
01 産業団地整備事業債		
合計 (= 3 の B)	5,515	

5. 歳出の内訳 (令和5年度)

(単位：千円)

節	決算額	主な内容
18 負担金、補助及び交付金	5,515	県営産業団地整備事業費 (測量業務委託、設計業務委託等) に対する負担金
合計 (= 3 の E)	5,515	

6. 監査の結果と意見

特記すべき事項はない。

3. おもてなし観光推進課

3-1. 地区観光協会等助成事業

1. 事業の概況

事業名 (歳出予算科目)	大事業：観光団体助成事業、中事業：地区観光協会等助成事業 (款：商工費、項：観光費、目：観光費)
事業の目的及び 必要性	地区観光協会等が住民の参画を得て、地域資源の発掘・調査やそれを活かした観光 PR や地域イベント等を実現することで、地域住民の地域に対する誇りやおもてなしの心が醸成され、福井市のイメージアップにつながる。
事業内容	地区観光協会の観光振興活動や、福井県観光連盟のコンベンション誘致活動に対する助成
根拠法令等	—
実施要綱等	—
第八次福井市総合計画における位置づけ	政策：福井の魅力「福いいネ！」を実感できる、おもてなしの心があふれる観光のまちをつくる 施策：誘客プロモーションを強化する
事業開始年度	平成 24 年度
事業終了年度(予定)	— (半永久的に続く事業である。)

2. 事業の成果

事業の成果を確認する指標及び目標値の推移

指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
観光案内所案内人数(人)	78,000	79,500	81,090

上記目標値に対する実績値の推移

指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
観光案内所案内人数(人)	37,375	61,448	69,165

事業の成果の達成・未達の理由

新型コロナウイルス感染症の影響によって、観光需要が低下したため。

3. 歳入、歳出の推移

(単位：千円)

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
歳 入	A 予算現額	—	—	—
	B 決算額(収入済額)	—	—	—
	C 差額(A-B)	—	—	—
歳 出	D 予算現額	40,662	37,863	43,719

出	E 決算額（支出済額）	29,741	33,478	40,157
	F 繰越額	—	—	—
	G 不用額（D－(E+F)）	10,921	4,385	3,562

増減の理由

【令和4年度】重要な増減なし。

【令和5年度】重要な増減なし。

4. 歳入の内訳（令和5年度）

（単位：千円）

該当なし。

5. 歳出の内訳（令和5年度）

（単位：千円）

節	決算額	主な内容
18 負担金、補助及び交付金	40,157	負担金、補助金
合計（＝3のE）	40,157	

6. 監査の結果と意見

（1）福井市観光協会への補助金額の確認について

当事業では、福井市及びその周辺における観光の振興を図り、地域経済活性化並びに文化の向上を目指す（公財）福井市観光協会（以下「福井市観光協会」とする）の事業に対して、補助を実施している。「公益財団法人福井市観光協会事業補助金交付要綱」によると、対象事業は、

- ① 観光客受入態勢の整備、強化に関する事業
- ② 観光催事の推進に関する事業
- ③ 観光客受入環境の整備、強化に関する事業
- ④ 観光に関する調査、情報の収集及び提供に関する事業
- ⑤ 観光客誘致活動の推進に関する事業
- ⑥ 旅行業法に基づく旅行業に関する事業
- ⑦ その他、観光振興に資する事業に関する事業

であり、交付の対象となる経費は、該当する事業のうち、下記の表に掲げる経費となっている。

なお、補助金の額は、交付対象経費のうち、予算で定めた範囲内の額である。

区分	補助対象となる経費
人件費	従事職員にかかる人件費及び共済費
報償費	講師・専門家、ツアーガイド・オーダーメイドガイド活動の謝礼金
旅費	講師・専門家等の招聘旅費及び出向宣伝・調査研究・研修等にかかる旅費 *旅費には交通費、宿泊費、日当を含む。

通信運搬費	事業遂行上必要な通信運搬費
備品購入費	事業遂行上必要な備品購入費
消耗品費	事業遂行上必要な消耗品費
印刷製本費	事業遂行上必要な印刷製本費
食糧費	事業遂行上必要な飲食にかかる経費。ただし、団体構成員に対するものを除く。
燃料費	車両の燃料費
使用料及び賃借料	施設入館料等にかかる費用
保険料	視察研修やガイド活動等にかかる保険料、旅行特別補償保険等
負担金	各種観光団体等負担金及び各種研修、講座、試験等にかかる経費
委託費	インターネットサイト構築等及びデータベース保守点検等にかかる経費
広告宣伝費	事業遂行上必要な広告媒体等を活用するために支払われる経費
支払手数料	振込手数料、宿泊予約サイト手数料等にかかる経費

ここで、福井市では、福井市観光協会への補助金支出額をどのように確認しているかを確認したところ、福井市観光協会で保管している支払証拠書類を担当者が確認し、各事業別の支出金額を把握しているとの回答を得た。その際に、事業別の支出金額を一元的に可視化できるような資料は作成していないとのことであった。

【意見】	確認時の資料作成と保管について
福井市では、福井市観光協会への補助金額が適切であるかどうか原資証憑と帳簿金額を突合し、金額を積算していくことで確認を実施している。このように詳細な確認作業を実施している反面、集計表のような資料を作成・保管していないため、担当者が実施した確認作業を事後的にレビューすることが困難な状況にある。 補助金の集計表を作成し、全体の金額を一元的に把握できるようにすることで、外部への説明が容易になる。福井市観光協会に対しては、多額の補助金を支出しており、その補助金が適切に使用されたかどうかは重要なポイントとなる。担当者以外にも、容易に確認・理解できるような資料を作成・保管しておくことが必要と考える。	

3-2. 観光担い手育成事業

1. 事業の概況

事業名 (歳出予算科目)	大事業：観光まちづくり推進事業、中事業：観光担い手育成事業 (款：商工費、項：観光費、目：観光費)
事業の目的及び 必要性	観光に携わる人材を育成し、観光客への対応を向上させることで、訪れた観光客が福井での滞在を楽しみ、「また来たい」と思ってもらえるような環境を整えていく。
事業内容	おもてなしの心を醸成する「観光おもてなし市民運動」推進と、福井の魅力を伝えられる観光ガイドの育成。

根拠法令等	—
実施要綱等	—
第八次福井市総合計画における位置づけ	政策：福井の魅力「福いいネ！」を実感できる、おもてなしの心があふれる観光のまちをつくる 施策：おもてなしの充実を図る
事業開始年度	平成 26 年度
事業終了年度(予定)	—（半永久的に続く事業である。）

2. 事業の成果

事業の成果を確認する指標及び目標値の推移

指標	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
福井を訪れた人の好意的な意見の割合（％）	95.0	95.0	96.0

上記目標値に対する実績値の推移

指標	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
福井を訪れた人の好意的な意見の割合（％）	96.0	96.4	96.3

事業の成果の達成・未達の理由

おもてなし研修や講習会を開催するなど、市民と共におもてなし運動を推進したことにより、おもてなしの心が醸成されつつある。

3. 歳入、歳出の推移

(単位：千円)

項 目		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
歳入	A 予算現額	—	—	1,166
	B 決算額（収入済額）	—	—	975
	C 差額（A－B）	—	—	191
歳出	D 予算現額	2,124	2,128	2,582
	E 決算額（支出済額）	1,719	2,061	2,203
	F 繰越額	—	—	—
	G 不用額（D－(E+F)）	405	67	379

増減の理由

【令和 4 年度】重要な増減なし。
【令和 5 年度】重要な増減なし。

4. 歳入の内訳（令和 5 年度）

(単位：千円)

款・項・目	決算額	主な内容
15 国庫支出金 02 国庫補助金 09 商工費国庫補助金	975	デジタル田園都市国家構想交付金 (委託料、報償費、郵便料)
合計 (= 3 の B)	975	

5. 歳出の内訳 (令和5年度)

(単位: 千円)

節	決算額	主な内容
07 報償費	320	講師謝礼
08 旅費	42	旅費
10 需用費	13	食糧費
11 役務費	16	郵便料
12 委託料	1,731	委託料
13 使用料及び賃借料	83	会場借料
合計 (= 3 の E)	2,203	

6. 監査の結果と意見

(1) 目標値算出の母集団の偏りについて

当事業の成果を確認する指標としては、福井を訪れた人の好意的な意見の割合を設定している。福井を訪れた人の意見は、「観光おもてなし体験だより」として作成されているリーフレット(応募はがき、QR コード付き)や福井市観光公式サイト「福いろ」から収集されている。「観光おもてなし体験だより」は、福井市内の宿泊施設や観光地などに紙面を設置してある他、「福いろ」でもデータが公開されている。

なお、「観光おもてなし体験だより」上では、「福井での心温まる体験その他、ご意見をお聞かせください」という記載で意見を募集している。また、「福いろ」上では、「福井市では、ふくいを訪れたみなさんに気持ちよく過ごしていただけるよう、市民一体となったおもてなしの充実に取り組んでいます。あなたが福井の観光をした中で体験した温かい対応や親切がありましたら是非お寄せください。」と記載されている。

【意見】	福井を訪れた人の意見を収集するプラットフォームについて
福井を訪れた人の意見を収集するプラットフォームの設計が、心温まる体験の募集を基礎としているため苦情や提言が投稿されにくく、好意的な意見が集まりやすい構造になっている可能性がある。実際に好意的な意見が多いという面もあると思うが、プラットフォームの特性により、その割合が過大評価されているのではないだろうか。 例えば、過去3年間については、目標値に対する実績値が常に1%程度上回っていることから、好意的な意見に満ちた母集団の中からサンプリングされているのではないかとの懸念が生じる。「観光おもてなし体験だより」や「福いろ」は、観光客のポジティブな体験を共有す	

る上で非常に有効なツールであるが、より客観的な評価を行うためには、多様な意見収集方法を導入し、データの偏りを解消することが必要である。具体的には、多様な意見が集まりやすいように「福いろ」に、苦情や提言専用の投稿フォームを設置する等が考えられる。いろいろな意見収集方法を導入することで、より正確な現状把握が可能となり、より効果的な施策を実施できるのではないだろうか。

（２）オンラインおもてなし講習会について

当事業のサブ事業である「観光おもてなし市民運動推進事業」では、おもてなしへの理解と具体的な実践について、広く市民や事業者が学ぶためにオンラインおもてなし講習会を配信している。当該オンラインおもてなし講習会は、ふくい嶺北連携中枢都市圏域内の観光従事者、市町民、行政職員等を対象にしており、受講期間は、令和５年９月１日～令和６年２月２９日、講師は株式会社観光ビジネスコンサルタツの代表取締役社長である西川丈次氏が務めており、講習内容は１回１０分程度の全１５回程度で構成されている。

令和５年度に実際の視聴の申込みがあった件数は５５件であり、視聴回数等の目標値は特段設定されていないとのことであった。

【意見】	オンラインおもてなし講習会の目標値設定について
オンラインおもてなし講習会は、ふくい嶺北連携中枢都市圏域におけるおもてなし意識の向上を目的として実施されている。１回１０分程度の短時間講義を複数回にわたって配信することで、忙しい受講者でも継続して学習できるように、また、対象者についても観光従事者だけでなく、市民や行政職員など、幅広い層を対象とすることで、地域全体のおもてなし意識を向上させることができるように設計されている。 このように気軽に効果的におもてなしを学べるように計画されたオンライン講習会であるが、その事業効果の把握に際して、視聴申込件数が把握されているのみであり、視聴回数や視聴完了率などの具体的な目標設定がされていない。そのため、オンライン講習会を実施した効果を定量的に評価することが困難である。今後、事業を実施する際には、その効果を測定するため、定量的な数値目標を設定することが必要である。	

（３）ボランティア団体の年齢構成について

観光地としてのおもてなし体制を整備するために、観光ボランティアガイドとして必要な知識、接遇などを実践的に学んだ市民を、「ふくい観光おもてなしガイド」として登録している。ふくい観光おもてなしガイドとしては、平成２７年の登録開始以降５６名の市民が登録し活動している。ふくい観光おもてなしガイドは、高齢化が進行しており、平均年齢は６９歳となっている。ここで、ふくい観光おもてなしガイドの年齢構成は、下表のとおりである。

(単位：人)

世代	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	合計
ガイド数	0	0	0	1	6	16	33	56

構成比	0.0%	0.0%	0.0%	1.8%	10.7%	28.6%	58.9%	—

【意見】	若者ボランティアの参加推進について
福井市の観光推進にとって、ボランティア団体の活動はなくてはならないものである。しかしながら、上記のようにボランティア団体の年齢構成は大きく偏っており、30代以下が存在していないのに対して、60代以上が全体の87.5%を占めている。また、40～50代の中堅世代のボランティア数も少ない。特に70代以上の世代が58.9%と半数近くを占めていることから、この世代がボランティア活動を引退した場合に、十分なボランティア人数の確保が難しく、ボランティア活動の質が低下することが想定される。また、観光客とガイドの世代間ギャップにより、観光客のニーズを満たせない可能性もある。 福井市のおもてなし活動を持続可能なものとするためには、若年層の参加を促進し、世代間の連携を強化することが不可欠である。福井市としては、若者ボランティアの募集を大々的にアピールし、興味のある人材を取り込んでいけるよう積極的に関与していくことが必要と考える。	

3-3. 観光誘客事業

1. 事業の概況

事業名 (歳出予算科目)	大事業：観光まちづくり推進事業、中事業：観光誘客事業 (款：商工費、項：観光費、目：観光費)
事業の目的及び必要性	北陸新幹線開業効果の最大化、中部縦貫自動車道県内全線開通を見据え、インバウンドも含めた観光誘客促進、認知度向上、福井市の観光消費の拡大を図る。
事業内容	県外での出向宣伝や商談会等の実施による観光プロモーション並びにポータルサイト等による観光情報の発信。さらには台湾やフランス等インバウンドの誘客促進に向けた情報発信等。
根拠法令等	—
実施要綱等	—
第八次福井市総合計画における位置づけ	政策：福井の魅力「福いいネ！」を実感できる、おもてなしの心があるふれる観光のまちをつくる 施策：誘客プロモーションを強化する
事業開始年度	平成24年度
事業終了年度(予定)	— (半永久的に続く事業である。)

2. 事業の成果

事業の成果を確認する指標及び目標値の推移

指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度

市内観光客入込数（万人）	436	446	458

上記目標値に対する実績値の推移

指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
市内観光客入込数（万人）	271	324	391

事業の成果の達成・未達の理由

新型コロナウイルスの流行により観光需要が低下したため目標を達成できなかった。

3. 歳入、歳出の推移

（単位：千円）

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
歳入	A 予算現額	—	2,150	24,345
	B 決算額（収入済額）	—	2,886	18,427
	C 差額（A－B）	—	-736	5,918
歳出	D 予算現額	63,897	62,414	113,779
	E 決算額（支出済額）	58,403	60,094	111,057
	F 繰越額	—	—	—
	G 不用額（D－(E+F)）	5,494	2,320	2,722

増減の理由

【令和4年度】重要な増減なし。

【令和5年度】北陸新幹線福井開業や北陸DC等を控え、国内及びインバウンド誘客促進を図るため、プロモーション事業の強化、及び新たな観光案内所開設にかかる事業費が増えたため。

4. 歳入の内訳（令和5年度）

（単位：千円）

款・項・目	決算額	主な内容
15 国庫支出金 09 商工費国庫補助金 06 観光費補助金	15,421	デジタル田園都市国家構想交付金 （委託費、使用料、負担金）
16 県支出金 02 県補助金 01 総務費県補助金	3,006	北陸新幹線アイデアコンテスト実行支援事業補助金（委託費、消耗品費）
合計（＝3のB）	18,427	

5. 歳出の内訳（令和5年度）

（単位：千円）

節	決算額	主な内容
07 報償費	59	
08 旅費	2,119	
10 需用費	2,762	消耗品費、食糧費、印刷製本費
11 役務費	625	郵便料、専用回線料、手数料
12 委託料	97,032	
13 使用料及び賃借料	787	
17 備品購入費	2,612	
18 負担金、補助及び交付金	5,063	
合計 (= 3 の E)	111,057	

6. 監査の結果と意見

(1) 観光誘客事業について

当事業は、北陸新幹線開業効果の最大化、中部縦貫自動車道県内全線開通を見据え、インバウンドも含めた観光誘客の促進を目的として実施されており、観光誘客事業という中事業の中に、小事業が 11 存在する。各小事業の詳細は以下のとおりである。

No	小事業名	事業の背景、目的及び必要性	事業費予算 (千円)	事業の 成果指標
1	セー ル ス 活 動 事 業	北陸新幹線開業や北陸 DC を見据え、首都圏に向けた PR を行うことにより、認知度向上や観光誘客拡大を図る。	5,497	市内観光客入 込数
2	粋 福 グ ル メ プ ロ モ ー シ ョ ン 等事業	市内観光 3 拠点において、若者のニーズ及び SNS 利用を喚起させるために、専門家やインフルエンサーなどによる監修でフォトジェニックな食を創出し、旅行機運を高める。	3,533	同上
3	北 陸 新 幹 線 福 井 開 業 及 び 北 陸 DC に 向 け た 誘 客 事 業	北陸新幹線福井開業時や桜マラソンの機会を捉えた観光 PR を実施し、開業後の誘客促進を図る。また、県や関係市町と連携して全国宣伝販売会議での PR や視察を行い、北陸 DC を含め開業以降の観光客受け入れ環境整備を進める。	1,954	同上
4	「 福 井 の 観 光	北陸新幹線福井開業(令和 5 年度)を控えているため、福井市の知名度向上とイメージア	16,439	同上

	イチ推し」発信事業	ップを図り、誘致促進を進める必要がある。		
5	東口観光案内所準備事業	じゃらん宿泊観光調査2021において、「現地で良い観光情報を入手できた」の評価が最下位となっている。新幹線延伸により増加する観光客が満足する情報発信を行うために、東口拡張施設内に県と協力して開設する観光案内所を準備する。	32,000	観光案内所の案内人数の増加
6	トキメクふくい！ガイドブックとお土産開発事業	北陸新幹線福井開業や北陸DC開催を控え、今後多くの誘客が見込まれる。旅行の楽しみの1つである、「食」と「お土産」にスポットをあて、女性受けする新たなガイドブックの作成、魅力的なお土産を開発することにより、観光消費拡大及び観光誘客を促進する。また併せて越前海岸や桜など福井の各観光地の認知度向上、魅力発信を図る。	3,000	市内観光消費額
7	都市間交流事業	高知市とは観光プロモーションの提携をしており、本市との都市間交流を通じて観光PRなどを行う必要がある。	4,053	市内観光客入込数
8	観光誘客「チアダン×ふくいネ！」事業	知名度の高い「福井のチア」と連携することで、福井の情報発信力と訴求力の強化を図る。またチアらしいパフォーマンスを新幹線福井駅開業時の機運盛り上げにつなげる。	800	市内観光客入込数
9	デジタルコンテンツ構築・運用事業	近年、WEBサイト、SNSから情報を収集している人が増加している。スマートフォン等からいつでも確認できるデジタルコンテンツによる情報発信を強化することで、観光客の福井への興味関心、来訪への訴求を行うことができる。	8,000	SNSフォロワー数
10	インバウンド推進事業	北陸新幹線福井開業を見据え、訪日外国人観光客が多く訪れている台湾や、今後さらに伸びると考えられるフランスをターゲット	2,939	市内外国人宿泊者数

	業	トに、福井の認知度向上及び誘客を図る。		
11	外国人 目線での インバウ ンドプロ モーション	北陸新幹線福井開業や大阪・関西万博を控え、さらにはアフターコロナにおけるインバウンド消費への期待はこれまでになく高まっている。令和4年に本市が実施した「外交官インバウンド調査(令和4年)」の結果を踏まえ、外国人の目線を意識した手法により、インバウンド推進を図る必要がある。	7,940	市内外国人宿泊者数

このうち、1～9までの所管は、おもてなし観光推進課となっており、10・11についての所管は、おもてなし観光推進課国際室となっている。

【意見】	観光誘客事業の小事業の整理について
北陸新幹線福井開業、北陸 DC、大阪・関西万博、中部縦貫自動車道県内全線開通という観光誘客の好機を捉えるために、観光誘客に関連する様々な事業を、観光誘客事業という1つの中事業の中で実施している。事業の特性上、同じ事業を継続的に実施するわけではないことから、大きな事業の括りで予算を確保してきたなど、理由はいろいろとあると思われる。しかし、多様に細分化された事業を、1つの事業の中で実施しているため、全体像が見えにくくなってしまっている。このような状況では、仮に、各事業間で似通った内容の事業が存在しており、統合して実施した方が効率的・効果的な事業が存在していたとしても、発見することが困難である。また、様々な取組を実施して観光客を福井に呼びたい！という意気込みは伝わってくるが、観光誘客事業全体として見たときには、多種多様な小事業を盛り込んだことでアピールポイントがぼやけてしまっている印象を受け、さらに、小事業ごとの取り組みが、有機的に結びついて相乗効果を生み出せるように計画されているかという点でも疑問が残る。 今後は、小事業を目的や目標値等で整理したりカテゴライズしたりすることで、観光客により強い印象を残すような施策を効果的かつ効率的に実施していくことが必要と考える。福井市をどのように売り込んでいくか俯瞰的な視点でブランディングしていくことが、福井の認知度と魅力を高めることに繋がっていくと考える。	

(2)「ふくい観光イチ推し」発信事業について

当事業では、北陸新幹線福井開業に備えて、プロモーションを強化することを目的としている。具体的なプロモーションとしては、都営地下鉄や JR 主要駅でのポスターの掲載、イメージアップ総合パンフレットである FUKUI CITY GUIDE リニューアル、テレビ番組の誘致を実施している。

このうち、テレビ番組の誘致については、テレビ番組を活用した PR を通して福井市に関する情報発信を行い、知名度向上、誘致促進につなげるため、株式会社大広北陸に 2,310 千円で業務を委託している。仕様書に記載されている委託業務内容は、下記(1)～(3)に提示する条件に合う

番組を誘致することや必要に応じて情報提供や現場立会いなど撮影支援を実施することであった。

- (1) 誘致番組はBS、CS、地上波問わないが首都圏にて放映されること。
- (2) 誘致番組は別紙「候補番組リスト」Bグループから1本とすること。
- (3) 福井の食、人、文化又は観光素材を取り入れた内容の番組にすること。

なお、候補番組リストでは、潜在視聴者数に応じてAグループ(上位)とBグループ(下位)が分かれており、Bグループの中にも、9つのテレビ番組名が記載されていた。この9つのテレビ番組については、放送時間帯や放送チャンネル、番組種類等、さまざまな番組が提示されていた。

【意見】	テレビ番組誘致の方向性について
当事業では、首都圏の潜在観光客にPRするため、テレビ番組を誘致している。しかし、テレビ番組の誘致の際に、放送テーマについての指示はあるが、その他については、大枠での指示しかないため、結果として、PR対象が不明確になってしまっている。より詳細なターゲット層を特定し、放送テーマに沿って、より具体的な番組内容を提案すべきであった。また、テレビは、多くの視聴者にアピールできるツールであるが、近年は若者を中心にテレビ離れが生じている。 これらの結果、戦略的な計画がないテレビ番組誘致は、費用対効果が薄いPR方法となってしまう可能性がある。費用対効果を十分に検討して、それでもテレビというツールも活用するのであれば、その内容と結果にもこだわってテレビ番組の制作に関与していくことが必要と考える。	

(3) 東口観光案内所準備事業の目標値設定について

東口観光案内所は、令和6年3月に、北陸新幹線の福井開業を機に新しくオープンした観光案内所である。設置場所は、福井市観光交流センター内であり、JR 福井駅に直結している。東口観光案内所のパンフレットスペースには、県内全市町の情報が豊富にそろい、観光チケット、旅行商品、お土産などの販売も行われている。さらにアクティブスペースでは、工芸やクラフトの体験ワークショップにも参加できる。また、英語対応可能なコンシェルジュを含む常時3~4名のコンシェルジュが観光案内に対応しているほか、映像翻訳システムにより英語以外にも12か国の言語や手話にも対応している。

当事業では、この東口観光案内所の設置に必要な準備を実施しており、福井市と福井県、公益社団法人福井県観光連盟が連携して整備を進めている。

当事業の成果を測定する指標としては、「観光案内所の案内人員数」と設定している。今後の目標値については、下記のとおりである。

指標(単位:人)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
観光案内所の案内人員数	148,000	150,000	153,000	153,000

なお、当該目標値は、東口観光案内所のみではなく、西口観光案内所の案内人員も併せた数値となっている。ここで、比較のためにこの目標値から東口観光案内所の1ヶ月当たりの目標値を算出すると、6,166人となる。それに対して、東口観光案内所の令和6年3月のオープンから

9月までの実績値合計を確認したところ、33,476人となっていた。1月平均に換算すると4,782人となる。

【意見】	東口観光案内所準備事業の適切な目標値設定について
	令和6年3月に北陸新幹線福井開業という一大イベントがあったにも関わらず、観光案内所の案内人員数について、目標値に比べて実績値が思ったより伸びていない。令和6年の1ヶ月平均で比較した場合、実績値4,782人は目標値6,166人を約22%下回っている。そのため、目標値の見積もりが妥当ではなかったのではないかと懸念される。 今後、令和6年度から令和9年度にかけて、目標値となる観光案内人員数は増加すると見込んでいるが、今後観光客を増加させ、東口観光案内所の機能を余すところなく活用していくためには、有効な観光施策を切れ目なく継続していくことが必要不可欠になってくる。それでも目標値が実績値と乖離してくるようであれば、目標値を再設定し、事業の効果を適切に測れるよう調整することも検討することが必要である。

(4) 東口観光案内所運營業務の再委託について

東口観光案内所の運營業務は、公益社団法人福井県観光連盟に5,760千円で委託されている。委託業務の詳細については、別途仕様書にて定められている。仕様書によると、主な業務内容は、県内全域及びその他周辺地域の広域観光及び交通案内、観光パンフレット等の配架・管理、多様なニーズに対応した観光情報の提供等がある。

ここで、当施設における業務委託契約書の第7条には（再委託の制限）条項が定められており、委託業務を再委託する際には福井市の承認が必要となる旨が記載されている。また、仕様書の「8 受託事業者の責務」の（5）再委託の取扱いについては「業務内容の一部を再委託する場合は、再委託の内容及び再委託先に対する管理方法等を記載した書面を委託者に提出し、承諾を得ること」との記載がある。

福井県観光連盟は、受託業務のうち、所長以外の案内員派遣については株式会社法美社に、展示ディスプレイコーディネートについては個人事業者に再委託を行っている。しかし、共に承認資料は書面で作成されておらず、口頭による説明及び承認のみ実施されていた。

【意見】	再委託に関する承認申請の適切な運用について
	福井市では、業務の責任の明確化、個人情報の保護などを目的として一般的に業務委託契約書を作成する際には、再委託の制限条項を規定している。東口観光案内所の運營業務委託契約書及び仕様書にも再委託の制限条項が記載されているものの、上記株式会社法美社や個人事業者に対する再委託業務について、福井市への承認申請が実施されていなかった。再委託の制限の目的や、事後検証の実施のためにも、再委託を行う際には、契約書に記載されている承認申請の適切な運用が必要である。また、福井市としては、委託業務の中に再委託されている業務が生じていないか、生じているならば適切に承認申請されているものであるかをモニタリングしていくことも必要である。

(5) 都市間交流事業について

当事業では、観光プロモーション・パートナーシップ協定を締結した高知市での物産展を開催することにより、高知市での本市の認知度向上、観光誘客拡大を図っている。物産展は、令和5年9月9日～11日にイオンモール高知にて実施されており、プロポーザル方式で委託業者を募集していたが、1社しか応募がなかった。委託先は、福井市の株式会社マインドアンドサウンドライフであり、委託料の予算は3,000千円であった。

【意見】	プロポーザルの際の情報周知について
物産展の委託業者の選出においてプロポーザル方式を採用しているものの、応募者が1社であったため、プロポーザルの目的が満たせていない。この点を福井市に確認したところ、高知という場所が遠かったこと及び委託業者への周知が十分でなかったことが、応募者が少なかった理由として考えられるとの回答を得た。 数社を競争させ、客観的な評価を行うことで、福井市は、より費用対効果の高い事業が実施できる。そのため、事前に委託業者に対して十分に情報を周知した上でプロポーザルを実施するべきであったと考える。	

(6) インバウンド推進事業の目標値について

インバウンド推進事業では、「市内外国人宿泊者数」を目標値として設定している。この「市内外国人宿泊者数」は、観光庁「宿泊旅行統計調査」第2表にて公表されている「福井県・外国人延べ宿泊者数」を利用しており、福井市が直接的に調査を実施しているわけではない。観光庁が公表している数値は福井県の数値であり、福井市内の数値も参考数値として公表されているが、信頼性が低い数値であるとのことである。

なお、福井市が調査を実施していない理由としては、事業者の負担の増加への懸念が挙げられる。事業者は観光庁の調査にも協力している中で、福井市独自の調査にも協力を依頼することが過剰な負担になるのではないかと懸念しているとのことであった。

【意見】	市内外国人宿泊者数の適切な把握について
インバウンド推進事業においては、福井市への外国人観光客誘致を目的とした様々な取り組みを実施している。事業成果を測る指標として「市内外国人宿泊者数」を設定しているが、現状、この数値の正確な把握ができていない状況にある。 目標値を適切に設定し、事業の成果を正確に評価するためには、信頼性の高い集計システムを構築することが不可欠である。事業者の負担増を懸念するのであれば、後の「3-5.観光動態調査事業」においても言及しているように、観光DXを推進することが有効ではないかと考えられる。効率的に観光動態データを収集する方法について検討し、正確なデータを収集できるような体制を早期に整えることが必要と考える。	

(7) フランス・パリにおける観光情報発信事業について

インバウンド推進事業では、フランス・パリにおける観光情報発信事業を実施している。当

事業では、北陸新幹線福井開業を直前に控え、フランスの首都パリに拠点を置く本市ゆかりのレストラン「越前そば東郷」と連携した福井の PR を実施することにより、欧州における本市の認知度向上及びインバウンド誘客を図ることを目的としている。「越前そば東郷」は、福井市出身の夫婦で経営されており、平成 29 年に開店、福井産のそば粉等にこだわっている人気店である。店舗立地がよく、利用者の 8 割がフランス人である。

委託業務内容は、店舗を活用した PR であり、具体的には、店舗内での観光ポスターの掲出やパンフレットの配架など、福井を PR するキャンペーンを実施すること、店舗営業に支障の無い範囲で、ポスターやパンフレットに関するお客様からの質問等に対応することである。委託料は、@50 千円×1 ヶ月×四季で 200 千円である。その他にも店舗設置に応じたサイズポスター印刷費及び郵送料が生じており、総事業費予算は 339 千円となっている。

【意見】	フランス・パリにおける観光情報発信事業の有効性検討について
パリの中心地という恵まれたエリアでの PR は、確かに一定のインパクトが期待できるが、ターゲットが非常にピンポイントであるため、福井の魅力が広く伝わるか、実際の誘客に繋がっているかという点では、疑問が残るところである。PR 活動によって達成したい具体的な目標を明確にし、事業の効果を測定していくことが必要と考える。また、委託料については、委託店との協議の上で決定されているとのことであるが、費用対効果という観点から、その金額が妥当かどうかを慎重に検討することも必要である。	

3-4. 教育旅行・学生合宿支援事業

1. 事業の概況

事業名 (歳出予算科目)	大事業：観光まちづくり推進事業、中事業：教育旅行・学生合宿支援事業 (款：商工費、項：観光費、目：観光費)
事業の目的及び 必要性	学生等の誘客による直接的な消費活動につながるほか、将来の観光消費活動の中心世代となる若者に対し、需要の多い合宿活動への補助を行い、福井を訪れるきっかけをつくる。
事業内容	市内の宿泊を伴う教育旅行について、宿泊費及び交通費、体験料を助成する。また、県外の高等学校・短期大学・大学の運動系及び文化系団体が、市内に宿泊して行う合宿に宿泊費及び地域交流活動費を補助する。
根拠法令等	—
実施要綱等	福井市教育旅行促進補助金交付要綱 福井市学生合宿促進補助金交付要綱
第八次福井市総合計画における位置づけ	政策：福井の魅力「福いいネ！」を実感できる、おもてなしの心があふれる観光のまちをつくる 施策：観光資源を磨き上げる
事業開始年度	平成 21 年度
事業終了年度(予定)	— (半永久的に続く事業である。)

2. 事業の成果

事業の成果を確認する指標及び目標値の推移

指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
教育旅行補助件数（人）	2	2	4
学生合宿補助人泊数（人）	12,500	14,000	14,000

上記目標値に対する実績値の推移

指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
教育旅行補助件数（人）	1	3	0
学生合宿補助人泊数（人）	736	3,182	5,811

事業の成果の達成・未達の理由

新型コロナウイルス感染症の影響により、大人数や宿泊を伴う活動そのものの機会が減少しているため、目標を達成できなかった。近年、回復の兆しが見えてきたものの、以前の状況に戻るまでは時間を要する。

3. 歳入、歳出の推移

（単位：千円）

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
歳入	A 予算現額	9,600	9,800	9,800
	B 決算額（収入済額）	540	1,974	6,342
	C 差額（A－B）	9,060	7,826	3,458
歳出	D 予算現額	10,993	17,502	16,091
	E 決算額（支出済額）	1,076	4,076	9,716
	F 繰越額	—	—	—
	G 不用額（D－(E+F)）	9,917	13,426	6,375

増減の理由

【令和4年度】新型コロナウイルス感染症からの回復傾向にあったため。

【令和5年度】新型コロナウイルス感染症からの回復傾向にあったため。

4. 歳入の内訳（令和5年度）

（単位：千円）

款・項・目	決算額	主な内容
16 県支出金 02 県補助金 06 商工費県補助金	6,342	福井を学ぶ体験旅行推進事業補助金 （補助金）
合計（＝3のB）	6,342	

5. 歳出の内訳（令和5年度）

（単位：千円）

節	決算額	主な内容
18 負担金、補助及び交付金	9,716	補助金
合計（＝3のE）	9,716	

6. 監査の結果と意見

（1）教育旅行促進補助制度について

当事業のサブ事業である「旅行教育支援事業」のうち、教育旅行促進補助では、福井市内での宿泊を伴う教育旅行行程を組む旅行事業者に対し、補助金を交付し誘致を実施しており、教育旅行での来福をきっかけに福井の魅力に触れてもらうことで将来の観光客誘致につなげようとしている。補助対象は、学校教育法に定める小中高校が学校行事として行う教育旅行(修学旅行やその前段階となる体験学習旅行)で、福井市内の宿泊を伴うものである。また、補助としては、市内での宿泊を伴う教育旅行に対して、宿泊費(1 千円/人)及び交通費(2～4 千円/人)、また市内で行われる観光、体験メニューの数に応じた体験料の補助を実施している。補助内容の詳細については、下表のとおりである。

補助項目	助成額(円/人)	内容
宿泊費	1,000	市内の宿泊施設でかかった宿泊費について 1 泊あたり 1,000 円/人を助成。
交通費	(航空機)4,000	福井への旅行の往路に航空機を利用した場合、4,000 円/人を助成。
	(新幹線)3,000	福井への旅行の往路に新幹線を利用した場合、3,000 円/人を助成。
	(バス他)2,000	福井への旅行の往路に貸切バス・在来線を利用した場合、2,000 円/人を助成。
体験料	500	市内の観光施設や体験施設を 3 カ所以上巡る場合、1 カ所につき 500 円/人を助成。

当事業については、令和5年度の予算要求時には 200 千円の補助×1 校と 400 千円の補助×3 校、計 4 校の利用を見込んでいた。しかしながら、実際に令和5年度の当該補助制度の利用実績は 0 件であった。

【意見】	教育旅行促進補助制度の有効性について				
教育旅行促進補助制度の令和 5 年度の実績は 0 件であった。ここで、平成 30 年度から令和 5 年度の実績値推移は下表のとおりである。					
年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
目標件数(件)	1	1	2	2	4
利用件数(件)	1	0	1	3	0

令和 2、3 年度については、新型コロナウイルス感染症の影響があるため、利用実績が目標値を下回っている。令和4年度については、新型コロナウイルス感染症が落ち着きを見せ始めたため、実績値が目標値を上回っている。そこで、令和5年度には観光客の増加を期待して目標値を増加させたが、実績は0件に終わっている。

令和5年度の補助件数が落ち込んでいる点について、担当者にヒアリングしたところ、制度の周知不足に加え、次の点を確認した。福井市は他の教育旅行補助金との一部併用を認めているが、他団体では認めていない事例が多い。福井市でも補助金利用に関する相談を受けているものの、他団体の助成制度の方がコストパフォーマンスの面で優れていると判断し、そちらを優先的に利用する事例が複数確認されている(例えば、金沢市では、補助額 2,000 円/人である)。すなわち、福井市の教育旅行補助金は、他団体の補助制度がより魅力的な条件を提示しているケースがあり、利用者の選択肢から外れてしまっている可能性がある。

福井市の教育旅行補助金は、福井市への教育旅行を促進する上で重要な役割を担っているが、他団体の補助制度との競争に勝ち抜くためには、プラスアルファが必要であると感じる。今後、補助件数の動向を確認しつつ、よりよい制度になるように検討を重ね、補助額が見劣りしないように見直しを図るとともに制度の周知を図り、より多くの利用者に効果的に福井市の補助金を利用してもらうように努めていくことが必要である。

(2) 学生合宿支援制度のホームページ公開情報について

福井市は、学生合宿支援の情報を福井市のホームページ上で公開している。学生合宿支援制度は、福井県外の学生団体が福井市内で宿泊を伴う合宿を実施する場合、その団体に対して補助金を交付するものである。合宿補助要件を満たし、かつ合宿期間中に福井県を知る取り組みや地域住民等との交流のため、次の表に掲げる活動を行った場合には、地域交流活動補助が上乘せされる。

地域交流活動の分類	内容
観光施設の見学 (地域交流活動リスト参照)	自然、歴史・文化、食等に関する有料施設とし、カラオケ、ゲームセンター、ボウリングなどのアミューズメント施設、公園、飲食店、土産店は対象としない。 ただし、無料施設であっても、フェイスブックで活動内容を報告する場合や施設関係者や観光ガイド、地元住民の案内をつける場合は対象とする。
農林漁業体験 (地域交流活動リスト参照)	定置網、稲刈り、トマト収穫、サトイモ収穫体験等
ものづくり体験 (地域交流活動リスト参照)	そば打ち、かまぼこづくり、吹きガラス制作体験等
スポーツ、文化団体との交流、指導	強化試合・交流試合(合同演奏会)の実施、地域住民等を対象としたスポーツ(文化)教室・講習会の開催等を対象とする。

地域住民との交流	伝統的なまつりや、食や産業等のイベント、公衆入浴（宿泊とは別途費用のかかる入浴施設利用）等、地域住民と学生団体が交流するものを対象とする。
その他	上記以外の交流活動については、協議により決定する。

ここで表中の「地域交流活動リスト」については、同じページ内で公開されているが、最終の更新が令和元年9月であった。

【意見】	公開情報のアップデートについて
ホームページにて公開されている情報が、令和元年9月現在のものであり、現在の情報と乖離している可能性がある。監査人が「地域交流活動リスト」の内容を確認したところ、すでに閉館している伊自良の里資料館がリスト中に含まれていたり、施設利用金額が実際の金額と若干異なっていたりするなど一部乖離が見られた。 利用者に誤った意思決定をさせないために、利用可能である施設やサービス・金額については、現状に合った正しい情報を公開することが必要である。定期的に、リストの内容が正しいか見直しを実施していくべきである。	

3-5. 観光動態調査事業

1. 事業の概況

事業名 (歳出予算科目)	大事業：観光まちづくり推進事業、中事業：教育旅行・学生合宿支援事業 (款：商工費、項：観光費、目：観光費)
事業の目的及び 必要性	観光誘客に向けた機会を控え、来福・観光の機運が高まっている一方で、新型コロナウイルス感染症の影響により、関連するニーズや動向は目まぐるしく変化している。そのような中、効果的な観光施策を実現していくためには、即時性が高く客観的な情報を施策に反映させ、観光のDXを推進する。
事業内容	令和5年度北陸新幹線福井開業、中部縦貫自動車道県内全線開業等、観光誘客に向けて、データに基づいた的確な観光施策の立案・事業を展開するため、携帯端末の在圏情報等により蓄積される位置情報を用いた観光客の行動、動態に関する分析調査を実施する。
根拠法令等	—
実施要綱等	—
第八次福井市総合計画における位置づけ	政策：福井の魅力「福いいネ！」を実感できる、おもてなしの心があふれる観光のまちをつくる 施策：誘客プロモーションを強化する
事業開始年度	実施されていない
事業終了年度(予定)	実施されていない

2. 事業の成果

当事業は、予算要求はされたものの未実施となった事業である。

3. 歳入、歳出の推移

(単位：千円)

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
歳入	A 予算現額	—	—	—
	B 決算額 (収入済額)	—	—	—
	C 差額 (A-B)	—	—	—
歳出	D 予算現額	—	—	—
	E 決算額 (支出済額)	—	—	—
	F 繰越額	—	—	—
	G 不用額 (D-(E+F))			

増減の理由

—

4. 歳入の内訳 (令和5年度)

(単位：千円)

該当なし。

5. 歳出の内訳 (令和5年度)

(単位：千円)

該当なし。

6. 監査の結果と意見

(1) 観光 DX の推進について

当事業は、携帯端末の在圏情報等により蓄積される位置情報を用いて観光動態データを収集し、分析、検証することで、データに基づいた的確な観光施策の立案・事業を展開することを目的として計画された。予算要求時点で想定されていた観光動態データ収集の対象地域は、嶺北 11 市町の任意のスポット(125mメッシュ)であり、集計できる対象としては、観光客入込数(携帯電話の位置情報と人口分布情報から算出した拡大推計)、対象地点来訪者数、対象地点来訪者数性別、年代別、居住地(発地)、来訪者流入ルートなどが挙げられていた。

この観光動態データ収集についての予算要求額は、プラットフォーム使用料として 1,200 千円、各種分析委託料(動態データ・流入経路・周遊調査)として 600 千円、分析レポート作成 200 千円の合計 2,000 千円であった。また、観光動態データを基にした観光統計データ検証・コンサルティング業務委託として別途 1,000 千円が計上されており、事業合計で 3,000 千円の予算を要求していた。

しかしながら、令和5年度は当事業について予算措置がなされなかったため、実際には実施さ

れていない。

【意見】	動態データを活用した観光 DX の推進について
効果的な観光施策を実現していくためには、客観的な情報をスピーディーに施策に反映させていくことが必要不可欠である。現状、福井市では、主要観光地等へ文書にて入込数を照会することで観光データを収集している。しかしながら、ほぼ手作業での集計は、膨大な時間と手間がかかるうえに収集できるデータにも限りがある。また、どうしても正確性に欠けるため、そのデータを基にして立案した観光施策が、世の中のニーズを的確にとらえているかという点には疑義が残る。すなわち、費用対効果が低く、得られる情報に見合うだけの効果が得にくい。	
その点、観光動態データは携帯端末の在圏情報を基にしているため、人件費がかからず支出額を削減できる(福井市が予算要求時に想定していた歳出削減効果額は5年間で13,330千円)うえ、収集できるデータの種類も豊富で詳細な分析が可能になる。また、自動で集計されるため、人為的なミスも生じにくく高精度なデータが得られる。	
北陸新幹線の開業や中部縦貫自動車道県内全線開業など、福井市はこれまで以上に注目を集めており、観光振興の大きな転換期を迎えている。この好機を最大限に活かすためには、より戦略的で効果的な観光施策の展開が求められており、観光動態データは、福井市の観光振興において、不可欠なツールとなり得る。導入に伴う初期費用はかかるものの、将来的な支出の費用対効果を考えると、十分に回収できる投資であると考えられる。予算の都合もあるものの、歳出削減効果が上回るのであれば、導入を再度検討することも必要と考える。そして、導入後は、観光動態データを最大限に活用することで、福井市がより魅力的な観光都市へと発展していくことを期待したい。	

3-6. 一乗谷ブランドイメージ向上事業

1. 事業の概況

事業名 (歳出予算科目)	大事業：地域観光資源活用事業 中事業：一乗谷ブランドイメージ向上事業 (款：商工費、項：観光費、目：観光費)
事業の目的及び 必要性	「一乗谷」をテーマとする観光イメージアップ素材を有効活用し、継続的な PR 戦略を展開することで、市場における福井市の知名度を向上させる。 JR 越美北線や沿線の観光素材を活かした魅力向上、周遊滞在促進、情報発信を行い、観光利用の促進を図る。
事業内容	一乗谷朝倉氏遺跡における SNS 映えスポット創出やガイド実施への補助、周知のための営業活動等の実施。 JR 越美北線の利用者増加のため。イベント列車の運行や周遊イベントの実施。
根拠法令等	—

実施要綱等	－
第八次福井市総合計画における位置づけ	政策：福井の魅力「福いいネ！」を実感できる、おもてなしの心があふれる観光のまちをつくる 施策：観光資源を磨き上げる
事業開始年度	平成 24 年度
事業終了年度(予定)	－（半永久的に続く事業である。）

2. 事業の成果

事業の成果を確認する指標及び目標値の推移

指標	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
一乗谷朝倉氏遺跡観光客入込数（万人）	94	97	102

上記目標値に対する実績値の推移

指標	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
一乗谷朝倉氏遺跡観光客入込数（万人）	57	75	98

事業の成果の達成・未達の理由

新型コロナウイルス感染症の影響によって、観光需要が低下したため目標値が未達となった。

3. 歳入、歳出の推移

（単位：千円）

項 目		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
歳 入	A 予算現額	143	6,574	5,256
	B 決算額（収入済額）	－	3,483	4,920
	C 差額（A－B）	143	3,091	336
歳 出	D 予算現額	8,813	21,252	10,829
	E 決算額（支出済額）	8,602	18,120	10,317
	F 繰越額	－	－	－
	G 不用額（D－(E+F)）	211	3,132	512

増減の理由

【令和 4 年度】サブ事業である越美北線観光利用促進事業の開始（11,625 千円）により増加した。

【令和 5 年度】朝倉氏遺跡定時ガイドを委託（2,310 千円）から補助（400 千円）に変更したことや、越美北線観光利用促進事業において、電車ラッピングや駅舎装飾の完了に伴う委託料の減額により減少した。

4. 歳入の内訳（令和5年度）

（単位：千円）

款・項・目	決算額	主な内容
16 県支出金 02 県補助金 06 商工費補助金	4,600	JR ローカル線利用促進特別対策事業補助金
13 分担金及び負担金 02 負担金 06 商工費補助金	320	越美北線大野市からの負担金
合計（＝3のB）	4,920	

5. 歳出の内訳（令和5年度）

（単位：千円）

節	決算額	主な内容
08 旅費	106	旅費
12 委託料	9,310	事業委託費
18 負担金、補助金及び交付金	900	補助金、大野市への負担金
合計（＝3のE）	10,317	

6. 監査の結果と意見

（1）委託契約書の基礎となる見積書について

当事業のサブ事業である「SNS 映えスポット創出事業」において、一乗谷朝倉氏遺跡の歴史的スポットを活用し、女性客や若年層の観光客を呼び込むため、一般社団法人朝倉氏遺跡保存協会に対し、歴史的雰囲気を作る展示スポットを創出することを委託している。当該委託契約書並びに添付資料を確認したところ、見積書の項目に関して、詳細な内訳を入手していないとのことであった。

また、その他のサブ事業である「一乗谷朝倉氏遺跡内周遊事業」において、一乗谷朝倉氏遺跡内での謎解きとウォークラリーを掛け合わせたイベントを実施することで回遊性の向上並びに滞在時間の延長を目的とする事業を実施しており、当該イベントについても、一般社団法人朝倉氏遺跡保存協会に対し、イベント企画や運営業務を委託している。こちらも同様に見積書の項目に関して、詳細な内訳を入手していないとのことであった。

【意見】	細かな見積内訳書の徴求について
SNS 映えスポット創出事業における一般社団法人朝倉氏遺跡保存協会に対する委託料は総額 3,500 千円（税込）であり、その委託料の基礎となる見積書を確認したところ、例えば「提灯材料費 1 式 620,000 円」や「施工・撤去費 1 式 800,000 円」、「管理費 1 式 200,000 円」と金額が多額である、若しくは内容が不明瞭な項目があるにも関わらず、その詳細な内訳は添付されていなかった。	

また、一乗谷朝倉氏遺跡内周遊事業における一般社団法人朝倉氏遺跡保存協会に対する委託料は総額 2,000 千円（税込）であり、その委託料の基礎となる見積書を確認したところ、「企画費、地図製作費、宝箱制作費など 1 式 1,350,000 円」の項目につき、詳細な内訳は添付されていなかった。 上記内容では福井市側において、委託項目や委託金額の妥当性の判断を行うことは難しく、見積内訳書を徴求する必要があると考えられる。今後、事業を行うにあたって、委託項目や委託金額の妥当性を判断するために、見積書の数量や単位が1式となっており、金額が多額、若しくは内容が不明瞭な見積項目がある場合には、その見積もりの内訳書の提出を依頼し、検討を行うことが必要と考える。

（２）サイクリングツアーのイベント参加者数について

当事業のサブ事業である「越美北線観光利用促進事業」において、一乗谷朝倉氏遺跡のエリア対象駅周辺でのサイクリングツアーを実施した。しかし、定員 20 名のイベントに対し、参加者数の実績は県内在住 6 名であった。

【意見】	計画的な企画、広報活動の実施について
「越美北線観光利用促進事業」は福井県との共同事業でもあり、連携して企画、広報活動を実施することが重要である。しかし、実績を確認したところ、定員を大きく割る参加者数であったため、当該理由を確認したところ、イベント開催日がピンポイントであり、天候の外部要因にも左右されたこと、また企画自体に時間がかかり、広報誌への掲載もできないなど広報活動も十分に実施できず、参加者数が少なくなったと分析しているとのことであった。 本事業は単年度事業であり、今後は実施することはないとのことであるが、今後このような共同でのイベントを企画する際には、他者と協力し十分な時間を確保できるよう、まずは企画のスケジュールを綿密に打合せし、天候等の外部要因に左右されても実施できるようなイベントの企画、時間に余裕をもった広報活動を計画的に進行することが必要である。	

（３）他自治体との負担金割合について

当事業のサブ事業である「越美北線観光利用促進事業」においては、北陸新幹線福井開業を活かした越美北線の観光利用促進及び沿線地域の観光振興を図ることを目的として、福井県や、越美北線沿線の大野市とも協定を結んでおり、事業開始時に「越美北線の観光利用促進に関する連携協定」を締結している。事業を行う際に福井県 1/2、福井市 1/4、大野市 1/4 の負担を行うことで合意されているが、その負担割合は上記連携協定には記載なく、覚書も締結されていなかった。

【意見】	協定書や覚書の作成、保管について
福井県、福井市及び大野市の負担割合については、越美北線観光利用促進事業を開始した令和3年に各自治体間にて合意がなされており、事業の予算策定時に各自治体に口頭にて確認	

し福井市の予算要求概要書に負担割合を記載しているとのことであった。

合意がなされてからまだ時間はそれほど経過しておらず、負担割合は各自治体で把握しているものと思われるが、将来、福井市に限らず他自治体においても所管課の担当者が変わったということが生じれば、負担割合についての議論が発生する事態にもなりかねない。

他自治体と連携協定を結び、事業費を一定の割合にて負担するにあたっては、金額が必ず絡むものであることから、当該負担割合の取り決めについて、協定書に記載がなければ覚書の作成など追加の対応を行い、各自治体にて保管し、それを基に確認することが必要と考える。

(4) イベント列車の収支状況について

また、当事業のサブ事業である「越美北線観光利用促進事業」において、酒蔵めぐり列車、ガストロノミートレインなどのイベント列車を運行し、越美北線の利用促進とともに観光客の増加を図るイベントを実施している。当イベントは令和5年度においては計3回の実施であり、いずれも毎年人気があるイベントであるものの、収支の状況を見ると赤字の状況である。

【意見】	収支を考慮した料金設定について
当該イベント列車の運行は、人気企画であることから毎年開催されている。しかしながら、収支状況をみると、各イベントにおいていずれも赤字となっており、イベントを開催する度に福井県や各市の負担が増加している状況となっている。このような状況を改善するため、毎回好評を得ているイベントであれば、参加者からの参加料を値上げするなど、価格設定の見直しを検討することも必要と考える。	

3-7. まちなか滞在推進事業

1. 事業の概況

事業名 (歳出予算科目)	大事業：地域観光資源活用事業、中事業：まちなか滞在推進事業 (款：商工費、項：観光費、目：観光費)
事業の目的及び 必要性	ふくい桜まつりの実施や、まちなかでの夜間コンテンツの充実を図り、まちなかの周遊滞在及び観光消費増加につなげる。
事業内容	ふくい桜まつりや福井ゆかりの作品とのコラボ等のイベントの実施や、旅の目的となる多様かつ魅力的な宿泊施設整備に対する支援を行う。
根拠法令等	—
実施要綱等	・足羽山ぼんぼりライトアップ事業補助金交付要綱 ・足羽川ぼんぼり川床事業補助金交付要綱 ・恐竜ホテル改修支援事業補助金交付要綱 ・多様な宿泊施設整備支援事業補助金交付要綱

第八次福井市総合計画における位置づけ	政策：福井の魅力「福いいネ！」を実感できる、おもてなしの心があふれる観光のまちをつくる 施策：観光資源を磨き上げる
事業開始年度	－（過去から実施している事業である。）
事業終了年度(予定)	－（半永久的に続く事業である。）

2. 事業の成果

事業の成果を確認する指標及び目標値の推移

指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
まちなか観光客入込数（万人）	182	185	189

上記目標値に対する実績値の推移

指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
まちなか観光客入込数（万人）	133	144	161

事業の成果の達成・未達の理由

新型コロナウイルス感染症の影響によって、観光需要が低下したため目標値が未達となった。

3. 歳入、歳出の推移

（単位：千円）

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
歳入	A 予算現額	4,500	14,895	57,940
	B 決算額（収入済額）	3,715	10,249	49,718
	C 差額（A－B）	785	4,646	8,222
歳出	D 予算現額	57,596	79,581	165,694
	E 決算額（支出済額）	56,380	76,655	148,162
	F 繰越額	－	－	－
	G 不用額（D－(E+F)）	1,216	2,926	17,532

増減の理由

【令和4年度】恐竜ホテル改修支援事業（8,670 千円）及び『千歳くんはラムネ瓶のなか』×福いいネ！事業（6,000 千円※誘客事業から項目変更）開始に伴い増加した。
【令和5年度】恐竜ホテル改修支援事業（20,665 千円）の対象案件が増えたこと、及び多様な宿泊施設整備支援事業（76,864 千円）の開始に伴い増加した。

4. 歳入の内訳（令和5年度）

（単位：千円）

款・項・目	決算額	主な内容
15 国庫支出金 02 国庫補助金 09 商工費国庫補助金	3,565	デジタル田園都市国家構想交付金（委託料）
16 県支出金 02 県補助金 01 総務費県補助金	1,500	北陸新幹線開業アイデアコンテスト実行支援事業補助金（委託料）
16 県支出金 02 県補助金 01 商工費県補助金	44,653	恐竜ホテル改修支援事業補助金（補助金） 多様な宿泊施設整備支援事業補助金（補助金）
合計（＝3のB）	49,718	

5. 歳出の内訳（令和5年度）

（単位：千円）

節	決算額	主な内容
11 役務費	37	郵便料
11 役務費	66	広告料
12 委託料	29,152	委託料
18 負担金、補助及び交付金	118,907	補助金
合計（＝3のE）	148,162	

6. 監査の結果と意見

（1）委託契約書の基礎となる見積書について

当事業のサブ事業である「ふくい桜まつり新幹線開業記念事業」において、令和6年3月に北陸新幹線が県内延伸したことに伴い、毎年春に実施されるふくい桜まつりに合わせ、イベント事業を実施した。その企画や運営を公益財団法人福井市観光協会に対して委託している。当該委託契約書並びに添付資料を確認したところ、見積書の項目に関して、詳細な内訳を入手していないとのことであった。

また、その他のサブ事業である「夜間観光促進事業」においては、夜間観光促進のため、福井駅周辺エリア広場や、福井駅に近い公園にてプロジェクションマッピングを実施している。そのプロジェクションマッピングの投影業務として、こちらも公益財団法人福井市観光協会に対して委託している。こちらも同様に見積書の項目に関して、詳細な内訳を入手していないとのことであった。

【意見】	細かな見積内訳書の徴求について
ふくい桜まつり新幹線開業記念事業における公益財団法人福井市観光協会に対する委託料は総額 1,418 千円（税抜）であり、その委託料の基礎となる見積書を確認したところ、「企画・運営費 1 式 630,000 円」や「各種調整費（デジタルアート等の調整費） 1 式	

438,000 円」、「管理費 1 式 250,000 円」と金額が多額である、若しくは内容が不明瞭な項目があるにも関わらず、その詳細な内訳は添付されていなかった。

また、夜間観光促進事業における公益財団法人福井市観光協会に対する委託料は総額 7,131 千円（税抜）であり、こちらも委託料の基礎となる見積書を確認したところ、「需用費 1 式 350,000 円」、「保守点検業務 1 式 2,330 千円」、「管理費 1 式 2,240 千円」、「イベント運営業務 1 式 909 千円」の項目につき、詳細な内訳は添付されていなかった。

上記内容では福井市側において、委託項目や委託金額の妥当性の判断を行うことが難しく、見積内訳書を徴求する必要があると考えられる。今後、事業を行うにあたって委託項目や委託金額の妥当性を判断するために、見積書の数量や単位が 1 式となっており、金額が多額、若しくは内容が不明瞭な見積項目がある場合、その見積もりの内訳書の提出を依頼し、検討を行うことが必要と考える。

（２）業務委託契約書中の再委託の条項について

当事業のサブ事業である「千歳くんはラムネ瓶のなか×福いいネ！コラボ事業」において、福井市ゆかりの小説とコラボした舞台巡礼企画及びプロモーションを実施している。当該企画運営につき、著作権者である株式会社小学館からライセンス使用の許可を受けている兵田印刷工芸株式会社に対して委託を行っていることから、福井市と兵田印刷工芸株式会社との業務委託契約書を確認したところ、再委託の条項が定められていなかった。

【意見】	再委託の条項追加について
福井市では、業務の責任の明確化、個人情報の保護などを目的として一般的に業務委託契約書を作成する際には、再委託の制限条項を定めている。本事業の業務委託契約書には再委託の制限条項が記載されていなかったため、福井市の担当者に理由を確認したところ、再委託をそもそも前提として考えなかったとのことで記載していない、との回答であった。 しかし、委託先は兵田印刷工芸株式会社とはいえ、著作権は株式会社小学館にあり、一部再委託を行う場合には、兵田印刷工芸株式会社、株式会社小学館、福井市の三者で協議、合意したうえで行うこともある事実を確認した。 冒頭に記載した再委託の制限の目的とは少しかけ離れる契約ではあるが、他の業務委託契約書の作成の際に漏れがないよう、再委託の制限条項をあらかじめ記載しておくことが必要と考える。	

（３）補助金交付要綱の補助要件について

当事業のサブ事業である「恐竜ホテル改修支援事業」において、福井県内の恐竜博物館来館者の福井市内への宿泊促進を図ることや、恐竜をアピールすることを目的とし、福井市内の宿泊施設を対象に、恐竜仕様のホテルや部屋に改修するための経費の一部を、福井県と共同して補助金として支出している。

恐竜ホテル改修支援事業補助金交付要綱を確認したところ、補助要件の中に「県が指定する

ホームページにおいて、恐竜ホテルを発信すること」、「改修等実施完了日の属する月の年度から3年間、市が指定する期限までに、利用状況等を報告すること」との記載があるが、福井県が指定するホームページを実際に見てみると、情報発信がされていないホテル、や利用状況が提出されていないホテルがあるなど対応状況にバラつきが見られた。

【指摘事項】	補助要件を含む補助要綱の見直し、運用について
	本事業は恐竜仕様のホテルに改修した経費の一部を、福井県と福井市が共同して補助金として支出しており、実際の採択案件を確認すると、恐竜を全面的にアピールした仕様としているホテルと、そうでないホテルとアピールの水準が異なっていた。 恐竜ホテル改修支援事業補助金交付要綱における補助要件である、改修後に「県が指定するホームページにおいて、恐竜ホテルを発信すること」、「改修等実施完了日の属する月の年度から3年間、市が指定する期限までに、利用状況等を報告すること」を行っていないホテルに関して、福井市の担当者に理由を確認したところ、「福井県に確認を行ったところ、そのホテルに関しては恐竜を全面的にアピールしている部屋ではないことから、ホームページには載せていない」との回答を得た。補助要綱や別表（補助対象経費及び補助要件）を見ても、どこにもアピール水準によって取り扱いが異なることは記載されておらず、補助金として経費の負担を行った以上は、福井市として補助事業実施事業者が、補助要件を守っているかどうか確認する必要がある。そうでなければ補助要件を満たしていない事業に対して補助金を支出していることとなり、補助金の公平性が損なわれることになり兼ねない。 福井市からは県の補助要綱を参考とし、当該補助要綱を作成したとのことであるが、そもそも補助要綱を策定する段階において、どの水準のアピール程度が補助対象になるのか、アピール水準によっては取り扱いが異なることはあるのか等、補助要綱の策定段階において県と十分に議論がなされていたかどうか疑問である。いずれにしても、上記のとおり、取り扱いに差が出るのであれば、補助要綱の見直し等の追加対応は必要であったと考えられる。 補助金の公平性を確保するために補助要綱が定められていることに鑑みれば、県が指定するホームページに発信していないホテル、利用状況を報告していないホテルに対する対応方針を福井県と早急に協議し、改善を図ることが必要である。なお、改善が図られない場合には、補助要綱に従い、補助金の交付の条件に違反していることとなることから、補助金の返還を求めることも含め、検討が必要と考える。さらに、整備されたホテルの部屋が引き続き有効活用されているかを確認するため、利用状況の報告だけでなく、現地視察をランダムに実施するなどの追加対応も検討することが必要と考える。

（４）ホテル改修後の利用状況について

また、当事業のサブ事業である「多様な宿泊施設整備支援事業」においても、福井らしい魅力に溢れたコンセプトルームや、ペット同伴、露天風呂付き客室等の多様なニーズに沿った宿泊施設の整備、改修を行い、福井市内への宿泊の促進を図ることを目的とし、福井市内の宿泊施設を対象に、改修するための経費の一部を、福井県と共同して補助金として支出している。こちらの補助金も、上記（３）「恐竜ホテル改修支援事業」の補助要件と同じ内容となっており、補助金

交付後の利用状況報告が必須となっている。令和５年度に補助決定がなされた宿泊業者の利用状況報告を令和６年４月～９月まで見たところ、改修した部屋の稼働率が月別に１６％～３９％と低い事業者も見受けられた。

【意見】	改修ホテルの利用促進について
補助金を交付して改修したホテルの利用状況が低い場合は、補助金の効果が十分に発揮されているとは言えない。改修工事の完了が目的ではなく、その後の利用促進こそ重要である。稼働率が低い事業者については、福井市としても当該原因をヒアリング等により確認し、次の事業展開のヒントにすることが必要と考える。例えば、誘客が問題なのであれば、福井市及び宿泊事業者それぞれにおいて、観光キャンペーンとの連携、宿泊割引クーポンの発行などの利用促進に向けた取り組みや、SNS等を活用した情報発信などPR活動をより積極的に展開していくことなどが考えられる。	

３－８．「越前海岸」体験・体感観光推進事業

１．事業の概況

事業名 (歳出予算科目)	大事業：地域観光資源活用事業 中事業：「越前海岸」体験・体感観光推進事業 (款：商工費、項：観光費、目：観光費)
事業の目的及び 必要性	近年、観光客の目的が「体験交流型」へ変化したことで、「地域資源」や「まち・ひとの魅力」を活かした受け入れ態勢が求められている。そのなかで、観光まちづくり組織の活動を支援するとともに、誘客イベントを開催又は助成することで、地域の個性や特色を活かした観光まちづくりを推進していく必要がある。
事業内容	・越前海岸観光まちづくり組織支援事業 ・鷹巣海水浴場イベント開催事業 ・水仙まつり開催補助金
根拠法令等	—
実施要綱等	・福井市越前海岸観光まちづくりモデル支援事業補助金交付要綱 ・こしの水仙まつり開催補助金交付要綱 ・越前海岸観光協会連合会補助金交付要綱
第八次福井市総合計画における位置づけ	政策：福井の魅力「福いいネ！」を実感できる、おもてなしの心があるふれる観光のまちをつくる 施策：観光資源を磨き上げる
事業開始年度	平成 27 年度
事業終了年度(予定)	— (半永久的に続く事業である。)

２．事業の成果

事業の成果を確認する指標及び目標値の推移

指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
越前海岸観光客入込数（万人）	39	43	44

上記目標値に対する実績値の推移

指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
越前海岸観光客入込数（万人）	27	31	40

事業の成果の達成・未達の理由

新型コロナウイルスの影響により、観光需要が減少したため目標値が未達となった。

3. 歳入、歳出の推移

（単位：千円）

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
歳入	A 予算現額	1,600	250	—
	B 決算額（収入済額）	—	125	—
	C 差額（A－B）	1,600	125	—
歳出	D 予算現額	7,477	7,737	7,525
	E 決算額（支出済額）	4,977	6,913	5,828
	F 繰越額	—	—	—
	G 不用額（D－(E+F)）	2,500	824	1,697

増減の理由

【令和4年度】令和3年度は中止されたこしの水仙まつりが、令和4年度は開催されたため。

【令和5年度】令和4年度は開催されたこしの水仙まつりが、令和5年度は悪天候により、中止だったため。

4. 歳入の内訳（令和5年度）

（単位：千円）

該当なし。

5. 歳出の内訳（令和5年度）

（単位：千円）

節	決算額	主な内容
12 委託料	2,888	鷹巣海水浴場イベント開催委託料
18 負担金、補助及び交付金	2,941	補助金(越前海岸盛り上げ隊、越廼イメージアップ推進協議会、越前海岸観光協会連合会)
合計（＝3のE）	5,828	

6. 監査の結果と意見

(1) イベント実施時の目標値やアンケートについて

当事業のサブ事業である「鷹巣海水浴場イベント開催事業」において、鷹巣海水浴場の利用客増加を目的とし、海開きのシーズンに誘客イベント（令和5年度においては、はまぐり撒き、水風船合戦、ビーチディスクゴルフ大会）を実施している。毎年継続的に行っているイベント事業ではあるが、参加者数などの目標値の設定やアンケートの実施が行われていない。

【意見】	イベント事業の目標管理、効果の測定について
当事業のような継続的に実施するイベント開催の事業については、参加者数などの目標値を設定し、参加者実績と目標値との比較分析を行うことが必要と考える。また、可能であればイベント実施後に満足度を測るようなアンケート等を実施することも必要と考える。	
この目標管理の実施や、アンケートの実施により、「今後このようなイベントがあれば参加したい。」との市民の声を収集することができ、事業を継続するか否かの判断基準としても活用できたり、今後のイベント事業の計画を立てる際の参考にしたりするとともに、市民の興味がどこにあるのかについても確認するうえで、イベント実施後には満足度を測るようなアンケート等を実施することが必要と考える。	

(2) 変更契約書の項目検討漏れについて

当事業のサブ事業である「鷹巣海水浴場イベント開催事業」において、(1)に記載のイベントを実施し、イベントの企画運営を鷹巣観光協会に委託している。当初計画ではシーズン中の5回の開催を予定していたが、悪天候の影響などにより3回の実施となった。その際、はまぐりの仕入量の変更に伴い、業務委託料の減額申請が鷹巣観光協会からあり、福井市でも変更契約書を締結することとなったが、当初計画時の見積書と、変更契約書締結時の見積書を確認したところ、はまぐりの仕入金額は減少していたが、イベントチラシの作成やデザイン料等、その他の項目の金額が上がっている点について、福井市側で確認ができていなかった。

【意見】	変更契約書の網羅的な検討について
「鷹巣海水浴場イベント開催事業」におけるイベント実施回数が少なくなったことに伴う変更契約書及びその見積書を確認したところ、確かなにはまぐりの仕入量は少なくなり、仕入量が少なくなったことで仕入単価は上がっていた。この点について仕入量が少なくなれば仕入単価が上がることは自然であり、福井市としても、その点のみの確認に留まっていた。	
しかし、他の項目を確認すると、ポスターデザイン料が40千円上昇、ポスター印刷費が1千円上昇、リーフレットデザイン料が2千円上昇、リーフレット印刷費が6千円上昇、イベント企画運営費が40千円上昇と一般的に当初の見積りから変わらないと考えられる項目の金額が上がっていた。	
福井市が監査人とのヒアリングの後、当該事実につき鷹巣観光協会に問い合わせたところ、「当初発行した見積書の内容に誤りがあったため、変更契約書を締結する際に見積書の金	

額を正しい額に修正したが、市への報告を失念していた」との回答であったという。

このように変更契約書を締結する際には、直接影響する項目のみの確認に留まらず、網羅的に確認、検討することが必要である。

(3) 減額した変更契約書の印紙税について

上記(2)の減額された変更契約書に、収入印紙 200 円が添付されていた。

【意見】	印紙税額の確認について
変更契約書における印紙税の取り扱いについては以下のように規定されている。 (印紙税法別表第一課税物件表の適用に関する通則 4 の二) 契約金額等の変更の事実を証すべき文書について、当該文書に係る契約についての変更前の契約金額等の記載のある文書が作成されていることが明らかであり、かつ、変更の事実を証すべき文書により変更金額(変更前の契約金額等と変更後の契約金額等の差額に相当する金額をいう。以下同じ。)が記載されている場合(変更前の契約金額等と変更後の契約金額等が記載されていることにより変更金額を明らかにすることができる場合を含む。)には、当該変更金額が変更前の契約金額等を増加させるものであるときは、当該変更金額を当該文書の記載金額とし、当該変更金額が変更前の契約金額等を減少させるものであるときは、当該文書の記載金額の記載はないものとする。 すなわち、減額した契約書においては、「契約書への金額の記載はない」ものとして取り扱われ、収入印紙の添付は必要ないと認められる。この点、当初契約から減額した変更契約書を締結する際には、印紙税法に照らして要件を満たしている場合には、収入印紙を添付する必要がないことを福井市全体に周知することが必要である。	

3-9. 五感に響く体験・交流型観光推進事業

1. 事業の概況

事業名 (歳出予算科目)	大事業：地域観光資源活用事業 中事業：五感に響く体験・交流型観光推進事業 (款：商工費、項：観光費、目：観光費)
事業の目的及び 必要性	本市の歴史、文化、産業、自然、食などの素材を活用した「体験・交流型観光メニュー」の充実による、観光客の滞在時間の延長を図り、交流人口の増加や地域活性化を目指す。
事業内容	観光客が「五感」で体験できる観光メニューの充実を図るため、体験・交流型観光メニューを提供するプレイヤーの育成や、観光メニューの改善、プレイヤー間の横の繋がりを促す仕組みづくりを行う。
根拠法令等	—
実施要綱等	—

第八次福井市総合計画における位置づけ	政策：福井の魅力「福いいネ！」を実感できる、おもてなしの心があふれる観光のまちをつくる 施策：観光資源を磨き上げる
事業開始年度	平成 29 年度
事業終了年度(予定)	－（半永久的に続く事業である。）

2. 事業の成果

事業の成果を確認する指標及び目標値の推移

指標	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
体験交流メニュー数（個）	45	72	75

上記目標値に対する実績値の推移

指標	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
体験交流メニュー数（個）	67	74	76

事業の成果の達成・未達の理由

福井県内の体験型観光プログラムをまとめた「ふくのね」へのプログラム掲載に事業者がメリットを感じ、体験メニュー作成にチャレンジしたため目標を達成できたと考えている。

3. 歳入、歳出の推移

（単位：千円）

項 目		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
歳入	A 予算現額	－	－	－
	B 決算額（収入済額）	－	－	－
	C 差額（A－B）	－	－	－
歳出	D 予算現額	1,837	1,661	1,596
	E 決算額（支出済額）	1,696	1,524	937
	F 繰越額	－	－	－
	G 不用額（D－(E+F)）	141	137	659

増減の理由

【令和 4 年度】該当なし。

【令和 5 年度】広告手法の検討を行い、予定していた WEB 広告から、SNS を活用した PR やマスコミへの情報提供に変更したため減少した。

4. 歳入の内訳（令和 5 年度）

（単位：千円）

該当なし。

5. 歳出の内訳（令和5年度）

（単位：千円）

節	決算額	主な内容
07 報償費	419	講師謝礼
12 委託料	495	委託料
13 使用料及び賃借料	24	会場使用料
合計（＝3のE）	937	

6. 監査の結果と意見

特記すべき事項はない。

3－10. 福井・永平寺周遊滞在型観光推進事業

1. 事業の概況

事業名 （歳出予算科目）	大事業：地域観光資源活用事業 中事業：福井・永平寺周遊滞在型観光推進事業 （款：商工費、項：観光費、目：観光費）
事業の目的及び 必要性	親和性のあるコンテンツである一乗谷朝倉氏遺跡と大本山永平寺について、連携した事業を展開することでエリア一帯での魅力向上を図る。また、点在する酒蔵を巡る周遊観光を推進することにより、観光客の周遊性や滞在性を高め、観光消費額の拡大を図る。
事業内容	一乗谷朝倉氏遺跡と大本山永平寺の周遊を促進するためのバスを運行する。また、インバウンドにも効果的な酒蔵をメインとした周遊型観光を推進する。
根拠法令等	－
実施要綱等	－
第八次福井市総合計画における位置づけ	政策：福井の魅力「福いいネ！」を実感できる、おもてなしの心があふれる観光のまちをつくる 施策：観光資源を磨き上げる
事業開始年度	平成29年度
事業終了年度(予定)	－（半永久的に続く事業である。）

2. 事業の成果

事業の成果を確認する指標及び目標値の推移

指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ふくい嶺北連携中枢都市圏観光客入込数（万人）	2,500	2,600	2,652

上記目標値に対する実績値の推移

指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ふくい嶺北連携中枢都市圏観光客入込数（万人）	1,638	2,061	2,373

事業の成果の達成・未達の理由

新型コロナウイルス感染症の影響によって、観光需要が低下したため目標値が未達となった。

3. 歳入、歳出の推移

（単位：千円）

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
歳入	A 予算現額	—	—	—
	B 決算額（収入済額）	—	—	—
	C 差額（A－B）	—	—	—
歳出	D 予算現額	5,008	3,502	3,618
	E 決算額（支出済額）	4,699	3,502	3,618
	F 繰越額	—	—	—
	G 不用額（D－(E+F)）	309	0	0

増減の理由

【令和4年度】負担金支出先「福井・永平寺周遊滞在型観光推進委員会」事業の内容を縮減したことにより減少した。
 【令和5年度】重要な増減なし。

4. 歳入の内訳（令和5年度）

（単位：千円）

該当なし。

5. 歳出の内訳（令和5年度）

（単位：千円）

節	決算額	主な内容
18 負担金、補助金及び交付金	3,618	負担金
合計（＝3のE）	3,618	

6. 監査の結果と意見

（1）各自治体との負担割合について

当事業においては福井市から観光地である永平寺への周遊を目的とし、事業経費につき福井市と永平寺町で一定の割合にて負担を行っている。その割合の算出根拠は変動するもので各市町の人口割、観光客入込数割と定めているが、根拠となる数値が平成26年～平成28年のものであ

り、現状とは異なる水準のものが用いられていた。また、当該負担割合を定めた協定書等も存在しなかった。

【意見】	負担割合の見直し並びに協定書の作成、締結について
負担金の公平性を確保するため、各市町の負担金の割合は現状の水準を維持することが適切である。これは、現状の水準が、過去の協議や調整を経て決定されたものであり、各市町の負担能力や受益の程度などを反映した公平な割合であると考えられるためである。そのため、各市町の負担能力や受益の程度などの実情が変われば変更を検討しなければ、公平さは保てないと考えられる。 また、負担金の算出方法、算出根拠となるデータ、見直し時期などが客観的に明確でない場合には、実情の変更があった場合や、担当者の異動があった場合などに混乱が生ずることも想定される。 そのため、負担金の算出根拠を明確化し、将来にわたって公平性を担保することができるよう、協定書を作成し、各市町間で締結、保管することが必要と考える。さらに、協定書を締結することで、負担金に関する透明性を高め、市民への説明責任を果たすことにも繋がると思う。	

(2) イベント実施時の目標値やアンケートについて

当事業のサブ事業である「酒蔵周遊ふくい酒蔵ある記事業」において、インバウンド観光にも効果的である酒蔵をメインとした周遊観光事業を実施している。今後も継続的に行う予定のイベント事業とのことではあるが、参加者数などの目標値の設定やアンケートの実施が行われていない。

【意見】	イベント事業の目標管理、効果の測定について
当事業のような継続的に実施するイベント開催の事業については、参加者数などの目標値を設定し、参加者実績と目標値との比較分析を行うことが必要と考える。また、可能であればイベント実施後に満足度を測るようなアンケート等を実施することも必要と考える。 この目標管理の実施や、アンケートの実施により、「今後このようなイベントがあれば参加したい。」との市民の声を収集することができ、事業を継続するか否かの判断基準としても活用できたり、今後のイベント事業の計画を立てる際の参考にしたりするとともに、市民の興味がどこにあるのかについても確認するうえで、イベント実施後には満足度を測るようなアンケート等を実施することが必要と考える。	

3-11. 観光地維持管理事業

1. 事業の概況

事業名 (歳出予算科目)	大事業：観光地整備管理事業、中事業：観光地維持管理事業 (款：商工費、項：観光費、目：観光開発費)
事業の目的及び 必要性	安心安全に施設を利用できるよう老朽化した施設の改修を行い、機能の維持、施設の長寿命化を図る。

事業内容	観光関連施設の維持管理
根拠法令等	－
実施要綱等	－
第八次福井市総合計画における位置づけ	政策：福井の魅力「福いいネ！」を実感できる、おもてなしの心があふれる観光のまちをつくる 施策：観光資源を磨き上げる
事業開始年度	－（過去から実施している事業である。）
事業終了年度(予定)	－（半永久的に続く事業である。）

2. 事業の成果

当事業は観光関連施設の維持管理に係る経費であるため、事業の成果を確認する目標値は定めていない。

3. 歳入、歳出の推移

（単位：千円）

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
歳入	A 予算現額	4,471	3,700	28,885
	B 決算額（収入済額）	4,258	－	19,016
	C 差額（A－B）	213	3,700	9,869
歳出	D 予算現額	45,305	37,030	67,245
	E 決算額（支出済額）	44,497	32,460	58,278
	F 繰越額	－	－	319
	G 不用額（D－(E+F)）	808	4,570	8,648

増減の理由

【令和4年度】国の自然環境整備交付金が受けられず、予定していた施設の修繕工事ができなかったため。

【令和5年度】施設の改修工事が当初予定していた費用より、大幅な増額となったため。

4. 歳入の内訳（令和5年度）

（単位：千円）

款・項・目	決算額	主な内容
16 県支出金 02 県補助金 06 商工費県補助金	8,616	文殊山山頂トイレ改修工事、北ノ庄観光バス駐車場整備事業
22 市債 01 市債 06 商工債	10,400	文殊山山頂トイレ改修工事、北ノ庄観光バス駐車場整備事業、越前海岸園地等補修工事

合計（＝3のB）	19,016	

5. 歳出の内訳（令和5年度）

（単位：千円）

節	決算額	主な内容
10 需用費	283	消耗品費
10 需用費	205	燃料費
10 需用費	1,920	電気料
10 需用費	1,044	水道料
10 需用費	2,384	修繕料
11 役務費	5	郵便料
11 役務費	143	手数料
12 委託料	23,163	観光トイレ清掃、足羽川桜並木維持管理
13 使用料及び賃借料	2,612	借地料
14 工事請負費	25,259	観光施設の修繕
17 備品購入費	55	かご台車
18 負担金、補助金及び交付金	986	海水浴場運営・清掃
21 補償、補填及び賠償金	226	観光バス駐車場整備に伴う支障電柱移設
合計（＝3のE）	58,278	

6. 監査の結果と意見

（1）文殊山山頂トイレ改修工事について

当事業では、観光客・利用者に対し、安心安全な施設を提供するため、観光関連施設(宿泊施設や観光トイレ等の施設、園地や遊歩道、海水浴場)の維持管理を行い、良好な状態に保つことを目的としている。令和5年度に実施した主な修繕・整備としては、文殊山山頂トイレ改修工事、北ノ庄観光バス駐車場整備事業、越前海岸園地等補修工事、鷹巣海水浴場駐車場復旧工事が挙げられる。このうち、文殊山山頂トイレ改修工事は、文殊山にある登山休憩所に隣接しているトイレについての改修工事である。文殊山は福井市では人気のある低山であり、福井市民のみではなく観光客を含む多くの登山客が訪れる場所であるが、このトイレは昭和50年の整備から40年が経過し、建物が老朽化していることから改修が計画された。

この文殊山山頂トイレ改修工事の事業費予算は18,177千円で、財源としては45%を国の補助で、40%を市債で、残りを一般財源で賄っている。なお、国の補助金としては、環境省の自然環境整備交付金を充当している。自然環境整備交付金は、国立公園、国定公園等の保護と適正な利用を図るために都道府県が作成する自然環境整備計画に基づく整備事業の実施に対して、必要な経費を国が交付するものである。

ここで、福井市が自然環境整備交付金の申請時に提出した要望調書を確認したところ、整備後の評価指標として、「整備前後、隣接する広場(休憩所)等にて、登山客を対象にしたアンケート

トを行い、利用状況などを確認する」との記載があった。しかしながら、実際には整備前後にアンケートは実施されておらず、評価は実施されていなかった。

【意見】	事業評価の実施について
福井市は、自然環境整備交付金の要望調書に記載した事業評価である登山客を対象にしたアンケートを実施していない。それにより、事業の効果を定量的に検証することができず、今後の事業計画に活かすことができていない状況にある。要望調書に記載されたアンケート調査は、記載した以上は確実に実施すべきである。 記載されている評価が未実施の状態にあるということは、国や市民に対して計画どおりに事業が進めることができていないという印象を与え、信頼を失うことにもつながりかねない。このような事態が積み重なると、国からの交付金を適切に執行しているかという点にまで疑義が生じる可能性もある。 今後、同様の事態を避けるため、要望調書等の提出書類については、実効性を担保した上で記載を行うべきである。また、事業評価の責任者を明確にし、計画段階から評価を意識した業務を遂行できるように体制を整備することが必要と考える。	

(2) 北ノ庄観光バス駐車場整備事業について

令和5年度に実施した主な修繕・整備の中に、北ノ庄観光バス駐車場整備事業がある。この事業は、北ノ庄城址公園駐車場についての整備事業であり、令和6年3月の北陸新幹線福井開業に合わせて、まちなかエリアに大型観光バス用の駐車場及び待機場を整備し、交通利便性の向上を図るために実施された。事業費の予算は、12,397千円である。また、北ノ庄城址公園駐車場の概要は以下のとおりである。

外観・平面図	
所在地	福井市豊島1丁目1
駐車台数	普通車8台（うちハートフル専用パーキング1台）、バス4台
営業時間	午前9時30分から午後5時30分（年中無休）
駐車料金	無料
その他	・一般利用については、北庄城址・柴田神社の利用者に限定される。 ・バスについては、市内中心部を観光する際の待機場所として利用可能。（概ね3時間以内） ・市では、事前の駐車場利用予約や空き状況の確認は実施しない。

もともと、福井駅周辺には、福井駅東口に4台分の観光バス駐車場があったが、公益社団法人

福井県バス協会より、北陸新幹線の開業に伴って観光客の増加が見込まれるため、大型観光バスが利用できる待機場所及び駐車場を強化してほしいとの要望があったことから、北ノ庄城址公園駐車場に大型観光バスの待機場を増設する運びとなった。

福井市としては、駐車場に対して、入口の開錠と施錠の管理を外部委託しているのみであり、利用状況については把握していないとのことであった。

【意見】	北ノ庄観光バス駐車場整備事業についての目標値設定と現状把握について
北ノ庄城址公園駐車場について、福井市が駐車場の利用状況を把握できていないため、現状を正確に把握し、改善策を検討することが困難な状況にある。そもそも、何をもって福井駅周辺に大型観光バスの停車場が不足していると判断したのかという点にも客観的な検証が不足している。 事業を実施する以上、その支出に十分な効果があったかどうか検討する必要があるため、事業実施前後に利用状況の実態を把握し、何らかの事業目標を設定すべきであった。事業目標としては、例えば、駐車場利用者数や利用者の満足度が想定される。今後は、事業の成果を客観的に評価するための適切な目標値を設定し、事業を計画実施すべきである。 また、北ノ庄城址公園駐車場については、利用実態を把握し、事業の効果が十分であるか検討することが必要と考える。利用実態の把握、分析に基づき、対策を講じることで、利用者の満足度をさらに向上させることが可能となり、福井駅前の観光イメージ向上に繋がると考える。	

3-12. 一乗滝小次郎の里ファミリーパーク管理運営事業

1. 事業の概況

事業名 (歳出予算科目)	大事業：観光施設管理事業 中事業：一乗滝小次郎の里ファミリーパーク管理運営事業 (款：商工費、項：観光費、目：観光開発費)
事業の目的及び 必要性	施設の経年劣化等による不良箇所について、適宜修繕を行うことで、利用者の利便性・安全性を確保する。また、利用者の利便性の向上のため、施設の改修等を行う。
事業内容	経常：一乗滝小次郎の里ファミリーパークの施設運営に係る経費 (水道料、電話料、施設管理委託料など) 政策：一乗滝小次郎の里ファミリーパークの施設の修繕や、アウトドア体験イベント事業に係る経費
根拠法令等	・福井市一乗滝小次郎の里ファミリーパークの設置及び管理に関する条例 ・福井市一乗滝小次郎の里ファミリーパークの設置及び管理に関する条例施行規則
実施要綱等	—

第八次福井市総合計画における位置づけ	政策：福井の魅力「福いいネ！」を実感できる、おもてなしの心があふれる観光のまちをつくる 施策：観光資源を磨き上げる
事業開始年度	平成元年度
事業終了年度(予定)	－（半永久的に続く事業である。）

2. 事業の成果

当事業は、条例により施設の設置目的が自然に親しむ野外活動の場を提供し、及び地域の観光の発展に寄与するための施設と定めているため、事業の成果を確認する目標値は定めていない。

3. 歳入、歳出の推移

(単位：千円)

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
歳入	A 予算現額	－	－	－
	B 決算額（収入済額）	－	－	－
	C 差額（A－B）	－	－	－
歳出	D 予算現額	4,183	4,885	4,886
	E 決算額（支出済額）	4,173	4,860	4,392
	F 繰越額	－	－	－
	G 不用額（D－(E+F)）	10	25	494

増減の理由

【令和4年度】重要な増減なし。

【令和5年度】重要な増減なし。

4. 歳入の内訳（令和5年度）

(単位：千円)

該当なし。

5. 歳出の内訳（令和5年度）

(単位：千円)

節	決算額	主な内容
10 需用費	203	水道料、修繕料
11 役務費	54	一般電話料、手数料
12 委託料	4,094	委託料
13 使用料及び賃借料	43	借地料
合計（＝3のE）	4,392	

6. 監査の結果と意見

当事業は、外部委託にて一乗滝小次郎の里ファミリーパークの管理運営を行っているものである。監査人は当該施設につき、所管課へのヒアリングの他、現場に赴いた上で以下の監査手続を実施した。

<実施した監査手続>

- ・現場の管理運営を担っている担当者に条例の遵守状況や現金の取扱い等、所定の質問票に基づきヒアリングを行った。
- ・使用料の減免等、当該施設の設置及び管理に関する条例施行規則で定められている所定の申請書につき、令和5年度分の綴りを閲覧し、福井市側におけるチェック内容、チェック体制の確認を行った。
- ・現場における施設や備品の管理状況や整備状況につき、視察を行った。
- ・施設の管理運営において、業務委託契約書や仕様書に準拠し業務が行われているか当該委託業者にヒアリングを行った。

以降、施設の概要を記載した上で、上記監査手続の結果並びに意見を記載する。

◆当施設の概要

施設名	一乗滝小次郎の里ファミリーパーク	
外観	管理小屋 	バーベキュー場（一部） 
所在地	〒910-2155 福井市浄教寺町 16-8-1	
連絡先	TEL：0776-43-2244	
開園時間	午前8時30分～午後4時00分	
休園日	12月1日～4月上旬	
利用料金	バーベキュー炉利用料（税込） 大炉：2,200 円/炉、小炉：1,110 円/炉、特炉：1,390 円/炉 その他消耗品、調味料等 炭：850 円、紙皿：170 円、紙コップ：170 円、箸：170 円、 クリアカップ：170 円、焼肉タレ：450 円、味塩：200 円、	

	塩コショウ：170 円、アイス：150 円、ジュース：130 円
委託先	一乗滝観光協会

◆当施設における利用者数実績の推移

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数実績（人）	735	1,681	4,991

◆当施設における収支の推移（※）

（単位：千円）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
【収入】			
前年度繰越金	451	457	398
補助金	190	190	191
市委託料	2,660	2,707	2,707
施設使用料	85	233	534
売上金	335	503	1,446
雑収入	125	120	1,742
小計	3,848	4,213	7,020
【支出】			
市納付金	85	233	534
仕入金	9	237	479
事業費	160	123	248
賃金	2,910	2,991	3,628
会議費	—	—	45
事務費	56	47	46
通信費	1	1	3
負担金	30	50	76
借地料	129	129	129
雑費	6	—	1,036
小計	3,391	3,814	6,228
【差引】 （次年度繰越金）	457	398	791

※：外部委託先における収支決算書に基づくものである。

◆当施設における監査の結果と意見

（1）目標値について

当事業において、バーベキュー場の管理運営を外部委託にて行っているが、利用者数実績は把

握しているものの、福井市としての目標値は設定されていない。

【意見】	目標値の設定管理、効果の測定について
福井市として、当事業は条例により施設の設置目的が自然に親しむ野外活動の場を提供し、及び地域の観光の発展に寄与するための施設と定めているため、事業の成果を確認する目標値は定めていない、とのことであるが、バーベキュー場という観光や賑わいを創出する場として少なくとも利用者数の目標値は定めて実績との比較分析を行うことが必要と考える。 目標値を定め、実績との比較分析を行い、効果を測定することで、契約している外部委託先の運営で良いのかどうか、委託金額の妥当性の判断根拠ともなり得るからである。外部委託先に最大限のパフォーマンスを発揮してもらうためにも、目標値の設定管理、効果の測定は行うべきであると考え。	

(2) 条例との整合性について

福井市一乗滝小次郎の里ファミリーパークの設置及び管理に関する条例においては利用料金につき、以下の記載がなされている。

区分	単位	1回の使用につき	摘要
テント	1張	4,400円	炊飯器具一式、マット及びランプ付き
バーベキュー炉	1基	2,200円	鉄板付き
小型バーベキュー炉	1台	880円	

実際のホームページに記載されている利用料金（上記「◆当施設の概要」利用料金参照）とは異なっており、条例と実態が整合していない事実を検出した。

また、条例で記載されているテントについては、一定の危険性があることから近年においては利用に出していないとのことであった。

【意見】	実態に合った条例の改正について
条例は、地方公共団体がその地域の実情に合わせて独自に制定する法規であり、国の法律と同様に、住民の権利や義務を定めることができるものである。条例設定は地方分権の推進、住民生活の向上、地域社会の秩序維持などの意義を有しており、その地方公共団体において遵守されるべきものである。 上記のように利用料金が条例と異なる状況を放置しておく、外部委託先が自由に料金設定を行うことができ、条例の意義が損なわれることになりかねない。令和5年度においては、条例と異なる運用がなされてきたが、福井市の担当者とのヒアリングでは、令和6年度中に条例改正を行うスケジュールであることを確認した。利用料金の整合性はもちろんのこと、近年利用されていないテントの記載や未使用の自由広場の記載についても十分に議論され、条例改正の対象とするか否か検討することが必要である。	

(3) 福井市への報告について

当事業の外部委託先である一乗滝観光協会は業務委託契約書や仕様書に基づき、業務日報や収支の状況などの報告義務がある。月次の報告書において、管理業務時間数を記入するものがあるが、草刈りや芝刈りの分のみの報告となっており、網羅的に報告がなされていなかった。

【意見】	月次報告書の見直し、運用について
福井市からの委託事業において、委託料の範囲内で適切に委託している業務内容が遂行されているか、また委託料の妥当性を判断できるよう、報告内容は委託契約書及び仕様書に基づき、網羅的に報告される必要がある。 そのためにも、報告様式の標準化、報告内容の徹底、報告事項のチェックリストの作成などの対応を行い、委託先から網羅的に適切な報告がなされるよう、指導することが必要と考える。	

(4) 福井市への収支報告について

(3)と同様に年度における収支決算の報告義務があり、毎年度一乗滝観光協会から収支決算書を受領している。収支決算書の内容については、上記「◆当施設における収支の推移」に記載のとおりであるが、収入には補助事業のものと委託事業に係るものがあり、対応する支出は全て合算ベースの報告となっていた。

【意見】	補助事業と委託事業の切り分けについて
補助事業や委託事業に関しては、一定の業務範囲を明確にして実施されているものと考ええる。そのため、補助事業、委託事業に対応する収入及び支出が合算して収支報告されていると、どの事業にどの経費が充てられたのか不明瞭となり、補助金の額や委託費の額の妥当性判断が難しくなる。 このような問題を解決するためにも、年度内において補助事業と委託事業が混在する場合には、当該補助事業に対応する経費、委託事業に対応する経費を明確に区分して収支報告を行うべきである。福井市は委託先に対して、委託事業、補助事業、その他に区分して、収支報告を行うように、指導することが必要と考える。	

(5) 収支報告の中の地代について

(4)の収支報告の支出の中に「借地料」129,552 円が毎年報告されており、この借地料の内容をヒアリングしたところ、委託事業の範囲外の土地に関する賃料である事実が判明した。

【意見】	委託事業外の支出について
当該事実を福井市にヒアリングしたところ、当該借地料は「一乗滝観光協会が各地権者と借地契約を結んでいる一乗滝駐車場周辺の土地に関する借地料であり、借地料は市から観光協会へ支払っている管理業務委託料から支払っているのではなく、観光協会が一乗滝小次郎の里ファミリーパークで売り上げた売上金から支出を行っているから問題ない。」とのことであった。確かに令和5年度の収支決算書を見ると、繰越金は増加しており、捻出した利益の中から支払っているものと窺えるが、令和3年度、令和4年度の収支決算書を見ると、繰越金は	

微増もしくは減少しており、福井市からの委託料より、委託範囲外の借地料が支払われていると見ることもできる。

このような問題を解決するためにも、上記（４）に記述しているとおり、事業ごとの収支決算書の作成を行うとともに、利用者増加に伴う売上金、利益の捻出が必要であり、福井市としては、委託先である一乗滝観光協会に、指導していくことが必要と考える。

（６）福井市への使用許可申請について

当施設において、物品や調味料を販売しているが、委託契約に定めのない新たな物品の販売を行う際には、福井市一乗滝小次郎の里ファミリーパークの設置及び管理に関する条例第６条、及び福井市一乗滝小次郎の里ファミリーパークの設置及び管理に関する条例施行規則第４条の規定により、福井市一乗滝小次郎の里ファミリーパーク使用許可申請書を提出しなければならない。現地に赴き、販売されている物品の使用許可申請書を確認したところ、ジュースの販売につき、使用許可申請書の提出漏れを検出した。

【意見】	使用許可申請書の徹底について
福井市からの委託事業において、条例や条例施行規則を遵守することは、事業の適正な運営、ひいては市民生活の安全確保のために必要不可欠である。特に、新たな物品や調味料を販売する際には、福井市の使用許可申請書の提出が義務付けられており、これは、食品衛生法等の関連法規に基づき、市民の健康を保護するための重要な手続きであるとも考えられる。	
委託先が、福井市に無許可で販売を行うことは、市民の健康を脅かすだけでなく、市の信頼を失墜させることにも繋がりがねない。そこで、委託先に対して、改めて使用許可申請書の必要性について指導を行い、法令遵守を徹底させることが必要である。	

（７）施設のセキュリティについて

当施設のセキュリティについては、万全であるとはいえない状況である。

【意見】	セキュリティの強化について
一乗滝小次郎の里ファミリーパークにおける現状のセキュリティは万全であるとは言えず、業務委託契約書や仕様書に明記されていないものの、現金や物品、個人情報などを取り扱う以上、福井市としてもセキュリティの対策をいち早く検討することが必要と考える。	

（８）当施設が発行するレシート、領収書について

当施設の現地において、売上金のレシートを確認したところ、下記の様式となっており、消費税は５％表記のままであり、インボイスの登録番号の記載もなく、現行制度であるインボイスの要件を満たしていなかった。

<当施設における売上金のレシート>



【意見】	インボイス制度への対応について
当施設においては、バーベキュー場の運営を行っていることから、一定の事業者が社内若しくは社外の懇親会などで利用される状況が想定される。令和5年10月から開始されたインボイス制度においては、事業者側において消費税上、仕入税額控除を行える要件として、インボイスの発行は重要であり、当施設においてもインボイスの発行への対応を行わなければならない。そもそも消費税率が5%表記のままであり、少なくとも消費税率が8%に上がった平成26年度から消費税の対応が放置されていたことが窺える。 福井市では一般会計においてインボイス番号を取得しているが、委託先への共有がなされておらず、インボイス要件を満たした領収書が発行することができていなかった。福井市は委託先にインボイス番号を伝え、インボイスの要件を満たすような領収書を発行することできるよう、対応と指導が必要である。また、福井市のホームページには一般会計のインボイス番号が公表されておらず、他の自治体を参考に福井市一般会計のインボイス番号を公表することが必要と考える。	

(9) 備品撤去作業の基礎となる見積書について

当事業において、施設管理棟の雪囲い撤去作業を一乗滝観光協会に委託しており、見積書を入手しているが、見積書の詳細な内訳は存在しなかった。

【意見】	細かな見積内訳書の徴求について
一乗滝小次郎の里ファミリーパーク管理棟雪囲い及び撤去作業業務の委託料は総額149千円(税込)であり、それ以上の詳細な内訳は存在しなかった。 一定の金額基準はあるかもしれないが、上記内容では福井市側において、委託項目や委託金額の妥当性の判断を行うことは難しく、見積内訳書を徴求する必要があると考えられる。今後、事業を行うにあたって、委託項目や委託金額の妥当性を判断するために、見積書の数量や単位が1式となっており、金額が多額、若しくは内容が不明瞭な見積項目がある場合には、その見積もりの内訳書の提出を依頼し、検討を行うことが必要と考える。	

(10) 当施設の PR 活動、並びに付随する委託先の高齢化問題について

当施設の管理業務仕様書をみると、委託業務内容の中に「観光面強化への寄与」の項目にて「施設並びに近隣観光地の情報提供、十分な魅力の PR」が定められているが、委託先に確認したところ、このような活動は十分に実施できておらず、実施できていない理由として SNS 等の PR ツールを使いこなせる年代が存在しないとの回答を得た。

【意見】	一乗滝観光協会の若年層の採用並びに PR 活動の拡大、キャッシュレス決済の導入について
一乗滝観光協会は 60 代～70 代の方々にて成り立っており、高齢化を理由にして PR 活動が十分に実施できていない現状であった。福井市との委託契約書及び仕様書には利用客増加のための PR 活動の実施が謳われており、この点のみを見れば仕様書に準拠していない事実が窺える。高齢化の問題も深刻であり、福井市の委託先選定にも影響が及ぶことにもなりかねず、若年層の採用が喫緊の課題であると認められる。 長年培ってきた経験から適切なサービスを維持するためにも、引続き、一乗滝観光協会においては若年層の採用活動に取り組みつつも、SNS に関連する研修を受講し、活用するなどして、積極的に当施設の PR 活動を行っていくよう、福井市としても指導していくことが必要と考える。また、今後も維持していく施設であれば、利用者の便宜的にもキャッシュレス決済の導入についての対応も検討することが必要と考える。	

(11) 委託契約書の記載内容について

一乗滝小次郎の里ファミリーパーク施設管理業務委託契約書をみると、第 10 条に「福井市個人情報保護条例を遵守し…」との記載があるが、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。）が改正され、令和 5 年 4 月 1 日から全国共通のルールのもと運用されることとなったため、当条例は現在において廃止となっている。

【意見】	委託契約書の記載内容の更新について
現在、「福井市個人情報保護条例」は廃止されている。そのため、委託契約書に当該条例に関する記載がある場合、現状にそぐわない内容となっている可能性がある。契約内容の正確性を期すため、委託契約書の記載内容を速やかに更新することが必要である。	

3-13. 観光物産館管理運営費

1. 事業の概況

事業名 (歳出予算科目)	大事業：観光施設管理事業、中事業：観光物産館管理運営費 (款：商工費、項：観光費、目：観光開発費)
事業の目的及び 必要性	観光物産館は福井の玄関口に位置するため、市内はもとより県内の観光資源と連携した広域観光サービスの提供やオール福井の優れた物産の提供を行うことで賑わいを創出し、来訪者へのおもてなしの充実を図る。

事業内容	指定管理者制度による観光物産館の管理・運営
根拠法令等	福井市観光物産館の設置及び運営に関する条例 福井市観光物産館の設置及び運営に関する条例施行規則
実施要綱等	福井市観光物産館指定管理業務仕様書
第八次福井市総合計画における位置づけ	政策：新たなチャレンジを後押しし、活力と魅力あふれる商工業が発展しつづけるまちをつくる 施策：地域の商工業を振興する 政策：福井の魅力「福いいネ！」を実感できる、おもてなしの心があふれる観光のまちをつくる 施策：観光資源を磨き上げる
事業開始年度	平成 28 年
事業終了年度(予定)	－（半永久的に続く事業である。）

2. 事業の成果

事業の成果を確認する指標及び目標値の推移

指標	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
収入額（千円）	190,000	190,000	190,000
獲得ポイント数（ポイント）	3,000	3,000	3,000

上記目標値に対する実績値の推移

指標	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
収入額（千円）	163,929	264,212	433,392
獲得ポイント数（ポイント）	6,920	10,020	6,000

事業の成果の達成・未達の理由

令和 3 年度の収入額については、新型コロナウイルスの影響により要求基準を達成できなかったが、令和 4、5 年度は、新型コロナウイルスの影響が落ち着いたことや北陸新幹線福井開業の効果もあり、要求基準を達成することができた。

また、活動指標一覧の獲得ポイントは、情報発信や新商品発掘などに継続的に努めたことで全ての年度で要求基準を達成した。

3. 歳入、歳出の推移

（単位：千円）

項 目		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
歳入	A 予算現額	－	－	－
	B 決算額（収入済額）	－	2,009	9,699
	C 差額（A－B）	－	△2,009	△9,699

歳 出	D 予算現額	31,052	27,121	27,535
	E 決算額（支出済額）	28,381	27,121	27,487
	F 繰越額	—	—	—
	G 不用額（D－(E+F)）	2,671	0	48

増減の理由

【令和４年度】重要な増減なし。

【令和５年度】新型コロナウイルス感染が落ち着いたことにより指定管理者の収入額が増え、歳入においては納付金が増加した。

４．歳入の内訳（令和５年度）

（単位：千円）

款・項・目	決算額	主な内容
21 諸収入		
07 雑入	9,699	納付金
06 雑入		
合計（＝３のＢ）	9,699	

５．歳出の内訳（令和５年度）

（単位：千円）

節	決算額	主な内容
01 報酬	154	指定管理者選定委員
12 委託料	26,246	指定管理料、観光物産館看板
18 交付金	1,088	指定管理者光熱費支援金
合計（＝３のＥ）	27,487	

６．監査の結果と意見

当事業は、指定管理者制度にて福井市観光物産館「福福館」の管理運営を行っているものである。監査人は当該施設につき、所管課へのヒアリングの他、現場に赴いた上で以下の監査手続を実施した。

<実施した監査手続>

- ・現場の管理運営を担っている指定管理担当者に指定管理業務仕様書の遵守状況や現金の取扱い等、所定の質問票に基づきヒアリングを行った。
- ・利用料の減免等、当該施設の設置及び管理に関する条例施行規則で定められている所定の申請書につき、令和５年度分の綴りを閲覧し、福井市側におけるチェック内容、チェック体制の確認を行った。
- ・現場における施設や備品の管理状況や整備状況につき、視察を行った。

以降、施設の概要を記載した上で、上記監査手続の結果並びに意見を記載する。

◆当施設の概要

施設名	福井市観光物産館「福福館」		
外観			
所在地	〒910-0006 福井市中央 1-2-1 ハピリン 2 階		
連絡先	TEL：0776-20-2929		
開館時間	福福館：午前 9 時 00 分～午後 9 時 00 分 福福茶屋（飲食）：午前 11 時 00 分～午後 9 時 00 分 福福小屋（施設予約）：午前 9 時 00 分～午後 9 時 00 分 （年末年始は時短営業）		
休館日	年中無休		
利用料金	福福小屋貸出料 2,200 円/時間 その他備品貸出有		
指定管理者	株式会社大津屋		

◆当施設における利用者数実績の推移

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
利用者数実績（人）	91,336	142,051	223,470

◆当施設における収支の推移（※）

（単位：千円）

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
【収入】			
指定管理料	23,767	23,771	23,743
利用料金	150,218	240,193	393,993
自主事業収入	344	421	520
その他	18,352	25,474	38,601
小計	192,682	289,861	456,857
【支出】			
人件費	51,053	57,823	73,276

仕入経費	99,078	154,009	240,855
管理経費	27,467	29,485	40,303
自主事業経費	316	373	449
その他	16,116	24,502	37,513
小計	194,031	266,194	392,398
【差引】	△1,349	23,666	64,459

※：指定管理者からの収支報告に基づくものである。

◆令和元年度包括外部監査にかかる措置報告の対応状況

また、指定管理者制度に関しては、令和元年度においても包括外部監査の監査テーマとして取り上げられている。そこで、令和３年１月２２日告示「令和元年度 包括外部監査にかかる措置報告」に掲げられている福井市の対応状況についても確認を行った。

(以下、令和３年１月２２日告示「令和元年度 包括外部監査にかかる措置報告」より抜粋)

意見の概要		福井市の対応状況	監査人コメント
項目	内容		
指定管理者制度導入の成果と要求基準	要求基準の活動指標一覧表について、各項目はいずれも活動を示す指標である。その結果、成果指標は設定されていない。活動指標だけではなく成果指標も要求基準として設定すべきである。なお、令和元年度より売上190,000千円以上が要求基準として追加されており、成果目標の設定の追加として評価できる。	次期指定管理者の選定に向けて、成果指標を設定できないか検討していく。	福井市担当者へのヒアリング及び、現地調査の結果、適切に対応、運用されていることを確認した。
指定管理者制度導入の成果と要求基準	要求基準が3,000ポイントのところ、初年度が8,060ポイントと大幅に上回っている。指定管理者の努力の結果であり評価すべきではあるが、達成可能な要求基準とは別に目標値があるとさらに良い。	指定管理者とも協議して過去の達成ベースも確認しながらよりよい成果が残せるように目標値を設定していく。	令和５年度においても、要求基準は3,000ポイントであるのに対し、実績は大きく上回っている結果となっている。
利用者満足度調査について	利用者満足度調査について、調査は実施しているが、集計報告が実施されていない。指	利用者満足度調査結果について、事業報告に適切に記載する	福井市担当者へのヒアリング及び、現地調査の結果、適切に

	定管理施設が適切に運営管理されているか、また、今後どのような施設としていくべきかを考えるうえで満足度調査は有効である。調査の結果と集計し、事業報告に適切に記載する必要がある。	こととした。	対応、運用されていることを確認した。
修繕費について	修繕費の内容について、日差し除けロールスクリーンの設置など、一般的には固定資産の追加購入と考えられるものも含まれている。協定書では修繕費について詳細な記載がないため、どのような支出内容までが修繕費なのかが明確ではない。修繕費の範囲を明確化する必要がある。	修繕の定義として”「修繕」とは、備品の修繕、部品の取り換えのための費用で、維持管理、現状復旧を目的とするものを言う。”とする。	福井市担当者へのヒアリング及び、現地調査の結果、適切に対応、運用されていることを確認した。

◆当施設における監査の結果と意見

(1) 要求基準について

令和5年度においても活動指標一覧表は当初指定管理者制度導入時と変わらず、以下のとおりとなっている。

[活動指標一覧表 (参考)]

No	項目	ポイント	
1	地域の物産の販売及び飲食の提供		
	取扱商品数 2,000 点以上	1,500	
2	福井食文化に関する情報の提供		
	①新聞	地元紙	30
		全国紙	150
	②情報誌	地方版	30
		全国版	150
	③ラジオテレビ	コミュニティ FM/CATV	10
		地方局	30
		キー局	150
	④Web HP を通年開設し、常時更新する		150
	⑤実演販売の実施		60

3	地域の物産の発掘・販路拡大・観光情報の発信		
	①企業訪問により新たに取扱う商品を発掘した		50
	②企業連携し新たな商品を開発した		100
	③販路拡大出向宣伝	嶺北	10
		嶺南	20
		全国	50
		海外	200
	④商談会の開催		50
	⑤Web ショップ開設		100
4	観光物産館の設置目的に合致した自主事業		
	①集客性のあるイベントの実施	1 人から 30 人/日	20
		31 人/日～	50
	②集客性のある展示イベントの実施		10
	③集客性のある興行の実施		50

また、要求基準は 3,000 ポイントであることに對し、実績は令和 3 年度 6,920 ポイント、令和 4 年度 10,020 ポイント、令和 5 年度 6,000 ポイントと実績が要求基準を大きく上回っている結果となっている。福井市担当者にヒアリングを行ったところ、令和元年度包括外部監査にかかる措置報告の対応状況に記載されているような目標値は設定していないとのことであった。

【意見】	目標値の設定について（令和元年度包括外部監査の意見と同様である。）
要求基準が 3,000 ポイントのところ、令和 3 年度～令和 5 年度の実績は上記のとおりであり、大幅に上回っている。指定管理者の努力の結果であり評価すべきではあるが、達成可能な要求基準とは別に目標値があるとさらに良いと考える。	

（2）パンフレットの記載内容について

指定管理者においては飲食の提供も行っており、価格の改定も実施されている。価格が変更されるとのことから、指定管理者は施設のパンフレットを最新の状態に更新していない。なお、指定管理者にヒアリングを行ったところ、施設訪問時において最新のパンフレットは作成中とのことであった。

【意見】	パンフレット等の情報源の更新について
パンフレットの内容が実際の運用と異なると、利用者に誤解を与え、混乱を招く可能性がある。特に飲食代金の改定のような、利用者にとって重要な情報は、パンフレットにも正確に反映されるべきであると考え。パンフレットは、サービス内容や料金を伝える重要なツールであり、最新の情報が掲載されていないパンフレットは、利用者の信頼を損なうだけでなく、クレームやトラブルに発展することにも繋がりがねない。飲食代金の改定を行った際には、パンフレットの更新を忘れずに行い、利用者に最新の情報が伝わるようにすることが必要と考える。	

さらに、パンフレットの更新だけでなく、ホームページや SNS など、他の情報発信ツールとの整合性についても留意が必要である。利用者がどの情報源からでも同じ情報を得られるようにすることで、混乱を防ぎ、スムーズなサービス提供に繋がるものとする。

(3) 飲食代金の改定について

上記(2)にも記載しているが、飲食代金の改定を行っており、厳密に言えば価格を改定する都度、条例や条例施行規則に基づいて、福井市の承認が必要となる。しかし、実際の運用においては指定管理者が福井市に価格改定の相談を行うのみであり、承認申請書の提出はなかった。

【意見】	ルール の 明確化、柔軟な対応について
昨今の物価高騰は、飲食業界に大きな影響を与えており、頻繁な価格改定を余儀なくされている。当施設も例外ではなく、価格改定の度に福井市への承認申請が必要となる現状は、指定管理者にとって大きな負担になると考えられる。現状の条例や条例施行規則では、軽微な価格改定であっても、都度、正式な承認手続きが必要となり、このような手続きは、指定管理者の負担に繋がることが想定される。	
そこで、指定管理者の負担軽減と円滑な施設運営を目的として、一定の範囲内の価格改定であれば、福井市との事前相談の上、簡単な申請書や相談のみで完結できるような仕組み、一定期間内の改定をまとめて承認するような仕組みなど、仕様書の柔軟な設計についても指定管理者との協議を行い検討していくことが必要と考える。	

(4) 研修の実施、報告について

当施設の指定管理業務仕様書において必要な研修事項につき、次のとおり規定されている。「職員に、本業務の実施に必要な接遇や経理事務の研修を実施すること。」

現地に赴き、ヒアリングや書類の閲覧を実施したところ、接遇研修は実施されていたが、経理事務の研修は実施されていなかった。

【意見】	研修内容の柔軟化、報告の徹底について
現状の指定管理業務仕様書では、必要な研修として「接遇」と「経理事務」が規定されている。これらの研修は、施設運営において重要な要素であり、受講することの意義は大きいと考えられる。しかしながら、研修内容を明記してしまうと指定管理者は当該研修のみの受講で仕様書を満たすと考えられることもあり、その他の研修受講が推進されず、職員のスキルアップやサービス向上における可能性を狭めてしまう可能性もある。	
多様化する利用者のニーズや社会情勢の変化に対応するためには、指定管理事業者の職員におかれては幅広い知識やスキルが求められることから、接遇や経理事務といった特定の分野に限定せず、様々な研修を受講できる機会を設けることが重要である。	
現在、指定管理者においては上記の研修に限定されず、防災研修や外部研修など幅広く研修を受講している。しかし、現状は一部の研修受講において、報告書の提出がなされていない。研修内容を限定せず、幅広く受講を認める代わりに、受講内容の報告を徹底するこ	

とで、研修効果の検証を行うことの方が重要であり、報告内容を精査することで、本当に必要な研修が実施されているか、職員のスキルアップに繋がっているかも評価することができる。

以上により、仕様書に記載されている研修内容については、柔軟に対応できるよう、見直しを行うことが必要と考える。また、研修が実際に受講されているかどうか、研修報告書の有無の必要性も検討することが必要と考える。

(5) 指定管理業務仕様書に記載されている提出物について

当施設の指定管理業務仕様書において報告書等の提出につき、「経理口座通帳の写し」を提出することとなっている。

現地に赴き、ヒアリングや書類の閲覧を実施したところ、経理口座通帳の写しについては必要に応じて入手していることもあり、全ての通帳の写しが提出されているということではなかった。

【意見】	仕様書の記載内容の見直しについて
	現状の指定管理業務仕様書では、「経理口座通帳の写し」を提出することとなっているが、実際には必要に応じて通帳の写しを入手しているのみであり、年間の通帳の写しを提出すると膨大な量になる可能性がある。また、他の会計資料や報告資料から、通帳の全ての取引履歴を入手する必要性も低いことが考えられる。よって、指定管理者とも協議の上、福井市としても通帳の写し全てが必要なかどうかを再考し、指定管理者の負担を軽減しつつ、必要な情報を適切に把握できるよう、仕様書の記載内容の見直しを行い、柔軟に対応できる体制を整えることが必要と考える。

(6) 福井市におけるモニタリング結果報告書の記載の仕方について

福井市においても、指定管理者による管理運営が適正に行われていることを確認するため、モニタリングを実施し、モニタリング結果についてはホームページ上で公表されている。全ての指定管理施設のモニタリング結果報告書をみたところ、「前年度比 (%)」の記載の仕方が施設によって異なっていた。

【意見】	モニタリング結果報告書の記載方法の統一について（全ての指定管理施設に対する意見である。）
	令和 5 年度包括外部監査の対象となる指定管理施設のモニタリング結果報告書を見たところ、前年度比 (%) の記載方法につき、以下の通り、記載の仕方が混在している状況であった。 ①対前年度実績に対する増減比率を記載している施設（福井市自然史博物館分館、福井市一乗谷朝倉氏遺跡復原町並） ②当年度実績から前年度実績を差し引いた差額に対する増減比率を記載している施設（福井市観光物産館、越前水仙の里温泉波の華、福井市ガラガラ山越前水仙の里キャンプ

場)

このような状況では、モニタリング結果報告書を見た人が瞬時に誤解を招く可能性もあるので、福井市内で作成するモニタリング結果報告書については、記載方法を統一化することが必要である。

(7) 防火管理者の設置について

当施設における指定管理業務仕様書において防火管理者の設置につき、「施設管理を行う職員又は指定管理者となる団体の管理監督者の中から防火管理者の資格を有する者を選任・配置することとし、正と副を配置するなどにより未配置の期間をなくすこと。」と規定されている。

現地に赴き、ヒアリングや書類の閲覧を実施したところ、防火管理者の資格を有する者は令和5年度において退職の事実があり、1名のみでの運用期間が存在していた。

【意見】	防火管理者の設置に関する指導監督について

仕様書には「正と副を配置し防火管理者の未配置を防ぐ」ことが明記されている。これは、防火管理者が不在となる状況を避け、火災発生時における迅速かつ適切な対応を確保するための重要な規定であると認められる。防火管理者が1名の場合、休暇や出張等の場合、施設に防火管理者が不在となり、万が一火災が発生した場合、初期消火や避難誘導等の対応が遅れ、被害が拡大する可能性がある。

令和5年度においては、退職の事実があり、1名のみで運用している期間もあり、仕様書の要求事項を満たしておらず、防火管理体制に不備があったと言わざるを得ない。令和6年度中には防火管理者が2名体制となり、仕様書の要求事項を満たすこととなり問題は改善されるものの、それまでの期間について、福井市として早急に対処するように指導監督すべきであったと考える。

3-14. 波の華運営事業

1. 事業の概況

事業名 (歳出予算科目)	大事業：波の華運営費、中事業：波の華運営事業 (款：商工費、項：観光費、目：越前水仙の里費)
事業の目的及び 必要性	経常：施設運営に支障をきたさないようにする。 政策：施設の整備不良による損害が発生しないよう適切に維持管理を行い、利用者に安全で快適な環境を提供する。
事業内容	経常：指定管理料、車両の法定点検等の施設運営 政策：設備の取替、保全整備等の維持管理
根拠法令等	福井市越前水仙の里温泉波の華の設置及び管理に関する条例 福井市越前水仙の里温泉波の華の設置及び管理に関する条例施行規則
実施要綱等	福井市越前水仙の里温泉波の華指定管理業務仕様書
第八次福井市総合計	政策：福井の魅力「福いいネ！」を実感できる、おもてなしの心があ

画における位置づけ	ふれる観光のまちをつくる 施策：観光資源を磨き上げる
事業開始年度	平成 16 年度
事業終了年度(予定)	－（半永久的に続く事業である。）

2. 事業の成果

事業の成果を確認する指標及び目標値の推移

指標	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
年間利用者数（人）	59,000	59,000	59,000

上記目標値に対する実績値の推移

指標	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
年間利用者数（人）	50,855	52,198	59,798

事業の成果の達成・未達の理由

令和4年度までは、新型コロナウイルスの影響があり目標値は未達であったが、令和5年度には5類移行によりコロナ禍前の水準に回復したため目標値を達成している。

3. 歳入、歳出の推移

（単位：千円）

項 目		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
歳入	A 予算現額	3,100	－	1,600
	B 決算額（収入済額）	3,100	－	1,600
	C 差額（A－B）	0	－	0
歳出	D 予算現額	36,402	34,754	32,507
	E 決算額（支出済額）	35,550	34,750	32,483
	F 繰越額	－	－	－
	G 不用額（D－(E+F)）	852	4	24

増減の理由

【令和4年度】大きな修繕、工事等がなく、市債を充当しなかったため歳入は減少している。

【令和5年度】上記の反動による増加である。

4. 歳入の内訳（令和5年度）

（単位：千円）

款・項・目	決算額	主な内容

22 市債 01 市債 06 商工債	1,600	源泉ポンプ変圧器取替工事 休憩所照明器具取替工事
合計 (= 3 の B)	1,600	

5. 歳出の内訳 (令和5年度)

(単位: 千円)

節	決算額	主な内容
10 需用費	1,729	車検、6か月法定点検、施設修繕
11 役務費	19	自賠責保険料
12 委託料	27,542	指定管理料
13 使用料及び賃借料	63	AED リース料、土地借上料
14 工事請負費	2,282	源泉ポンプ変圧器取替工事、休憩所照明器具取替工事、水風呂用チラー保全整備工事
18 負担金、補助及び交付金	816	光熱費支援金
26 公課費	33	重量税
合計 (= 3 の E)	32,483	

6. 監査の結果と意見

当事業は、指定管理者制度にて越前水仙の里温泉波の華の管理運営を行っているものである。監査人は当該施設につき、所管課へのヒアリングの他、現場に赴いた上で以下の監査手続を実施した。

<実施した監査手続>

- ・現場の管理運営を担っている指定管理担当者に指定管理業務仕様書の遵守状況や現金の取扱い等、所定の質問票に基づきヒアリングを行った。
- ・利用料の減免等、当該施設の設置及び管理に関する条例施行規則で定められている所定の申請書につき、令和5年度分の綴りを閲覧し、福井市側におけるチェック内容、チェック体制の確認を行った。
- ・現場における施設や備品の管理状況や整備状況につき、視察を行った。

以降、施設の概要を記載した上で、上記監査手続の結果並びに意見を記載する。

◆当施設の概要

施設名	越前水仙の里温泉波の華

外観	
所在地	〒910-3553 福井市蒲生町 1-94
連絡先	TEL：0776-89-7387
開館時間	温泉：午前 10 時 00 分～午後 10 時 00 分 お食事処 平日：午前 11 時 00 分～午後 2 時 00 分 土日祝：午前 11 時 00 分～午後 7 時 30 分 (午後 2 時 00 分～午後 4 時 30 分は休み) マッサージ：午前 11 時 00 分～午後 7 時 00 分
休館日	毎週火曜日（祝日の場合は翌日）
利用料金	入浴料 大人（中学生以上）：570 円 市内在住高齢者（65 歳以上）：400 円 小学生：250 円 幼児（3 歳以上）200 円 回数券 大人（6 枚綴り）：3,000 円 大人（13 枚綴り）：6,150 円 市内在住高齢者（10 枚綴り）：3,800 円
指定管理者	株式会社フードサービス福井

◆当施設における利用者数実績の推移

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
利用者数実績（人）	50,855	52,198	59,798

◆当施設における収支の推移（※）

（単位：千円）

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
【収入】			
指定管理料	25,500	25,000	25,000
利用料金	14,093	15,425	16,154

自主事業収入	10,253	9,160	11,546
その他	14,717	16,608	14,156
小計	64,563	66,195	66,856
【支出】			
人件費	17,197	17,853	17,320
仕入経費	—	—	—
管理経費	23,535	24,782	25,216
自主事業経費	5,638	5,801	5,423
その他	13,167	13,371	14,099
小計	59,540	61,809	62,059
【差引】	5,023	4,386	4,797

※：指定管理者からの収支報告に基づくものである。

◆令和元年度包括外部監査にかかる措置報告の対応状況

また、指定管理者制度に関しては、令和元年度においても包括外部監査の監査テーマとして取り上げられている。そこで、令和３年１月２２日告示「令和元年度 包括外部監査にかかる措置報告」に掲げられている福井市の対応状況についても確認を行った。

(以下、令和３年１月２２日告示「令和元年度 包括外部監査にかかる措置報告」より抜粋)

意見の概要		福井市の対応状況	監査人コメント
項目	内容		
指定管理者制度導入の成果と要求基準	指定管理者制度を導入した結果、利用者数は大きく伸びており、成果があったといえる。これは、営業時間延長や開館日の拡大によるものであり、指定管理者の努力によるものといってよい。一方で利用料金は一旦増加したものの、現在は横ばいもしくは減少傾向にある。指定管理者制度の導入目標の一つは福井市にとってのコスト削減である。長期的に考えれば利用料金の拡大は指定管理料の縮減につながるため、コスト削減に貢献する。要求基準に利用	利用料金収入額を要求基準として設定することについて検討していく。	福井市担当者へのヒアリングの結果、利用者人数を要求基準とすることは比例的に利用料金収入に繋がるため、福井市は引続き利用者人数を要求基準ととしている。問題点はない。

	料金の目標値があることが望ましい。		
指定管理者制度導入の成果と要求基準	当該施設について、福井市施設マネジメントアクションプラン第 1 期（素案）において、サービス内容の見直し等により、利用を促進する方針となっている。施設の方針が利用促進である場合、福井市としての最終的な目標がどの程度であるのかについて指定管理者に明確に伝える必要がある。現在の制度で言えば要求基準がこれに該当する。しかし、現在設定されている要求基準はどちらかという達成可能な目標値であり、長期的な最終目標ではない。長期目標についても指定管理者と情報共有すべきであろう。また、利用促進を図る際、指定管理者の意見を十分に取り入れる必要があるため、その点についても指定管理者と情報の共有を図っていく必要がある。	長期的な目標を定め指定管理者と情報共有を図っていく。また、指定管理者から意見を聞き取り、利用促進に繋がる施策を検討し、目標に反映させていく。	福井市担当者へのヒアリングの結果、次期指定管理期間（令和 7 年度～11 年度）の要求基準は現指定管理期間を上回る 62,000 人に設定することを指定管理者と共有していることを確認した。
指定管理報告について	月次報告について、平成 30 年 11 月分の報告が 12 月 14 日に提出されているなど、何件か報告遅れがあった。事業報告、業務報告について、仕様書及び協定書どおりに提出することが必要である。福井市としての受付印が平成 30 年度はすべて押印されていたが、平成 29 年度以前は押印がないものがあった。期限を設けて	協定書の内容に留意するとともに、受付印を押印し、提出・受取・確認処理を行うこととした。	福井市担当者へのヒアリング及び、現地調査の結果、適切に対応、運用されていることを確認した。

	報告を求めている以上、報告受領時には受付印を押印する必要がある。		
本社経費について	本社経費について、概算での計上となっており、具体的な算定根拠はなかったため、福井市において本社経費の計上ルールを明確に定めることが適当と考える。なお、納付金制度ではなく、次期以降の指定管理料の積算上も本社経費は含めないため、本社経費について収支報告書に計上されているものの納付金や指定管理料に影響はない。	法人においては、当該施設で直接発生する経費とは別に、本社等の総務や企画、経理等の経費が発生しており、この中には指定管理業務を行うのに必要な経費があると考えられることから、次のとおり対応する。指定管理者が、指定管理業務を行うのに必要な経費として本社経費を計上する場合、収支予算書及び収支実績報告書に内訳と積算根拠を示すよう、仕様書に規定することとした。また、収支予算書と収支実績報告書を比較し、決算時になって、予算書では予定していなかった経費が会計処理されていないか、積算根拠の整合性はとれているかなどについて確認するよう、「指定管理者制度事務処理マニュアル」に規定した。なお、指定管理料の上限額の積算に本社経費を	福井市担当者へのヒアリング及び、現地調査の結果、適切に対応、運用されていることを確認した。

		含めることの必要性については、収支予算書や収支実績報告書で計上された本社経費の内容を確認し、金額の妥当性も考慮した上で施設毎に判断する。	

◆当施設における監査の結果と意見

(1) 修繕費にかかる福井市との協議について

当施設における指定管理業務仕様書において修繕費の負担につき、「指定管理者が負担する修繕費の額は、年間 140 万円以内（税込）とし、140 万円（税込）を超える分については、市が負担することとする。また 1 件当たりの修繕費が 60 万円（税込）を超えると想定される補修・修繕・予防修繕についても市が負担することとする。」と規定されている。

令和 5 年度の修繕費一覧を閲覧したところ、60 万円を超える修繕（サウナベンチ板張り）を確認したが、年間 140 万円以内の範囲を以て指定管理者の負担としており、当該事実も福井市との口頭ベースの協議のみで完結されていた。

【意見】	修繕負担にかかる協議書の作成について
指定管理業務仕様書において、修繕費負担の範囲が明確に定められているにも関わらず、1 件当たり 60 万円を超過する修繕を指定管理者が負担している現状は、仕様書と異なる運用が行われていると言わざるを得ない。仕様書においては、「140 万円に満たなかった場合は、年度最終支払時に実績に基づき精算することとする。」とも規定されているため、140 万円以内であれば、指定管理者が負担しても問題ないとする、指定管理者が負担する修繕を先送りさせることにつながってしまう可能性もある。 仕様書は、指定管理者と福井市との間の契約内容を明確化し、双方の権利義務を定める重要な文書であり、仕様書に反する運用が継続されることは、契約の安定性を損ない、将来的なトラブルに発展する可能性も考えられる。 そのため、そもそも、契約書どおり費用負担については運用が遂行されるように取り扱うことが必要であるが、このような仕様書と異なる運用がなされた際には、双方の責任を明確にするためにも口頭ベースの協議で終わることなく、書面による協議記録を作成、保管しておくことが必要と考える。	

(2) 再委託の申請について

当施設における指定管理業務仕様書において再委託の禁止につき、「本業務を行うにあたり、業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、本業務のうちの

主たる業務（利用承認権限等）以外の業務については、あらかじめ市の承認を得た場合には、第三者に委託し、又は請け負わせることができることとする。」と規定されている。

現地に赴き、ヒアリングや書類の閲覧を実施したところ、保守点検業務や清掃業務につき、一部業務が再委託されているものの、福井市への申請、承認は指定管理期間の最初である令和2年に行われているのみで、それ以降の承認申請はなされていなかった。

【意見】	再委託に関する仕様書の適切な運用について
福井市では、業務の責任の明確化、個人情報の保護などを目的として一般的に指定管理業務仕様書を作成する際には、再委託の禁止条項を定めている。当施設の仕様書においても、再委託の禁止条項が記載されているものの、保守点検業務や清掃業務などの再委託業務につき、指定管理期間の最初である令和2年に福井市へ承認申請が行われているのみで、それ以降の承認申請はなされていなかった。	
指定管理期間は5年であるものの、業務に係る事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までと単年度となっていることに加え、冒頭に記載した再委託の制限の目的や、事後検証を実施する観点、委託先に変更が生じる場合もあることから、少なくとも、毎年、適時に承認申請の手続きを行うことが必要と考える。なお、再委託先の承認について、一括承認で容認される場合であっても、業務途中において、委託先に追加等変更がある場合には、追加での再委託の承認申請を行うことが必要となる点については留意が必要である。	

（3）損害賠償責任保険の免責金額について

当施設における指定管理業務仕様書において加入すべき損害賠償責任保険の条件につき、「・補償限度額 身体賠償については1名につき5,000万円以上、かつ、1事故につき5億円以上、対物賠償については1事故1,000万円以上とし、免責金額はなしとする。」と規定されている。

現地に赴き、ヒアリングや書類の閲覧を実施したところ、加入している損害賠償責任保険の保険証券には免責金額5,000円と記載されていた。なお、現在においては免責金額を0円に見直しを行った。

【意見】	損害賠償責任保険の条件に関する仕様書の適切な運用について
指定管理業務仕様書において、任意の損害賠償保険の加入が規定されていることは、万が一の事故発生時に備え、適切なリスク管理を行う上で重要である。この点、本施設における指定管理業務仕様書では、免責金額は「なし」と定められていたものの、実際の保険契約では5,000円の免責金額が設定されていた。	
金額は小さいとはいえ、仕様書に則った保険加入が実施されていない状況であったため、加入内容の見直しが必要である。また、今後、保険契約が仕様書どおりの内容となっているかどうかについて、福井市として確認することも必要である。	

（4）備品の管理状況について

現地に赴き、備品の管理状況を確認したところ、福井市との協定書の備品台帳に記載されてい

る備品のうち、未使用の椅子やテーブルなどが地下倉庫に保管されていた。

<地下倉庫の状況>



<未使用テーブルなど>



【意見】	備品の使用状況の確認、処分について
	福井市が貸与している備品（Ⅰ種備品）について、上記のように壊れているものや長期間未使用であるものが地下倉庫に保管されていた。保管する場所にも限りがあることから、今後、使用が見込まれない備品については適時に福井市に報告を行い、速やかに財産処分の手続きを行うことが必要と考える。

（５）満足度調査について

当施設における指定管理業務仕様書において満足度調査につき、「利用者へのサービス向上に資するため、利用に関する満足度調査を少なくとも毎年１回実施すること。」と規定されている。

現地に赴き、ヒアリングや書類の閲覧を実施したところ、アンケート BOX や口頭にて利用者からの声を収集しているが、満足度調査の結果の報告がなされていなかった。

【意見】	満足度調査の実施、報告について
	利用者満足度調査について、アンケートの回収は実施しているが、集計報告が実施されていなかった。指定管理施設が適切に運営管理されているか、また、今後どのような施設としていくべきかを考えるうえで満足度調査は有効である。調査の結果を集計し、年度もしくは上半期の事業報告書に適切に記載し、福井市に報告することが必要である。

（６）金庫のセキュリティについて

当施設においては、現金などを金庫に保管しているが、金庫のセキュリティはダイヤル式のみでロックされており、その番号も変更は特段行っていないとのことである。

【意見】	金庫のセキュリティ強化について
	現在、金庫のロックはダイヤル式のみであり、その番号も暫く変更されていないとのことであり、セキュリティ面において改善の余地があると考えられる。金庫内には現金同等物など、施設にとって重要な資産が保管されていることから、ダイヤル番号の定期的な変更、鍵を使用した二重ロックなどのセキュリティ強化が必要と考える。

(7) 収支報告書の体裁について

当施設における指定管理業務仕様書において収支報告の内容については、「本業務、自主事業の収支実績」を報告することとなっており、また、自主事業を実施する場合には、「自主事業の収支については本業務と区分すること。」と規定されている。

この点、当施設における実際の収支報告書を閲覧したところ、本業務と自主事業がまとめて一つの収支報告として報告されており、本業務と自主事業の収支が明瞭になっていなかった。

【意見】	指定管理業務、自主事業それぞれの収支報告書の作成について
当施設の指定管理者から提出されている収支報告書は、自主事業も含まれた一つの収支報告として報告がなされており、本業務と区分されていなかった。自主事業の内容は飲食、物販と限定されているので、現状の収支報告書の体裁においても項目を抽出すれば、指定管理業務と自主事業に分けて収支を把握することはできるが、仕様書にも定められているように、本来であれば指定管理業務と自主事業はそれぞれ独立して収支報告書を作成しなければならない。 収支報告書の体裁を見直すことで、本業務の収支と自主事業の収支を明確化し、指定管理事業者が本業務について効率的に運営できているかどうか、要求水準を達成するための自主的な活動の状況の明瞭化により、福井市及び指定管理者が、今後の指定管理施設の運営のための客観的な情報を収集していくことが可能となると考える。	

(8) 研修の実施、報告について

当施設の指定管理業務仕様書において必要な研修事項につき、「職員に、本業務の実施に必要な接遇や経理事務の研修を実施すること。」と規定されている。

現地に赴き、ヒアリングや書類の閲覧を実施したところ、接遇研修は実施されていたが、経理事務の研修は実施されていなかった。

【意見】	研修内容の柔軟化、報告の徹底について
現状の指定管理業務仕様書では、必要な研修として「接遇」と「経理事務」が規定されている。これらの研修は、施設運営において重要な要素であり、受講することの意義は大きいと考えられる。しかしながら、研修内容を明記してしまうと指定管理者は当該研修のみの受講で仕様書を満たすと考えられることもあり、その他の研修受講が推進されず、職員のスキルアップやサービス向上における可能性を狭めてしまう可能性もある。 多様化する利用者のニーズや社会情勢の変化に対応するためには、指定管理事業者の職員におかれては幅広い知識やスキルが求められることから、接遇や経理事務といった特定の分野に限定せず、様々な研修を受講できる機会を設けることが重要である。 現在、指定管理者においては上記の研修に限定されず、レジオネラ症発生防止対策研修や救急講習など幅広く研修を受講している。研修内容を限定せず、幅広く受講を認める代わりに、受講内容の報告を徹底することで、研修効果の検証を行うことの方が重要であり、報告内容を精査することで、本当に必要な研修が実施されているか、職員のスキルアップに繋が	

っているかも評価することができる。

以上により、仕様書に記載されている研修内容については、柔軟に対応できるよう、見直しを行うことが必要と考える。また、研修が実際に受講されているかどうか、研修報告書の有無の必要性も検討することが必要と考える。

3-15. ガラガラ山越前水仙の里キャンプ場運営事業

1. 事業の概況

事業名 (歳出予算科目)	大事業：ガラガラ山越前水仙の里キャンプ場運営事業 中事業：ガラガラ山越前水仙の里キャンプ場運営事業 (款：商工費、項：観光費、目：越前水仙の里費)
事業の目的及び 必要性	自然に親しむ野外活動の場を提供し、心と体の健康づくり及び観光発展
事業内容	指定管理や施設修繕など、ガラガラ山越前水仙の里キャンプ場の維持管理。
根拠法令等	福井市ガラガラ山越前水仙の里キャンプ場の設置及び管理に関する条例 福井市ガラガラ山越前水仙の里キャンプ場の設置及び管理に関する条例施行規則
実施要綱等	福井市ガラガラ山越前水仙の里キャンプ場指定管理業務仕様書
第八次福井市総合計画における位置づけ	政策：福井の魅力「福いいネ！」を実感できる、おもてなしの心があふれる観光のまちをつくる 施策：観光資源を磨き上げる
事業開始年度	平成5年度(平成29年度リニューアルオープン)
事業終了年度(予定)	－(半永久的に続く事業である。)

2. 事業の成果

事業の成果を確認する指標及び目標値の推移

指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間利用者数(人)	10,000	14,600	15,000

上記目標値に対する実績値の推移

指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間利用者数(人)	11,582	9,983	11,977

事業の成果の達成・未達の理由

令和2年度から蔓延した新型コロナウイルス及び自然災害による道路交通網の遮断の影響

により全体的に目標値は未達となった。

3. 歳入、歳出の推移

(単位：千円)

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
歳入	A 予算現額	225	22,200	2,200
	B 決算額 (収入済額)	225	13,595	2,484
	C 差額 (A-B)	0	8,605	△284
歳出	D 予算現額	15,329	34,513	13,890
	E 決算額 (支出済額)	15,311	27,845	13,884
	F 繰越額	—	—	—
	G 不用額 (D-(E+F))	18	6,668	6

増減の理由

【令和4年度】令和4年度にキャンプ場内に Wi-Fi 設備を設置したため増加している。

【令和5年度】上記の理由による反動減である。

4. 歳入の内訳 (令和5年度)

(単位：千円)

款・項・目	決算額	主な内容
22 市債		
01 市債	2,484	雨漏り修繕、崩土法面仮復旧
06 商工債		
合計 (= 3 の B)	2,484	

5. 歳出の内訳 (令和5年度)

(単位：千円)

節	決算額	主な内容
10 修繕料	347	コテージ修繕
12 委託料	4,870	指定管理料
13 使用料及び賃借料	4,617	施設賃借料 (土地)
14 工事請負費	3,580	雨漏り修繕、崩土法面仮復旧
17 備品購入費	99	冷蔵庫、炊飯器
18 負担金	373	光熱費支援金 (交付金)
合計 (= 3 の E)	13,884	

6. 監査の結果と意見

当事業は、指定管理者制度にて福井市ガラガラ山越前水仙の里キャンプ場の管理運営を行っているものである。監査人は当該施設につき、所管課へのヒアリングの他、現場に赴いた上で以下

の監査手続を実施した。

<実施した監査手続>

- ・現場の管理運営を担っている指定管理担当者に指定管理業務仕様書の遵守状況や現金の取扱い等、所定の質問票に基づきヒアリングを行った。
- ・利用料の減免等、当該施設の設置及び管理に関する条例施行規則で定められている所定の申請書につき、令和5年度分の綴りを閲覧し、福井市側におけるチェック内容、チェック体制の確認を行った。
- ・現場における施設や備品の管理状況や整備状況につき、視察を行った。

以降、施設の概要を記載した上で、上記監査手続の結果並びに意見を記載する。

◆当施設の概要

施設名	福井市ガラガラ山越前水仙の里キャンプ場			
外観				
所在地	〒910-3556 福井市赤坂町 66-84			
連絡先	TEL：0776-89-2180			
営業時間	利用時間			
	サイト名		宿泊	
	コテージ（4人用）		午後3時00分～	
	コテージ（8人用）		翌午前10時00分	
	オート（AC電源付）		午後0時00分～	
	テント		翌午前10時00分	
			休憩	
午後9時00分～ 午後5時00分				
フロントは午前8時00分～午後5時00分				
休業日	年中無休			
利用料金	利用料金			
	区分		利用料金	
	入場料	1人	大人（高校生以上）	200円
	コテージ（4人用） （※）	1棟	宿泊	16,700円
			宿泊（ペット可）	17,700円
			休憩	8,300円

			休憩（ペット可）	8,800 円
	コテージ（8 人用） （※）	1 棟	宿泊	21,900 円
			宿泊（ペット可）	22,900 円
			休憩	10,900 円
			休憩（ペット可）	11,400 円
	オートキャンプ	1 区画	宿泊	4,500 円
			宿泊（ペット可）	4,500 円
			休憩	2,200 円
			休憩（ペット可）	2,200 円
	フリーキャンプ	1 区画	宿泊	3,000 円
			宿泊（ペット可）	3,000 円
			休憩	1,500 円
			休憩（ペット可）	1,500 円
	キコリア A～E	1 区画	－	9,000 円
	キコリア F	1 区画	－	8,000 円
	テニスコート	半日	－	2,600 円
		1 時間	－	730 円
※：コテージ利用の場合は 12 歳以上 1 人につき 150 円の入湯税が追加				
指定管理者	福井和泉リゾート株式会社			

◆当施設における利用者数実績の推移

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
利用者数実績 (人)	11,582	9,983	11,977

◆当施設における収支の推移 (※)

(単位：千円)

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
【収入】			
指定管理料	6,200	4,463	4,427
利用料金	30,144	26,562	26,041
自主事業収入	9,129	11,197	10,896
その他	0	0	373
小計	45,474	42,223	41,738
【支出】			
人件費	15,420	12,910	14,923
仕入経費	—	—	—
管理経費	15,905	13,538	14,235

自主事業経費	3,205	8,244	3,951
その他	—	—	—
小計	34,531	34,693	33,111
【差引】	10,942	7,530	8,626

※：指定管理者からの収支報告に基づくものである。

◆令和元年度包括外部監査にかかる措置報告の対応状況

また、指定管理者制度に関しては、令和元年度においても包括外部監査の監査テーマとして取り上げられている。そこで、令和３年１月２２日告示「令和元年度 包括外部監査にかかる措置報告」に掲げられている福井市の対応状況についても確認を行った。

（以下、令和３年１月２２日告示「令和元年度 包括外部監査にかかる措置報告」より抜粋）

意見の概要		福井市の対応状況	監査人コメント
項目	内容		
指定管理者制度導入の成果と要求基準	当該施設は、リニューアル実施決定の時点で指定管理者制度を導入することが決まっていた。福井市としては、他のキャンプ場を参考にリニューアルを行ったとの事であるが、リニューアル工事の具体的な内容（仕様など）について、指定管理者候補者（公募参加予定者）に対し、意見の公募が実施できればさらに良い成果を上げていたことが予想できる。指定管理者の決定が設備投資の後になるという指定管理者制度自体の制約から難しいかもしれないが、実際に運営に関わる事業者の意見を取り入れて、工事を進めることが出来るとさらに良いと考える。	今後、施設の大規模な改修を行う場合、指定管理者の意見を取り入れるよう努める。	現時点において施設の大規模な改修を行う予定はないが、今後、そのようなことを行う場合、指定管理者の意見を取り入れる方針であることを福井市担当者へのヒアリングにて確認した。
利用料金の設定について	利用料金について、福井市ガラガラ山越前水仙の里キャンプ場のような観光宿泊施設に	老朽化しているコテージなど、施設の大規模改修とあわせて	福井市担当者へのヒアリングの結果、当時の利用料金からは

	としては、シーズン料金など柔軟な対応を実施する必要があるが、現状、主要な利用料金は以下のとおりほぼ上限値と一緒にとなっている。条例による上限値の設定が必ず必要ということであれば、上限値を想定される実際の利用料金（市場価格）から高めに設定し、指定管理者がある程度利用料金を柔軟に設定できるようにすべきである。また、当該施設において「食事つきプラン」を自主事業として行っているが、この場合の「食事」部分には上限は設定されていない。食事料金に上限を設けなくとも問題が発生していないのであれば、宿泊費についても指定管理者が柔軟に設定できるよう配慮すべきである。	利用料金の見直しを検討する。	若干の見直しが行われており、指定管理者の柔軟な料金設計に多少は貢献できたものと認められる。
インセンティブについて	当該指定管理契約における納付金制度は、指定管理者側からの提案であり、福井市が要求したものではないが、最大で収入の 50%が納付金となる制度はかなり思い切った納付金制度であると言える。なお、現時点では F 区分となっており、指定管理者にとっては収入の増し分に対し 30%の納付金増加が発生する区分となっている。成果を求めるにはインセンティブの付与が重要である。納付金は収入や利益に応じて変動させるより	次期指定管理者の選定の際、より成果を得られるよう納付金制度の見直しを検討する。	福井市担当者へのヒアリングの結果、納付金制度を廃止したことを確認した。指定管理者側からみれば、施設の運営にあたってのインセンティブは増加したものと認められる。

	も、固定化したほうがインセンティブ上は良い。		
利用者満足度調査について	アンケートは適切にまとめられており、資料として有用である。利用者数 12,657 名が利用している宿泊観光施設でアンケート回収が 271 組はちょっと少ないし、回答の偏りも気になる。キャンプは全国的な人気が高まっているものの、利用は土日に集中し、キャンプ離れもいずれ予想される。そのような中、今後も選ばれ続けるためには利用者の声を大事にする必要がある。アンケート回答者には次回割引券を配布するなど、もう一工夫あることが望ましい。アンケートの気になる意見として、「携帯電話の電波が入らない」、「ネット環境をお願いします」というものがあつた。我々の現地調査でも確かに携帯電波の状況が悪いことが確認できた。スマートフォンの普及により、携帯電話は単なる通話手段ではなくなっており、携帯電話の電波状況が悪いというのは改善すべき状況である。無線Wi-Fiの整備でも代替できると考えられるが、何らかの対応が必要であろう。	市及び指定管理者から各キャリア会社に対し、定期的に携帯電波改善の要望を行っており、今後も継続的に要望を行っていく。インターネット環境については、コテージエリアを中心にWi-Fiの導入を検討する。	福井市担当者へのヒアリング及び、現地調査の結果、適切に対応、運用されていることを確認した。
施設の修繕状況について	危険であることが判明している遊具については、出来る限り早く撤去する必要がある。使用禁止の張り紙はしてある	危険であることが判明している遊具を撤去した。	福井市担当者へのヒアリング及び、現地調査の結果、適切に対応、運用されてい

	ものの、勝手に遊ぶ子供や漢字が読めない子供が遊ぶことも考えられる。安全面についてはコストを惜しむべきではない。		ることを確認した。
施設の修繕状況について	ある程度の高さの木であれば問題ないが、それなりの高さを超えると台風の影響で倒木する可能性がある。実際に、過去に木が倒れてコテージの屋根が破損したこともあった。強力な台風が接近しているときに宿泊者がいるとは考えにくい、安全性からも、施設の維持保全からも、危険と判断される立木については、伐採すべきである。	危険の恐れのある樹木を伐採した。今後、危険と判断した場合は伐採する。	福井市担当者へのヒアリング及び、現地調査の結果、適切に対応、運用されていることを確認した。
備品管理について	リニューアル時の備品一覧表の整理ミスと考えられる。このようなことがないように、現物、仕様書の備品一覧、福井市のシステムから出力される備品一覧表の相互の照合を指定管理期間の最初に実施する必要がある。	備品の照合確認を進めている。	福井市担当者へのヒアリング及び、現地調査の結果、適切に対応、運用されていることを確認した。

◆当施設における監査の結果と意見

(1) オートサイトの利用時間の承認申請について

当施設において新たにオートサイトを開設しており、利用時間は上記の施設の概要のとおり、午後0時00分～翌午前10時00分となっている。利用時間の追加、変更に伴い、福井市ガラガラ山越前水仙の里キャンプ場の設置及び管理に関する条例第5条に基づき、福井市の承認が必要となるが、その承認申請がなされていなかった。

【意見】	利用時間にかかる承認申請について
当施設の利用時間の設定については、条例に基づき福井市の承認を受けなければならない。手続きが正式に踏まれていないと、指定管理者と福井市との間で利用時間についての理解に齟齬が生じる可能性があり、その結果、利用者に対して誤った情報提供をしてしまう可能性がある。利用時間を変更、追加等する場合には、利用者へのサービス提供に支障をきた	

さないようにするため、指定管理者は条例に基づいた申請書を福井市に提出し、正式な承認を受ける手続きを行うことが必要である。

(2) 研修の実施、報告について

当施設の指定管理業務仕様書において必要な研修事項につき、「職員に、本業務の実施に必要な接遇や経理事務の研修を実施すること。」と規定されている。

現地に赴き、ヒアリングや書類の閲覧を実施したところ、e-ラーニングシステムの導入など幅広い研修受講の体制は構築されていたが、受講者からの報告書の提出など受講実績を確認するような体制は未整備であった。

【意見】	研修内容の柔軟化、報告の徹底について
現状の指定管理業務仕様書では、必要な研修として「接遇」と「経理事務」が規定されている。これらの研修は、施設運営において重要な要素であり、受講することの意義は大きいと考えられる。しかしながら、研修内容を明記してしまうと指定管理者は当該研修のみの受講で仕様書を満たすと考えられることもあり、その他の研修受講が推進されず、職員のスキルアップやサービス向上における可能性を狭めてしまう可能性もある。 多様化する利用者のニーズや社会情勢の変化に対応するためには、指定管理事業者の職員におかれては幅広い知識やスキルが求められることから、接遇や経理事務といった特定の分野に限定せず、様々な研修を受講できる機会を設けることが重要である。 現在、指定管理者においては上記の研修に限定されず、企画管理やハラスメント研修などe-ラーニングのツールを用い、幅広く研修を受講している。しかし、研修受講後において、報告書の提出がなされていなかった。研修内容を限定せず、幅広く受講を認める代わりに、受講内容の報告を徹底することで、研修効果の検証を行うことの方が重要であり、報告内容を精査することで、本当に必要な研修が実施されているか、職員のスキルアップに繋がっているかも評価することができる。 以上により、仕様書に記載されている研修内容については、柔軟に対応できるよう、見直しを行うことが必要と考える。また、研修が実際に受講されているかどうか、研修報告書の有無の必要性も検討することが必要と考える。	

(3) 入場料等返還の手続きについて

当施設において、万が一入場料等の利用料金の返還が発生した場合には、福井市ガラガラ山越前水仙の里キャンプ場の設置及び管理に関する条例第12条に基づき、あらかじめ福井市の承認を受けなければならないこととなっている。指定管理者にそのような事実がないかどうかヒアリングしたところ、カメムシの大量発生により利用者からクレームを受け、利用料金を返還したことがあり、当該返金について所定の手続きは行わず、指定管理者の負担にて実施したとのことであった。

【意見】	返金手続きの事後報告について

当施設の入場料等の利用料金の返還については、条例に基づき事前に福井市の承認を受けなければならない。しかし、現場で返金手続きが行われることに鑑みると、事前の承認申請は現実的ではない。しかしながら、利用料金の返還は条例で定められた手続きである以上、指定管理者のみの判断で完結することなく、事後報告や事後承認でもよいので、福井市への報告手続きを行うべきであったと考える。

また、今後、返還が発生した場合の指定管理者と福井市とでの承認、報告体制について、事前に協議を行い、運用方法を明確化しておくことも必要と考える。

(4) 修繕費の範囲について

当施設の指定管理業務仕様書において修繕費の負担につき、「指定管理者が負担する修繕費の額は、年間 176 万円以内（税込）とし、176 万円（税込）を超える分については、市が負担することとする。また 1 件当たりの修繕費が 66 万円（税込）を超えると想定される補修・修繕についても市が負担することとする。」と規定されている。

令和 5 年度の修繕実績を閲覧したところ、自主事業にかかる修繕費が一部含まれていた。

【意見】	修繕実績の報告内容について
	仕様書における修繕費の負担の記載については、あくまでも指定管理業務にかかる修繕の範囲において、福井市と指定管理者との負担関係を明確化したものである。 そのため、自主事業にかかる修繕費については、指定管理者が独自で行うものであり、仕様書で求められている修繕実績報告に含めるべきではない。修繕実績報告に含めた場合には、修繕費の精算にも影響が出てくることから、福井市側としても、内容を適切に確認することが必要である。 今後、指定管理者におかれては上記の点に留意して修繕実績を作成、報告することが必要である。

(5) 仕様書における保守点検回数について

当施設の指定管理業務仕様書における保守点検業務一覧中、消防設備保守点検（設備）に関しては年 12 回の点検実施を要求している。しかし、指定管理者は年 1 回の実施のみとしており、理由をヒアリングしたところ、当該点検は法令で年 1 回の実施を行えば足りるものであるとのことであった。

【意見】	保守点検業務に関する仕様書内容の見直しについて
	法令で年 1 回の実施で足りるものを、仕様書に年 12 回と記載することは、指定管理者にとって大きな負担増加に繋がることが想定される。特に、法令に関する知識が少ない指定管理者の場合においては、誤った解釈に基づき過剰な業務を遂行してしまう可能性も懸念される。福井市担当者にヒアリングしたところ、福井市も年 1 回の実施で足りる認識であったことから、仕様書の記載内容を法令に則したものに修正することが必要である。

(6) 再委託の申請について

当施設における指定管理業務仕様書において再委託の禁止につき、「本業務を行うにあたり、業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、本業務のうちの主たる業務（利用承認権限等）以外の業務については、あらかじめ市の承認を得た場合には、第三者に委託し、又は請け負わせることができることとする。」と規定されている。

現地に赴き、ヒアリングや書類の閲覧を実施したところ、保守点検業務や清掃業務につき、一部業務が再委託されているものの、事業計画書への記載をもって事前に報告しているのみであり、福井市への申請、承認手続きのプロセスを経ていなかった。

【意見】	再委託に関する仕様書の適切な運用について
福井市では、業務の責任の明確化、個人情報の保護などを目的として一般的に指定管理業務仕様書を作成する際には、再委託の禁止条項を定めている。当施設の仕様書においても、再委託の禁止条項が記載されているものの、保守点検業務や清掃業務などの再委託業務につき、年度ごとに事前に提出する事業計画書への記載をもって報告しているのみであり、適切な申請、承認手続きのプロセスを経ていなかった。 毎年事業計画書は提出するものの、適切なプロセスを経てないと言え、冒頭に記載した再委託の制限の目的や、事後検証を実施する観点、委託先に変更が生じる場合もあることから、仕様書に定められた承認申請の手続きを年度ごとに一括でもよいので適切に行うことが必要と考える。なお、再委託先の承認について、一括承認で容認される場合であっても、業務途中において、委託先に追加等変更がある場合には、追加での再委託の承認申請を行うことが必要となる点については留意が必要である。	

(7) 事業計画書の目標利用者数について

指定管理者から提出された令和5年度の事業計画書をみると、目標利用者数は14,950人とされているが、仕様書における令和5年度の要求基準は15,000人となっている。

【意見】	要求基準を満たした事業計画書の作成、仕様書の見直しについて
指定管理者制度における要求基準は、福井市が施設の指定管理業務を任せるに当たり、指定管理者が少なくとも達成しなければならない利用者数などを定めたものである。しかし、令和5年度においては、指定管理者からの目標利用者数が要求基準を下回っており、事業計画の段階から目標値を下回る計画となっている状況が見受けられた。これは、仕様書に記載されている要求基準が毎年変更されている一方、指定管理者の目標利用者数が固定されていたことが原因と考えられる。 そのため、指定管理者は変更される要求基準を達成するような事業計画書を作成することや、福井市においても過去の利用実績や社会情勢の変化などの実情を考慮して要求基準を見直すなどの対応が必要と認められる。これらの対応により、要求基準と目標利用者数の整合性を図り、より効果的な施設運営を目指していくことが必要である。	

3-16. 各種団体振興事業

1. 事業の概況

事業名 (歳出予算科目)	大事業：各種団体振興事業、中事業：各種団体振興事業 (款：商工費、項：観光費、目：観光総務費)
事業の目的及び 必要性	官民が参画する組織メリットを活かすことで、多様な専門分野を組み合わせた総合的な施策の展開や効率的で事務能力の高い実施体制の確立が可能となる。
事業内容	福井県観光連盟や(社)日本観光振興協会等が実施する広域的な誘客事業等の推進に係る経費負担。
根拠法令等	—
実施要綱等	—
第八次福井市総合計画における位置づけ	政策：福井の魅力「福いいネ！」を実感できる、おもてなしの心があふれる観光のまちをつくる 施策：誘客プロモーションを強化する
事業開始年度	— (過去から実施している事業である。)
事業終了年度(予定)	— (半永久的に続く事業である。)

2. 事業の成果

事業の成果を確認する指標及び目標値の推移

指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
市内観光客入込数(万人)	436	446	458

上記目標値に対する実績値の推移

指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
市内観光客入込数(万人)	271	324	391

事業の成果の達成・未達の理由

新型コロナウイルスの流行により観光需要が低下したため。

3. 歳入、歳出の推移

(単位：千円)

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
歳入	A 予算現額	—	—	—
	B 決算額(収入済額)	—	—	—
	C 差額(A-B)	—	—	—
歳出	D 予算現額	1,304	3,854	3,854
	E 決算額(支出済額)	1,304	3,854	3,854

F 繰越額	—	—	—
G 不用額 (D－(E+F))	0	0	0

増減の理由

【令和4年度】福井県観光連盟賛助会費を地区観光協会等助成事業から本事業内に再編したため。

【令和5年度】重要な増減なし。

4. 歳入の内訳 (令和5年度) (単位：千円)

該当なし。

5. 歳出の内訳 (令和5年度) (単位：千円)

節	決算額	主な内容
18 負担金、補助金及び交付金	3,854	負担金
合計 (= 3 の E)	3,854	

6. 監査の結果と意見

特記すべき事項はない。

3-17. 福井フィルムコミッション事業

1. 事業の概況

事業名 (歳出予算科目)	大事業：福井フィルムコミッション事業 中事業：福井フィルムコミッション事業 (款：商工費、項：観光費、目：観光総務費)
事業の目的及び 必要性	映画、CM 等の撮影を誘致し、映像を通じたイメージアップを図ることで観光客増加や地域活性化に資することを目的とする。
事業内容	ロケーション撮影の誘致可能性を高めるための事業
根拠法令等	—
実施要綱等	—
第八次福井市総合計画における位置づけ	政策：福井の魅力「福いいネ！」を実感できる、おもてなしの心があるふれる観光のまちをつくる 施策：誘客プロモーションを強化する
事業開始年度	平成 15 年度
事業終了年度(予定)	— (半永久的に続く事業である。)

2. 事業の成果

当事業は、JFC(ジャパンフィルムコミッション)に対する会費及び認定研修に関する旅費を支出している事業であるため、事業の成果を確認する目標値は定めていない。

3. 歳入、歳出の推移

(単位：千円)

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
歳入	A 予算現額	—	—	—
	B 決算額 (収入済額)	—	—	—
	C 差額 (A-B)	—	—	—
歳出	D 予算現額	449	509	309
	E 決算額 (支出済額)	316	373	304
	F 繰越額	0	0	0
	G 不用額 (D-(E+F))	133	136	5

増減の理由

【令和4年度】重要な増減なし。

【令和5年度】重要な増減なし。

4. 歳入の内訳 (令和5年度)

(単位：千円)

該当なし。

5. 歳出の内訳 (令和5年度)

(単位：千円)

節	決算額	主な内容
08 旅費	41	JFC 研修旅費
10 需用費	164	消耗品費
18 負担金、補助及び交付金	100	JFC 会費
合計 (= 3 の E)	304	

6. 監査の結果と意見

特記すべき事項はない。

3-18. 新・観光ビジョン進行管理事業

1. 事業の概況

事業名 (歳出予算科目)	大事業：観光ビジョン策定事業 中事業：新・観光ビジョン進行管理事業 (款：商工費、項：観光費、目：観光総務費)
事業の目的及び	福井市観光振興計画の進行管理を行い、その効果を検証し、社会情勢

必要性	の変化に応じて事業を見直すため。
事業内容	福井市観光振興計画の進行管理に係る委員会の開催。
根拠法令等	—
実施要綱等	—
第八次福井市総合計画における位置づけ	政策：福井の魅力「福いいネ！」を実感できる、おもてなしの心がある ふれる観光のまちをつくる 施策：観光資源を磨き上げる
事業開始年度	令和２年度
事業終了年度(予定)	令和７年度

２．事業の成果

事業の成果を確認する指標及び目標値の推移

指標	令和３年度	令和４年度	令和５年度
計画推進委員会の開催（回）	1	1	1

上記目標値に対する実績値の推移

指標	令和３年度	令和４年度	令和５年度
計画推進委員会の開催（回）	1	1	1

事業の成果の達成・未達の理由

毎年、関連施策の進捗状況を確認し、推進委員会へ報告、進捗管理を行っている。

３．歳入、歳出の推移

(単位：千円)

項 目		令和３年度	令和４年度	令和５年度
歳入	A 予算現額	—	—	—
	B 決算額（収入済額）	—	—	—
	C 差額（A－B）	—	—	—
歳出	D 予算現額	41	33	33
	E 決算額（支出済額）	33	33	33
	F 繰越額	—	—	—
	G 不用額（D－(E+F)）	8	0	0

増減の理由

【令和４年度】重要な増減なし。

【令和５年度】重要な増減なし。

4. 歳入の内訳（令和5年度）（単位：千円）
該当なし。

5. 歳出の内訳（令和5年度）（単位：千円）

節	決算額	主な内容
07 報償費	33	委員報償
合計（＝3のE）	33	

6. 監査の結果と意見
特記すべき事項はない。

3-19. 観光事務諸経費

事業名 （歳出予算科目）	大事業：事務諸経費、中事業：観光事務諸経費 （款：商工費、項：観光費、目：観光総務費）
事業の目的及び 必要性	効果的、効率的な行政運営をはかるため。
事業内容	報償品等事務諸経費及び観光アドバイザーへの報酬。
根拠法令等	－
実施要綱等	－
第八次福井市総合計画における位置づけ	政策：福井の魅力「福いいネ！」を実感できる、おもてなしの心があふれる観光のまちをつくる 施策：おもてなしの充実を図る
事業開始年度	－（過去から実施している事業である。）
事業終了年度(予定)	－（半永久的に続く事業である。）

2. 事業の成果
事務諸経費であるため、事業の成果を確認する目標値は定めていない。

3. 歳入、歳出の推移（単位：千円）

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
歳入	A 予算現額	－	－	－
	B 決算額（収入済額）	－	－	－
	C 差額（A－B）	－	－	－
歳出	D 予算現額	4,507	4,606	4,630
	E 決算額（支出済額）	4,499	4,570	4,610
	F 繰越額	－	－	－

	G 不用額 (D－(E+F))	8	36	20

増減の理由

【令和４年度】重要な増減なし。
【令和５年度】重要な増減なし。

４．歳入の内訳（令和５年度）（単位：千円）
該当なし。

５．歳出の内訳（令和５年度）（単位：千円）

節	決算額	主な内容
01 報酬	4,020	観光アドバイザー報酬
08 旅費	72	観光アドバイザー通勤手当
10 需用費（消耗品費）	450	消耗品費
10 需用費（修繕料）	20	事務所備品修繕料
13 使用料及び賃借料	49	プリンタリース料
合計（＝３の E）	4,610	

６．監査の結果と意見

（１）観光アドバイザー制度について

観光アドバイザーは、民間企業で活躍した経験と人脈を活用し、福井市観光施策の促進や市職員へのアドバイス等を部局横断的に行うことを目的に設置されており、全日本空輸株式会社に勤務していた安野敏彦氏を観光アドバイザーとして任命している。安野氏は、平成 20 年の就任以来、その経験と人脈を活用し、福井市に様々な形で貢献しているが、すでに 70 歳を超えている。安野氏の後任は、検討していないとのことである。

【意見】	観光アドバイザーの引継ぎについて
観光アドバイザーである安野氏は高齢であるが、福井市として、その後任について検討していない。そのため、安野氏の経験や人脈が十分に福井市に引き継がれない可能性がある。安野氏のこれまでの貢献を引き継ぎ、さらに発展させていくことができるように、観光アドバイザーとして果たしている役割をどのように福井市がカバーしていくのか速やかに検討していくことが必要と考える。	

３－２０．観光地災害復旧事業

１．事業の概況（補正予算）

事業名 (歳出予算科目)	大事業：観光地整備管理事業、中事業：観光地維持管理事業 事業名：観光地災害復旧事業

	(款：商工費、項：観光費、目：観光開発費)
事業の目的及び必要性	安心安全に施設を利用できるよう老朽化した施設の改修を行い、機能の維持、施設の長寿命化を図る。
事業内容	観光関連施設の維持管理
根拠法令等	—
実施要綱等	—
第八次福井市総合計画における位置づけ	政策：福井の魅力「福いいネ！」を実感できる、おもてなしの心があふれる観光のまちをつくる 施策：観光資源を磨き上げる
事業開始年度	令和 5 年度
事業終了年度(予定)	未定

2. 事業の成果

当事業は自然災害により被災した、観光関連施設の復旧を目的とした事業であるため、事業の成果を確認する目標値は定めていない。

3. 歳入、歳出の推移

(単位：千円)

項 目		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
歳入	A 予算現額	—	—	57,000
	B 決算額 (収入済額)	—	—	57,000
	C 差額 (A-B)	—	—	0
歳出	D 予算現額	—	—	57,000
	E 決算額 (支出済額)	—	—	—
	F 繰越額	—	—	12,000
	G 不用額 (D-(E+F))	—	—	45,000

増減の理由

【令和 4 年度】重要な増減なし。

【令和 5 年度】令和 5 年 7 月 13 日からの記録的な大雨により被災した観光関連施設（五太子の滝遊歩道、ガラガラ山キャンプ場）の復旧を行うため、令和 5 年 9 月に補正予算として計上したことから、歳入については増加している。しかし、五太子の滝遊歩道にかかる予算 45,000 千円については、復旧に向けた検討をコンサルティング業者も踏まえ実施したところ、復旧工事の難易度、費用対効果から現状見送りとなり、不用額として表れている。ガラガラ山キャンプ場については翌年度に繰越となっている。

4. 歳入の内訳（令和5年度）

（単位：千円）

款・項・目	決算額	主な内容
22 市債		
01 市債	57,000	災害復旧事業債
09 災害復旧債		
合計（＝3のB）	57,000	

5. 歳出の内訳（令和5年度）

（単位：千円）

該当なし。

6. 監査の結果と意見

特記すべき事項はない。

4. おもてなし観光推進課 国際室

4－1. 国際化推進事業

1. 事業の概況

事業名 （歳出予算科目）	大事業：国際化事業、中事業：国際化推進事業 （款：総務費、項：総務管理費、目：国際交流費）
事業の目的及び 必要性	グローバル化がますます進展する中、地域社会の活力を維持するためには、国際的な感覚を備えた人材の育成、世界に開かれたマインドの醸成が必要である。 また、海外姉妹友好都市との関係においても、共通の目的を持ち、相互に協力する関係へと内容を深めていくことが重要である。
事業内容	海外姉妹友好都市との関係性を活かした事業展開により、本市の国際化を推進する。
根拠法令等	－
実施要綱等	－
第八次福井市総合計画における位置づけ	政策：誰もが尊重され、それぞれの個性や能力を発揮しながら、活躍できるまちをつくる 施策：多文化共生のまちづくりと国際交流を推進する
事業開始年度	－（過去から実施している事業である。）
事業終了年度(予定)	－（半永久的に続く事業である。）

2. 事業の成果

事業の成果を確認する指標及び目標値の推移

指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
国際交流事業等への市民参加者数(人)	4,300	6,000	6,300

上記目標値に対する実績値の推移

指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
国際交流事業等への市民参加者数(人)	1,912	6,240	7,135

事業の成果の達成・未達の理由

令和3年度は、コロナ禍の影響を受け、中止した事業もあり、目標を達成することはできなかったが、令和4年度以降は、姉妹友好都市から招聘した国際交流大使による国際理解教室等も着実に実施することもでき、事業目標を達成できた。

3. 歳入、歳出の推移

(単位：千円)

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
歳入	A 予算現額	22,945	21,397	22,533
	B 決算額（収入済額）	9,170	9,372	14,383
	C 差額（A－B）	13,775	12,025	8,150
歳出	D 予算現額	22,495	21,397	22,533
	E 決算額（支出済額）	9,171	9,373	14,383
	F 繰越額	—	—	—
	G 不用額（D－(E+F)）	13,324	12,024	8,150

増減の理由

【令和4年度】重要な増減なし。

【令和5年度】コロナ禍に中止していたジュニア大使の派遣・受入事業を再開することができたため。

4. 歳入の内訳（令和5年度）

(単位：千円)

款・項・目	決算額	主な内容
15 国庫支出金 02 国庫補助金 01 総務費国庫補助金	240	地方創生推進交付金
17 財産収入 01 財産運用収入 01 利子及び配当金	3	姉妹都市交流基金利子

19 繰入金		
03 基金繰入金	14,140	姉妹都市交流基金繰入金
01 基金繰入金		
合計 (= 3 の B)	14,383	

5. 歳出の内訳 (令和5年度)

(単位: 千円)

節	決算額	主な内容
01 報酬	7,484	福井市文化交流大使(FCA)の報酬
07 報償費	125	来客用記念品(姉妹友好都市関係)
08 旅費	822	FCA 赴任・帰住旅費、FCA 通勤手当
10 需用費 01 消耗品費	42	消耗品(FCA 教材)
10 需用費 02 燃料費	76	FCA 公用車ガソリン代
10 需用費 03 食糧費	186	姉妹友好都市関係者との昼・夕食会経費
11 役務費 01 郵便料	10	姉妹友好都市関係国際郵便
11 役務費 07 手数料	14	FCA 活動にかかる体験料、中国ビザ申請費用
11 役務費 08 筆耕翻訳料	8	賞状筆耕
12 委託料	4,688	姉妹友好都市渡航(杭州)、ジュニア大使派遣・受入業務
13 使用料及び賃借料	492	FCA 公用車リース料、駐車場賃借料
18 負担金、補助及び交付金	442	JET プログラム負担金
合計 (= 3 の E)	14,383	

6. 監査の結果と意見

(1) 業績評価における目標値の設定について

当事業の成果を確認する指標としては、国際交流事業等への市民参加者数を設定している。この国際交流事業等の定義を確認したところ、国際交流事業には、①姉妹都市交流事業、②外国人の防災対策事業、③多文化共生・理解事業、④日本語支援事業、⑤日本語支援、⑥国際交流、⑦国際室直営事業が含まれているとのことであった。このうち、①～④の事業については、ふくい市民国際交流協会が実施、⑤、⑥については、福井市が公益社団法人ふくい市民国際交流協会に委託、⑦については、福井市の観光振興課国際室が直接実施している。

ここで、令和5年度の実績評価において、⑦国際室直営事業の市民参加者数が、これまでの目標値(令和3～5年度分)や実績値(令和3～4年度分)に含まれていないことを識別した。担当者へヒアリングしたところ、事業目的に鑑みて当事業も指標に含めるべきとの判断から、令和5年度より⑦も集計に含めるよう変更したとのことである。

【意見】	事業評価における適切な目標値の設定について
本国際交流事業として、①姉妹都市交流事業、②外国人の防災対策事業、③多文化共生・	

理解事業、④日本語支援事業、⑤日本語支援、⑥国際交流、⑦国際室直営事業を実施しているが、本事業成果を図る指標として、①～⑥を集計対象としていた。

しかし、令和5年度の実績値把握より、⑦国際室直営事業の市民参加者数を数値に含めることに変更した結果、設定した目標値に対応する業績評価を実施できない状況となっている。当事業の目標値は、過去の実績値をベースにした上で、実現可能性を織り込んだ期待値を乗じて算出されている。そのため、令和5年度の目標値設定時点で、令和4年度の実績値に⑦の人数を加えた数値をベースにするべきだったが、実際には、⑦の人数は加味されていない。そのため、令和5年度の目標値が実績値に対して過少に設定されてしまっている。

国際化推進施策の効果を適正に評価し、継続的に改善していくためには、長期的な視点でのモニタリングが不可欠である。しかし、設定された目標値が適切でない場合、評価結果が歪み、誤った施策の継続や、有効な施策を見逃してしまう可能性がある。令和5年度については、目標値と実績値の定義に齟齬が生じていたため適切に事業効果を測れていない。今後、目標値の変更を実施する際には、十分に留意することが必要である。

(2) 福井市国際文化交流大使(FCA)の業務内容管理について

福井市国際文化交流大使(以下「FCA」とする)とは、福井市の国際化の推進のため海外の姉妹友好都市等から招いた大使のことである。FCA は、保育園・幼稚園等での国際理解促進活動や観光 PR など福井市の情報発信に加え、地域活動への参加による地域の多文化理解、国際交流活動を主な業務として実施している。当該制度は、平成 23 年度に米国フラトン市から FCA を迎え入れたことが始まりとなっており、令和 5 年度は、米国より 1 名、スロベニアより 1 名の FCA を迎え入れている。FCA は、会計年度任用職員として採用され、概ね 2 年の在任を求められている。

ここで、FCA の日々の活動内容が分かる資料の有無を確認したところ、そのような資料は特段作成されていないとのことであった。FCA は外国人目線で業務を遂行することを期待され、そのためその内容や進め方等にある程度裁量を委ねられているとはいえ、FCA の活動内容については、主に口頭での報告連絡相談をベースにしており、業務の一環である SNS の投稿については、上長が内容について確認し承認しているが、スケジュールや業務内容を一元的に可視化できるものは存在していない。

【意見】	FCA 業務の可視化について
現状では、FCA の業務に関する文書化された資料が不足している。それにより、以下のような問題が生じる可能性がある。まず、FCA がどれくらいの業務をどのように実施しているか全体像を把握することができないため、FCA の業績評価を適切に実施できない。また、各 FCA の業務内容が共有されず、重複や漏れが発生する可能性がある。さらに、FCA がどのような活動を行っているのか、外部への説明が難しい。	
これらの問題を解決するために、FCA の業務を可視化することが不可欠といえる。作業日報などの文書化された資料を作成し、共有することで、FCA がどのような業務を行っている	

のか、具体的な内容を把握できる。また、どの業務にどれだけ時間がかかっているのか、どの業務が無駄になっているのかを分析することで、業務効率を向上させることができる。もし、問題が発生した場合にも、原因を特定し、迅速に対応できる。対外的にも、FCA の活動内容を説明する際に、具体的な資料として活用できる。

FCA はただの職員ではなく、国際交流に重要な意義を持つ存在であるため、漠然とした管理を実施するのではなく、その存在意義を十分かつ効果的に生かせるように業務管理を実施することが必要と考える。

(3) 見積書の軽微な不備について

当事業の構成事業である「ジュニア大使派遣事業」及び「ジュニア大使受入事業」においては、姉妹友好都市との青少年の相互交流を実施することを目的として、ジュニア大使の派遣及び受入を実施している。当該ジュニア大使派遣・受入に関する業務については、国際交流全般にネットワーク及び経験を豊富に有するふくい市民国際交流協会に委託している。

令和5年度のジュニア大使派遣・受入運営業務に関する見積書を確認したところ、①「ホストファミリーなどに対する謝礼金、数量4、単価88,000円」、②「通訳・翻訳・案内ボランティアへの謝礼金、数量14、単価36,000円」、③「関係受入機関等への謝礼、数量1、単価5,000円」、①～③の合計金額が129,000円と記載されており、合計金額が、内訳の計算と一致していなかった。見積書作成時に、謝礼金の単価と総額を混同していることが原因と考えられる。

【意見】	見積書の適切な確認について
見積書に記載された金額計算に、軽微な不備が識別されているが、当該不備は、受領後に十分な確認が実施されていれば防止できたはずである。見積書は、取引の基礎となる重要な書類であり、金額計算の誤りは、後々、トラブルに発展する可能性が高い。また、誤りを放置しておくことで、客観的な証拠としての信頼性を弱めることにもつながる。 そのため、見積書の受領後には、複数の担当者による確認を実施し、金額計算の正確性を確認することが必要である。また、見積書に誤りが生じていた場合には、軽微なものといって放置せずに、適時に見積書の発行者に修正を依頼すべきである。	

4-2. 国際化市民活動促進事業

1. 事業の概況

事業名 (歳出予算科目)	大事業：国際化事業、中事業：国際化市民活動促進事業 (款：総務費、項：総務管理費、目：国際交流費)
事業の目的及び 必要性	市民、企業、行政がグローバルな観点を持ち、国際化に対応したまちづくりを進めていくために、中核的な役割を担う「ふくい市民国際交流協会」を支援し、市民の意識向上を図る。

事業内容	市民が主体となった国際化の取り組みを促進するため、中核的な役割を担う市民団体への活動を支援する。 海外姉妹友好都市との市民主導型の交流を促進するため、姉妹友好都市提携の周年記念事業等に合わせた市民訪問団の相互訪問にかかる事業を支援する。
根拠法令等	—
実施要綱等	ふくい市民国際交流協会補助金交付要綱
第八次福井市総合計画における位置づけ	政策：誰もが尊重され、それぞれの個性や能力を発揮しながら、活躍できるまちをつくる 施策：多文化共生のまちづくりと国際交流を推進する
事業開始年度	—（過去から実施している事業である。）
事業終了年度(予定)	—（半永久的に続く事業である。）

2. 事業の成果

事業の成果を確認する指標及び目標値の推移

指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
国際交流事業等への市民参加者数(人)	4,300	6,000	6,300

上記目標値に対する実績値の推移

指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
国際交流事業等への市民参加者数(人)	1,912	6,240	7,135

事業の成果の達成・未達の理由

コロナ禍の影響から市民参加イベントや、姉妹友好都市交流事業等が中止になるなどし、令和3年度は目標値から大きく下回ることとなった。令和4年度から市民参加のイベントが再開され、目標を超える数値となった。

3. 歳入、歳出の推移

(単位：千円)

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
歳入	A 予算現額	2,300	3,000	2,700
	B 決算額（収入済額）	0	567	225
	C 差額（A－B）	2,300	2,433	2,475
歳出	D 予算現額	14,425	15,325	15,025
	E 決算額（支出済額）	12,125	12,100	10,851
	F 繰越額			
	G 不用額（D－(E+F)）	2,300	3,225	4,174

増減の理由

【令和4年度】重要な増減なし。

【令和5年度】重要な増減なし。

4. 歳入の内訳（令和5年度）

（単位：千円）

款・項・目	決算額	主な内容
19 繰入金		
03 基金繰入金	225	姉妹都市交流基金繰入金
01 基金繰入金		
合計（＝3のB）	225	

5. 歳出の内訳（令和5年度）

（単位：千円）

節	決算額	主な内容
18 負担金、補助及び交付金	10,851	ふくい市民国際交流協会への補助金
合計（＝3のE）	10,851	

6. 監査の結果と意見

（1）ジュニア大使中止準備資金について

当事業では、公益社団法人ふくい市民国際交流協会の事業に対して、補助を実施している。

ふくい市民国際交流協会は、市民が主体となって、下記を目的とする組織である。

- ・世界に開かれた活力ある地域づくりと人づくりを推進すること、
- ・福井市の国際化に寄与すること、
- ・互いのちがいを認めあい、対等な関わりを創造しあう多文化共生社会を実現すること

「公益社団法人ふくい市民国際交流協会補助金交付要綱」によると、補助金の詳細は次のとおりである。

補助対象事業
(1)国際交流・国際協力、多文化共生に関する事業
(2)国際交流団体等との連携及び協力・支援
(3)ボランティアの育成と組織化
(4)多文化共生の地域づくり
(5)姉妹都市との市民交流事業
(6)その他目的達成に必要な事業
補助対象経費
(1)事務局員の人件費
(2)管理諸費

(3)受託事業及び自主財源で実施する事業を除く事業にかかる経費
(4)その他市長が必要と認める経費

なお、令和5年度の補助金の予算額としては12,200千円が計上されている。

ここで、ふくい市民国際交流協会の令和5年度の資産状況を確認したところ、特定資産として「ジュニア大使事業中止準備資金」2,000千円が計上されていた。当該ジュニア大使事業中止準備資金は、ジュニア大使受入・派遣事業が、新型コロナウイルス感染症拡大により中止となった場合の収支変動に備え、人件費に充当するため令和2年度に積み立てたものである。また、原資としては、国の持続化給付金を充当しており、新型コロナウイルス感染症拡大により再び交流事業が中止となる可能性が残っている期間は、この資金を保留しているとのことである。なお、当該ジュニア大使事業中止準備資金について、福井市としては内容を詳細に確認したことはないとの回答を得ている。

【意見】	ジュニア大使事業中止準備資金についてのモニタリングについて
ふくい市民国際交流協会にて、ジュニア大使事業中止準備資金2,000千円が令和2年度に計上されたまま取り崩されていない状況にある。ジュニア大使事業中止準備資金は、ジュニア大使受入・派遣事業が新型コロナウイルス感染症拡大により中止となった場合の人件費に充当するものとして用途を限定している。しかしながら、新型コロナウイルス感染症は、令和5年度には落ち着きを見せ、令和5年度からはジュニア大使受入・派遣事業も再開されており、今後、再び新型コロナウイルス感染症拡大によって、ジュニア大使受入・派遣事業が中止される状況になる可能性は低いと思われる。 この点、ふくい市民国際交流協会からは、「現段階では用途を限定しているため、今後の使用予定は不明であるが、令和6年度中に、資金の使用目的変更について、福井県の公益社団法人担当部署と協議を行う予定である。」との回答を得た。このように、ふくい市民国際交流協会は、資金を積立しているものの、計画的な取崩しを実施できていない状況にある。公益社団法人という特性から様々な制約があることは理解できるが、協会に対して補助金を支出している福井市としては、より積極的に協会と連携し、積立資金を有効活用できるようモニタリングしていくことが必要と考える。 なお、そもそも、本ジュニア大使事業中止準備資金の積立については、国からの持続化給付金を財源としているものの、新型コロナウイルス感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧となる、事業全般に広く使える、給付金を支給する制度であり、福井市の補助金を先に充当すべきだったのかという疑問もある。そのため、本ジュニア大使事業中止準備資金については、福井市の補助金の繰越とも考える余地もあると判断されるため、適正に使用されるようにモニタリングすることが必要と考える。	

4-3. 多文化共生事業

1. 事業の概況

事業名 (歳出予算科目)	大事業：国際化事業、中事業：多文化共生事業 (款：総務費、項：総務管理費、目：国際交流費)
事業の目的及び 必要性	外国人市民の増加に対応し、全ての市民が互いの違いを認め合い、対 等な関わりを築きながら、共に安心して暮らせるまちづくりを実現す る
事業内容	多文化共生を推進するため、行政通訳員の配置や市民を対象とした多 文化共生啓発事業等を実施する
根拠法令等	－
実施要綱等	多文化共生推進プラン
第八次福井市総合計 画における位置づけ	政策：誰もが尊重され、それぞれの個性や能力を発揮しながら、活躍 できるまちをつくる 施策：多文化共生のまちづくりと国際交流を推進する
事業開始年度	－（過去から実施している事業である。）
事業終了年度(予定)	－（半永久的に続く事業である。）

2. 事業の成果

事業の成果を確認する指標及び目標値の推移

指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
多文化共生推進研修会参加者数(人)	240	240	240

上記目標値に対する実績値の推移

指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
多文化共生推進研修会参加者数(人)	151	165	181

事業の成果の達成・未達の理由

コロナ禍の影響で、研修等が中止になったものもあり、参加者数が目標に満たなかった。
令和5年度には、事業は実施できたものの、参加者数は伸びず、目標を達成できなかった。

3. 歳入、歳出の推移

(単位：千円)

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
歳 入	A 予算現額	156	82	55
	B 決算額（収入済額）	250	264	164
	C 差額（A－B）	△94	△182	△109
歳 出	D 予算現額	4,104	4,185	4,105
	E 決算額（支出済額）	3,899	4,179	3,940
	F 繰越額	－	－	－

	G 不用額 (D－(E+F))	205	6	165

増減の理由

【令和４年度】重要な増減なし。
【令和５年度】重要な増減なし。

４．歳入の内訳（令和５年度）

（単位：千円）

款・項・目	決算額	主な内容
16 県支出金		
04 県委託金	164	人権啓発活動委託金
01 総務費県委託金		
合計（＝３のＢ）	164	

５．歳出の内訳（令和５年度）

（単位：千円）

節	決算額	主な内容
01 報酬	3,389	行政通訳員 報酬
07 報償費	21	多文化共生推進懇話会委員報償費
08 旅費	81	行政通訳員 通勤手当
12 委託料	450	グローバルフェスタ
合計（＝３のＥ）	3,940	

６．監査の結果と意見

（１）グローバルフェスタ見積書の記載について

当事業では、「市民対象多文化共生啓発事業」として、市民を対象として「多文化祭(以下「グローバルフェスタ」という)」を開催しており、当該グローバルフェスタの開催業務を公益社団法人ふくい市民国際交流協会に委託している。当該委託契約書並びに添付資料を確認したところ、見積書の内容として「グローバルフェスタ会場設営運営委託料、一式、単価 450,000 円」と記載されているのみであり、グローバルフェスタ会場設営運営委託料に何が含まれているのか内訳が確認できるような明細等は作成されていなかった。

【意見】	細かな見積内訳書の入手について
公益社団法人ふくい市民国際交流協会からの見積書の内容として「グローバルフェスタ会場設営運営委託料、一式、単価 450,000 円」との記載のみでは、その中に、何が含まれているのか詳細が分からない。会場代のみであるのか設営の人件費も含むのか、また当日のボランティアに対する謝礼も含まれているのか、含まれているもので状況は大きく異なる。 上記内容では福井市側において、委託項目や委託金額の妥当性の判断を行うことは難しく、見積内訳書を徴求する必要があると考えられる。今後、事業を行うにあたって、委託項	

目や委託金額の妥当性を判断するために、見積書の数量や単位が1式となっており、金額が多額、若しくは内容が不明瞭な見積項目がある場合には、その見積もりの内訳書の提出を依頼し、検討を行うことが必要と考える。

特に、ふくい市民国際交流協会には、グローバルフェスタだけでなく、多岐にわたる国際関係業務が委託されており、その総額は決して少なくない状況である。今回問題となっている「グローバルフェスタの会場設営等運営委託料」は、金額的には450千円と重要性は高くないが、個々の案件においても委託費用の詳細を開示できるようにすることで、委託先との関係の透明性を高めることにつながると期待される。

(2) 多文化共生推進プランについて

福井市では、外国人市民の増加に対応し、日本人市民も外国人市民も共に安心して暮らせる地域づくりを目的として、平成 22 年に「福井市多文化共生推進プラン」を策定し、多文化共生のまちづくりを推進している。福井市多文化共生推進プランは、「いろいろな国の人たちが手をつなぎ ともに支えあうまちづくり」という理念のもと、基本方針として (1) 外国人市民も安心して暮らせる環境づくり、(2) 多文化共生の地域づくり、(3) 未来を築く人づくりを掲げている。そして、基本方針に基づいた基本施策を実施している。

ここで、多文化共生推進プランの実施状況については、列挙された具体的施策が実施されているかどうかを確認することで達成状況を把握しているのみであり、KPI は設定されていない。

【意見】	多文化共生推進プランに関する目標値設定について
	多文化共生推進プランについては、多文化共生の理解を深める活動段階であり、KPI を設定して、事業進捗管理をしていく段階ではないとのことで KPI が設定されていない。しかしながら、KPI が設定されていないことで、客観的に事業の実施状況を測定することが難しい状況にある。例えば、現状では、「庁内窓口業務における手続き・制度説明の円滑化のため、行政通訳員を配置する」という具体的施策に対して、実施しているかどうかの評価のポイントとなっている。しかし、ここに「行政通訳員が何回通訳サービスを実施するか」等の定量的な目標値を設定することで、より効果的な施策を実施すること及び事後的な評価が可能となってくる。 多文化共生推進プランについても、KPI を設定し、事業の実施状況をより適切に管理・評価できるものにしていくべきである。

(3) 市政出前講座開催後のアンケート調査の実施について

当事業では、日本人を対象とした多文化共生プログラムとして、「国際交流をしよう」という市政出前講座を実施している。市政出前講座では、FCA を中心とした市の職員が、小学校等の学校に出向き、姉妹都市や日本と海外の文化の違いについて説明している。なお、各学校で市政出前講座のアンケートなどは実施されていない。

【意見】	市政出前講座の実施効果の測定について

市政出前講座については、アンケートの実施により、より市民のニーズに合った事業を提供することが可能となる。また、事業を継続するか否かの判断基準としても活用することが可能となることから、講座実施後に満足度を測るようなアンケート等を実施することが必要と考える。

(4) 福井市の多言語対応について

福井市の行政通訳の対象となっているのは、英語・中国語・ポルトガル語である。しかし、近年、福井市では、ベトナム人の住民数が増加している。福井県が公開している「外国人住民数調査表（市町別・国別）」による福井市在住のベトナム人の推移は下記のとおりであり、令和５年度は、福井市で最も多い外国人はベトナム人となっている。

	令和３年度	令和４年度	令和５年度
ベトナム人住民（人）	941	992	1,161
外国人住民合計（人）	4,176	4,662	5,183
構成比（％）	22.5%	21.2%	22.4%

【意見】	ベトナム語への対応について
近年ベトナム人住民が増加していることから、福井市としてもベトナム語対応の必要性が高まっている。福井市としては、どの国が多いかについても短期的なトレンドがあるので、今後の状況を見極めたうえで決定していく方針であり、むやみに多言語対応するのではなく、「やさしい日本語」を使用することで、外国人への対応を図っていきたいとのことであった。 しかし、今後もベトナム人が増加するというトレンドが継続するようであれば、将来の状況を見据えて、ベトナム語にも対応していくことが必要であると考え。	

4－4．国際交流事務諸経費

1. 事業の概況

事業名 （歳出予算科目）	大事業：事務諸経費、中事業：国際交流事務諸経費 （款：総務費、項：総務管理費、目：国際交流費）
事業の目的及び 必要性	福井市の国際化施策について事務調整するほか、海外からの要人等の市長表敬等に対応する。
事業内容	国際交流関連事業の事務諸経費
根拠法令等	－
実施要綱等	－
第八次福井市総合計画における位置づけ	－
事業開始年度	－（過去から実施している事業である。）

事業終了年度(予定)	－（半永久的に続く事業である。）

2. 事業の成果

国際交流関連事業の事務諸経費であるため、事業の成果を確認する目標値は定めていない。

3. 歳入、歳出の推移

(単位：千円)

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
歳入	A 予算現額	－	－	－
	B 決算額（収入済額）	－	－	－
	C 差額（A－B）	－	－	－
歳出	D 予算現額	144	179	322
	E 決算額（支出済額）	95	117	238
	F 繰越額	－	－	－
	G 不用額（D－(E+F)）	48	62	84

増減の理由

【令和4年度】重要な増減なし。

【令和5年度】翻訳・通訳料 110 千円の新規計上による増加。

4. 歳入の内訳（令和5年度）

(単位：千円)

該当なし。

5. 歳出の内訳（令和5年度）

(単位：千円)

節	決算額	主な内容
07 報償費	35	来客用記念品(姉妹都市以外)
08 旅費	10	北陸都市国際交流連絡会参加旅費
10 需用費 01 消耗品費	90	消耗品購入
12 委託料	100	翻訳・通訳料
13 使用料及び賃借料	2	来客対応昼食会席料
18 負担金、補助及び交付金	0	
24 積立金	3	姉妹都市基金預金利子
合計（＝3のE）	238	

6. 監査の結果と意見

特記すべき事項はない。

5. 観光振興課越前水仙の里公園

5-1. 越前水仙の里公園運営事業

1. 事業の概況

事業名 (歳出予算科目)	大事業：越前水仙の里公園運営事業 中事業：越前水仙の里公園運営事業 (款：商工費、項：観光費、目：越前水仙の里費)
事業の目的及び 必要性	「越前水仙の発祥の地」とされる越廼地区において、より良質の水仙を鑑賞できる場所を提供する。
事業内容	ナルシスプラザ、水仙ドーム、越廼ふるさと資料館など、越前水仙の里公園の維持管理。
根拠法令等	福井市越前水仙の里公園の設置及び管理に関する条例
実施要綱等	福井市越前水仙の里公園の設置及び管理に関する条例施行規則
第八次福井市総合計画における位置づけ	政策：福井の魅力「福いいネ！」を実感できる、おもてなしの心があふれる観光のまちをつくる 施策：観光資源を磨き上げる
事業開始年度	平成3年度
事業終了年度(予定)	－（半永久的に続く事業である。）

2. 事業の成果

事業の成果を確認する指標及び目標値の推移

指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
越前海岸観光客入込数（人）	390,000	430,000	440,000

上記目標値に対する実績値の推移

指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
越前海岸観光客入込数（人）	270,000	310,000	391,000

事業の成果の達成・未達の理由

令和3年度の入込数については、新型コロナウイルスの影響により目標値を達成できなかった。令和4、5年度については、目標値こそ達成できなかったが、新型コロナウイルスの影響が落ち着いたことや、北陸新幹線福井開業の効果もあり、共に前年度よりも入込数が増えた。

3. 歳入、歳出の推移

(単位：千円)

項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度

歳入	A 予算現額	2,294	6,900	17,700
	B 決算額（収入済額）	1,758	5,608	17,840
	C 差額（A－B）	536	1,292	△140
歳出	D 予算現額	37,981	46,794	51,770
	E 決算額（支出済額）	36,810	44,874	50,382
	F 繰越額	－	－	－
	G 不用額（D－(E+F)）	1,171	1,920	1,388

増減の理由

【令和４年度】越前水仙の里公園の老朽化に伴い、令和３年度と比べて修繕費が増加したため歳入額と歳出額が共に増加した。

【令和５年度】令和４年度同様に、建物の老朽化に伴い修繕費が増加したため歳入額と歳出額が共に増加した。

４．歳入の内訳（令和５年度）

（単位：千円）

款・項・目	決算額	主な内容
14 使用料及び手数料 01 使用料 06 商工使用料	432	水仙ドーム、ふるさと資料館入館料
21 雑収入 07 雑入 06 雑入	208	水仙販売代 自動販売機電気料（水仙ドーム、ふるさと資料館） 水仙の里公園体験イベント参加料
22 市債 01 市債 06 商工債	9,200	越廼ふるさと資料館２階空調設備更新工事
22 市債 01 市債 06 商工債	1,100	越廼ふるさと資料館正面引分け自動ドア装置補修工事
22 市債 01 市債 06 商工債	3,200	越前水仙の里公園水仙ドーム電灯設備更新工事
22 市債 01 市債 06 商工債	1,100	水仙ドーム券売所屋根改修工事
22 市債	2,600	越前水仙の里公園給水加圧ポンプ更新緊急工

01 市債		事
06 商工債		
合計 (= 3 の B)	17,840	

5. 歳出の内訳 (令和5年度)

(単位: 千円)

節	決算額	主な内容
01 報酬	11,568	会計年度任用職員報酬
03 職員手当等	2,215	通勤手当
07 報償費	17	行政嘱託員報償金
08 旅費	680	普通旅費
10 消耗品費	3,106	消耗品費
10 燃料費	472	燃料費
10 印刷製本費	99	印刷製本費
10 電気料	6,337	電気料
10 水道料	212	水道料
10 修繕料	610	修繕料
11 一般電話料	156	一般電話料
11 手数料	3	手数料
11 自動車保険料	18	自動車保険料
12 委託料	1,994	保守点検委託料
13 使用料及び賃借料	4,719	土地借料
14 工事請負費	18,039	維持補修工事
17 備品購入費	133	一般備品
18 負担金、補助金及び交付金	6	負担金
26 公課費	7	公課費
合計 (= 3 の E)	50,382	

6. 監査の結果と意見

当事業は、市の直営にてナルシスプラザ、水仙ドーム、越廼ふるさと資料館など、越前水仙の里公園の管理運営を行っているものである。監査人は当該施設につき、所管課へのヒアリングの他、現場に赴いた上で以下の監査手続を実施した。

<実施した監査手続>

- ・現場の管理運営を担っている担当者に条例の遵守状況や現金の取扱い等、所定の質問票に基づきヒアリングを行った。
- ・入館料の免除等、当該施設の設置及び管理に関する条例施行規則で定められている所定の申請書につき、令和5年度分の綴りを閲覧し、福井市側におけるチェック内容、チェック体

制の確認を行った。

- ・現場における施設や備品の管理状況や整備状況につき、視察を行った。
- ・施設の管理運営に外部委託を利用している場合には、業務委託契約書や仕様書に準拠し業務が行われているか当該委託業者にヒアリングを行った。

以降、施設の概要を記載した上で、上記監査手続の結果並びに意見を記載する。

◆当施設の概要

施設名	越前水仙の里公園 (ナルシスプラザ、水仙ドーム、越廼ふるさと資料館)	
外観	ナルシスプラザ、水仙ドーム 	越廼ふるさと資料館 
所在地	〒910-3555 福井市居倉町 43-25	
連絡先	TEL：0776-89-2381	
開館時間	午前9時00分～午後5時00分（最終入場は午後4時30分まで）	
休館日	12月29日～1月1日（年末・元日のみ休館）	
利用料金 （入館料）	個人（高校生以上）：310円 団体（20名以上）：260円 中学生以下・70歳以上・障がい者：無料	
職員数	7名	

◆当施設における利用者数実績の推移

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数実績（人）	1,733	1,752	1,464

◆当施設における収支の推移

（単位：千円）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
【収入】			
市債	1,186	5,000	17,200
使用料	504	509	432
雑入	68	99	208

小計	1,758	5,608	17,840
【支出】			
報酬	9,509	9,626	11,568
職員手当等	1,850	1,876	2,215
報償費	0	0	17
旅費	456	458	680
消耗品費	2,900	2,809	3,106
燃料費	552	522	472
印刷製本費	116	99	99
電気料	5,200	6,258	6,337
水道料	216	214	212
修繕料	1,207	889	610
一般電話料	168	163	156
手数料	2	2	3
自動車保険料	20	20	18
委託料	8,387	8,651	1,994
使用料及び賃借料	4,718	4,719	4,719
工事請負費	1,504	8,369	18,039
備品購入費	133	164	133
負担金、補助金及び交付金	6	36	6
公課費	7	7	7
小計	36,810	44,874	50,382
【差引】	△35,052	△39,266	△32,542

◆当施設における監査の結果と意見

(1) 当施設の在り方について

越前水仙の里公園については、福井県花である水仙の栽培、栽培された水仙を展示するドーム、また水仙栽培の発祥地と云われる越廼地区の歴史と文化を展示する越廼ふるさと資料館で成り立っている。令和3年度から令和5年度の入館者数並びに収支の状況をみると、そこまで多くの入館者数はおらず、また、収支についても上記のとおり収支マイナスの状況が続いている。

【意見】	越前水仙の里公園の今後の課題、取り組みについて
越前水仙の里公園は年中水仙の栽培を行うため、空調の常時稼働による電気代の発生や、栽培員の毎日の出勤による人件費の負担が大きい状況である。年間約600千円の入館料収入では、人件費や水道光熱費を賄うことができず、収支はマイナスの状態が続いている。加えて、展示内容が年中ほとんど変わらないため、来館者の増加が見込めず、入館料収入の増加も難しい状況である。	

このような状況の中で、「福井市施設マネジメントアクションプラン第2期」においても、「管理運営等の見直しによるコストを削減すること」と方向性が示されており、具体的には、「週休日を設けるなど運営の見直しを行い、コスト削減を図る」と明記されている。

越前水仙の里公園は、現状では収支のバランスが取れておらず、抜本的な対策が必要であり、上記以外にも、空調設備の見直しや省エネ化による光熱費の削減を進めることも検討する必要がある。また、展示内容の見直しや集客イベントの開催など、魅力向上による入館者増加を図り、必要であれば長らく見直しされていない入館料増加の検討なども視野に入れて、持続可能な運営体制を構築していくことも必要である。さらに、福井県花の水仙の栽培において、当施設は極めて重要な施設であるので、可能な範囲で福井県の支援なども受けられるよう要望を出していくことも必要と考える。

（2）当施設に関するアンケートについて

当施設ではアンケート調査は実施しておらず、利用者の声を収集していない。

【意見】	アンケート調査の実施について
	施設においてのアンケート調査は、利用者の声を直接収集するための効果的な手法である。ましてや、入館者数が多くない状況であり、かつ収支もマイナスが継続している状況下においては、利用者から今後の施設の在り方に関する意見や、イベント企画の参考となる意見も聴取することができ、運営における問題解決の糸口を見つけることもあるかもしれない。 本施設を訪れた利用者の意見は収集すべく、アンケート用紙とアンケート箱などを常時設置し、意見を収集できる環境は整えておくことが必要である。もしくはQRコードを活用し、アンケート回答ページに飛ぶような仕組みがあっても良いと考える。

（3）施設の修繕箇所について

当施設の現場を視察したところ、下記のように建物にヒビや剥き出しになっている箇所が検出された。

<建物にヒビが入っている>



<内部が剥き出しになっている>



【意見】	建物の修繕について
	上記の写真のように建物にヒビが入っていたり、剥き出しとなっていたりする箇所については、利用者に危害が及ぶ可能性もある。利用に際して怪我をしたなどの問題が生ずる前に、危害が及ぶ可能性のある箇所については最優先に修繕対応を行うことが必要と考える。

(4) 福井市における水仙農家の現状について

福井市越廼地区は、水仙の栽培に適した地形であることから、古くから水仙の栽培が盛んに行われている。令和3年3月には、花の栽培地として「越前海岸の水仙畑下岬の文化的景観」が国の重要文化的景観に選定された。そのような中、水仙ドームで栽培される水仙の球根を仕入れている先は福井市の農家1名であり、今まさに高齢化を迎えている現状である。

【意見】	水仙栽培に関する福井市内での体制整備について
	福井市越廼地区の水仙畑は、国の重要文化的景観に選定された貴重な地域資源である。しかし、水仙の球根を育てている農家が現在1名のみであり、高齢化している現状は、水仙畑の存続を危ぶませるものである。歴史的文化財を守るためにも、早急に福井市、又は福井県も交えて対策を行う必要があると考える。具体的には、福井市には園芸センターの施設があり、当施設を所管している農林水産部とも連携を行い、水仙栽培について土壌や地形、気候などの分析を行うことによる栽培の最適化を図るとともに、農家の方とも交渉し、福井市として水仙の球根栽培を維持し、福井市内で水仙栽培を完結できるような体制づくりを構築していけるように努めていくことが必要と考える。また、「9-2. 重要文化的景観保存活用事業」の監査意見にも記載されているとおり、福井市の水仙畑保護に対する取組みについても併せて実施されたい。

6. 文化振興課

6-1. 歴史のみえるまちづくり協会助成事業

1. 事業の概況

事業名 (歳出予算科目)	大事業：観光団体助成事業 中事業：歴史のみえるまちづくり協会助成事業 (款：商工費、項：観光費、目：観光総務費)
事業の目的及び 必要性	福井市とともに歴史のみえるまちづくりに取り組んでいる(公財)歴史のみえるまちづくり協会の人件費、事務諸経費等を助成することにより、協会の円滑な事業推進を図り、歴史のみえるまちづくりの進捗を図る。
事業内容	歴史のみえるまちづくり協会の事業及び運営に対する支援
根拠法令等	—
実施要綱等	福井市歴史のみえるまちづくり協会助成事業補助要綱
第八次福井市総合計画における位置づけ	政策：文化や歴史、自然を、郷土の誇りとして未来につなぎ、個性豊かな魅力あるまちをつくる 施策：歴史や文化遺産を保存・継承し活用する
事業開始年度	平成 21 年度
事業終了年度(予定)	—(半永久的に続く事業である。)

2. 事業の成果

指標	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
福井市歴史ボランティア「語り部」の派遣回数(回)	35	35	40

上記目標値に対する実績値の推移

指標	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
福井市歴史ボランティア「語り部」の派遣回数(回)	31	43	35

事業の成果の達成・未達の理由

令和 5 年度は前年度に比べて、一般市民等からの派遣依頼が減少したため。

3. 歳入、歳出の推移

(単位：千円)

項 目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
歳 入			
A 予算現額	—	—	—
B 決算額(収入済額)	—	—	—

	C 差額 (A-B)	—	—	—
歳 出	D 予算現額	17,128	17,200	17,200
	E 決算額 (支出済額)	16,692	17,087	17,200
	F 繰越額	—	—	—
	G 不用額 (D-(E+F))	436	113	0

増減の理由

【令和4年度】重要な増減なし。

【令和5年度】重要な増減なし。

4. 歳入の内訳 (令和5年度) (単位：千円)

該当なし。

5. 歳出の内訳 (令和5年度) (単位：千円)

節	決算額	主な内容
18 負担金、補助及び交付金	17,200	歴史のみえるまちづくり協会補助金
合計 (= 3 の E)	17,200	

6. 監査の結果と意見

特記すべき事項はない。

6-2. 歴史のみえるまちづくり普及事業

1. 事業の概況

事業名 (歳出予算科目)	大事業：観光まちづくり推進事業 中事業：歴史のみえるまちづくり普及事業 (款：商工費、項：観光費、目：観光費)
事業の目的及び 必要性	福井の歴史文化の保存・継承及び振興を図ることで、市民の郷土に対する誇りと愛情を深める。また、北陸新幹線福井開業に向けて、観光客に福井の歴史を発信するため歴史ガイドの活用促進が必要である。
事業内容	歴史講座や歴史散歩の開催、歴史ボランティアガイドの派遣
根拠法令等	—
実施要綱等	—
第八次福井市総合計画における位置づけ	政策：文化や歴史、自然を、郷土の誇りとして未来につなぎ、個性豊かな魅力あるまちをつくる 施策：歴史や文化遺産を保存・継承し活用する
事業開始年度	— (過去から実施している事業である。)

事業終了年度(予定)	－（半永久的に続く事業である。）

2. 事業の成果

事業の成果を確認する指標及び目標値の推移

指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
まちなか歴史ガイドの案内人数（人）	5,000	6,000	6,500

上記目標値に対する実績値の推移

指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
まちなか歴史ガイドの案内人数（人）	883	3,970	5,412

事業の成果の達成・未達の理由

新型コロナウイルス感染拡大の影響で、市内の観光客等が大幅に減少したため。令和5年度の案内人数は、コロナ前の水準(R1：4928人)まで戻っている。

3. 歳入、歳出の推移

(単位：千円)

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
歳入	A 予算現額	－	－	－
	B 決算額（収入済額）	－	－	－
	C 差額（A－B）	－	－	－
歳出	D 予算現額	1,098	1,450	1,450
	E 決算額（支出済額）	1,098	1,450	1,450
	F 繰越額	－	－	－
	G 不用額（D－(E+F)）	0	0	0

増減の理由

【令和4年度】まちなか歴史ガイド配置事業を拡充したため（配置日数増）。

【令和5年度】重要な増減なし。

4. 歳入の内訳（令和5年度）

(単位：千円)

該当なし。

5. 歳出の内訳（令和5年度）

(単位：千円)

節	決算額	主な内容
12 委託料	1,450	事業委託（歴史講座や歴史散歩の開催、歴史ボランティアガイドの派遣）

合計（＝３のＥ）	1,450	

6. 監査の結果と意見

（１）イベント実施時のアンケートについて

当事業では、市民の郷土に対する誇りと愛情の高揚を図るため、郷土の歴史を広く普及する事業を実施している。その一環として、歴史講座、なるほどふくい！市民歴史講座、子ども歴史講座等の各歴史講座を開催している。歴史講座の開催については、公益財団法人歴史のみえるまちづくり協会に委託している。各歴史講座の令和５年度の開催実績は、以下のとおりである。

講座名	テーマ・回数	参加者数（人）
歴史講座	古墳が語る継体大王の実像、１回	240
なるほどふくい！市民歴史講座	回によって異なる、全１０回	322
子ども歴史講座	夏休み自由研究お助け隊 集まれ！福井城・お城の学校、１回	23

この各歴史講座では、参加者に対してアンケート調査を実施しておらず、積極的に参加者の声の収集が行われていない。

【意見】	積極的なアンケート調査の実施について
歴史講座は、市民が歴史に対する関心を深め、地域への理解を深めるための重要な機会である。そのため、市民のニーズを的確に把握し、質の高い講座を提供することが求められる。アンケート調査の実施は、市民の求める知識や学び方を把握し、講座内容の改善に活かすために重要な手段である。また、各歴史講座の開催は、歴史のみえるまちづくり協会に委託していることから、アンケート調査の結果は、委託業務が適切に遂行されているか状況を評価することにも役立つ。 講座の質を向上させるための重要な資料となり得るため、今後は、アンケート調査の実施とその結果を分析していくことが必要と考える。	

6－3. 観光・文化連携事業

1. 事業の概況

事業名 （歳出予算科目）	大事業：観光まちづくり推進事業、中事業：観光・文化連携事業 （款：商工費、項：観光費、目：観光費）
事業の目的及び 必要性	文化資源を掘り起こし、連携都市間における観光・文化施設の周遊向上と交流人口の拡大を図る。
事業内容	東日本の新幹線沿線自治体及びふくい嶺北連携中枢都市、市内の観光・文化施設等が連携した取組を実施。
根拠法令等	－
実施要綱等	－
第八次福井市総合計	政策：文化や歴史、自然を、郷土の誇りとして未来につなぎ、個性豊

画における位置づけ	かな魅力あるまちをつくる 施策：歴史や文化遺産を保存・継承し活用する
事業開始年度	平成 28 年度
事業終了年度(予定)	－（半永久的に続く事業である。）

2. 事業の成果

事業の成果を確認する指標及び目標値の推移

指標	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
圏内における主要文化施設の入込数（人）	1,256,000	1,278,000	1,300,000

上記目標値に対する実績値の推移

指標	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
圏内における主要文化施設の入込数（人）	717,259	937,592	1,021,718

事業の成果の達成・未達の理由（簡潔に記載してください。）

新型コロナウイルス感染拡大の影響で、各文化施設の利用人数が大幅に減少したため。令和 5 年度は、まだコロナ前の水準（R1：1,219,286 人）まで回復していない。

3. 歳入、歳出の推移

（単位：千円）

項 目		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
歳 入	A 予算現額	11	35	696
	B 決算額（収入済額）	1,671	228	403
	C 差額（A－B）	△1,660	△193	293
歳 出	D 予算現額	1,135	1,024	1,968
	E 決算額（支出済額）	909	818	1,574
	F 繰越額	－	－	－
	G 不用額（D－(E+F)）	226	206	394

増減の理由

【令和 4 年度】全国旅行支援キャンペーン終了等により、ふくミューパスの売上が減少したため。

【令和 5 年度】ふくミューパスの売上増を見込んだが、売上が見込より少なかったため。
また、新規事業(東日本連携・創生事業)を実施したため（県補助金 1/2）。

4. 歳入の内訳（令和 5 年度）

（単位：千円）

款・項・目	決算額	主な内容

21 諸収入 07 雑入 06 雑入	7	ふくミューパス売上
16 県支出金 02 県補助金 01 総務費県補助金	396	北陸新幹線開業アイデアコンテスト実行支援事業補助金
合計 (= 3 の B)	403	

5. 歳出の内訳（令和5年度）

（単位：千円）

節	決算額	主な内容
07 報償費	9	ふくいさんクーポン
10 需用費	752	消耗品・印刷製本費
11 役務費	21	郵便料・手数料
12 委託料	792	ロケットカード制作委託
合計 (= 3 の E)	1,574	

6. 監査の結果と意見

（1）ふくミューパスの販売状況について

当事業では、ふくミューパスの売上が歳入として計上されている。ここで、ふくミューパスとは、福井市内 11 施設の共通観覧券である。市内の常設展を割安で見学できる共通観覧券ふくミューパスサービスを実施することで、周遊を促し観光客等の滞在時間延長を図ることを目的としている。ふくミューパスには、1日フリーパス（400円）と3日間フリーパス（800円）があり、販売価格は、館の入館料以下にならず、且つ3か所程度以上の周遊を促す価格に設定されている。ふくミューパスについては、福井市のホームページや各施設で案内されており、販売できる施設と利用可能な施設については以下に記載のとおりである。

販売施設	福井市立郷土歴史博物館、養浩館庭園、橘曙覧記念文学館、愛宕坂茶道美術館、自然史博物館、おさごえ民家園、福井市美術館、越前水仙の里公園、ウェルカムセンター[市観光案内所]

利用可能施設	セーレンプラネット（常設展）	通常 410 円
	福井市立郷土歴史博物館（常設展）	通常 220 円
	養浩館庭園	通常 220 円
	橘曙覧記念文学館（常設展）	通常 100 円
	愛宕坂茶道美術館（常設展）	通常 100 円
	自然史博物館（常設展）	通常 100 円
	おさごえ民家園	通常 110 円

	一乗谷朝倉氏遺跡復原町並	通常 330 円
	福井市美術館（常設展）	通常 100 円
	越前水仙の里公園 水仙ドーム	共通通常 310 円
	越廼ふるさと資料館	

ここで、ふくミューパスの販売枚数の令和3年度～5年度の推移は下記のとおりである。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1日券（枚）	1,336	1,030	5
3日券（枚）	0	0	0
合計（枚）	1,336	1,030	5

【意見】	ふくミューパスの販売について
ふくミューパスの販売状況が振るわない状況にある。特に、令和5年度は、県旅行業協会契約販売分 1,000 枚の契約がなく、販売枚数が 1 日券と 3 日券を合わせても 5 枚のみと、かなり落ち込みを見せている。 ふくミューパスの販売状況が思わしくないことには、様々な要因が考えられる。例えば、ふくミューパスのターゲットが明確になっていないため使いにくい制度になっていること、福井市のホームページや各施設で案内されているが PR が不十分であるため知名度が低いこと、使用期限は 1 日券が販売日当日のみ、3 日券が販売日を含めた 3 日間と定められており使用期間が限定的であることが挙げられる。 ふくミューパスは今後も販売を継続していくとのことである。事業を継続していく以上は、何が問題となって販売枚数が振るわない状況にあるのか、適切に分析し改善するべきである。その上で、今後の売れ行きによっては、ふくミューパスの販売を継続するか否か判断することも必要と考える。	

（2）ロケットカードの販売状況について

当事業のサブ事業である「東日本連携・創生事業」においては、ロケットカードの制作・配布を実施している。ロケットカードとは、日本全国の観光スポットを統一フォーマットでシリーズ化した「LOGet!CARD」のことで、日本各地のスポットごとに設定された配布条件をクリアすることで入手することができる。当事業では、「戦国の城」「安らぎの景色」を共通のテーマとする観光地等のカードを制作し、目的地で配布することで、収集を目的とした観光客による周遊を図ることを目的としている。なお、令和5年10月の配布開始から12月末までの発行枚数及び配布枚数実績は以下のとおりである。なお、下段（ ）内は配布方法を見直した1～3月分を含めた数値である。

目的地	配布観光施設	発行枚数（枚）	配布枚数（枚）	配布率
一乗谷城	朝倉氏遺跡復原町並	10,000	210	2.1%

			(8,000)	(80.0%)
一乗谷朝倉氏庭園	一乗谷レストラン	2,000	55 (62)	2.7% (3.1%)
養浩館庭園	養浩館庭園	6,000	140 (4,000)	2.3% (66.7%)
越前海岸の水仙畑	越前水仙の里公園	2,000	55 (55)	2.7% (2.7%)
合計		20,000	460 (12,117)	2.3% (60.6%)

【意見】	ロゲットカードの活用方法について
販売開始年度ということもあるが、ロゲットカードの配布実績が伸び悩んでいる。特に一乗谷レストランと越前水仙の里公園では、発行枚数自体少なめで発注してはいるものの、配布枚数が低迷している。これらの施設では、そもそもの利用者数が少ないことが要因として考えられる。ロゲットカードを制作した以上、その効果を最大限に引き出すため、各施設の特性に合わせた配布戦略を検討すべきである。例えば、朝倉氏遺跡復原町並及び養浩館庭園では、令和6年1月からは、入場者にアンケート用紙とともに配布することで、配布実績を大幅に増加させている。また、ロゲットカードをアンケート用紙に添えることで、アンケート用紙の回収率向上にも一役買っている。 配布が伸び悩んでいる施設においても、せっかく制作したロゲットカードを有効に活用できるよう新しい取組を検討していくことが必要と考える。	

6-4. まちなか滞在推進事業

1. 事業の概況

事業名 (歳出予算科目)	大事業：地域観光資源活用事業、中事業：まちなか滞在推進事業 (款：商工費、項：観光費、目：観光費)
事業の目的及び 必要性	まちなかエリアと足羽山エリアをつなぐことで、市民がまちなかを周遊するきっかけを作る。また滞在期間の延長、観光消費の増加を目指す。
事業内容	愛宕坂のライトアップ、愛宕坂茶道美術館等でのイベントやグッズ制作
根拠法令等	—
実施要綱等	—
第八次福井市総合計画における位置づけ	政策：福井の魅力「福いいネ！」を実感できる、おもてなしの心があふれる観光のまちをつくる 施策：観光資源を磨き上げる

事業開始年度	平成 13 年度
事業終了年度(予定)	－（半永久的に続く事業である。）

2. 事業の成果

事業の成果を確認する指標及び目標値の推移

指標	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
愛宕坂茶道美術館、橘曙覧記念文学館、グリフィス記念館の入館者数（人）※	25,700	32,000	33,000

※：目標値の内訳は「6－8. 愛宕坂茶道美術館管理運営費」、「6－9. 橘曙覧記念文学館管理運営費」、「6－10. グリフィス記念館管理運営費」にてそれぞれ記載する。

上記目標値に対する実績値の推移

指標	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
愛宕坂茶道美術館、橘曙覧記念文学館、グリフィス記念館の入館者数（人）※	18,568	32,207	23,685

※：実績値の内訳は「6－8. 愛宕坂茶道美術館管理運営費」、「6－9. 橘曙覧記念文学館管理運営費」、「6－10. グリフィス記念館管理運営費」にてそれぞれ記載する。

事業の成果の達成・未達の理由

令和 3 年度は、コロナ禍のため入館者数が目標値に達しなかった。
令和 4 年度は、桜の開花時期が令和 4 年 4 月、令和 5 年 3 月と年度内において重複する時期となり、「愛宕坂灯の回廊」への来客が多く、イベントに合わせて夜間延長し、付帯施設で展示を行った愛宕坂茶道美術館の入館者数が増加した影響により目標値を達成できた。
令和 5 年度は、北陸新幹線の福井開業に合わせ令和 6 年 3 月以降の開催となり、施設の特別展の期間が短かったこと、上述したように足羽川周辺の桜の開花時期がずれ、春季の入館者数が少なかったため、入館者数が目標値に達しなかった。

3. 歳入、歳出の推移

(単位：千円)

項 目		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
歳入	A 予算現額	4,081	3,672	3,863
	B 決算額（収入済額）	3,925	3,641	3,711
	C 差額（A－B）	156	31	152
歳出	D 予算現額	4,081	3,671	4,726
	E 決算額（支出済額）	3,926	3,642	4,724

F 繰越額	—	—	—
G 不用額 (D－(E+F))	155	29	2

増減の理由

【令和４年度】重要な増減なし。

【令和５年度】施設を PR するグッズの制作、及びグリフィス記念館を活用したアートイベントを開催したため歳出額が増加している。

４．歳入の内訳（令和５年度）

（単位：千円）

款・項・目	決算額	主な内容
19 繰入金		
01 基金繰入金	3,711	ふるさとづくり基金
01 基金繰入金		
合計（＝３の B）	3,711	

５．歳出の内訳（令和５年度）

（単位：千円）

節	決算額	主な内容
01 役務費	4	郵便料
00 委託料	4,720	灯の回廊ライトアップ、グッズデザイン、制作
合計（＝３の E）	4,724	

６．監査の結果と意見

（１）制作グッズの販売状況について

当事業のサブ事業である「歴史文化発信施設魅力 PR 事業」において、愛宕坂茶道美術館、橘曙覧記念文学館、グリフィス記念館の魅力を PR し、入館者数の増加を図ることを目的として関連するグッズを制作し販売している。令和５年度においてはミニタオルと一筆箋、干菓子を制作しているが、制作実績及び販売実績はそれぞれ以下の実績であった。

令和５年度における実績	制作実績	販売実績	消化率
ミニタオル（枚） （販売開始：R5 年 11 月）	200	25	12.5%
一筆箋（個） （販売開始：R5 年 11 月）	200	13	6.5%
干菓子（個） （販売開始：R6 年 4 月）	238	—	—

【意見】 制作したグッズの販売場所、制作の継続について

上記のとおり、各館の魅力を伝えるための PR 活動の一つとして関連するグッズを制作しているが、思うように売れていないのが現状である（なお、愛宕坂茶道美術館オリジナル干菓子は、R6 年 10 月に完売している。）。制作したグッズは、橘曙覧記念文学館及び愛宕坂茶道美術館において販売されているが、そもそも両館の入館者数が目標値に達していない（後の「6－8. 愛宕坂作動美術館」「6－9. 橘曙覧記念文学館管理運営費」参照）中、PR 活動の一環として制作されたグッズの存在意義についても問われる可能性もある。

PR 活動を行うのであれば、観光客の入り口である駅周辺において販売することや、観光交流センター以外の関連する施設のチラシやパンフレットを置くなどの工夫も必要であると考ええる。売れ残った在庫は翌年度においても販売することができるため、今後は販売方法等について工夫を行い、より一層の PR 活動に繋げていくことが必要と考える。その上で、来館した記念品としてのグッズ制作の必要性はあるものの、今後の売れ行きの悪いグッズに関しては、グッズ制作を継続するか否かの判断も必要となると考える。

（2）グリフィス記念館におけるイベントについて

当事業のサブ事業である「グリフィス記念館にぎわい創出事業」において、賑わい創出イベントを行い、福井駅周辺エリアから足羽山周辺エリアの集客を図ることを目的として、毎年 3 月から 4 月にかけて開催されるふくい桜まつりの期間中、マルシェの開催やライブペインティングなどのイベントを実施している。しかし、グリフィス記念館の入館者数は各年度目標値には達していないのが現状である。

【意見】	グリフィス記念館の活用方法について
グリフィス記念館は福井駅と足羽山の間に位置しており、グリフィス記念館の前にはスペース広場がある。令和 5 年度においては、建物やその広場を活用し、ふくい桜まつりの開催期間に合わせて、マルシェやライブペインティングのイベントを実施した。当イベントは好評であったものの、建物や広場の広さの都合上、参加者数が限られる結果となった（3 月 23 日、24 日、30 日、31 日開催日参加者数合計 928 人）。また、グリフィス記念館の入館者数は目標値に達しておらず（後の「6－10. グリフィス記念館管理運営費」参照）、イベントの効果が現れていない状況である。 当施設の管理は公益財団法人歴史のみえるまちづくり協会に対して委託しているが、委託先に対して、PR 活動の強化や年度期間中のイベントの実施を行ってもらうなど、入館者数の増加を含むグリフィス記念館界隈のにぎわい創出を図るための活動も実施してもらうことが必要ではないかと考える。	

（3）愛宕坂周辺のにぎわい事業について

当事業のサブ事業である「愛宕坂にぎわい事業」においては、ふくい桜まつり期間中に愛宕坂周辺をライトアップし、ライトアップ期間に合わせ愛宕坂茶道美術館、橘曙覧記念文学館では開館時間の延長や抹茶の提供販売、ミニコンサート等を実施している。しかし、当該期間中の入館

者数は少なく事業効果は顕著に表れていない現状である。

【意見】	効果ある事業の実施、収益化の促進について
愛宕坂茶道美術館と橘曙覧記念文学館は、福井市愛宕坂という歴史ある景観に隣接する文化施設である。ふくい桜まつり期間中の連携イベントは、両館の相乗効果による入館者増加、ひいては地域文化の振興に資する重要な取組であると考えられる。しかし、現状は必ずしも期待どおりの成果が出ているとは言えない。開館時間の延長や夜間ライトアップといった事業を実施しているものの、そもそもの目標とする入館者数には達しておらず（後の「6－8. 愛宕坂茶道美術館管理運営費」、「6－9. 橘曙覧記念文学館管理運営費」参照）、イベント効果が十分に発揮されていない状況であり、また、イベントにおける抹茶販売の実績も芳しくない。 そのため、愛宕坂周辺のにぎわい事業を実施するにおいては、イベントを実施することによって増加する入館者数の分析、開館時間延長に伴い増加する入館者数の分析を行い、入館者数の分析を行った後は、どの世代が多く来場されているか、その結果、どのターゲット層に絞って事業を実施するか、対象世代それぞれに合った広報活動を行う等、その分析を活かして事業の考案を行っていくことが必要と考える。 他にも観覧料の見直しや抹茶販売の強化等、収益性の改善に繋がるような取組をも期待したいところである。	

（４）ふるさとづくり基金について

当事業においては、「ふるさとづくり基金」を充当して事業が実施されているが、当基金の残高の推移は以下のとおりとなっている。

（単位：千円）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
前年度末基金残高①	42,919	33,884	23,444
当年度積立額②	0	0	0
当年度取崩額③	9,034	10,440	9,211
当年度基金残高(①+②-③)	33,884	23,444	14,232

当基金の積立額は直近では基金利子のみであり、取崩額（事業への充当額）が基金の減少要因となっている。当基金は、「6－4. まちなか滞在推進事業」、「6－8. 愛宕坂茶道美術館管理運営費」、「6－9. 橘曙覧記念文学館管理運営費」の各事業に充当されている。（充当額は各事業の4. 歳入の内訳参照）

福井市においては、当基金の残高が0となれば今後は通常の予算対応にて財源を確保することであったが、上記表からも見られるように基金の残高は年々減少傾向にあり、財源確保の問題があらわになりつつある。

【意見】	ふるさとづくり基金の有効活用及び将来の財源確保について
ふるさとづくり基金は、地域活性化を目的とした貴重な財源である。しかし、基金の活用	

にも関わらず、愛宕坂茶道美術館、橘曙覧記念文学館の入館者数は目標値に達しておらず、基金の投入に見合った成果が出ていない状況である。

上記基金残高の推移表をみると、近年は基金残高が減少傾向にあり、その使途が効果的に事業に反映されているとは言い難い。基金は、真に効果が見込める事業に重点的に投資する必要がある。そのためには、事業計画の事前評価、実施中のモニタリング、事後評価を徹底し、PDCA サイクルを回すことが重要である。上記「6. 監査の意見と結果」の（１）～（３）にも記載したように事業実施後の分析は不可欠であり、その分析をもって今後の事業の考案、基金の充当を行っていくことが必要と考える。

また、当基金の残高が0となれば福井市は通常予算対応にて財源を確保するとのことであるが、他の事業との兼ね合いで予算を確保できるかどうか不確実性が伴うこととなる。そのために、上記（３）に記載した収益化改善をはじめとし、関連する愛宕坂茶道美術館、橘曙覧記念文学館、グリフィス記念館の各施設運営を委託している公益財団法人歴史のみえるまちづくり協会とも当該課題意識を共有し、将来の財源確保の問題に協同して積極的に取り組んでいくことが必要と考える。

6－5. 一乗谷朝倉氏遺跡活用活性化事業

1. 事業の概況

事業名 (歳出予算科目)	大事業：地域観光資源活用事業 中事業：一乗谷朝倉氏遺跡活用活性化事業 (款：商工費、項：観光費、目：観光費)
事業の目的及び 必要性	地域住民、関係団体及び行政機関と連携し、一乗谷朝倉氏遺跡の魅力向上を促進させ、文化振興、誘客拡大に繋げる。
事業内容	一乗谷朝倉氏遺跡活用推進協議会が行う事業への負担金、地元団体が行う事業への補助金交付
根拠法令等	－
実施要綱等	・「曲水の宴」事業補助金交付要綱 ・越前朝倉戦国まつり開催補助金交付要綱 ・越前朝倉万灯夜開催補助金交付要綱
第八次福井市総合計画における位置づけ	政策：福井の魅力「福いいネ！」を実感できる、おもてなしの心があふれる観光のまちをつくる 施策：観光資源を磨き上げる
事業開始年度	－（過去から実施している事業である。）
事業終了年度(予定)	－（半永久的に続く事業である。）

2. 事業の成果

事業の成果を確認する指標及び目標値の推移

指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
復原町並入場者数（人）	120,000	125,000	140,000

上記目標値に対する実績値の推移

指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
復原町並入場者数（人）	82,376	123,814	140,938

事業の成果の達成・未達の理由

新型コロナウイルスの終息や新博物館開業など、徐々に来訪者は増加しており、令和5年度は復原町並の目標としている入場者数を上回った。

3. 歳入、歳出の推移

（単位：千円）

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
歳入	A 予算現額	—	—	55
	B 決算額（収入済額）	—	—	191
	C 差額（A－B）	—	—	△136
歳出	D 予算現額	20,200	17,830	20,692
	E 決算額（支出済額）	18,630	17,786	20,558
	F 繰越額	—	—	—
	G 不用額（D－(E+F)）	1,570	44	134

増減の理由

【令和4年度】重要な増減なし。

【令和5年度】歳入につき発生しているのは、一乗谷朝倉氏遺跡活用推進協議会の令和4年度負担金不用額の返還があったためである。

4. 歳入の内訳（令和5年度）

（単位：千円）

款・項・目	決算額	主な内容
15 国庫支出金 02 国庫補助 09 商工費国庫補助金	57	都市構造再編集集中支援事業補助金
21 諸収入 07 雑入 06 雑入	134	令和4年度負担金返還
合計（＝3のB）	191	

5. 歳出の内訳（令和5年度）

（単位：千円）

節	決算額	主な内容
08 旅費	58	朝倉氏の出自と伝承に関する講演会旅費
10 需用費	324	ランプシェード消耗品
11 役務費 運搬料	9	朝倉氏の出自伝承プロモーション事業運搬料
12 委託料	609	朝倉ランプシェード展に伴う会場設営業務等
18 負担金、補助及び交付金	19,560	活用推進協議会負担金、戦国まつり開催補助金等
合計（＝3のE）	20,558	

6. 監査の結果と意見

（1）一乗谷朝倉氏遺跡活用推進協議会の体制について

当事業は一乗谷朝倉氏遺跡活用推進協議会へ負担金を拠出している。当協議会の規約をみると、第6条には「この協議会に、次の役員を置く。」とあり、委員14名、監事2名を置くよう規定されている。しかし委員名簿を確認したところ、委員12名、監事2名の構成となっていた。

【意見】	規約に沿った体制の整備について
監事は委員の業務執行を監督する立場にあり、独立した役職で委員との兼任は認められない。一乗谷朝倉氏遺跡活用推進協議会の委員名簿では監事が委員を兼任しており、委員計14名のカウントとなされている。 そのため、協議会の規約で規定されている人数を満たしていない状況であるため、委員を2名追加するか、規約の改訂を行うことが必要である。	

（2）予算要求概要書と収支実績報告の項目について

一乗谷朝倉氏遺跡活用推進協議会への負担金は福井市のみならず、福井県からも受けており、また、国からの補助金も受けた上で同協議会は一乗谷朝倉氏遺跡の整備や設備導入を実施している。福井市の予算要求概要書においても、その整備や設備導入費用が大項目、中項目ごとに記載されており、どの事業にどのくらいの費用がかかるか計画し記載されている。しかし、実際の年度終わりの収支実績報告書を見たところ、支出の項目が予算要求概要書と異なっており、予算実績分析が実施しづらい状況となっていた。

【意見】	収支実績報告の項目統一について
拠出する負担金に余剰が生じれば返還が発生する中、予算と実績の比較を精緻に行うことは非常に重要であると認められる。しかし、福井市が予算を要求する段階における予算項目と収支実績報告書における項目が若干異なっている部分があり、どの事業にどれだけの費用がかかったかを紐づけることが困難であった。 当負担金については、福井県からの拠出も行われているので、その項目に従ったことも考えられるが、福井県や福井市と共同して負担金を拠出する場合には、予め福井県や一乗谷朝	

倉氏遺跡活用推進協議会と詳細を事前に打ち合わせた上で、項目を統一することが必要であったと考える。共通の項目を使用することで予算と実績との比較も容易かつ正確に行うことができ、次年度以降の計画策定や予算立ての参考とすることができる。

共同して負担金を拠出する場合も含め、予算要求項目と収支実績報告書の項目については統一し、その項目、様式に沿って報告書を受領するように運用を見直すことが必要と考える。

(3) 一乗谷朝倉氏遺跡活用推進協議会規約中の余剰金の返還に関する規定について

一乗谷朝倉氏遺跡活用推進協議会規約第 12 条（会計）においては、以下のとおり規定されている。

第 12 条 協議会の運営に要する経費は、次の各号に掲げる収入をもって充てる。

- (1) 福井県および福井市からの負担金
- (2) その他の収入

2 既に納入された前項第 1 号に規定する負担金は、会計年度終了時をもって精算し、その余剰金は福井県および福井市に返還する。

一乗谷朝倉氏遺跡活用推進協議会の実際の収支実績報告書を確認したところ、レンタサイクルに係る収支については、バッテリーの減価償却負担を考え、余剰金返還の対象からは除外されていた。

【意見】	実態に即した規約の改定について
現状、規約の余剰金の返還に関しては、規約の取扱いと実際の取扱いとが乖離している状況である。このように実態と乖離している状況であれば、今後それぞれの担当者が変わると当該レンタサイクルに係る余剰金の取扱いについて、両者の間の考えに齟齬が発生する可能性があり、トラブルに繋がる可能性も考えられる。そのような事態を避けるために、実態に合わせて、規約の改定を行うことが必要と考える。	

(4) 越前朝倉戦国まつり開催補助金交付要綱の補助対象経費と実績について

当事業において、越前朝倉戦国まつり開催に当たり越前朝倉戦国まつり実行委員会に対して補助を行っている。補助金の要綱をみると、補助対象経費は「広告宣伝費、使用料及び賃借料、委託料」となっており、それ以上の詳細な規定がなされていなかった。また、同委員会からの収支実績報告書をみると、科目として補助要綱で定められている委託料の中には委託先の人件費に相当する項目が含まれていた。

また、同様に一乗谷朝倉氏遺跡において行う越前朝倉万灯夜事業を支援するための補助も夢・創造足羽会に対して行っているが、こちらも補助金の要綱をみると、補助対象経費は「報償費、消耗品費、印刷製本費、広告宣伝費、委託料、使用料及び賃借料」と、それ以上の詳細な規定がなされていなかった。

【意見】	交付要綱の補助対象経費の明確化について

越前朝倉戦国まつり開催補助金交付要綱における補助対象経費は、広告宣伝費、使用料及び賃借料、委託料と大まかな設定しかなされておらず、詳細な補助対象経費の内容が不明瞭である。補助先からの収支実績報告においても、委託料の概念が広く捉えられ、果たして補助対象経費に該当するか判断しづらい項目も含まれていた。また、越前朝倉万灯夜開催補助金も同様の事象が見受けられた。

このような事態を避けるためにも、補助要綱を策定する際には、大まかな項目のみならず、別紙として補助対象経費の詳細や一覧を明示し、補助対象経費の範囲を明確化することが必要であるとする。

(5) 越前朝倉万灯夜開催補助金の支出報告中の源泉徴収対象経費について

当事業において、上記(4)のとおり、夢・創造足羽会に対して越前朝倉万灯夜開催補助金を交付している。補助金の支出実績をみると、個人に対する報償費や委託料など、源泉徴収が必要と見受けられる支出が存在していたが、夢・創造足羽会は源泉徴収を行わずに支出していた。

【意見】	源泉徴収に対する指導について
越前朝倉万灯夜開催補助金の支出の実績を確認すると、個人に対する報償費や委託費があり、源泉徴収を行わない形で支出がされていた。特に、個人に対する支払いについては、源泉徴収の必要性を補助先にも共有し、福井市としても税務署に確認を行うよう指導するなどの対応が必要と考える。	

(6) イベント開催後のアンケート調査について

当事業のサブ事業である「文化財の魅力を発見&きっかけはアートから」事業においては、福井市美術館と連携し、美術館アトリエで造形活動を行った展示物を一乗谷朝倉氏遺跡復原町並にてライトアップし展示する親子向けのイベントを実施した。応募数が多く、定員超過の対応となり好評であったが、当イベントのアンケートなどは実施されていなかった。

【意見】	イベント実施効果の測定について
当事業は単年度のチャレンジ事業であるとはいえど、アンケートの実施により、「今後このようなイベントがあれば参加したい。」との市民の声を収集することができ、事業を継続するか否かの判断基準としても活用できたり、今後のイベント事業の計画を立てる際の参考にしたりするとともに、市民の興味がどこにあるのかについても確認するうえで、イベント実施後には満足度を測るようなアンケートなどを実施することが必要と考える。	

6-6. 日本遺産活性化推進事業

1. 事業の概況

事業名 (歳出予算科目)	大事業：地域観光資源活用事業、中事業：日本遺産活性化推進事業 (款：商工費、項：観光費、目：観光費)

事業の目的及び必要性	日本遺産「400 年の歴史の扉を開ける旅」の情報を発信し、観光誘客を図るため、福井県、勝山市、地元団体等とともに福井・勝山日本遺産活用推進協議会を設立し、普及啓発等の事業を行う。
事業内容	福井・勝山日本遺産活用推進協議会に対し、福井県が 1/2、福井市が 1/4、勝山市が 1/4 の負担金を交付する。 【協議会事業内容】 ・滞在コンテンツを活用した PR：体験プログラム等を国内外に PR ・認定ガイド養成：日本遺産ストーリーを説明するガイドの育成、支援 ・未来の語り部育成：一乗小と平泉寺小の交流事業
根拠法令等	日本遺産を通じた地域活性化計画
実施要綱等	福井・勝山日本遺産活用推進協議会規約
第八次福井市総合計画における位置づけ	政策：文化や歴史、自然を、郷土の誇りとして未来につなぎ、個性豊かな魅力あるまちをつくる 施策：歴史や文化遺産を保存・継承し活用する
事業開始年度	令和元年度（1 期計画）、令和 7 年度（2 期計画）
事業終了年度(予定)	令和 6 年度（1 期計画）

2. 事業の成果

事業の成果を確認する指標及び目標値の推移

指標	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
日本遺産の認知度（％）	40	75	80

上記目標値に対する実績値の推移

指標	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
日本遺産の認知度（％）	69	69	87

事業の成果の達成・未達の理由

令和 4 年度に関しては、認知度向上に向け日本遺産石がたりの PR 事業を行っており目標値には達しなかったが、令和 5 年度は目標値に達した。

3. 歳入、歳出の推移

(単位：千円)

項 目		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
歳入	A 予算現額	—	—	—
	B 決算額（収入済額）	—	—	—
	C 差額（A－B）	—	—	—

歳 出	D 予算現額	832	805	891
	E 決算額（支出済額）	832	805	842
	F 繰越額	—	—	—
	G 不用額（D－(E+F)）	0	0	49

増減の理由

【令和４年度】重要な増減なし。

【令和５年度】重要な増減なし。

４．歳入の内訳（令和５年度）（単位：千円）

該当なし。

５．歳出の内訳（令和５年度）（単位：千円）

節	決算額	主な内容
07 報償費	32	お茶席団体謝礼、認定ガイド謝礼
18 負担金、補助及び交付金	810	事務諸経費、コンテンツ開発、認定ガイド育成事業
合計（＝３のE）	842	

６．監査の結果と意見

（１）イベント開催後のアンケート調査の実施について

当事業においては、日本遺産認定ガイドによる養浩館庭園の案内とお茶席体験を通じて、日本遺産石がたりの学びを深めるために、小学生を対象にお茶会を実施している。会場の日程の都合上、養浩館庭園から愛宕坂茶道美術館に変更し、会場の広さの関係から予定していた 100 名から 60 名の参加者数となったが定員に達するイベントとなった。なお、当イベントのアンケートなどは実施されていない。

【意見】	イベント実施効果の測定について
当事業のようなイベント開催の事業については、アンケートの実施により、「今後このようなイベントがあれば参加したい。」との市民の声を収集することができ、事業を継続するか否かの判断基準としても活用することが可能となることから、イベント実施後に満足度を測るようなアンケート等を実施することが必要と考える。	

（２）福井・勝山日本遺産活用推進協議会規約の余剰金の取扱いについて

当事業においては、福井・勝山日本遺産活用推進協議会に対し、負担金を支出している。同協議会の規約をみたところ、余剰金の取扱いにつき、規定されていなかった。

【意見】	余剰金に関する規約の追加について
負担金を支出する事業において、収支報告書の作成は資金の流れを把握し、透明性を確保	

するために重要である。また、本事業では任意的な負担金であり収支差額に余剰額が発生した場合には返還してもらうこととなっている。しかしながら、収支差額が発生した場合の取扱いが規約に規定されていない現状では、余剰金の使途が明確ではなく、福井市や福井・勝山日本遺産活用推進協議会において混乱を招く可能性がある。

そのため、余剰金の定義や範囲、余剰金を繰り越すか返還するか取扱い、返還する場合にはその算定方法等、余剰金の取扱いを明確に規約に規定していくことが必要と考える。

6-7. 観光地維持管理事業

1. 事業の概況

事業名 (歳出予算科目)	大事業：観光地維持管理事業、中事業：観光地維持管理事業 (款：商工費、項：観光費、目：観光開発費)
事業の目的及び 必要性	まちなかと愛宕坂を結ぶ観光拠点として整備した足羽川右岸にある「さくらの小径」を適切に維持管理することで、まちなかの賑わいの創出や憩いとくつろぎ空間の提供を図る。また、宿布発電所跡公園を適切に維持管理する。
事業内容	観光関連施設の維持管理
根拠法令等	—
実施要綱等	—
第八次福井市総合計画における位置づけ	—
事業開始年度	— (過去から実施している事業である。)
事業終了年度(予定)	— (半永久的に続く事業である。)

2. 事業の成果

当事業は、観光関連施設の維持管理に係る経費であるため、事業の成果を確認する目標値は定めていない。

3. 歳入、歳出の推移

(単位：千円)

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
歳入	A 予算現額	—	—	—
	B 決算額 (収入済額)	—	—	—
	C 差額 (A-B)	—	—	—
歳出	D 予算現額	1762	497	273
	E 決算額 (支出済額)	1741	334	219
	F 繰越額	—	—	—
	G 不用額 (D-(E+F))	21	163	54

増減の理由

【令和4年度】令和3年度に実施したシダレ桜植替え工事が終了したため。
 【令和5年度】別事業(修繕費)へ予算流用したため。

4. 歳入の内訳（令和5年度）（単位：千円）
 該当なし。

5. 歳出の内訳（令和5年度）（単位：千円）

節	決算額	主な内容
10 需用費	85	電気料、水道料
11 役務費	1	保険料
12 委託料	126	清掃業務委託
18 負担金	8	防火管理者講習受講料
合計（＝3のE）	219	

6. 監査の結果と意見
 特記すべき事項はない。

6－8. 愛宕坂茶道美術館管理運営費

1. 事業の概況

事業名 （歳出予算科目）	大事業：観光施設管理事業、中事業：愛宕坂茶道美術館管理運営費 （款：商工費、項：観光費、目：観光開発費）
事業の目的及び 必要性	茶道文化の果たした歴史的役割について市民の理解の向上を図り、市民の文化教養の向上に寄与する。
事業内容	館蔵品による展示や、茶の湯に関する知識、和の心を学ぶための体験講座、茶会、子ども向けイベントを行う。
根拠法令等	福井市愛宕坂茶道美術館の設置及び管理に関する条例
実施要綱等	－
第八次福井市総合計画における位置づけ	政策：文化や歴史、自然を、郷土の誇りとして未来につなぎ、個性豊かな魅力あるまちをつくる 施策：歴史や文化遺産を保存・継承し活用する
事業開始年度	平成10年度
事業終了年度(予定)	－（半永久的に続く事業である。）

2. 事業の成果

事業の成果を確認する指標及び目標値の推移

指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
愛宕坂茶道美術館の入館者数（人）	8,600	8,400	8,700

上記目標値に対する実績値の推移

指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
愛宕坂茶道美術館の入館者数（人）	5,027	12,749	8,201

事業の成果の達成・未達の理由

令和3年度は、コロナ禍のため入館者数が目標値に達しなかった。
令和4年度は、桜の開花時期が令和4年4月、令和5年3月と年度内において重複する時期となり、「愛宕坂灯の回廊」への来客が多く、イベントに合わせて夜間延長し、付帯施設で展示を行った愛宕坂茶道美術館の入館者数が増加した影響により目標値を達成できた。
令和5年度は、北陸新幹線の福井開業に合わせ令和6年3月以降の開催となり、施設の特別展の期間が短かったこと、上述したように足羽川周辺の桜の開花時期がずれ、春季の入館者数が少なかったため、入館者数が目標値に達しなかった。

3. 歳入、歳出の推移

（単位：千円）

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
歳入	A 予算現額	3,339	3,649	3,599
	B 決算額（収入済額）	2,344	3,124	2,874
	C 差額（A－B）	995	525	725
歳出	D 予算現額	16,820	17,313	18,519
	E 決算額（支出済額）	16,560	17,257	18,458
	F 繰越額	—	—	—
	G 不用額（D－(E+F)）	260	56	61

増減の理由

【令和4年度】重要な増減なし。
【令和5年度】重要な増減なし。

4. 歳入の内訳（令和5年度）

（単位：千円）

款・項・目	決算額	主な内容
14 使用料及び手数料		
01 使用料	271	愛宕坂茶道美術館使用料
06 商工使用料		

21 諸収入 07 雑入 06 雑入	403	歴史のみえるまちづくり費雑入（抹茶等）
19 繰入金 01 基金繰入金 01 基金繰入金	2,000	ふるさとづくり基金
22 市債 01 市債 06 商工債	200	地域活性化事業債
合計（＝3のB）	2,874	

5. 歳出の内訳（令和5年度）

（単位：千円）

節	決算額	主な内容
01 報酬	25	運営協議会
10 需用費	2,540	電気料、水道料、修繕費
11 役務費	47	一般電話料、手数料
12 委託料	15,569	各種点検等
13 使用料及び賃借料	43	AED
14 工事請負費	231	展示室 LED 化工事（愛宕坂茶道美術館分）
18 負担金、補助及び交付金	5	福井県博物館協議会負担金
合計（＝3のE）	18,458	

6. 監査の結果と意見

当事業は、外部委託にて福井市愛宕坂茶道美術館の管理運営を行っているものである。監査人は当該施設につき、所管課へのヒアリングの他、現場に赴いた上で以下の監査手続を実施した。

<実施した監査手続>

- ・現場の管理運営を担っている担当者に条例の遵守状況や現金の取扱い等、所定の質問票に基づきヒアリングを行った。
- ・観覧料の減免等、当該施設の設置及び管理に関する条例施行規則で定められている所定の申請書につき、令和5年度分の綴りを閲覧し、福井市側におけるチェック内容、チェック体制の確認を行った。
- ・現場における施設や備品の管理状況や整備状況につき、視察を行った。
- ・施設の管理運営において、業務委託契約書や仕様書に準拠し業務が行われているか当該委託業者にヒアリングを行った。

以降、施設の概要を記載した上で、上記監査手続の結果並びに意見を記載する。

◆当施設の概要

施設名	福井市愛宕坂茶道美術館																																																					
外観																																																						
所在地	〒918-8007 福井市足羽 1-8-5																																																					
連絡先	TEL：0776-33-3933																																																					
開館時間	午前 9 時 00 分～午後 5 時 15 分（最終入場は午後 4 時 45 分まで）																																																					
休館日	月曜日（祝日の場合はその翌平日） 展示替え等による臨時休館日 年末年始（12 月 28 日～1 月 4 日）																																																					
観覧料金	観覧料 個人（高校生以上）：100 円 団体（20 名以上）：50 円 中学生以下・70 歳以上・障がい者：無料 貸室使用料 <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用場所</th><th colspan="2">使用時間帯</th><th>平常時金額</th><th>冷暖房使用 時金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">茶道美術館 本館 4 階 展示室</td><td>午前</td><td>9 時～12 時</td><td>1,100 円</td><td>1,650 円</td></tr> <tr> <td>午後</td><td>13 時～17 時</td><td>1,650 円</td><td>2,470 円</td></tr> <tr> <td>夜間</td><td>18 時～21 時</td><td>1,100 円</td><td>1,650 円</td></tr> <tr> <td>全日</td><td>9 時～21 時</td><td>3,850 円</td><td>5,770 円</td></tr> <tr> <td>昼間</td><td>9 時～17 時</td><td>2,750 円</td><td>4,120 円</td></tr> <tr> <td>昼夜間</td><td>13 時～21 時</td><td>2,750 円</td><td>4,120 円</td></tr> <tr> <td rowspan="6">茶室</td><td>午前</td><td>9 時～12 時</td><td>2,200 円</td><td rowspan="6"></td></tr> <tr> <td>午後</td><td>13 時～17 時</td><td>3,300 円</td></tr> <tr> <td>夜間</td><td>18 時～21 時</td><td>2,200 円</td></tr> <tr> <td>全日</td><td>9 時～21 時</td><td>7,700 円</td></tr> <tr> <td>昼間</td><td>9 時～17 時</td><td>5,500 円</td></tr> <tr> <td>昼夜間</td><td>13 時～21 時</td><td>5,500 円</td></tr> </tbody> </table>				使用場所	使用時間帯		平常時金額	冷暖房使用 時金額	茶道美術館 本館 4 階 展示室	午前	9 時～12 時	1,100 円	1,650 円	午後	13 時～17 時	1,650 円	2,470 円	夜間	18 時～21 時	1,100 円	1,650 円	全日	9 時～21 時	3,850 円	5,770 円	昼間	9 時～17 時	2,750 円	4,120 円	昼夜間	13 時～21 時	2,750 円	4,120 円	茶室	午前	9 時～12 時	2,200 円		午後	13 時～17 時	3,300 円	夜間	18 時～21 時	2,200 円	全日	9 時～21 時	7,700 円	昼間	9 時～17 時	5,500 円	昼夜間	13 時～21 時	5,500 円
使用場所	使用時間帯		平常時金額	冷暖房使用 時金額																																																		
茶道美術館 本館 4 階 展示室	午前	9 時～12 時	1,100 円	1,650 円																																																		
	午後	13 時～17 時	1,650 円	2,470 円																																																		
	夜間	18 時～21 時	1,100 円	1,650 円																																																		
	全日	9 時～21 時	3,850 円	5,770 円																																																		
	昼間	9 時～17 時	2,750 円	4,120 円																																																		
	昼夜間	13 時～21 時	2,750 円	4,120 円																																																		
茶室	午前	9 時～12 時	2,200 円																																																			
	午後	13 時～17 時	3,300 円																																																			
	夜間	18 時～21 時	2,200 円																																																			
	全日	9 時～21 時	7,700 円																																																			
	昼間	9 時～17 時	5,500 円																																																			
	昼夜間	13 時～21 時	5,500 円																																																			

委託先	公益財団法人歴史のみえるまちづくり協会

◆当施設における利用者数実績の推移

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数実績（人）	5,027	12,749	8,201

◆当施設における収支の推移

（単位：千円）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
【収入】			
使用料	276	264	271
雑入	25	460	403
基金繰入金	2,043	1,500	2,000
市債	—	900	200
小計	2,344	3,124	2,874
【支出】			
報酬	40	55	25
需用費	1,696	1,601	2,540
役務費	43	47	47
委託料	14,625	14,481	15,569
使用料及び賃借料	43	43	43
備品購入費	108	—	—
工事請負費	—	1,023	231
負担金、補助及び交付金	5	5	5
小計	16,560	17,257	18,458
【差引】	△14,216	△14,133	△15,584

◆当施設における監査の結果と意見

（１）イベント時のアンケート、常設展に関するアンケートについて

当施設においては委託先が管理運営を担っており、特別展の開催や、イベント企画実施も行っている。イベント実施時には参加者に対してアンケート調査を行っているが、全てのイベントにおいてアンケート調査が行われているわけではなく、また、通常の常設展においても積極的にアンケート調査、利用者の声の収集が行われていない。

【意見】	積極的なアンケート調査の実施について
施設においてのアンケート調査は、利用者の声を直接収集するための効果的な手法である。現状、当施設の収支はマイナスとなっており収支改善の必要性のある中、利用者から今	

後の施設の在り方に関する意見や、イベント企画の参考となる意見は積極的に収集すべきである。また、本事業における委託先に対しては橘曙覧記念文学館の会議室も事務所として無償で貸付をしている事実もあることから、施設の在り方、今後の運営方法、観覧料の見直し、利用者数増加のための施策等の問題解決に向け、委託先との協力関係のさらなる強化も望まれる。

少なくともイベント実施時、施設を訪れた利用者の意見を収集すべく、アンケート用紙とアンケート箱等を見やすい場所に設置し、意見を容易に収集できる環境を整えておくことが必要である。もしくはQRコードを活用し、アンケート回答ページに飛ぶような仕組みがあっても良いと考える。

（２）管理運営業務の再委託について

当施設における管理運営業務委託契約書の第 11 条には（再委託の禁止）条項が定められており、委託業務を再委託する際には福井市の承認が必要となる。委託先における職員の休日、イベント開催時の人員不足時に、福井市シルバー人材センターに補員として一部再委託を行っているが、福井市への承認申請がなされていなかった。

【意見】	再委託に関する承認申請の適切な運用について
福井市では、業務の責任の明確化、個人情報の保護等を目的として一般的に業務委託契約書を作成する際には、再委託の制限条項を規定している。当施設の管理運営業務委託契約書にも再委託の制限条項が記載されているものの、上記福井市シルバー人材センターに対する再委託業務につき、福井市への承認申請がなされていなかった。なお、福井市側は、福井市シルバー人材センターを利用していることは把握していたものの、承認申請の手続きの実施を求めていなかった。 冒頭に記載した再委託の制限の目的や、事後検証の実施のためにも、再委託を行う際には契約書に記載されている承認申請の適切な運用が必要である。	

（３）学芸員有資格者の配置について

当施設における管理運営業務仕様書の中には、人員配置の項目として「業務を遂行できる人員を配置すること。ただし、展示に関することについては、学芸員有資格者を配置すること。」との記載がなされている。現地に赴き、出勤状況を確認したところ、学芸員有資格者は２名おり、両名ともが休みの日があり、その日は常時学芸員有資格者が配置されていないことを確認した。

【意見】	仕様書の遵守、仕様書の柔軟な見直しについて
当施設の管理運営、特に展示に関する業務は、展示物の知識や利用者への説明等が求められることから、仕様書において学芸員有資格者の配置が明記されている。しかしながら、現状では学芸員の都合により、施設に不在の日が発生している状況であり、仕様書遵守の観点からは、少なくとも１名の学芸員配置は必要と考えられる。一方で、常時学芸員が必要な状況であるとは言い切れず、隣接する橘曙覧記念文学館と委託先が同じである点を鑑みると、よ	

り効率的かつ効果的な施設運営の観点から、両館で学芸員を共有する運用も考えられる。例えば、仕様書にて現行の「学芸員有資格者の配置」を「当施設又は橘曙覧記念文学館のいずれかに学芸員有資格者を1名以上配置」といったように変更することや、一方の施設で展示替えやイベント等、学芸員の専門性を特に必要とする業務がある場合は、その施設に学芸員を重点的に配置することが考えられる。なお、このような場合には、両施設における責任の所在を明らかにする必要があることに留意されたい。

いずれにしても、委託先とも協議のうえ、学芸員の配置に関して、仕様書の見直しを含む検討を行うことが必要と考える。

(4) 資料や寄贈品のデータベース化について

当施設においては、展示物等の資料や、市民等から寄贈された資料をファイルメーカーのソフトを用いてデータベース化している。しかし、現地への往査及び担当者へのヒアリングを行ったところ、網羅的にデータベース化はできておらず、全ての資料をデータベース化するにもあと数年は必要であるとのことであった。

【意見】	計画的なデータベース化について
	愛宕坂茶道美術館における貴重な資料を未来へ繋ぐため、データベース化による効率的な管理体制の構築が急務である。 計画的にデータベース化をすすめるためには、まず、どの範囲の資料をデータベース化するのか、どの資料を優先的にデータベース化するか等の基準を事前に定めておく必要があると考える。その上で、データベースへの入力方法、入力項目等を標準化しルール化しておく、どの学芸員でも混乱なくデータベースへ登録することができる。 データベース化は、資料の保管、研究の促進、そして教育普及活動の充実につながる重要な取組であり、計画的なデータベース化が進むことで、愛宕坂茶道美術館の貴重な資料が未来へ繋がっていくものと考ええる。

(5) 愛宕坂茶道美術館運営協議会からの意見について

当施設の運営に当たり、外部有識者で構成される愛宕坂茶道美術館運営協議会が存在する。本運営協議会の議事録を閲覧したところ、愛宕坂茶道美術館の庭園管理に関し、福井市の予算が足りないことから手入れができていない、との発言が見受けられた。

【意見】	運営協議会からの意見対応について
	当施設には、施設運営の向上を目的として、外部有識者で構成される運営協議会が設置されている。十分かつ適切な知識を持つ外部有識者から、第三者目線での意見が出されることで、より良い施設運営の実現が期待できる。そのため、運営協議会で出された意見には、真摯に対応していく必要があると考える。 運営協議会の議事録を閲覧し、庭園の整備について福井市にヒアリングを行ったところ、愛宕坂茶道美術館は文化財ではないことや、福井市と運営協議会や学芸員との価値観に相違

があり、現状では予算化が難しいとの回答を得た。

愛宕坂茶道美術館には茶道を行うための茶室があり、茶室からの庭園の景観は、茶道文化と切り離せない要素であると考え。外部有識者で構成される運営協議会においても、庭園整備の必要性が指摘されているにも関わらず、適切な対応がなされていない状況は、運営協議会の存在意義を問うものになってしまう懸念がある。

運営協議会で出た意見を尊重し、当施設と福井市が協力して課題解決に取り組むことが重要である。庭園の整備は、当施設を訪れるお客様に最高の体験を提供する上で不可欠であり、ひいては茶道文化の普及・振興にも繋がるものと考えられるため、福井市は運営協議会と連携し、計画的に予算化を進めていくことが必要と考える。

6－9. 橘曙覧記念文学館管理運営費

1. 事業の概況

事業名 (歳出予算科目)	大事業：観光施設管理事業、中事業：橘曙覧記念文学館管理運営費 (款：商工費、項：観光費、目：観光開発費)
事業の目的及び 必要性	幕末福井の国学者であり歌人である橘曙覧の生涯や業績を紹介するとともに、市民の文学活動の拠点として郷土文学活動の振興を図る。
事業内容	橘曙覧及び文学作品に関する展示会や、橘曙覧や郷土文学に対する理解を深めるきっかけとなるような体験講座、史跡めぐりを行う。
根拠法令等	福井市橘曙覧記念文学館の設置及び管理に関する条例
実施要綱等	－
第八次福井市総合計画における位置づけ	政策：文化や歴史、自然を、郷土の誇りとして未来につなぎ、個性豊かな魅力あるまちをつくる 施策：歴史や文化遺産を保存・継承し活用する
事業開始年度	平成 11 年度
事業終了年度(予定)	－ (半永久的に続く事業である。)

2. 事業の成果

事業の成果を確認する指標及び目標値の推移

指標	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
橘曙覧記念文学館の入館者数 (人)	6,500	7,500	7,700

上記目標値に対する実績値の推移

指標	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
橘曙覧記念文学館の入館者数 (人)	5,060	6,268	4,476

事業の成果の達成・未達の理由

令和3年度は、コロナ禍のため入館者数が目標値に達しなかった。

令和4年度は、桜の開花時期が令和4年4月、令和5年3月と年度内において重複する時期となり、「愛宕坂灯の回廊」への来客が多く、イベントに合わせて夜間延長し、付帯施設で展示を行った愛宕坂茶道美術館の入館者数は増加したが、隣接する橘曙覧記念文学館においては令和4年7月から月曜日を休館日としたこともあり、目標値に達しなかった。

令和5年度は、北陸新幹線の福井開業に合わせ令和6年3月以降の開催となり、施設の特別展の期間が短かったこと、上述したように足羽川周辺の桜の開花時期がずれ、春季の入館者数が少なかったため、入館者数が目標値に達しなかった。

3. 歳入、歳出の推移

(単位：千円)

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
歳入	A 予算現額	3,932	6,790	4,340
	B 決算額（収入済額）	3,327	6,361	4,209
	C 差額（A－B）	605	429	131
歳出	D 予算現額	19,100	23,293	19,378
	E 決算額（支出済額）	18,708	23,229	19,091
	F 繰越額	—	—	—
	G 不用額（D－(E+F)）	392	64	287

増減の理由

【令和4年度】特別展開催及び展示室 LED 化工事を実施したため増加している。

【令和5年度】令和5年度は特別展の開催がなかったため減少している。

4. 歳入の内訳（令和5年度）

(単位：千円)

款・項・目	決算額	主な内容
14 使用料及び手数料		
01 使用料	65	橘曙覧記念文学館使用料
06 商工使用料		
17 財産収入		
01 財産運用収入	1	ふるさとづくり基金利子
02 利子及び配当金		
17 財産収入		
02 財産売払収入	140	歴史ガイドブック、独楽吟解説書等売上
02 物品売払収入		

19 繰入金		
01 基金繰入金	3,500	ふるさとづくり基金
01 基金繰入金		
21 諸収入		
07 雑入	103	歴史のみえるまちづくり協会光熱費
06 雑入		
22 市債		
01 市債	400	地域活性化事業債
06 商工債		
合計 (= 3 の B)	4,209	

5. 歳出の内訳 (令和5年度)

(単位: 千円)

節	決算額	主な内容
01 報酬	35	運営協議会
10 需用費	2,137	電気料、水道料、修繕料
11 役務費	133	一般電話料、専用回線料、手数料
12 委託料	16,324	各種点検等
14 工事請負費	458	展示室 LED 化工事 (橘曙覧記念文学館分)
18 負担金、補助及び交付金	5	福井県博物館協議会負担金
合計 (= 3 の E)	19,091	

6. 監査の結果と意見

当事業は、外部委託にて福井市橘曙覧記念文学館の管理運営を行っているものである。監査人は当該施設につき、所管課へのヒアリングの他、現場に赴いた上で以下の監査手続を実施した。

<実施した監査手続>

- ・現場の管理運営を担っている担当者に条例の遵守状況や現金の取扱い等、所定の質問票に基づきヒアリングを行った。
- ・観覧料の減免等、当該施設の設置及び管理に関する条例施行規則で定められている所定の申請書につき、令和5年度分の綴りを閲覧し、福井市側におけるチェック内容、チェック体制の確認を行った。
- ・現場における施設や備品の管理状況や整備状況につき、視察を行った。
- ・施設の管理運営において、業務委託契約書や仕様書に準拠し業務が行われているか当該委託業者にヒアリングを行った。

以降、施設の概要を記載した上で、上記監査手続の結果並びに意見を記載する。

◆当施設の概要

施設名	福井市橘曙覧記念文学館
外観	
所在地	〒918-8007 福井市足羽 1-6-34
連絡先	TEL：0776-35-1110
開館時間	午前 9 時 00 分～午後 5 時 15 分（最終入場は午後 4 時 45 分まで）
休館日	月曜日（祝日の場合はその翌平日） 展示替え等による臨時休館日 年末年始（12 月 28 日～1 月 4 日）
観覧料金	観覧料 個人（高校生以上）：100 円 団体（20 名以上）：50 円 中学生以下・70 歳以上・障がい者：無料 家庭の日(毎月第 3 日曜日)、文化の日(11 月 3 日)、ふるさとの日(2 月 7 日)：無料 貸室使用料 図書閲覧室：無料
委託先	公益財団法人歴史のみえるまちづくり協会

◆当施設における利用者数実績の推移

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
利用者数実績（人）	5,060	6,268	4,476

◆当施設における収支の推移

（単位：千円）

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
【収入】			
使用料	136	242	65
財産運用収入	1	1	1
財産売却収入	125	219	140
基金繰入金	3,065	5,299	3,500
雑入	—	97	103

市債	—	503	400
小計	3,327	6,361	4,209
【支出】			
報酬	35	80	35
需用費	1,912	2,292	2,137
役務費	133	137	133
委託料	16,514	17,177	16,324
備品購入費	109	88	—
工事請負費	—	3,450	458
負担金、補助及び交付金	5	5	5
小計	18,708	23,229	19,091
【差引】	△15,381	△16,868	△14,883

◆当施設における監査の結果と意見

(1) イベント時のアンケート、常設展に関するアンケートについて

当施設においては委託先が管理運営を担っており、特別展の開催や、イベント企画実施も行っている。イベント実施時には参加者に対してアンケート調査を行っているが、全てのイベントにおいてアンケート調査が行われているわけではなく、また、通常の常設展においても積極的にアンケート調査、利用者の声の収集が行われていない。

【意見】	積極的なアンケート調査の実施について
施設におけるアンケート調査は、利用者の声を直接収集するための効果的な手法である。現状、当施設の収支はマイナスとなっており収支改善の必要性のある中、利用者から今後の施設の在り方に関する意見や、イベント企画の参考となる意見は積極的に収集すべきである。また、本事業における委託先に対しては本施設の会議室も事務所として無償で貸付をしている事実もあることから、施設の在り方、今後の運営方法、観覧料の見直し、利用者数増加のための施策等の問題解決に向け、委託先との協力関係のさらなる強化も望まれる。 少なくともイベント実施時、施設を訪れた利用者の意見を収集すべく、アンケート用紙とアンケート箱等を見やすい場所に設置し、意見を容易に収集できる環境を整えておくことが必要である。もしくはQRコードを活用し、アンケート回答ページに飛ぶような仕組みがあっても良いと考える。	

(2) 管理運営業務の再委託について

当施設における管理運営業務委託契約書の第 12 条には（再委託の禁止）条項が定められており、委託業務を再委託する際には福井市の承認が必要となる。委託先における職員の休日、イベント開催時の人員不足時に、福井市シルバー人材センターに補員として一部再委託を行っているが、福井市への承認申請がなされていなかった。

【意見】	再委託に関する承認申請の適切な運用について
福井市では、業務の責任の明確化、個人情報の保護等を目的として一般的に業務委託契約書を作成する際には、再委託の制限条項を規定している。当施設の管理運営業務委託契約書にも再委託の制限条項が記載されているものの、上記福井市シルバー人材センターに対する再委託業務につき、福井市への承認申請がなされていなかった。なお、福井市側は、福井市シルバー人材センターを利用していることは把握していたものの、承認申請の手続きの実施を求めていなかった。 冒頭に記載した再委託の制限の目的や、事後検証の実施のためにも、再委託を行う際には契約書に記載されている承認申請の適切な運用が必要である。	

(3) 学芸員有資格者の配置について

当施設における管理運営業務仕様書の中には、人員配置の項目として「業務を遂行できる人員を配置すること。ただし、展示に関することについては、学芸員有資格者を配置すること。」との記載がなされている。現地に赴き、出勤状況を確認したところ、学芸員有資格者は2名おり、両名ともが休みの日があり、その日は常時学芸員有資格者が配置されていないことを確認した。

【意見】	仕様書の遵守、仕様書の柔軟な見直しについて
当施設の管理運営、特に展示に関する業務は、展示物の知識や利用者への説明等が求められることから、仕様書において学芸員有資格者の配置が明記されている。しかしながら、現状では学芸員の都合により、施設に不在の日が発生している状況であり、仕様書遵守の観点からは、少なくとも1名の学芸員配置は必要と考えられる。一方で、常時学芸員が必要な状況であるとは言い切れず、隣接する愛宕坂茶道美術館と委託先が同じである点を鑑みると、より効率的かつ効果的な施設運営の観点から、両館で学芸員を共有する運用も考えられる。例えば、仕様書にて現行の「学芸員有資格者の配置」を「当施設又は愛宕坂茶道美術館のいずれかに学芸員有資格者を1名以上配置」といったように変更することや、一方の施設で展示替えやイベント等、学芸員の専門性を特に必要とする業務がある場合は、その施設に学芸員を重点的に配置することが考えられる。なお、このような場合には、両施設における責任の所在を明らかにする必要があることに留意されたい。 いずれにしても、委託先とも協議のうえ、学芸員の配置に関して、仕様書の見直しを含む検討を行うことが要と考える。	

(4) 図書室の無償貸し出しについて

当施設には図書室があり、公益財団法人歴史のみえるまちづくり協会所定の申請書を記載すれば、無償で利用することができる。しかし、これは当協会独自の運用方法であり、福井市橘曙覧記念文学館の設置及び管理に関する条例には、無償貸し出しについて、規定されていない。

【意見】	図書室の無償貸し出しの運営方法の見直しについて
橘曙覧記念文学館の図書室については、公益財団法人歴史のみえるまちづくり協会が独自	

の運用ルールに基づき、申請書を提出することにより無償で利用できるようになっている。しかしながら、この運用ルールは条例に規定されておらず、手続きの透明性や公平性に欠ける点が懸念される。この点、福井市橘曙覧記念文学館の設置及び管理に関する条例には下記のとおり規定されている。

福井市橘曙覧記念文学館の設置及び管理に関する条例

(使用の承認)

第6条 施設を使用しようとする者は、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、文学館の管理運営上必要があると認めるときは、前項の承認に条件を付することができる。

現状のルールを明確にするためにも、条例第6条に規定されているよう、事前に市長の承認を得ることや、条件付きにて使用する等の対応が必要と考える。

(5) 寄託品、寄贈品の管理について

当施設において、資料の寄託や寄贈品について保管、管理されているが、現状紙媒体で情報管理を行っており、システムによるデータベース化が行われていない。担当者にヒアリングしたところ、現状所有しているパソコンの性能から、起動や動作に支障をきたさないか不安であり実施できていないとのことであった。

【意見】

パソコンの入れ替え、資料のデータベース化について

当施設の資料保管室を視察した結果、多くの貴重な資料が管理されていることを確認した。しかし、資料管理の方法が紙媒体により行われており、膨大な量の資料情報が十数冊のファイルに手書きで記録されている状況であることも確認した。このような運用では、必要な資料を迅速に探し出すことが困難となり、業務効率が低下することや、情報共有の困難性、紙媒体のファイルを置くスペースを要し、資料の保管場所を圧迫する等の問題点が懸念される。

なお、福井市内の他の施設（例えば福井市自然史博物館）では、ファイルメーカーを用いたデータベース化が進められている。

しかしながら、当施設ではパソコンの動作に支障をきたす可能性を懸念し、データベース化に踏み切れていない状況である。そのため、データベース化に対応できるような処理能力の高いパソコンに入れ替え、順次、資料をデータベース化することが重要と考えられる。資料管理の効率化、情報共有の促進、資料の保全性向上等が期待できると考えられるので、さらに資料数が増える前にデータベース化できるように対応していくことが必要と考える。

6-10. グリフィス記念館管理運営費

1. 事業の概況

事業名 (歳出予算科目)	大事業：観光施設管理事業、中事業：グリフィス記念館管理運営費 (款：商工費、項：観光費、目：観光開発費)

事業の目的及び必要性	ウィリアム・エリオット・グリフィスの功績を中心に郷土の歴史を学ぶ場を提供するとともに、まちなか散策の拠点としてにぎわいを創出する。(公財)日下部・グリフィス学術・文化交流基金との合同イベントを継続し、グリフィスの知名度及び館の魅力の向上を図る。
事業内容	企画展や子ども向けの体験講座、クリスマス等の季節の行事、マルシェやアートを活用したイベントを開催する。
根拠法令等	福井市グリフィス記念館の設置及び管理に関する条例
実施要綱等	－
第八次福井市総合計画における位置づけ	政策：文化や歴史、自然を、郷土の誇りとして未来につなぎ、個性豊かな魅力あるまちをつくる 施策：歴史や文化遺産を保存・継承し活用する
事業開始年度	平成 27 年度
事業終了年度(予定)	－ (半永久的に続く事業である。)

2. 事業の成果

事業の成果を確認する指標及び目標値の推移

指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
グリフィス記念館来館者延べ人数(人)	10,600	16,100	16,600

上記目標値に対する実績値の推移

指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
グリフィス記念館来館者延べ人数(人)	8,481	13,190	11,008

事業の成果の達成・未達の理由

令和3年度は、コロナ禍のため入館者数が目標値に達しなかった。
令和4年度は、桜の開花時期が令和4年4月、令和5年3月と年度内において重複する時期となり、「愛宕坂灯の回廊」への来客が多かったが、少し離れるグリフィス記念館の来館者増加には繋がらず目標値に達しなかった。
また、北陸新幹線開業を当初の令和4年度と見込み、令和4年度以降の目標値を高く設定したこともあり、令和4年度以降、目標値に達しなかった。

3. 歳入、歳出の推移

(単位：千円)

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
歳入	A 予算現額	181	226	176
	B 決算額(収入済額)	174	218	186
	C 差額(A-B)	7	8	△10

歳 出	D 予算現額	12,571	19,613	13,438
	E 決算額（支出済額）	12,508	19,520	13,270
	F 繰越額	—	—	—
	G 不用額（D－(E+F)）	63	93	168

増減の理由

【令和４年度】グリフィス記念館外壁工事を実施したため増加している。

【令和５年度】上記の工事が終了したため、反動により減少している。

４．歳入の内訳（令和５年度）

（単位：千円）

款・項・目	決算額	主な内容
14 使用料及び手数料		
01 使用料	36	施設利用料
06 商工使用料		
15 国庫支出金		
02 国庫補助金	150	都市構造再編集中支援事業補助金
09 商工費国庫補助金		
合計（＝３のＢ）	186	

５．歳出の内訳（令和５年度）

（単位：千円）

節	決算額	主な内容
10 需用費	453	電気料、水道料、修繕料
11 役務費	104	一般電話料
12 委託料	9,763	各種点検等
13 使用料及び賃借料	2,240	土地借料
14 工事請負費	693	建具落とし取り付け
18 負担金、補助及び交付金	17	融雪ポンプ電気料及び点検料
合計（＝３のＥ）	13,270	

６．監査の結果と意見

当事業は、外部委託にてグリフィス記念館の管理運営を行っているものである。監査人は当該施設につき、所管課へのヒアリングの他、現場に赴いた上で以下の監査手続を実施した。

<実施した監査手続>

- ・現場の管理運営を担っている担当者に条例の遵守状況や現金の取扱い等、所定の質問票に基づきヒアリングを行った。
- ・貸室使用料の減免等、当該施設の設置及び管理に関する条例施行規則で定められている所

定の申請書につき、令和5年度分の綴りを閲覧し、福井市側におけるチェック内容、チェック体制の確認を行った。

- ・現場における施設や備品の管理状況や整備状況につき、視察を行った。
- ・施設の管理運営において、業務委託契約書や仕様書に準拠し業務が行われているか当該委託業者にヒアリングを行った。

以降、施設の概要を記載した上で、上記監査手続の結果並びに意見を記載する。

◆当施設の概要

施設名	福井市グリフィス記念館		
外観			
所在地	〒910-0006 福井市中央 3-5-4		
連絡先	TEL：0776-50-2911		
開館時間	午前 10 時 00 分～午後 7 時 00 分 (12 月 1 日～2 月末日は午後 6 時 00 分で閉館) (最終入場は閉館時刻の 30 分前まで)		
休館日	年末年始 (12 月 28 日～1 月 4 日)		
利用料金	入館料 無料		
	貸室使用料		
	施設区分		単位時間
	グリフィス館	1 階南側展示室	1 時間
		2 階南側展示室	
	広場		使用料
	(備考)		
1 使用時間に 1 時間未満の端数があるときは、これを 1 時間として使用料を算出する。			
2 市長が特に必要と認め、記念館の開館時間を超えて使用する場合は			

	当該超える時間に係る使用料は、1時間当たりの金額にその50パーセントに相当する額を加算した額に当該超える時間数を乗じて算出する。 3 準備、後片付け等のために使用する場合の使用料は、前2項の規定により算出した金額の50パーセントに相当する額とする。 4 施設において、市長が別に定める使用形態で電気等を使用した場合には、実費相当額を使用料とは別に徴収することができる。
委託先	公益財団法人歴史のみえるまちづくり協会

◆当施設における利用者数実績の推移

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数実績（人）	8,481	13,190	11,008

◆当施設における収支の推移

（単位：千円）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
【収入】			
使用料	24	18	36
国庫補助金	150	200	150
小計	174	218	186
【支出】			
報償費	—	5	—
需用費	810	509	453
役務費	106	105	104
委託料	9,353	9,698	9,763
使用料及び賃借料	2,218	2,240	2,240
工事請負費	—	6,757	693
備品購入費	—	187	—
負担金、補助及び交付金	19	19	17
小計	12,508	19,520	13,270
【差引】	△12,334	△19,302	△13,084

◆当施設における監査の結果と意見

（1）通常時、イベント実施時のアンケートについて

当施設においては委託先が管理運営を担っており、にぎわい創出に向けたイベント企画実施も行っている。イベント実施時には参加者に対してアンケート調査を行っているが、全てのイベン

トにおいてアンケート調査が行われているわけではなく、また、通常時においても積極的にアンケート調査、利用者の声の収集が行われていない。

【意見】	積極的なアンケート調査の実施について
施設においてのアンケート調査は、利用者の声を直接収集するための効果的な手法である。現状、当施設の収支はマイナスとなっており収支改善の必要性のある中、利用者から今後の施設の在り方に関する意見や、イベント企画の参考となる意見は積極的に収集すべきである。また、本事業における委託先に対しては本施設の会議室も事務所として無償で貸付をしている事実もあることから、施設の在り方、今後の運営方法、利用者増加のための収益性改善等の問題解決に向け、委託先との協力関係のさらなる強化も望まれる。 少なくともイベント実施時、施設を訪れた利用者の意見を収集すべく、アンケート用紙とアンケート箱等を見やすい場所に設置し、意見を容易に収集できる環境を整えておくことが必要である。もしくはQRコードを活用し、アンケート回答ページに飛ぶような仕組みがあっても良いと考える。	

(2) 貸室使用料の端数の取り扱いについて

当施設においては館内や広場を貸室として、原則的には1時間当たり550円にて使用することができる。当施設のホームページに載っている福井市グリフィス記念館貸出施設使用要領において、その詳細が定められており、当施設の開館時間を超えて使用する場合の当該超える時間に係る使用料は、1時間当たりの金額にその50パーセントに相当する額を加算した額に当該超える時間数を乗じて算出することや、準備、後片付け等のために使用する場合の使用料は、550円の50パーセントに相当する額とする、とあり、端数が生じるケースも存在する。この場合、福井市は10円未満を切り捨てて徴収しているが、条例上、その取り扱いが明記されていなかった。

【意見】	実態に合わせた条例改正について
上記のように使用料につき端数が発生する場合は、10円未満を切り捨てて徴収している。しかし、現状は条例にて端数処理の規定が明記されていない。なお、福井市養浩館庭園設置及び管理に関する条例においては、「前項までの規定により算出した金額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。」との記載がある。 福井市の施設として使用料を徴収する以上、その取り扱いについて明確な根拠を示し、利用者に対する説明責任も果たせるよう、条例に端数処理に関する規定を明記することが必要である。	

(3) 当施設が発行する領収書について

当施設においては、広場のイベント利用者に対して領収書を発行しているが、福井市から一般会計のインボイス番号が共有されていないため、インボイスの要件を満たしていない領収書が発行されていた。

【意見】	インボイス制度への対応について

当施設においては、結婚式の前撮り撮影や広場を利用したイベント開催等、利用者の中には、一定の事業者が存在することが想定される。令和 5 年 10 月から開始されたインボイス制度においては、事業者側において消費税上、仕入税額控除を行える要件として、インボイスの発行は重要であり、当施設においてもインボイスの発行への対応を行わなければならない。

福井市では一般会計においてインボイス番号を取得しているが、委託先への共有がなされておらず、インボイス要件を満たした領収書が発行することができていなかった。福井市は委託先にインボイス番号を伝え、インボイスの要件を満たすような領収書が発行することができるよう、対応と指導が必要である。また、福井市のホームページには一般会計のインボイス番号が公表されておらず、他の自治体を参考に福井市一般会計のインボイス番号を公表することが必要と考える。

(4) 管理運営業務の再委託について

当施設における管理運営業務委託契約書の第 11 条には（再委託の禁止）条項が定められており、委託業務を再委託する際には福井市の承認が必要となる。委託先における職員の休日、イベント開催時の人員不足時に、福井市シルバー人材センターに補員として一部再委託を行っているが、福井市への承認申請がなされていなかった。

【意見】	再委託に関する承認申請の適切な運用について
福井市では、業務の責任の明確化、個人情報の保護等を目的として一般的に業務委託契約書を作成する際には、再委託の制限条項を規定している。当施設の管理運営業務委託契約書にも再委託の制限条項が記載されているものの、上記福井市シルバー人材センターに対する再委託業務につき、福井市への承認申請がなされていなかった。なお、福井市側は、福井市シルバー人材センターを利用していることは把握していたものの、承認申請の手続きの実施を求めていなかった。 冒頭に記載した再委託の制限の目的や、事後検証の実施のためにも、再委託を行う際には契約書に記載されている承認申請の適切な運用が必要である。	

(5) 施設の予約方法について

当施設においては、上記（2）に記載のとおり、貸室を利用することができる。貸室を利用したい場合には、電話やメールで問い合わせた後、施設管理担当者が予約状況を確認したうえで、申請書を提出することで利用することができる。令和 5 年度においてはシステムによる予約受付はできない状況であった。

【意見】	システムによる施設受付の実施について
福井市では、ふく e-ねっと「施設予約サービス」を導入している施設もあり、当システムは従来、窓口でのみ行っていた公共施設の予約等を、インターネットで利用できるようにしたサービスで、自宅・外出先のパソコンだけでなく、携帯電話からも施設の空き状況を照会	

したり、施設の利用申込をしたりすることができる仕様となっている。

当施設の貸室利用においては現在、電話やメールで問い合わせた後、施設管理担当者が予約状況を確認したうえで、申請書を提出することで利用することができ、インターネットによる予約受付システムと作業を比べると、現状手間が多く発生している。

このシステムは令和5年3月に福井市の一部の施設において、利用が開始されていたが、当施設の貸室予約は利用ができていなかった。

市民の利用の効率性及び事務負担の効率性の観点からもインターネットによる予約受付システムのサービス導入については早急に実施することが必要と考える。

(6) グリフィス記念館の修繕について

当施設は、明治初期に福井藩のお雇い外国人教師として活躍したウィリアム・エリオット・グリフィスの功績を伝えるために建てられた記念館である。グリフィスが実際に住んでいた洋館を復元したもので、明治時代の西洋建築様式を見ることができ、ベランダ・コロニアル様式という、ポーチやベランダを備えた、強い日差しに対応した植民地風の建築様式が特徴となる。当時の建築を忠実に再現するために耐用年数の経過する前に、多額の修繕が発生している事実があり、今後も方針次第では修繕費の負担が懸念される。

【意見】	グリフィス記念館の修繕に関する考え方について
グリフィス記念館は当時の建築を再現している関係上、定期的に多額の修繕が見込まれる施設であると考えられる。今後、職人技法の維持や物価高騰化を鑑みると、施設の維持管理に多くの負担が発生し、入館料が無料である当施設の性格を踏まえると、果たしてこの方針を維持すべきかどうか、考え方を改める必要があるのではないかと見受けられる。 当時の建築を再現化することにより、明治時代の西洋建築様式を伝える貴重な建造物として歴史的価値を後世に伝えることができることや、観光客誘致や地域活性化、歴史学習や文化理解を促進することが可能となることが考えられる一方で、今後の費用負担の問題点からは、建物の外観は当時の姿を再現し、内部は現代の基準に合わせて改修する一部再現の手法や、VR ツールを用いて当時の状況を再現する等の代替的手法を取り入れることも検討する余地があると認められる。 福井市においては、グリフィス記念館が持つ歴史的価値をどの程度重視するか、修繕にかかる費用に見合う効果が得られるか、グリフィス記念館をどのように活用したいかを今一度検討していただき、福井市の方針を確立し、その方針に従って、当施設の維持管理に努めていくことが必要と考える。	

6-11. 一乗谷レストラン管理費

1. 事業の概況

事業名 (歳出予算科目)	大事業：観光施設管理事業、中事業：一乗谷レストラン管理費 (款：商工費、項：観光費、目：観光開発費)

事業の目的及び必要性	一乗谷朝倉氏遺跡全体の便益施設として、観光客に上質な場を提供することで、何度も訪れたくなる観光まちづくりを推進する。
事業内容	(一社)朝倉氏遺跡保存協会と貸付契約している「一乗谷レストラント」及び一乗谷史跡公園センター全体の管理
根拠法令等	福井市一乗谷史跡公園センターの設置及び管理に関する条例
実施要綱等	－
第八次福井市総合計画における位置づけ	政策：文化や歴史、自然を、郷土の誇りとして未来につなぎ、個性豊かな魅力あるまちをつくる 施策：歴史や文化遺産を保存・継承し活用する。
事業開始年度	昭和 58 年度
事業終了年度(予定)	－ (半永久的に続く事業である。)

2. 事業の成果

当事業は施設の維持管理に係る経費であるため、事業の成果を確認する目標値は定めていない。

3. 歳入、歳出の推移

(単位：千円)

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
歳入	A 予算現額	2,714	2,280	2,580
	B 決算額 (収入済額)	1,402	1,546	1,667
	C 差額 (A－B)	1,312	734	913
歳出	D 予算現額	2,715	2,539	2,859
	E 決算額 (支出済額)	1,650	1,806	1,948
	F 繰越額	－	－	－
	G 不用額 (D－(E+F))	1,065	733	912

増減の理由

【令和4年度】重要な増減なし。

【令和5年度】重要な増減なし。

4. 歳入の内訳 (令和5年度)

(単位：千円)

款・項・目	決算額	主な内容
21 諸収入		
07 雑入	1,667	一乗谷史跡公園センター貸付料
07 雑入		一乗谷史跡公園センターレストラン光熱水費
合計 (= 3 の B)	1,667	

5. 歳出の内訳（令和5年度）

（単位：千円）

節	決算額	主な内容
10 需用費 電気料	1,142	電気料
10 需用費 水道料	167	水道料
12 委託料	639	自動ドア保守点検業務他
合計（＝3のE）	1,948	

6. 監査の結果と意見

当事業は、福井市の施設である一乗谷レストランの賃貸借、施設の維持管理を行っているものである。監査人は当該施設につき、所管課へのヒアリングの他、現場に赴いた上で以下の監査手続を実施した。

＜実施した監査手続＞

- ・現場の管理運営を担っている担当者に賃貸借契約書の遵守状況等、所定の質問票に基づきヒアリングを行った。
- ・現場における施設や備品の管理状況や整備状況につき、視察を行った。
- ・施設の管理運営において、賃貸借契約書に準拠し業務が行われているか当該賃貸先業者にヒアリングを行った。

以降、施設の概要を記載した上で、上記監査手続の結果並びに意見を記載する。

◆当施設の概要

施設名	福井市一乗谷レストラン
外観	
所在地	〒910-2153 福井市城戸ノ内町 10-48
連絡先	TEL：0776-97-5335
営業時間	ランチタイム 午前11時00分～午後2時30分 カフェタイム 午後2時30分～午後4時00分 ※冬季（12月～2月）は、カフェタイムは休み
定休日	毎週火曜日
賃貸先	一般社団法人朝倉氏遺跡保存協会

◆当施設における利用者数実績の推移

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数実績（人）	5,783	13,630	13,905

◆当施設における収支の推移（※）

（単位：千円）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
【収入】			
売上高	8,877	20,305	24,715
小計	8,877	20,305	24,715
【支出】			
支出の報告はなされていない。			

※：貸付先からの売上報告に基づくものである。

◆当施設における監査の結果と意見

（１）市有建物賃貸借契約書で求められている売上の報告について

当施設の賃貸借契約書の第15条（売上の報告）において、賃貸先である一般社団法人朝倉氏遺跡保存協会は福井市に対して、毎月の「収支報告」を書面により報告することが求められている。しかし、上記のとおり賃貸先からの報告は売上高の報告のみとなっており、支出の報告がなされていないかった。

【意見】	賃貸借契約書の見直し、収支報告の見直しについて
賃貸借契約書の条項には第15条（売上の報告）と記載されているのに対し、本文では収支報告の提出が求められている。現状においては売上高、来客数の報告のみがなされており、支出の報告については行われていない。賃貸借契約書の条項と本文の内容に齟齬があり、本来、どの程度の報告が必要なのか明確になっていない状況である。 福井市は求める報告内容の再精査し、現状の運用のままで良いのであれば、賃貸借契約書の本文の見直しを、支出の報告まで必要とするのであれば、賃貸借契約書の条項タイトルの見直しを行うとともに、賃借人に対して契約に基づく資料の提出を求めることが必要と考える。	

（２）賃貸借契約書の貸付範囲について

賃貸借契約書第2条（貸付物件）には以下のとおり、貸付範囲が明記されている。

施設名	所在地	貸付場所	貸付面積
福井市一乗谷史跡公園センター	福井市城戸ノ内町10号48番地	1階レストラン	179.70 m ²

しかし、実態は2階やテラス席もレストラン運営で使用している状況となっており、契約書と実態が乖離していた。

<2 階（団体利用客がいる場合に使用）>



<テラス席>



【意見】	賃貸借契約書内の貸付範囲の見直しについて
上記のように契約書に記載されている貸付場所の範囲を超えて、レストランの運営がなされている。現状は、福井市所有の建物を一般社団法人朝倉氏遺跡保存協会が契約書を超えて使用している状態となっている。 福井市として当該状況を容認する場合には、賃貸借契約書の貸付場所を見直すことが必要と考える。また、貸付場所の範囲が広くなることにより、賃貸料の算定根拠が変わる可能性もあり、必要に応じて賃貸料の見直しについても検討することが必要である。 契約書の内容と実際の運用が乖離している状態を放置することは、将来的なトラブルや誤解を招く可能性がある。そのため、速やかに契約内容を見直し、現状に合致した状態にすることが必要と考える。	

（３）私物の預り保管について

上記（２）の２階席には一般社団法人朝倉氏遺跡保存協会の前会長の所有物である兜が奥に飾られ保管されていた。

【意見】	預り証の発行、貸付範囲の見直し等の対応について
現在の賃貸借契約書では貸付場所に２階が含まれておらず、福井市所有の建物に私物が置かれている状態となっており、資産の所有権が不明確となる可能性がある。 このような状況は、将来的なトラブルの原因となる可能性、例えば、契約終了時に私物の所有権を巡って争いが生じることや、万が一、火災等が発生した場合に備品の所有権が不明確なために保険金の支払いがスムーズに行われない可能性等も考えられる。 そのため、現状における資産の所有権を明確にするため、福井市は一般社団法人朝倉氏遺跡保存協会から預かっている私物について、品目や数量を明確にした預り証を発行し、所有権が福井市にないことを明確にすることや、上記（２）にも記載したように貸付範囲を広げ、現状に即した契約内容とする等の対応が必要と考える。	

６－１２．文化奨励事業

1. 事業の概況

事業名 (歳出予算科目)	大事業：文化振興事業、中事業：文化奨励事業 (款：教育費、項：社会教育費、目：文化費)
事業の目的及び 必要性	文化の伝承と文化創造を志す市民の努力目標となる。
事業内容	文化芸術の分野で活躍した先人の功績を後世に伝えとともに、文化 芸術の分野における市民活動に対する支援を行う。
根拠法令等	—
実施要綱等	福井市文化奨励賞規則 福井市文化奨励賞選考委員会規則 令和5年文化奨励賞実施要項 市長賞交付基準(内規)
第八次福井市総合計 画における位置づけ	政策：文化や歴史、自然を、郷土の誇りとして未来につなぎ、個性豊 かな魅力あるまちをつくる 施策：歴史や文化遺産を保存・継承し活用する
事業開始年度	昭和35年度
事業終了年度(予定)	—(半永久的に続く事業である。)

2. 事業の成果

当事業は、文化奨励賞に係る経費であるため、事業の成果を確認する目標値は定めていない。

3. 歳入、歳出の推移

(単位：千円)

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
歳 入	A 予算現額	—	—	—
	B 決算額(収入済額)	—	—	—
	C 差額(A-B)	—	—	—
歳 出	D 予算現額	610	197	207
	E 決算額(支出済額)	169	162	145
	F 繰越額	—	—	—
	G 不用額(D-(E+F))	441	35	62

増減の理由

【令和4年度】重要な増減なし。

【令和5年度】重要な増減なし。

4. 歳入の内訳(令和5年度)

(単位：千円)

該当なし。

5. 歳出の内訳（令和5年度）

（単位：千円）

節	決算額	主な内容
01 報酬	20	委員報酬
07 報償費	72	副賞
10 需用費	3	プリント代
13 使用料及び賃借料	51	会場費、物品リース料
合計（＝3のE）	145	

6. 監査の結果と意見

特記すべき事項はない。

6－13. 文化活動支援事業

1. 事業の概況

事業名 （歳出予算科目）	大事業：文化振興事業、中事業：文化活動支援事業 （款：教育費、項：社会教育費、目：文化費）
事業の目的及び 必要性	多くの市民が多彩な文化芸術に触れる機会を提供することにより、新たな福井文化が創造される土壌が醸成される。
事業内容	各文化芸術団体が行う文化芸術活動の支援
根拠法令等	文化芸術基本法
実施要綱等	日本伝統芸能鑑賞支援補助金交付要綱 福井市民文化祭事業補助金交付要綱 福井芸術・文化フォーラム事業補助金交付要綱
第八次福井市総合計画 における位置づけ	政策：文化や歴史、自然を、郷土の誇りとして未来につなぎ、 個性豊かな魅力あるまちをつくる 施策：市民の心を豊かに育む文化芸術を振興する
事業開始年度	昭和56年度 昭和24年度 平成12年度
事業終了年度(予定)	－（半永久的に続く事業である。）

2. 事業の成果

事業の成果を確認する指標及び目標値の推移

指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
事業参加者数（人）	8,300	8,350	8,400

※事業参加者数とは、日本伝統芸能鑑賞支援(各種文化活動支援事業)、福井市民文化祭事業(市文化協会支援事業)、福井芸術・文化フォーラム事業における事業参加者数となっている。

上記目標値に対する実績値の推移

指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
事業参加者数(人)	4,657	5,009	6,088

事業の成果の達成・未達の理由

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、全ての文化芸術活動に制限があったため。

3. 歳入、歳出の推移

(単位：千円)

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
歳入	A 予算現額	—	—	—
	B 決算額(収入済額)	—	—	—
	C 差額(A-B)	—	—	—
歳出	D 予算現額	13,150	13,150	13,150
	E 決算額(支出済額)	12,903	13,150	12,644
	F 繰越額	—	—	—
	G 不用額(D-(E+F))	247	—	506

増減の理由

【令和4年度】重要な増減なし。

【令和5年度】重要な増減なし。

4. 歳入の内訳(令和5年度)

(単位：千円)

該当なし(予算書上では地域振興基金を充てていたが決算では未充当)。

5. 歳出の内訳(令和5年度)

(単位：千円)

節	決算額	主な内容
18 負担金、補助及び交付金	12,644	補助金(福井芸術・文化フォーラム等)
合計(=3のE)	12,644	

6. 監査の結果と意見

(1) 福井芸術・文化フォーラム補助金について

当事業では、様々な事業の企画・運営を行うNPO法人福井芸術・文化フォーラムに対して補助金を支出している。福井芸術・文化フォーラムは、平成11年7月に福井市文芸協会を発展的に

補助対象経費	内容
人件費	給与・手当、法定福利費、福利厚生費
文芸費	公演料、演出料、台本費等
使用料及び賃借料	会場使用料、付帯設備費
会場設営費	大道具費、小道具費、道具運搬費、音響費、照明費、衣装費、メイク費
報償費	外部講師謝金等
旅費	招聘旅費（宿泊費含）
需用費	印刷製本費、広告費、看板費、記録製作費、消耗品費
役務費	通信費、保険料

継承し、市民参画型の文化事業組織として発足した組織である。文化芸術に関する高い専門知識を有しており、良質な文化芸術事業を効果的に企画・実施することを目的としている。

「福井芸術・文化フォーラム事業補助金交付要綱」によると補助金の対象となる事業は以下のとおりである。

- ①舞台芸術鑑賞事業
- ②市民の芸術文化企画を支援する事業
- ③企画・運営・舞台技術などの担い手の育成事業
- ④文化交流の促進事業
- ⑤広報活動や情報の提供事業

また、補助金の交付の対象となる経費は、補助対象事業に要する経費のうち、下表に定める経費とする。なお、令和5年度の補助金の予算額は11,500千円である。

ここで、福井芸術文化フォーラムの令和3年度～令和5年度の事業別損益の状況を確認したところ、育成事業における事業収益分の金額が、当期経常増減額にそのまま残っていることを識別した。

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
経常収益計	5,089	6,921	3,711
うち育成事業の事業収益	394	721	358
経常費用計	4,695	6,200	3,353
当期経常増減額	394	721	358

この点について、福井市としては詳細を確認したことはないとのことであった。

【意見】	福井芸術・文化フォーラムへの補助金額について
当事業では、福井芸術・文化フォーラムに補助金を支出しているが、育成事業における事業収益分の金額がそのまま利益として残っている。現行の補助金算出方法では、事業収益分	

が考慮されておらず、補助金額が過剰になっている可能性がある。本来、補助金は、事業実施に必要な経費を補填するためのものであり、事業から生じる収益分は、補助金額から控除されるべきである。

この点、福井市としては詳細な確認を実施していないことから、なぜ育成事業の事業収益が余剰として残っているのか原因を明らかにするとともに、その結果を踏まえて、過去の補助金額が適切であったか確認を実施することが必要である。

(2) 日本伝統芸能鑑賞支援補助金について

当事業のサブ事業である「各種文化活動支援事業」では、日本伝統芸能鑑賞支援補助金を支出している。日本伝統芸能鑑賞支援補助金は、市民が伝統芸能に親しむことのできる機会を創出するとともに、伝統芸能の担い手を育成することを通し、本市における芸能文化の高揚及び文化活動の推進を図ることを目的としている。「日本伝統芸能鑑賞支援補助金交付要綱」によると、補助金交付の対象となる団体（以下「補助団体」という。）は、次の各号のいずれにも該当する団体である。

- ①伝統芸能の普及・発展を目的として活動している団体
- ②市内に活動拠点を置く団体
- ③規約等を有し、組織として確立されている団体

ここで、当該補助金の補助団体は、令和3年度～5年度いずれも宝生流福井能楽会のみとなっている。なお、日本伝統芸能鑑賞支援補助金の令和5年度の予算額は350千円である。

【意見】	日本伝統芸能鑑賞支援補助金の補助団体の選定について

日本伝統芸能鑑賞支援補助金の補助対象団体が3年間同一となっている現状は、「市民が伝統芸能に親しむことのできる機会を創出するとともに、伝統芸能の担い手を育成することを通し、本市における芸能文化の高揚及び文化活動の推進を図る」という補助金の目的を十分に果たせていない可能性がある。担当者によると、補助対象となり得る団体の数が非常に限られているため、同一団体への補助が続いているとのことである。それによって、補助金の恩恵を受けることができるものが特定の団体に偏ってしまっている。この状況を改善するためには、補助対象団体の選定基準の見直しや、新規参入団体への支援策の強化等が考えられる。また、定期的にアンケート調査等を実施し、市民のニーズを把握することで、より効果的な補助金の運用に繋げることも重要である。

なお、当該補助金は、令和5年度で廃止され、代わりに「日本文化を楽しむ会」への負担金を支出するという形態に変化している。「日本文化を楽しむ会」とは、日本文化の魅力について名勝養浩館庭園を拠点に広く発信し、文化財と伝統文化双方の価値を高めることを目的として、福井市文化協会加盟団体の有志や福井市、会の目的に賛同する団体により組織される会である。より広範囲に効果を与えることのできる有効かつ効果的な制度となっていることを確認することが必要である。

6-14. 文化振興諸経費

1. 事業の概況

事業名 (歳出予算科目)	大事業：文化振興事業、中事業：文化振興諸経費 (款：教育費、項：社会教育費、目：文化費)
事業の目的及び 必要性	人材育成や環境の充実、魅力ある企画展の開催などを通して、市民が誇りを持てる文化芸術を振興する。
事業内容	多言語媒体による情報発信のための HP 維持管理費等
根拠法令等	—
実施要綱等	—
第八次福井市総合計 画における位置づけ	—
事業開始年度	—
事業終了年度(予定)	—

2. 事業の成果

当事業は、文化振興に係る経費であるため、事業の成果を確認する目標値は定めていない。

3. 歳入、歳出の推移

(単位：千円)

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
歳入	A 予算現額	—	—	—
	B 決算額 (収入済額)	—	—	—
	C 差額 (A-B)	—	—	—
歳出	D 予算現額	1,022	999	984
	E 決算額 (支出済額)	988	995	978
	F 繰越額	—	—	—
	G 不用額 (D-(E+F))	34	4	6

増減の理由

【令和4年度】重要な増減なし。

【令和5年度】重要な増減なし。

4. 歳入の内訳 (令和5年度)

(単位：千円)

該当なし。

5. 歳出の内訳 (令和5年度)

(単位：千円)

節	決算額	主な内容

10 需用費	242	消耗品費、燃料費
12 委託料	369	歴史文化遺産多言語 HP 維持管理費
13 使用料及び賃借料	367	公用車・複合機リース料
合計（＝3のE）	978	

6. 監査の結果と意見

（1）文化振興課のビジョンについて

福井市の文化芸術に関する施策には、第八次福井市総合計画、福井市教育に関する大綱、福井市文化芸術振興ビジョンがある。それぞれの施策が掲げる目的は以下のとおりである。

第八次福井市総合計画	人材育成、環境の充実、活動の支援を通し、市民の誇りとなる文化芸術を振興する。
福井市教育に関する大綱	文化芸術活動を支援し、文化会館を中心に担い手育成と伝統文化や舞台芸術に触れる機会を充実させる。
福井市文化芸術振興ビジョン	文化芸術活動を通じた人づくり・まちづくりをテーマとし、文化芸術活動の交流や発信を促進させる。

このうち、福井市文化芸術振興ビジョンは、平成 19 年度に策定されて以来、見直しが見直しが実施されていない状況にある。福井市に質問したところ、ビジョン見直しについて検討していきたいが、福井市文化会館の方向性が明確になるまでは、現実的なビジョンを策定できない状況にあるとのことであった。

【意見】	福井市文化芸術振興ビジョンの改定について
福井市文化芸術振興ビジョンは、平成 19 年度の策定以来、長きにわたり市民の文化芸術活動の指針として重要な役割を果たしてきた。しかしながら、社会情勢や市民のニーズは常に変化しており、現行のビジョンが現在の状況を十分に反映しているとは言い難い状況である。ビジョンが長期間見直されないことで、新たな機会を見逃す、関係者のモチベーション低下、変化に対応できない等の問題が生じるおそれがある。 文化芸術振興ビジョンの改定は、単なる形式的な手続きではなく、福井市の文化芸術活動の指針を決定する重要な取組である。その改定には、福井市文化会館の方向性が明示されることが必要不可欠であるため、後の「6-20.文化会館管理運営費」でも言及しているように、早期に検討を実施することが必要と考える。その結果を踏まえて、福井市文化芸術振興ビジョンの改定についてもなるべく早期に着手することが必要である。	

6-15. 名勝養浩館庭園魅力向上事業

1. 事業の概況

事業名 （歳出予算科目）	大事業：養浩館管理運営費、中事業：名勝養浩館庭園魅力向上事業 （款：教育費、項：社会教育費、目：文化費）
事業の目的及び	養浩館庭園にふれるきっかけを増やして、市民の誇りを育み、おもて

必要性	なしの心を醸成する。まちなか観光拠点の一つとして、魅力を向上させ誘客事業を実施することで、市内観光・文化施設の連携強化の核とするとともに交流人口の増加につなげる。
事業内容	茶席、ライトアップ、アート作品展示などを企画し、庭園の魅力が体験できる季節に合わせたイベントを開催する。
根拠法令等	福井市養浩館庭園設置及び管理に関する条例 福井市養浩館庭園使用料等の徴収等に関する規則 福井市養浩館庭園の管理運営に関する規則
実施要綱等	名勝養浩館（旧御泉水屋敷）庭園保存活用計画
第八次福井市総合計画における位置づけ	政策：文化や歴史、自然を、郷土の誇りとして未来につなぎ、個性豊かな魅力あるまちをつくる 施策：歴史や文化遺産を保存・継承し活用する
事業開始年度	－（過去から実施している事業である。）
事業終了年度(予定)	－（半永久的に続く事業である。）

2. 事業の成果

事業の成果を確認する指標及び目標値の推移

指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
養浩館庭園入園者数（人）	74,500	74,500	64,000

上記目標値に対する実績値の推移

指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
養浩館庭園入園者数（人）	33,102	49,547	50,351

事業の成果の達成・未達の理由

新型コロナ流行に伴って旅行需要が減少し、また団体旅行から個人旅行へと旅行形態が変化したため、目標を達成できなかった。また令和6年1月に能登半島沖地震が発生し、北陸地方への旅行控えが起きたことも要因の一つとして考えられる。

3. 歳入、歳出の推移

（単位：千円）

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
歳入	A 予算現額	1,050	1,475	5,987
	B 決算額（収入済額）	383	1,127	5,008
	C 差額（A－B）	667	348	979
歳出	D 予算現額	1,478	2,952	11,523
	E 決算額（支出済額）	855	2,885	11,155

F 繰越額	—	—	—
G 不用額 (D－(E+F))	623	67	368

増減の理由

【令和４年度】お茶席を再開したことや養浩館庭園とアートの融合で生まれる新たな魅力を発信し、来園者増につなげるため「光」をテーマにアート展示事業の実施、令和５年度の土屋公雄氏による開園 30 周年記念展示の写真撮影を前倒しで行ったため。 【令和５年度】従来のお茶席やライトアップに加え、開園 30 周年記念事業として「うつしよの庭/土屋公雄展」、「榎木孝明朗読会「蛟竜逝キテ」」を開催したため。

４．歳入の内訳（令和５年度）

（単位：千円）

款・項・目	決算額	主な内容
15 国庫支出金 02 国庫補助金 07 教育費国庫補助金	2,210	デジタル田園都市国家構想交付金 (榎木孝明氏による朗読会)
15 国庫支出金 02 国庫補助金 09 商工費国庫補助金	2,016	都市構造再編集集中支援事業費補助金 (ライトアップ、土屋公雄展)
21 諸収入 07 雑入 06 雑入	782	お茶席代、図録販売収入
合計（＝３の B）	5,008	

５．歳出の内訳（令和５年度）

（単位：千円）

節	決算額	主な内容
07 報償費	662	報償費、謝礼、お茶席団体報償
08 旅費	12	講師旅費
10 需用費	617	消耗品費、食糧費
11 役務費	25	手数料、その他保険料
12 委託料	9,780	開園 30 周年記念事業
21 補償、補填及び賠償金	60	展示作品の損害賠償金
合計（＝３の E）	11,155	

６．監査の結果と意見

（１）開園 30 周年記念事業について

養浩館庭園は令和 5 年度に、開園・一般公開から 30 周年を迎えている。そこで、当事業では、開園 30 周年として、より養浩館庭園の知名度を向上させ、足を運んでもらえるようなイベントを企画・実施している。具体的な事業内容は、「うつしよの庭/土屋公雄展」、「榎木孝明氏による朗読会」である。このうち、「うつしよの庭/土屋公雄展」は、令和 5 年 6 月 17 日から 1 か月間において、福井市出身のアーティストである土屋公雄氏の作品を展示することで庭園と作品が融合した空間を作り出し、30 周年記念にふさわしい新しい養浩館庭園として、来園者増加及び芸術の振興につなげることを目的としている。この「うつしよの庭/土屋公雄展」については、前年の入場者数を上回することは期待されていたが、具体的な目標入場者数は設定されていなかった。なお、実際の入場者数は 4,446 人であった。

【意見】	30 周年記念事業の目標値設定について
30 周年という節目の記念事業として実施される大規模イベントは、単なる一過性の行事ではなく、今後の活動の基礎となる重要な機会となりうる。そのため、参加者数などの具体的な目標を設定し、実際の参加者数と比較することで、イベントの成功度を客観的に評価することが必要であった。この評価結果は、今後の同様のイベント企画や、養浩館庭園全体の運営改善に活かすための貴重なデータとなるため、今後は、イベントを実施する際には、適切な目標値を設定することが必要と考える。	

(2) 福井駅からの案内サインについて

養浩館庭園は、名勝指定されており、平成 28 年には、アメリカの日本庭園専門誌ジャーナル・オブ・ジャパニーズ・ガーデニングによって日本庭園第 5 位に選ばれるなど、福井市を代表する観光スポットである。立地的にも福井市の中心部に位置しており、福井駅からの距離も近いことから、北陸新幹線福井開業以降は、国内外から多数の観光客が訪れることが期待される。

当施設は、福井駅からは徒歩 15 分程度であり、その道中は整備が進んでいるが、観光客に分かりやすい十分な案内サインが設置されているとは言い難い状況にある。

【意見】	案内サインの整備について
養浩館庭園は福井市の主力観光地でありながら、福井駅からの案内サインが不十分であるという印象を受ける。監査人が当施設を訪れた際にも、施設の入り口がどこか迷っている様子の観光客が見られた。近年はスマートフォンの地図アプリも充実しているが、周辺には、人どおりが少ない道路も多く、土地勘のない観光客にとっては、たどり着くのが難しい状況にあることが推測される。	
この点、福井駅周辺での案内を手厚くすることで解消することができるとの意見もあるが、目的地周辺の方が迷いやすい場所が多いため、養浩館庭園へのアクセス性を向上させるには、駅の案内だけでなく、養浩館庭園周辺のサインも充実させることが重要であると考え	
る。	

6-16. 名勝養浩館庭園保存管理事業

1. 事業の概況

事業名 (歳出予算科目)	大事業：養浩館管理運営費、中事業：名勝養浩館庭園保存管理事業 (款：教育費、項：社会教育費、目：文化費)
事業の目的及び 必要性	適切な維持管理と景観改善等により国内外から高い評価を得て、観光 誘客と歴史文化・芸術によるひとづくり・まちづくりに貢献する。
事業内容	名勝養浩館庭園の維持管理
根拠法令等	文化財保護法 福井市養浩館庭園設置及び管理に関する条例
実施要綱等	名勝養浩館（旧御泉水屋敷）庭園保存活用計画
第八次福井市総合計 画における位置づけ	政策：文化や歴史、自然を、郷土の誇りとして未来につなぎ、個性豊 かな魅力あるまちをつくる 施策：歴史や文化遺産を保存・継承し活用する
事業開始年度	平成5年度（開園） 令和3年度は、中事業：養浩館整備費を含む（令和4年度に保存管理 事業に統合）
事業終了年度(予定)	－（半永久的に続く事業である。）

2. 事業の成果

事業の成果を確認する指標及び目標値の推移

指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
養浩館庭園入園者数（人）	74,500	74,500	64,000

上記目標値に対する実績値の推移

指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
養浩館庭園入園者数（人）	33,102	49,547	50,351

事業の成果の達成・未達の理由

新型コロナウイルス感染拡大の影響で、入園者数が大幅に減少したため。令和5年度は、 まだコロナ前の水準（R1：57,311人）まで回復していない。

3. 歳入、歳出の推移

(単位：千円)

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
歳入	A 予算現額	83,320	26,048	14,900
	B 決算額（収入済額）	53,575	22,263	17,000
	C 差額（A－B）	29,745	3,785	△2,100
歳	D 予算現額	100,292	60,358	35,421

出	E 決算額（支出済額）	890,83	38,837	33,237
	F 繰越額	—	16,600	—
	G 不用額（D－(E+F)）	11,209	4,921	2,184

増減の理由

【令和4年度】国庫補助事業による改修工事額が減少したため

令和3年度：御茶屋建物屋根葺替え工事 74,195 千円

令和4年度：御茶屋建物内装改修工事等 23,046 千円

【令和5年度】国庫補助事業による改修工事が終了したため。

4. 歳入の内訳（令和5年度）

（単位：千円）

款・項・目	決算額	主な内容
22 市債 01 市債 08 教育債	17,000	養浩館庭園木塀改修工事 (うち繰越分 14,600 千円)
合計（＝3のB）	17,000	

5. 歳出の内訳（令和5年度）

（単位：千円）

節	決算額	主な内容
10 需用費	1,627	消耗品費、印刷製本費、修繕料
11 役務費	68	専用回線料
12 委託料	13,049	維持管理委託、工事設計委託
14 工事請負費	18,494	養浩館庭園木塀改修工事
合計（＝3のE）	33,237	

6. 監査の結果と意見

（1）名勝養浩館庭園（旧御泉水屋敷）庭園保存活用計画について

「名勝養浩館庭園（旧御泉水屋敷）庭園保存活用計画（以下「保存活用計画」という）」は、養浩館庭園の本質的価値を明文化し、保存管理の適切で具体的な方法や、活用及び復元の方向性、地域における役割等を定めることを目的として、平成28年3月に策定されている。計画期間としては、2016～2035年までの20年間としているが、計画期間を超えた将来のビジョンを示す長期についても示している。なお、策定からの5年の2020年までを短期、10年の2025年までを中期としており、計画の実施にあたっては、内容や実施状況、社会状況等を踏まえ、専門家の助言を得ながら担当部局が点検を行い、必要と判断された場合は改善することとされている。

保存活用計画には、「整備等事業計画」についての短期中期長期計画が記載されているが、長期計画については、周辺地区の区画整理計画を前提とした庭園の範囲拡大となっているため、現

在のところで、具体的な実施計画は定めていない。短期・中期計画については、緊急性を見定めた上で毎年の予算の状況に応じて対応している。また、保存活用計画自体についても、策定から今まで見直しを図ったことはない。

【意見】	名勝養浩館庭園（旧御泉水屋敷）庭園保存活用計画の実行性担保について
保存活用計画で定めた計画については、毎年の予算の状況に応じた対応を実施しているのみであり、大局的な進捗管理や評価が実施されていない。保存活用計画は、長期的な視点に基づいて策定されているが、その計画が毎年の行動に落とし込めていない。 保存活用計画に掲げた計画が実施されているか、毎年測定評価し、あるべき方向に進んでいるか確認することが必要である。また、策定から現在まで変化がないことは想定しにくい。ため、保存活用計画についても必要に応じて見直しを実施すべきである。 この点、福井市は、令和7年中に委員会を立ち上げて、保存活用計画の見直しを検討する予定となっているとのことである。	

6-17. 特別史跡管理費

1. 事業の概況

事業名 (歳出予算科目)	大事業：特別史跡一乗谷朝倉氏遺跡管理運営費 中事業：特別史跡管理費 (款：教育費、項：社会教育費、目：特別史跡費)
事業の目的及び 必要性	特別史跡を良好な状態で構成へ伝えとともに、近年の自然災害等の増加に対応し、見学者が安全で快適に見学できるよう維持管理が必要である。
事業内容	一乗谷朝倉氏遺跡復原町並指定管理等、各種業務委託、施設修繕
根拠法令等	文化財保護法、福井市一乗谷朝倉氏遺跡復原町並の設置及び管理に関する条例
実施要綱等	福井市一乗谷朝倉氏遺跡復原町並指定管理業務仕様書 朝倉氏遺跡保存活用事業補助金交付要綱
第八次福井市総合計画における位置づけ	政策：文化や歴史、自然を、郷土の誇りとして未来につなぎ、個性豊かな魅力あるまちをつくる 施策：歴史や文化遺産を保存・継承し活用する
事業開始年度	平成 25 年度
事業終了年度(予定)	－（半永久的に続く事業である。）

2. 事業の成果

事業の成果を確認する指標及び目標値の推移

指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
復原町並入場者数（人）	120,000	125,000	140,000

上記目標値に対する実績値の推移

指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
復原町並入場者数（人）	82,376	123,814	140,938

事業の成果の達成・未達の理由

新型コロナウイルスの終息や新博物館の開業など、徐々に来訪者は増加しており、令和5年度は復原町並の目標としている入場者数を上回った。

3. 歳入、歳出の推移

（単位：千円）

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
歳入	A 予算現額	82	83	84
	B 決算額（収入済額）	88	95	105
	C 差額（A－B）	△6	△12	△21
歳出	D 予算現額	31,672	31,012	30,274
	E 決算額（支出済額）	31,672	31,011	30,217
	F 繰越額	—	—	—
	G 不用額（D－(E+F)）	0	1	57

増減の理由

【令和4年度】重要な増減なし。
【令和5年度】重要な増減なし。

4. 歳入の内訳（令和5年度）

（単位：千円）

款・項・目	決算額	主な内容
14 使用料及び手数料		自動販売機電気料
08 使用料	105	館前広場使用料
04 教育使用料		水道料 等
合計（＝3のB）	105	

5. 歳出の内訳（令和5年度）

（単位：千円）

節	決算額	主な内容
10 需用費 修繕料	1,823	消防用設備不良改修、芝生広場案内板補修工事等
11 役務費 手数料	16	浄化槽法第11条に基づく定期検査料
12 委託料	27,560	庭園樹木管理業務、清掃・管理等業務委託等
18 負担金、補助及び交付金	818	防火管理者講習会の受講等

合計 (= 3 の E)	30,217	

6. 監査の結果と意見（指定管理事業以外）

（1）補助先からの実績報告、補助先の管理体制について

当事業においては、朝倉氏遺跡保存活用事業補助金として、地元の各自治会が行った清掃活動などに対し補助金を交付している。その交付先の受け皿である一般社団法人朝倉氏保存協会が取りまとめ役を担っており、福井市も当協会に対して補助を実施している。しかし、各自治会から当協会へ提出した実績報告書を閲覧すると、事業計画書と実績報告書の内容が全く同じであったり、清掃の1人当たり謝金が自治会によって異なっていたり、一つの自治会については当協会の会長と自治会長が親族であったりと、管理体制が整っていない状況や、補助金の公平性に疑念を抱くような事実が検出された。

【指摘事項】	補助金の在り方の見直しについて
朝倉氏遺跡保存活用事業補助金は、「一乗谷朝倉氏遺跡の環境保存・活用の実践活動を専属的に行う団体の活動を支援することにより、朝倉氏遺跡の良好な環境の保存と活用を図ることを目的とする。」とすることが交付要綱に定められている。 補助事業について交付要綱では、(1)一乗谷朝倉氏遺跡及び盛源寺において行われる保存活動事業、(2)遺跡活用のイベント宣伝などに関する活動事業とされており、具体的な補助活動事業は明記されていないものの、実際に地域内の各自治会においては主に清掃活動を実施していることが実績報告書の写真で確認することができた。 本事業補助に関連して、各自治会からの収支の実績を確認したところ、①事業計画書と実績報告書の収支の数値が全く同じであること、②各自治会における1人当たりの謝金単価が異なっていること、③最も多く補助金を出している自治会の会長と、一般社団法人朝倉氏遺跡保存協会の会長とが親族関係にあることなど、補助事業の管理体制や公平性に疑念を抱くような事実を確認した。 具体的には、①に関して、清掃活動においては、事業計画書で定めた参加人数が46名×2回であることにに対し、実績も計画書と同じ参加人数である報告となっており、絶対とは言えないが、少なくとも2回の清掃活動に全ての市民が参加していると判断することは難しいのではないかと考えられる。その点、福井市においても実際の清掃活動人数の確認は実施していなかった。また、②に関して、各自治会において1人当たりの謝金単価が異なることは公平性に欠けると認められる。そして③に関して、最も多く補助金を出している自治会と福井市の補助金の受け皿となっている当協会の会長同士が親族関係であることは、客観的に公平性を阻害する要因があるのではないかと疑念が生じる状況にある。 福井市に当該一連の事実についてヒアリングしたところ、取りまとめ役の当協会に一括して補助金を交付している理由は、各自治会に直接交付するより、事務手続きがお互い容易になることから当協会に補助金を交付し、管理運営を任せているとのことであった。 上記のような問題点をそのまま放置しておく、補助金の公平性、妥当性に疑念が生じることに繋がるため、本補助金の在り方、体制を今一度見直すことが必要と考える。例えば、	

事務手続きは煩雑になるとしても、各自治会に福井市から直接補助金を交付し、各自治会長からの実績報告書を直接福井市が確認することで補助金の妥当性を検証することが対応策として考えられる。

7. 監査の結果と意見（指定管理事業）

当事業においては、指定管理者制度にて福井市一乗谷朝倉氏遺跡復原町並の管理運営も行っている。監査人は当該施設につき、所管課へのヒアリングの他、現場に赴いた上で以下の監査手続を実施した。

<実施した監査手続>

- ・現場の管理運営を担っている指定管理担当者に指定管理業務仕様書の遵守状況や現金の取扱いなど、所定の質問票に基づきヒアリングを行った。
- ・利用料の減免など、当該施設の設置及び管理に関する条例施行規則で定められている所定の申請書につき、令和5年度分の綴りを閲覧し、福井市側におけるチェック内容、チェック体制の確認を行った。
- ・現場における施設や備品の管理状況や整備状況につき、視察を行った。

以降、施設の概要を記載した上で、上記監査手続の結果並びに意見を記載する。

◆当施設の概要

施設名	福井市一乗谷朝倉氏遺跡復原町並		
外観			
所在地	〒910-2153 福井市城戸ノ内町 28-43		
連絡先	TEL：0776-41-2330		
開館時間	午前9時00分～午後5時00分（最終入館は午後4時30分まで）		
休館日	年末年始		
利用料金	入場料金（※1）		
	個人	大人（15歳以上）	330円
		小中学生	100円
		70歳以上	100円
	団体（※2）	大人（15歳以上）	260円
		小中学生	80円

		70 歳以上	80 円
	共通券（※ 3）	大人（18 歳以上）	820 円
		高校生	580 円
		小中学生	240 円
		70 歳以上	360 円
	※ 1：未就学児及び障がい者は無料		
※ 2：団体は 20 人以上			
※ 3：共通券とは、復原町並及び福井県立一乗谷朝倉氏遺跡博物館常設展の両方に入場することができる券			
指定管理者	一般社団法人朝倉氏遺跡保存協会		

◆当施設における利用者数実績の推移

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数実績（人）	82,376	123,814	140,938

◆当施設における収支の推移（※）

（単位：千円）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
【収入】			
指定管理料	7,583	6,562	3,502
利用料金	18,399	27,969	31,130
自主事業収入	—	—	—
その他	—	364	176
小計	25,982	34,895	34,808
【支出】			
人件費	17,499	20,724	24,224
仕入経費	—	—	—
管理経費	4,431	6,190	5,538
自主事業経費	—	—	—
その他	1,796	2,678	2,770
小計	23,727	29,592	32,533
【差引】	2,255	5,302	2,274

※：指定管理者からの収支報告に基づくものである。

◆令和元年度包括外部監査にかかる措置報告の対応状況

また、指定管理者制度に関しては、令和元年度においても包括外部監査の監査テーマとして取り上げられている。そこで、令和3年1月22日告示「令和元年度 包括外部監査にかかる措置

報告」に掲げられている福井市の対応状況についても確認を行った。

(以下、令和3年1月22日告示「令和元年度 包括外部監査にかかる措置報告」より抜粋)

意見の概要		福井市の対応状況	監査人コメント
項目	内容		
指定管理者制度導入の成果と要求基準	本要求基準における自主事業の開催については、指定管理者の活動状況を図るものであり、指定管理業務の成果を図るものではないと言える。利用者数については指定管理者制度導入後に明らかな増加がみられ、指定管理者制度の導入の成果はあったと言って良い。	指定管理業務の成果を図る基準としては、年間利用者数を設定している。自主事業の開催については、今後も利用者数の増加に繋がる取組みを行ってもらうため、活動状況を図る基準として設定する。	福井市担当者へのヒアリング及び、現地調査の結果、適切に対応、運用されていることを確認した。
修繕費用の負担について	現状協定書どおりの運用が実施されていないことから、今後、協定書に基づいて、修繕費の精算を毎年度実施する運用の徹底を図るか、もしくは、実態に応じて、協定書の記載内容を見直す必要がある。	意見を踏まえ、令和3年度から令和7年度における基本協定書の業務仕様書に、年間22万円を超える補修・修繕について、指定管理者が自らの負担で行うと認めた場合は、この限りでない旨を追記した。	福井市担当者へのヒアリング及び、現地調査の結果、適切に対応、運用されていることを確認した。
事業報告書の期日について	福井市の収受印が押印されておらず、いつ報告書を受領したのか不明である報告書があった。指定管理業務における報告期日が遵守されていることを明確化するためや、所属モニタリング、第三者モニタリングにおいて事後的に報告期日の確認を行うためにも、福井市がいつ報告書を受領したか収受印を押して管理する必要がある。	収受印を押して管理しており、改善済である。	福井市担当者へのヒアリング及び、現地調査の結果、適切に対応、運用されていることを確認した。

利用者満足度調査の結果について	利用者満足度調査は実施されていたものの、アンケートの内容を日付、都道府県、性別、年代、良い点/悪い点を一覧化しているのみであり、内容の分析が実施されていなかった。利用者満足度調査の結果は、単にアンケート結果の集計だけでなく、当該集計結果から分析を行い、今後の指定管理業務の改善に有効活用していくものであることから、分析したものを報告するよう、改善する必要がある。	意見を踏まえ、内容を分析できるようアンケート項目を見直し、分析した結果の報告を受けた。また、令和 3 年度から令和 7 年度における基本協定書の業務仕様書に、アンケート集計結果の分析を行う旨を追記した。	福井市担当者へのヒアリング及び、現地調査の結果、適切に対応、運用されていることを確認した。
指定管理者における課題について	当該保存協会の今後について、地元の方の高齢化も進んでおり、歴史の継承等に対する対策が急務な状況である。地元の方で組織されている当該保存協会が、今後も指定管理者となることに合理性があるものの、将来も継続的に本指定管理施設を適切に運営していくためには、後継者対策も講じていくことが必要である。そのためには、城戸ノ内町の住民以外の方も本指定管理業務において採用し、OJT等により伝統を継承していくことが必要である。	指定管理業務に従事する職員 10 名のうち、城戸ノ内町以外の住民の採用は 8 名であり、ハローワークを通じて、広く求人している。今後も町内に留まらず、積極的に優秀な人材を確保し、伝統を継承していくよう保存協会に提案していく。	福井市担当者へのヒアリング及び、現地調査の結果、若い世代が一部参画しており、適切に対応、運用されていることを確認した。
経理について	指定管理者において経理に関する規程が策定されていなかった。協定書に規定されているとおり、指定管理者側において経理に関する規程を整備・保管しておくことが必要である。なお、経理に関する	意見を踏まえ、会計規程を作成した。経費の支払いにおいては、事務担当者 2 名と会長が決裁する体制に改善済である。	福井市担当者へのヒアリング及び、現地調査の結果、適切に対応、運用されていることを確認した。

	規程以外のもので、代替しても可能な場合には、協定書における記載の仕方を変えることも検討することが必要である。経費の支払いにおいて、事務担当者が一人で、銀行振込が完結できてしまう内部統制となっていた。経費の支払いにおいて、事務担当者一人で支払いが完了する環境は、内部統制的に非常にリスクが高い状態であることから、早急に複数人が関与する体制に内部統制を見直すことが必要である。		
収支決算報告について	収支報告書の数字は、次期指定管理期間の指定管理料の積算や指定管理者にとってのインセンティブを管理する上で非常に重要な数字となる。そのため、指定管理業務に係る収支については、網羅的かつ正確に集計報告を受けることが必要である。指定管理者に対して、適正な数字での報告の徹底を図ることが必要である。	収入に係る消費税で計上に漏れないよう指定管理者に指導し、訂正したものの報告を受け、改善済である。	福井市担当者へのヒアリング及び、現地調査の結果、適切に対応、運用されていることを確認した。ただし、自主事業の収支報告がなされていなかった。
修繕の実施状況について	本看板については、他の看板で十分代替できるものであることから、修繕をせずに放置するよりも、取り外すなどの対応を図ることが望ましい。	劣化していた看板については、撤去した。	福井市担当者へのヒアリング及び、現地調査の結果、適切に対応、運用されていることを確認した。

◆当施設における監査の結果と意見

(1) 自主事業の収支報告について

当施設における指定管理業務仕様書において収支報告の内容については、「本業務、自主事業

の収支実績」を報告することとなっている。実際の収支報告書を閲覧したところ、自主事業の収支が報告されておらず改善が求められる。

【意見】	指定管理業務、自主事業それぞれの収支報告書の作成について
実際の収支報告書において、指定管理業務の収支は報告がなされているが、自主事業の収支については報告がなされていない。指定管理者は自主事業として、当時の生活再現イベント、パネル展、遺跡案内、売店、自動販売機、ガチャガチャ、貸自転車と数多く実施しているが、それらの自主事業について、仕様書に定められているとおり、指定管理業務とわけて自主事業の収支報告書を作成、報告する必要がある。 福井市においては、指定管理業務と自主事業と独立した収支報告書を作成・報告するよう、引続き、指定管理者に指導することが必要である。	

（２）年末年始における休場日の承認申請について

当施設においては、福井市一乗谷朝倉氏遺跡復原町並の設置及び管理に関する条例第５条により福井市の承認を受けて休場日を定めることができる。当施設の休場日は年末年始であるが、具体的日付は年度ごとに異なる場合もある。しかし、指定管理者は年末年始の休場日の設定につき、口頭ベースの協議のみで完結しており、福井市への承認申請書を作成していなかった。

【意見】	休場日にかかる承認申請書の作成について
当施設の休場日の設定については、条例に基づき福井市の承認を受けなければならない。口頭ベースでの協議のみでは、指定管理者と福井市との間で休場日についての理解に齟齬が生じる可能性があり、その結果、利用者に対して誤った情報提供をしてしまう可能性がある。 年末年始の休場日については、利用者へのサービス提供に支障をきたさないようにするため、毎年福井市に対して条例に基づいた申請書を提出し、正式な承認を受ける手続きを行うことが必要である。	

（３）36 協定の提出について

指定管理者は従業員を雇っている以上は 36 協定を労働基準監督署に提出しなければならない。現地に赴き、ヒアリングや書類の閲覧を実施したところ、令和５年度の 36 協定を提出していない事実が判明した。

【意見】	36 協定提出の徹底について
36 協定は、「時間外労働・休日労働に関する協定届」といい、労働者と使用者（経営者や会社代表）間で交わす労使協定の１つである。法人は法定労働時間（１日８時間、週４０時間）を超える時間外労働（いわゆる残業）や、休日労働に従業員に命じる場合、従業員の代表者などと協定を結び労働基準監督署に届け出ることが義務付けられている。 しかし、資料を確認したところ、令和５年度の 36 協定の提出がなされていなかった。これを指定管理者にヒアリングしたところ、36 協定の提出は全て社会保険労務士事務所に依頼し	

ており、令和5年度のみ、当社会保険労務士事務所内にてトラブルがあったことから、提出が漏れており、指定管理者側でも確認ができていなかったとのことであった。

なお、令和5年度においても残業は発生しており、36協定の提出漏れは法令違反に繋がると認められる。社会保険労務士に全てを任せるのではなく、指定管理者自身においても36協定の必要性を認識し、このような問題が生じた場合には自身で提出するような認識、仕組みづくりなどの徹底が必要である。

(4) 防火管理者の設置について

当施設における指定管理業務仕様書において防火管理者の設置につき、「施設管理を行う職員又は指定管理者となる団体の管理監督者の中から防火管理者の資格を有する者を選任・配置することとし、正と副を配置するなどにより未配置の期間をなくすこと。」と規定されている。

現地に赴き、ヒアリングや書類の閲覧を実施したところ、防火管理者の資格を有する者は令和5年度においては1名のみであり、副については仮選出（令和6年10月に受講）している状況であった。

【意見】	防火管理者の設置に関する指導監督について
仕様書には「正と副を配置し防火管理者の未配置を防ぐ」ことが明記されている。これは、防火管理者が不在となる状況を避け、火災発生時における迅速かつ適切な対応を確保するための重要な規定であると認められる。防火管理者が1名の場合、休暇や出張などの場合、施設に防火管理者が不在となり、万が一火災が発生した場合、初期消火や避難誘導などの対応が遅れ、被害が拡大する可能性がある。	
令和5年度においては、防火管理資格者が1名のみであり、仕様書の要求事項を満たしておらず、防火管理体制に不備があったと言わざるを得ない。令和6年度中には防火管理者が2名体制となり、仕様書の要求事項を満たすこととなり問題は改善されるものの、それまでの期間について、福井市として早急に対処するように指導監督すべきであったと考える。	

(5) 研修の実施、報告について

当施設の指定管理業務仕様書において必要な研修事項につき、「職員に、本業務の実施に必要な接遇や経理事務の研修を実施すること。」と規定されている。

現地に赴き、ヒアリングや書類の閲覧を実施したところ、接遇研修は実施されていたが、経理事務の研修は実施されていなかった。

【意見】	研修内容の柔軟化、報告の徹底について
現状の指定管理業務仕様書では、必要な研修として「接遇」と「経理事務」が規定されている。これらの研修は、施設運営において重要な要素であり、受講することの意義は大きいと考えられる。しかしながら、研修内容を明記してしまうと指定管理者は当該研修のみの受講で仕様書を満たすと考えられることもあり、その他の研修受講が推進されず、職員のスキルアップやサービス向上における可能性を狭めてしまう可能性もある。	

多様化する利用者のニーズや社会情勢の変化に対応するためには、指定管理事業者の職員におかれては幅広い知識やスキルが求められることから、接遇や経理事務といった特定の分野に限定せず、様々な研修を受講できる機会を設けることが重要である。

そのため、研修内容を限定せず、幅広く受講を認める代わりに、受講内容の報告を徹底することで、研修効果の検証を行うことの方が重要であり、報告内容を精査することで、本当に必要な研修が実施されているか、職員のスキルアップに繋がっているかも評価することができる。

以上により、仕様書に記載されている研修内容については、柔軟に対応できるよう、見直しを行うことが必要と考える。また、研修が実際に受講されているかどうか、研修報告書の有無の必要性も検討することが必要と考える。

(6) 福井市貸与備品（I種備品）の備品台帳について

当施設においては福井市貸与備品（I種備品）が存在するが、そのI種備品の備品台帳につき、指定管理者と共有がなされていなかった。

【意見】	福井市貸与備品（I種備品）の備品台帳の共有について
I種備品の備品台帳が福井市と指定管理者との間で共有がなされていないと、福井市備品なのか、指定管理者所有の備品なのか、備品の管理責任が曖昧になり、適切な管理が行われなくなることや、備品の滅失や破損が発生した場合において、処分手続きの対応が遅くなるなどの問題が生じる可能性がある。 適正な備品管理を行うために、I種備品の備品台帳を指定管理者と共有し、また、定期的に台帳の内容を照合し、備品の増減や状況の変化を共有することが必要と考える。	

6-18. 特別史跡運営費

1. 事業の概況

事業名 (歳出予算科目)	大事業：特別史跡一乗谷朝倉氏遺跡管理運営費 中事業：特別史跡運営費 (款：教育費、項：社会教育費、目：特別史跡費)
事業の目的及び 必要性	一乗谷朝倉氏遺跡への関心を高めることで、遺跡への理解や評価を高め、来訪者の増加をはかる。
事業内容	一乗谷朝倉氏遺跡事務所の運営に係る事務諸経費及び特別史跡の周知活動等
根拠法令等	—
実施要綱等	—
第八次福井市総合計画における位置づけ	政策：文化や歴史、自然を、郷土の誇りとして未来につなぎ、個性豊かな魅力あるまちをつくる 施策：歴史や文化遺産を保存・継承し活用する

事業開始年度	－（過去から実施している事業である。）
事業終了年度(予定)	－（半永久的に続く事業である。）

2. 事業の成果

当事業は施設の運営に係る経費であるため、事業の成果を確認する目標値は定めていない。

3. 歳入、歳出の推移

(単位：千円)

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
歳入	A 予算現額	—	—	—
	B 決算額（収入済額）	—	—	—
	C 差額（A－B）	—	—	—
歳出	D 予算現額	2,512	2,757	2,430
	E 決算額（支出済額）	2,255	2,429	2,109
	F 繰越額	—	—	—
	G 不用額（D－(E+F)）	257	328	321

増減の理由

【令和4年度】重要な増減なし。

【令和5年度】重要な増減なし。

4. 歳入の内訳（令和5年度）

(単位：千円)

該当なし。

5. 歳出の内訳（令和5年度）

(単位：千円)

節	決算額	主な内容
10 需用費 消耗品費	1,439	事務消耗品、燃料、光熱費、修繕料
11 役務費	115	電話料、盛源寺公衆便所のし尿汲み取り等
13 使用料及び賃借料	522	ケーブル TV 等
18 負担金、補助及び交付金	19	防火委員会会費、自治会費
合計（＝3のE）	2,109	

6. 監査の結果と意見

特記すべき事項はない。

6－19. 特別史跡整備事業

1. 事業の概況

事業名 (歳出予算科目)	大事業：特別史跡朝倉氏遺跡整備事業、中事業：特別史跡整備事業 (款：教育費、項：社会教育費、目：特別史跡費)
事業の目的及び 必要性	一乗谷朝倉氏遺跡は市を代表する観光地であり、県・市が遺跡の魅力向上のために、様々な取り組みを行っている。来訪する多くの見学者のために、適切な環境を提供するようにする。
事業内容	復原町並建物改修など遺跡内の環境整備及び「特別史跡一乗谷朝倉氏遺跡保存活用計画」の改定
根拠法令等	－
実施要綱等	－
第八次福井市総合計画における位置づけ	政策：文化や歴史、自然を、郷土の誇りとして未来につなぎ、個性豊かな魅力あるまちをつくる 施策：歴史や文化遺産を保存・継承し活用する
事業開始年度	－（過去から実施している事業である。）
事業終了年度(予定)	－（半永久的に続く事業である。）

2. 事業の成果

事業の成果を確認する指標及び目標値の推移

指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
復原町並入場者数（人）	120,000	125,000	140,000

上記目標値に対する実績値の推移

指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
復原町並入場者数（人）	82,376	123,814	140,938

事業の成果の達成・未達の理由

新型コロナウイルスの終息や新博物館開業など、徐々に来訪者は増加しており、令和5年度は復原町並の目標としている入場者数を上回った。

3. 歳入、歳出の推移

(単位：千円)

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
歳入	A 予算現額	30,846	69,585	43,480
	B 決算額（収入済額）	26,659	54,637	28,158
	C 差額（A－B）	4,187	14,948	15,322
歳出	D 予算現額	37,237	79,324	52,850
	E 決算額（支出済額）	33,703	65,272	34,289
	F 繰越額	－	－	－

	G 不用額 (D－(E+F))	3,534	14,052	18,561

増減の理由

【令和4年度】令和4年度から令和8年度まで、国庫補助を活用し計画的に復原町並町屋建物屋根改修工事を実施するため工事内容によっては大きく増減するものである。また、「特別史跡一乗谷朝倉氏遺跡保存活用計画」策定のための策定支援料などが増加要因である。 【令和5年度】一乗谷朝倉氏遺跡内の土地の公有化に向けて予算化したが、市民からの購入が思うように進まず、公有化に関する事業を実施しなかったため減少している。

4. 歳入の内訳（令和5年度）

（単位：千円）

款・項・目	決算額	主な内容
15 国庫支出金	12,918	一乗谷朝倉氏遺跡復原町屋屋根改修事業
02 国庫補助金	1,311	一乗谷朝倉氏遺跡保存活用計画策定事業
07 教育費国庫補助金		
16 県支出金		
02 県補助金	2,829	一乗谷朝倉氏遺跡復原町屋屋根改修事業
08 教育費県補助金		
22 市債	9,000	一乗谷朝倉氏遺跡復原町屋屋根改修事業
01 市債	2,100	一乗谷朝倉氏遺跡活用整備事業
08 教育債		
合計（＝3のB）	28,158	

5. 歳出の内訳（令和5年度）

（単位：千円）

節	決算額	主な内容
07 報償費	138	保存活用策定委員報奨金
08 旅費	191	保存活用策定委員旅費
10 需用費	745	コピーチャージ料、保存活用計画書印刷
12 委託料	2,688	保存活用計画策定支援業務委託他
14 工事請負費	30,312	復原町並受付場所、土堀・屋根改修工事
15 原材料費	217	一乗谷朝倉氏遺跡修繕用資材
合計（＝3のE）	34,289	

6. 監査の結果と意見

（1）観光混雑期における警備体制の現状について

当事業の中においては、観光混雑期においては外部の警備員を配置して交通整理などを行い、来場者の利便性の向上を図っている。令和５年度においてはゴールデンウィーク時の計７日間、警備員を配置し交通整理などを行っていた。しかし、ゴールデンウィーク以外の他の混雑期においては予算の都合上、警備員は配置できず、混乱となっている時期も見受けられた。

【意見】	混雑期における警備員の増員検討について
一乗谷朝倉氏遺跡は福井市街地から少し外れ、道路もそこまで広くない中、全国から観光客が集まるスポットとなっている。ゴールデンウィークはもちろん、お盆期間や春、秋の行楽シーズンには多くの観光客で賑わっている。交通手段は当然ながら自家用車やバスが主であり、混雑期には駐車場への渋滞が発生し、交通整理が必須となる現状である。 令和５年度はゴールデンウィークの期間中のみ、警備員を配置し交通整理などを行ったものの、他の混雑期においても混乱が生じている事実が発生している以上、観光客とのトラブルにも繋がらないように、適切な予算を確保のうえ、交通整理を行う警備員を配置することが必要と考える。	

６－２０．文化会館管理運営費

１．事業の概況

事業名 (歳出予算科目)	大事業：文化会館管理運営費、中事業：文化会館管理運営費 (款：教育費、項：社会教育費、目：文化会館費)
事業の目的及び 必要性	文化会館の解体を実施し、安全性を確保する
事業内容	旧文化会館の管理と解体・撤去
根拠法令等	－
実施要綱等	－
第八次福井市総合計画における位置づけ	政策：文化や歴史、自然を未来につなぎ個性ある豊かな魅力あるまちをつくる 施策：市民の心を豊かに育む文化芸術を振興する
事業開始年度	令和３年度
事業終了年度(予定)	令和７年度

２．事業の成果

当事業は旧福井市文化会館の解体工事事業であり、事業の成果を確認する目標値は定めていない。ただし、令和７年度を目処に解体工事を完了させるという内部の目標は定めている。

３．歳入、歳出の推移

(単位：千円)

項 目		令和３年度	令和４年度	令和５年度
歳	A 予算現額	－	4,666	148,734

入	B 決算額（収入済額）	—	3,594	83,134
	C 差額（A－B）	—	1,072	65,600
歳 出	D 予算現額	20,683	46,682	192,586
	E 決算額（支出済額）	17,260	27,889	119,185
	F 繰越額	—	—	72,896
	G 不用額（D－(E+F)）	3,423	18,793	505

増減の理由

【令和４年度】歳入に関しては、旧文化会館解体設計業務委託に係る国庫補助及び市債の歳入があったため増加している。歳出に関しては、旧文化会館解体準備に係る委託料が増加したため増加している。また、歳出額に多額の不用額が生じている理由は、解体工事前段階の物品処分業務の入札に応札がなく、事業を実施することができなかったためである。

【令和５年度】歳入に関しては、旧文化会館解体工事に係る国庫補助及び市債の歳入があったため増加している。歳出に関しては、旧文化会館解体工事が始まり工事費が発生し増加している。また、歳入額に差額が生じている理由は、入札で予算要求額より契約金額を下げることができ、それに伴い財源である市債額も減額となったためである。

４．歳入の内訳（令和５年度）

（単位：千円）

款・項・目	決算額	主な内容
15 国庫支出金 02 国庫補助金 07 教育費国庫補助金	8,734	社会資本整備総合交付金（旧福井市文化会館解体工事）
22 市債 01 市債 08 教育債	74,400	文化会館解体事業
合計（＝３のB）	83,134	

５．歳出の内訳（令和５年度）

（単位：千円）

節	決算額	主な内容
10 需用費	503	トナー、電気料等
11 役務費	6	ケーブルテレビ引込撤去手数料
12 委託料	25,253	旧文化会館物品処分業務、事前工損調査委託等
13 使用料及び賃借料	31	地元説明会会場使用料
14 工事請負費	92,692	旧文化会館解体工事等

18 負担金、補助及び交付金	40	融雪装置受益者負担金
21 補償、補填及び賠償金	664	都市ガス供給管廃止補償金
合計（＝3のE）	119,185	

6. 監査の結果と意見

（1）福井市文化会館の現状について

福井市文化会館は昭和 43 年に完成して以降、半世紀にわたり文化芸術の拠点として使われた。戦後福井の建築史で、独創的なデザインの大規模建築物として高い評価を得ていたが、建物や設備が老朽化しており、耐震性能が不足することから閉館し解体することになった。この点、福井市は施設の再整備が必要であると判断し、平成 30 年 3 月に「福井市文化会館整備基本計画」を策定したが、大雪等の影響による福井市財政再建計画に基づき、「福井市文化会館整備基本計画」の期間中（平成 30 年度～令和 5 年度）は事業を見送ることとした。なお、旧福井市文化会館の解体工事については、現状予定どおりの進捗となっている。

【意見】	福井市文化会館の今後の整備について
旧福井市文化会館は、昭和 43 年の開館以来、著名な演奏家のコンサート会場として、また、連合音楽会や学校祭等、各種発表の場として利用され、多くの市民に親しまれてきた。このように福井市文化会館は単なる一つの施設ではなく、街づくりや文化芸術との関係とも密接に絡み、福井市全体として文化振興をはかる場の一つとして重要な意味合いを持つと考える。 令和3年3月末に閉館して以降、現在解体工事が進められているが、令和7年度の工事完了後の整備方針については上記に記載したとおり、「福井市文化会館整備基本計画」が先延ばしとされている。また、計画当初に予定していた見積額についても、昨今の人材不足や資材高騰などにより当時と状況は大きく変わり、増額することが見込まれる。 さらに、新しい福井市文化会館の整備を計画、実行するに際しては、現在、文化・福祉施設の拠点として位置付けられているフェニックス・プラザとの関係性や、今後の文化振興の発展に寄与する場としての必要性などの観点も踏まえ、「福井市文化会館整備基本計画」については、速やかに、再考することが必要と考える。	

7. 自然史博物館

7－1. 自然史博物館管理費

1. 事業の概況

事業名 （歳出予算科目）	大事業：自然史博物館管理運営費、中事業：自然史博物館管理費 （款：教育費、項：社会教育費、目：自然史博物館費）
事業の目的及び 必要性	安全で快適に施設を利用してもらうとともに、標本や資料を良好な状態で収蔵できるよう、施設や設備を維持管理する。

事業内容	施設・設備に係る維持管理経費
根拠法令等	福井市自然史博物館の設置及び管理に関する条例 福井市自然史博物館の設置及び管理に関する条例施行規則 福井市自然史博物館の入館料及び利用料金の徴収等に関する規則
実施要綱等	－
第八次福井市総合計画における位置づけ	政策：文化や歴史、自然を、郷土の誇りとして未来につなぎ、個性豊かな魅力あるまちをつくる 施策：自然科学教育で創造性豊かな子どもを育む
事業開始年度	－（過去から実施している事業である。）
事業終了年度(予定)	－（半永久的に続く事業である。）

2. 事業の成果

当事業は施設の管理に係る経費であるため、事業の成果を確認する目標値は定めていない。

3. 歳入、歳出の推移

(単位：千円)

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
歳入	A 予算現額	523	48,263	548
	B 決算額（収入済額）	729	36,351	820
	C 差額（A－B）	△206	11,912	△272
歳出	D 予算現額	5,812	68,876	5,722
	E 決算額（支出済額）	5,662	58,612	5,708
	F 繰越額	－	－	－
	G 不用額（D－(E+F)）	150	10,264	14

増減の理由

【令和4年度】令和4年度に空調設備更新工事を行ったため増加した。

【令和5年度】上記の理由から、令和5年度は反動により減少している。

4. 歳入の内訳（令和5年度）

(単位：千円)

款・項・目	決算額	主な内容
14 使用料及び手数料 01 使用料 08 教育使用料	644	入館料 公園占用（建物使用料）
16 県支出金 02 県補助金 08 教育費県補助金	176	ベビサポトイレ整備事業補助金

合計 (= 3 の B)	820	

5. 歳出の内訳 (令和5年度)

(単位: 千円)

節	決算額	主な内容
11 需用費	82	修繕費
12 委託費	5,266	機械警備、日常清掃、燻蒸業務他
14 工事請負費	352	おむつ交換台設置工事
18 負担金、補助及び交付金	9	自治会費
合計 (= 3 の E)	5,708	

6. 監査の結果と意見

当事業は、市の直営にて福井市自然史博物館の管理運営を行っているものである。監査人は当該施設につき、所管課へのヒアリングの他、現場に赴いた上で以下の監査手続を実施した。

<実施した監査手続>

- ・現場の管理運営を担っている担当者に条例の遵守状況や現金の取扱い等、所定の質問票に基づきヒアリングを行った。
- ・入館料の免除等、当該施設の設置及び管理に関する条例施行規則で定められている所定の申請書につき、令和5年度分の綴りを閲覧し、福井市側におけるチェック内容、チェック体制の確認を行った。
- ・現場における施設や備品の管理状況や整備状況につき、視察を行った。
- ・施設の管理運営に外部委託を利用している場合には、業務委託契約書や仕様書に準拠し業務が行われているか当該委託業者にヒアリングを行った。

以下、施設の概要を記載した上で、上記監査手続の結果並びに意見を記載する。

◆当施設の概要

施設名	福井市自然史博物館	
外観		
所在地	〒918-8006 福井市足羽上町 147	

連絡先	TEL：0776-35-2844
開館時間	午前 9 時 00 分～午後 5 時 15 分（最終入場は午後 4 時 45 分まで）
休館日	毎週月曜日、祝休日の翌平日 年末年始（12 月 28 日～1 月 4 日）
利用料金 （入館料）	一般（高校生以上）：100 円 団体（20 名以上）：50 円 中学生以下・70 歳以上・障がい者：無料 （特別展等で、別途に入館料を定める場合有り）
職員数	11 名

◆当施設における利用者数実績の推移

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
利用者数実績（人）	29,346	20,122	27,473

◆当施設における収支の推移

（単位：千円）

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
【収入】			
使用料	718	451	644
県補助金	—	—	176
市債	—	35,900	—
財産運用収入	11	—	—
小計	729	36,351	820
【支出】			
需用費	584	652	82
委託費	5,061	6,473	5,266
工事請負費	—	49,389	352
備品購入費	—	2,089	—
負担金、補助及び交付金	17	9	9
小計	5,662	58,612	5,708
【差引】	△4,933	△22,261	△4,888

◆当施設における監査の結果と意見

（１）入館料の免除申請書について

当施設においては、学校教育の一環など一定の場合においては福井市自然史博物館の設置及び管理に関する条例第 11 条並びに福井市自然史博物館の入館料及び利用料金の徴収等に関する規則第 3 条の規定により入館料を免除することができる。その場合には、所定の入館料、免除申請

書に必要事項を記載し、課長補佐や館長等の決裁印が必要であるが、申請書を閲覧したところ、決裁印が押されていないものが存在した。

【意見】	免除申請書の適切な運用について
令和5年度の免除申請書を調査したところ、いずれも学校利用分について、一部館長等の決裁印が押印されていない事実を検出した。福井市にヒアリングした結果、これらの申請書は当日来館時に記入されたものであり、事前に提出されていなかったため、決裁印の押印が漏れていたとのことであった。しかし、決裁印がない状態では、免除理由の妥当性など、事後的な検証が困難となるだけでなく、福井市としての決裁責任もあいまいになる可能性がある。 今後は当日来館された場合でも、その場にいる上席者の決裁を得る、館長不在の場合は、後日改めて館長へ説明を行ったうえ、決裁を受けるなどの対応を徹底する必要がある。これらの措置により、免除申請書の適切な運用を図り、事後的な検証を可能にすることで、透明性の高い運用体制を構築することができると考える。	

（２）施設の薬品管理について

当施設では、資料や寄贈品の保管、調査研究を行うに当たり、薬品を取り扱っており、当該薬品は薬品台帳にて管理している。薬品台帳と現物をサンプルベースで確認したところ、現物が存在しないもの（亜ヒ酸）が台帳に記載がされたままであるという事実が検出された。

【意見】	薬品の現物管理、台帳の整備について
当施設では、危険物を含む薬品を取り扱っており、薬品台帳と現物の整合性について適切な管理が求められる。現物と台帳に差異が生じた場合、紛失や盗難の可能性も考えられ、重大な事件に繋がる恐れも想定される。 そのため、定期的な現物と台帳の一致確認はもとより、薬品使用時の台帳への反映の運用ルールを明確化し、厳格な薬品管理体制を構築することが重要である。具体的には、定期的な棚卸の実施、使用や廃棄時における薬品台帳への反映の運用ルールの明確化のような対策が必要である。これらの対策を総合的に実施することで、薬品台帳と現物の整合性を確保し、安全な薬品管理体制を構築することができると考える。	

（３）当施設の修繕について

当施設の現場に赴いたところ、下の写真のように屋上のパノラマサインの表示劣化や壁の亀裂が見られた。

<屋上にあるパノラマサインの表示劣化（一部）>



<階段壁の壁面剥離>



福井市にヒアリングしたところ、他にも修繕が必要な箇所として 10 箇所認識しているとのことであった。

【意見】	全体的な修繕計画の策定、計画的な修繕の実施について
	福井市が認識している要修繕箇所の中には、屋上のパノラマサインの表示劣化のような利用者に対するサービス提供の質の低下だけでなく、天井からの雨漏りや廊下・階段の壁面剥離など、資料の保管管理や利用者の安全に影響を及ぼす可能性のある箇所が存在している。これらの要修繕箇所を放置すると、貴重な資料の損傷や利用者の事故に繋がる恐れがあり、早急な対応が必要であると認められる。現状では、施設全体の修繕計画がなく、年度予算に応じて優先順位的に修繕を行っているとのことであるが、この方法では、真に緊急性の高い修繕が後回しになる可能性も懸念される。 そのため、施設全体の修繕計画の策定を行い、策定した修繕計画に基づき、必要な予算を計画的に確保し、修繕を実施していくことが必要である。また、新たな修繕箇所の発生や既存箇所の劣化状況を把握するためにも定期的な施設点検を行い、その点検結果を修繕計画に反映させ、計画を継続的に見直すことで、施設の維持管理を最適化することも重要である。これらを実行することで、要修繕箇所への適切な対応が可能となり、資料の安全な保管管理と利用者の安全確保、利用者に対するサービスの質の向上に繋がると考える。

（４）当施設に関するアンケートについて

当施設ではアンケート調査は特別展の開催時のみ実施しており、常設展においては実施しておらず、利用者の声を収集していない。

【意見】	アンケート調査の実施について
	施設におけるアンケート調査は、利用者の声を直接収集するための効果的な手法である。福井市としては当施設の意義は教育普及施設であることから、施設の収支がマイナスであることについては致し方ないと考えてはいるが、アンケート調査により、利用者から今後の施設の在り方に関する意見や、イベント企画の参考となる意見を聞くことができ、運営における問題解決の糸口を見つけることもあるかもしれない。

特別展だけでなく、当施設を訪れた利用者の意見を常設展においても幅広く収集することができるように、アンケート用紙とアンケート箱などを常時設置し、意見を収集できる環境は整えておく必要がある。もしくはQRコードを活用し、アンケート回答ページに飛ぶような仕組みがあっても良いと考える。

(5) 使用できない備品について

当施設の現場に赴いたところ、下の写真のように使用できない備品が棚に長期間保管されている現状であった。

<使用できない備品が棚に保管されている様子>



福井市にヒアリングしたところ、予算の関係上、適時に除却処理できないとのことであった。

【意見】	使用されていない備品の除却処理について
福井市自然史博物館は、膨大な数の貴重な資料を所蔵しており、その適切な保管は、将来への文化遺産継承という観点からも極めて重要である。しかし、現在においては使用されていない備品保管スペースが存在し、貴重な資料保管スペースを圧迫している状況となっている。この問題は、単にスペースの有効活用という視点だけでなく、整理されていない資料の保管、今後の寄贈による新規資料の収蔵の観点からも早急な対応が求められる。 予算的な制約があることも承知できるが、除却処理を行わずにコスト削減を図るのではなく、当件に関する予算は博物館の本来の機能を維持するための投資と捉えるべきである。他の事業においても、保管スペース不足や、資料のデータベース化の問題は認識されており、全体的な視点で資料管理の改善に取り組むことで、当館全体の有効活用、効率化並びに活性化にも繋がると考えられる。当館の資料の保管の在り方、資料のデータベース化の問題解決にも繋がることから、不必要な備品については適時に除却処理できるよう対応することが必要である。	

7-2. 自然史博物館運営費

1. 事業の概況

事業名 (歳出予算科目)	大事業：自然史博物館管理運営費、中事業：自然史博物館運営費 (款：教育費、項：社会教育費、目：自然史博物館費)
事業の目的及び 必要性	【経常】業務の円滑な遂行と、快適に施設を利用できるよう、博物館の運営を行う。

	【政策】博物館におけるDXの取り組みとして、リモート授業などを実施するためのインフラ整備を行う。
事業内容	【経常】日常業務の円滑な遂行及び来館者が快適に館内を見学できるような施設の運営。 【政策】「つながるサービスを提供する博物館」を促進するためのインフラ整備を行う。
根拠法令等	福井市自然史博物館の設置及び管理に関する条例 福井市自然史博物館の設置及び管理に関する条例施行規則 福井市自然史博物館の入館料及び利用料金の徴収等に関する規則
実施要綱等	－
第八次福井市総合計画における位置づけ	政策：文化や歴史、自然を、郷土の誇りとして未来につなぎ、個性豊かな魅力あるまちをつくる 施策：自然科学教育で創造性豊かな子どもを育む
事業開始年度	－（過去から実施している事業である。）
事業終了年度(予定)	－（半永久的に続く事業である。）

2. 事業の成果

事業の成果を確認する指標及び目標値の推移

指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
入館者数（人）	27,000	27,000	27,000

上記目標値に対する実績値の推移

指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
入館者数（人）	29,346	20,122	27,473

事業の成果の達成・未達の理由

入館者数は、特別展のテーマで大きく変動する。令和3年度や令和5年度は人気テーマである「昆虫展」を実施することで目標値を達成することができた。また、自然史講座やワークショップの回数を増やせたことも要因である。

3. 歳入、歳出の推移

（単位：千円）

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
歳入	A 予算現額	－	－	－
	B 決算額（収入済額）	－	－	－
	C 差額（A－B）	－	－	－
歳	D 予算現額	5,849	7,559	8,397
出	E 決算額（支出済額）	5,803	7,514	7,959

	F 繰越額	—	—	—
	G 不用額 (D－(E+F))	46	45	438

増減の理由

【令和４年度】重要な増減なし。

【令和５年度】重要な増減なし。

４．歳入の内訳（令和５年度）

（単位：千円）

該当なし。

５．歳出の内訳（令和５年度）

（単位：千円）

節	決算額	主な内容
01 報酬	51	博物館協議会委員報酬
10 需用費	5,851	消耗品費、印刷製本費、光熱水費
11 役務費	178	電話料、専用回線料他
12 委託料	748	LAN 配線・wi-fi 整備業務
13 使用料及び賃借料	583	公用車、AED、電話設備、コピー機リース料他
17 備品購入費	530	オンライン講座用機材購入
18 負担金、補助及び交付金	20	博物協議会会費他
合計（＝３のE）	7,959	

６．監査の結果と意見

（１）当館の照明について

当事業における歳出一覧をみると蛍光灯の購入がなされており、当館は蛍光灯による照明となっており、LED 化はされていなかった。

【意見】	福井市における計画的な施設 LED 化について
当館は、電気料金が比較的高い施設であり、省エネルギー化が課題となっている。福井市においては、平成22年度以降、施設のLED化を順次進めているが、どの施設を優先的にLED化するかという明確な計画は存在していない。当館より利用者数の少ない越前水仙の里公園については、令和5年度にLED化が完了している現状である（「５－１．越前水仙の里公園運営費」参照）。 福井市においては、各施設における電力消費量、利用状況、LED 化にかかる費用などを総合的に調査し、優先順位を明確にした計画を策定し、実施することが必要である。LED 化は、電気料金の削減だけでなく、CO² 排出量の削減にも繋がり、環境負荷の低減に貢献できると考える。	

(2) DX化の取り組みについて

当事業のサブ事業において、福井市自然史博物館における DX 化の取り組みとして、「展示を見に行く博物館」から「つながるサービスを提供する博物館」への転換を促進し、リモート授業などを実施するためのインフラ整備を行い、地域のデータベースである博物館の持つノウハウを活用した様々なオンラインサービスを展開しようとしている。令和5年度において、インフラ整備を行ったが、実際の運用についてはまだ実施できていない。

【意見】	福井市自然史博物館のDX化の推進について
福井市自然史博物館の知識やノウハウを遠隔で提供するための取り組みとして、インフラ整備を令和5年度に完了できたことは評価できる。しかし、せっかくのツールも活用しなければ意味をなさない。より多くの子供たちに博物館の魅力を伝えるためには、学校への積極的なPRが不可欠であり、ツールを用いたリモート授業は、博物館の専門家と子供たちを繋ぐ絶好の機会となる。 そのため、福井市自然史博物館のDX化の内容について、学校へ訪問し説明会を実施することや、体験授業の実施、それが成功すれば成功体験の共有などのPR活動を積極的に行うことが考えられる。これらのPR活動を通して、多くの学校でツールが活用され、福井市自然史博物館の魅力が広く知れ渡り、そして、リモート授業で興味を持った子供たちが実際に博物館を訪れることで、入場者数増加に繋がることが期待できると考える。	

7-3. 資料整理・保管費

1. 事業の概況

事業名 (歳出予算科目)	大事業：自然史博物館資料収集保存費、中事業：資料整理・保管費 (款：教育費、項：社会教育費、目：自然史博物館費)
事業の目的及び必要性	博物館活動によって得られた資料や、市民などから寄贈された資料を正確に分類・整理・登録し保管することで、郷土の自然史を知る基礎資料を誰もが活用できるよう整理する。
事業内容	郷土の自然史を知るために収集した基礎資料の整理・保管
根拠法令等	福井市自然史博物館の設置及び管理に関する条例 福井市自然史博物館の設置及び管理に関する条例施行規則 福井市自然史博物館の入館料及び利用料金の徴収等に関する規則
実施要綱等	—
第八次福井市総合計画における位置づけ	政策：文化や歴史、自然を、郷土の誇りとして未来につなぎ、個性豊かな魅力あるまちをつくる 施策：自然科学教育で創造性豊かな子どもを育む
事業開始年度	— (過去から実施している事業である。)
事業終了年度(予定)	— (半永久的に続く事業である。)

2. 事業の成果

当事業は施設の資料を整理、保管する事業であるため、事業の成果を確認する目標値は定めていない。

3. 歳入、歳出の推移

(単位：千円)

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
歳入	A 予算現額	—	—	—
	B 決算額 (収入済額)	—	—	—
	C 差額 (A-B)	—	—	—
歳出	D 予算現額	4,966	6,258	5,623
	E 決算額 (支出済額)	4,795	5,833	5,526
	F 繰越額	—	—	—
	G 不用額 (D-(E+F))	171	425	97

増減の理由

【令和4年度】重要な増減なし。

【令和5年度】重要な増減なし。

4. 歳入の内訳 (令和5年度)

(単位：千円)

該当なし。

5. 歳出の内訳 (令和5年度)

(単位：千円)

節	決算額	主な内容
01 報酬	4,191	会計年度任用職員報酬
03 職員手当等	831	会計年度任用職員期末手当
08 旅費	299	会計年度任用職員通勤手当
10 需用費	155	消耗品費
12 委託料	52	剥製製作業務
合計 (= 3 の E)	5,526	

6. 監査の結果と意見

(1) 資料や寄贈品のデータベース化について

福井市自然史博物館においては、博物館活動によって得られた資料や、市民などから寄贈された資料をファイルメーカーのソフトを用いてデータベース化している。しかし、現地への往査及び担当者へのヒアリングを行ったところ、網羅的にデータベース化はできておらず、全ての資料

をデータベース化するにもあと数年は必要であるとのことであった。

【意見】	計画的なデータベース化及び学芸員の欠員時の対応について
福井市自然史博物館における貴重な資料を未来へ繋ぐため、福井市自然史博物館においてデータベース化できていない資料の内容調査を実施し、データベース化による効率的な資料の管理体制の構築が急務である。 計画的にデータベース化をすすめるためには、まず、どの範囲の資料をデータベース化するのか、どの資料を優先的にデータベース化するかなどの基準を事前に定めておく必要があると考える。その上で、データベースへの入力方法、入力項目などを標準化しルール化しておく、どの学芸員でも混乱なくデータベースへ登録することができる。 また、現時点において学芸員が不足している事実も認識されており、その欠員時の対応についても考慮しなければならない。実際、福井市では学芸員の募集を行ってはいるが、例えば一部の入力業務につき、外部委託の検討を行うことも手段として考えられる。 データベース化は、資料の保管、研究の促進、そして教育普及活動の充実につながる重要な取り組みであり、計画的にデータベース化が進むことで、福井市自然史博物館の貴重な資料が未来へ繋がっていくものとする。	

7-4. 自然史博物館調査研究費

1. 事業の概況

事業名 (歳出予算科目)	大事業：自然史博物館調査研究費、中事業：自然史博物館調査研究費 (款：教育費、項：社会教育費、目：自然史博物館費)
事業の目的及び 必要性	【経常】博物館の展示研究に必要な調査を実施するとともに、テーマに基づいた研究を行う。 【政策】県内唯一の自然史博物館として、足羽山や優れた自然が残る地域で調査し、成果を還元することで地域の自然への関心を醸成させる。
事業内容	【経常】地域の自然に関する調査研究の実施、研究成果の公開 【政策】足羽山の生態系の総合調査を実施する。そして、それぞれの調査研究の成果を企画展や足羽山ビジターセンター等を通じて市民に発信していく。
根拠法令等	福井市自然史博物館の設置及び管理に関する条例 福井市自然史博物館の設置及び管理に関する条例施行規則 福井市自然史博物館の入館料及び利用料金の徴収等に関する規則
実施要綱等	—
第八次福井市総合計画における位置づけ	政策：文化や歴史、自然を、郷土の誇りとして未来につなぎ、個性豊かな魅力あるまちをつくる 施策：自然科学教育で創造性豊かな子どもを育む
事業開始年度	— (過去から実施している事業である。)

事業終了年度(予定)	－（半永久的に続く事業である。）

2. 事業の成果

事業の成果を確認する指標及び目標値の推移

指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
入館者数（人）	27,000	27,000	27,000

上記目標値に対する実績値の推移

指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
入館者数（人）	29,346	20,122	27,473

事業の成果の達成・未達の理由

入館者数は、特別展のテーマで大きく変動する。令和3年度や令和5年度は人気テーマである「昆虫展」を実施することで目標値を達成することができた。また、自然史講座やワークショップの回数を増やせたことも要因である。

3. 歳入、歳出の推移

（単位：千円）

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
歳入	A 予算現額	－	－	－
	B 決算額（収入済額）	－	－	－
	C 差額（A－B）	－	－	－
歳出	D 予算現額	573	630	598
	E 決算額（支出済額）	536	562	582
	F 繰越額	－	－	－
	G 不用額（D－(E+F)）	37	68	16

増減の理由

【令和4年度】重要な増減なし。
【令和5年度】重要な増減なし。

4. 歳入の内訳（令和5年度）

（単位：千円）

該当なし。

5. 歳出の内訳（令和5年度）

（単位：千円）

節	決算額	主な内容
08 旅費	44	学会参加旅費

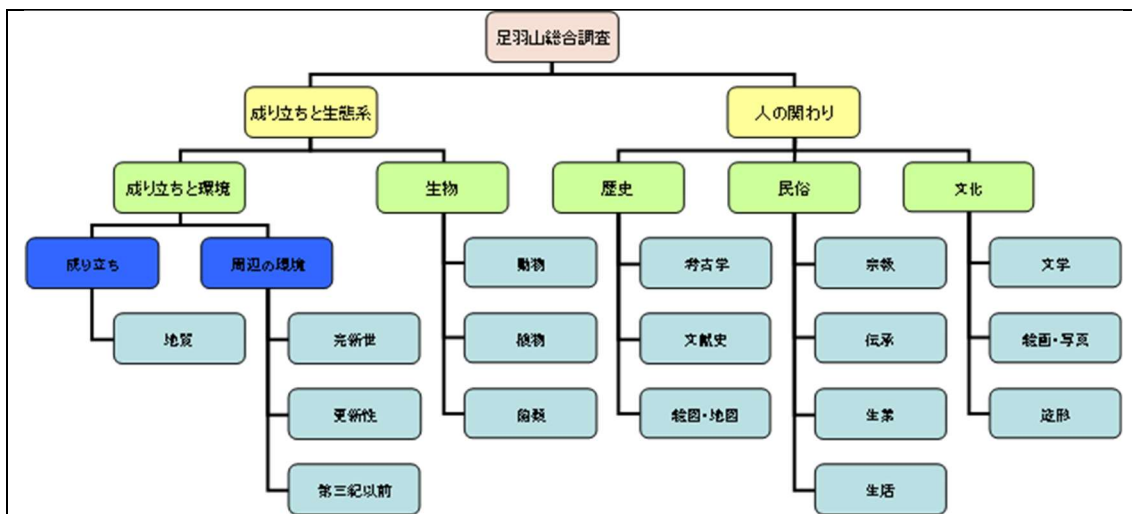
10 需用費	379	消耗品、印刷製本費
11 役務費	100	セツ尾口坑道跡入坑手数料
13 使用料及び賃借料	60	定温乾燥機リース料
合計（＝３のE）	582	

6. 監査の結果と意見

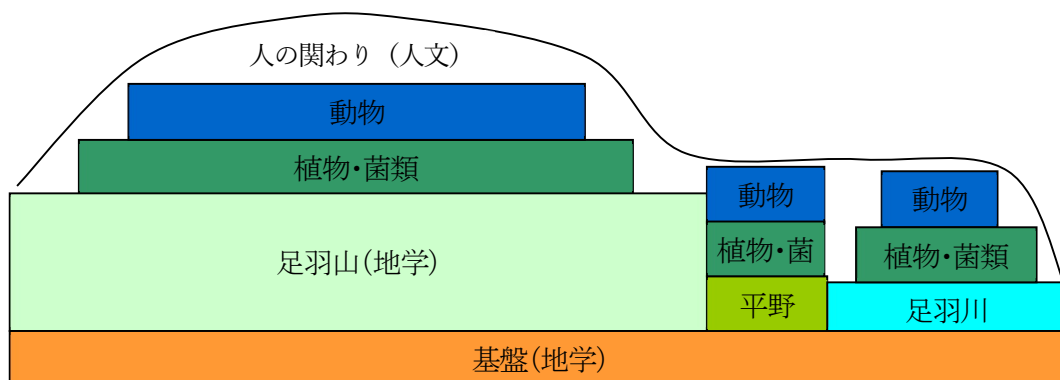
（１）足羽山総合調査事業について

当事業の政策経費区分において、当初の平成 25 年度から「足羽山総合調査」を事業として実施している。福井市予算要求概要書をみると、総合調査は平成 25 年度から令和 8 年度で区切られているが、担当者へのヒアリングを行ったところ、学芸員の入れ替わりや、予算がつかないことで総合調査の終わりが見えないとのことであった。

【意見】	適切な予算設定、総合調査の実施について
足羽山総合調査事業について、当初の福井市予算要求概要書をみると、以下の記載があった。 ①事業の必要性 ・足羽山の生態系の総合調査は行われたことはなく、希少種の絶滅危惧、外来種の繁殖等について早急な調査、対応を図るための基礎資料の作成が急務である。 ・2008 年(平成 20 年)の常設展リニューアル時に作成された植生地図を元に、足羽山の植生の現状把握を行う。 ・植生図に基づき、任意調査並びに灯火採集、トラップ法によって足羽山の昆虫の生息の現状を把握し、保護上重要な昆虫がどのくらい生息しているのか現状の確認を行う。 ・福井市の天然記念物ギフチョウは2年連続で飛翔の確認ができず、生息現状を調査する。 ・足跡や糞などの痕跡調査から巣穴を特定し、足羽山に生息する中型哺乳類の生息の現状を把握する。 ・足羽山における外来種の調査を行い、生態系維持のための基礎調査を行う。 ・センサーカメラを用いて哺乳類・昆虫等の生態を記録・解明し、得られた動画情報を企画展等の機会に市民へ随時公開するためのコンテンツ作りを行う。 ②調査イメージ図	



③調査対象範囲



このように当初の膨大な範囲である足羽山総合調査事業を令和8年度完了に向けて、令和5年度においても引続き実施しているが、学芸員不足や入れ替わり、福井市の予算不足により調査研究が滞っていることが現状である。また、総合調査の一環として福井県からも調査の依頼がくることもあるが、負担金等の支援は無い。

このような状況を改善するために、まずは足羽山総合調査事業の当初の目的を改めて確認し、その重要性を再認識したうえで、適切な調査研究が行えるよう、学芸員の確保、福井市においても適切な予算を計上することが必要である。また、可能であれば福井県に対し、調査の重要性を説明し、財政的な支援や人員派遣など、協力を要請することも考えられる。

福井市足羽山は、福井市にとって貴重な歴史的・文化的資源であり、その総合的な調査は、福井市の発展に大きく貢献するものである。調査事業の円滑な推進のため、関係機関が協力し、必要な措置を講じることが望まれる。

(2) 福井市自然史博物館（本館・分館）の要覧について

福井市自然史博物館について、調査の概要や研究の成果につき、福井市担当者にヒアリングしたところ、福井市自然史博物館（本館・分館）それぞれにつき、毎年要覧を作成しているとのことであったが、福井市ホームページなどに公開はされていなかった。

【意見】

要覧の公開について

監査人がヒアリングを行う中で、令和5年度における福井市自然史博物館（本館・分館）の要覧を入手した。各要覧をみると、福井市自然史博物館（本館・分館）の概要、令和5年度における事業の概要、調査や研究の結果、参考資料が数十ページにわたってまとめられている。 当該要覧を通読すれば、福井市自然史博物館の事業の内容がわかり、調査や研究の結果も市民は知ることができる。また、特に公表すべきでない事項も含まれていないことから、福井市自然史博物館においては当該要覧を毎年、ホームページで公表することを検討していただきたいと考える。

7－5. 教育普及費

1. 事業の概況

事業名 (歳出予算科目)	大事業：自然史博物館教育普及費、中事業：教育普及費 (款：教育費、項：社会教育費、目：自然史博物館費)
事業の目的及び 必要性	博物館が生涯学習の拠点として最新の自然史情報を提供することにより、郷土の自然への市民の関心を高める。
事業内容	市民が郷土の自然に対する関心を高められるよう自然史講座や観察会の実施や、屋上天文台設備の保守点検を行い天文学教育及び調査研究が行える環境を維持する。
根拠法令等	福井市自然史博物館の設置及び管理に関する条例 福井市自然史博物館の設置及び管理に関する条例施行規則 福井市自然史博物館の入館料及び利用料金の徴収等に関する規則
実施要綱等	－
第八次福井市総合計画における位置づけ	政策：文化や歴史、自然を、郷土の誇りとして未来につなぎ、個性豊かな魅力あるまちをつくる 施策：自然科学教育で創造性豊かな子どもを育む
事業開始年度	－（過去から実施している事業である。）
事業終了年度(予定)	－（半永久的に続く事業である。）

2. 事業の成果

事業の成果を確認する指標及び目標値の推移

指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
入館者数（人）	27,000	27,000	27,000

上記目標値に対する実績値の推移

指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
入館者数（人）	29,346	20,122	27,473

事業の成果の達成・未達の理由

入館者数は、特別展のテーマで大きく変動する。令和3年度や令和5年度は人気テーマである「昆虫展」を実施することで目標値を達成することができた。また、自然史講座やワークショップの回数を増やせたことも要因である。

3. 歳入、歳出の推移

(単位：千円)

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
歳入	A 予算現額	—	—	—
	B 決算額（収入済額）	—	—	—
	C 差額（A－B）	—	—	—
歳出	D 予算現額	800	856	805
	E 決算額（支出済額）	777	820	751
	F 繰越額	—	—	—
	G 不用額（D－(E+F)）	23	36	54

増減の理由

【令和4年度】重要な増減なし。
【令和5年度】重要な増減なし。

4. 歳入の内訳（令和5年度）

(単位：千円)

該当なし。

5. 歳出の内訳（令和5年度）

(単位：千円)

節	決算額	主な内容
01 報償費	105	講師謝礼
10 需用費	424	消耗品費、印刷製本費
11 役務費	31	保険料（ボランティア、移動式プラネタリウム）
12 委託料	193	天体望遠鏡保守点検、草木染教室実施業務他
合計（＝3のE）	751	

6. 監査の結果と意見

(1) 天文担当学芸員の退職について

令和6年度の事象ではあるが、福井市自然史博物館の天文担当学芸員が退職したことにより、天体望遠鏡での観測イベントなど、天文関係のイベントが実施できていない。

【意見】 学芸員の継続的な採用、補充について

令和6年度の事象ではあるが、現在、天文担当学芸員の退職により、天文関係のイベントが開催できていない状況である。これは、市民に天文への興味関心を抱く機会の喪失であると認められる。 天文事業を継続的に発展させるためには、天文担当学芸員の採用・補充を継続的に行い、予備人員を確保することが必要不可欠である。また、天文事業に限らず、学芸員が一人欠けたとしても、イベントを継続的に実施・運営できるような体制を構築することが必要である。

7-6. 企画展開催事業

1. 事業の概況

事業名 (歳出予算科目)	大事業：自然史博物館企画展事業、中事業：企画展開催事業 (款：教育費、項：社会教育費、目：自然史博物館費)
事業の目的及び 必要性	郷土福井の自然史の歴史や文化を知るために生涯学習施設として、常設展示だけでは伝えきれない情報を、企画展を通じて広く発信することで、市民の自然科学への興味や関心の向上を図る。
事業内容	特別展・企画展の開催
根拠法令等	福井市自然史博物館の設置及び管理に関する条例 福井市自然史博物館の設置及び管理に関する条例施行規則 福井市自然史博物館の入館料及び利用料金の徴収等に関する規則
実施要綱等	—
第八次福井市総合計画における位置づけ	政策：文化や歴史、自然を、郷土の誇りとして未来につなぎ、個性豊かな魅力あるまちをつくる 施策：自然科学教育で創造性豊かな子どもを育む
事業開始年度	—（過去から実施している事業である。）
事業終了年度(予定)	—（半永久的に続く事業である。）

2. 事業の成果

事業の成果を確認する指標及び目標値の推移

指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
入館者数（人）	27,000	27,000	27,000

上記目標値に対する実績値の推移

指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
入館者数（人）	29,346	20,122	27,473

事業の成果の達成・未達の理由

入館者数は、特別展のテーマで大きく変動する。令和3年度や令和5年度は人気テーマである「昆虫展」を実施することで目標値を達成することができた。また、自然史講座やワークショップの回数を増やせたことも要因である。

3. 歳入、歳出の推移

(単位：千円)

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
歳入	A 予算現額	150	183	421
	B 決算額 (収入済額)	200	72	262
	C 差額 (A-B)	△50	111	159
歳出	D 予算現額	1,852	3,400	3,659
	E 決算額 (支出済額)	1,820	3,360	3,624
	F 繰越額	—	—	—
	G 不用額 (D-(E+F))	32	40	35

増減の理由

【令和4年度】平成31年度以降大きくカットされていた予算を、自然史博物館の一番の目玉である特別展に力を入れるため、可能な範囲で以前の水準に戻したことから増加している。

【令和5年度】重要な増減なし。

4. 歳入の内訳 (令和5年度)

(単位：千円)

款・項・目	決算額	主な内容
17 財産収入		
02 財産売払収入	262	冊子等販売代金
02 物品売払収入		
合計 (= 3 の B)	262	

5. 歳出の内訳 (令和5年度)

(単位：千円)

節	決算額	主な内容
07 報償費	184	展示監視員報酬
08 旅費	33	借用資料返却旅費
10 需用費	1,340	消耗品費、印刷製本費
12 委託料	1,880	会場設営・撤去業務、標本収集業務他
13 使用料及び賃借料	7	高速料金
17 備品購入費	183	展示解説用図鑑、液晶モニタ購入
合計 (= 3 の E)	3,624	

6. 監査の結果と意見

(1) 冊子の販売状況について

当事業においては、4. 歳入の内訳にもあるように昆虫や自然文化に関する冊子の販売も行っている。エクセルにて在庫の管理を行っており、年に1回、在庫数の確認も行われているが、年間の販売実績は芳しくない結果となっている。令和5年度における販売実績、在庫数一覧は以下のとおりとなっている。

冊子名	制作年	令和5年度中の 販売実績（点）	令和5年度末の 在庫数（点）
展示ガイド	2023 年	15	469
ふくい地質景観百選	2009 年	28	446
むしむし美術館	2015 年	5	1,145
昆虫たちのメッセージ	2016 年	25	146
旅をするタネ	2016 年	14	1,221
蝶と蛾	2016 年	3	402
スペーストラベラー	2017 年	0	301
世界の大むしむし展2	2018 年	8	44
美しき鳥の羽	2019 年	7	18
トリペディア	2021 年	7	79
カブクワ大行進！	2021 年	10	109
石が語るふくい	2022 年	15	152
足羽山昆虫観察ガイド	2023 年	80	47
哺乳類図鑑	2023 年	73	49
世界の大むしむし展Ⅲ	2023 年	58	102
七つ尾口昆虫	2021 年	14	232
郷土の自然	1989 年	0	493
標本を作ってみよう	2012 年	18	38
薬用植物要覧	1985 年	0	331
草木染めノート	1994 年	0	13
福井県のトンボ	1999 年	0	74
お台所で草木染め（3 種 1 セット）	1997 年	0	9
足羽山散策マップ	不明	37	8,352
資料目録鈴間愛作氏	2006 年	0	351
「足羽山の自然しらべ」調査報告書 1993	1993 年	0	192
「町なかの自然しらべ」調査報告書 1996	1997 年	0	161

小黒飯の化石	2018 年	2	141
合計	—	419	15,117

【意見】	冊子販売の工夫について
当事業において、昆虫や自然文化に関する冊子を販売しているが、思うように売れていないのが現状である。令和 5 年度の実績をみると、令和 5 年度末の在庫点数は計 15,117 点、令和 5 年度中の販売点数は計 419 点であった。冊子の中には古いもので 1985 年制作のものも含まれており、今後販売できるかどうか不明な冊子も存在する。 在庫管理、保管の観点から過去の販売実績をもとに、今後販売することが難しいものについては、過去の成果や研究結果等のための必要な部数を残して、処分を行うことも必要であると考え。また、販売実績が見込めるものについても、販売場所を一部ではなく色々な人の目に止まるような場所に広げ、販売部数を少しでも上げるよう改善することが必要である。そのうえで福井市自然史博物館の PR も併せて行い、自然史博物館への入館者数増加に繋がっていくことが必要と考える。	

(2) 特別展の収支について

福井市自然史博物館においては、学芸員の研究成果の公表も兼ねて毎年春季、夏季に特別展を開催している。直近における特別展の内容と収支の状況は以下のとおりである。

(単位：千円)

開催年度	特別展名	入場者数	収入	支出	差引
令和3年度（春）	足羽山三山トリペディア	4,324 人	131	582	△450
令和3年度（夏）	カブクワ大行進	17,216 人	593	1,245	△652
令和4年度（春）	しっとりモフモフ？ 魅惑の苔ワールド	6,051 人	223	605	△382
令和4年度（夏）	石が語るふくい	4,960 人	126	1,644	△1,517
令和5年度（春）	あつまれ！福井の動物たち	6,016 人	209	1,343	△1,133
令和5年度（夏）	世界の大むしむし展Ⅲ	13,705 人	398	2,006	△1,608

上記表から分かるように、各特別展の収支はマイナスとなっている。特別展は福井市自然史博物館の 1 エリアで開催されており、通常展の観覧もできること、及び当館は教育施設の性格からも、直近において入館料は通常の場合と区別せず、100 円に設定されている。

【意見】	特別展における入館料の検討について
特別展の内容及び収支の状況をみると、過去 3 年間の各特別展いずれも収支はマイナスとなっている。この点、特別展の入館料について、担当者にヒアリングすると、特別展は福井市自然史博物館の 1 エリアを使って開催されており、入館者が通常展と特別展どちらを目的として来場されたかを把握することが難しいこと、また、当館が教育施設の性格を持っていることから、特別展開催時においても入館料は通常と変わらない料金設定であることを確認し	

た。

ここで福井市自然史博物館の設置及び管理に関する条例をみると、以下のように規定されている。

(入館料)

第5条 自然史博物館（分館を除く。）に入館しようとする者は、別表第1に定める額の入館料を市長に納付しなければならない。

また、当該別表第1の料金表は以下のとおりとなっている。

別表第1（第5条関係）

区分		金額
常設展	個人	100 円
	団体	50 円
特別展	個人	市長がその都度定める額
	団体	特別展に係る個人の入館料の2分の1に相当する額

(以下、省略)

条例の別表第1をみると、特別展の開催においては、入館料につき「市長がその都度定める額」と規定されている。このように条例にて特別展に係る入館料については、別途設定しても問題ないことから、赤字収支の改善に加え、将来的な大規模修繕等の発生の可能性などから鑑みると、特別展の入館料を値上げすることについて検討することが必要と考える。

特別展開催時の入館者は通常展だけでなく特別展も観覧すると考えることが自然であり、通常展と特別展どちらを目的として来館したかを把握する必要性は乏しい。また、令和3年度（夏）に開催された「カブクワ大行進」、令和5年度（夏）に開催された「世界の大むしむし展Ⅲ」などの昆虫に関する特別展は入場者数が1万人を超える人気の展示となっており、特別展の入館料の値上げは少なからず収支の改善に貢献できるものとする。

教育施設の一つといえども、特別展の収支の状況を改善し、ひいては自然史博物館の収支を改善するために、特別展における入館料の見直しについて検討することが必要と考える。

7-7. 自然史博物館分館運営費

1. 事業の概況

事業名 (歳出予算科目)	大事業：自然史博物館分館管理運営費 中事業：自然史博物館分館運営費 (款：教育費、項：社会教育費、目：自然史博物館費)
事業の目的及び 必要性	宇宙開発や宇宙研究の情報共有と宇宙教育等を通して、分館の魅力をPRし、自然科学教育の推進とともに、中心市街地の賑わい創出の拠点として施設利用者の増加を図る。
事業内容	指定管理者制度による自然史博物館分館の管理運営。積極的な視察の受け入れや、ネーミングライツ契約企業紹介を通じて施設の魅力のP

	Rや、ネーミングライツ契約企業の最先端の科学技術の紹介。また、耐用年数を超過している機器の計画的な入替。
根拠法令等	福井市自然史博物館の設置及び管理に関する条例 福井市自然史博物館の設置及び管理に関する条例施行規則 福井市自然史博物館の入館料及び利用料金の徴収等に関する規則
実施要綱等	福井市自然史博物館分館指定管理業務仕様書
第八次福井市総合計画における位置づけ	政策：文化や歴史、自然を、郷土の誇りとして未来につなぎ、個性豊かな魅力あるまちをつくる 施策：自然科学教育で創造性豊かな子どもを育む
事業開始年度	平成 28 年度
事業終了年度(予定)	－（半永久的に続く事業である。）

2. 事業の成果

事業の成果を確認する指標及び目標値の推移

指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
入館者数（人）	50,000	50,000	67,000

上記目標値に対する実績値の推移

指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
入館者数（人）	61,833	74,298	75,300

事業の成果の達成・未達の理由

新型コロナウイルスが落ち着き、県内外での PR に努め、知名度のあるキャラクターなどを用いた企画展を展開した。さらに、令和5年度は、近隣商業施設と連携を図りまちなかにぎわい創出に努めたことにより目標値を達成した。

3. 歳入、歳出の推移

（単位：千円）

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
歳入	A 予算現額	5,287	5,596	5,381
	B 決算額（収入済額）	5,278	5,340	5,388
	C 差額（A－B）	9	256	△7
歳出	D 予算現額	175,798	188,817	178,543
	E 決算額（支出済額）	175,524	187,590	178,528
	F 繰越額	—	—	—
	G 不用額（D－(E+F)）	274	1,227	15

増減の理由

【令和4年度】重要な増減なし。

【令和5年度】重要な増減なし。

4. 歳入の内訳（令和5年度）

（単位：千円）

款・項・目	決算額	主な内容
21 諸収入	5,388	ネーミングライツ料
07 雑入		講座参加費
06 雑入		公園占用使用電気料
合計（＝3のB）	5,388	

5. 歳出の内訳（令和5年度）

（単位：千円）

節	決算額	主な内容
12 委託料	173,370	分館指定管理料 他
13 使用料及び賃借料	3,538	プラネタリウム用 PC リース
18 負担金、補助金及び交付金	1,621	自然史博物館分館光熱費支援金
合計（＝3のE）	178,528	

6. 監査の結果と意見

当事業は、指定管理者制度にて福井市自然史博物館分館（セーレンプラネット）の管理運営を行っているものである。監査人は当該施設につき、所管課へのヒアリングの他、現場に赴いた上で以下の監査手続を実施した。

<実施した監査手続>

- ・現場の管理運営を担っている指定管理担当者に指定管理業務仕様書の遵守状況や現金の取扱い等、所定の質問票に基づきヒアリングを行った。
- ・利用料の減免等、当該施設の設置及び管理に関する条例施行規則で定められている所定の申請書につき、令和5年度分の綴りを閲覧し、福井市側におけるチェック内容、チェック体制の確認を行った。
- ・現場における施設や備品の管理状況や整備状況につき、視察を行った。

以降、施設の概要を記載した上で、上記監査手続の結果並びに意見を記載する。

◆当施設の概要

施設名	福井市自然史博物館分館（セーレンプラネット）

外観																									
所在地	〒910-0006 福井市中央 1-2-1 ハピリン 5 階																								
連絡先	TEL：0776-43-1622																								
開館時間	平日、日、祝日：午前 9 時 30 分～午後 5 時 30 分 土、祝前日：午前 9 時 30 分～午後 8 時 00 分																								
休館日	毎週火曜日、毎月第二水曜日（祝日の場合は開館） 祝日の翌平日、年末年始（12 月 29 日～1 月 1 日）																								
利用料金	入館料 <table><tr><th>区分</th><th>常設展 (1 日)</th><th>ドーム シアター (1 回)</th><th>セット券 (常設展＋ シアター)</th><th>年間 パスポート</th></tr><tr><td>3 歳以上 高校生以下</td><td>無料</td><td colspan="2">310 円 (250 円)</td><td>920 円</td></tr><tr><td>一般</td><td>410 円 (330 円)</td><td>620 円 (490 円)</td><td>820 円 (650 円)</td><td>2,450 円</td></tr><tr><td>70 歳以上</td><td>無料</td><td colspan="2">620 円 (490 円)</td><td>1,840 円</td></tr></table> () 書きは 20 名以上利用の団体料金。					区分	常設展 (1 日)	ドーム シアター (1 回)	セット券 (常設展＋ シアター)	年間 パスポート	3 歳以上 高校生以下	無料	310 円 (250 円)		920 円	一般	410 円 (330 円)	620 円 (490 円)	820 円 (650 円)	2,450 円	70 歳以上	無料	620 円 (490 円)		1,840 円
区分	常設展 (1 日)	ドーム シアター (1 回)	セット券 (常設展＋ シアター)	年間 パスポート																					
3 歳以上 高校生以下	無料	310 円 (250 円)		920 円																					
一般	410 円 (330 円)	620 円 (490 円)	820 円 (650 円)	2,450 円																					
70 歳以上	無料	620 円 (490 円)		1,840 円																					
指定管理者	福井市自然史博物館分館運営グループ 代表企業：株式会社福井テレビ開発 構成企業：株式会社五藤光学研究所																								

◆当施設における利用者数実績の推移

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
利用者数実績（人）	61,833	74,298	75,300

◆当施設における収支の推移（※）

（単位：千円）

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
【収入】			
指定管理料	171,760	171,760	171,760

利用料金	11,667	13,327	12,547
自主事業収入	2,652	6,437	4,463
その他	60	1,181	1,623
小計	186,141	192,705	190,394
【支出】			
人件費	76,588	88,776	97,833
仕入経費	—	—	—
管理経費	95,950	86,569	83,945
自主事業経費	1,155	3,909	2,553
その他	9,359	9,440	8,689
小計	183,053	188,694	193,021
【差引】	3,087	4,011	△2,626

※：指定管理者からの収支報告に基づくものである。

◆令和元年度包括外部監査にかかる措置報告の対応状況

また、指定管理者制度に関しては、令和元年度においても包括外部監査の監査テーマとして取り上げられている。そこで、令和３年１月２２日告示「令和元年度 包括外部監査にかかる措置報告」に掲げられている福井市の対応状況についても確認を行った。

（以下、令和３年１月２２日告示「令和元年度 包括外部監査にかかる措置報告」より抜粋）

意見の概要		福井市の対応状況	監査人コメント
項目	内容		
利用料金の予算の設定や未達成の原因分析について	当該施設の利用料金の予算額について、いずれの実績も未達となっている。当該施設の利用料金について、予算と実績の比較を行うと、平成 28 年度は予算額 32,500,000 円に対し 25,937,770 円（執行率 79.8%）、平成 29 年度は予算額 30,000,000 円に対し 10,929,110 円（執行率 36.4%）、平成 30 年度は予算額 27,500,000 円に対し 9,359,995 円（執行率 34.0%）と年々低下している。指定管理者が設定した予算ではあるが、予算設定の際や、	利用料金収入の実績が予算に達していないことについては、全体の入場者数に占める有料ゾーンの施設利用者数が、当初の見込みを下回ったことが原因であると考えている。利用者数の増加については、市と指定管理者との間で随時協議している。また、次期選定では、実績に基づいた利用料金収入	福井市担当者へのヒアリング及び、現地調査の結果、令和 3 年度～令和 5 年度においては利用料金収入につき達成している事実を確認した。問題点はない。

	実績が確定した後の予算未達成の原因分析、今後の対策を指定管理者と福井市との間でより一層協議することが望ましい。	見込額を設定した上で指定管理料上限額を積算することとした。	
要求基準とその測定方法について	要求基準である年間入場者数100,000人を每期概ね達成しているにも関わらず、利用料収入は年々減少している。福井市はこの要求基準を、駅前のにぎわい創出効果を図るうえでの指標として、受付前のセンサーでカウントした人数を要求基準の測定方法としているが、利用者数の増加、ひいては利用料収入の増加という施設の運営自体の目標をも達成するために、実際にチケットを購入し施設に入館した人数も要求基準に加味すべきである。	要求基準の測定方法について、第1期は主に受付前のセンサーでのカウントをもとにしていたが、第2期では有料ゾーンの利用者数に変更した。これにより、第2期の要求基準は、1～2年目を5万人、新幹線開業後の3～5年目を6万7千人とした。	福井市担当者へのヒアリング及び、現地調査の結果、適切に対応、運用されていることを確認した。
月次の報告事項と仕様書との整合性について	月次の報告事項につき、予め仕様書の中で定められているが、実際は福井市と指定管理者が事前に協議した内容をもって報告がなされていた。仮基本協定書第9条1項では「仕様書の内容変更については、管理運営に多大な影響を与えない範囲において、市と指定管理者との協議の上、行うことができることとし、変更について双方が合意した場合は、仕様書を変更するものとする。」とあり、福井市と指定管理者との協議を行い、双方が合意した場合には変更が認	仕様書の項目を変更した場合には変更履歴及び変更後の仕様書を残すこととした。	福井市担当者へのヒアリング及び、現地調査の結果、適切に対応、運用されていることを確認した。

	められているが、この場合においても仕様書のどの項目を変更したものか、変更履歴や変更後の仕様書を残すことが望ましい。		
報告書の受領方法と受領印について	指定管理者は福井市へメールで報告を行っており、福井市は添付されたデータを印刷し報告書ファイルに綴っているのみで、いつ報告書を受領したのか不明であるものが存在した。メールの日付にて期日内に報告が行われているとのことであるが、所属モニタリング、第三者モニタリングにおいて事後的に報告日を確認するために、当該メールを印刷したものも同様にファイルに綴り、福井市は受領印を押して管理することが望ましい。	データを印刷した際、受領印を必ず押すこととした。	福井市担当者へのヒアリング及び、現地調査の結果、適切に対応、運用されていることを確認した。
年間パスポートの会計処理	当該施設は年間パスポートを購入すると、発行日から1年間施設を利用することが可能であり、指定管理者はこの年間パスポート収入を販売した期の収入として計上を行っている。この会計処理である場合、年間パスポートを多く販売した翌期に年間パスポートの利用者数が増加すると、翌期における利用者数は増加するにも関わらず利用料金は発生しない結果、利用者数と利用料金の関係がその分薄れてしまうこととなる。また、仮に指定管理者が変更となった	年間パスポートは、年間入場者数の目標を達成する取組の1つで、指定管理者が自ら提案し、市が承認のうえ実施している。期をまたぐことによる利用者数と利用料金の関係については、仕組みを承知した指定管理者からの提案によるものであり、会計処理も自ら判断して行っている。今回の意見については、運営状況等	福井市担当者へのヒアリング及び、現地調査の結果、適切に対応、運用されていることを確認した。

	場合には、年間パスポートの利用者に関する収入は、新しい指定管理者に帰属しないこととなる。このような問題が起こらないためにも、年間パスポートの収入を、月割りなどの按分基準を設け、販売した期は収入に計上し、翌期分は前受処理を行い、翌期の収入に計上することが望ましい。	を鑑みながら合理的な会計処理等について指定管理者と協議する。なお、指定管理者が変更となった場合には、年間パスポート購入者が引き続きサービスを利用できるよう引継ぎ事項として仕様書に明記した。	

◆当施設における監査の結果と意見

(1) 継続して行う自主事業の申請について

当施設においては毎年、異なる自主事業を実施しており、新たに自主事業を実施する際には福井市に自主事業実施計画書を提出し、承認を受ける運用となっている。しかし、継続的に実施する自主事業については指定管理期間の開始時において当該申請書が提出承認されたのみであり、毎年の承認申請書は提出されておらず、福井市としても当該ルールが明確にされていない。

【意見】	運用ルールの見直し、確定について
継続的に実施する自主事業については、現状、指定管理期間の開始時に承認申請書を提出するのみの運用となっている。この点、協定書においては第 45 条に（自主事業の実施）が定められており、第 2 項において「指定管理者は、自主事業の実施に際しては、あらかじめ市に対して別途自主事業実施計画書を提出し、事前に市の承認を受けるものとする。その際、市と指定管理者は必要に応じて協議を行うものとする。」とあり、また、仕様書には自主事業の実施に際し、「なお、自主事業を実施する場合には、事前に市とその内容について協議すること。」とだけ記載されている。 以上から、新たに実施する自主事業については、事前に福井市と協議を行い、自主事業実施計画書を提出し、承認しなければならないことは把握できるが、継続して行う、内容が同じ自主事業については現状の運用でも問題ないようにも見受けられ、福井市としてのルールが明確にされていない。後々申請承認の有無が問題とならないよう、今一度、当該事項について福井市としてのルールを明確にし、協定書や仕様書に反映させることが必要と考える。	

(2) 研修の実施、報告について

当施設の指定管理業務仕様書において必要な研修事項につき、「職員に、本業務の実施に必要な接遇や経理事務の研修を実施すること。」と規定されている。この点、現地に赴き、ヒアリングや書類の閲覧を実施したところ、接遇研修は実施されていたが、経理事務の研修は実施されて

いなかった。また、指定管理者は研修を受けた後、受講者には報告書の提出を求めているが、全ての研修において報告書が出されていなかった。

【意見】	研修内容の柔軟化、報告の徹底について
	現状の指定管理業務仕様書では、必要な研修として「接遇」と「経理事務」が規定されている。これらの研修は、施設運営において重要な要素であり、受講することの意義は大きいと考えられる。しかしながら、研修内容を明記してしまうと指定管理者は当該研修のみの受講で仕様書を満たすと考えられることもあり、その他の研修受講が推進されず、職員のスキルアップやサービス向上における可能性を狭めてしまう可能性もある。 多様化する利用者のニーズや社会情勢の変化に対応するためには、指定管理事業者の職員におかれては幅広い知識やスキルが求められることから、接遇や経理事務といった特定の分野に限定せず、様々な研修を受講できる機会を設けることが重要である。 現在、指定管理者においては上記の研修に限定されず、防災研修や外部研修など幅広く研修を受講している。しかし、現状は一部の研修受講において、報告書の提出がなされていない。研修内容を限定せず、幅広く受講を認める代わりに、受講内容の報告を徹底することで、研修効果の検証を行うことの方が重要であり、報告内容を精査することで、本当に必要な研修が実施されているか、職員のスキルアップに繋がっているかも評価することができる。 以上により、仕様書に記載されている研修内容については、柔軟に対応できるよう、見直しを行うことが必要と考える。また、研修が実際に受講されているかどうか、研修報告書の有無の必要性も検討することが必要と考える。

(3) 入館料の免除申請書について

当施設において、学校教育の一環など一定の場合においては福井市自然史博物館の設置及び管理に関する条例第 11 条並びに福井市自然史博物館の入館料及び利用料金の徴収等に関する規則第 3 条の規定により入館料を免除することができる。その場合には、所定の利用申込書に必要事項を記載し、指定管理者の決裁印が必要であるが、申込書を閲覧したところ、決裁印が押されていないものが存在した。

【意見】	利用申込書の適切な運用について
	令和 5 年度の利用申込書を調査したところ、いずれも学校利用分について、一部指定管理者の決裁印が押印されていない事実を検出した。福井市、指定管理者にヒアリングした結果、これらの申請書は当日来館時に記入されたものであり、事前に提出されなかったため、決裁印の押印が漏れていたとのことであった。しかし、決裁印がない状態では、免除理由の妥当性など、事後的な検証が困難となるだけでなく、指定管理者としての決裁責任もあいまいになる可能性がある。 今後は当日来館された場合でも、その場にいる上席者の決裁を得る、上席者不在の場合は、後日改めて上席者へ説明を行ったうえ、決裁を受けるなどの対応を徹底する必要がある。これらの措置により、利用申込書における免除申請の適切な運用を図り、事後検証を可

能にすることで、透明性の高い運用体制を構築することができる考える。

8. 美術館

8-1. 美術館管理費

1. 事業の概況

事業名 (歳出予算科目)	大事業：美術館管理運営費、中事業：美術館管理費 (款：教育費、項：社会教育費、目：美術館費)
事業の目的及び 必要性	観光誘客や来館者が快適に過ごせるようにするため、施設・設備の環境を整え、継続的に安定した施設環境を保つことが必要である。
事業内容	美術館の建物、設備、及び敷地等の管理
根拠法令等	福井市美術館の設置及び管理に関する条例 福井市美術館の設置及び管理に関する条例施行規則 福井市美術館の観覧料及び使用料の徴収に関する規則
実施要綱等	—
第八次福井市総合計画における位置づけ	政策：文化や歴史、自然を、郷土の誇りとして未来につなぎ、個性豊かな魅力あるまちをつくる 施策：市民の心を豊かに育む文化芸術を振興する
事業開始年度	平成9年度
事業終了年度(予定)	— (半永久的に続く事業である。)

2. 事業の成果

当事業は施設の管理に係る経費であるため、事業の成果を確認する目標値は定めていない。

3. 歳入、歳出の推移

(単位：千円)

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
歳入	A 予算現額	1,100	—	—
	B 決算額 (収入済額)	800	—	—
	C 差額 (A-B)	300	—	—
歳出	D 予算現額	85,104	93,100	102,795
	E 決算額 (支出済額)	81,761	89,423	102,772
	F 繰越額	—	—	—
	G 不用額 (D-(E+F))	3,343	3,677	23

増減の理由

【令和4年度】令和3年度の歳入については、公用車を購入するにあたり、低公害車導入事業

債を財源としたため。
【令和5年度】重要な増減なし。

4. 歳入の内訳（令和5年度）（単位：千円）
該当なし。

5. 歳出の内訳（令和5年度）（単位：千円）

節	決算額	主な内容
10 需用費	58,202	消耗品費、光熱水費、修繕料等
11 役務費	168	電話料、自動車保険料等
12 委託料	44,313	館管理、機械警備業務等館管理のための委託料
13 使用料及び賃借料	84	ケーブルテレビ使用料
26 公課費	7	公用車重量税
合計（＝3のE）	102,772	

6. 監査の結果と意見

当事業は、市の直営にて福井市美術館の管理運営を行っているものである。監査人は当該施設につき、所管課へのヒアリングの他、現場に赴いた上で以下の監査手続を実施した。

<実施した監査手続>

- ・現場の管理運営を担っている担当者に条例の遵守状況や現金の取扱い等、所定の質問票に基づきヒアリングを行った。
- ・入館料の免除等、当該施設の設置及び管理に関する条例施行規則で定められている所定の申請書につき、令和5年度分の綴りを閲覧し、福井市側におけるチェック内容、チェック体制の確認を行った。
- ・現場における施設や備品の管理状況や整備状況につき、視察を行った。
- ・施設の管理運営に外部委託を利用している場合には、業務委託契約書や仕様書に準拠し業務が行われているか当該委託業者にヒアリングを行った。

以降、施設の概要を記載した上で、上記監査手続の結果並びに意見を記載する。

◆当施設の概要

施設名	福井市美術館 [アートラボふくい]

外観	
所在地	〒918-8112 福井市下馬 3-1111
連絡先	TEL：0776-33-2990
開館時間	午前9時00分～午後5時15分（最終入場は午後4時45分まで）
休館日	月曜日（祝日の場合は翌日）、祝日の翌日（日曜日を除く）
利用料金 （入館料）	（常設展） 個人（高校生以上）：100 円 団体（20 名以上）：50 円 中学生以下・70 歳以上・障がい者：無料 （企画展） 展覧会によって異なる
職員数	7 名

◆当施設における利用者数実績の推移

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数実績（人）	107,604	101,042	104,000

◆当施設における収支の推移

（単位：千円）

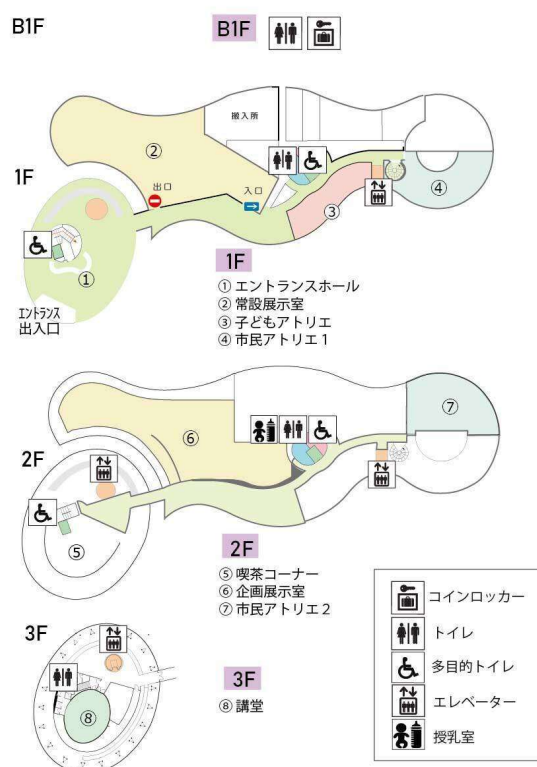
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
【収入】			
使用料	3,221	9,249	1,598
物品売払収入	116	126	180
雑入	26,548	21,909	31,940
市債	800	—	—
小計	30,685	31,284	33,720
【支出】			
美術館管理費	81,761	89,423	102,772
美術館運営費	4,507	4,529	4,370

美術館企画展開催事業	30,532	27,130	28,927
アトリエ開催事業	3,830	3,660	3,758
市美展ふくい開催事業	5,000	5,000	4,850
小計	125,628	129,741	144,676
【差引】	△94,943	△98,457	△110,956

◆当施設における監査の結果と意見

(1) 建物の使用状況について

当施設は、日本を代表する建築家の一人である黒川紀章により設計されたものであり、延床面積 5,263 ㎡、地下 1 階、地上 3 階建ての建物となっている。その中で、自然光ならではの作品鑑賞や、明るい雰囲気の中で豊かな創造活動が行えるほか、随所にある空間を活かした大胆でユニークな展示が可能となっている。当施設のフロアマップは以下のとおりである。



建物の使用状況を監査人が視察したところ、主に利用者が立ち入れないエリアにおいて、在庫や展示案内ポスター、消耗品、備品が積み上げられている箇所が散見された。担当者によると、日常的に積極的な廃棄は実施しておらず、使用可能性があるものは保管して再利用しているとのことであった。

特に積みあがった物品の中で目立っていたのは、在庫である。在庫としては、過去の展示に関する図録や福井市ゆかりの彫刻家・高田博厚のポストカード、オリジナルグッズ等がある。主

な在庫数量の推移は、以下のとおりである。

	令和3年度末	令和4年度末	令和5年度末
図録（冊）	20,350	20,342	20,323
ポストカード（枚）	36,984	36,916	36,810
テレホンカード（枚）	3,175	3,174	3,173
レターセット（セット）	4,251	4,248	4,246
一筆箋（冊）	1,506	1,496	1,487
ステッカー・シール（枚）	1,663	1,648	1,631
クリアファイル（枚）	1,307	1,303	1,299
その他文具・小物（個）	705	612	630

一部の商品を除き、商品の販売状況は思わしくなく、特に図録は1年に数冊しか販売されていない。

（参考写真）



【意見】	適切な在庫・備品管理とスペースの有効活用について
美術館は、比較的広い施設であるが、利用者の立ち入れないエリアに大量の在庫や備品が点在しており、施設の良さを活かし切れていない状況にあり、来館者に対して、見栄えがよ	

くない環境にもなっている状況にもある。また、廃棄について、ルールが確立されておらず都度生じる在庫・消耗品・備品が積みあがっており、本来の用途で使用されていない部屋や扉が存在しているため、建物全体が有効に活用されているとは言い難い。さらに、保管されている在庫等の管理も不十分である。

在庫・消耗品等について、可能な限り再利用しようという姿勢は大切であるが、その結果、施設の本来の用途を制限してしまつては本末転倒である。また、何をどこにどれくらい保管しているかという全体像も見えにくくなっているため、保有している資産が紛失・破損していても、すぐに発見することが難しい状況にある。在庫についても、現在の販売状況に鑑みると保管数が過剰な状況にある。

保管するという行為にもコストが生じているという認識を共有し、保有している物品の整理整頓、不要なものについては、ルールを設定し廃棄するというフローを構築し、運用していくことが必要と考える。また、在庫の販売手法の多様化も検討していくべきである。例えば、余剰の多い図録については、現在、販売場所が美術館に限定されているが、図録のテーマにちなんだイベント開催時や他施設での販売、もしくはオンライン販売等も検討していくことで、販売部数を伸ばしていける余地があると考ええる。

（２）施設の老朽化対応について

美術館は、平成９年に開館して以来 26 年(令和 5 年 4 月現在)が経過し、施設の老朽化が緩やかに進行している。令和 4 年度は修繕箇所が増加しており、特に令和 5 年度には空調機器の一つである吸収冷温水機が不調となり、放置しておくこと火災の危険性があることから緊急案件として対応している。空調機器は、収蔵庫の温湿度調整にも影響を与えるため、作品の適切な管理という面において重要性の高い問題となっている。

美術館の機械設備は、部品の生産が終了しており、入替も検討する必要がある。その場合には、大規模な費用が必要となってくるが、現段階での議論は、十分に実施されていない。また、館内の LED 化についても対応は十分とはいえない状況にある。しかしながら、今後修繕が必要になってくる箇所をリストアップしているような修繕予定管理表等は作成されていない。

【意見】	施設の老朽化と長期修繕計画の策定について
「福井市施設マネジメント計画」では、美術館は、安全性、老朽状況は問題ないが、機能・コスト面で改善の余地のある施設として位置付けられている。確かに、建物の築年数的には他の施設に比べ新しい施設であるが、部分的に見ていくと、吸収冷温水機に代表されるように、耐用年数を超える使用により、致命的な欠陥が生じている箇所が存在する。また、館内の LED 化対応についても十分とはいえない。 「福井市公共施設等総合管理計画」では、公共施設等を適正管理するための基本的な取組として、長期修繕計画の策定を掲げている。大規模な修繕に対しては、具体的な計画となる長期修繕計画を策定し、適宜、大規模改修や長寿命化改修を計画的に実施していくというものである。 美術館の収支は、大きく赤字となっており、空調機器の入替や LED 化対応は大きな負担に	

なることが予想される。そのため、大規模な修繕が必要なことが明らかな場合には、早急に具体的な議論を開始し、修繕計画を策定することが必要と考える。

8-2. 美術館運営費

1. 事業の概況

事業名 (歳出予算科目)	大事業：美術館管理運営費、中事業：美術館運営費 (款：教育費、項：社会教育費、目：美術館費)
事業の目的及び 必要性	美術館の適切な運営のため、運営協議会の開催やその他必要な事務を行う
事業内容	常設展示、収蔵庫の管理、美術館運営協議会開催等
根拠法令等	福井市美術館の設置及び管理に関する条例 福井市美術館の設置及び管理に関する条例施行規則 福井市美術館の観覧料及び使用料の徴収に関する規則
実施要綱等	—
第八次福井市総合計画における位置づけ	政策：なし 施策：なし
事業開始年度	平成9年度
事業終了年度(予定)	— (半永久的に続く事業である。)

2. 事業の成果

当事業は、施設の運営に係る経費であるため、事業の成果を確認する目標値は定めていない。

3. 歳入、歳出の推移

(単位：千円)

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
歳入	A 予算現額	1,613	1,613	1,713
	B 決算額 (収入済額)	1,868	1,926	1,780
	C 差額 (A-B)	△255	△313	△67
歳出	D 予算現額	4,732	4,863	4,448
	E 決算額 (支出済額)	4,507	4,529	4,370
	F 繰越額	—	—	—
	G 不用額 (D-(E+F))	225	334	78

増減の理由

【令和4年度】重要な増減なし。

【令和5年度】重要な増減なし。

4. 歳入の内訳（令和5年度）

（単位：千円）

款・項・目	決算額	主な内容
14 使用料及び手数料 01 使用料 08 教育使用料	1,598	常設展観覧料 市民ギャラリー等使用料
17 財産収入 02 物品売払収入 02 物品売払収入	180	図録等販売収入
合計（＝3のB）	1,780	

5. 歳出の内訳（令和5年度）

（単位：千円）

節	決算額	主な内容
01 報酬	1,438	運営協議会委員報酬、会計年度任用職員報酬
03 職員手当等	327	会計年度任用職員手当
07 報償費	602	美術館協力員謝礼
08 旅費	26	会議旅費
10 需用費	1,090	消耗品費、印刷製本費
11 役務費	173	手数料、保険料
12 委託料	292	印刷物デザイン業務委託料
13 使用料及び賃借料	380	リース料、サーバ使用料
18 負担金、補助及び交付金	46	参加負担金、会費的負担金
合計（＝3のE）	4,370	

6. 監査の結果と意見

（1）在庫カウントについて

「8-1.美術館管理費」でも記載したように、美術館では、さまざまな物品を販売している。在庫については、エクセルにて物品売上月報を作成して販売状況を管理している。また、実在庫数は、2、3 カ月に 1 回程度実際にカウントを実施し、記録残との照合を実施している。ただし、カウントのタイミングは特段決められていない。

【意見】	在庫カウントのタイミングについて
美術館では、図録からオリジナルグッズまで、多岐にわたる品物を保管しており、保管場所も分散しているため、実在庫数量の正確な把握が課題となる。現状、定期的なカウントを実施しているものの、そのタイミングが明確に定められていないため、カウントの頻度や範囲にばらつきが生じ、記録との間に乖離が生じる可能性がある。	
在庫のカウントについて、より明確な手順を設定し、カウントのタイミングを明確にすることで、効率的かつ効果的に在庫数を把握することが可能となる。「8-1. 美術館管理費」で記	

載した在庫管理においても、適切な実在庫数を把握することは重要であるため、カウント方法についても併せて検討することが必要と考える。

(2) 観覧料等の改定について

福井市美術館の観覧料及び使用料は、下表のとおりである。

(観覧料)

区分		金額
常設展	個人	100 円
	団体	50 円
企画展	個人	市長がその都度定める額
	団体	個人の観覧料の 2 割引きの額

(備考)

- 1 団体とは、一団の観覧者の数が 20 人以上のものをいう。
- 2 常設展は、次に掲げる者については無料とする。
 - (1)中学生以下の者
 - (2)70 歳以上の者
 - (3)障害者（障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 2 条第 1 号に規定する障害者をいう。

(使用料（施設）)

区分	金額		
	全日の料金	午前の料金	午後の料金
	9 時から 17 時まで	9 時から 12 時まで	12 時から 17 時まで
市民ギャラリー	4,190 円	1,570 円	2,610 円
企画展示室	15,920 円	5,970 円	9,950 円
講堂	5,860 円	2,200 円	3,660 円

(備考)

- 1 使用料は、全日の料金、午前の料金又は午後の料金のいずれかの区分に応じた料金とする。
- 2 17 時を超えて使用する場合の使用料は、前項の規定にかかわらず、1 時間当たり市民ギャラリーにあっては 520 円、企画展示室にあっては 1,990 円、講堂にあっては 730 円に使用時間を乗じて得た額とする。
- 3 準備、後片付け等のために使用する場合の使用料は、上記の金額の 5 割に相当する額とする。
- 4 使用者が観覧料、入場料等を徴収する場合は、上記の金額の 3 割増しとする。

ここで、観覧料及び使用料については、平成 9 年の開館以来、消費税率引上げ以外には改定されていない。なお、常設展の観覧料については、消費税率引上げ時に検討したものの、影響が 10 円未満であったため改定されていない。また、観覧料等は、開館時に、他の施設の料金を参

考にして設定されている。

【意見】	観覧料等の改定検討について
美術館の観覧料等は、開館時より改定されていない。しかしながら、「8－1. 美術館管理費」でも記載したように、美術館の収支は毎年 1 億円近い赤字となっているだけでなく、今後、建物の老朽化に伴い、修繕費が増加することが見込まれる。 博物館法の第 23 条には「原則無料」という規定が存在するが、引き続き経費削減に努めるとしても、財政的な負担を考えると、観覧料の金額を維持することにも限界があるのではないかと考える。受益者負担の原則に基き、施設の維持管理のコストを利用者に追加で負担してもらうことも、中長期的に検討していくことが必要と考える。	

8－3. 美術館企画展開催事業

1. 事業の概況

事業名 (歳出予算科目)	大事業：美術館企画展事業、中事業：美術館企画展開催事業 (款：教育費、項：社会教育費、目：美術館費)
事業の目的及び 必要性	優れた芸術文化に触れる機会の提供を目的に開催しており、開館以来、多くの人々に鑑賞されてきた。美術館の重要な事業である。
事業内容	美術のそれぞれの分野における多彩な表現を紹介するために魅力的な企画展を開催する
根拠法令等	福井市美術館の設置及び管理に関する条例 福井市美術館の設置及び管理に関する条例施行規則 福井市美術館の観覧料及び使用料の徴収に関する規則
実施要綱等	－
第八次福井市総合計画における位置づけ	政策：文化や歴史、自然を、郷土の誇りとして未来につなぎ、個性豊かな魅力あるまちをつくる 施策：市民の心を豊かに育む文化芸術を振興する
事業開始年度	平成9年度
事業終了年度(予定)	－（半永久的に続く事業である。）

2. 事業の成果

事業の成果を確認する指標及び目標値の推移

指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
企画展入場者数（人）	82,000	82,500	83,000

上記目標値に対する実績値の推移

指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
企画展入場者数（人）	77,958	68,411	64,539

事業の成果の達成・未達の理由

常設展示作家である高田博厚が生きた近代や現代の美術の紹介を積極的に行うとともに、地元テレビ局等と実行委員会を組織し、世代を超えて受け入れられる美術展を行うなど様々な企画展を開催している。近年、デジタル化等により興味や情報が多様化し、市民がどのようなジャンルに興味を惹かれるのか、傾向が見出しにくくなっているため、目標値は未達となっている。しかしながら、歴史的にも教育的にも意義深く、作品内容が充実した展覧会を開催し、かつ関連イベントを工夫して観覧者の増加を目指していく。

3. 歳入、歳出の推移

(単位：千円)

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
歳入	A 予算現額	29,525	26,010	27,677
	B 決算額（収入済額）	26,322	27,571	30,432
	C 差額（A－B）	3,203	-1,561	-2,755
歳出	D 予算現額	30,860	27,373	28,927
	E 決算額（支出済額）	30,532	27,130	28,927
	F 繰越額	0	0	0
	G 不用額（D－(E+F)）	328	243	0

増減の理由

【令和4年度】重要な増減なし。

【令和5年度】重要な増減なし。

4. 歳入の内訳（令和5年度）

(単位：千円)

款・項・目	決算額	主な内容
21 諸収入		
07 雑入	30,432	企画展実行委員会精算金
06 雑入		
合計（＝3のB）	30,432	

5. 歳出の内訳（令和5年度）

(単位：千円)

節	決算額	主な内容
08 旅費	84	企画展調査研究旅費
18 負担金、補助及び交付金	28,843	企画展開催負担金
合計（＝3のE）	28,927	

6. 監査の結果と意見

(1) 企画展の収支について

当事業では、優れた芸術文化に触れる機会の提供を目的として、年に4回企画展を開催している。この企画展の開催に伴って発生している企画展実行委員会精算金は、美術館の主要な収入となっており、令和5年度の企画展実行委員会精算金の合計額は30,432千円と美術館全体の収入33,720千円のうち約90%を占めている。

開催の流れとしては、まず、美術館と地元テレビ局等が、予め取り決められた開催負担金を支出しあって企画展実行委員会を組織する。そして、その企画展実行委員会が主催者となって、展覧会の準備・運営を実施し、展覧会終了後に決算報告が行われ収支決算が確定する。その後、負担金の拠出割合によって収入を案分したものが精算金となる。なお、負担金、観覧料と販売委託手数料（グッズ販売のある場合）が企画展における収入となる。

ここで、令和5年度に実施された各企画展の収支状況は以下のとおりである。

(単位：千円)

企画展名	収入	支出	損益	(参考)予算収入
(1)大村雪乃展	4,008	6,842	△2,833	5,750
(2)ひろしま美術館展	4,406	9,648	△5,241	7,962
(3)中島潔展	2,906	4,103	△1,196	3,965
(4)MINITURE LIFE 展 2	19,111	8,250	10,861	10,000
(1)～(4)合計	30,432	28,843	1,589	27,677

令和5年度においては、企画展全体の収支は黒字となっている。しかしながら、個々の企画展に注目すると、MINITURE LIFE 展2が大幅な黒字となっている反面、その他の企画展では、実績収入が予算収入を下回っており赤字となっている。

【意見】	企画展の現実的な収支予測について
令和5年度の企画展の収支状況を見ると、企画ごとの来場者数に大きなばらつきがあり、当初の予測との乖離が大きい。企画展については、当初予測設定した有料観覧者数を超えると収支は黒字となるが、令和5年度に開催された各企画展は、話題性が高いMINITURE LIFE 展2を除き、収入が予測ほど伸びず、収支が赤字となっている。また、黒字となっているMINITURE LIFE 展2の収支についても、予測からの乖離は大きい。 このように予算と実績の乖離幅が大きいことから、企画の段階で目標値として設定されていた有料観覧者数が妥当であったかという点について疑義が残る。目標とする有料観覧者数は、過去のデータ分析、競合施設との比較、ターゲット層のマーケティング調査など、多角的な視点から現実的な予測に基づいて設定すべきである。より正確な予測に基づいて目標値を設定し、企画展事業の収支を、少しでも安定改善させていくことが必要と考える。	

8-4. アトリエ開催事業

1. 事業の概況

事業名 (歳出予算科目)	大事業：美術館アトリエ事業、中事業：アトリエ開催事業 (款：教育費、項：社会教育費、目：美術館費)
事業の目的及び 必要性	市民が豊かな創造性を育む機会を提供することを目的としており、企画展開催事業と並ぶ美術館活動の主要事業である。
事業内容	子どもアトリエ、市民アトリエ、共催アトリエ、アトリエチャレンジ
根拠法令等	－
実施要綱等	－
第八次福井市総合計画における位置づけ	政策：文化や歴史、自然を、郷土の誇りとして未来につなぎ、個性豊かな魅力あるまちをつくる 施策：市民の心を豊かに育む文化芸術を振興する
事業開始年度	平成 10 年度
事業終了年度(予定)	－ (半永久的に続く事業である。)

2. 事業の成果

事業の成果を確認する指標及び目標値の推移

指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
アトリエ参加者数(人)	10,000	15,000	15,000

上記目標値に対する実績値の推移

指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
アトリエ参加者数(人)	13,185	5,804	15,008

事業の成果の達成・未達の理由

子どもアトリエは、申込者が多く、限られたスペースで全員を受け入れることが困難な場合があるが、市民アトリエは、活動内容により、申込者数が少ないことがある。共催アトリエは、コロナ禍の影響で学校等の校外活動の時間が減少しており、団体申込数が減っている。アトリエチャレンジは、展覧会の来館者数によって、参加者数が大きく影響を受けてしまうことから、目標値を達成できない年度もある。

上記を踏まえて、子どもから大人まで幅広い層に対して、自由な発想でつくることの楽しさを体験できる創作活動の場を提供することに努めている。

3. 歳入、歳出の推移

(単位：千円)

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
歳入	A 予算現額	2,122	2,200	2,200
	B 決算額(収入済額)	1,137	1,181	944
	C 差額(A-B)	985	1,019	1,256

歳 出	D 予算現額	3,869	3,919	3,760
	E 決算額（支出済額）	3,830	3,660	3,758
	F 繰越額	0	0	0
	G 不用額（D－(E+F)）	39	259	2

増減の理由

【令和４年度】重要な増減なし。

【令和５年度】重要な増減なし。

４．歳入の内訳（令和５年度）

（単位：千円）

款・項・目	決算額	主な内容
21 諸収入		
07 雑入	944	アトリエ参加費
06 雑入		
合計（＝３のＢ）	944	

５．歳出の内訳（令和５年度）

（単位：千円）

節	決算額	主な内容
07 報償費	2,009	講師、アトリエ協力員等謝礼
10 需用費	1,702	消耗品費
11 役務費	49	郵便料、参加者事故損害保険料
合計（＝３のＥ）	3,758	

６．監査の結果と意見

（１）市民アトリエの参加者減少について

当事業では、市民に豊かな創造性を育む機会を提供することを目的として、アトリエ活動を実施している。アトリエ活動には、「子どもアトリエ」、「市民アトリエ」、「共催アトリエ」、「アトリエチャレンジ」がある。それぞれのアトリエの対象者と活動概要は表のとおりである。

アトリエ名	対象者	活動概要
子どもアトリエ	４歳児から小学生	希望者は、美術館が企画した造形活動に応募し、作品を制作する。
市民アトリエ	中学生以上	同上
共催アトリエ	幼稚園・保育園・小学校のクラスや子ども会等の団体	社会見学や親子活動の一環として、申込者の要望を聞いたうえで造形活動を企画、開催する。
アトリエチャレンジ	誰でも	美術館エントランスホールに簡単なものづくり

		を体験できるコーナーを常設している。申込等は不要。

このうち、市民アトリエについては、毎年 9 回、各回定員 10～15 名程度の多種多様な造形活動を実施しているが、参加人数が徐々に減少している。参加人数の推移は以下のとおりである。

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
定員人数合計（人）①	130	130	130
参加人数合計（人）②	150	137	113
定員充足率 ②÷①	115.3%	105.3%	86.9%

また、市民アトリエの参加者について、50 代以上が約 70%を占めており、アトリエを知ったきっかけとしては、市政広報が約 69%、アトリエパンフレットが約 40%となっている。それに対して、HP によってアトリエを知ったという回答は約 11%であった(令和 5 年度参加者アンケートより)。

【意見】	市民アトリエ活動の宣伝方法の多様化について
美術館では、市民アトリエ活動として、多種多様な造形活動を企画しているが、令和 5 年度については、参加者数が定員人数を下回っている回が多い。また、参加者については、中高年が主であり、宣伝広告媒体も紙面が主要なものとなっている。 造形活動は、精神的・時間的な余裕がなければ取組めないため、ある程度、世代間の偏りが生じるのは仕方ないことかもしれない。しかしながら、参加者の約 70%が 50 代以上であるという既存の傾向をよしとするか、若年層にも魅力的な活動を発信していくことができるかで美術館の将来性は大きく異なってくると考える。 ここで、若年層に美術館活動の情報を効果的に発信するためには、ホームページの充実が欠かせない。現状の美術館のホームページでも、必要な情報は網羅されているが、プラスアルファの価値（見やすさ、申込みやすさ、行きたくなるような仕掛け）を求めるならば、まだ強化・改善できる余地があると感じる。より視覚的に訴求力のあるデザインや、スマートフォンでの利用にも対応した画面、そして SNS との連携強化などを検討することが必要と考える。また、キャッシュレス決済と連携して、参加者の利便性を高めることも有効な手段である。 現代では、ホームページは美術館の顔であり、集客の鍵を握る重要なツールとなり得る。ホームページを、単なる情報発信ツールと捉えずに、美術館と来館者をつなぐコミュニケーションツールとして効果的に使用していくことが必要と考える。	

8－5. 市美展ふくい開催事業

1. 事業の概況

事業名 (歳出予算科目)	大事業：市美展ふくい開催事業、中事業：市美展ふくい開催事業 (款：教育費、項：社会教育費、目：美術館費)
事業の目的及び	市民に親しまれる美術の祭典となることを目的とし、本市の美術文化

必要性	の向上を図る
事業内容	本市在住又は通勤通学する人を対象とした本市の美術公募作品展「市美展ふくい」を開催する
根拠法令等	－
実施要綱等	－
第八次福井市総合計画における位置づけ	政策：文化や歴史、自然を、郷土の誇りとして未来につなぎ、個性豊かな魅力あるまちをつくる 施策：市民の心を豊かに育む文化芸術を振興する
事業開始年度	昭和 60 年
事業終了年度(予定)	－（半永久的に続く事業である。）

2. 事業の成果

事業の成果を確認する指標及び目標値の推移

指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
市美展への出品数	458	500	500

上記目標値に対する実績値の推移

指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
市美展への出品数	458	462	435

事業の成果の達成・未達の理由

部門によって、出品点数が減少していたり、専門の審査員がいなかったり等の問題が生じているため、目標値は未達となっているが、今後も実行委員による関係各所への呼びかけや広報誌、SNSを通じての積極的な募集に努めていく。

3. 歳入、歳出の推移

(単位：千円)

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
歳入	A 予算現額	798	798	798
	B 決算額（収入済額）	557	603	563
	C 差額（A－B）	241	195	235
歳出	D 予算現額	5,000	5,000	4,850
	E 決算額（支出済額）	5,000	5,000	4,850
	F 繰越額	－	－	－
	G 不用額（D－(E+F)）	0	0	0

増減の理由

【令和４年度】重要な増減なし。

【令和５年度】重要な増減なし。

４．歳入の内訳（令和５年度）

（単位：千円）

款・項・目	決算額	主な内容
21 諸収入		
07 雑入	563	市美展出品料
06 雑入		
合計（＝３のＢ）	563	

５．歳出の内訳（令和５年度）

（単位：千円）

節	決算額	主な内容
12 委託料	4,850	開催業務委託料
合計（＝３のＥ）	4,850	

６．監査の結果と意見

特記すべき事項はない。

８－６．社会教育施設災害復旧事業

１．事業の概況

事業名 （歳出予算科目）	大事業：社会教育施設災害復旧事業 中事業：社会教育施設災害復旧事業 （款：災害復旧費、項：文教施設災害復旧費、目：社会教育施設災害復旧費）
事業の目的及び 必要性	来館者が安心・安全に美術館を利用できるように、被災した箇所の修繕を行う必要がある
事業内容	能登半島地震により被災した館内壁面の修繕を行う
根拠法令等	－
実施要綱等	－
第八次福井市総合計 画における位置づけ	－
事業開始年度	令和５年度
事業終了年度(予定)	令和６年度

２．事業の成果

当事業は、能登半島地震により被災した館内壁面の修繕に係る事業であるため、事業の成果を

確認する目標値は定めていない。また、企画展の開催時期との調整により、年度内の完了ができず令和6年度に繰り越している。

3. 歳入、歳出の推移

(単位：千円)

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
歳入	A 予算現額	—	—	4,800
	B 決算額（収入済額）	—	—	0
	C 差額（A－B）	—	—	4,800
歳出	D 予算現額	—	—	4,800
	E 決算額（支出済額）	—	—	0
	F 繰越額	—	—	4,800
	G 不用額（D－(E+F)）	—	—	0

増減の理由

【令和4年度】事業なし

【令和5年度】能登半島地震による被災対応

4. 歳入の内訳（令和5年度）

(単位：千円)

該当なし。

5. 歳出の内訳（令和5年度）

(単位：千円)

該当なし。

6. 監査の結果と意見

特記すべき事項はない。

9. 郷土歴史博物館

9－1. 養浩館管理費

1. 事業の概況

事業名 (歳出予算科目)	大事業：養浩館管理運営費、中事業：養浩館管理費 (款：教育費、項：社会教育費、目：文化費)
事業の目的及び 必要性	来園者の快適な環境の中での施設利用を維持する
事業内容	養浩館庭園の受付業務など
根拠法令等	福井市養浩館庭園の設置及び管理に関する条例

実施要綱等	－
第八次福井市総合計画における位置づけ	政策：文化や歴史、自然を、郷土の誇りとして未来につなぎ、個性豊かな魅力あるまちをつくる 施策：歴史や文化遺産を保存・継承し活用する
事業開始年度	平成 16 年度
事業終了年度(予定)	－（半永久的に続く事業である。）

2. 事業の成果

当事業は、施設の管理運営に係る経費であるため、事業の成果を確認する目標値は定めていない。

3. 歳入、歳出の推移

(単位：千円)

項 目		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
歳入	A 予算現額	6,030	6,348	6,982
	B 決算額（収入済額）	2,682	5,152	5,360
	C 差額（A－B）	3,348	1,196	1,622
歳出	D 予算現額	25,006	26,371	27,932
	E 決算額（支出済額）	24,773	26,349	27,703
	F 繰越額	－	－	－
	G 不用額（D－(E+F)）	233	22	229

増減の理由

【令和4年度】新型コロナウイルス感染症の影響で、令和3年度の来館者数は減少していたが令和4年度に回復したため。
【令和5年度】重要な増減なし。

4. 歳入の内訳（令和5年度）

(単位：千円)

款・項・目	決算額	主な内容
14 使用料及び手数料 01 使用料 08 教育使用料	5,221	入園料 養浩館庭園内の建物使用料（写真撮影等）
17 財産収入 02 財産売払収入 02 物品売払収入	26	絵はがき等の販売収入

21 諸収入 07 雑入 06 雑入	113	鯉のえさ販売収入
合計 (= 3 の B)	5,360	

5. 歳出の内訳（令和5年度）

（単位：千円）

節	決算額	主な内容
10 需用費	2,029	消耗品費、印刷製本費、電気料
11 役務費	50	電話料等
12 委託料	25,079	庭園受付業務・警備業務・設備保守点検業務等
13 使用料及び賃借料	544	借地料（駐車場）等
18 負担金、補助及び交付金	1	防火委員会負担金
合計 (= 3 の E)	27,703	

6. 監査の結果と意見

当事業は、福井市の直営にて養浩館庭園の管理運営を行っているものである。監査人は当該施設につき、所管課へのヒアリングの他、現場に赴いた上で以下の監査手続を実施した。

<実施した監査手続>

- ・現場の管理運営を担っている担当者に条例の遵守状況や現金の取扱い等、所定の質問票に基づきヒアリングを行った。
- ・入館料の免除等、当該施設の設置及び管理に関する条例施行規則で定められている所定の申請書につき、令和5年度分の綴りを閲覧し、福井市側におけるチェック内容、チェック体制の確認を行った。
- ・現場における施設や備品の管理状況や整備状況につき、視察を行った。
- ・施設の管理運営に外部委託を利用している場合には、業務委託契約書や仕様書に準拠し業務が行われているか当該委託業者にヒアリングを行った。

以降、施設の概要を記載した上で、上記監査手続の結果並びに意見を記載する。

◆当施設の概要

施設名	名勝 養浩館庭園	
外観		

所在地	〒910-0004 福井市宝永 3 丁目 11-36
連絡先	TEL：0776-20-5367(福井市文化振興課)
開館時間	午前 9 時～午後 7 時（11 月 6 日から翌年 2 月末日までは午後 5 時閉園。 入園は閉園時間の 30 分前まで）
休館日	年末年始（12 月 28 日～翌年 1 月 4 日）
利用料金(入館料)	一般：220 円（団体 160 円） 中学生以下・70 歳以上・障がい者：無料
職員数	7 名 ※養浩館庭園には専属の職員がおらず、郷土歴史博物館職員（2 名）・文化振興課職員（5 名）が、養浩館庭園の事務を担当している。

◆当施設における利用者数実績の推移

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
利用者数実績（人）	33,102	49,547	50,351

◆当施設における収支の推移

（単位：千円）

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
【収入】			
使用料	2,670	5,048	5,220
物品売払収入	12	20	26
雑入	—	83	113
小計	2,682	5,152	5,360
【支出】			
消耗品費	19	8	16
燃料費	18	30	27
印刷製本費	48	48	47
電気料	1,353	1,504	1,631
水道料	123	126	211
飼料費	81	98	94
郵便料	5	5	2
一般電話料	45	45	42
手数料	1	2	4
委託料	22,530	23,934	25,079
使用料及び賃借料	543	543	543
負担金、補助及び交付金	1	1	1
小計	24,772	26,348	27,702

【差引】	△22,090	△21,196	△22,342

◆当施設における監査の結果と意見

(1) 備品管理状況について

当施設にて、固定資産の現物確認を実施した。福井市の備品管理シールが添付された「スチール書庫 3231」をサンプリングの対象として固定資産台帳との照合を試みたが、固定資産台帳への計上は確認できなかった。後日、その他施設も含めて改めて当該スチール棚の計上を確認したが、どこにも当該資産の計上は認められなかった。福井市に確認したところ、資産が移動した際に、適切に資産登録が実施されなかった可能性が高いとのことであった。

【意見】	備品の適切な管理について
上記のとおり、固定資産台帳から漏れている備品が存在していた。固定資産台帳とは、固定資産を、その取得から除売却処分に至るまで、その経緯を個々の資産ごとに管理するための帳簿であり、所有する全ての固定資産について、取得価額、耐用年数等のデータを網羅的に記載したものである。固定資産台帳は、財政状況を正確に把握するために、また、施設の維持管理、修繕、更新などの計画策定に不可欠な情報源であり、その不備は、施設管理の効率化や中長期的な視点からの計画立案を困難にする可能性がある。 今回の資産は金額が少額とはいえ、固定資産台帳への登録漏れは、他の資産の管理にも影響を与えかねない。定期的な点検を行い、全ての資産が正確に記録されているか確認を実施することが必要と考える。	

(2) ボランティア団体の年齢構成について

養浩館庭園の運営には、ボランティア団体が大きく貢献している。主なボランティア団体としては、「とねりの会」と「御泉水倶楽部」がある。とねりの会は、郷土歴史博物館や養浩館庭園での解説をはじめとした、来館者と施設をつなぐ様々な活動を実施している団体で、64 名が所属している。それに対して、御泉水倶楽部は、養浩館庭園内の清掃や除草などの庭園管理の補助を実施している団体で、12 名が所属している。

ここで、とねりの会及び御泉水倶楽部の年齢別所属者数及び年代別構成割合は、以下のとおりである。

(単位：人)

団体名	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	合計
とねりの会	0	1	2	3	2	28	28	64
御泉水倶楽部	0	0	0	0	2	3	7	12
合計	0	1	2	3	4	31	35	76
構成比	0.0%	1.3%	2.6%	3.9%	5.3%	40.8%	46.1%	100%

【意見】	若者ボランティアの参加推進について
養浩館庭園にとって、ボランティア団体の活動はなくてはならないものである。しかしながら、上記のようにボランティア団体の年齢構成は大きく偏っており、20代以下が全体の1.3%であるのに対して、60代以上が全体の86.9%を占めている。また、30～50代の中堅世代のボランティア数も少ない。特に70代以上の世代が46.1%と半数近くを占めていることから、この世代がボランティア活動を引退した場合に、十分なボランティア人数の確保が難しく、ボランティア活動の質が低下することが想定される。 養浩館庭園のボランティア活動を持続可能なものとし、知識及び活動内容を継承していくためには、若年層の参加を促進し、世代間の連携を強化することが不可欠である。福井市としては、若者ボランティアの募集を大々的にアピールし、興味のある人材を取り込んでいけるよう積極的に関与していくことが必要と考える。	

(3) 入園料等の改定について

養浩館庭園の入園料及び使用料は、下表のとおりである。

(入園料)

区分		金額
普通入園料	個人	220 円
	団体	160 円
共通観覧・入園料	個人	350 円
	団体	260 円
(備考) 1 団体とは、20人以上をいう。 2 次に掲げる者については、入園料を無料とする。 (1) 中学生以下の者 (2) 70歳以上の者 (3) 次に掲げる手帳を交付されている者 ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者手帳 イ 都道府県が発行する療育手帳 ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に規定する精神障害者保健福祉手帳 3 上の表に掲げる共通観覧・入園料には、福井市立郷土歴史博物館の設置及び管理に関する条例別表第1に掲げる平常展示観覧料を含む。		

(使用料（1回につき）)

施設区分	単位時間	金額
書院内の御月見の間、鎖の間、金砂子の間、御座の間、	3時間以内	1施設区分につき

御次の間、櫛形の御間、御台子、土間、御台所、御廊下、御上り場、御湯殿及び内池空間、御花造ノ居宅内の御花造蔵並びに芝生広場		1,650 円
(備考) 1 単位時間を超えて使用する場合の当該超える時間に係る使用料は、上の表の金額の 1 時間当たりの金額に当該超える時間数を乗じて算出する。この場合において、使用時間に 1 時間未満の端数があるときは、これを 1 時間として使用料を算出する。 2 市長が特に必要と認めて、養浩館庭園の通常の開館時間を超えて使用する場合の当該超える時間に係る使用料は、前項の規定により算出した金額の 5 割増しとする。 3 準備、後片付け等のためだけに使用する場合の使用料は、前項までの規定により算出した金額に 5 割を乗じて算出する。 4 前項までの規定により算出した金額に 10 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。		

ここで、入園料等については、開園以来、消費税率引上げ以外には改定されていない。

【意見】	入園料等の改定検討について
養浩館庭園の入園料等は、消費税率引上げ以外には開園時より改定されていない。福井市に確認したところ、養浩館庭園は市民全体の財産であるため、維持管理費用を入園料等で回収するという発想に、直結しないとの回答を得た。 しかしながら、養浩館庭園の維持管理には毎年一定の金額が発生し、その収支は毎年 20,000 千円程度の赤字となっている。引き続き、経費削減に努めるとしても、財政的な負担を考えると、入園料等の金額を維持することにも限界があるのではないかと考える。受益者負担の原則に基き、施設の維持管理のコストを利用者に追加で負担してもらうことも、中長期的に検討していくことが必要と考える。	

9-2. 重要文化的景観保存活用事業

1. 事業の概況

事業名 (歳出予算科目)	大事業：重要文化的景観保存活用事業 中事業：重要文化的景観保存活用事業 (款：教育費、項：社会教育費、目：文化費)
事業の目的及び 必要性	重要文化的景観「越前海岸の水仙畑 下岬の文化的景観」が適切に維持されるとともに、多様な人材がかかわりを持つようになり、水仙栽培産業の維持、水仙畑を核とした地域振興と観光活用の拡大を見込む。
事業内容	整備計画（アクションプラン）の策定、案内サインの設置や人材育成を目的としたローカルフォトプロジェクト、福井市・越前町・南越前町の連携協議会による普及啓発事業の継続
根拠法令等	文化財保護法・自然公園法

実施要綱等	越前海岸の水仙畑 下岬の文化的景観保存活用計画
第八次福井市総合計画における位置づけ	政策：文化や歴史、自然を、郷土の誇りとして未来につなぎ、個性豊かな魅力あるまちをつくる 施策：歴史や文化遺産を保存・継承し活用する
事業開始年度	令和2年度
事業終了年度(予定)	－（半永久的に続く事業である。）

2. 事業の成果

事業の成果を確認する指標及び目標値の推移

指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
情報発信人材の育成数（人）	15	15	15

上記目標値に対する実績値の推移

指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
情報発信人材の育成数（人）	15	15	15

事業の成果の達成・未達の理由

ローカルフォトプロジェクトが計画どおり実施できたため、目標値を達成できた。

3. 歳入、歳出の推移

（単位：千円）

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
歳入	A 予算現額	1,278	9,036	2,704
	B 決算額（収入済額）	1,198	9,010	2,577
	C 差額（A－B）	80	26	127
歳出	D 予算現額	2,120	11,448	3,560
	E 決算額（支出済額）	1,995	11,443	3,439
	F 繰越額	－	－	－
	G 不用額（D－(E+F)）	125	5	121

増減の理由

【令和4年度】当年度には案内サイン設置、重要な構成要素である家屋修理及び便益施設整備への補助を行い、これに伴い国庫・県からの補助もあったため。 【令和5年度】整備計画（アクションプラン）の策定を行い、これに係る経費を支出した。これに伴い国庫・県からの補助もあったため。

4. 歳入の内訳（令和5年度）

（単位：千円）

款・項・目	決算額	主な内容
15 国庫支出金 02 国庫補助金 07 教育費国庫補助金	1,997	文化的景観保護推進事業（国宝重要文化財等保存・活用事業）補助金
16 県支出金 02 県補助金 08 教育費県補助金	580	重要文化的景観保存活用推進事業補助金
合計（＝3のB）	2,577	

5. 歳出の内訳（令和5年度）

（単位：千円）

節	決算額	主な内容
07 報償費	96	委員報償費
08 旅費	60	研修参加、文化庁係官旅費
12 委託料	3,102	福井市文化的景観整備計画策定支援業務委託
18 負担金、補助及び交付金	181	越前海岸の水仙畑の文化的景観保存活用推進協議会負担金
合計（＝3のE）	3,439	

6. 監査の結果と意見

（1）福井市の水仙畑保護に対する取組みについて

文化財保護法第二条第1項第五号より、文化的景観とは、地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で、我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもののことをいう。文化的景観の中でも特に重要なものは、都道府県又は市区町村の申出に基づき、「重要文化的景観」として選定され、現状の変更や保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合には、文化庁長官への届出が必要とされる。

越前海岸の水仙畑は、福井を代表する文化的景観となっており、令和3年3月に「越前海岸の水仙畑 下岬の文化的景観」は国の重要文化的景観に選定されている。その一方で、少子高齢化や人口減少、生業の担い手不足、獣害、自然災害の発生などの問題が深刻化しており、水仙栽培をはじめ、当地の生活・生業の継続に向けた課題対応が求められている。

ここで、当事業では、重要文化的景観である越前海岸の水仙畑が適切に維持されることを目的として、整備計画（アクションプラン）の策定を中心に様々な取組みを実施している。水仙畑に関する事業が郷土歴史博物館の所管になっているのは、重要文化的景観の選定前の保存調査に携わった担当者が、郷土歴史博物館に移動したことによる。担当者の移動に事業が付いてくるとは異例であるが、他市町の事例で、担当者が変わったことによって、円滑な事業の遂行が阻害された事案があったことにより、整備計画が軌道に乗るまでは、担当者を変更せずに事業を実施することになったとのことである。

また、福井市では、郷土歴史博物館だけでなく、教育委員会事務局文化財保護課、農林水産部園芸センター、農林水産部有害鳥獣対策室等が水仙畑の保全に関わっている。郷土歴史博物館の担当者は、園芸センターの担当者とは情報を共有した上で取組みを実施しているが、福井市全体で水仙畑の保護に関する情報共有会議等は実施されていない。

【意見】	重要文化的景観保存についての各部署の連携と今後の方向性について
越前水仙の文化的景観は、福井市の貴重な財産であり、その保全は緊急の課題となっている。郷土歴史博物館は、整備計画の策定など中心的な役割を担っているが、関係部署間の情報共有の環境が整備されていないことで、より効果的な保全活動の妨げとなっている可能性がある。 各部署が個々に活動を行うのではなく、福井市全体で一元的な情報共有体制を構築し、連携を強化した方が、より効率的かつ効果的な保全活動が可能となると考える。 また、当事業は、特定の担当者に依存しており、その人の能力や経験人脈が事業の成否を大きく左右している。この状況が続けば、担当者の退職等、予期せぬ事態が発生した場合に、事業が中断してしまうおそれがある。文化的景観の保存という特性上、属人化を避けがたい面があるとはいえ、福井市の事業としてより安定的な運営を確保するために、計画的に組織・運営体制の見直しを実施していくことが必要と考える。	

9-3. 歴史博物館管理費

1. 事業の概況

事業名 (歳出予算科目)	大事業：歴史博物館管理運営費、中事業：歴史博物館管理費 (款：教育費、項：社会教育費、目：歴史博物館費)
事業の目的及び 必要性	博物館施設の維持及び、来館者の快適な環境の中での施設利用を維持する
事業内容	(経常) 郷土歴史博物館の維持管理、受付業務など (政策) 舎人門土居遺構修繕、博物館展示室の環境刷新
根拠法令等	博物館法・福井市立郷土歴史博物館の設置及び管理に関する条例
実施要綱等	—
第八次福井市総合計画における位置づけ	政策：文化や歴史、自然を、郷土の誇りとして未来につなぎ、個性豊かな魅力あるまちをつくる 施策：歴史や文化遺産を保存・継承し活用する
事業開始年度	平成 16 年度
事業終了年度(予定)	— (半永久的に続く事業である。)

2. 事業の成果

当事業は、施設の管理運営に係る経費であるため、事業の成果を確認する目標値は定めていない。

3. 歳入、歳出の推移

(単位：千円)

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
歳入	A 予算現額	7,952	10,077	33,158
	B 決算額（収入済額）	5,420	6,475	29,375
	C 差額（A－B）	2,532	3,602	3,783
歳出	D 予算現額	52,039	56,962	76,652
	E 決算額（支出済額）	51,254	54,386	74,418
	F 繰越額	—	—	—
	G 不用額（D－(E+F)）	785	2,576	2,234

増減の理由

【令和4年度】重要な増減なし。

【令和5年度】舎人門土居遺構修繕工事費、展示室照明LED化事業分の増額による増加。

4. 歳入の内訳（令和5年度）

(単位：千円)

款・項・目	決算額	主な内容
14 使用料及び手数料		
01 使用料	5,314	郷土歴史博物館入館料、施設使用料
08 教育使用料		
17 財産収入		
02 財産売払収入	1,684	グッズ、図録販売
02 物品売払収入		
21 諸収入		
07 雑入	277	御城印販売手数料、講座参加費
06 雑入		
22 市債		
01 市債	22,100	施設環境刷新事業（舎人門土居修繕工事）
08 教育債		展示室内スポット照明LED化
合計（＝3のB）	29,375	

5. 歳出の内訳（令和5年度）

(単位：千円)

節	決算額	主な内容
10 需用費	18,137	消耗品費、電気・ガス・水道料、施設修繕料等
11 役務費	354	電話料、公用車保険料等
12 委託料	37,585	受付業務・警備業務・設備保守点検業務等、展

		示室照明 LED 化業務
13 使用料及び賃借料	767	博物館クラウド型データベース利用料、AED リース料等
14 工事請負費	17,512	舎人門土居遺構修繕工事
26 公課費	63	公用車重量税
合計 (= 3 の E)	74,418	

6. 監査の結果と意見

当事業は、福井市の直営にて福井市立郷土歴史博物館の管理運営を行っているものである。監査人は当該施設につき、所管課へのヒアリングの他、現場に赴いた上で以下の監査手続を実施した。

<実施した監査手続>

- ・現場の管理運営を担っている担当者に条例の遵守状況や現金の取扱い等、所定の質問票に基づきヒアリングを行った。
- ・入館料の免除等、当該施設の設置及び管理に関する条例施行規則で定められている所定の申請書につき、令和5年度分の綴りを閲覧し、福井市側におけるチェック内容、チェック体制の確認を行った。
- ・現場における施設や備品の管理状況や整備状況につき、視察を行った。
- ・施設の管理運営に外部委託を利用している場合には、業務委託契約書や仕様書に準拠し業務が行われているか当該委託業者にヒアリングを行った。

以降、施設の概要を記載した上で、上記監査手続の結果並びに意見を記載する。

◆当施設の概要

施設名	福井市立郷土歴史博物館	
外観		
所在地	〒910-0004 福井市宝永3丁目12-1	
連絡先	TEL：0776-21-0489	
開館時間	3月1日～11月5日：午前9時00分～午後7時00分(最終入場は午後6時30分まで) 11月6日～2月末日：午前9時00分～午後5時00分(最終入場は午後4	

	時 30 分まで)
休館日	年末年始(12 月 28 日～1 月 4 日)と展示替えによる臨時休館日。
利用料金 (入館料)	個人 (高校生以上) : 220 円 中学生以下・70 歳以上・障がい者 : 無料
職員数	10 名

◆当施設における利用者数実績の推移

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
利用者数実績 (人)	37,785	46,456	53,250

◆当施設における収支の推移

(単位 : 千円)

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
【収入】			
使用料	4,413	5,595	5,313
利子及び配当金	46	46	25
物品売払収入	758	632	1,684
雑入	1,672	247	277
補助金	—	—	2,682
寄付金	—	—	9,257
市債	—	—	22,100
小計	6,889	6,521	41,338
【支出】			
報酬	2,826	2,826	2,821
報償費	1,716	2,082	2,883
旅費	358	435	489
消耗品費	1,059	1,327	1,657
燃料費	17	26	33
印刷製本費	1,203	2,281	2,605
電気料	8,053	8,797	10,126
ガス料	5,880	6,609	6,803
水道料	171	166	187
修繕料	740	809	705
郵便料	168	241	223
一般電話料	247	245	307
広告料	1,927	1,387	1205
手数料	38	32	108

保険料	20	—	17
委託料	40,169	43,318	57,557
使用料及び賃借料	960	1,365	1,001
工事請負費	4,740	4,279	17,512
備品購入費	254	301	217
負担金、補助及び交付金	55	55	235
公課費	57	—	63
小計	70,667	76,592	106,763
【差引】	△63,778	△70,071	△65,425

◆当施設における監査の結果と意見

(1) 多言語対応について

当施設は、福井の歴史や文化を分かりやすく紹介する博物館であり、福井藩や越前松平家の資料や物品を多数収蔵している。平成 16 年に越前松平家の別邸であった養浩館庭園の隣に移転新築したことで、福井市民のみでなく、観光客の訪問も多い。特に、新幹線福井開業以降は、海外観光客の増加も期待される。

ここで、郷土歴史博物館の多言語対応についてであるが、受付には英語が堪能なスタッフ 1 名が配置されている。常設展示室の内容については、無料スマホアプリ「Pocket Curator」による英・中・韓の音声/テキストガイドが利用できる。施設内の多言語表示については各設備については英語表記がある。ただ、ホームページについては日本語以外のページは設けておらず、特別展の展示内容については、多言語対応は実施されていない。

【意見】	積極的な多言語対応について
郷土歴史博物館は、養浩館庭園隣という魅力的なロケーションにあり、今後さらなる外国人観光客の増加が見込まれる。そのため、多言語対応が不十分であることが、外国人観光客の満足度低下につながる可能性がある。 対応できる人材と時間の不足という課題を解決し、より多くの訪問者を満足させるために、多言語対応のホームページの作成や福井市国際文化交流大使(FCA)の積極的な活用等を通じて、誰が来館しても楽しめる施設づくりを実施していくことが必要と考える。	

(2) 作品の保管について

施設を見学した際に、空きスペースに高田博厚作の「宇野重吉胸像」等の作品が置かれていた。「宇野重吉像」ほかは令和 3 年 3 月末に閉館した文化会館に安置されていたものであり、将来、新文化会館が新築された際に返却すべきものとして文化振興課より一時預かりの状態となっていた。文化会館からの移動先について、当初、美術館で受け入れるべきものと考えられていたが、保管スペースの問題から結果的に郷土歴史博物館に移動されている。

(参考写真)



【意見】	作品の適切な保管について
高田博厚作の「宇野重吉胸像」等の作品は、福井市にとって貴重な文化的資産である。高田博厚作の作品については、美術館において適切な温湿度管理のもと保管されている。保管場所の問題があるにせよ、新文化会館の計画が不明瞭な中、郷土歴史博物館での保管も長期になっている現状を鑑みると、本来所管すべき所属が、適切な保管環境下で管理することが必要と考える。	

(3) 観覧料等の改定について

郷土歴史博物館の観覧料及び使用料は、下表のとおりである。

(観覧料)

区分		金額
平常展示観覧料	個人	220 円
	団体	160 円
共通観覧・入園料	個人	350 円
	団体	260 円
特別展覧会観覧料	個人	市長がその都度定める額
	団体	個人の特別展覧会観覧料から当該特別展覧会観覧料の20%に相当する額を減算した額
友の会優待観覧料 (1年につき)	一般	1,320 円
	高校生、大学生 及びこれらに準 ずる者	880 円
(備考)		
1 団体とは、20人以上をいう。		

- 2 次に掲げる者については、観覧料を無料とする。ただし特別展覧会（市が単独で開催するものを除く。）に係る観覧料については、この限りではない。
- (1) 中学生以下の者
 - (2) 70歳以上の者
 - (3) 次に掲げる手帳を交付されている者
 - ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者手帳
 - イ 都道府県が発行する療育手帳
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に規定する精神障害者保健福祉手帳
- 3 上の表に掲げる特別展覧会観覧料には、平常展示観覧料を含む。
- 4 上の表に掲げる友の会優待観覧料には、特別展覧会（市が単独で開催するものを除く。）に係る観覧料は、含まない。
- 5 上の表に掲げる共通観覧・入園料、特別展覧会観覧料及び友の会優待観覧料には、福井市養浩館庭園設置及び管理に関する条例別表第2に掲げる普通入園料を含む。

（使用料（1回につき））

施設区分		単位時間	金額
本館	講堂（東側半分）	3時間以内	990円
	講堂（西側半分）		990円
	講堂（全体）		1,980円
	企画展示室（東側半分のみ）	8時間以内	6,160円

（備考）

- 1 単位時間を超えて使用する場合の当該超える時間に係る使用料は、上の表の金額の1時間当たりの金額を算出して得た額（この額に10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てた額）に当該超える時間数を乗じて算出する。この場合において、使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間として使用料を算出する。
- 2 教育委員会が特に必要と認めて、郷土歴史博物館の通常の開館時間を超えて使用する場合の当該超える時間に係る使用料は、前項の規定により算出した金額に当該使用料の50パーセントに相当する額を加算する。
- 3 準備、後片付け等のためだけに使用する場合の使用料は、前項までの規定により算出した金額の50パーセントに相当する額とする。
- 4 使用者が観覧料、入場料等を徴収する場合の使用料は、前項までの規定により算出した金額に当該使用料の30パーセントに相当する額を加算する。

ここで、観覧料等については、平成16年の開館以来、消費税率引上げ以外には改定されていない。

【意見】	観覧料等の改定検討について
郷土歴史博物館の観覧料等は、消費税率引上げ以外には開館時より改定されていない。しかしながら、郷土歴史博物館の収支は毎年60,000千円超の赤字となっているだけでなく、今	

後、建物の老朽化に伴い、修繕費が増加することが見込まれる。

博物館法の第 23 条には「原則無料」という規定が存在するが、引き続き経費削減に努めるとしても、財政的な負担を考えると、観覧料の金額を維持することにも限界があるのではないかと考える。受益者負担の原則に基き、施設の維持管理のコストを利用者に追加で負担してもらうことも、中長期的に検討していくことが必要と考える。

(4) 販売物の販売状況について

当施設では、特別展のテーマに関連した図録等の出版物、また郷土にちなんだクリアファイルやはがき等のオリジナルグッズを制作、販売している。出版物とオリジナルグッズの令和 5 年度の販売数量と在庫数量は下表のとおりである。

令和 5 年度における実績	販売数量	在庫数量
出版物合計	1,628 冊	10,904 冊
オリジナルグッズ合計	844 個	6,676 個

【意見】	在庫の販売方法について
郷土歴史博物館では、さまざまな販売物を制作し、販売しているが、思うように売れていないのが現状である。特に、過去に制作した図録等については、販売しきれず在庫として積みあがっているケースがある。長期間販売されない在庫については、商品としての価値が失われるおそれがある他、余分な保管の労力・費用が生じてしまう。今後は、精密な販売予測を立てたうえで、短期間で販売できるように販売物を制作していくことが必要と考える。 また、販売手法の多様化についても検討していくべきである。他施設での販売や図録のテーマにちなんだイベント実施時の販売等も積極的に実施していくことが必要である。郷土歴史博物館では主要な販売物については、ホームページでのオンライン販売も実施しているが、そのオンライン販売についても、キャッシュレス決済ができない等、使い勝手がよいものとは言えない。オンラインでの販売についても、積極的に改善を実施していくべきである。	

(5) 福井市清水郷土資料館について

郷土歴史博物館の管理下に福井市清水郷土資料館がある。福井市清水郷土資料館は、昭和 59 年の開館以来、旧清水町の地質・考古・歴史・民俗の代表的な資料を展示しており、片粕遺跡出土の縄文土器が目玉となっている。福井市清水郷土資料館の概要は、以下のとおりである。

施設名	福井市清水郷土資料館

外観	
所在地	〒910-3622 福井市風巻町 21-17
連絡先	TEL：0776-98-3820（清水図書館内）
開館時間	10:00～18:00
休館日	月曜（第3日曜の翌日除く）、第3日曜、国民の祝日、年末年始
利用料金(入館料)	無料
職員数	0名

なお、当施設に関する個別の事業の歳入、歳出はない。福井市清水郷土資料館は、清水図書館と同じ建物内にあるため、日常管理は階下の清水図書館職員に依頼している。当施設の利用者数については、正確に把握されていないが、任意の訪問者記録帳によると毎年 50 人程度に留まっている。

【意見】	福井市清水郷土資料館の今後の方向性について
福井市清水郷土資料館は、開館より 39 年が経過している(令和 5 年度時点)。「福井市施設マネジメント計画(平成 27 年 3 月策定)」では、安全性は問題ないが、老朽化が進みつつあり、機能・コスト面でも改善の余地がある施設として位置づけられている。福井市に確認したところ、歳出もなく安全性にも問題ないため、現状を維持しているが、今後、現状維持が難しくなった場合には、何らかの対応を検討していかなければならないと認識しているとのことであった。 福井市清水郷土資料館の今後のあり方については、地域の特性や住民のニーズを踏まえ、多角的な視点から検討していく必要がある。老朽化という課題を抱えながらも、地域にとって貴重な文化遺産であることも考慮した上で、存続させるのか、統廃合を進めるのか早めの意思決定を行うことが必要と考える。なお、「福井市施設マネジメントアクションプラン第 2 期(令和 5 年 9 月策定)」では、利用者が少数であるため、第 2 期中に、今後の方向性を検討するとされている。	

9－4．歴史博物館運営費

1. 事業の概況

事業名 (歳出予算科目)	大事業：歴史博物館管理運営費、中事業：歴史博物館運営費 (款：教育費、項：社会教育費、目：歴史博物館費)

事業の目的及び 必要性	歴史博物館の円滑な運営と市民が歴史に触れる機会の提供
事業内容	チケットやパンフレット類の印刷や平常展示企画準備など、施設の円滑な運営と利用促進にかかる諸事業
根拠法令等	博物館法・福井市立郷土歴史博物館の設置及び管理に関する条例
実施要綱等	－
第八次福井市総合計画における位置づけ	政策：文化や歴史、自然を、郷土の誇りとして未来につなぎ、個性豊かな魅力あるまちをつくる 施策：歴史や文化遺産を保存・継承し活用する
事業開始年度	－（過去から実施している事業である。）
事業終了年度(予定)	－（半永久的に続く事業である。）

2. 事業の成果

当事業は施設の管理運営に係る経費であるため、事業の成果を確認する目標値は定めていない。

3. 歳入、歳出の推移

(単位：千円)

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
歳入	A 予算現額	－	－	－
	B 決算額（収入済額）	－	－	－
	C 差額（A－B）	－	－	－
歳出	D 予算現額	4,232	4,198	3,928
	E 決算額（支出済額）	3,996	4,050	3,835
	F 繰越額	－	－	－
	G 不用額（D－(E+F)）	236	148	93

増減の理由

【令和4年度】重要な増減なし。

【令和5年度】重要な増減なし。

4. 歳入の内訳（令和5年度）

(単位：千円)

該当なし。

5. 歳出の内訳（令和5年度）

(単位：千円)

節	決算額	主な内容
01 報酬	2,821	名誉館長報酬、歴史博物館運営協議会委員報酬
08 旅費	42	名誉館長の越葵文庫資料及び特別展等展示指導

		旅費
10 需用費	710	コピーチャージ料、平常展企画看板、公用車燃料費、観覧券・パンフレット等印刷
11 役務費	10	パンフレット等郵送費
13 使用料及び賃借料	197	デジタル印刷機リース料
18 負担金、補助及び交付金	55	日本博物館協会等 会費
合計 (= 3 の E)	3,835	

6. 監査の結果と意見

(1) 名誉館長報酬について

郷土歴史博物館の名誉館長には、平成 18 年 5 月より松平宗紀氏（越前松平家第 20 代当主）が就任している。名誉館長の主な職務としては、対外的な PR の実施や徳川記念財団や旧大名家から史料を借用する際の交渉が挙げられる。また、松平家当主が郷土歴史博物館の名誉館長に就任していることで、郷土歴史博物館に対する市民の信頼性を向上させることにも一役買っている。名誉館長の任期は 1 年更新で、年 6 回程度の来福(随時必要に応じて来福)が求められている。

ここで、名誉館長の報酬金額については、明文化された規程等は存在しておらず、就任当時に県内で名誉館長を置いていた若狭三方縄文博物館の梅原猛館長の報酬などを参考にして算出しているとのことであった。その決定については、「松平宗紀名誉館長の職務内容について」という記録に残っているが、他に公的な文書等は確認できなかった。

【意見】	名誉館長報酬の算出根拠について
上記のとおり、郷土歴史博物館に貢献している名誉館長の報酬設定の詳細について、明文化されたものを確認できない状況にある。名誉館長が設置されてから約 20 年が経過しており、現状残っているのは、平成 18 年の就任時点に作成された文書のみであるため、その当時の金額設定が適切であったか判断することが難しい。当時の別の博物館の名誉館長の報酬を参考に設定されているとのことであるため、金額的に世間の基準から大幅に乖離しているものではないと推察されるが、そもそも直接的な報酬の算出根拠に関する説明根拠が不十分な状態にあることは望ましくない。報酬に関する透明性が欠如することで、博物館に対する信頼が損なわれる可能性もあるため、報酬額を設定した当初の検討資料等、説明できる資料を保管管理しておくことが必要と考える。	

(2) 旧館時代の寄託資料について

郷土歴史博物館への寄託手続きについては、「福井市立郷土博物館の設置及び管理に関する条例施行規則」において、以下のとおり定められている。

第6条 資料の寄託をしようとする者は、資料寄託申出書(様式11号)を教育委員会に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、教育委員会が資料寄託申出書によることが不適当であると認めるときは、この限りではない

2 教育委員会は、前項の承認をしたときは、資料寄託預かり証(様式 12 号)を寄託の申出をした者に交付するものとする。

第7条 資料の寄託期間は、3 年とする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、3 年を超えない範囲内において別に期間を定めることができる。

2 教育委員会は、寄託期間契約満了後も継続して寄託の必要があると認めるときは、寄託者と協議の上、寄託期間を延長することができる。

3 教育委員会は、寄託期間中において寄託者から資料の返却の申出があったときは、寄託者と協議の上、資料を返却することができる。

第8条 寄託を受けた資料について災害その他不可抗力により生じた損失に対しては、郷土歴史博物館は、その責めを負わないものとする。

ここで、郷土歴史博物館は、昭和 28 年足羽山に開館し、平成 16 年 3 月に、越前松平家の別邸であった養浩館庭園に隣接した現在地に移転新築オープンしている。この足羽山旧館時代には、3 年ごとの寄託期間契約の更新手続きが設定されていなかったため、現在も旧館時代の永年寄託資料について、寄託期間契約の対象になっていないものが存在している。

【意見】	旧館時代の寄託資料についての契約の見直しについて
上述したように、旧館時代の永年寄託資料について、寄託期間契約の対象外となっているものがある。寄託期間を3年ごとに更新することによって、郷土歴史博物館と寄託者は、寄託資料の状況や保管責任を3年ごとに確認することができる。しかし、その期間が設定されていない資料については、定期的な確認が実施されないため、寄託者が転居したり、亡くなったたりした場合に、適時に寄託者の情報変更を実施できず、寄託資料を寄託者に返却できない可能性が生じる。 現在、旧館時代の永年寄託資料の中で、寄託者が紐付けられていない資料はなく、現在の契約に更新する手続きを進めている途中であるとのことである。しかし、移転よりすでに 20 年以上が経過しており、年々寄託者と連絡が取れなくなる可能性は高まっている。なるべく迅速に手続きを進めていくことが必要と考える。	

9－5．歴史博物館資料収集保存費

1．事業の概況

事業名 (歳出予算科目)	大事業：歴史博物館収集保存費、中事業：歴史博物館収集保存費 (款：教育費、項：社会教育費、目：歴史博物館費)
事業の目的及び 必要性	適正な保存と修復により資料を後世に伝え、また新たな資料収集により収蔵資料の充実を図る。
事業内容	地域の歴史資料の収集と保存、保存上の理由から公開できない資料や重要な資料の修復

根拠法令等	博物館法・福井市立郷土歴史博物館の設置及び管理に関する条例
実施要綱等	－
第八次福井市総合計画における位置づけ	政策：文化や歴史、自然を、郷土の誇りとして未来につなぎ、個性豊かな魅力あるまちをつくる 施策：歴史や文化遺産を保存・継承し活用する
事業開始年度	－（過去から実施している事業である。）
事業終了年度(予定)	－（半永久的に続く事業である。）

2. 事業の成果

事業の成果を確認する指標及び目標値の推移

指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
修復・複製製作を行った資料の数（点）	1	2	3

上記目標値に対する実績値の推移

指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
修復・複製製作を行った資料の数（点）	1	2	6

事業の成果の達成・未達の理由

令和5年度は、橋本左内関連史料修復のためのガバメントクラウドファンディングを実施し、目標額を超える寄附を集めることができたため、予定より多くの史料の修復が可能となった。

3. 歳入、歳出の推移

（単位：千円）

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
歳入	A 予算現額	4	2	8,573
	B 決算額（収入済額）	46	46	9,282
	C 差額（A－B）	△42	△44	△709
歳出	D 予算現額	496	2,130	11,470
	E 決算額（支出済額）	396	2,037	11,081
	F 繰越額	－	－	－
	G 不用額（D－(E+F)）	100	93	389

増減の理由

【令和4年度】前年度まで管理費に計上していた受入れ資料の燻蒸業務委託を当事業に振替えたほか、予算要求時のシーリングのために延期していた資料の修復業務委託を再開したため。

【令和5年度】橋本左内生誕190年に向けた左内関連史料修理のためのガバメントクラウドファンディングを実施、目標額以上の寄附を集めたため。

4. 歳入の内訳（令和5年度）

（単位：千円）

款・項・目	決算額	主な内容
17 財産収入		
01 財産運用収入	25	福井市歴史博物館基金利子
02 利子及び配当金		
18 寄附金		
01 寄附金	9,257	橋本左内関連書簡卷子修復事業にかかる寄附金（クラウドファンディング）
03 教育費寄附金		
合計（＝3のB）	9,282	

5. 歳出の内訳（令和5年度）

（単位：千円）

節	決算額	主な内容
07 報償費	614	資料審査委員会謝礼、クラウドファンディング返礼品
08 旅費	123	クラウドファンディングに係る出張旅費
10 需用費	908	消耗品、クラウドファンディング告知チラシ印刷
11 役務費	119	クラウドファンディング返礼品送料、クラウドファンディングサイト利用手数料
12 委託料	8,647	橋本左内関連書簡卷子修理、館蔵資料複製業務委託、クラウドファンディング広告デザイン、広告動画制作委託、収蔵庫燻蒸業務委託
13 使用料及び賃借料	551	クラウドファンディングサイト利用手数料
17 備品購入費	119	研究用学術図書購入費
合計（＝3のE）	11,081	

6. 監査の結果と意見

（1）資料収集について

博物館の資料の収集には、購入・寄贈・寄託の方法がある。「福井市立郷土歴史博物館資料購入・寄贈(寄託)に関する規程」には、以下のように、購入・寄贈・寄託の際に必要な手続きが定められている。

第1条 福井市立郷土歴史博物館(以下「郷土歴史博物館」という。)に、資料の購入、寄贈又は寄託(以下「購入等」という。)に関する事務を適切かつ円滑に行うため、福井市立郷土歴

史博物館資料審査委員会(以下「審査委員会」という。)及び福井市立郷土歴史博物館資料評価委員会(以下「評価委員会」という。)を置く。

第2条 福井市立郷土歴史博物館館長(以下「館長」という。)は、資料の購入等をしようとするときは、予めその資料について資料調査書(別記様式)を作成、提出して、資料の学術的評価及び収集の適否につき審査委員会に諮問しなければならない。

2 館長は、審査委員会の諮問を経て当該資料の購入をしようとする時は、更に価格及び手続等につき評価委員会に諮問しなければならない。

ここで、令和1年度～5年度の収集方法別の資料の受入件数実績は以下のとおりである。郷土歴史博物館では、資料購入のための予算を有しておらず、開館時より、資料を購入した実績はないとのことである。

	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
購入資料(件)	0	0	0	0	0
寄贈資料(件)	71	9	51	10	10
寄託資料(件)	105	130	7	1	1

【意見】	資料購入について
上記のとおり、郷土歴史博物館では、資料購入の実績がなく、郷土歴史博物館に保管されている資料は、寄贈されたものか寄託されたものとなっている。博物館法第三条一項では、博物館は、実物、標本、模写、模型、文献、図表、写真、フィルム、レコード等の博物館資料を豊富に収集し、保管し、及び展示する事業を実施することと定められている。すなわち、資料の収集は、博物館の事業の大きな柱であり、コレクションの質が郷土歴史博物館の魅力を左右するといっても過言ではない。 郷土歴史博物館は、地域の歴史にとって重要な資料を後世に伝える役割を担っている。寄贈や寄託された資料も貴重ではあるが、博物館法が定める「資料を豊富に収集する」という目的をより深く達成し、郷土歴史博物館にもっと興味を持っていただき、来館者数を増やしていくうえでも、魅力的で集客力のある資料を購入することも必要と考える。	

(2) 福井市歴史博物館基金について

福井市歴史博物館基金は、歴史に対する関心を高め、学術及び文化の発展に寄与するため、設置された。原資は、平成3年に豊島初音氏から寄付された115,000千円及び基金の運用から生じる収益金であり、その取扱いについては、「福井市歴史博物館基金条例」に定められている。

福井市歴史博物館基金の使用実績について確認したところ、運用収益の使用以外には、平成27年3月に6,000千円が取り崩されているのみであった。この取崩しは、平成26年度の企画展事業予算編成時に、郷土歴史開館10周年記念特別展開催のため、前年比予算の増額が必要にな

ったことに伴うものであった。なお、「福井市歴史博物館基金条例」には、基金の処分については、市長が事業の実施に必要な財源に充てる場合に限り、基金を処分できる旨が記載されている。現在の基金の残高は、115,059 千円である。

【意見】	福井市歴史博物館基金の活用について
福井市歴史博物館基金は、設置から今まで、一度しか使用実績がなく、また、その処分について条例でも明確に規定されていない。基金の設置目的は、歴史に関する関心を高め、学術及び文化の発展に寄与することであるが、取扱いが硬直化されていることで、その目的が達成しにくい状況にあるのではないかと考える。 どのような場合に基金を使用するのかを予め明確にしておくことで、基金を有効に活用していくことが必要と考える。	

9－6．歴史博物館調査研究費

1．事業の概況

事業名 (歳出予算科目)	大事業：歴史博物館調査研究費、中事業：歴史博物館調査研究費 (款：教育費、項：社会教育費、目：歴史博物館費)
事業の目的及び 必要性	市民等の知的要求に応え、展示その他の事業を展開するための前提となる調査研究の進展をはかる。
事業内容	収蔵資料及び郷土福井の歴史と文化に関する調査研究の推進
根拠法令等	博物館法・福井市立郷土歴史博物館の設置及び管理に関する条例
実施要綱等	－
第八次福井市総合計画における位置づけ	政策：文化や歴史、自然を、郷土の誇りとして未来につなぎ、個性豊かな魅力あるまちをつくる 施策：歴史や文化遺産を保存・継承し活用する
事業開始年度	－（過去から実施している事業である。）
事業終了年度(予定)	－（半永久的に続く事業である。）

2．事業の成果

当事業は、収蔵資料及び郷土福井の歴史と文化に関する調査研究の推進を目的とする事業であり、数値的な目標値を設定することが難しいため、目標値は定めていない。

3．歳入、歳出の推移

(単位：千円)

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
歳入	A 予算現額	－	－	－
	B 決算額（収入済額）	－	－	－
	C 差額（A－B）	－	－	－
歳	D 予算現額	193	210	193

出	E 決算額（支出済額）	193	200	157
	F 繰越額	—	—	—
	G 不用額（D－(E+F)）	0	10	36

増減の理由

【令和４年度】重要な増減なし。

【令和５年度】重要な増減なし。

４．歳入の内訳（令和５年度）（単位：千円）

該当なし。

５．歳出の内訳（令和５年度）（単位：千円）

節	決算額	主な内容
10 需用費	3	消耗品、学術雑誌購入
12 委託料	56	古文書解読デジタルデータ化業務
17 備品購入費	98	研究用学術図書購入費
合計（＝３のE）	157	

６．監査の結果と意見

特記すべき事項はない。

９－７．歴史博物館教育普及費

１．事業の概況

事業名 （歳出予算科目）	大事業：歴史博物館教育普及費、中事業：歴史博物館教育普及費 （款：教育費、項：社会教育費、目：歴史博物館費）
事業の目的及び 必要性	歴史・文化に関心を持つ層を広げ、博物館へのリピーターを確保する。学校やボランティアとの連携により利用者満足度を高める。
事業内容	体験講座や学校・親子向けの企画運営、ボランティア養成講座の開催
根拠法令等	博物館法・福井市立郷土歴史博物館の設置及び管理に関する条例
実施要綱等	—
第八次福井市総合計画における位置づけ	政策：文化や歴史、自然を、郷土の誇りとして未来につなぎ、個性豊かな魅力あるまちをつくる 施策：歴史や文化遺産を保存・継承し活用する
事業開始年度	H16 年度
事業終了年度(予定)	—(半永久的に続く事業である。)

2. 事業の成果

事業の成果を確認する指標及び目標値の推移

指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
博物館を利用した小中学校の数（校）	100	100	100

上記目標値に対する実績値の推移

指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
博物館を利用した小中学校の数（校）	40	59	59

事業の成果の達成・未達の理由

コロナ禍以降、校外学習での学校団体の来館実績が減少したため、目標値を達成できていない。

3. 歳入、歳出の推移

（単位：千円）

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
歳入	A 予算現額	※－	※－	※－
	B 決算額（収入済額）	－	－	－
	C 差額（A－B）	－	－	－
歳出	D 予算現額	1,037	1,034	1,039
	E 決算額（支出済額）	594	920	1,001
	F 繰越額	0	0	0
	G 不用額（D－(E+F)）	443	114	38

※複数の中事業に充当されている歳入、9－3 歴史博物館管理費に総額を掲載

増減の理由

【令和4年度】令和3年度はコロナ禍により衣装体験「へんしん越前屋」開催回数及びボランティアの活動回数が激減し、これに伴い委託料・報償費の支払が減少した。
【令和5年度】重要な増減なし。

4. 歳入の内訳（令和5年度）

（単位：千円）

款・項・目	決算額	主な内容
21 諸収入 07 雑入 06 雑入	－	歴史体験講座等参加費 （複数の中事業に充当されている歳入、 9－3 歴史博物館管理費に総額を掲載）
合計（＝3のB）	－	

5. 歳出の内訳（令和5年度）

（単位：千円）

節	決算額	主な内容
07 報償費	368	ボランティア活動交通費
10 需用費	64	消耗品、ワークシート印刷、体験用衣裝修繕
11 役務費	144	ボランティアだより郵送、体験用衣装クリーニング
12 委託料	425	衣装体験業務委託
合計（＝3のE）	1,001	

6. 監査の結果と意見

（1）学校団体利用アンケートについて

当事業は、児童・生徒を中心に、

- ① 気軽に参加できる講座や親しめる企画を開催し、歴史・文化に関心を持つ層を子どもから高齢者にまで拡大することで、利用者の幅を広げリピーターに繋げること、
- ② 地域の歴史や文化に対する理解と愛着を深めるとともに、学校・ボランティアなどからの評価を向上させること

を目的としている。年々、「総合的な学習の時間」コマ数が減少していることに伴って、学校団体の来館の機会が失われつつあるが、郷土歴史博物館は、児童・生徒たちの来館を促すよう学校への積極的な働きかけを継続している。

学校が郷土歴史博物館を見学・利用する場合には、「利用申込書」に博物館での活動内容等を記入し、FAX や E-mail で申込みを実施し、申込書をもとに学芸員と事前打合せを実施した上で、当日を迎える。料金については、小・中学生は免除申請をしなくても無料で観覧でき、引率者も利用申込書を提出すれば観覧無料となる。また、利用した学校に対しては、引率者である教員に対してアンケートを実施し、意見や感想を集めている。しかし、回収したアンケートについては、まとめて綴られているのみであり、特に集計や分析は実施していないことを確認した。

【意見】	アンケート結果の集計及び分析について
上記のとおり、郷土歴史博物館は、子どもたちの心を捉え、将来のファンを育むため、様々な教育普及事業に取り組んでいる。その中で、教員に実施し回収しているアンケート結果は、これらの取り組みの成果を測る貴重な指標となり得る。 しかし、現状ではアンケート結果の集計・分析が十分に行われていないため、各教員の貴重な意見が活かされず、今後の事業改善に繋がられていない。アンケート結果を丁寧に分析することで、子どもたちがどの展示に興味を示したのか、どのような活動を楽しんだのかといった具体的なデータを得ることができる。これらのデータを基に、より魅力的な教育プログラムを開発し、子どもたちの学習意欲を高めることができる。今後、アンケートの結果については、適切に集計・分析し、活きた声を事業に反映させていくことが必要と考える。	

9－8. 歴史博物館企画展事業

1. 事業の概況

事業名 (歳出予算科目)	大事業：歴史博物館企画展事業、中事業：歴史博物館企画展事業 (款：教育費、項：社会教育費、目：歴史博物館費)
事業の目的及び 必要性	最新の研究成果をふまえた企画展の開催により、福井の歴史・文化に関心を持つ市民の増加を図る一方、県内外からの来館者に対し福井の魅力を PR し観光人口の増加を図る。
事業内容	市民がふくいの歴史文化を学べる機会となり、観光資源としても PR できる企画展の開催
根拠法令等	博物館法・福井市立郷土歴史博物館の設置及び管理に関する条例
実施要綱等	－
第八次福井市総合計画における位置づけ	政策：文化や歴史、自然を、郷土の誇りとして未来につなぎ、個性豊かな魅力あるまちをつくる 施策：歴史や文化遺産を保存・継承し活用する
事業開始年度	平成 16 年度
事業終了年度(予定)	－ (半永久的に続く事業である。)

2. 事業の成果

事業の成果を確認する指標及び目標値の推移

指標	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
企画展事業（特別展）観覧者数（人）	26,200	26,200	26,200

上記目標値に対する実績値の推移

指標	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
企画展事業（特別展）観覧者数（人）	16,080	14,282	20,543

事業の成果の達成・未達の理由

コロナ禍で都道府県をまたぐ人の移動が制限・自粛された影響が大きかったため、目標値を達成できなかった。

3. 歳入、歳出の推移

(単位：千円)

項 目		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
歳入	A 予算現額 (※)	1,100	－	1,202
	B 決算額 (収入済額)	1,423	－	105
	C 差額 (A－B)	△323	－	1,097
歳出	D 予算現額	14,394	17,795	16,258
	E 決算額 (支出済額)	14,238	15,003	13,422

F 繰越額	—	—	—
G 不用額 (D－(E+F))	156	2,792	2,836

※複数の中事業に充当されている歳入、9－3 歴史博物館管理費に総額を掲載

増減の理由

【令和4年度】歳入 令和3年度は芸術文化振興基金助成金の採択あり。4年度は不採択
【令和5年度】歳入 デジタル田園都市国家構想交付金の採択あり。芸術文化振興基金助成金不採択。

4. 歳入の内訳 (令和5年度)

(単位：千円)

款・項・目	決算額	主な内容
14 使用料及び手数料 01 使用料 08 教育使用料	※－	特別展観覧料
15 国庫支出金 02 国庫支出金 07 教育費国庫補助金	105	令和5年度デジタル田園都市国家構想交付金
17 財産収入 02 財産売払収入 02 物品売払収入	※－	特別展図録販売収入
21 諸収入 07 雑入 06 雑入 09 教育費雑入 14 歴史博物館費雑入	※－	特別展講演会参加費
21 諸収入 07 雑入 06 雑入 09 教育費雑入 28 芸術文化振興基金助成金	0	(独法) 日本芸術文化振興会 芸術文化振興基金助成金 (応募の結果不採択)
合計 (= 3 の B)	105	

※複数の中事業に充当されている歳入、9－3 歴史博物館管理費に総額を掲載

5. 歳出の内訳 (令和5年度)

(単位：千円)

節	決算額	主な内容
07 報償費	1,806	展示会場もぎり・監視員交通費、借用謝礼等

08 旅費	265	特別展準備調査・資料借用／返却のための旅費
10 需用費	2,298	消耗品、看板、図録・ポスター・チラシ印刷
11 役務費	1,272	ポスター・チラシ等発送郵便料、新聞社との共催にかかる広告料等
12 委託料	7,743	展示資料輸送・展示、ポスター等デザイン業務、資料写真撮影業務
13 使用料及び賃借料	38	特別展関連企画におけるコミック作品の二次使用料
17 備品購入費	0	特別展の準備にかかる調査研究用図書購入費
合計（＝3のE）	13,422	

6. 監査の結果と意見

（1）企画展の目標値設定について

郷土歴史博物館では、市民が福井の歴史文化を学べる機会の提供や観光資源としてのPRを目的として、最新の研究成果を踏まえた企画展を開催している。企画展事業の展示テーマについては、福井市の総合計画策定時に、向こう5年間の大まかな予定を館内会議にて決定している。その際には、福井ゆかりの人物や出来事の記念の年（生誕〇〇周年など）などを参考にしているが、研究の進捗状況やNHK大河ドラマのテーマ決定など諸事情を勘案して、都度修正を実施している。なお、令和5年度に実施されている主な企画展の開催日数や観覧者数、収入金額及び総事業費は以下のとおりである。

	名称	開催日数 (日)	観覧者数 (人)	収入金額 (千円)	総事業費 (千円)
春季特別展	いまに残る一乗谷の記憶	34	2,922	815	3,109
夏季特別陳列	福井の里山 文殊山ゆかりの神仏	39	2,980	734	3,600
秋季特別展	THE 福井駅前 －写真と地図で振り返る 駅前120年の軌跡－	46	8,290	1,898	3,641

ここで、当事業では、企画展事業観覧者数を事業の成果を測る指標として設定しているが、当該指標については、各企画展での事業観覧者数目標が詳細に設定されているわけではなく、一律1日200人を目標として設定しているとのことであった。すなわち、目標値は、200人/日×各企画展開催日数合計として算出されている。

【意見】	企画展の適切な目標値設定について
郷土歴史博物館は、年に数回企画展を実施しており、企画展事業観覧者数を事業の成果を測る指標として設定している。しかしながら、事業観覧者数には、各企画展の特性等は織り込まれておらず、一律に200人/日と設定されている。そのため、各企画展のテーマや内容、広報活動の充実など、様々な要因によって大きく異なる集客力を見過ごしてしまう可能性が	

ある。例えば、人気の高い歴史人物をテーマとした企画展であれば、200 人/日を大きく上回る集客が見込める一方で、専門性の高いテーマの企画展では、目標達成が難しいケースも考えられる。このように、企画展ごとに異なる特性を考慮せず、一律の目標を設定することは、事業の成果を正確に評価する上での障害となるだけでなく、職員のモチベーション低下にもつながるおそれがある。

そのため、今後企画展については、企画展ごとに異なるテーマや内容、ターゲット層を設定し、それに合わせた集客目標を適切に設定することが必要と考える。

10. しごと支援課

10-1. 雇用奨励金事業

1. 事業の概況

事業名 (歳出予算科目)	大事業：雇用促進事業、中事業：雇用奨励金事業 (款：労働費、項：労働諸費、目：労働諸費)
事業の目的及び 必要性	市内に住所を有する就職困難者を雇用した市内事業主に対し、奨励金を支給することで、就職困難者の雇用継続・定着を図る必要がある。
事業内容	国の「特定求職者雇用開発助成金」支給期間終了後、引き続き 1 年以上雇用した事業主に奨励金を交付する。
根拠法令等	—
実施要綱等	福井市雇用奨励金交付要綱
第八次福井市総合計画における位置づけ	政策：新たなチャレンジを後押しし、活力と魅力あふれる商工業が発展しつづけるまちをつくる 施策：多様な人々が活躍できる雇用環境を推進する
事業開始年度	昭和 53 年度
事業終了年度(予定)	令和 5 年度受給資格認定新規受付終了

2. 事業の成果

事業の成果を確認する指標及び目標値の推移

指標	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
市内民間企業の障がい者雇用率 (%)	—	2.58	2.60
支援件数 (件)	36	50	50

上記目標値に対する実績値の推移

指標	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
市内民間企業の障がい者雇用率 (%)	2.63	2.57	2.61
支援件数 (件)	28	23	26

事業の成果の達成・未達の理由

奨励金の交付対象期間満了日までに自主退職する労働者が多かったため、支援件数が目標に達していない。

3. 歳入、歳出の推移

(単位：千円)

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
歳入	A 予算現額	—	—	—
	B 決算額（収入済額）	—	—	—
	C 差額（A－B）	—	—	—
歳出	D 予算現額	6,489	6,475	5,528
	E 決算額（支出済額）	4,789	3,561	4,102
	F 繰越額	—	—	—
	G 不用額（D－(E+F)）	1,700	2,914	1,426

増減の理由

【令和4年度】重要な増減なし。

【令和5年度】重要な増減なし。

4. 歳入の内訳（令和5年度）

(単位：千円)

該当なし。

5. 歳出の内訳（令和5年度）

(単位：千円)

節	決算額	主な内容
18 負担金、補助及び交付金	4,102	雇用奨励金交付
合計（＝3のE）	4,102	

6. 監査の結果と意見

特記すべき事項はない。

10-2. 障がい者雇用促進事業

1. 事業の概況

事業名 （歳出予算科目）	大事業：雇用促進事業、中事業：障がい者雇用促進事業 （款：労働費、項：労働諸費、目：労働諸費）
事業の目的及び 必要性	①事業主をはじめ広く市民への理解を深めるために、啓発行事を継続して実施することで事業主の意識の向上につなげ、障害者の就労の機

	会と継続的雇用を増やす。 ②障がいの有無に関わらず誰もがその能力に応じた雇用の場につき、地域で自立した生活を送ることができるような社会の実現を目指す。そのため、就職意欲のある障がい者に対して自己分析や求職活動の方法等を学ぶ機会を提供し、自ら求職活動を行える、能動的な雇用に繋げる必要がある。
事業内容	①特別支援学校生徒の作品の展示・販売や就労支援機器の体験等の障がい者雇用啓発イベントの実施。 ②障がい者がそれぞれの特性を理解し、自ら求職活動を行えるよう、就職意欲のある障がい者を対象とした、自己分析や模擬面接等を行う就職支援セミナーの開催。
根拠法令等	—
実施要綱等	—
第八次福井市総合計画における位置づけ	政策：新たなチャレンジを後押しし、活力と魅力あふれる商工業が発展しつづけるまちをつくる 施策：多様な人々が活躍できる雇用環境を推進する
事業開始年度	①平成 9 年度 ②平成 15 年度
事業終了年度(予定)	—（終了予定なし）

2. 事業の成果

事業の成果を確認する指標及び目標値の推移

指標	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
市内民間企業の障がい者雇用率 (%)	—	2.58	2.60
就職支援セミナー受講者数 (人)	15	15	15

上記目標値に対する実績値の推移

指標	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
市内民間企業の障がい者雇用率 (%)	2.63	2.57	2.61
就職支援セミナー受講者数 (人)	8	4	6

事業の成果の達成・未達の理由

セミナー参加条件（3日間出席・会場への送迎等）が参加者や就労支援事業所の利用者、事業所の都合に合わなかったため、受講者数が目標に達しなかった。

3. 歳入、歳出の推移

(単位：千円)

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
歳入	A 予算現額	—	—	—
	B 決算額（収入済額）	—	—	—
	C 差額（A－B）	—	—	—
歳出	D 予算現額	913	1,312	1,198
	E 決算額（支出済額）	792	1,070	1,079
	F 繰越額	—	—	—
	G 不用額（D－(E+F)）	121	242	119

増減の理由

【令和4年度】新型コロナウイルス感染症対策により、カリキュラムを見直したため。
【令和5年度】重要な増減なし。

4. 歳入の内訳（令和5年度）

（単位：千円）

該当なし。

5. 歳出の内訳（令和5年度）

（単位：千円）

節	決算額	主な内容
10 需用費	42	消耗品費
11 役務費	1	行政文書開示請求手数料
12 委託料	1,037	障がい者雇用促進啓発パネル作成業務委託料 障がい者向け就職支援セミナー委託料
合計（＝3のE）	1,079	

6. 監査の結果と意見

（1）障がい者雇用促進事業について

本事業では、障がい者の雇用を促進するため、就職意欲のある障がい者を対象に、自己分析や模擬面接等を行う就職支援セミナーなどを行っている。セミナー参加者数とその就職状況は次のとおりである。

	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
参加者数（人）	19	10	8	4	6
うち就職者数（人）	6	1	3	2	2

令和2年度以降、コロナ禍の影響を受けて参加者数は減少している。

参加者の送迎や支援員の付き添い等の対応が困難である、といった意見を受け、令和5年度からは、福井市が用意した会場に集まる方式ではなく、障がい福祉サービス事業所に出張しセミナ

一を開催する方式を導入するなど、運営の工夫を行い、参加者は増加傾向に転じている。

【意見】	企業や障がい福祉サービス事業者向けの支援について
運営の工夫等によりセミナー参加者は増加傾向にあるが、現状は、福井市が、障がい者を個別に支援する形式での事業となっている。障がい者の雇用促進という目的に向けて、より効果的な取り組みを検討する余地があると考え。 障がい者雇用が進まない大きな要因として、雇用する企業側の理解や体制が不十分であることが挙げられる。福井市も、福井労働局や福井県と共同で障がい者雇用推進セミナーを開催するなど、企業側への働きかけも行っているが、各企業における具体的な課題の解決を支援する、より踏み込んだ取り組みを行うことが効果的と考える。例えば、障がい者に担当してもらい業務をどのように設定すべきか、職場環境や管理体制などをどのように整備すべきかなど、その企業の実情に応じたアドバイスを行うことが考えられる。 また、障がい福祉サービス事業者に対する働きかけを行うことも効果的と考える。セミナーや障がい者を雇用する企業の見学会などを開催し、企業のニーズや実際の就労環境を理解してもらうことにより、就労に関する支援力向上を図ることなどが考えられる。 障がい者の雇用を促進するため、障がい者を支援するのみではなく、企業、障がい福祉サービス事業者など、関係者の環境を整備する取り組みを進めることも効果的と考える。	

（２）障がい福祉課における就労促進事業について

福井市は、令和３年３月に「第４次福井市障がい者福祉基本計画」を、令和６年３月に「第７期福井市障がい福祉計画」を策定し、福祉施設から一般就労への移行等に関する施策・目標を掲げている。これらの計画を中心的に推進するのは、福祉健康部障がい福祉課であり、当該課では次のような取り組みを行っている。

＜障がい者就労促進事業＞ 市の雇用調整員が一般企業に就職（一般就労）するための支援を行う。 ① 企業との調整・相談 ② 就労定着支援 ③ 会社見学会 ④ 就労体験事業

しごと支援課は、障がい福祉課が設置する福井市障がい者自立支援協議会の就労支援部会に参加し、障がい者雇用の啓発及び就労支援において連携体制を取っている。令和６年度には就労支援事業所の合同説明会と福井労働局、ハローワーク、福井県、高齢・障害・求職者雇用支援機構、福井市（しごと支援課・障がい福祉課）が主催のワークフェアを併せて開催するなど、連携を深めている。しかし、それ以外の事業での連携は限定的となっている。

【意見】	障がい福祉課との連携強化について
障がい者の雇用促進という目的に関して、商工労働部しごと支援課と福祉健康部障がい福	

祉課の2つの部署がそれぞれで事業を行っており、連携は限定的である。しごと支援課は企業との連携や企業の就労環境、企業への就職活動などに関する知見に強みがあり、障がい福祉課は障がい者及び障がい福祉サービス事業者等とのつながり、障がい者に関する理解が強みである。それぞれの強みを生かして、より一体となって事業を行うことが効果的であると考ええる。

10-3. 多様な人材発掘事業

1. 事業の概況

事業名 (歳出予算科目)	大事業：雇用促進事業、中事業：多様な人材発掘事業 (款：労働費、項：労働諸費、目：労働諸費)
事業の目的及び 必要性	高年齢者、若年・就職氷河期世代、子育てママなど多様な求職者の就職を実現させることで、雇用の安定化と地元企業の人材の確保を図る。
事業内容	市内中小企業等に対し、高年齢者雇用に関するセミナーを開催する。 また、若年・氷河期世代、子育てママなど多様な求職者等に対し、相談会や面接会等を行う。
根拠法令等	—
実施要綱等	—
第八次福井市総合計画における位置づけ	政策：新たなチャレンジを後押しし、活力と魅力あふれる商工業が発展しつづけるまちをつくる 施策：多様な人々が活躍できる雇用環境を推進する
事業開始年度	令和元年度
事業終了年度(予定)	— (終了予定なし)

2. 事業の成果

事業の成果を確認する指標及び目標値の推移

指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
参加者数(人)	102	102	102

上記目標値に対する実績値の推移

指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
参加者数(人)	46	59	72

事業の成果の達成・未達の理由

事業によっては、セミナー等の参加者数が伸びなかった。

3. 歳入、歳出の推移

(単位：千円)

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
歳入	A 予算現額	—	—	—
	B 決算額（収入済額）	—	—	—
	C 差額（A－B）	—	—	—
歳出	D 予算現額	463	412	416
	E 決算額（支出済額）	245	260	256
	F 繰越額	—	—	—
	G 不用額（D－(E+F)）	218	152	160

増減の理由

【令和4年度】重要な増減なし。

【令和5年度】重要な増減なし。

4. 歳入の内訳（令和5年度）

(単位：千円)

該当なし。

5. 歳出の内訳（令和5年度）

(単位：千円)

節	決算額	主な内容
10 需用費	11	印刷製本費
11 役務費	132	広告料
12 委託料	114	子育てママ託児委託料、リーフレット作成委託料
合計（＝3のE）	256	

6. 監査の結果と意見

(1) 若年・就職氷河期世代の支援について

国の「就職氷河期世代活躍支援プラン」（令和元年5月厚生労働省）、「就職氷河期世代支援プログラム」（令和元年6月閣議決定）は、氷河期世代の就労や社会参加を支援することを目的として策定された。

これらに基づき、福井県内では、福井労働局、福井県等から構成される「ふくい就職氷河期世代就職支援プラットフォーム」が設置され、具体的な支援計画が策定されている。その計画の下、福井労働局、ハローワーク、ふくい若者サポートステーション、ふくいジョブステーション等が中心となって、マッチング支援、相談支援、地域ネットワークの形成など、様々な取り組みを行っている。

福井市の事業は、若年や就職氷河期世代向けに相談会を開催し、就労に関する悩みの解決を支援するものである。相談会は年3回程度開催し、相談員としては、ハローワークやふくい若者

サポートステーションの職員が対応を行っている。福井市の事業は各機関の相談支援機能と重複するものであるが、福井市の広報ルートで呼びかけ、新たな相談者の掘り起こしを図るものとして行うものである。

福井市の実施する相談会の参加者及び就職者数の推移は次のとおりである。

	R3 年度	R4 年度	R5 年度
参加者数（人）	2	6	7
うち就職者数（人）	0	3	3

【意見】	若年・就職氷河期世代の支援に関する施策の検討について
福井労働局や福井県が中心となって氷河期世代への対応を行う中で、福井市が行う事業は小規模なものとなっている。福井労働局や福井県との連携を強化し、福井市としての役割を明確にし、必要な施策を検討することが必要と考える。 なお、福井市としては、どこにも相談に行けていない人を掘り起こすことが重要であり、どのようにそのような人へアプローチするかが課題、と考えている。福井市が多様なルートで積極的に広報、呼びかけを行うとともに、ひきこもりや生活困窮者の支援を行う福祉健康部福祉総合相談室や民間団体等と連携するなどにより、具体的な取り組みを進めていくことが必要と考える。	

（２）外国人労働者の支援について

全国の外国人労働者数は増加傾向にあり、福井労働局の発表によれば、福井県においても、令和５年１０月末時点の外国人労働者は１１,１０１人で前年同期比５３６人、５.１％の増加となり、過去最高の数字となっている。

国は外国人労働者の受け入れを支援する助成金等の制度を設け、また、各労働局でも外国人労働者相談コーナーを設けるなどにより、職業相談・職業紹介や雇用管理等の支援を行っている。福井県では、外国人労働者の受入環境整備を支援する補助金制度や、企業向け・外国人向けの相談窓口として「ＦＵＫＵＩ外国人材受入サポートセンター」を設置するなどの支援を行っている。

福井市においては、ハローワークや各機関の窓口の周知は行っているが、外国人労働者に関する主体的な施策は行っていない。

【意見】	外国人労働者に関する施策の検討について
企業での外国人労働者の雇用が進み、その数が増加する状況において、企業・労働者の双方において、様々な悩み、課題が生じていることが推察される。今後、技能実習生制度から育成就労制度への移行などに伴い、さらに外国人労働者が増加し、人材の流動化も進むことが予想される。 福井市として、企業・外国人労働者のそれぞれがどのような状況にあり、どのような課題があるのかを把握し、福井市として実施すべき施策を継続的に検討していくことが必要と考える。	

(3) 成果指標について

本事業の成果指標としては「2. 事業の成果」に記載のとおり、各セミナー・相談会等への参加者数が設定されている。

【意見】	成果指標の見直しについて
当該事業の目的は、高齢者、若年・就職氷河期世代、子育てママなど多様な求職者の就職を実現させることにより、雇用の安定化と地元企業の人材の確保を図ることである。現状の「参加者数」の指標は、どれだけ事業に参加があったかという活動状況を示しており、事業によりどれだけ効果があったか、目的が達成できたか、を評価することはできない。そのため、目的の達成状況を示す成果指標を設定することが必要と考える。例えば、高齢者を活用する企業の割合、若者・氷河期世代の正規雇用率、などが考えられる。	

10-4. U・Iターン就職促進事業

1. 事業の概況

事業名 (歳出予算科目)	大事業：雇用促進事業、中事業：U・Iターン就職促進事業 (款：労働費、項：労働諸費、目：労働諸費)
事業の目的及び 必要性	県内外の学生や求職者に対し、情報提供を行うとともに、福井で働くことについて具体的に考える場を提供し、U・Iターン就職を促進する。
事業内容	①大学生U・Iターン就職促進事業 県内外の学生を対象に、福井市で働くメリットや市内企業の魅力を伝える就活事業を開催する。 ②社会人U・Iターン就職促進事業 ハローワーク福井などと連携し、福井へのU・Iターン就職を希望する社会人を対象に、市内の民間企業の訪問や見学、就職・移住支援の情報提供、生活環境の確認などを行う事業（週末就活）を開催する。 ③就職支援PR事業 福井への就職を希望する県内外の方へ、嶺北市町の就職支援制度の情報提供を行うため、リーフレットを作成し、県・市の東京事務所や福井暮らしはたらくサポートセンター（Uターンセンター）などで配架する。
根拠法令等	—
実施要綱等	②福井市社会人U・Iターン就職促進事業助成金交付要綱
第八次福井市総合計画における位置づけ	政策：新たなチャレンジを後押しし、活力と魅力あふれる商工業が発展しつづけるまちをつくる

	施策：地元で働く魅力を発信する
事業開始年度	①平成 27 年度 ②平成 29 年度 ③令和元年度
事業終了年度(予定)	①③－（終了予定なし） ②令和 5 年度

2. 事業の成果

事業の成果を確認する指標及び目標値の推移

指標	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
嶺北 U・I ターン者数 (人)	695	710	725
市の就労支援を受けた者が市内企業へ就労した割合 (%)	—	35.3	45.7
大学生向け事業参加者数 (人)	48	60	70
社会人向け事業参加者数 (人)	50	35	22
リーフレット配布数 (部)	2,400	2,400	2,400

上記目標値に対する実績値の推移

指標	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
嶺北 U・I ターン者数 (人)	901	1,045	1,097
市の就労支援を受けた者が市内企業へ就労した割合 (%)	—	44.7	36.1
大学生向け事業参加者数 (人)	28	38	13
社会人向け事業参加者数 (人)	3	5	4
リーフレット配布数 (部)	2,400	2,338	2,400

事業の成果の達成・未達の理由

大学生向け事業参加者数：学生が知っている企業、志望する企業と、福井市が人材確保を支援する必要がある企業との間に隔たりがあり、参加者が集まらなかった。

社会人向け事業参加者数：オンライン等で企業と接触することが容易になり、移住希望者が直接企業を訪問するメリットが小さくなったため、参加者が集まらなかった。

3. 歳入、歳出の推移

(単位：千円)

項 目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
歳入 A 予算現額	3,090 (※1)	3,260 (※2)	2,247 (※3)
B 決算額 (収入済額)	3,531 (※1)	3,705 (※2)	1,500 (※4)

	C 差額 (A-B)	△441	△445	747
歳 出	D 予算現額	3,678	3,576	3,682
	E 決算額 (支出済額)	2,287	2,625	2,727
	F 繰越額	—	—	—
	G 不用額 (D-(E+F))	1,391	951	955

(※1) 地方創生推進交付金、ふるさと納税寄附金 (企業版)

(U・I ターン就職促進事業、旧就職支援事業)

(※2) 地方創生推進交付金、ふるさと納税寄附金 (企業版)

(U・I ターン就職促進事業、福井で働く魅力発信事業)

(※3) 地方創生推進交付金 (U・I ターン就職促進事業 1,600 千円、福井で働く魅力発信事業 647 千円)

(※4) ふるさと納税寄附金 (企業版) (U・I ターン就職促進事業 1,260 千円、福井で働く魅力発信事業 240 千円)

増減の理由

【令和4年度】重要な増減なし。

【令和5年度】当初予算で要求の地方創生推進交付金が不採択となったこと、当初予算で要求していなかったふるさと納税寄附金 (企業版) の歳入があったことによる。

4. 歳入の内訳 (令和5年度)

(単位: 千円)

款・項・目	決算額	主な内容
18 寄附金	1,500	ふるさと納税寄附金 (企業版) アクサ損害保険株式会社
01 寄附金		
05 総務費寄附金		
合計 (= 3 の B)	1,500	

5. 歳出の内訳 (令和5年度)

(単位: 千円)

節	決算額	主な内容
07 報償費	10	プロポーザル審査委員報酬
10 需用費	52	消耗品費、食糧費
11 役務費	503	郵便料、広告料
12 委託料	1,955	大学生事業企画運営業務委託料
13 使用料及び賃借料	183	大学生、社会人事業タクシー利用料
18 負担金、補助及び交付金	26	社会人事業助成金
合計 (= 3 の E)	2,727	

6. 監査の結果と意見

(1) U・Iターン就職促進事業について

大学生U・Iターン就職促進事業の参加者は、令和4年度までは30～40名程度であったものの、令和5年度では13名と大きく減少している。参加者が減少している理由について、福井市は次のように分析している。

- ・就職活動を行う大学3年生を主な対象としていたが、近年では、インターンシップへの参加による就職活動が主流となっており、企業見学が中心の本事業に興味をもたれなくなった。
- ・本事業では福井市が企業の選択肢を用意するため、訪問できる企業が限られてしまう。

そこで、令和6年度の事業では、主な対象者を就職活動が本格化する前の1、2年生とする、より多くの企業に参加を呼びかけ企業の選択肢を増やすなど、事業の見直しを行っている。さらに、福井市内に定住・就業する若者の奨学金返還を支援する制度を開始することなどにより、U・Iターン就職の促進を図っている。

また、社会人U・Iターン就職促進事業の参加者は、5名以下という状態が続いている。福井市は、コロナ禍においてオンライン面談の実施が一般的になり、社会人が仕事の合間を縫ってわざわざ福井の企業を見学しに来るということ自体が行われなくなったのではないかと分析している。令和5年度にはオンライン形式での実施も試みたが、参加者は1名のみであり、福井市が仲介するニーズはなかったと判断している。

これらの状況を踏まえ、福井市は令和5年度をもって本事業を終了している。今後、社会人のU・Iターンについては、移住定住促進の事業として、総務部未来づくり推進局移住定住交流課が中心となって推し進められることとなる。

【意見】	関係者との連携等による効果的な事業の実施について
福井市は大学生U・Iターン就職促進事業や社会人U・Iターン就職促進事業に関して、毎年度、事業の結果及び課題を分析し、柔軟に事業内容の見直しを行っており、適切に事業の管理が行われているものと評価できる。 今後、より効果的にU・Iターン就職を促進するためには、関係者との連携を一層強化し、また、関係者の取り組みを支援することが重要と考える。例えば、次のような取り組みが考えられる。 ・U・Iターン施策を重視する福井県や他市町との連携を強化、共同で事業を行うなどにより、全国から注目されるような事業を実施し、情報発信力を高める。 ・U・Iターン就職に積極的な企業（U・Iターンの採用枠を設ける、U・Iターン者向けの説明会を行う、オンライン面談を行うなど）の取り組みを支援する。 ・大学との連携を強化し、学生向けの情報発信を強化する。 ・SNSを単なるイベント情報の掲示板としてではなく、継続的かつ魅力あるコンテンツの提供、コミュニケーションのツールとして活用し、登録者・閲覧数を増加させ、情報発信	

力を強化する。

なお、U・Iターン就職の促進は、短期的に大きな成果を得ることは難しく、中長期的な視点で、試行錯誤しながら地道に事業を行っていくことが必要と考える。引き続き、事業の有効性や費用対効果などを評価しつつ、事業を見直しながら推進していくことが必要と考える。

10-5. 福井で働く魅力発信事業

1. 事業の概況

事業名 (歳出予算科目)	大事業：雇用促進事業、中事業：福井で働く魅力発信事業 (款：労働費、項：労働諸費、目：労働諸費)
事業の目的及び 必要性	地元企業に触れる機会の提供とポータルサイトやガイドブックによる周知を通して、地元での就職・就活を意識づける。
事業内容	①魅力ある福井の企業発信事業 大学生等が福井の企業の取材を行い、学生が感じた企業の魅力をInstagramで発信することで、多くの学生に企業の魅力の周知を図る。 ②地元高校生就職支援事業 進学を予定している市内高校生に対し、企業訪問を通じて、福井市にも特色や魅力がある企業があることを伝え、地元企業で働く意識を醸成させる。さらに、市内高校2年生に無料配布される地元企業情報冊子に、実施内容や参加者の声を掲載し、事業効果を広く波及させる。 ③保護者向け就活ガイド作成事業 県外大学に進学した学生を持つ保護者に対してガイドブックを配布し、福井で働く魅力を伝えてもらうことでUターン就職の促進につなげる。 ④ふくいおしごとネット情報発信事業 しごと支援課独自のポータルサイト「ふくいおしごとネット」にて市内企業情報や各種支援制度等の情報発信を行う。 ⑤福井の企業っていいネ！応援事業 自社の魅力や特色を十分に発信できておらず、認知度が上がらない市内中小企業に対して、問題提起と意識啓発のためのセミナーを行う。さらに、セミナーを受講した企業のうち、希望する企業に対しては、個別にコーディネーターを派遣し、採用に繋がる効果的なインターンシップの開催支援等、企業の認知度向上と採用力強化を図る。
根拠法令等	—
実施要綱等	—

第八次福井市総合計画における位置づけ	政策：新たなチャレンジを後押しし、活力と魅力あふれる商工業が発展しつづけるまちをつくる 施策：地元で働く魅力を発信する
事業開始年度	①③⑤令和4年度 ②令和2年度 ④平成22年度
事業終了年度(予定)	①②④⑤－（終了予定なし） ③令和5年度

2. 事業の成果

事業の成果を確認する指標及び目標値の推移

指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①企業発信事業参加者数（人）	－	40	20
②高校生就職支援事業参加者数（人）	15	20	20
③保護者向け就活ガイド配布数（部）	－	1,800	1,800
④ふくいおしごとネット登録企業数（社）	840	870	890
⑤インターンシップコーディネート企業数（社）	－	5	5

上記目標値に対する実績値の推移

指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①企業発信事業参加者数（人）	－	11	6
②高校生就職支援事業参加者数（人）	6	7	22
③保護者向け就活ガイド配布数（部）	－	1,381	1,691
④ふくいおしごとネット登録企業数（社）	855	883	899
⑤インターンシップコーディネート企業数（社）	－	5	5

事業の成果の達成・未達の理由

①学生が企業を取材し、企業の魅力を Instagram で発信する方法では、学生の参加を伸ばすことができなかった。
②③④⑤概ね目標どおり実施。

3. 歳入、歳出の推移

（単位：千円）

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
歳入	A 予算現額	－	－（※1）	－（※2）
	B 決算額（収入済額）	－	－（※1）	－（※3）
	C 差額（A－B）	－	－	－

歳 出	D 予算現額	1,104	3,479	3,834
	E 決算額（支出済額）	830	2,689	2,537
	F 繰越額	—	—	—
	G 不用額（D－(E+F)）	274	790	1,297

（※1）地方創生推進交付金、ふるさと納税寄附金（企業版）U・I ターン就職促進事業に記載

（※2）地方創生推進交付金 U・I ターン就職促進事業に記載

（※3）ふるさと納税寄附金（企業版） U・I ターン就職促進事業に記載

増減の理由

【令和4年度】魅力ある福井の企業発信事業、保護者向け就活ガイド作成事業、福井の企業
 っていいネ！応援事業を開始したため。

【令和5年度】重要な増減なし。

4. 歳入の内訳（令和5年度）

（単位：千円）

該当なし。

5. 歳出の内訳（令和5年度）

（単位：千円）

節	決算額	主な内容
17 報償費	600	コーディネーター謝礼
11 役務費	600	郵便料、広告料
12 委託料	1,185	チラシ作成委託料、業務運営委託料
13 使用料及び賃借料	153	タクシー賃借料、会場使用料
合計（＝3のE）	2,537	

6. 監査の結果と意見

（1）地元高校生就職支援事業について

地元高校生就職支援事業の参加者は、「2. 事業の成果」の指標のとおり、令和4年度まで10名以下であったが、令和5年度には20名以上となった。学校に聞き取った上で可能な限り生徒数分のチラシ配付をするなど、周知に力を入れた結果と福井市は分析している。

【意見】	教育委員会と連携したキャリア教育の推進について
本事業は、大学進学を予定している高校生に福井市の企業の魅力を伝え、地元企業で働く意識を醸成させることを目的としている。福井市の広報等の努力により参加者数は増加し、目標数も達成しているが、効果としては高校生20名程度に市内企業の魅力を伝えたに留まる。より多くの子供達が早期より市内企業の魅力を知り、将来の選択肢の一つとして考えることは重要であり、事業の対象者を広げるなどにより、本事業の効果をより大きなものとすることを検討することが必要と考える。しごと支援課単独の事業では、規模や周知に限界が	

あるため、学校におけるキャリア教育の一環又は延長として実施するなど、市教育委員会及び県教育委員会と連携した事業とすることが考えられる。

なお、本事業は、多くの児童・生徒が自分の将来について考え、企業や仕事に対する関心を持っている環境において効果を発揮するものとする。そのような環境を醸成する上で、キャリア教育が果たす役割は極めて大きい。現状においても市教育委員会は、福井市キャリア教育連絡協議会を設置し、経済団体やしごと支援課などと連携しながらキャリア教育に取り組んでいる。しかし、福井市の産業労働政策の観点からも、キャリア教育が一層効果的に推進されることが重要であり、商工労働部はその計画や実行においてより積極的に関与すべきものとする。また、企業や地域の参加を助け、様々な民間の取り組みを支援し、社会全体でキャリア教育を進める環境を構築する役割を担うことも重要である。

(2)「ふくいおしごとネット」について

福井市内の企業、特に中小企業は、情報発信不足による認知度の低さから、人材の確保が十分にできていない。そこで、福井市内の企業の企業概要や求人情報を求職者に対して発信し、市内企業の認知度を高め、福井市での就職促進を図ることを目的とし、福井市は「ふくいおしごとネット」の Web サイトを設置している。当該サイトは次のような機能を有している。

- ・市内企業の情報の提供
- ・登録企業による求人情報の提供
- ・情報発信（一般向け、企業向け、求職者向けの情報を掲示）
- ・企業向けダイレクトメール

本サイトは、900 社程度の企業が登録しており、それら企業の基本情報、事業内容、採用状況、労働条件のほか、企業の PR ポイントや PR 動画が掲載され、検索・閲覧が可能となっている。しかし、登録が必須となっている基本情報のみの記載にとどまっている企業も多く、必要な情報が得にくい印象を受ける。PR 動画まで掲載している企業は 30 社程度である。

求人情報に関しては、100 件程度（令和 6 年 12 月時点）が掲載されているが、直近 3 か月以内に新たに掲載された情報は 4 件であり、情報が頻繁に更新されていない印象を受ける。ハローワークインターネットサービスにより福井市の求人情報を検索すると 4,400 件程度、1 週間以内に掲載された情報でも 350 件程度あり、「ふくいおしごとネット」の情報量は相当に少ない。

情報発信機能、企業向けダイレクトメール機能では、しごと支援課が関係する事業や助成金の情報発信のほか、福井市全体の事業に関する情報発信などに使用されている。

なお、「ふくいおしごとネット」の年間アクセス数は次のとおりである。機能ごとの利用状況は把握されていない。

	R3 年度	R4 年度	R5 年度
年間アクセス数（回）	23,892	20,948	28,492

【意見】	「ふくいおしごとネット」の役割の見直しについて
「ふくいおしごとネット」には多様な機能があるが、企業情報の提供及び求人情報の提供の機能については、掲載されている情報の内容、量ともに十分ではない。企業情報については、多くの企業が自社 Web サイト等による情報発信を行っており、また、求人情報については、ハローワークや民間サイトの情報が充実する中で、企業側も求職者側も「ふくいおしごとネット」の機能を活用しているとは考え難い。 福井市としては、「ふくいおしごとネット」の情報発信、企業向けダイレクトメール機能を中心に活用しているとのことであった。それらの機能に特化するのであれば、現状のシステムは過大な機能を有していることになり、活用している機能に見合わない運用・保守等のコストを負担している可能性がある。商工振興課においては、特別なシステムは使用せず、福井市のホームページ及びメーリングリスト等により同様の情報発信を行っている。現状のシステム・機能を維持することが適当であるか、検討が必要と考える。 なお、次の事項についても併せて検討すべきである。 ・ しごと支援課と商工振興課のそれぞれで企業向けのダイレクトメール、メール配信サービスを有しているため、企業はそれぞれへの登録が必要となっている。両方の情報を希望する企業も多いと想像するため、登録、管理、機能の共通化を検討すべき。 ・ 企業情報の発信や求職情報の提供は、福井県が運営する就職情報サイト（291JOBS）と重複している。情報を登録・管理する企業の手間や、利用者の利便性の観点から、統合・共通化を検討すべき。 ・ 助成金等の情報入手先として、独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営する「J-Net21」や民間補助金サイトも活用されている。有用な情報発信の一つとして、そのようなサービスに積極的に情報登録することを検討すべき。	

（３）福井の企業っていいネ！応援事業について

「福井の企業っていいネ！応援事業」では、中小企業向けに採用力向上のためのセミナーを開催している。参加企業のうち希望する数社（令和５年度は５社）には、社会保険労務士をコーディネーターとして派遣し、インターンシップの開催を支援している。

【意見】	企業の魅力発信やインターンシップ開催に関する支援について
セミナーへ参加可能な企業、コーディネーターを派遣できる企業数は限られてしまうため、より多くの企業が積極的な取り組みを行うことを後押しする施策が必要と考える。 例えば、福井市が、企業の魅力発信やインターンシップ開催等に関する動画やマニュアルを作成、公表し、企業の自主的な取り組みの参考にしてもらうことが考えられる。また、魅力発信やインターンシップ開催などに関して、企業がコンサルタントを活用した場合の費用や、インターンシップ開催に関する費用を支援するようなことも考えられる。	

10-6. 福井市シルバー人材センター支援事業

1. 事業の概況

事業名 (歳出予算科目)	大事業：就業機会確保推進事業 中事業：福井市シルバー人材センター支援事業 (款：労働費、項：労働諸費、目：労働諸費)
事業の目的及び 必要性	高齢者が能力を積極的に活用できる就業を提供するシルバー人材センターを支援することにより、高齢者の生きがいの充実や社会参加の促進を図る。
事業内容	①福井市シルバー人材センターの運営を支援するため、補助金を交付する。 ②福井市シルバー人材センターへ無償貸与している施設「福井市ワークプラザ」の空調設備更新事業。
根拠法令等	高年齢者の雇用の安定等に関する法律 福井市ワークプラザ設置管理条例
実施要綱等	公益社団法人福井市シルバー人材センター運営事業補助金交付要綱
第八次福井市総合計画における位置づけ	政策：新たなチャレンジを後押しし、活力と魅力あふれる商工業が発展しつづけるまちをつくる 施策：多様な人々が活躍できる雇用環境を推進する
事業開始年度	①昭和 55 年度 ②令和 4 年度
事業終了年度(予定)	①－（終了予定なし） ②令和 6 年度

2. 事業の成果

事業の成果を確認する指標及び目標値の推移

指標	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
会員の就業率 (%)	80.0	70.5	71.0

上記目標値に対する実績値の推移

指標	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
会員の就業率 (%)	79.6	80.0	76.3

事業の成果の達成・未達の理由

福井市シルバー人材センターが積極的に就業機会の拡大に取り組んだため。

3. 歳入、歳出の推移

(単位：千円)

項 目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度

歳入	A 予算現額	—	8,100 (※)	5,300
	B 決算額 (収入済額)	—	5,600	4,600
	C 差額 (A-B)	—	2,500	700
歳出	D 予算現額	35,268	44,005	39,400
	E 決算額 (支出済額)	35,268	41,272	39,132
	F 繰越額	—	—	—
	G 不用額 (D-(E+F))	0	2,733	268

※新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金有

増減の理由

【令和4年度】ワークプラザ空調設備更新事業執行のため (令和4年度～令和6年度)
【令和5年度】ワークプラザ空調設備更新事業執行のため (令和4年度～令和6年度)

4. 歳入の内訳 (令和5年度)

(単位：千円)

款・項・目	決算額	主な内容
22 市債 01 市債 04 労働債	4,600	高齢者雇用促進施設整備事業債 (ワークプラザ空調設備更新事業)
合計 (= 3 の B)	4,600	

5. 歳出の内訳 (令和5年度)

(単位：千円)

節	決算額	主な内容
11 需用費	2	消耗品費
14 工事請負費	5,630	ワークプラザ空調設備更新事業
18 負担金、補助及び交付金	33,500	福井市シルバー人材センター運営事業補助金
合計 (= 3 の E)	39,132	

6. 監査の結果と意見

(1) 福井市シルバー人材センターに対する補助金について

公益社団法人福井市シルバー人材センター (以下、「シルバー人材センター」という。) が実施する高年齢者労働能力活用事業には、国及び福井市より次の補助金が交付される。

国：高年齢者就業機会確保事業費等補助金及び雇用開発支援事業費等補助金 (厚生労働省)
福井市：福井市シルバー人材センター運営事業補助金

国の補助金について、「高年齢者就業機会確保事業 (シルバー人材センター事業) 執行方針」及び補助金交付要綱では、次の額を交付することとされている。

- ・ 補助対象経費の2分の1の額かつ国の予算の範囲内
- ・ 地方公共団体からの補助金の総額を上限とする。

これに基づき、シルバー人材センターには、補助対象経費の範囲内で国と福井市より2分の1ずつの補助金が交付されることとなる。

国及び福井市の補助金の対象は次のとおりである。

区分	種目	対象経費	国	福井市
運営費	人件費	補助事業の管理に必要な次に掲げる経費 職員基本給、職員特別給与、職員諸手当、 社会保険料、法定福利費、福利厚生費、職 員退職給与引当金、退職金掛金	補助対象	補助対象
	管理費	補助事業の管理に必要な次に掲げる経費 旅費、備品費、消耗品費、会議費、印刷製 本費、通信運搬費、光熱水料、公租公課、 借料及び損料、保険料、諸謝金（基本 給）、諸謝金（特別給与）、諸謝金（諸手 当）、賃金（基本給）、賃金（特別給与）、 賃金（諸手当）、社会保険料、法定福利 費、福利厚生費、職員退職給与引当金、退 職金掛金、研修費、訓練委託費、雑役務費	補助対象	補助対象
事業費	高 齢 者 活 用 ・ 現 役 世 代 雇 用 サ ポ ー ト 事 業	高齢者活用・現役世代雇用サポート事業の 実施に必要な次に掲げる経費 旅費、備品費、消耗品費、会議費、印刷製 本費、通信運搬費、光熱水料、公租公課、 借料及び損料、保険料、諸謝金（基本 給）、諸謝金（特別給与）、諸謝金（諸手 当）、賃金（基本給）、賃金（特別給与）、 賃金（諸手当）、社会保険料、法定福利 費、福利厚生費、職員退職給与引当金、退 職金掛金、研修費、訓練委託費、雑役務費	補助対象	補助対象
	介 護 分 野 就 業 機 会 促 進 事 業	介護分野就業機会促進事業の実施に必要な 次に掲げる経費 旅費、諸謝金（基本給）、諸謝金（諸手 当）、諸謝金（トライアル奨励金）	補助対象	—

国と福井市の補助金交付事務は別に行う体制となっている。シルバー人材センターからの補助金の交付申請や事業完了後の実績報告は、国と福井市のそれぞれに提出され、それぞれにおい

て審査がなされる。

補助対象経費についても、実績報告書と併せて提出される支出済額内訳表等の明細により、国と福井市のそれぞれで報告を受け、その内容を確認し、補助額を決定することとなる。福井市は、補助対象経費について、支出済額内訳表等の明細によりその内容を確認しているが、その根拠となる証憑の確認や、人件費・経費が補助対象事業として適正であるかの確認等を行っていない。補助対象経費が国と福井市で同一であり、国側でも審査を行っているため、福井市での詳細確認を省略しているとのことである。

【意見】	補助対象経費の適正性の確認について
福井市の補助金に関しては、福井市自身がその適正性を確認する責任を負っている。担当課においては、補助対象経費が妥当であるかなど、十分に確認を行い、心証を得た上で、補助金の交付を行うことが求められる。証憑の確認、人件費・経費の使用実態等の確認を行うことが必要と考える。	

（２）取得財産の処分制限について

シルバー人材センターが本事業の補助金により取得した財産に関して、次のように定められている。

＜公益社団法人福井市シルバー人材センター運営事業補助金交付要綱（以下、「要綱」という。）＞

（財産の処分の制限）

第14条 センターは、規則（※）第19条に規定するもののほか、取得財産等のうち取得価格又は効用の増加価格が50万円を超える機械及び重要な器具を処分しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

※ 「福井市補助金等交付規則」

＜福井市補助金等交付規則（以下、「市規則」という。）＞

（財産の処分の制限）

第19条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産を、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助金等の全部又は一部を返還し、若しくは当該財産の耐用年数を経過した場合又は市長が特に承認したときは、この限りでない。

要綱では、市規則の処分制限（補助金により取得した全ての財産の処分を制限）に加えて、取得価額等が50万円を超える機械及び重要な器具の処分を制限する、との記載となっている。しかし、福井市の担当者の認識では、市規則の処分制限にかかわらず、補助対象の機械及び重要な器具のうち、50万円を超えるものの処分のみを制限するという趣旨である、ということであった。

【意見】	要綱の記載等の見直しについて
補助金による取得財産の処分制限について、要綱の記載と福井市担当者の認識とに相違がある。福井市及び補助金受給者の認識に齟齬が生じないように、要綱の記載を見直すことが必要である。 また、現状の要綱の記載は次のような点も明確ではないため、見直す必要があると考える。 ・「取得財産等」が補助金により取得した財産に限定されるか否か ・「重要な器具」の定義 ・車両、構築物、建物附属設備、ソフトウェア等が対象であるか否か ・耐用年数を超過した場合の承認が必要であるか否か さらに、福井市の補助金は、市規則に基づき、全ての補助対象財産の処分を制限することを基本とする一方で、シルバー人材センターに対する補助金においては、制限の対象を「50万円を超える機械及び重要な器具」に限定している。対象を限定する理由は、制限の対象となる財産が多いと事務が煩雑となるため、とのことであったが、現状で50万円以下の補助対象財産は20件程度であり、市規則による基本的な取り扱いであっても、事務に大きな影響がないものとする。市規則の趣旨を尊重し、要綱で制限の対象を限定しないことも検討すべきと考える。 なお、補助対象財産の管理に関して、現状では、福井市は使用状況等の確認は行っていないとのことであるが、定期的にシルバー人材センターから使用状況の報告を受けることや、福井市が現物確認することを検討すべきと考える。	

10-7. 技能継承事業

1. 事業の概況

事業名 (歳出予算科目)	大事業：技能振興事業、中事業：技能継承事業 (款：労働費、項：労働諸費、目：労働諸費)
事業の目的及び 必要性	技能・技術職人が減少している中、卓越した技能を持つ職人が市内にいることを周知し、後継者の育成と技術の継承を図る。
事業内容	①技能功労者表彰事業 ②技能継承事業 福井市技能功労者の技能と仕事の魅力を広く市民に知ってもらうため、巡回パネル展、小中学校等への出前授業や職場見学の受入れを実施する。
根拠法令等	—
実施要綱等	福井市技能功労者選考委員会規則 福井市技能功労者表彰要綱

第八次福井市総合計画における位置づけ	政策：新たなチャレンジを後押しし、活力と魅力あふれる商工業が発展しつづけるまちをつくる 施策：地元で働く魅力を発信する
事業開始年度	①昭和 57 年度 ②令和 4 年度
事業終了年度(予定)	①（終了予定なし） ②令和 5 年度

2. 事業の成果

事業の成果を確認する指標及び目標値の推移

指標	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
パネル展巡回数（箇所）	—	4	4

上記目標値に対する実績値の推移

指標	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
パネル展巡回数（箇所）	—	4	4

事業の成果の達成・未達の理由

計画的に事業を遂行したため。

3. 歳入、歳出の推移

（単位：千円）

項 目		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
歳入	A 予算現額	—	—	—
	B 決算額（収入済額）	—	—	—
	C 差額（A－B）	—	—	—
歳出	D 予算現額	379	508	528
	E 決算額（支出済額）	303	392	367
	F 繰越額	—	—	—
	G 不用額（D－(E+F)）	76	116	161

増減の理由

【令和 4 年度】出前授業を開始したため。 【令和 5 年度】重要な増減なし。

4. 歳入の内訳（令和 5 年度）

（単位：千円）

該当なし。

5. 歳出の内訳（令和5年度）

（単位：千円）

節	決算額	主な内容
01 報 酬	11	選考委員会報酬
07 報償費	176	出前授業技能者謝礼、表彰記念品代
10 需用費	4	印刷製本費
12 委託料	77	パネル作成委託料、会場設営委託料
15 原材料費	100	出前授業材料費
合計（＝3のE）	367	

6. 監査の結果と意見

（1）技能継承に関する取り組みについて

技能功労者表彰は、優れた技能を有し、後継者の育成や福井市の産業発展に貢献した市内の技能者を表彰するものである。福井県内の職業団体等から候補者の推薦を受け、選考委員会で審査を行い、被表彰者を決定している。表彰の状況は次のとおりである。

	R3年度	R4年度	R5年度
被表彰者数（人）	9	9	5
被表彰者の職種	建築大工職、調理職、造園職、建築大工職、織物製造職、管工事職、土木技術職、洋菓子製造販売職、調理職	内装仕上職、織物製造職、管工事職、左官職、塗装職、板金職、看板職、建築大工職、調理職	調理職、醸造職、建築大工職、管工事職、和菓子製造職

パネル展では、市民ホール、ショッピングセンター、職業系高校等において、技能功労者を紹介するパネルを展示し、技能功労者の技能と仕事の魅力の発信を行っている。

令和6年度には、「ものづくりフェスタ」を開催し、優れた技を持つ職人（マイスター）による実演や、技能の体験ができるような企画を行うなど、一層の周知を図るための工夫も行っている。

【意見】	継承されるべき技能の明確化とその魅力発信について
福井市内に多様な技能・職種がある中で、技能功労者表彰、パネル展、フェスタ等で紹介できる技能は限られる。福井市内の技術の継承という目的のためには、福井市として継承されるべきと考える技能・職種を明確にし、それらの魅力を発信していく取り組みも必要と考える。 そのためには、キャリア教育やふるさと教育を推進する市及び県の教育委員会との連携も重要である。魅力ある技能・仕事が多にあることを認識し、将来の選択肢として考え	

てもらえるよう、学校でのキャリア教育などで活用してもらえるコンテンツを作成することが効果的であるとする。

（２）成果指標について

本事業においては、「パネル展巡回数」が事業の成果を測定する指標として設定されている。

【意見】	成果指標の見直しについて
本事業は、卓越した技能を持つ職人が福井市内に在ることを周知し、後継者の育成と技術の継承を図ることを目的としている。「パネル展巡回数」の指標は、福井市としての事業活動の状況を示すものではあるが、事業によりどれだけ効果があつたか、目的が達成できたか、を評価することはできない。そのため、目的の達成状況を示す成果指標を設定することが必要と考える。例えば、担い手不足となっている業種での「職人の数」や、「技能功労者表彰の認知度」といったものが考えられる。	

10－8．勤労者生活対策利子補給事業

1．事業の概況

事業名 (歳出予算科目)	大事業：勤労者生活安定対策推進事業 中事業：勤労者生活対策利子補給事業 (款：労働費、項：労働諸費、目：労働諸費)
事業の目的及び 必要性	県が実施している育児・介護休業生活資金融資制度の利用を促進することで、仕事と生活等の両立を目指し、休業制度の普及と休業時の生活の安定を図る。また、住宅を新築、購入又は増改築を促進することで、勤労者の生活の向上と定住を図る。
事業内容	①勤労者育児・介護休業生活資金利子補給事業 育児・介護休業を取得する福井市内の勤労者が、県が実施する「福井県育児・介護休業生活資金融資」制度を利用した場合に、その利子を補給する。 ②勤労者住宅資金利子補給事業 勤労者が市内に自己居住用の住宅を新築・購入又は増改築するために北陸労働金庫から借り入れた住宅資金に対し、県の利子補給の対象額を超える部分に対し、市が利子の一部を補給する。
根拠法令等	—
実施要綱等	①福井市育児・介護休業生活資金利子補給等助成要綱 ②福井市勤労者住宅資金利子補給要綱
第八次福井市総合計画における位置づけ	—
事業開始年度	①平成7年度

	②平成 13 年度
事業終了年度(予定)	①令和 4 年度新規受付終了 ②令和 3 年度新規受付終了

2. 事業の成果

事業の成果を確認する指標及び目標値の推移

指標	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
①新規利子補給件数 (件)	1	1	—
②新規利子補給件数 (件)	50	—	—

上記目標値に対する実績値の推移

指標	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
①新規利子補給件数 (件)	0	0	—
②新規利子補給件数 (件)	49	—	—

事業の成果の達成・未達の理由

家族や親族間で解決できるケースが多く、融資制度そのものの利用実績が非常に少ないため。

3. 歳入、歳出の推移

(単位：千円)

項 目		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
歳入	A 予算現額	—	—	—
	B 決算額 (収入済額)	—	—	—
	C 差額 (A-B)	—	—	—
歳出	D 予算現額	2,729	2,484	1,883
	E 決算額 (支出済額)	2,613	2,242	1,802
	F 繰越額	—	—	—
	G 不用額 (D-(E+F))	116	242	81

増減の理由

【令和 4 年度】重要な増減なし。

【令和 5 年度】重要な増減なし。

4. 歳入の内訳 (令和 5 年度)

(単位：千円)

該当なし。

5. 歳出の内訳（令和5年度）

（単位：千円）

節	決算額	主な内容
18 負担金、補助及び交付金	1,802	勤労者住宅資金利子補給金
合計（＝3のE）	1,802	

6. 監査の結果と意見

特記すべき事項はない。

10-9. 勤労者等融資事業

1. 事業の概況

事業名 （歳出予算科目）	大事業：勤労者生活安定対策推進事業、中事業：勤労者等融資事業 （款：労働費、項：労働諸費、目：労働諸費）
事業の目的及び 必要性	勤労者等の生活の安定と福祉の増進を図る。
事業内容	福井市内に居住する勤労者等が、生活に必要な資金を低利で借りることができるよう、福井信用金庫及び北陸労働金庫が行う融資制度の原資を預託する。年度当初に金融機関に預託し、年度末に金融機関から市に返還する。
根拠法令等	福井市勤労者及び就業者の融資に関する条例 福井市勤労者及び就業者の融資に関する条例施行規則
実施要綱等	福井市勤労者及び就業者の融資に係る融資利率に関する要綱
第八次福井市総合計画における位置づけ	－
事業開始年度	昭和 59 年度
事業終了年度(予定)	－（終了予定なし）

2. 事業の成果

事業の成果を確認する指標及び目標値の推移

指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
新規融資件数（件）	60	50	50

上記目標値に対する実績値の推移

指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
新規融資件数（件）	61	61	89

事業の成果の達成・未達の理由

多くの方が生活に必要な資金の融資を低利で受けられており、効果的であると考えられるため。

3. 歳入、歳出の推移

(単位：千円)

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
歳入	A 予算現額	162,734	140,446	128,799
	B 決算額（収入済額）	162,734	140,446	128,799
	C 差額（A－B）	0	0	0
歳出	D 予算現額	162,734	140,446	128,799
	E 決算額（支出済額）	162,734	140,446	128,799
	F 繰越額	—	—	—
	G 不用額（D－(E+F)）	0	0	0

増減の理由

【令和4年度】重要な増減なし。

【令和5年度】重要な増減なし。

4. 歳入の内訳（令和5年度）

(単位：千円)

款・項・目	決算額	主な内容
21 諸収入		
03 貸付金元利収入	128,799	融資取扱金融機関からの預託金返還
02 労働費貸付金元利収入		
合計（＝3のB）	128,799	

5. 歳出の内訳（令和5年度）

(単位：千円)

節	決算額	主な内容
20 貸付金	128,799	融資取扱金融機関への預託金拠出
合計（＝3のE）	128,799	

6. 監査の結果と意見

(1) 勤労者向け融資制度について

福井市が設ける勤労者向け融資制度には次のものがある。

	福井市勤労者生活安定資金	福井市勤労者福祉増進資金
対象者	勤労者であって、次の要件に該当している方 ・ 福井市に住所を有していること。 ・ 償還能力を有していること。	

	・その他、取扱金融機関が定める要件を備えていること。	
資金使途	生活資金	生活資金、教育資金、福祉資金、住宅資金
融資限度額	200 万円	2,000 万円（福祉資金） 3,000 万円（住宅資金）
償還期間	7 年以内	取扱金融機関の定めによる
融資利率（年利）	1.6%（3 年以内償還） 1.9%（3 年超 7 年以内償還）	取扱金融機関の定めによる
取扱金融機関	北陸労働金庫 福井信用金庫（R5 年度まで）	北陸労働金庫
市からの預託金額	48,799 千円 前年度 9 月末残高を基に協調倍率 （市 1:金融機関 1.2）により算出	80,000 千円 毎年固定

※ 令和 5 年度の条件を記載している。

※ 令和 5 年度には、就業者生活応急対策資金の制度もあったが、過去数年利用はなく、令和 5 年度で廃止されたため、記載を省略している。

各融資制度の融資実行及び融資残高の状況は次のとおりである。

		R3 年度		R4 年度		R5 年度	
		件数 (件)	金額(千円)	件数(件)	金額(千円)	件数(件)	金額(千円)
福井市 勤労者	融資実行額	61	54,010	61	60,570	89	99,950
生活安定資金	年度末 融資残高	254	120,047	208	104,833	196	133,735
福井市 勤労者	融資実行額	871	6,349,829	895	6,227,135	928	7,447,485
福祉増進資金	年度末 融資残高	5,678	46,208,758	5,685	46,576,083	5,719	47,935,999

勤労者生活安定資金の融資条件は、福井市の規則又は要綱により具体的に定められている。

一方で、勤労者福祉増進資金の融資条件は、取扱金融機関の定めによることとされている。福井市と取扱金融機関の間で、金利の決定方法や設定水準の取り決めもなく、市民に有利な条件で融資することについての取り決めもない。当該融資の実行においては、取扱金融機関の一般向

け融資と同一の条件が適用されているとのことである。

なお、当該取扱金融機関の Web サイトにおける自治体連携融資の案内ページには、福井市の勤労者福祉増進資金の記載はなく、店舗においても当該制度の案内は確認できなかった。

【指摘事項】	勤労者福祉増進資金の必要性の再検討について
福井市の資金を預託金として拠出するのであれば、市民が一般融資よりも有利な条件で融資を受けられる、融資を受けやすくなる、といった効果が明確にあるべきものとする。しかし、勤労者福祉増進資金については、福井市が預託金を拠出しているにもかかわらず、融資条件は一般向けと同一であり、市民が明確な恩恵を受けている状況は確認できない。 福井市の担当者からは、変動金利において、通常であれば利率が上がるところを据え置く等の措置が可能となっている、との説明があったが、実際にそのような措置が取られ、市民が恩恵を受けているかどうかは確認されていない。 また、福井市が預託金を拠出することにより、取扱金融機関の融資利率が他行より低く抑えられていれば効果があるものと考えている、との説明もあったが、福井市の預託金は市内向け融資残額の 0.1～0.2%程度であり、一般向け融資の利率に与える影響は極めて限定的と思われる。加えて、他市町は同制度の預託金は拠出しておらず、福井市単独の拠出金により、他市町の住民も恩恵を受ける一般向け融資の金利引き下げ効果を期待することには違和感がある。 勤労者福祉増進資金は、現状では、市民を支援する制度融資としての性格は薄く、また本融資に関して福井市から拠出する預託金の額は毎年固定であり、金融機関の運営を支援する融資的な性格が強いものになってしまっていると考えられる。本預託制度により市民が享受する利益は少なく、その必要性を再検討すべきである。	

（２）勤労者向け融資制度の広報について

福井市の勤労者向け融資制度については、福井市のホームページ、ふくいおしごとネット、北陸労働金庫の営業・窓口、各商工会から会員への通知等により周知を行っているとのことである。

【意見】	福井市からの直接的かつ積極的な広報について
福井市のホームページ、ふくいおしごとネットによる周知は、市民が能動的に検索をしなければ情報を得ることができない。北陸労働金庫の店舗では、福井市の制度融資のチラシ等が目に付くところに設置されてなく、積極的に周知はされていないと感じる。 市民の目に留まるよう情報を発信することが必要であり、年度ごと、少なくとも制度変更や金利改定のタイミングで、福井市の広報誌などを活用し、積極的に周知を図るべきと考える。	

10-10. 中小企業労働相談事業

1. 事業の概況

事業名 (歳出予算科目)	大事業：雇用環境改善促進事業、中事業：中小企業労働相談事業 (款：労働費、項：労働諸費、目：労働諸費)
事業の目的及び 必要性	各種助成制度の周知のほか、労働条件や労使関係など様々な問題を抱える中小企業の事業主、従業員に対して、専門知識を持つ中小企業雇用促進相談員が相談受付・助言等行う体制を構築し、市内企業の雇用情勢の向上を図る。
事業内容	・企業訪問による雇用情勢の聞き取り、各種助成制度の周知 ・各種労働相談対応
根拠法令等	—
実施要綱等	福井市中小企業雇用促進相談員設置要綱
第八次福井市総合計画における位置づけ	—
事業開始年度	昭和 60 年度
事業終了年度(予定)	— (終了予定なし)

2. 事業の成果

当事業は事務経費であるため、事業の成果を確認する目標値は定めていない。

3. 歳入、歳出の推移

(単位：千円)

項 目		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
歳 入	A 予算現額	—	—	—
	B 決算額 (収入済額)	—	—	—
	C 差額 (A-B)	—	—	—
歳 出	D 予算現額	4,398	4,478	4,401
	E 決算額 (支出済額)	4,386	4,448	4,391
	F 繰越額	—	—	—
	G 不用額 (D-(E+F))	12	30	10

増減の理由

【令和 4 年度】重要な増減なし。

【令和 5 年度】重要な増減なし。

4. 歳入の内訳 (令和 5 年度)

(単位：千円)

該当なし。

5. 歳出の内訳 (令和 5 年度)

(単位：千円)

節	決算額	主な内容
01 報酬	3,716	会計年度任用職員報酬
03 職員手当等	439	会計年度任用職員手当
08 旅費	238	会計年度任用職員旅費（通勤手当）
合計（＝3のE）	4,391	

6. 監査の結果と意見

特記すべき事項はない。

10-11. 中小企業退職金共済等加入促進事業

1. 事業の概況

事業名 (歳出予算科目)	大事業：雇用環境改善促進事業、中事業：中小企業退職金共済等加入促進事業 (款：労働費、項：労働諸費、目：労働諸費)
事業の目的及び 必要性	単独では退職金制度を設けることが困難な中小企業の労働者の福祉増進のために、国の安全で有利な退職金制度である「中小企業退職金共済制度」や「特定退職金共済制度」への市内中小企業の加入を促進する。
事業内容	中小企業退職金共済制度及び特定退職金共済制度に新規加入した市内中小企業者に対し、新規加入後1年間の掛金（福井市に住所を有する従業員1人1ヶ月当たり5,000円を上限とする）の10%、1事業所100,000円を限度に奨励金として交付する。
根拠法令等	—
実施要綱等	福井市中小企業退職金共済等加入促進奨励金交付要綱
第八次福井市総合計画における位置づけ	—
事業開始年度	昭和62年度
事業終了年度(予定)	令和5年度

2. 事業の成果

事業の成果を確認する指標及び目標値の推移

指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
新規加入事業所数（事業所）	46	46	46

上記目標値に対する実績値の推移

指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度

新規加入事業所数（事業所）	21	23	23

事業の成果の達成・未達の理由

市内中小企業のほとんどが退職金制度を設けていることにより、新規加入事業所数が減っているため。

3. 歳入、歳出の推移

（単位：千円）

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
歳入	A 予算現額	—	—	—
	B 決算額（収入済額）	—	—	—
	C 差額（A－B）	—	—	—
歳出	D 予算現額	721	1,002	758
	E 決算額（支出済額）	267	223	359
	F 繰越額	—	—	—
	G 不用額（D－(E+F)）	454	779	399

増減の理由

【令和4年度】加入事業所の従業員数によって変動するため。

【令和5年度】加入事業所の従業員数によって変動するため。

4. 歳入の内訳（令和5年度）

（単位：千円）

該当なし。

5. 歳出の内訳（令和5年度）

（単位：千円）

節	決算額	主な内容
18 負担金、補助及び交付金	359	中小企業退職金共済制度加入促進奨励金 特定退職金共済制度加入促進奨励金
合計（＝3のE）	359	

6. 監査の結果と意見

特記すべき事項はない。

10-12. 魅力ある職場づくり推進事業

1. 事業の概況

事業名 （歳出予算科目）	大事業：雇用環境改善促進事業 中事業：魅力ある職場づくり推進事業

	(款：労働費、項：労働諸費、目：労働諸費)
事業の目的及び必要性	労働力人口の減少が課題となっている中で、多様で柔軟な働き方が可能な職場環境の実現を目的として、「働き方改革」が進められている。そのような状況の中、働きやすい職場環境の整備や各企業における働き方改革に取り組む企業を支援する。
事業内容	①育児・介護休業等取得推進企業応援事業 育児・介護と仕事の両立を推進するため、市内中小企業の事業主が労働者に休業や短時間勤務制度等を利用させた場合に奨励金を支給する。 ②働きやすい就労環境啓発事業 働き方改革をはじめ、働きやすい職場環境づくりを啓発するセミナーをあいおいニッセイ同和損害保険株式会社との共催で開催する。
根拠法令等	—
実施要綱等	①福井市育児応援企業養成奨励金交付要綱 福井市目指せ介護離職ゼロ推進奨励金交付要綱
第八次福井市総合計画における位置づけ	政策：新たなチャレンジを後押しし、活力と魅力あふれる商工業が発展しつづけるまちをつくる 施策：多様な人々が活躍できる雇用環境を推進する
事業開始年度	①平成 28 年度 ②平成 29 年度
事業終了年度(予定)	①令和 5 年度 ②—（終了予定なし）

2. 事業の成果

事業の成果を確認する指標及び目標値の推移

指標	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
①奨励金支給企業数（社）	14	15	15
②セミナー参加企業数（社）	40	40	40

上記目標値に対する実績値の推移

指標	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
①奨励金支給企業数（社）	2	4	2
②セミナー参加企業数（社）	31	27	31

事業の成果の達成・未達の理由

①奨励金交付の対象が、令和 3 年度までは「初めて」育児短時間勤務制度等を利用した事業主

であったため、新規で制度を利用した企業数が少なかった。令和4年度からは「初めて」の条件を無くしたが、事業の周知が足りていなかった。令和5年度においては予算の都合上、2件を受付けた時点で事業を終了としたため。

②コロナ禍でセミナーの対面受講がしにくい状況となっていたことや、企業の目を引くテーマ設定ができていなかったため。

3. 歳入、歳出の推移

(単位：千円)

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
歳入	A 予算現額	—	—	—
	B 決算額 (収入済額)	—	—	—
	C 差額 (A-B)	—	—	—
歳出	D 予算現額	999	966	878
	E 決算額 (支出済額)	227	250	177
	F 繰越額	—	—	—
	G 不用額 (D-(E+F))	772	716	701

増減の理由

【令和4年度】重要な増減なし。

【令和5年度】重要な増減なし。

4. 歳入の内訳 (令和5年度)

(単位：千円)

該当なし。

5. 歳出の内訳 (令和5年度)

(単位：千円)

節	決算額	主な内容
11 役務費	25	郵便料
12 委託料	53	チラシ作成委託料
18 負担金、補助及び交付金	100	育児・介護奨励金
合計 (= 3 の E)	177	

6. 監査の結果と意見

(1) 育児・介護休業等取得推進企業応援事業について

本事業で支給する奨励金は次のとおりである。

奨励金	要件	奨励金の額
育児応援企業養成奨励金	・男性労働者が2週間以上の育児休業を利用 ・1か月以上の育児短時間勤務制度等を利用	50千円

目指せ介護離職 ゼロ推進奨励金	・労働者が2週間以上の介護休業・介護短時間 勤務制度等を利用	50千円 又は100千円

奨励金の支給実績は次のとおりである。

	R3 年度	R4 年度	R5 年度
育児応援企業養成奨励金（件）	2	4	2
目指せ介護離職ゼロ推進奨励金（件）	0	0	0

これらの奨励金給付事業は、福井県又は国に類似する制度があり、そちらの支援内容が充実していることを理由として、令和5年度で終了となった。

なお、福井県勤労者就業環境基礎調査報告書によれば、県内の育児休業・介護休業等の取得状況は次のとおりである。

	R 元年度	R5 年度
女性育児休業取得率（※1）（％）	89.7	96.7
男性育児休業取得率（※1）（％）	6.4	31.4
介護休業取得率（※2）（％）	0.132	0.107

※1 出産者人数に対する割合

※2 雇用者数に対する休業取得者の割合

【意見】	国・県との連携強化等による効果的な施策の検討について
ワークライフバランスの実現や男女共同参画が推進される中、本事業の奨励金を受給した企業は少数にとどまり、制度が有効に機能したとは言えない。奨励金の利用が低迷した要因の一つとして、制度の周知不足が考えられる。国や県との連携を含め、周知を十分に行うべきであったと考える。また、奨励金の額が少なく、注目されなかったことも利用が低迷した要因として考えられる。本制度自体は既に終了しているが、今後の施策設計・実施に際しては、これらの要因を十分に考慮すべきである。 なお、男性育児休業や介護休業等は、まだ十分に活用されているとは言えず、引き続き利用拡大に向けた施策が必要と考える。福井市は奨励金という形での支援制度を終了したが、国や県との連携を密にし、有効な施策を進めていくことが必要と考える。	

（2）女性活躍促進課との連携について

しごと支援課においては、魅力ある職場づくりによる雇用促進の観点から、働きやすい職場環境整備の啓発、育児休業・介護休業取得の推進といった事業を行っている。

一方で、総務部未来づくり推進局女性活躍促進課は、男女共同参画や女性活躍に関する諸施策及び意識啓発、若者の結婚支援などを行っており、その一環として、職場環境の整備等に関する次のような事業を行っている。

・パパ育休 100%チャレンジ事業

- ・多様な働き方サポート事業
- ・企業×多様な働き方 優良事例発表会 online
- ・WEB 診断システム Fukurea（フクリエ）

【意見】	女性活躍促進課との連携について
しごと支援課と女性活躍促進課は、観点の違いはあるものの、重複又は密接に関連するテーマを取り扱っている。現状においては、共同で事業を行うようなことは少なく、それぞれで事業を進めている状況にある。それぞれの知見、強みを生かし、より効果的に事業を推進するため、共同で事業を実施するなど、連携・調整を強化することが必要と考える。	

（３）成果指標について

本事業の成果指標としては「２．事業の成果」に記載のとおり、奨励金支給企業数、セミナー参加企業数が設定されている。

【意見】	成果指標の見直しについて
本事業の目的は、働きやすい職場環境の整備や各企業における働き方改革を促進することである。現状の指標は、福井市による支援の状況、事業への参加状況を示すものであり、どれだけ効果があったか、目的が達成できたか、を評価することはできない。そのため、目的の達成状況を示す成果指標を設定することが必要と考える。例えば、育休取得率・介護休業取得率、有給休暇取得率、平均超過勤務時間などが考えられる。	

１０－１３．しごと支援課事務諸経費

１．事業の概況

事業名 (歳出予算科目)	大事業：事務諸経費、中事業：しごと支援課事務諸経費 (款：労働費、項：労働諸費、目：労働諸費)
事業の目的及び 必要性	効率的な行政運営により市政の推進を図る
事業内容	事務費等
根拠法令等	—
実施要綱等	—
第八次福井市総合計 画における位置づけ	—
事業開始年度	—（過去から実施している事業である。）
事業終了年度(予定)	—（半永久的に続く事業である。）

２．事業の成果

当事業は事務経費であるため、事業の成果を確認する目標値は定めていない。

3. 歳入、歳出の推移

(単位：千円)

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
歳入	A 予算現額	6	6	21
	B 決算額 (収入済額)	6	6	17
	C 差額 (A-B)	0	0	4
歳出	D 予算現額	701	787	843
	E 決算額 (支出済額)	676	757	807
	F 繰越額	—	—	—
	G 不用額 (D-(E+F))	25	30	36

増減の理由

【令和4年度】重要な増減なし。

【令和5年度】重要な増減なし。

4. 歳入の内訳 (令和5年度)

(単位：千円)

款・項・目	決算額	主な内容
14 使用料及び手数料		
01 使用料	6	ワークプラザ使用料
04 労働使用料		
21 諸収入		
07 雑入	11	勤労者等融資制度の繰上げ償還に伴う、未組織
06 雑入		勤労者信用保証料の戻入
合計 (= 3 の B)	17	

5. 歳出の内訳 (令和5年度)

(単位：千円)

節	決算額	主な内容
10 需用費	346	消耗品費、印刷製本費
11 役務費	47	専用回線料
13 使用料及び賃借料	415	公用車賃借料、公用車駐車場賃借料
合計 (= 3 の E)	807	

6. 監査の結果と意見

特記すべき事項はない。

以上